

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和6年6月28日

【事業年度】 第66期（自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日）

【発行者の名称】 欧州投資銀行
(European Investment Bank)

【代表者の役職氏名】 Sandeep Dhawan
(資本市場部ヘッド・オブ・ディビジョン)
Xavier Leroy
(資本市場部キャピタル・マーケット・オフィサー)

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒 丸 博 善
弁護士 海 江 田 光
弁護士 奥 村 文 彦

【住所】 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー23階
T M I 総合法律事務所

【電話番号】 (03) 6438-5511

【縦覧に供する場所】 該当なし

- (注) 1. 本書中、「発行者」「EIB」または「当行」とは、欧州投資銀行を意味する。
2. 本書中、「ユーロ」または「EUR」と表示される金額は、欧州単一通貨を意味する。2024年5月31日現在、株式会社三菱UFJ銀行により公表されたユーロに対する日本円の対顧客電信直物売買相場の中値は1ユーロにつき169.78円であった。
3. EIBの会計年度は暦年である。
4. 本書の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

第 1 【募集（売出）債券の状況】

募集債券の名称	発行年月	券面総額	償還額	会計年度末の 未償還額	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名
第 1 回 欧州投資銀行 豪ドル・円金利差額型 変動利付(当初固定利付) 円貨債券(2014)	2014年 3 月	5,000,000,000 円	0 円	5,000,000,000 円 ⁽¹⁾	該当なし

注(1) 2024年 3 月25日に全額償還済み。

売出債券の名称	発行年月	券面総額	償還額	会計年度末の 未償還額	上場証券取引所名又は登録証券業協会名
欧州投資銀行 2027年9月21日満期 期限前償還条項付 円建・円/ユーロ為替連 動債券	2007年9月	1,082,000,000 円	1,082,000,000 円	0 円	該当なし
欧州投資銀行 2023年3月満期 メキシコペソ建債券 (環境貢献債)	2020年3月	40,500,000 メキシコペソ	40,500,000 メキシコペソ	0 メキシコペソ	該当なし
欧州投資銀行 2023年3月満期 ブラジルリアル建債券 (円貨決済型) (環境貢献債)	2020年3月	20,360,000 ブラジルリアル	20,360,000 ブラジルリアル	0 ブラジルリアル	該当なし
欧州投資銀行 2023年3月満期 インドルピー建債券 (円貨決済型) (環境貢献債)	2020年3月	1,078,400,000 インドルピー	1,078,400,000 インドルピー	0 インドルピー	該当なし
欧州投資銀行 2023年10月満期 ブラジルリアル建債券 (円貨決済型) (環境貢献債)	2020年10月	21,650,000 ブラジルリアル	21,650,000 ブラジルリアル	0 ブラジルリアル	該当なし
欧州投資銀行 2023年10月満期 インドルピー建債券 (円貨決済型) (環境貢献債)	2020年10月	342,000,000 インドルピー	342,000,000 インドルピー	0 インドルピー	該当なし
欧州投資銀行 2024年12月満期 インドルピー建債券 (円貨決済型) (環境貢献債)	2021年12月	193,200,000 インドルピー	0 インドルピー	193,200,000 インドルピー	該当なし

2023年度中、EIBの経済的健全性およびEIBが業務を行う法的枠組みについて、本債券所有者の権利に重要な悪影響を与えるような変更はなかった。

第 2 【外国為替相場の推移】

豪ドル、ユーロ、ブラジルリアル、メキシコペソおよびインドルピーについては、そのそれぞれと円との間の為替相場が、日本国内において時事に関する事項を掲載する 2 以上の日刊新聞紙に最近 5 年間の会計年度において掲載されているため、記載を省略する。

(1) 【最近 5 年間の会計年度(又は事業年度)別為替相場の推移】

該当なし

(2) 【当会計年度(又は事業年度)中最近 6 月間の月別為替相場の推移】

該当なし

(3) 【最近日の為替相場】

該当なし

第3 【発行者の概況】

1 【発行者が国である場合】

該当事項なし

2 【発行者が地方公共団体である場合】

該当事項なし

3 【発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合】

(1) 【設立】

設立の根拠、設立年月日および沿革

欧州投資銀行（「EIB」）は、欧州連合（「EU」）の機関として設立され、EU機能条約（随時改正、補足済）（「TFEU」）第308条により完全な法人格を与えられている。EIBは独自の統治機関、収益源および金融業務を擁する。EIBは自己の債務についてのみ責任を負う。

EIBのガバナンスは、EU条約（「TEU」）およびTFEU（合わせて「両条約」）の第5付属議定書であり両条約の不可欠な一部であるEIB定款により定められる。EIBは両条約、EIB定款ならびにEUの特権および免責に係る第7議定書（「PPI」）をはじめとする両条約のその他すべての関連議定書の規定により統治される。

TFEU第308条および定款の規定に従い、EIBの構成員はEU加盟国（「加盟国」）である。EIBの資本金は、EIB定款第4.1条が定めるとおり、各加盟国によって応募される。EIBはこれまでEIBが発行した証券のいかなる元利金の支払も怠ったことがない。TFEU第309条および定款第16条に従い、EIBは、自身の財源および資本市場からの借入を利用し、投資に対して特に貸付金および保証の形で資金を供給する。EIBは、98-100, boulevard Konrad Adenauer, L-2950 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourgに所在する。

EIBは欧州投資基金（「EIF」）の主要株主でもある。EIFのその他の株主には、（EUの代表機関としての）欧州委員会およびその他の金融機関がある。EIFの中核的使命は、金融アクセス支援を提供することでEUの中小企業を支えることである。EIBグループはEIBおよびEIFで構成され、それぞれが法人格および法的自立性を備えた別個の法人を形成している。

目的

TFEU第309条に基づき、EIBは、資本市場にアクセスを有しその自己財源を活用することにより、EUの利益のために域内市場における安定的かつ均衡のとれた発展に貢献することを役割としている。この目的に向け、EIBは非営利で営業し、EU内の発展が充分でない地域を開発するプロジェクト、および、以下のプロジェクトが個々の加盟国内で利用可能な財源からの資金提供ではすべてが賄えない規模と性質のものである場合は、事業を現代化もしくは転換するまたは域内市場の確立または機能のために必要となった新たな活動を開発するプロジェクト、または複数の加盟国に共通の利益となるプロジェクトに、すべての経済部門において貸付および保証を行うことを要求されている。さらに、定款の規定に従い、EIBはEU域外のプロジェクトに対しても通常、EUと非加盟国との合意の枠内において、貸付および保証を行う。

法的地位、特権および免責特権

EIBは法人格を有し、各加盟国内においては当該各加盟国の法律のもとで法人に与えられる最も広範な法的資格を有する。EIBは自らの名において財産の取得および譲渡を行うことができ、また訴訟当事者能力を有する。

PPIに従い、EIBならびにその資産、収入およびその他の財産は、加盟国のあらゆる直接税を免除される。EIBはまた、EIBが所在する加盟国内における、資本金の増額に伴うあらゆる課税その他の賦課ならびに当該増額に伴うあらゆる法的手続を免除される。定款に基づき行われるEIBの活動は、加盟国内におけるいかなる取引高税の対象にもならない。

定款に基づく加盟国の義務の履行ならびに総務会および理事会によって採られた措置の法的有効性に関する一定の訴訟については特に、TFEUにより、欧州連合司法裁判所（「司法裁判所」）が専属的管轄権を有する。当該専属的管轄権に属するものを除き、加盟国の行なった保証に基づく請求を含む、EIBとその債権者または債務者との間の訴訟については、その基礎をなす契約関係の定めに従いそれぞれの国内管轄裁判所において行うことができる。PPIに基づき、加盟国内のEIBの財産および資産は、裁判所の判決を受けかつ司法裁判所がそれを承認した場合を除き、強制執行による差押えまたは押収の対象とはならない。

また、EIBの活動に参加するEIBの機関の構成員、職員および加盟国の代表は、その公的な立場で自ら行った行為に関し、一部の例外を除いて法的手続を免除される。

日本との関係

（設立について）該当なし

(2) 【資本構成】

資本構成および準備金

表示日現在のEIBの資本構成および準備金は次のとおりである。

	2023年 12月31日現在 (単位：千ユーロ)
資本金：	
- 応募済資本金(2)	248,795,607
- 払込未請求資本金(2)	-226,604,892
- 払込請求済資本金	22,190,715
準備金および当期利益：	
準備基金：	
- 期首残高	24,879,561
- 期末残高	24,879,561
その他準備金：	
- 期首残高	16,579,738
- 前年度利益処分額(1)	1,707,546
- 期末残高	18,287,284
特別活動準備金：	
- 期首残高	10,303,216
- 前年度利益処分額(1)	891,385
- 期末残高	11,194,601
一般貸倒準備金：	
- 期首残高	2,115,966
- 前年度利益処分額(1)	-232,594
- 期末残高	1,883,372
当期利益	2,274,404
自己資本合計	80,709,937

注(1) 2023年4月25日、総務会は、2022年12月31日終了年度のEIBの当期純利益 2,366,337,000ユーロをその他準備金、特別活動準備金および一般貸倒準備金に繰り入れることを決定した。一般貸倒準備金または特別活動準備金からの取崩し／への繰入れが生じているが、これは基礎的業務のリスクの動きに伴うものである。

注(2) 以下「第3 発行者の概況 - (5) 経理の状況 - EU会計指令に基づく個別財務書類」に収載の法定財務書類の注H.3を参照のこと。

応募済資本金

2023年12月31日現在、EIBの構成員は、加盟国27か国である。

下表は2023年12月31日のEIBの応募済資本金に関する各加盟国の分担である。

加 盟 国	金 額
	(単位：ユーロ)
ドイツ・・・・・・・・・・・・・・・・	46,722,369,149
フランス・・・・・・・・・・・・・・・・	46,722,369,149
イタリア・・・・・・・・・・・・・・・・	46,722,369,149
スペイン・・・・・・・・・・・・・・・・	28,033,421,847
ベルギー・・・・・・・・・・・・・・・・	12,951,115,777
オランダ・・・・・・・・・・・・・・・・	12,951,115,777
ポーランド・・・・・・・・・・・・・・・・	11,366,679,827
スウェーデン・・・・・・・・・・・・・・・・	8,591,781,713
デンマーク・・・・・・・・・・・・・・・・	6,557,521,657
オーストリア・・・・・・・・・・・・・・・・	6,428,994,386
フィンランド・・・・・・・・・・・・・・・・	3,693,702,498
ギリシャ・・・・・・・・・・・・・・・・	3,512,961,713
ポルトガル・・・・・・・・・・・・・・・・	2,263,904,037
チェコ共和国・・・・・・・・・・・・・・・・	2,206,922,328
ハンガリー・・・・・・・・・・・・・・・・	2,087,849,195
アイルランド・・・・・・・・・・・・・・・・	1,639,379,073
ルーマニア・・・・・・・・・・・・・・・・	1,639,379,073
クロアチア・・・・・・・・・・・・・・・・	1,062,312,542
スロバキア・・・・・・・・・・・・・・・・	751,236,149
スロベニア・・・・・・・・・・・・・・・・	697,455,090
ブルガリア・・・・・・・・・・・・・・・・	510,041,217
リトアニア・・・・・・・・・・・・・・・・	437,633,208
ルクセンブルク・・・・・・・・・・・・・・・・	327,878,318
キプロス・・・・・・・・・・・・・・・・	321,508,011
ラトビア・・・・・・・・・・・・・・・・	267,076,094
エストニア・・・・・・・・・・・・・・・・	206,248,240
マルタ・・・・・・・・・・・・・・・・	122,381,664
計・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>248,795,606,881</u>

EIBの理事会は、EIBの債務を賄うためにEIBが必要とする限度において、応募済資本金の残額の払込を要求することができる。

(3) 【組織】

EIBは、総務会、理事会および経営委員会によって指揮および管理される。総務会は各加盟国より任命された国務大臣（通常は財務大臣）をもって構成される。2023年12月31日現在、理事会は、加盟国および欧州委員会の指名に基づき、総務会により選任された理事28名および理事代理31名をもって構成され

ていた。理事会はさらに6名を上限として議決権のない専門家を選任する。経営委員会は、理事会の提案に基づき総務会により6年任期で選任される総裁および副総裁をもって構成されている。

総務会

総務会は、各加盟国より1名ずつ任命された国務大臣（通常は財務大臣）をもって構成され、定款に規定された特定の機能を有している。これらの機能は、理事会および経営委員の任免、経営委員の定数の変更、ならびに理事会の年次報告書、年次貸借対照表および損益計算書の承認を含む。年次報告書が承認されない場合、定款に従い、理事会は全員辞任しなければならない。EIB定款に別段の記載がない限り、総務会の決議は応募済資本金の少なくとも50%を代表する多数決をもって行われる。特別多数決では18票および応募済資本金の68%の賛成が必要となる。

理事会

2023年12月31日現在、理事会は、加盟国および欧州委員会の指名に基づき、5年任期で総務会により選任された理事28名および理事代理31名をもって構成されていた。

また、理事会は、6名を上限として議決権のない専門家（理事会構成員として3名まで、およびその代理として3名まで）を選任する。

以下は別段の表示のない限り、2024年6月26日現在のEIBの理事および理事代理の一覧表である。同日現在、議決権のない専門家およびその代理はすべて空席である。

理 事

Hans D ' HONDT	Arsène JACOBY
Metodi METODIEV	Levente SIPOS-TOMPA
Petr PAVELEK	Martin SPITERI
Julie SONNE	Robin UYTERLINDE
Elke KALLENBACH	Karin RYSAVY
Martin PÖDER	Tomasz Paweł SKURZEWSKI
Desmond CARVILLE	Filipe CARTAXO
Michael ARGHYROU	Mihai-Calin PRECUP
Enrique RUIZ de VILLA SAIZ	Aleš ŠKOBERNE
Muriel LACQUE-LABARTHE	Martin POLÓNYI
Davor ZORIČIĆ	Kristina SARJO
Francesca UTILI	Anna Björnermark
Costas CONSTANTINIDES	Elena FLORES GUAL
Armands EBERHARDS	Darius TRAKELIS

理事代理

Ludivine HALBRECQ	Eleni PITTA
Gergana BEREMSKA	Aija ZITCERE
Radek HŘEBÍK	Jurgita UZIELIENE
Håkon Ugletveit JAHR	Miguel MARQUES
Hendrik KAELBLE	Ildikó ZÁTRÓK
Susanne BLOMENHOFER	Joseph LICARI
Riina LAIGO	Jan de BOER
Michael TAGGART	Christian REININGER
Charilaos LAMBROPOULOS	Maciej TABACZAR
Isabel GARAYO ORBE	Rosa CAETANO
Pierre-Marie VOEGELI	Boni Florinela CUCU
Quentin NAVARO AUBURTIN	Martin ZDOVC
Ines ŠPIRIĆ	Peter FRÖHLICH
Francesca MERCUSA	Anne af URSIN
Bianca GIANNINI	Erika CARLSSON
Saila VALTONEN	

理事会は、EIBが適切に運営され、両条約（随時改正、補足済）および定款の規定ならびに総務会の一般的指示に従って管理されることを確保する責任を負う。理事会は、融資の供与、特に貸付金および保証の形によるものに関し、その貸付金利および保証手数料の設定およびEIBによる借入の承認を決定する（加盟国域外投資への融資の場合は、当該貸付対象事業の承認にあたり総務会の事前の意思決定を要する。）。また特定多数の決定に基づき、その権限を一部経営委員会に委任することができる。

定款は、理事会の構成員はEIBに対してのみ責任を負う旨を規定している。各理事は、1議決権を有し、いつでも、EIBの手続規定に従ってその議決権を委任することができる。定款に別段の定めある場合を除き、理事会の決定は、少なくとも応募済資本金の50%以上を代表する議決権を有する3分の1以上の構成員によりなされなければならない。特別多数決は、賛成が18票以上入り、かつそれが応募済資本金の68%を代表していることを要する。

経営委員会

EIBの経営委員会は、現在のところ、理事会の推薦に基づき総務会により6年任期で選任されるEIBの総裁1名および副総裁8名をもって構成されている。2024年6月26日現在の経営委員およびそのEIBにおける役職は、次のとおりである。

経営委員	EIBでの役職
Nadia CALVIÑO	総裁
Ambroise FAYOLLE	副総裁
Thomas ÖSTROS	副総裁
Teresa Tatiana CZERWIŃSKA	副総裁
Gelsomina VIGLIOTTI	副総裁
Kyriacos KAKOURIS	副総裁
Nicola BEER	副総裁
Robert de GROOT	副総裁
Ioannis TSAKIRIS	副総裁

経営委員会は、総裁の権限および理事会の監督のもとEIBの現行事業の管理につき責任を負う。経営委員会は、多数決により、貸付および保証の供与ならびに借入につき理事会に対し提案を行う。総裁、または総裁が不在の場合は副総裁のうち1名が、議決権を持たない理事会の議長となる。総裁、もしくは総裁に支障のある場合には副総裁1名が、裁判その他の事項についてEIBを代表する。定款は、経営委員会およびEIBの職員は、EIBに対してのみ責任を負い、その職務の遂行について完全に独立であるべき旨を規定している。

監査委員会

監査委員会は、総務会により選任される6名の委員からなる。監査委員会は毎年、EIBの業務が適切に管理され、かつ帳簿が適切に記録されている旨を検査する。また監査委員会は、理事会によって作成された財務書類および年次報告に含まれるその他の財務情報が、当該事業年度の資産および負債に関するEIBの財務状況、ならびにその業績およびキャッシュ・フローについて正確かつ公正に表示している旨の確認を行う。

2024年6月26日現在の監査委員は次のとおりである。

Nuno GRACIAS FERNANDES	議長
Katja PLUTO	委員
Ivan ŠRAMKO	委員
Eva-Lena NORGREN	委員
Christoph HAAS	委員

(1つの監査委員席が空席である。)

オブザーバー

John SUTHERLAND	Beatrice DEVILLON-COHEN
Vasile IUGA	

(4) 【業務の概況】

業 務

イ) EIBの貸付業務

EIBは、EUの目標を支援するため、官民の事業が実施する投資先案件のうち、持続可能な都市および地域づくり、持続可能なエネルギーおよび天然資源、イノベーション、デジタル資本および人的資本、ならびに中小企業およびミッドキャップ（中堅）企業向け融資などのEUの政治的優先課題に適合するものに対して資金を提供する。さらにEIBは、優先課題全般に横断的に適用される目標として、(i) 気候行動および環境サステナビリティ、ならびに (ii) EUの経済・社会的な結束および収斂の2つを掲げている。

EIBの融資を受けるには、各投資先事業がEUの政策目標に貢献するものでなければならない。EIBは、技術、環境、経済、財務および法律面の検討を含め、各投資先事業の詳細な評価を行う。かかる詳細な評価を経て、EIBは、利用可能なデータや文書に基づき、EIBが審査対象の投資先事業に融資をするか否かについて意見をまとめる。

EIBはまた、EU域外の投資先事業に対しても、特に貸付や保証の形で資金を供与しており、それらは通常EUと非加盟国の間で交わされる二者間協定または多者間協定の枠組み内で実施される。2022年1月、EIBは加盟国領域外における気候行動、経済成長および開発の支援に特化したEIBの機関としてEIBグローバルを発足させた。EIBグローバルは実質的に上記と同じ方法で投資先に融資を行う。

ロ) EIBの資金調達

EIBは財政的に独立している。EIBは概ね自己調達資金に基づいて運営されており、国際・国内債券市場における債券発行やその他の債務商品を通じて財源を確保している。EIBは、満期、通貨、利率その他の類似事項に関する投資家の個別的な要望に応えるべく、大規模なベンチマーク債／レファレンス債の他に小規模の公募債や私募債を発行している。これらの発行により、満期に償還する固定利付債から特定投資家の特殊なニーズに対応した複雑な仕組証券まで様々な債務商品がカバーされる。EIBはまた、気候アウェアネス債やサステナビリティ・アウェアネス債を適宜に発行し、その発行手取金をEU内外の融資適格プロジェクトに配分している。

ハ) 業績

2023年の動向ハイライト

概 要⁽¹⁾

注(1) このセクションでは欧州投資銀行の活動および財務情報に触れる。表示される数額は、（別段の記載がない限り）EIBの法定財務書類（以下「第3 発行者の概況 - (5) 経理の状況 - EU会計指令に基づく個別財務書類」に収載される。）とあわせて読まれる必要がある。

1958年以来、EIBは欧州連合（EU）の政策および優先課題を推進する傍ら、例外的な危機の到来時に支援を拡大するための準備も整えてきた。2023年に世界は、気候変動の実生活への影響の深刻化、地政学的緊張の高まり、グローバル経済の分断化の進行など、人類および経済の発展に異例の規模で打撃的な影響を及ぼす数々の事態に直面し続けた。かかる背景から、これらの地球規模の課題に対して協調して共同で取り組みを拡充しようという複数の国際開発銀行からのコミットメントをEIBは歓迎し支持する。

ロシアのウクライナ侵攻からほぼ2年が経過し、EIBは引き続きウクライナの強靱化支援に全力を注いでいる。ロシアによる2022年の侵攻開始以降、欧州委員会の支援のもと、EIBがウクライナの流動性支援のために動員し融資を実行した額は20億ユーロにのぼり、ウクライナでは一部のプロジェクトが再開された。さらに2023年3月、EIB理事会はEUフォー・ウクライナ（EU4U）イニシアチブを承認し、同国に対するEIBの継続的な関与が可能になった。同イニシアチブの一環として、EIBはEU4U基金を設定してEU加盟国がウクライナの再建・復興を支援できるようにした。EU加盟国による拠出表明額は2023年末までに4億ユーロを超えた。並行して欧州委員会は、持続可能な開発のための欧州基金プラス（EFSD+）の第1投資ウィンドウにおいてソブリン事業向けに1億ユーロの新規貸付を認めることでEU4Uイニシアチブに貢献した。

2023年にEIBは、欧州のエネルギー安全保障の支援ならびに再生可能エネルギーの生産および関連施策の早期運用開始に向けて取組みを拡大した。EIBとその子会社のEIFからなるEIBグループは2023年7月、初代リパワーEU計画の目標支援のため2022年10月当初に約束した2027年までに300億ユーロの融資を行うという目標を、450億ユーロに増額した（リパワーEUプラス）。融資適格プロジェクトには再生可能資源、エネルギー貯蔵、送電網およびエネルギーの効率化ならびに電気自動車充電インフラが含まれる。450億ユーロの融資により1,500億ユーロ超の新規グリーン投資の動員を見込んでおり、温室効果ガス排出削減による排出量正味ゼロ（ネット・ゼロ）の2050年までの実現を支援する。気候行動と環境サステナビリティに特化したEIBの融資は、リパワーEUプラスへの高い需要に支えられ、再びEIBの年間融資額の過半を占めるに至った。2023年、EIBは世界市場で気候行動および環境サステナビリティ支援のために443億ユーロの融資契約を締結し、これはEIBの融資総額の60%を占めた⁽²⁾（2022年は366億ユーロ、構成比58%）。

注(2) EIBの自己財源による2023年のデータは暫定値であり、未監査である。

EIBの活動においては、持続可能な開発目標（SDGs）およびパリ協定の目標の達成に引き続き焦点を当てる。2023年はEIBグループ気候銀行ロードマップの実施行程の折返し点であり、EIBエネルギー貸付方針の総点検が初めて実施された。これら2つの政策の中間レビューは、実施開始以降の数年間を総括し、規制や市場の動向を踏まえて必要な調整を考案する機会となった。

2023年もEIBグループは、EUの経済・社会・地域的な結束を支援するというEIBの定款上の使命に従って全EU加盟国のイノベーションと成長を支援しつつ、デジタル社会への移行（デジタル・トランジション）とグリーン社会への移行（グリーン・トランジション）に引き続き注力した。EIBは、その2021-2027年結束基本指針において、欧州連合域内融資総額のうち2022年から2024年までは結束政策対象地域のプロジェクトに対して40%以上を、および2025年以降は同45%以上を充てることを約束した。2023年については、EIBグループの2023-2025年の業務計画により、結束政策対象地域に対してEU域内貸付総額の42%（2022年は40%）を充てるとされた。後発開発途上地域⁽³⁾に対する貸付の主な目標達成指標は、EU域内貸付総額の21%以上（2022年は20%）とされた。欧州連合の結束上の重点地域に対する2023年のEIBの実際の融資額は298億ユーロにのぼり、欧州連合域内でのEIBの契約総額の45%を占めた（2022年は248億ユーロ、構成比46%）。後発開発途上地域への2023年の貸付額は172億ユーロであり、EU域内貸付全体の26%を占めた（2022年は132億ユーロ、構成比24%）。EIBグループは、2050年までに気候中立的なEU経済に移行することで結束上支障が大きい地域に対して社会的に公平かつ公正な移行を確保しつつ、イノベーション活動を支援したり構造的な転換を促進するなどして、引き続き環境サステナブルな経済・社会への移行を促す。

EIBは引き続き、欧州委員会を筆頭とするパートナーシップのもと、2021-2027年多年次財政枠組みに従いEIBグループが実施可能なマンデートによりEUの優先課題を支援する。EIBグループは、インベストEUプログラムのメイン実施パートナーである。インベストEUは、欧州戦略投資基金の成功モデルを踏まえ、2021-2027年多年次財政枠組みの欧州連合域内事業について包括的マンデートを設定して欧州におけるサステナブル投資、イノベーション、社会的包摂および雇用創出をさらに促進しようとしている。これと並行して、EIBは引き続き、各EU加盟国が欧州連合のネクストジェネレーションEUプログラムに基づき復興・強靱化ファシリティのリソースを活用できるよう支援するとともに、ファンドマネージャーやアドバイザーとして復興・強靱化ファシリティの実施を進めている。

EIBグローバルは国際パートナーシップや開発金融を担うEIBの機関であり、欧州委員会および世界各地のEU代表部との緊密な協力関係のもと、EUの優先課題に沿って活動のインパクト（社会的影響）を向上させることに引き続き尽力している。発足2年目の当年中、EIBグローバルは84億ユーロ（2022年は91億ユーロ）を融資して気候行動、経済成長および開発を支援した。欧州連合のグローバル・ゲートウェイ・イニシアチブ⁽⁴⁾に基づき、グローバル・ゲートウェイが2027年までの動員を目指す3,000億ユーロの投資のうち3分の1以上については、デジタル化、気候変動対策、クリーンエネルギー、医療、教育および運輸を軸にEIBグローバルがファシリティを設定する予定である。2023年もEIBグローバルは、欧州グリーンディールの対外施策に基づき、パートナー国の持続可能で資源効率的で気候中立的な経済およびエネルギー・システムへの移行を引き続き支援した。この目的を達成するため、EIBグローバルは2023年、公正な移行（ジャスト・トランジション）および公正な強靱化（ジャスト・レジリエンス）⁽⁵⁾へのEIBグローバルのアプローチを公表し、ジャスト・レジリエンスの概念を取り入れたアプローチを採用する初の国際金融機関となった。

注(4) 欧州連合のグローバル・ゲートウェイ戦略により、世界各地の持続可能インフラの新設に対して2021年から2027年までに最大3,000億ユーロの投資が動員される予定である。

注(5) 公正な移行（ジャスト・トランジション）および公正な強靱化（ジャスト・レジリエンス）の両概念は、社会・経済を低炭素で気候に強靱な未来へと導くことに関係する。ジャスト・トランジションが主に気候変動緩和策のインパクトを探索するのに対し、ジャスト・レジリエンスは適応政策のインパクトに加えて気候変動自体の物理的影響にも意識を向ける。

2023年、EIBの新規融資契約は751億ユーロ⁽⁶⁾（このうち739億ユーロはEIBの自己財源）となり（2022年は651億ユーロ、このうち626億ユーロはEIBの自己財源）、2023-25年の業務計画⁽⁷⁾で設定された目標金額レンジの上限近くに達した。2023年の融資実行総額は544億ユーロ⁽⁸⁾（このうち534億ユーロはEIBの自己財源）であり（2022年は543億ユーロ、このうち533億ユーロはEIBの自己財源）、2023-2025年の業務計画で設定された目標金額レンジを若干超過した。

注(6) EIBの自己財源および第三者財源に基づくエクスポージャー（貸付金、株式および保証）を含む。

注(7) EIBグループの年次業務計画は成果評価の方向性を含み、またEIBグループの翌3年間にわたる主な優先課題および活動を詳細に記述する。

注(8) EIBの自己財源および第三者財源に基づくエクスポージャー（貸付金および株式）を含む。

貸付業務およびその他のキャッシュ・フロー需要に対する2023年中のEIBの国際資本市場における資金調達額は498億ユーロ（2022年は443億ユーロ）となった。EIBはソブリン債、国際機関債および政府機関債（SSA）セグメントの有数の発行体であり、積極的に資本市場のイノベーションとデジタル化に貢献している。EIBは2023年に、資金調達総額の29%を占める146億ユーロの気候アウェアネ

ス債およびサステナビリティ・アウェアネス債（CABおよびSAB）を発行し（2022年は199億ユーロ（構成比45%）および2021年は115億ユーロ（構成比21%））、クライメート・ボンドおよびサステナビリティ・ボンドのグローバル市場でのプレゼンスを維持した。EIBはまた、スウェーデン・コロナ建のデジタル・グリーンボンドを発行し、引き続き資本市場のデジタル化で市場の発展に先鞭を付けた。借入金およびコマーシャル・ペーパーの残高は、2022年末の4,316億ユーロに対して2023年末は4,348億ユーロであった。

EIBは、流動性管理に対して慎重な姿勢をとっており、流動性を備えた超優良投資に集中している。自己勘定取引資産の総額は2023年末で730億ユーロ（2022年末は775億ユーロ）であった。2023年末現在、EIBの総流動性比率（TLR）は内部限度の範囲内で良好に維持されており、流動性資産が2024年の予想純キャッシュ・アウトフローに占める比率は62.6%（2022年末は95.4%）、ならびに流動性カバレッジ比率（LCR）は423.7%および純安定調達比率（NSFR）は118.3%（2022年末はそれぞれ348.0%および124.6%）であった。極端な流動性ストレス状況において、EIBのユーロシステム再融資枠へのアクセスが補完的な保護を提供する点は重要である。

EIBのリスク管理戦略は、厳格なデューデリジェンス・プロセス、十分な水準の担保および保証、ならびに貸付金契約に含まれる標準的な保護条項に基づいている。担保、保証およびポートフォリオ信用補完の設定に支えられ、減損レベルは2023年末で0.4%（2022年末も同じく0.4%）にすぎなかった。90日超の支払延滞の金額は僅少に維持され、2023年末で8,240万ユーロであり、これはリスク・ポートフォリオの0.02%を占めるにすぎない（2022年末は7,770万ユーロ、構成比0.02%）。

貸付金に係る引当金は、個別引当金および集合的引当金を含め、2022年末の4億250万ユーロから2023年末は5億5,980万ユーロに増加した。

EIBは、2022年の24億ユーロに対して2023年は23億ユーロの当期純利益を計上し、財務損益はプラスを確保した。当期純利益は全額留保され、それがEIBの自己資金の形成および長期融資能力の維持につながっている。EIBの普通株式等Tier 1 資本（CET 1）比率は2022年末の35.1%から2023年末には33.1%に低下したが、その主因は高リスクの新規事業の展開や株式ファンドへの投資の自己資本上の取扱いに関する見直しであり、これらは当期純利益の留保高により一部相殺された。EIBの自己資本要件規則II上のレバレッジ比率は、当期純利益の蓄積に伴うTier 1 資本の増加を主因として、2022年末の11.8%から2023年末には12.1%に増加した。

1. EIBの良好な2023年財務業績

EIBは主に低いマージンで多額の貸付金を融資することにより収益を生み出しており、設立以降は毎年、年次の法定⁽⁹⁾財務書類に当期純利益を計上している。2023事業年度の当期純利益は22億7,440万ユーロ（2022年は23億6,630万ユーロ）となった。2023年の財務実績に影響を与えた主要素は次のとおりである。

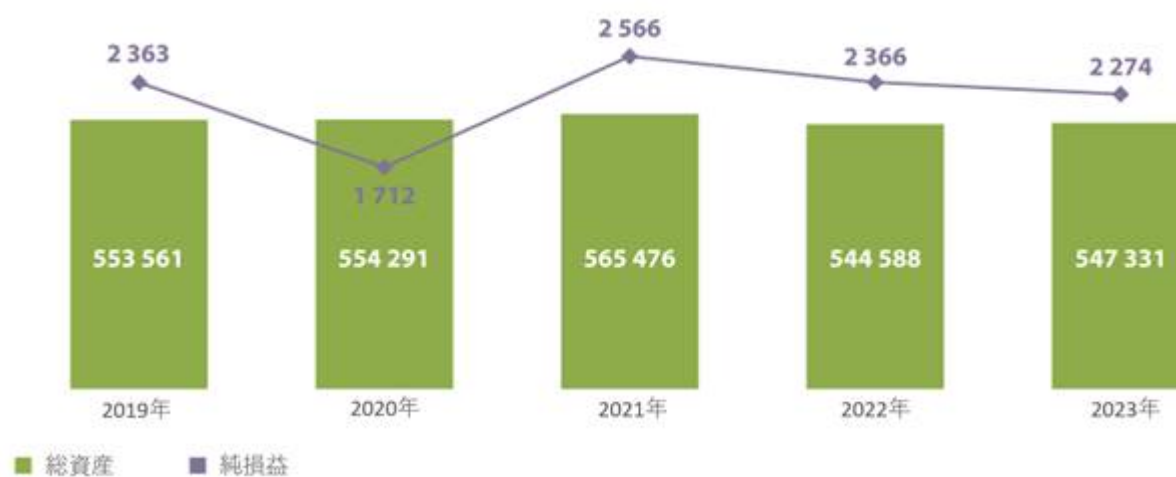
- ・ EIBによる生成正味受取利息⁽¹⁰⁾が2023年は31億9,060万ユーロ（2022年は29億7,780万ユーロ）となった。主に2023年中の利上げ環境を理由として、正味受取利息の2億1,280万ユーロの増加がもたらされた。EIBの金利に関するリスク戦略の詳細は、以下「第3 発行者の概況 - (5) 経理の状況 - EU会計指令に基づく個別財務書類」に収載の法定財務書類の注U.2を参照のこと。受取利息および支払利息のさらなる詳細は、同法定財務書類の注Nに記載されている。
- ・ 有価証券からの収益が2023年に6億2,500万ユーロ（2022年は6億3,250万ユーロ）となった。この750万ユーロ減少の主な理由は、2022年比での2023年の受取配当金額の減少である。
- ・ 一般管理費が2023年に13億510万ユーロ（2022年は11億3,830万ユーロ）となった。この1億6,680万ユーロの増加の主な理由は、福利厚生拠出金およびその他の人件費の増加（9,110万ユーロ）、給与・手当での増加（3,920万ユーロ）ならびにその他営業費用の増加（3,650万ユーロ）である。さらなる詳細は、同法定財務書類の注Rを参照のこと。
- ・ 貸付金および預け金ならびに偶発債務引当金に係る評価損益が、2023年に1億7,360万ユーロの評価損（2022年は2,920万ユーロの評価損）となった。この1億4,440万ユーロの変動の理由は主に、個別引当金の増加である。ウクライナ戦争の貸付ポートフォリオへの影響を考慮して2022年に計上した集合的引当金は、より大局的な経済先行きやウクライナ内外のエクスポージャーを考慮した結果、2022年末の7,600万ユーロから2023年末は8,720万ユーロに増加した。

EIBの貸借対照表総額は、2022年末の5,446億ユーロに対して2023年末は5,473億ユーロ（27億ユーロの増加）であった。

注(9) EU会計指令に従って作成されている。

注(10) 受取利息および類似収益から支払利息および類似費用を差し引いたもの。

純損益および総資産の推移（単位：百万ユーロ）



1.1. 強固な資本構成

純利益はEIBの業務を支えるために留保されることから、EIBの一貫した収益性は、長年にわたり十分な準備金の積上げをもたらしてきた。自己資金は、当期純利益の充当を受けて増加し、2022年末の784億ユーロから2023年末の807億ユーロとなった。

2023年12月31日現在の自己資金構成

自己資金 (単位：千ユーロ)	2023年 12月31日	2022年 12月31日
資本金		
- 応募済	248,795,607	248,795,607
- 払込未請求	-226,604,892	-226,604,892
	22,190,715	22,190,715
準備金		
a) 準備基金	24,879,561	24,879,561
b) その他準備金	18,287,284	16,579,738
c) 特別活動準備金	11,194,601	10,303,216
d) 一般貸倒準備金	1,883,372	2,115,966
	56,244,818	53,878,481
当期純利益	2,274,404	2,366,337
自己資金合計	80,709,937	78,435,533

当期純利益については、以下の処理が提案された。

- () その他準備金： 4億 530万ユーロ
- () 特別活動準備金⁽¹¹⁾： 14億7,100万ユーロ
- () 一般貸倒準備金⁽¹²⁾： 3億9,810万ユーロ

注(11) 以下「第3 発行者の概況 - (5) 経理の状況 - EU会計指令に基づく個別財務書類」に収載の法定財務書類の注A.2.15.3を参照のこと。

注(12) 同法定財務書類の注A.2.15.4を参照のこと。

1.2. EIBの払込未請求資本金は十分な緩衝（バッファ）を提供

EIBはEU加盟国により所有されている。2023年末現在、EIBの払込請求済資本金は222億ユーロとなり、応募済だが払込みが未了の資本金、すなわち払込未請求資本金は2,266億ユーロとなった。EIBの加盟国であるEU加盟国には、EIBがその債務を履行するために必要とする場合、必要な払込未請求資本金の各々の分担割合分を、EIBの定款の規定⁽¹³⁾に従い、EIBの理事会の請求により払い込むべき法的な義務がある。この法的義務は、EU加盟国の国法に優先するEUの条約⁽¹⁴⁾の不可分の要素であるEIBの定款に由来しており、このことはEIBの際立った特徴となっている。払込未請求資本金（自己資金の勘定に含まれず、またEU自己資本要件規則またはEU自己資本要件指令の自己資本充足目的にもならない。）は、EIBの借入金の概ね半分に相当するバッファを構成する。

注(13) EIBの定款第5条(3)：「理事会は、EIBの債務を履行するためにEIBが必要とする限度において、応募済資本金の残額の払込みを求めることができる。」

注(14) 欧州連合条約および欧州連合機能条約。

1.3. 今後の見通し

EIBグループの2024-2026年の業務計画⁽¹⁵⁾がEIBの理事会により2023年12月13日に承認され、2024年2月9日に公表された。2024-2026年の融資プログラムでは、ウクライナ危機でもっとも影響を受けた地域の経済・社会的結束を支えつつ、グリーン社会およびデジタル社会への移行を促進する持続可能なインパクトをどのようにもたらし続けていくかについてEIBグループの考えが示されている。EIBグループは、欧州連合の全域および域外のイノベーションと成長に向けた支援に引き続き尽力していく。

注(15) EIBグループの年次業務計画は成果評価の方向性を含み、またEIBグループの翌3年間にわたる主な優先課題および活動を詳細に記述する。

2024-2026年の業務計画では、EIBグループの戦略を実行するための翌3年間の主な優先課題と活動がまとめられている。同計画はまた、EIBグループの自己財源および第三者財源を活用した融資目標額も提示している。2024年のEIBグループの契約目標額は864億ユーロ⁽¹⁶⁾であり、このうち欧州連合域内の案件が650億ユーロ、EIBグローバルの担当案件が85億ユーロ、およびEIFの担当案件が140億ユーロである。2024-2026年の業務計画では、公共政策目標や事業分野の全般にわたって追加性およびインパクトを最適化することを主眼として、契約額について上下対称の弾力的マージン（+10%/-10%）が設定されている。

注(16) EIBグループの契約額には、EIBとEIFの共同取引（例えば、EIBがバック・トゥ・バック（back-to-back）保証を提供するEIFの事業）による11億ユーロが含まれる。そのため、EIBの欧州連合域内での契約額、EIBグローバルの契約額およびEIFの契約額をそれぞれ足し合わせた値は、2024年のEIBグループの契約目標総額と一致しない。

EIBグループの2024年における融資実行の目標金額レンジは567億ユーロから626億ユーロの範囲で設定され、その内訳はEIBの欧州連合域内業務が473億ユーロから523億ユーロ、EIBグローバルの欧州連合域外業務が55億ユーロから60億ユーロ、およびEIFが40億ユーロから44億ユーロである。EIBグループは欧州連合の金融機関として、ニーズの高まりに対応して目的特定型の投資を実施し、厳しい融資条件を課されうるEU経済内外の地域を支援するという極めて重要な役割を担っている。2024-2026年の業務計画は現状において、EIBグループが引き続き既存のコミットメントを履行し、政策の適切性を維持し、様々な関係者の期待に応えることができる活動レベルを大枠で継続しつつ、追加性とインパクトを最適化するために可能な限り柔軟に対応していくことを想定している。2024-2026年の業務計画の現状見通しによれば、より付加価値と革新要素の高い分野を引き続き支援し、情勢の変化や市場ニーズの進化に対応していくために、高リスク事業やリスクの高いマンデートが増える可能性がある。

EIBの融資は、欧州連合の政治的優先課題に準じたEIBの公共政策上の目標に重点を置き続けており、中でも以下を重視している。

- ・ 持続可能な都市および地域づくり
- ・ 持続可能なエネルギーおよび天然資源
- ・ イノベーション、デジタル資本および人的資本
- ・ 中小企業およびミッドキャップ（中堅）企業向け融資

さらにEIBには、気候行動および環境サステナビリティ、ならびにEUの経済・社会的な結束および収斂という横断的な2つの目標がある。温室効果ガスの正味排出量ゼロ（ネットゼロ）および欧州の戦略的自律という目標の達成を促すためのリパワーEUプラスの支援強化プランの公表を受け、気候行動および環境サステナビリティのためのEIBグループの融資は今後も精力的に行われ、さらに増えていく見込みである。

2024-2026年の業務計画は、EIBグローバルの欧州連合域外活動のインパクトを向上させるという包括目標に沿って、EIBグローバルの契約額および融資実行額の水準を想定している。EIBグループは、欧州と世界をつなぐという欧州連合の戦略を引き続き支援していくとともに、ウクライナの継続的な強靱化に向けた活動の充実に引き続き尽力していく。

2024-2026年の業務計画で概説される資金調達プログラムは、業務目標を達成するために必要と想定される借入を反映している。EIBの理事会は2024年について、グローバル借入承認案件の上限を650億ユーロとすることを承認し、またEIBは600億ユーロにのぼる資金調達プログラムを想定している旨を公表した。

EIBの高い信用度は、そのビジネス・モデルの要諦である。そのためEIBは、そのリスク選好および公的使命に合致する範囲で信用リスク、市場リスクおよび流動性リスクを管理している。健全な財務方針を追求することで、EIBは長期的な成長のための資金を自給できるよう努めている。

2. 貸付業務

過去65年間にわたり、EIBの使命は、欧州連合機能条約第309条に規定されているとおり、欧州連合の政策目的に貢献する実現可能なプロジェクトに投資することである。資金供与先のプロジェクトは、厳格な経済、テクノロジー、環境および社会的基準をみとす必要があり、入念なデュー・デリジェンスおよびリスク管理の実施対象となる。

2023年12月31日現在、契約済貸付金の残高は5,756億ユーロ⁽¹⁷⁾となり2022年末の5,620億ユーロから僅かに増加し、2023年中に契約を締結した貸付金の83.3%（2022年は82.6%）が欧州連合域内プロジェクト向けであった。EIBの2023年末の実行済貸付金ポートフォリオは4,454億ユーロ⁽¹⁸⁾（2022年末は4,374億ユーロ）であった。

注(17) 自己財源による貸付金および代替貸付金を含む。

注(18) 自己財源による貸付金および代替貸付金を含む。

自己財源による高リスク事業⁽¹⁹⁾のうち2023年に締結した事業額は104億ユーロ（2022年は84億ユーロ）であり、追加性およびインパクトの向上の実現を目標とするEIBの高リスク戦略に沿うものとなった。EIBの自己財源による高リスク事業は通常、第三者から信用補完を受ける。

注(19) 貸付対象事業のうち、EIBが通常受け入れるリスクよりも大きなリスクをEIB定款第16条(3)に従い負担するものをいう。

2.1. 新規契約

2023年の新規契約の成約高は合計751億ユーロ⁽²⁰⁾であり、このうち739億ユーロがEIBの自己財源によるものであった（2022年は651億ユーロ、うち626億ユーロがEIBの自己財源によるもの）。新規契約の88.6%（2022年は86.1%）がEU加盟国のプロジェクトを融資先とするものである（地理的分布の詳細は以下の表を参照のこと。）。

注(20) 自己財源による貸付金および代替貸付金を含む。

国別または地域別の契約実績

契約先	2023年 (百万ユーロ)	合計比 (%)	2022年 (百万ユーロ)	合計比 (%)
イタリア	11,256	15%	9,444	14%
フランス	10,741	14%	8,494	13%
スペイン	10,491	14%	8,822	14%
ドイツ	7,065	10%	6,032	9%
ポーランド	4,670	6%	4,899	8%
スウェーデン	2,514	3%	1,435	2%
ギリシャ	2,241	3%	2,175	3%
ベルギー	2,145	3%	2,323	4%
オランダ	2,138	3%	1,192	2%
ルーマニア	1,812	2%	982	2%
ポルトガル	1,781	2%	1,522	2%
チェコ共和国	1,776	2%	1,779	3%
オーストリア	1,206	2%	1,268	2%
デンマーク	1,070	1%	802	1%
アイルランド	991	1%	968	1%
フィンランド	603	1%	795	1%
欧州自由貿易連合	139	0%	26	0%
他のEU加盟国	4,066*	6%	3,090	5%
候補国および				
潜在的候補国	1,919	3%	1,116	2%
その他諸国	6,518	9%	7,985	12%
	75,142		65,149	

(*) ブルガリア 5 億3,900万ユーロ、クロアチア 3 億9,900万ユーロ、キプロス 2 億3,000万ユーロ、エストニア 5 億4,000万ユーロ、ハンガリー 4 億900万ユーロ、ラトビア7,700万ユーロ、リトアニア 4 億600万ユーロ、ルクセンブルク1,700万ユーロ、マルタ3,000万ユーロ、スロバキア 2 億2,600万ユーロ、スロベニア 2 億9,200万ユーロ、多国間契約 9 億100万ユーロ。

2.2. EUの気候対策銀行としてのEIB

EUの気候対策銀行として、EIBは気候変動、環境悪化および生物多様性の喪失というグローバルな喫緊の課題の克服において重要な役割を担っている。EIBは、気候行動と環境サステナビリティに取り組む世界有数の金融機関である。

2023年だけでもEIBは、418億ユーロの気候行動融資および251億ユーロの環境サステナビリティ融資について契約を締結した（2022年はそれぞれ351億ユーロおよび159億ユーロ）。気候行動および環境サステナビリティの両面に利益をもたらすプロジェクトへの226億ユーロの融資を含め、気候行動と環境サステナビリティへの融資合計は、2023年はEIBの貸付額の60％に当たる443億ユーロ（2022年は366億ユーロ、構成比58％）となった。このうち、EUの結束政策の対象地域に対する気候行動融資および環境サステナビリティ融資は2023年に174億ユーロとなり、2023年の結束政策の対象地域に対するEIBの融資の58％を占めた（2022年は162億ユーロ、構成比66％）。

EIBは引き続き、気候変動の悪影響に備えまたは対策を講じ、その潜在的な被害を防止または最小化するために適切に対処するプロジェクトに対して投資を行う。EIBは、EIB気候適応プランに基づき、2025年までに気候行動融資全体に占める気候変動適応支援の割合を15％に高めることを目指している。2023年のEIBの気候変動適応融資は27億ユーロであり、EIBの気候行動融資総額の6.4％を占めた（2022年は19億ユーロ、構成比5.4％）。EIBは、2025年までにこの割合を15％に増やそうとしている。

2023年6月、EIBは他の国際開発銀行らと協力して共同メソッドの基本指針をリリースし、その中で新規融資対象事業とパリ協定気候目標との整合性を評価する方法に関する協調的アプローチおよび明確な指針を定めている。かかる共同メソッドの基本指針は、2020年にEIBグループの気候銀行ロードマップで初めて採用されたEIBグループのパリ協定適合フレームワークを補充するものである。

EIBは欧州グリーンディールの重点分野全般に対するグリーン投資を支援しており、現在の重点は気候適応、環境サステナビリティおよびリパワーEUの支援に置いている。2023年7月、EIBグループは、2027年までに300億ユーロとしていたリパワーEUへの当初の融資約束額を450億ユーロに増額するという重要なコミットメント（リパワーEUプラス）を締結した。この450億ユーロの融資（エネルギー分野に対するEIBの通常貸付業務に上乗せして実施される。）により1,500億ユーロ超の新規グリーン投資の動員を見込んでおり、2050年までのネットゼロ（温室効果ガスの正味排出量ゼロ）の実現という欧州連合の意欲的な目標に貢献していく。

リパワーEUプラスへの支援拡大は、EIBの2019年エネルギー貸付方針を踏まえたものでもある。同方針の中期レビューがEIB理事会で2023年5月に承認され⁽²¹⁾、EIBが再生可能エネルギーや低炭素エネルギー源を支援していくことが確認された。2023年にはEIBグループ気候銀行ロードマップ⁽²²⁾の中期レビューも承認され、そこではロードマップの中核目標に関するこれまでのEIBの功績の概要が示された。このレビューの一環で数点の修正が採用され、これには零細企業に関するパリ協定適合枠組みの簡略化、金融仲介機関に関する最近の規制動向に対応したパリ協定適合カウンターパーティー（PATH）枠組みの開示要件の改訂、および気候適応プロジェクトに対するEIBの単独融資が認められる気候変動脆弱国リストの一時的な延長が含まれる。

注(21) エネルギー貸付方針は、EUのエネルギー政策に対してEIBがどのような支援を行い、どのエネルギー関連プロジェクトがEIBの目標に合致し、およびそれらをどのように評価するかについて、EIBの関係者向けにおよび広く一般に情報を提供している。

注(22) EIBグループ気候銀行ロードマップは、欧州グリーンディールや、温室効果ガスの排出が少なく気候耐性が高く環境サステナブルな開発に向けた公正な移行（ジャスト・トランジション）に対して、EUの銀行としてどのような支援を行っていくかを定めている。

ドバイで開催されたCOP28国連気候会議において、EIBグローバルは、公平な移行（ジャスト・トランジション）および公正な強靱化（ジャスト・レジリエンス）への支援を世界各地に展開するための新しいアプローチを発表した。EIBグローバルは、公平な移行および公正な強靱化に関する機会を特定して課題に取り組むために官民のパートナーと協力していくが、これには公正なエネルギー転換パートナーシップ、チーム・ヨーロッパ・イニシアチブおよびより拡張的なパートナーシップとの協力が含まれる。公正な強靱化については、後発開発途上国、不安定な紛争関係国、および小島嶼開発途上国に重点を置く。EIBグローバルは、天然資源や生態系に依存して生計を立てる人々に必要な、または彼らの利益になるような気候適応行動に注力していく。

社会的インパクトをもたらすEIBの多様なコミットメントを反映して引き続きジェンダー平等や女性の経済的進出に注力した結果、2023年もかかる領域の取扱いおよび投資額が増加して契約件数が63件および投資額が58億ユーロとなり（2022年は契約45件、および投資51億ユーロ）、目標に寄与した。

2.3. EIBが担う景気対策の役割およびパートナー機関との協働

EUの金融部門としてEIBは、EU加盟国全域で実体経済への金融支援やアドバイザリー・サービスを提供することで景気循環に強力に対抗し、もって経済危機に備えるという役割を担っている。

COVID-19の経済的影響を乗り越えるために2020年にEIBグループが設定した244億ユーロのヨーロッパ保証基金は、2023年末までに全額が展開された⁽²³⁾。EIBグループの融資実行額および保証設定額は127億ユーロにのぼり（うちEIBは59億ユーロ）、EU加盟国のうち22の関与国すべてで対象プロジェクトが展開されている。ヨーロッパ保証基金による調達資金は、約20万社の中小企業を含むEU全域の企業に行き渡った。

注(23) ヨーロッパ保証基金の持分商品については2037年まで払戻しを行っていく予定である。

EIBグループは、EU機関やその他のパートナーと緊密に連携して、2021-2027年多年次財政枠組みに基づきEIBグループに与えられたマンデートに基づき、EUの優先課題の支援に取り組んでいる。EIBグループはインベストEUプログラムの実施パートナーの中でも特別の権限を与えられており、インベストEUの規定に従い付与されるEU予算保証の75%（196億ユーロ）を担当する。インベストEUプログラムは、2014-2020年多年次財政枠組みで設定された欧州戦略投資基金をはじめとする13のEUの金融施策を単独で承継する施策であり、その実施の合理化を追求している。

インベストEUプログラムの基礎は以下の3要素で構成される。

- ・ インベストEUファンド：欧州連合に不可欠な長期資金を提供することを目的とし、持続可能な景気回復に寄与する民間投資を呼び込み、よりグリーンでよりデジタル化されより強靱な欧州経済の構築を支援する。
- ・ インベストEUアドバイザリー・ハブ：融資を必要とする投資プロジェクトに技術的な助言を与える。
- ・ インベストEUポータル：世界の潜在投資家とプロジェクトとのマッチングを目的とした、アクセスしやすいデータベース。

EU予算から保証を受ける事業は、4つの政策ウィンドウ（持続可能インフラ、研究・イノベーション・デジタル化、中小企業および小規模ミッドキャップ（中堅）企業、ならびに社会的投資および技能育成）に振り分けられる。これらによって、欧州グリーンディール、デジタル・トランジションおよび教育・保健・住宅分野の社会・公益プロジェクトなどの欧州連合の戦略的優先課題が支えられる。さらに、かかる融資のうち30%以上を気候変動対策やその影響の緩和のための投資に充てることが予定されている。

EIBグループは、インベストEUプログラムにおいて欧州委員会のメイン・アドバイザー・パートナーを務めており、インベストEUアドバイザー・ハブを通じてプロジェクトの主催者（プロモーター）を支援するとともに、アドバイザー活動の発展・強化に向けた戦略的支援を欧州委員会に提供する。アドバイザー業務では、インベストEUの4つの政策ウィンドウすべてを通じて、官民のプロモーターに対して特定の支援を提供する。インベストEUのプログラムにはEU加盟国用の資金区分も含まれ、これによりEUの国々は資金をインベストEUファンドに拠出することもできる。

2022年3月にインベストEUの展開が始まって以降、フレームワーク事業⁽²⁴⁾を含む62件の事業について約181億ユーロがインベストEUに従い承認された。2023年末までに69億ユーロが契約済みおよび20億ユーロが融資実行済みとなっている。契約事業からもっとも恩恵を受ける経済分野はエネルギー、工業および運輸であり、地理的にもっとも利益が大きいのはスペイン、フランスおよびイタリアである。

注(24) フレームワーク事業とは、インベストEUの実施パートナーがサブ・プロジェクトを追加設定することができる貸付枠をいう。

2023年だけでも、EIBはインベストEUに従いフレームワーク事業を含む30件の事業について91億ユーロを承認し、そのうち46億ユーロが契約済みおよび13億ユーロが融資実行済みとなった。

EIBは、復興・強靭化ファシリティの財源を用いた金融施策の実施に関心を寄せるギリシャ、イタリアおよびルーマニアなどのEU加盟国に引き続き協力していく。

2023年6月、EIB理事会は、欧州連合域内の安全保障投資に係る戦略的欧州安全保障イニシアチブへの2022年から2027年まで期間の割当額を、60億ユーロから80億ユーロに増額することを承認した。同イニシアチブによる支援対象は、安全保障および軍民両用の防衛プロジェクトと定められている。今回の修正は、軍事移動、宇宙、グリーン安全保障および重要インフラを一層重視していくことも意図している。戦略的欧州安全保障イニシアチブは、EIBの安保持衛関連融資の適格基準を変更するものではなく、また活動や分野に関するEIBの除外指定を変更するものでもない。EIBが中核的な防衛手段への投資に資金を供給しないことに鑑み、同イニシアチブは弾薬や兵器への投資を想定していない。同イニシアチブに基づく研究・開発・イノベーション関連プロジェクトは、軍民両用でなければならない。戦略的欧州安全保障イニシアチブの一環で、EIBは、欧州委員会やEU宇宙計画などの機関とのパートナーシップを強化していく意向である。2023年に戦略的欧州安全保障イニシアチブに従いEIBが投資先プロジェクトに提供した融資額は約7億ユーロ（2022年は15億ユーロ）であった。

EIBグループは、欧州連合の対外活動の目的および原則を追求するため、EIBグローバルを通じて欧州委員会と協力している。EIBグループは、近隣諸国・開発・国際協力予算（NDICI）- グローバル・ヨーロッパの主要実施パートナーでもある。NDICI - グローバル・ヨーロッパは、欧州連合の国際協力の2021-2027年期における主要な金融施策である。NDICI - グローバル・ヨーロッパは、新たに設定された持続可能な開発のための欧州基金プラス（EFSD+）という総合金融パッケージ（交付金、予算保証および金融施策の形で世界各国に資金調達力を付与する。）の一部を構成する。

EIBは、267億ユーロにのぼるEFSD+の予算保証の利用に係る専用の投資ウィンドウの実施を委託されている。2022年4月、EIBと欧州委員会はEFSD+の第1投資ウィンドウの保証契約を締結し、専用投資ウィンドウに従いソブリン・カウンターパーティーおよび非営利サブソブリン・カウンターパーティーと実施する事業については包括的なリスク保証が与えられることとなった。

2023年2月、EIBと欧州委員会は、最大35億ユーロの貸付の動員を見込むEFSD+第4投資ウィンドウの保証契約およびアフリカ・カリブ海・太平洋（ACP）信託基金への5億ユーロの拠出からなる、総額40億ユーロの資金供与契約を締結した。第4投資ウィンドウの保証契約によりEIBは、アフリカ・カリブ海・太平洋地域において、雇用や機会の創出ならびにデジタル社会への移行（デジタル・トランジション）およびグリーン社会への移行（グリーン・トランジション）の支援に特に注力する民間部門事業の実施を担うことが可能になった。EIBにより設定された同信託基金は、アフリカ・カリブ海・太平洋諸国における民間の高リスク事業に集中的に取り組むことを目的とする。

2.4. EIBグローバル⁽²⁵⁾

注(25) 本項で示す数値は、別途に記載する場合を除き、自己財源による貸付金および代替貸付金を含む。

2022年に発足したEIBグローバルは、EUの優先課題に従いEIBの域外活動のインパクト（社会的影響）を高めることを目標に据える。EIBグローバルは、EUの銀行の一部門として条約により役割を与えられ、欧州連合の対外活動政策に沿った「政策先行（ポリシー・ファースト）」主義の政策運用に立脚する点において、固有の比較優位性を有する。かかる役割は、EIBグローバルが欧州委員会および各国のEU代表部と緊密に連携していることに加え、EIBの統治体制および株式保有がEUの関係者により独占されていることで実現されている。EIBは、他の複数の国際開発銀行の協力も得ながら、もっとも資金が必要なところへいち早く融資を実行するうえで重要な役割を果たすことができる。

2023年のEIBグローバルの契約額は84億ユーロ（2022年は91億ユーロ）であり、このうち53%（2022年は47%）が気候行動および環境サステナビリティに寄与するものであった。2023年末現在のEIBグローバルの契約済貸付金残高は695億ユーロ（2022年末は684億ユーロ）であった。

EIBグローバルのポートフォリオ残高の大部分は欧州連合からの保証を受けており、これには包括保証（EU包括保証）や政治リスク保証（EU政治リスク保証）、またはEU加盟国からの保証が含まれる。

現行のEU長期予算（すなわち2021-2027年多年次財政枠組み）に従い、EUの銀行として主要な優先課題に取り組むEIBグローバルの業務の実施は、引き続きNDICI - グローバル・ヨーロッパのフレームワーク内で新たに出されるEUのマנדートに依拠する。これらを補完する場合、EIBグローバルが自己リスク枠から貸付を行う。

欧州連合、EU加盟国およびアフリカ・カリブ海・太平洋の一部の国々の間で2023年11月に締結されたサモア協定が、2024年1月1日付でコトヌー協定を承継した。同協定は、EIBが締約国において業務を行うための法的枠組みを提供する。同協定はまた、6つの重点分野（気候変動、持続可能な開発および成長、人権、民主主義および統治、移住および移動、ならびに平和および安全保障）にわたる共通の原則を定める。

欧州投資銀行の一部門として、EIBグローバルは、欧州委員会、欧州対外行動庁、EU加盟国およびその金融機関・取次業者ならびに欧州復興開発銀行を含むチーム・ヨーロッパ⁽²⁶⁾の参加機関とのパートナーシップ強化に取り組んでいる。EIBグローバルはまた、2021年に欧州連合理事会が欧州開発金融アーキテクチャの強化に係る決定を採択したことを受け、ビジネスの現地展開を進めるために可能な限りEU代表部に駐在して各地域での存在感を高めている。

注(26) チーム・ヨーロッパは当初、パートナー諸国のコロナウィルス・パンデミックの克服を支援するために発足したEUのイニシアチブであり、特に欧州連合、EU加盟国（その実施機関や公的開発銀行を含む。）ならびにEIBおよび欧州復興開発銀行（EBRD）のリソースを一元的に活用する。

EIBは引き続きウクライナ支援に尽力

対ロシア戦争が継続する中でもウクライナが強靱であり続けるためには金融・アドバイザー面での手厚い取組みを続ける必要があり、また終戦後の国家再建やウクライナのEU加盟に向けた準備に向けてさらなる支援が必要となる。ロシアによる2022年の侵攻開始以降、EIBは欧州委員会の支援のもと、ウクライナに緊急援助金およびプロジェクト支援金として20億ユーロを提供してきた。

2023年3月、EIB理事会はEU・フォー・ウクライナ（EU4U）イニシアチブを承認した。このイニシアチブには、EIBグローバルの貸出金への保証、インパクト・ファイナンス投資、および（投資補助金や金利助成金などの）交付金を提供する信託基金であるEU4U基金の設定が含まれる。EU加盟国による拠出表明額は2023年末までに4億ユーロを超えており、うち1億5,700万ユーロが確約済みである。

EIBは同時に、ウクライナとモルドバを支援するためEU4Uアドバイザー・プログラム（自己財源による1億ユーロの技術支援パッケージ）を設定した。EU4U基金は、ウクライナへの継続的な貸付を可能にし、EUのより長期的な施策が成立するまでの期間を一時的に凌ぐためのソリューションとして機能する。これと並行して欧州委員会は、EIBのEFSD+の第1投資ウィンドウにおいてソブリン事業向けに1億ユーロの新規貸付を認めることでEU4Uイニシアチブに貢献した。

ウクライナにおけるEIBの実行済融資のエクスポージャーの大部分は、EU対外貸付マנדートに基づくEU包括保証やEU政治リスク保証が付されている。2023年12月31日現在、実行済融資のエクスポージャー総額は31億4,430万ユーロ（2022年末は30億8,500万ユーロ）であった。このうち29億6,270万ユーロ（2022年末は28億5,240万ユーロ）はEU包括保証でカバーされる。残部の1億8,160万ユーロ（2022年末は2億3,260万ユーロ）のうち1億6,680万ユーロ（2022年末は2億1,600万ユーロ）はEU政治リスク保証でカバーされ、1,480万ユーロ（2022年末は1,660万ユーロ）がEIBの自己リスク部分である。

さらに2023年末現在、融資未実行の契約済事業において26億550万ユーロ（2022年末は29億3,890万ユーロ）が確約済みである。このうち24億3,270万ユーロはEU包括保証により、および1億3,810万ユーロはEU政治リスク保証でカバーされている（2022年末はそれぞれ27億1,440万ユーロおよび1億8,970万ユーロ）。残部の3,480万ユーロ（2022年末は3,490万ユーロ）がEIBの自己リスク部分である。

またEIBは2023年末現在、3億8,870万ユーロ（2022年は4億7,880万ユーロ）の契約済金額について、ウクライナに所在するカウンターパーティーに対するエクスポージャーにも金融保証を提供していた。これはEU包括保証により全額カバーされている。

EIBは、状況が許し次第速やかに、必要に応じて新しい重要な経済・社会インフラに資金を提供して引き続きウクライナの復興・再建支援に尽力していく。

ロシア

EIBは、EUの共通外交・安全保障政策（適用ある制裁措置を含む。）の包括目標に歩調を合わせ、2014年以降ロシア連邦での貸付業務を停止している。EIBは、ロシアに関連するEIBの活動について適用あるすべての制裁が確実に堅持されることを目指して、専用の制裁遵守プログラムを含むコンプライアンス管理・手続体制を整備している。

2023年末現在、ロシアにおけるEIBの実行済貸付金のエクスポージャー残高はゼロ（2022年末の貸付金エクスポージャーは1,380万ユーロ、自己リスク部分なし）であった。

ベラルーシ

ベラルーシにおけるEIBの実行済融資のエクスポージャーの総額は2023年末で670万ユーロ（2022年末は4,520万ユーロ）であり、その全額がEU政治リスク保証により担保されている（2022年末はEU包括保証が3,630万ユーロ（担保構成比80％）、およびEU政治リスク保証が890万ユーロ（担保構成比20％））。さらに、未実行の契約済事業において3億5,000万ユーロが確約済みであり、その全額がEU包括保証により担保されている（2022年末は確約額が3億6,000万ユーロ、その担保構成はEU包括保が3億5,000万ユーロ、およびEU政治的リスク保証が1,000万ユーロ）。EIBは、問題視された2020年8月の同国の大統領選挙を受けて、EUの政策および適用ある既発の制裁に従いベラルーシでの契約を停止しており、今後も同じ対応をとり続ける。

イスラエル

イスラエルにおけるEIBの実行済融資のエクスポージャーの総額は2023年末で7億6,820万ユーロ（2022年末は7億750万ユーロ）であり、そのうち39％に当たる2億9,870万ユーロ（2022年末は3億2,380万ユーロ、構成比46％）はEU政治リスク包括保証により担保され、61％に当たる4億6,950万ユーロ（2022年末は3億8,370万ユーロ、構成比54％）はEIBの自己リスク部分である。さらに、融資未実行の契約済事業において10億8,780万ユーロが確約済みであり、その全額についてEIBが自己リスクを負う（2022年末は5億4,270万ユーロ、同じく全額についてEIBが自己リスクを負担）。

パレスチナ*

パレスチナにおけるEIBの実行済融資のエクスポージャーの総額は2023年末で1億480万ユーロ（2022年末は8,990万ユーロ）であり、その91％に当たる9,580万ユーロ（2022年末は7,770万ユーロ、構成比86％）はEU包括保証により担保され、9％に当たる900万ユーロ（2022年末は1,210万ユーロ、構成比14％）はEIBの自己リスク部分である。さらに、融資未実行の契約済事業において2億6,420万ユーロが確約済みであり、その全額がEU包括保証により担保されている（2022年度末は3億960万ユーロ、同じくEU包括保証が全額を担保）。

(*) この呼称はパレスチナ国家の承認として解釈されるべきではなく、当該紛争に関する加盟国個々の立場に影響を与えるものではない。

2.5. 綿密なデュー・デリジェンスおよび厳格な選別基準



EIBグループのデュー・デリジェンス手続および慎重なプロジェクト選定基準が、EIBの貸付金ポートフォリオの優良品性を支えている。貸付業務の評価手続には、貸付担当役員、エコノミスト、エンジニアおよびその他の分野の専門家、リスク管理者および法律家によるカウンターパーティーおよびプロジェクトの査定が含まれる。プロジェクトの実現可能性は、いくつかの角度（経済、テクノロジー、環境、社会および財務）から検討される。

評価段階から貸付金の残存期間にわたってリスク方針が適用される。EIBの貸付方針は、貸付対象事業に係る債務者および保証人の双方に最低信用基準を設定しており、受入れ可能な取引構成を特定している。

リスク分析において、EIBは貸付に関して内部格付制度を適用しており、カウンターパーティーに内部格付を付与している。EIBは、必要時の早期介入を可能とするため、貸付金の残存期間にわたってカウンターパーティーの信用度および契約上の義務の遵守状況を綿密に監視している。またEIBはプロジェクト審査、計画前評価および融資後の定期検証を徹底している。

EIBは、ポートフォリオ、カウンターパーティーおよび資金供与先の個々の対象プロジェクトのレベルで気候変動関連の物理的リスクと移行リスクを評価、管理および監視するための手順および審査ツール⁽²⁷⁾を確立している。また、気候行動および環境サステナビリティの観点も全プロジェクトの調査およびモニタリングを通じて考慮される。EIBは、直接資金を供与したプロジェクトのうち温室効果ガス排出量が所定の基準⁽²⁸⁾を超えるものすべてに関し、二酸化炭素排出量を絶対値と相対値で計算および報告している。さらに、二酸化炭素の経済コストを環境外部経済性の会計処理に含めている。

注(27) ツール（信用セグメント毎に1つの設計）を組み合わせることで、エクスポージャーの大きさに従い約90%のカウンターパーティーが網羅される。

注(28) EIBプロジェクト排出負荷（カーボン・フットプリント）評価手法（EIB Project Carbon Footprint Methodologies）に、EIBの排出負荷評価の手法が記載されている。

EIBグループは2022年1月以降、パリ協定適合カウンターパーティー（PATH）枠組みを適用している。直接貸付の対象事業に関する方針においては、高排出セクターに属し、および／または物理的な気候リスクに対して特に脆弱な環境で事業を行う企業カウンターパーティーに重点が置かれる。PATH枠組みは、移行のために重要と思われる要素を記載した脱炭素プランおよび／または適応回復プランの策定・開示を、（これらが未実施である場合に）審査対象企業に対して義務付ける。仲介貸付の対象事業については、審査対象金融仲介機関は、気候関連財務情報開示タスクフォースの勧告に沿って情報開示を行うことが求められる。PATHの要件をみたしていないカウンターパーティーに対して、EIBは、脱炭素プランおよび／または適応回復プランの策定や気候関連情報の開示に特化した技術的な支援を提供する。PATH枠組みの実施はEIBの貸付金ポートフォリオにおける気候関連リスクの低減に寄与する。

2022年にEIBグループは、PATH枠組みの適用免除の範囲を暫定的かつ例外的に拡張した。リパワーEUに呼応して、革新要素の強いプロジェクトに関する適用免除が、欧州連合域内の再生可能エネルギー・プロジェクトや電気自動車充電インフラを網羅する形で暫定的かつ例外的に拡張された。2023年にEIBグループは、かかる暫定的かつ例外的な拡張を、リパワーEUの理念に沿う欧州連合域外のプロジェクトについても適用することを決定した。これらの暫定的かつ例外的な拡張は、2025年に実施予定の気候銀行ロードマップのレビューを経て、2027年まで維持される見通しである。EIBは

この期間にわたり、顧客の脱炭素計画の策定を支援するため継続的にすべての顧客に協力している。

EIBは2022年以降、環境・社会サステナビリティ枠組みの最新改訂版を適用しており、これにはEIBグループ環境・社会指針およびEIB環境・社会基準が含まれる。同枠組みは、インパクトおよびリスクの評価・管理の統一的なアプローチを推進するものである。同枠組みはまた、確実に環境、気候、社会および人権への配慮を尽くし意思決定プロセスに反映させることで、開発効果を最大化する。EIB環境・社会基準は、EIBの融資先プロジェクトにおける環境、気候および社会的なインパクトおよびリスクを評価・管理するプロモーターの責任の概要を示している。今回の改訂では、10の環境・社会基準が修正された他、仲介金融に関する新たな基準が1つ追加された。

2.6. 優良な貸付金ポートフォリオ

近年の世界的動揺にかかわらず、EIBの貸付金ポートフォリオに観察可能なシステミック・インパクト（金融システムへの波及効）は見られず、現状で安定的と考えられる。

EIBの貸付金ポートフォリオの大部分は、信用補完もしくはEUへのリコースまたはEU加盟国の保証により手当てされている。信用補完の多くは、EUソブリン、EU予算、投資適格を有する銀行および企業ならびに優良金融担保によるポートフォリオ保証、ならびに権利や質権の設定の形をとる。

2023年12月31日現在、銀行および企業に対する無担保貸付金⁽²⁹⁾は合計1,626億ユーロ⁽³⁰⁾であり、リスク・ポートフォリオの30.9%を占めた（2022年末は1,511億ユーロ、構成比29.6%）。

注(29) 無担保貸付金とは、EIBが確実なリコース先となる独立第三者を付けずに行う貸付をいう。

注(30) 自己財源による貸付金および代替貸付金を含み、包括保証付きのマンデートを除く。

EIBのリスク・ポートフォリオの資産の質は優良である。2023年末現在のEIBのリスク・ポートフォリオのうち、内部の投資適格格付⁽³¹⁾で最優良の格付を受けている借手または保証人を相手先とするものが86.9%（2022年末は84.0%）を占めた。

注(31) 格付けでBaa3を上回るもので、自己財源による貸付金および代替貸付金を含み、包括保証付きのマンデートを除く。

2023年末現在のEIBの実行済融資のソブリン・エクスポージャー⁽³²⁾は461億ユーロ（2022年末は453億ユーロ）であり、ソブリン保証付きの契約済エクスポージャー⁽³³⁾は787億ユーロ（2022年末は793億ユーロ）であった。EIBは保有するEUソブリン・エクスポージャーおよびEUソブリン保証エクスポージャーについていかなる減損も計上しておらず、EIBの優先債権者としての地位および定款に基づいて与えられる保護により、EIBのEUソブリン資産は全額の回復が保証されていると考えられる。

注(32) 自己財源による貸付金および代替貸付金を含み、包括保証付きのマンデートを除く。

注(33) 自己財源による貸付金および代替貸付金を含み、包括保証付きのマンデートを除く。

EIBは、ベスト・バンキング・プラクティス（最良の銀行業の慣行）の指針的原則に沿って不良債権エクスポージャー⁽³⁴⁾に係る規制要件を遵守している。リスク・ポートフォリオのうち2023年末現在の契約済みの不良債権エクスポージャー⁽³⁵⁾は27億ユーロ（2022年末現在では29億ユーロ）、および実行済融資の同エクスポージャーは25億ユーロ（2022年末現在では26億ユーロ）の水準に

あった。不良債権エクスポージャーはカウンターパーティーの状態に基づいて審査され、担保取決めやポートフォリオ保証は考慮されていない。

注(34) 不良債権エクスポージャーは、貸付金の全サイクルにわたるポートフォリオ劣化の特定・管理手法に基づき、重要なエクスポージャーのうち延滞が90日を超えるもの、または延滞金額の有無にかかわらず返済が見込めないものと定義される。

注(35) 貸付金（準株式を含む。）、代替貸付金および保証を含む。

不良債権エクスポージャーには、減損が生じて個別引当の対象となった18億ユーロ（2022年末は18億ユーロ）の貸付金エクスポージャーが含まれた。このような取引は貸付金ポートフォリオ全体の0.4%（2022年末は0.4%）であり、そのためにEIBはエクスポージャーの総額（実行済融資のエクスポージャー、経過利息および延滞エクスポージャー）に対して総額4億7,260万ユーロ（2022年末は3億2,650万ユーロ）の個別引当金を計上している。設定されている担保、保証およびポートフォリオ信用補強により、個別引当は比較的低い水準であった。

ロシアのウクライナ侵攻に関連して2022年に設定された集会的引当金は、2022年末の7,600万ユーロから2023年末には8,720万ユーロに増加した。

2023年末現在、90日を超える延滞⁽³⁶⁾は8,240万ユーロ（2022年末は7,770万ユーロ）であった。

注(36) 貸付金ポートフォリオのうち90日を超えて延滞しているものの詳細は、以下「第3 発行者の概況 - (5) 経理の状況 - EU会計指令に基づく個別財務書類」に収載の法定財務書類の注Uを参照のこと。

3. 資金調達業務

EIBは、国際資本市場での債券発行を通じて長期資金を調達することにより、貸付需要に対応している。資金調達活動は、決められた目標額を、EIBの資産負債管理に沿った満期設定により達成し、コストを持続可能な範囲で最適化することを目指す。資金調達源および調達期間の分散化は、様々な資金調達市場で恒常的なプレゼンスを維持するEIBの柔軟性を支えている。

緊迫が続く地政学情勢や米国・スイスの銀行危機によりマクロ経済全般の不確実性が増したことで、2023年の資金調達は、不安定なグローバル債券市況に起因する新たな課題に直面した。EIBは当年、公表当初は450億ユーロの設定だった資金調達プログラムを超過し、また最大500億ユーロの借入承認に付された調整枠をほぼ使い切り、16通貨建で498億ユーロ（2022年は17通貨で443億ユーロ）の発行を完遂した。2023年の純発行額⁽³⁷⁾は110億ユーロ（2022年はマイナス60億ユーロ）であった。

注(37) 2023年中の総発行額から2023年中の償還・返済払戻金額を差し引いたもの。

EIBの資金調達戦略は、主要通貨（ユーロおよび米ドル）建の大規模かつ流動性が高いベンチマーク起債に依拠しており、これを補完するものとして私募債（普通債および仕組債で、後者は通常照会により募集先を限定する。）の発行がある。ベンチマーク起債は2023年の資金調達の約82%（2022年は70%）を占め、規模の確保ならびにコストおよびデュレーションの管理に貢献した。

気候アウェアネス債およびサステナビリティ・アウェアネス債の発行を通じたサステナビリティ・ファンディングの調達高は、2023年も146億ユーロと高水準で維持され、資金調達プログラムの29%を占めた（2022年は199億ユーロ（構成比45%）および2021年は115億ユーロ（構成比21%））。

EIBは例年通り、世界の資本市場の発行業務がピークを迎える年初において、資金調達活動の初動に力を注いだ。2023年1月、EIBはソブリン債、国際機関債および政府機関債（SSA債）の米ドル建債券市場に参入して50億米ドルの5年物グローバル債を発行し、これに続いて50億ユーロの10年物

ユーロ・エリア・レファレンス・ノート（EARN債）を発行した。2023年2月には、ベンチマーク規模で2件の気候アウェアネス債を起債した。1件目は50億米ドルの10年物グローバル債で、SSA債の米ドル建10年物グローバル債としては最高額となった。2件目は50億ユーロの5年物EARN債で、EIBが実施したCABの起債としては2007年のCAB形式導入以来の最高額となった。

2023年7月、EIBは50億ユーロの当年第4回EARN債を発行し、EARN債のオーダーブックでは過去最多の応募件数を集め、オーダーブックの規模は歴代3位となった。2023年8月、EIBの2023年第4回米ドル建グローバル債の起債では、ベンチマーク形式のEIBグローバル債で歴代2位の規模のオーダーブックが形成された。

さらにEIBは、2件の新規ブロックチェーン債の起債により引き続き資本市場のイノベーションを主導した。EIBは2023年1月に、EIBで初のブロックチェーン変動利付商品でありEIBで初の英ポンド建ブロックチェーン債である新発債（2年物、5,000万英ポンド）を発行し、また2023年6月にはEIBで初のデジタル形式のグリーンポンド（2年物、10億スウェーデン・クローナ）を発行した。

3.1. EIBの資金調達満期の構成

2023年のEIBの発行債券の平均満期は7.2年（2022年は6.7年）であり、近年の水準（2021年は8.0年、2020年は6.9年および2019年は7.2年）に沿うものであった。発行債券の満期は、市場需要を常時評価し、資産・負債管理を考慮したうえで決定される。

通貨別では通常、EIBの主要通貨の中で平均満期が最長となるのはユーロ建債の発行である。2023年のユーロ建資金調達の平均満期は7.9年（2022年は8.5年）で、2023年の米ドル建発行の平均満期は7.0年（2022年は5.2年）であった。

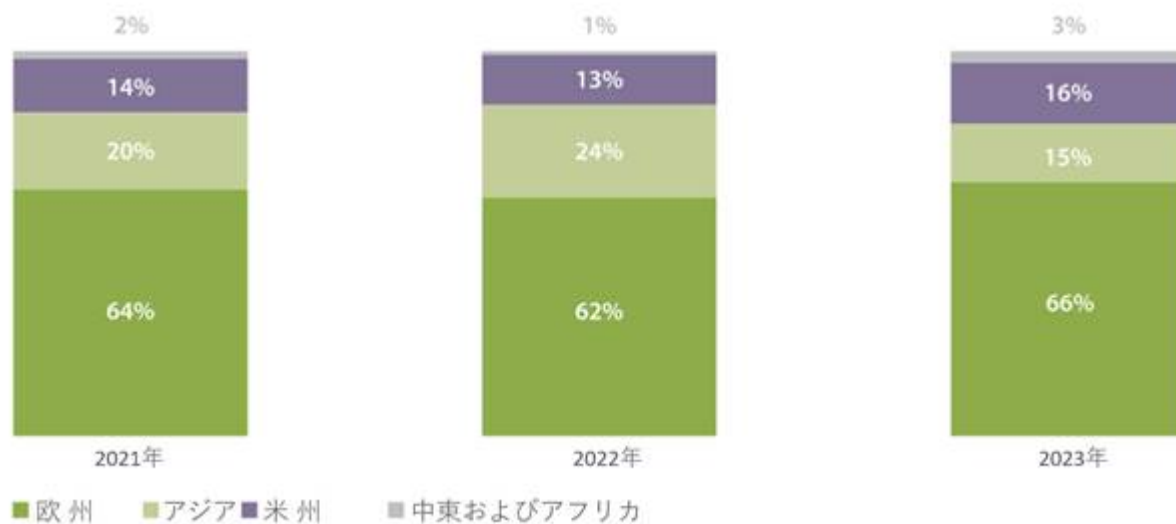
通貨	平均満期（単位：年）	
	2023年	2022年
ユーロ	7.9	8.5
米ドル	7.0	5.2
その他	5.8	4.1
全体	7.2	6.7

3.2. 投資家の分布

2023年中、全体的な投資家の地理的分布に大きな変化はなかった。欧州は引き続き投資家需要の主要な源泉であり、その2023年の比率は66%（2022年は62%）であった。アジアの寄与率は減少して2023年は15%（2022年は24%）となり、これは16%（2022年は13%）を占めた米国顧客、および欧州顧客の寄与率の増加により相殺された。

こうした投資家の地理的分布の構成は、通貨分散の戦略的な価値を裏付ける。2023年の総発行額の49%を占めるEIBのユーロ建債に対して最も高い関心を寄せたのは引き続き欧州の投資家であり（2023年は82%、2022年は83%）、残りの大部分はアジア顧客により吸収された（2023年は12%、2022年は12%）。2023年中、米ドル建債への需要は欧州（2023年は41%、2022年は32%）、米州（2023年は36%、2022年は32%）およびアジア（2023年は18%、2022年は34%）の投資家の間で分散し、欧州域外の主要な資金調達源であり続けた。英ポンド、ポーランド・ズロチ、スウェーデン・クローナ、豪ドルおよびカナダ・ドルなどのその他の通貨市場での発行により、EIBは欧州、アジアおよび北米において投資家層をさらに拡大することができる。

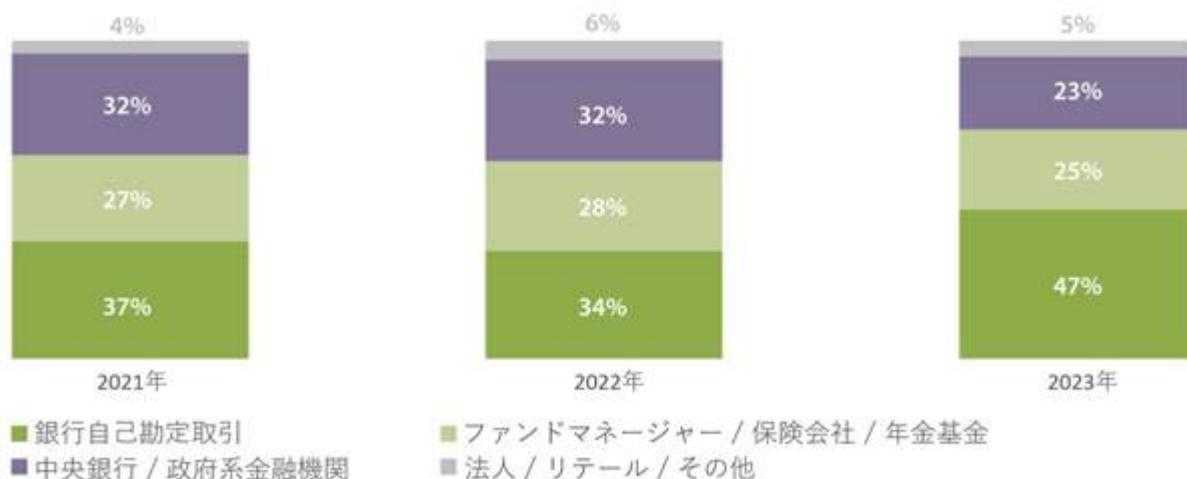
地域別の投資家分布



EIBの投資家層は、投資家のタイプ別に、銀行の自己勘定取引（2023年は47%、2022年は34%）、ファンドマネージャー、保険会社および年金基金（2023年は25%、2022年は28%）、ならびに中央銀行および公的機関（2023年は23%、2022年は32%）の3つの主要投資家群の間で均衡している。

当年中、投資家層に多少の変動が見られたが、考えられる要因としては（i）銀行自己勘定取引において、（金利ボラティリティ・リスクを軽減する目的での）アセットスワップ用のSSA証書の購入需要が高まったこと、および（ii）イールド・カーブの反転に起因して、中央銀行および政府機関の寄与率が（特に米ドルにおいて）減少したことが考えられる。

部門別の投資家分布



3.3. EIBのベンチマーク形式による資金調達パターン

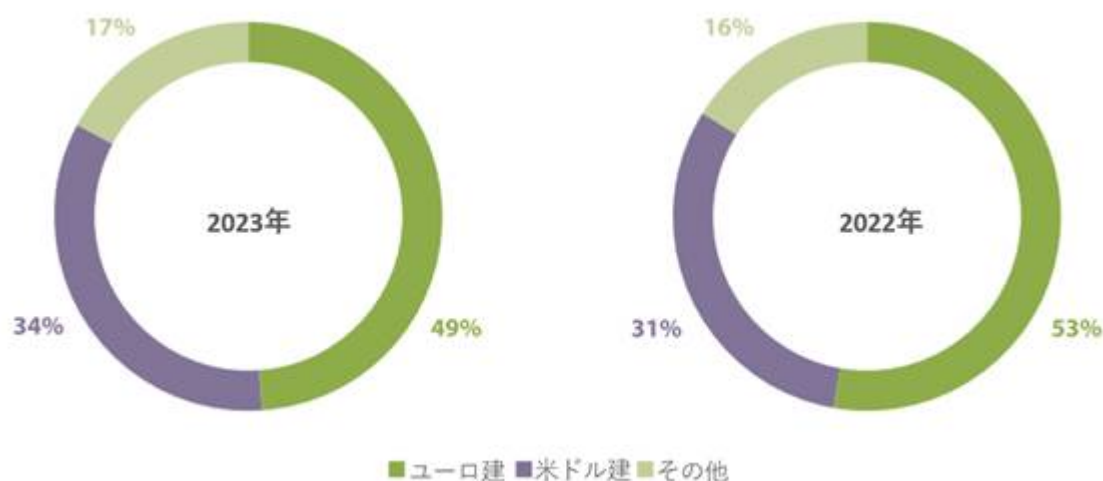
ユーロ建債と米ドル建債の発行は、合わせて2023年の調達総額の83%（2022年は84%）を占めた。商品別では2023年中、資金調達プログラムに占めるベンチマーク形式での起債の構成比は82%（2022年は70%）となった。

ユーロ建債の発行では、EARN形式によるユーロ建のベンチマーク債（典型的に30億 - 50億ユーロの範囲内で設定）および非ベンチマーク債を合わせて2023年に244億ユーロを調達し、資金調達プログラムの49%を占めた（2022年は233億ユーロ、構成比53%）。

EIBは2023年に181億米ドル（168億ユーロ相当）の資金を調達し（2022年は150億米ドル）、米ドル建債の発行体としての主導的な地位を確保した。ベンチマーク形式の米ドル建グローバル債の発行は資金調達プログラムの34%（2022年は31%）を占めた。

通貨	ユーロ相当額（単位：十億ユーロ）	
	2023年	2022年
ユーロ	24.4	23.3
米ドル	16.8	13.9
その他	8.6	7.1
合計	49.8	44.3

資金調達プログラムの通貨構成



3.4. その他の通貨による資金調達パターン

EIBの通貨多角化の方針は資金調達の柔軟性を強化するものであり、EIBが費用優位性を獲得し、現地通貨による融資実行の需要に応え、資金調達の満期プロファイルを細かく調整することを可能にしている。

2023年に、EIBはユーロと米ドル以外の14の通貨建（そのうち3つ（ブラジル・リアル、エジプト・ポンドおよびインド・ルピー）は合成通貨建）で債券を発行した（2022年は15のその他の通貨建、そのうち3つ（ブラジル・リアル、エジプト・ポンドおよびインドネシア・ルピア）は合成通貨建）。これにはEIBの9年ぶりのスイス・フラン市場への復帰が含まれ、2億スイス・フランの10年物固定利付債を発行した。2023年のその他の通貨建債の発行額は86億ユーロであり、当年の調達総額の17%を占めた（2022年は71億ユーロ、構成比16%）。

2023年の英ポンド建債の発行は、当年中の英ポンド市場のボラティリティの高さにもかかわらず、21億英ポンド（2022年は14億英ポンド）に増加した。EIBはまた、貸付実行の必要額に対応するため92億ポーランド・ズロチ（20億ユーロ相当）を債券で調達し（2022年は46億ポーランド・ズロチ）、ポーランド・ズロチ建債の最大の国際機関発行体としてその地位を確認した。

通貨	ユーロ相当額 (単位：十億ユーロ)
	2023年
英ポンド (GBP)	2.37
ポーランド・ズロチ (PLN)	2.03
豪ドル (AUD)	1.82
カナダ・ドル (CAD)	0.49
スウェーデン・クローナ (SEK)	0.49
ノルウェー・クローネ (NOK)	0.31
南アフリカ・ランド (ZAR)	0.29
中国人民元 (CNY)	0.26
スイス・フラン (CHF)	0.20

メキシコ・ペソ (MXN)	0.18
ブラジル・レアル (BRL)	0.06
インド・ルピー (INR)	0.05
エジプト・ポンド (EGP)	0.03
チェコ・コルナ (CZK)	0.02
合計	8.60

3.5. 資本市場のイノベーションおよびデジタル化におけるリーダーシップ

EIBは、資本市場のイノベーションおよびデジタル化支援で市場開発の先頭を走り続けている。パブリック・ブロックチェーンのインフラを使った取引の実施を主眼とするEIB初のデジタル債を2021年4月に発行した後も、EIBはさらなる債券資本市場のデジタル化プロジェクトに取り組んでいる。EIBは2022年11月、第2回ユーロ建デジタル債を発行し、同債券で初めてプライベート・ブロックチェーン技術を採用した。EIBは2023年1月、EIBで初の英ポンド建デジタル債でありEIBで初のブロックチェーン変動利付商品である新発債を発行した。

もう1つのイノベーションとして、EIBが2023年6月に発行したスウェーデン・クローナ建デジタル気候アウェアネス債があった。この取引は、新しい合意形成メカニズムである「プルーフ・オブ・クライメート・アウェアネス」をベースに特注したブロックチェーン・プラットフォーム上で実行された。このブロックチェーン参加者（参加ノード）には、環境フットプリントの低減に向けたインセンティブが与えられる。

3.6. EIBのサステナビリティ・ファンディング

EIBのサステナビリティ・ファンディング商品は、EUの持続可能性目標に実質的に貢献する貸付業務のみがその調達資金の割当先となる。気候アウェアネス債（CAB）の主眼は気候変動の緩和であり、サステナビリティ・アウェアネス債（SAB）の主眼は環境・社会に関するEUのその他の持続可能性目標である。

2023年のEIBのサステナビリティ・ファンディングは146億ユーロ相当にのぼり、EIBの2023年資金調達プログラム全体（498億ユーロ）の29%を占めた（2022年は199億ユーロ、EIBの2022年資金調達プログラム全体（443億ユーロ）における構成比45%）。2023年12月31日現在、2007年以降の累計で、CABおよびSABの発行額は23通貨建で846億ユーロ相当となった（2022年末は700億ユーロ相当、22通貨建）。

気候アウェアネス債	サステナビリティ・アウェアネス債
-----------	------------------

2023年中にEIBは128億5,000万ユーロ ⁽³⁸⁾ の気候アウェアネス債を発行した。当年通期で、融資実行額のうちCABの発行手取金からの配分が認められたのは155億2,000万ユーロであり、EIBの配分手続を経て155億2,000万ユーロのCAB発行手取金がかかる融資の実行に配分された。自己保有CABポートフォリオのCAB手取金未使用残高は、年初で11億2,000万ユーロおよび年末でマイナス15億5,000万ユーロであり、適格な融資実行額に対して全額を配分するため2024年第一回気候アウェアネス債の発行手取金から遡及的に配分しなければならなかった。	2023年中にEIBは14億6,000万ユーロ ⁽³⁹⁾ のサステナビリティ・アウェアネス債を発行した。当年通期で、融資実行額のうちSABの発行手取金からの配分が認められたのは33億2,000万ユーロであり、EIBの配分手続を経て33億2,000万ユーロのSAB発行手取金がかかる融資の実行に配分された。自己保有SABポートフォリオのSAB手取金未使用残高は、年初で18億2,000万ユーロおよび年末でマイナス4,000万ユーロであり、適格な融資実行額に対して全額を配分するため2024年第一回サステナビリティ・アウェアネス債の発行手取金から遡及的に配分しなければならなかった。
--	--

注(38) 発行額のデータは発行手取金純額ベースであり、名目発行高とは異なる可能性がある。融資実行額および配分額のデータは暫定値で未監査である。

注(39) 発行額のデータは発行手取金純額ベースであり、名目発行高とは異なる可能性がある。融資実行額および配分額のデータは暫定値で未監査である。

4. 自己勘定取引活動

EIBは、流動性管理に対する慎重なアプローチにより、強固な流動性ポジションおよび必要な流動資源への柔軟なアクセスを維持している。

4.1. 優良な資産

自己勘定取引管理は、財務コミットメントを継続的に履行する能力をEIBに確実に備えさせ、およびEIBの資産負債方針を実践するという2つの役割を果たしている。資金は、多様化における低リスク戦略に基づく所定の基準に従って定まるポートフォリオに投資される。EIBのポートフォリオ管理は常に、EIBの統治機関が設定したガイドライン、健全性に係る制限および指標に準拠していなければならない。

2023年末現在、自己勘定取引の対象には以下のポートフォリオが含まれる。

- ・ 短期自己勘定取引ポートフォリオ：日々の流動性管理のために設定される。当期末現在、EIBの自己勘定取引資産の大部分（87％）は満期1年未満の短期商品に投資される短期自己勘定取引ポートフォリオとして保有されていた。
- ・ 証券流動性ポートフォリオ：ユーロ、英ポンドおよび米ドルの通貨に投資して自己勘定取引資産のリターンを向上させるとともに、多様性を提供することを目指す。欧州中央銀行（ECB）の適格担保資産を少なくとも65％保有することが課される中での運用となり、証券流動性ポートフォリオもまた流動性の補完ルートとして機能する。
- ・ 長期適格流動資産ポートフォリオ：高格付と高流動性を備えたユーロ建債および米ドル建債からなるEIBの長期的なコア流動性準備を構築する目的で運用される。

自己勘定取引ポートフォリオの信用エクスポージャーの内訳については、以下「第3 発行者の概況 - (5) 経理の状況 - EU会計指令に基づく個別財務書類」に収載のEIBの法定財務書類の注記Bを参照のこと。

4.2. 慎重な流動性管理

自己勘定取引活動は、投資資本を保護し、かつEIBが確実に全額について期限弁済できることを第一目標に据えて実施されている。流動性は一貫して、EIBの業務環境に応じて設定される健全性に係る限度内で維持されている。

グローバル金融市場の不確実な一般情勢下でも、EIBは、流動性管理に対する慎重なアプローチにより強固な流動性ポジションを維持し、またすべての流動性リスク指標をそれぞれの最低基準値以上の水準で安定的に維持した。

2023年末現在の総自己勘定取引資産は730億ユーロ（2022年末は775億ユーロ）であり、またEIBの総流動性比率は62.6%（2022年末は95.4%）と、最低流動性の内部要件である25%⁽⁴⁰⁾を十分に上回った。流動性カバレッジ比率（LCR）は2023年末現在で423.7%（2022年末は348.0%）であった。一方、純安定調達比率（NSFR）は、当年末現在で118.3%（2022年末は124.6%）であった。2023年を通じて、流動性カバレッジ比率と純安定調達比率の両方とも規制上の最低基準である100%を十分に上回っていた。

注(40) 最低流動性比率は、翌12か月に関する予想純キャッシュ・アウトフローの25%である。

ユーロシステムの金融政策オペレーションの適格取引当事者として、EIBは欧州中央銀行の金融政策オペレーションへのアクセスも有している。EIBは、ルクセンブルク中央銀行を介して、ユーロシステムの公開市場操作や常設ファシリティへのアクセスを確保している。

欧州中央銀行適格担保をレポ取引で再利用（リユース）する能力は、EIBのオペレーションに関する流動性を実質的に強靱化する。2023年末現在、EIBが在庫保有するユーロシステム上のリユース適格を備えた有価証券の価値総額は432億ユーロであり、その内訳は専有資産が316億ユーロおよびリユース受取担保が116億ユーロであった。これに対して、2022年末におけるEIBの有価証券の在庫保有総価額は201億ユーロであり、その内訳はEIBの所有資産が145億ユーロおよびリユース適格受取担保が56億ユーロであった。2023年末現在、ルクセンブルク中央銀行への翌日物中銀預入れの総額は149億ユーロ（2022年末は539億ユーロ）であった。

4.3. 2023年の自己勘定取引財務損益

2023年のEIBの自己勘定取引ポートフォリオによる差引なしの財務損益は、2023年通期にわたる右肩上がりの金利上昇を背景とした自己勘定投資の収益を反映して、プラス23億9,020万ユーロ（2022年はプラス4億3,160万ユーロ）となった。自己勘定取引資産に資金を供給するための資金調達コストを考慮に入れても、2023年の自己勘定取引のネット損益はプラスを維持して1億9,000万ユーロ（2022年は1億1,550万ユーロ）であった。自己勘定取引のプラスのネット損益は、内部振替価格を上回る好調な投資の運用レートを反映している。EIBの自己勘定に係る平均リターン率はプラス3.6%（2022年はプラス0.4%）となった。

4.4. 資産負債管理

EIBの資産および負債に係る金利、為替および基礎的リスクのポジションは、所定の制限の範囲内で管理されている。この中で、管理対象リスク・ファクターの対象エクスポージャーを実現するために、標準的なデリバティブ商品を用いて多様なリスクプロファイルを調整している。金利リスク戦略は、EIBの事業の自立的な持続可能性および自己資金の増強を確保することを目標としている。

流動性、資金調達、為替および金利に関するリスク管理の一環として、EIBは定期的に市場の状況を評価し、場合により公開市場での買い操作、個別交渉取引、公開買付、交換買付その他の手段により発行済債務の買戻取引を行うことがある。

5. ベスト・バンキング・プラクティスに従った保守的なリスク管理

EIBのベスト・バンキング・プラクティス（BBP、最良の銀行業の慣行）枠組みの明確化および充実化のため、2018年にEIBの総務会は、BBPに関する指針の原則を承認した。BBPの指針的原則は、EIBにベスト・プラクティスとして適用される銀行業務の規則や指針の原則全般および一般的な範囲を定義したハイレベル文書である。同文書はまた、関連する規則を同定するための評価基準を定め、またEIBのビジネス・モデルを全体的に調整しつつその詳細を検討している。同文書は、EIBの統治機関による定期レビューを受け、EIBのウェブサイト上で入手可能である。EIBの監査委員会は、EIBの総務会に直接報告をあげる独立的な機関であり、EIBの活動のBBPへの適合性を検証することが定款上の職務とされている。

この職務の一環として、監査委員会は内部レビュー・評価プロセス（EIB REP）を実施している。このプロセスは2021年3月以降、EIBのレビュー・評価に関する指導的原則の枠組みを採用しており、その後同原則を具体化したEIB REP実施規則やEIBグループ固有のレビュー・評価手法が定められている。この枠組みは欧州銀行監督機構の監督・評価プロセスのガイドラインに準拠しつつ、EIBグループの性質、政策的使命、固有の業務およびガバナンス構造を考慮している。EIB REPは、適用あるベスト・バンキング・プラクティスをEIBに確実に遵守させるという監査委員会の職務を支援していく。

年次の業務目標および方向性を決定するためのアプローチにおいては、堅固な信用状態、貸付事業の長期性向およびポートフォリオの粒度を維持するというEIBの目的が考慮される。EIBは、その活動に付随する信用リスク、流動性リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスクを監視する指標一式（総合リスク選好基準など）を定めている。貸付金ポートフォリオの分散は、カウンターパーティー枠および主要産業の部門枠の設定によって支えられている。

EIBのグループ・リスク・コンプライアンス部門は、EIBグループの事業に関連する金融リスクと非金融リスクの両方を担当する。かかるリスクには特に、信用リスク、市場リスク、流動性および資金調達リスク、オペレーショナル・リスク、気候リスク、風評リスクおよび戦略リスクが含まれる。2019年6月にEIBグループのリスク管理憲章およびその実施規定が承認されたことを受け、リスク監視対象がEIBグループのすべての関連事業ラインにまで拡大され、EIBグループのすべてのリスク・エクスポージャーの経済実態を十分に把握して十分な情報に基づくリスク・テイクの意思決定ができるようになった。同憲章は、EIBグループのリスクを効果的かつ一貫した方法で確実に監視・管理することを目的として、EIBグループ・リスク管理枠組みの主要原則を定める。

EIBは、その資本状態の盤石さが確実に維持されるように設定された強固な自己資本枠組みを整備している。ベスト・バンキング・プラクティスを遵守するEIBの姿勢により、EIBの自己資本比率の枠組みはEUの規制要件に合致している。EIBの資本状態は、その他の健全性の因子とともにEIBグループのリスク管理開示報告書（英文）で開示されており、同報告書は、ベスト・バンキング・プラクティスとしてEIBに適用される健全性に関する開示要件およびこれに関連する技術的基準、指針および欧州銀行監督機構の判断に沿って作成され、またEIBの法的枠組みおよびビジネス・モデルに対応および適合している。

リスク管理の詳細については、以下「第3 発行者の概況 - (5) 経理の状況 - EU会計指令に基づく個別財務書類」に収載の法定財務書類の注UおよびEIBのウェブサイト上のEIBグループ・リスク管理開示報告書（英文）を参照のこと。

6．企業の社会的責任

EIBの使命は、欧州連合の内外で偏りのない安定した成長を促進する点にある。サステナビリティはEIBの活動の中心に位置付けられ、貸出し、借入れおよびアドバイザリー業務に組み込まれている。

EUの気候対策銀行として、EIBグループは、(i) 気候変動への取組みに関してすべてのEIBグループの活動をパリ協定の原則と目標に適合させること、(ii) EIBの年間融資において気候行動および環境サステナビリティの比率を2025年までに段階的に50%超に増やし、その後も維持すること、ならびに (iii) 2021年から2030年までの10年間で気候行動および環境サステナビリティに対して1兆ユーロの投資支援を行うことを約束している。

ガバナンスの観点では、EIBグループ気候銀行ロードマップやEIBの活動をパリ協定の目標に適合させる取組みに沿って、気候に関するリスクとチャンスはEIBの統治構造に取り込んでいる。現行の統治構造は、理事会レベルでの気候リスクとチャンスの管理も重視する。同じく、気候に関する責任はアドホック委員会や個別の部署・チームなどのマネジメント・レベルで分担する。EIBグループ気候銀行ロードマップの実施を監督するため、個別の気候・環境課題運営委員会が設置されている。

それと並行して、EIBは、透明性と説明責任の模範を示すよう努めている。EIBは、プロジェクトや活動に関する情報を進んで公開し、日頃から多領域の関係者と連携している。

報告については、EIBは10年以上サステナビリティ開示の先頭を走っている。EIBは毎年、融資先プロジェクトのカーボン・フットプリント（排出負荷）を記載した外部監査済みのサステナビリティ報告書、温室効果ガスの自己排出に関するカーボン・フットプリント報告書、気候関連財務情報開示タスクフォース勧告ベースの報告書、ならびにグローバル・レポーティング・イニシアチブ仕様の開示書類およびサステナビリティ会計基準機構仕様の開示書類を発行している。EIBグループはまた、2021-2025年気候銀行ロードマップの実施状況を毎年報告している。EIBのいずれの報告書（英文）も、EIBウェブサイトの専用ページで閲覧可能である。

7．EIBグループの財務実績⁽⁴¹⁾

EIBグループは欧州投資銀行と欧州投資基金（欧州投資銀行の非完全子会社である。）で構成される。

注(41) このセクションでは、EU会計指令および国際会計基準（IFRS）に基づいて作成されたEIBグループの連結財務書類に触れる。

7.1 EU会計指令に基づくEIBの連結財務書類

EU会計指令に基づくEIBグループの連結当期損益は、2022年の24億6,020万ユーロに対して、2023年は24億710万ユーロ（対前年で5,310万ユーロまたは2.2%の減少）であった。EU会計指令に基づく連結損益はそのほぼすべてがEIB単体の損益からなるため、この損益は法定財務書類の当期純利益と密接に連動する。

EIBグループの貸借対照表金額は、2022年12月31日現在の5,473億ユーロから30億ユーロまたは0.5%増加して、2023年12月31日現在で5,503億ユーロであった。

EU会計指令に基づく連結損益に関するその他の情報は、EIBグループのEU会計指令に基づく連結財務書類の注記で提供される。

7.2 IFRS（国際会計基準）に基づくEIBの連結財務書類

IFRSに基づくEIBグループの連結当期損益は、して、2023年12月31日現在で22億7,210万ユーロ（2022年の23億2,700万ユーロから5,490万ユーロまたは2.4%の減少）であった。

EIBグループの貸借対照表金額は、2022年12月31日現在の5,663億ユーロから57億ユーロまたは1.0%増加して、2023年12月31日現在で5,720億ユーロであった。

国際会計基準に基づく同損益に関するその他の情報は、EIBグループのIFRSに基づく連結財務書類の注記で提供される。

業務上の重要な協約

該当なし

日本との関係

日本の資本市場におけるEIBの活動は1970年代まで遡り、その中には1兆円を上回る規模の60を超える案件（シンジケートローン、公募および私募債券発行）が含まれる。

EIBは日本および日本の居住者に対して貸付を行ったことがない。

(5) 【経理の状況】

以下の和文財務書類は、英文財務書類を原本として作成されている。英文財務書類はそれぞれEIBの監査人であるKPMGオーディット・ソシエテ・ア・レスポンシビリ・リミテ（KPMG Audit Société à responsabilité limitée）による監査を受けている。

【 I F R S に基づく連結財務書類】

当有価証券報告書の本項に記載されているEIBグループの2023年12月31日現在の連結貸借対照表ならびに同日に終了した事業年度の連結損益計算書、連結純損益およびその他の包括利益計算書、連結持分変動計算書および連結キャッシュ・フロー計算書（「IFRSに基づく連結財務書類」）は、欧州連合によって採用された国際財務報告基準（「IFRS」）に準拠して作成されている。

[次へ](#)

連結貸借対照表

2023年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

資産	2023年12月31日	2022年12月31日
1. 現金、中央銀行および郵便局預け金 (注B.1)	210,008	112,703
2. 中央銀行担保適格国庫証券およびその他 短期証券(注B.2)	36,971,320	21,620,352
3. 金融機関貸付金および預け金		
a) 要求払	1,145,899	984,212
b) その他の貸付金および預け金(注C)	46,059,368	64,218,218
c) 貸付金(注D.1)	90,189,678	91,623,813
d) 貸付金および預け金の減損(戻入れ 控除後)(注D.2)	-67,933	-32,444
	<u>137,327,012</u>	<u>156,793,799</u>
4. 対顧客貸付金および預け金		
a) その他の貸付金および預け金(注C)	55,658	125,976
b) 貸付金(注D.1)	335,431,808	321,262,627
c) 貸付金および預け金の減損(戻入れ 控除後)(注D.2)	-479,016	-295,939
	<u>335,008,450</u>	<u>321,092,664</u>
5. 確定利付証券を含む負債証券(注B.2)		
a) 公共機関による発行	5,373,528	4,443,133
b) その他による発行	6,521,041	6,539,924
	<u>11,894,569</u>	<u>10,983,057</u>
6. 株式およびその他の変動利付証券(注B.3)	20,289,333	18,892,954
7. デリバティブ資産(注Q)	28,657,496	35,044,316
8. 有形固定資産(注E)	392,863	344,591
9. 無形資産(注E)	96,045	70,167
10. その他の資産(注G.1)	431,698	223,367
11. 払込請求済だが払込未済の応募済資本金 および準備金(注W.1)	487,592	811,264
12. 前払金	259,469	286,131
資産合計	<u>572,025,855</u>	<u>566,275,365</u>

添付の注記は本連結財務書類に不可欠の部分である。

連結貸借対照表（続き）

2023年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

負債および資本	2023年12月31日	2022年12月31日
負債		
1. 金融機関に対する債務（注H.1）		
a) 要求払	1,094,567	2,371,014
b) 期日払または通知払	1,052,802	3,071,698
	<u>2,147,369</u>	<u>5,442,712</u>
2. 顧客に対する債務（注H.2）		
a) 要求払	1,912,580	1,433,117
b) 期日払または通知払	159,560	57,637
	<u>2,072,140</u>	<u>1,490,754</u>
3. 債務証券借入（注I）		
a) 負債証券	422,282,039	407,336,160
b) その他	9,462,996	10,081,802
	<u>431,745,035</u>	<u>417,417,962</u>
4. デリバティブ負債（注Q）	34,337,466	43,757,867
5. その他の負債（注G.2）	5,505,607	5,040,120
6. 繰延収益（注F）	666,671	479,339
7. 引当金		
a) 年金制度および健康保険制度（注J）	6,473,001	5,722,781
b) 保証および契約債務引当金（注D）	62,112	48,537
	<u>6,535,113</u>	<u>5,771,318</u>
負債合計	<u>483,009,401</u>	<u>479,400,072</u>
資本		
8. 資本金（注W）		
a) 応募済資本金	248,795,607	248,795,607
b) 払込未請求資本金	-226,604,892	-226,604,892
	<u>22,190,715</u>	<u>22,190,715</u>
9. 準備金		
a) 準備基金	24,879,561	24,879,561
b) その他準備金	24,257,413	22,998,138
c) 公正価値準備金	973,274	750,044
d) 特別活動準備金	11,194,601	10,303,216
e) 一般貸倒準備金	1,883,372	2,115,966
	<u>63,188,221</u>	<u>61,046,925</u>
10. 当期純利益（注K）	<u>2,272,050</u>	<u>2,326,985</u>
EIB株主に帰属する資本合計	<u>87,650,986</u>	<u>85,564,625</u>
11. 非支配持分	<u>1,365,468</u>	<u>1,310,668</u>
資本合計	<u>89,016,454</u>	<u>86,875,293</u>
負債および資本合計	<u>572,025,855</u>	<u>566,275,365</u>

添付の注記は本連結財務書類に不可欠の部分である。

連結損益計算書

2023年12月31日終了事業年度

(単位：千ユーロ)

	2023年	2022年
1. 受取利息および類似収益（注L） ⁽¹⁾	25,379,428	18,309,260
2. 支払利息および類似費用（注L）	-22,546,837	-15,623,347
3. 株式およびその他の変動利付証券からの収益	681,570	672,023
4. 受取手数料（注O）	688,411	670,069
5. 支払手数料（注O）	-365,321	-383,216
6. 金融業務損益（注M）	238,717	240,240
7. その他の業務収益および費用の純額（注N）	2,283	10,477
8. 貸付金および預け金の減損ならびに保証 引当金の変動（戻入れ控除後）（注D.2、D.4）	-232,435	41,499
9. 固定金融資産として保有される譲渡可能 有価証券、株式およびその他の変動利付証券 の減損の変動（戻入れ控除後）	-1,228	1,240
10. 一般管理費（注P）		
a) 人件費	-1,029,315	-1,174,273
b) その他の管理費	-367,751	-306,561
	-1,397,066	-1,480,834
11. 減価償却費および償却費：有形固定資産 および無形資産（注E）		
a) 有形固定資産	-70,161	-76,360
b) 無形資産	-35,854	-29,696
	-106,015	-106,056
12. 当期純利益	2,341,507	2,351,355
帰属先：		
非支配持分	69,457	24,370
EIB株主	2,272,050	2,326,985

(1) 2023年12月31日終了年度の受取利息および類似収益には、償却原価で保有される資産について実効金利法を用いて計算された14,613,519千ユーロ（2022年：7,137,966千ユーロ）が含まれる。

添付の注記は本連結財務書類に不可欠の部分である。

連結純損益およびその他の包括利益計算書

2023年12月31日終了事業年度

(単位：千ユーロ)

	2023年	2022年
当期純利益	2,341,507	2,351,355
その他包括利益		
その後に純損益に振替えられることのない項目：		
確定給付債務の再測定（注J）	-395,062	3,395,787
FV0に指定された金融負債の自己信用リスクの 変動に起因する公正価値の変動 - 公正価値準備金 （注R）	37,540	230,741
FVOCIでの測定に指定された資本性金融商品に 対する投資の純利益 / 損失（注B.3）	99,293	-50,349
その後に純損益に振替えられる項目：		
ヘッジ・デリバティブの通貨ベース・スプレッ ドに起因する公正価値の変動 - 公正価値準備金 （注Q）	86,685	4,800
キャッシュ・フロー・ヘッジ・デリバティブに 起因する公正価値の変動 - 公正価値準備金（注Q）	668	0
その他包括利益合計	-170,876	3,580,979
包括利益合計	2,170,631	5,932,334
帰属先：		
非支配持分	59,493	162,205
EIB株主	2,111,138	5,770,129

添付の注記は本連結財務書類に不可欠の部分である。

連結持分変動計算書

2023年12月31日終了事業年度

(単位：千ユーロ)

	応募済 資本金	払込未請求 資本金	準備基金	その他 準備金	公正価値 準備金
2022年1月1日現在の残高	248,795,607	-226,604,892	24,879,561	9,736,449	575,725
包括利益					
当期純利益	0	0	0	0	0
その他包括利益	0	0	0	3,257,952	185,192
包括利益合計	0	0	0	3,257,952	185,192
前年度利益処分額	0	0	0	10,032,433	0
その他	0	0	0	-28,696	-10,873
株主との取引					
子会社の非支配持分の変動	0	0	0	0	0
株主との取引合計	0	0	0	0	0
2022年12月31日現在の残高	248,795,607	-226,604,892	24,879,561	22,998,138	750,044
包括利益					
当期純利益 / 損失	0	0	0	0	0
その他包括利益	0	0	0	-385,098	224,186
包括利益合計	0	0	0	-385,098	224,186
前年度利益処分額	0	0	0	1,668,194	0
その他	0	0	0	-23,821	-956
株主との取引					
子会社の非支配持分の変動	0	0	0	0	0
株主との取引合計	0	0	0	0	0
2023年12月31日現在の残高	248,795,607	-226,604,892	24,879,561	24,257,413	973,274

連結持分変動計算書（続き）

2023年12月31日終了事業年度

（単位：千ユーロ）

	特別活動 準備金	一般貸倒 準備金	利益処分前 当期純利益	合計	非支配持分	連結自己 資本合計
2022年1月1日現在の残高	12,152,954	2,021,337	8,277,324	79,834,065	1,188,969	81,023,034
包括利益						
当期純利益	0	0	2,326,985	2,326,985	24,370	2,351,355
その他包括利益	0	0	0	3,443,144	137,835	3,580,979
包括利益合計	0	0	2,326,985	5,770,129	162,205	5,932,334
前年度利益処分額	-1,849,738	94,629	-8,277,324	0	0	0
その他	0	0	0	-39,569	0	-39,569
株主との取引						
子会社の非支配持分の変動	0	0	0	0	-40,506	-40,506
株主との取引合計	0	0	0	0	-40,506	-40,506
2022年12月31日現在の残高	10,303,216	2,115,966	2,326,985	85,564,625	1,310,668	86,875,293
包括利益						
当期純利益 / 損失	0	0	2,272,050	2,272,050	69,457	2,341,507
その他包括利益	0	0	0	-160,912	-9,964	-170,876
包括利益合計	0	0	2,272,050	2,111,138	59,493	2,170,631
前年度利益処分額	891,385	-232,594	-2,326,985	0	0	0
その他	0	0	0	-24,777	0	-24,777
株主との取引						
子会社の非支配持分の変動	0	0	0	0	-4,693	-4,693
株主との取引合計	0	0	0	0	-4,693	-4,693
2023年12月31日現在の残高	11,194,601	1,883,372	2,272,050	87,650,986	1,365,468	89,016,454

添付の注記は本連結財務書類に不可欠の部分である。

連結キャッシュ・フロー計算書

2023年12月31日終了事業年度

(単位：千ユーロ)

	2023年	2022年
A. 営業活動によるキャッシュ・フロー：		
当期純利益	2,341,507	2,351,355
調整額：		
貸付金および預け金の減損ならびに保証引当金の変動（注D.2、D.4）	232,435	-41,499
有形固定資産および無形資産の減価償却費および償却費ならびに償却（注E）	106,054	106,056
固定金融資産として保有される譲渡可能有価証券、株式およびその他の変動利付証券の減損の変動	1,228	-1,240
負債証券の公正価値調整の変動額	-136,821	139,720
貸付金および関連するスワップのIFRSに基づく調整（注M.1）	126,671	576,878
借入金および関連するスワップのIFRSに基づく調整（注M.1）	144,651	-793,275
その他デリバティブのIFRSに基づく調整（注M.1）	-508,855	-21,284
正味受取利息（注L.1）	-2,832,591	-2,685,913
為替調整額	-651	-159,454
営業活動による損失	-526,372	-528,656
金融機関および対顧客貸付金および預け金の実行額	-48,514,708	-49,994,020
金融機関および対顧客貸付金および預け金の返済額	43,574,663	44,590,423
その他の貸付金および預け金の変動額（注C）	-19,293,728	6,673,633
ルクセンブルク中央銀行の最低預金準備率を充足するための預け金の変動額（注B.1）	-122,729	57,213
財務運用ポートフォリオの変動額	-12,676,334	17,386,502
金融機関および顧客に対する債務の変動額（注H）	-2,714,415	-18,560,431
年金制度および健康保険制度の引当金の変動額	283,778	33,696
保証および契約債務引当金の変動額（注D.4）	0	60,302
現金および現金同等物に係る経過利息の変動額	-527,699	903
その他の資産およびその他の負債の変動額ならびに前払金および未払金の変動額	-1,713,773	6,064,303
利息受取額	21,997,418	16,524,214
利息支払額	-19,650,916	-13,652,025
営業活動による / （で使用した）正味現金	-39,884,815	8,656,057
	2023年	2022年
B. 投資活動によるキャッシュ・フロー：		
期中に購入した長期HQLAポートフォリオの有価証券	-2,026,516	-1,778,122
期中に満期償還または売却された長期HQLAポートフォリオの有価証券	9,000	450,000
負債証券ポートフォリオに含まれる代替貸付金およびEIFのABSポートフォリオの購入	-5,538,597	-4,070,061
負債証券ポートフォリオに含まれる代替貸付金およびEIFのABSポートフォリオの償還	3,929,239	4,633,922
株式およびその他の変動利付証券取得額（注B.3）	-2,746,960	-2,537,116
株式およびその他の変動利付証券売却額（注B.3）	1,471,603	1,811,116
有形固定資産および無形資産購入額（注E）	-129,237	-81,032
投資活動による / （で使用した）正味現金	-5,031,468	-1,571,293

連結キャッシュ・フロー計算書（続き）

2023年12月31日終了事業年度

（単位：千ユーロ）

	2023年	2022年
C.財務活動によるキャッシュ・フロー：		
債務証券借入の発行	112,247,710	84,649,253
債務証券借入の償還	-106,254,511	-97,048,909
加盟国の拠出	319,700	319,700
EIF株式応募	-30,518	0
非支配株主への配当金の支払	-5,348	-5,737
リース負債の返済	-20,835	-39,734
財務活動による /（で使用了）正味現金	6,256,198	-12,125,427
	2023年	2022年
キャッシュ・フローの要約表：		
現金および現金同等物期首残高	63,988,410	69,121,468
以下による正味現金：		
営業活動	-39,884,815	8,656,057
投資活動	-5,031,468	-1,571,293
財務活動	6,256,198	-12,125,427
保有現金に係る為替調整	244,997	-92,395
現金および現金同等物期末残高	25,573,322	63,988,410
現金および現金同等物の内訳：		
現金、中央銀行および郵便局預け金（ルクセンブルク中央銀行の最低預金準備率を充足するための預け金を除く）（注B.1）	13	25,389
短期金融市場証券（注B.2）	49,891	552,038
金融機関および対顧客貸付金および預け金：		
要求払	1,145,899	984,212
その他の貸付金および預け金（注C）	24,377,519	62,426,771
	25,573,322	63,988,410

連結キャッシュ・フロー計算書（続き）

2023年12月31日終了事業年度

（単位：千ユーロ）

	2022年 12月31日	キャッシュ・ フロー	現金を伴わない変動			2023年 12月31日
			為替差額	公正価値 調整	その他の 変動額	
長期借入	409,075,357	-10,709,103	-2,596,851	11,205,050	0	406,974,453
リース負債	97,022	-20,835	-1,747	933	50,968	126,341
短期借入	8,342,605	16,702,302	-274,325	0	0	24,770,582
財務活動による負債の 変動額	417,514,984	5,972,364	-2,872,923	11,205,983	50,968	431,871,376

	2021年 12月31日	キャッシュ・ フロー	現金を伴わない変動			2022年 12月31日
			為替差額	公正価値 調整	その他の 変動額	
長期借入	459,717,547	-6,065,578	3,490,674	-48,067,286	0	409,075,357
リース負債	132,151	-39,734	-3,511	1,061	7,055	97,022
短期借入	14,185,086	-6,334,078	491,597	0	0	8,342,605
財務活動による負債の 変動額	474,034,784	-12,439,390	3,978,760	-48,066,225	7,055	417,514,984

添付の注記は本連結財務書類に不可欠の部分である。

[次へ](#)

欧州投資銀行グループ

連結財務書類に対する注記

2023年12月31日現在

欧州投資銀行（「EIB」）は、1958年にローマ条約により、欧州連合（「EU」）の長期貸付銀行として設立された。EIBの任務は、EU加盟国の統合、均衡の取れた発展、経済的および社会的な結束に貢献することである。EIBは、資本市場で多額の資金を調達し、それらの資金をEU政策目標を促進するプロジェクトに有利な条件で貸し付けている。EIBは継続的に、その業務をEU政策の展開に適合させている。

登記上の事務所所在地は、98-100, boulevard Konrad Adenauer, L-2950 Luxembourgである。

注A.4.1に記載されているとおり、EIBと子会社を合わせて「グループ」または「EIBグループ」と総称する。

EIBの子会社については、注B.4.1に開示されている。

注A：重要な会計方針

A.1. 作成基準

A.1.1. 基準等への準拠

欧州投資銀行グループの連結財務書類（「本財務書類」）は、欧州連合により採択されたIFRS会計基準（「IFRS」）に準拠して継続企業を前提として作成されている。2023年12月31日現在の財務書類には、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結貸借対照表、連結キャッシュ・フロー計算書、連結持分変動計算書および注記が含まれている。セグメント報告は注記に記載されている。IFRS第7号に基づくリスク報告は、主に、経営報告書の一部として、将来の動向の機会およびリスクに関する個別の報告書（リスク報告書）を用いて行われる。

経営委員会の提案を受け、理事会は2024年3月21日に本財務書類を採択し、2024年4月26日までにこれを総務会に提出して承認を求めることを承認した。

A.1.2. 測定基準

本連結財務書類は、デリバティブ金融商品、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、純損益を通じた公正価値での測定に指定された金融資産および金融負債、強制的に純損益を通じて公正価値で測定される金融商品ならびに、当初認識額からIFRS第15号に基づく償却額（該当する場合）を控除した金額とIFRS第9号に準拠して決定された損失引当金のいずれか高い金額で測定されている金融保証を除き、償却原価に基づいて作成されている。金融保証の受取レグは、IFRS第9号に従い、将来キャッシュ・フローを割り引くことによって、純損益を通じて公正価値で測定されている。

適格公正価値ヘッジ関係におけるヘッジ対象に指定された金融資産および金融負債の償却原価（「AC」）は、ヘッジ損益に関して調整されている。

確定給付債務に関する負債は、同債務の現在価値に未認識の保険数理利益を加算した値から未認識過去勤務費用または未認識の保険数理損失を差し引いた金額で認識される。

また、別途明記されていない限り、本財務書類は千ユーロ単位に四捨五入して表示されている。

A.1.3. EIBの英国に対するエクスポージャー

2017年3月29日、英国は、欧州連合条約（「TEU」）第50条に従って欧州連合（「EU」）から離脱する決定を欧州理事会に通知した。英国は、TEU第50条および「グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国の欧州連合および欧州原子力共同体からの離脱協定」（「離脱協定」）に基づき、2020年2月1日をもってEU加盟国でなくなった。英国のEUからの離脱により、英国は自動的に欧州投資銀行（「EIB」）の構成員でなくなり、応募済資本金の分担も終了した。

2020年2月1日より、EIBの応募済資本金における英国の分担金は、その全額につき、残りのEU加盟国が按分負担する増資をもって差し替えられた。この資本の差替え（均衡的資本差替え）は、EIBにおける英国の応募済資本金の払込請求済部分に加え、払込未請求部分も対象とするものであった。払込請求済部分の差替えは、EIBの準備金を払込請求済の応募済資本金に振り替えることで賄われた。増資の結果、残りの各EU加盟国において、EIBの応募済資本金の払込未請求（請求可能）持分が按分で増加した。

また、ポーランドおよびルーマニアのEIBに対する応募済資本金が、それぞれ5,386,000,000ユーロおよび125,452,381ユーロ引き上げられた。この増資（非均衡的増資）は、英国のEU離脱から1ヵ月後の2020年3月1日に効力を生じた。ポーランドとルーマニアは、EIBの応募済資本金の増加分の払込請求済部分につき支払いを行うものとし、10回の均等分割により半年ごとにEIBの準備金に拠出を行っていく。

英国がEIBの構成員でなくなった結果として、離脱協定には、EIBに関する財務決済を定めるいくつかの規定が盛り込まれている。離脱協定第150条に定める条項に従い、英国は、EIBに対する応募済資本金の従前の分担に従い、EU離脱前のEIBのエクスポージャーについて引き続き責任を負う。これに関連して、2023年12月31日現在で、EU離脱前のEIBのエクスポージャーは391,189百万ユーロとなり、一方、英国の負債の限度額は39,195百万ユーロとなった。

英国は、EIBのその他のリスクについても、それが離脱後の融資に関するものでない限り引き続き責任を負う。また、EIBは、離脱協定第150条に定める条項に従い、EUに代わって、EIBの払込請求済資本金に対する英国の分担金相当額を12回の分割により毎年英国に支払う。英国の払込請求済資本金の払戻しを除き、EIBは、英国がEIBの構成員でなくなることに関連して、または離脱協定の関連条項に定める英国の一部債務の留保を理由として、英国に対してその他の弁済、返金または報酬を支払う義務を負わないものとする。

A.2. 重要な会計上の判断、仮定および見積り

本連結財務書類を作成するにあたり、経営委員会は報告されている収益、費用、資産、負債ならびに偶発資産および偶発債務の開示に影響する見積りおよび仮定を立てることが求められている。入手可能な情報の使用、および判断の適用は、見積りに特有のものである。将来の実際の結果は、これらの見積りとは異なる場合があり、これらの差異は本財務書類に対して重要なものとなる可能性がある。なお、見積りおよび基礎となる仮定については、継続的に見直しを行っている。見積りの修正は非遡及的に認識される。

最も重要な判断および見積りは、次のとおりである。

金融商品の公正価値

連結貸借対照表に計上する金融商品の公正価値は、活発な市場から入手できない場合は、数学的モデルの使用も含め、様々な評価技法を用いて算定する。これらのモデルに使用するデータは、可能であれば観察可能な市場から入手するが、不可能な場合は、時価の設定に際しある程度の判断を要する。こうした判断には、モデルの選択ならびに流動性や長期デリバティブの相関性やボラティリティ等のモデルへの入力データの検討が含まれる（注A.4.6）。

金融商品の減損

予想信用損失（「ECL」）の測定には、特に当初認識時からの大幅な信用リスクの増加の評価、将来を考慮した情報の組入れ、さらに、減損損失の算定の際の将来キャッシュ・フローの金額と発生時期および担保価値の予測において、経営陣は重要な判断を下すことが求められる。これらの見積りは多くの要因によって決定され、その要因は認識される貸倒引当金の発生時期と金額を著しく変動させる結果をもたらす（注A.4.4）。現在の地政学的環境および経済環境がもたらす不確実性と各種のリスクの全般的な状況から発生する減損への影響に関連する仮定は、注A.4.4および注Sに詳述されている。

非上場持分投資の評価

非上場持分投資の評価は、通常、次のいずれかに基づいて行われる。

- 最近の第三者間市場取引
- 実質的に同様な他の金融商品の時価
- 予想キャッシュ・フローを、条件とリスク特性が類似した項目に適用される現行の割引率で割り引いた値、または
- その他の評価モデル

非上場持分投資のキャッシュ・フローおよび割引係数を決定するにあたっては、重要な見積りを要する。グループでは評価技法を定期的に調整しており、同じ金融商品で観察可能な現行の市場取引の価格か、入手および観察可能な他の市場データの価格のどちらかを用いて、妥当性をテストしている（注A.4.6）。

年金および他の退職給付

確定給付年金制度および他の退職後医療費給付に係る費用は、数理計算上の評価を用いて算定する。数理計算上の評価に際しては、割引率、死亡率、ならびに将来の給与および年金の増加に関する仮定を行う。これらの制度は長期にわたるため、こうした見積りは重要な不確実性を伴う（注A.4.14）。

グループが持分を保有する事業体の連結

グループは、グループが持分を保有する事業体で、個別の事業体に対する経済的持分総額（キャリード・インタレストと予想管理報酬で構成される）および意思決定機関を解任する権限に基づき、当年度末現在でグループが支配している事業体はない（欧州投資基金（「EIF」）を除く）という判断を行った。

すべての場合において、上記の要因の評価に基づき、グループはゼネラル・パートナーとファンド・マネージャーのいずれも、また当該投資先の活動および業務の管理および統制の責任を単独で担い、当該投資先の目的および目標を遂行するために必要なすべての事項を実行する権限を有している理事会を個別に支配することはできない（注B.4）。

A.3. 会計基準の変更

下記の変更を除き、グループは注A.4に記載した会計方針を、本連結財務書類において表示されている期間について継続的に適用している。

グループが適用した新基準および修正基準

以下の新基準および既存の基準の修正が、2023年1月1日付でグループの連結財務書類に対して有効となった。

- IAS第1号「財務諸表の表示」およびIFRS実務記述書第2号の修正：会計方針の開示
- IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」の修正：会計上の見積りの定義
- 新基準IFRS第17号「保険契約」：IFRS第17号の初度適用
- IAS第12号「法人所得税」の修正：単一取引から生じた資産および負債に係る繰延税金および国際的な税制改革 - 第2の柱モデルルール

上記の発行された新基準および修正は、過年度に認識された金額には影響を与えておらず、当年度および将来の期間に重大な影響を与えるとは見込んでいない。

グループがまだ適用していない新基準・修正基準および解釈指針

2023年12月31日現在、以下の既存の基準の修正が発行済であるが、その適用は2023年12月31日に終了する年次報告期間には必須ではなかった。

EUによって承認され、2024年1月1日以降に開始する年次会計期間から効力を有している既存の基準の修正：

- IAS第1号「財務諸表の表示」の修正：負債の流動または非流動への分類および特約条項付きの非流動負債
- IFRS第16号「リース」の修正：セール・アンド・リースバック取引におけるリース負債

EU未承認の既存の基準の修正：

- IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」およびIFRS第7号「金融商品」の修正：サプライヤー・ファイナンス契約

- IAS第21号「外国為替レート変動の影響」の修正：交換可能性の欠如
- IFRS第10号「連結財務諸表」およびIAS第28号「関連会社および共同支配企業に対する投資」の修正：投資者とその関連会社または共同支配企業の間での資産の売却または拠出

本連結財務書類が承認された日現在で、上記の基準または既存の基準の修正はいずれもグループによって早期適用されておらず、いずれかの報告日に適用され、グループによって考慮される必要がある解釈指針は発行されていない。経営陣は、すべての関連する公表された会計基準は、それらの発効日以降に開始する最初の期間に適用され、またグループの財務書類に重大な影響は及ぼさないと見込んでいる。

A.4. 重要な会計方針の要旨

A.4.1. 連結基準

子会社

子会社とは、グループによって直接的または間接的に支配されているすべての企業である。グループが企業を支配するとは、グループが当該企業への関与から生じる変動リターンにさらされているか、または変動リターンに対する権利を有しており、かつ、こうしたリターンに対して当該企業への権限を通じて影響を及ぼす能力を有している場合である。

すべての重要な子会社はIFRSに基づき連結財務書類に含まれているが、グループにとって重要性のない企業は連結の範囲から除外されている。あらゆる子会社の財務書類は、支配を開始した日から、支配を停止した日まで、連結財務書類に含まれている。

EIBグループの本財務書類は、欧州投資銀行（「EIB」）およびその子会社である欧州投資基金（「EIF」）の財務書類により構成される。子会社の財務書類は、EIBと同じ報告年度について作成され、EIBと一貫した会計方針に基づいている。

EIBは、EIFに対する支配を行使しているため、連結財務書類を作成するにあたり、IFRS第10号で規定されている会計原則を適用した。したがってグループは、資産、負債、資本、収益、費用の類似項目を合算し、EIBおよびEIFの財務書類を科目ごとに連結している。

非支配持分

IFRSの下では、非支配持分は、子会社の識別可能純資産に対する比例持分で測定される。これらは、EIBが直接的にも間接的にも所有していない純損益および純資産の部分を表している。EIFの少数株主である欧州委員会（「EC」）に帰属する非支配持分は、連結貸借対照表の「非支配持分に帰属する資本」と連結損益計算書の「非支配持分に帰属する当期純利益」にそれぞれ表示されている。

第三者投資家が保有するEIF株式に係るコミットメント

EIFのEC以外の非支配株主が保有する株式に関するリプレースメント・シェア・パーチェス・アンダーテイキング（「RSPU」）の条件に従い、EIBはこれらの株式の買付けの募集を毎年行っている。権利行使価格はEIFの監査済年次財務書類に基づいて算定されるが、これはEIF払込請求済資本金に資本剰余金勘定、法定準備金、留保利益、公正価値準備金、当期純利益を加えて、EIF株主総会で決議された配当を差し引いた値における各株式相当分に対応する（注Gも参照のこと）。

IFRSの下では、RSPUはこの少数株主グループからEIF株式を購入するために将来現金を支払う契約上の義務を反映した、上記の非支配持分に対する売建プットオプションとみなされる。IAS第32号に従い、たとえその現金支払が所有者によるオプションの行使を条件とするものであっても、かかる取決めは償還金額の現在価値について金融負債を生じさせる。

したがって、IFRSの下では、このコミットメントは「非支配持分」から組み替えられ、対応する金融負債がオプションの行使価格（年毎に設定される合意価格に相当する）の公正価値で「その他負債」に認識され、親会社の株主に帰属する。その後、この金融負債はIFRS第9号に従って測定され、すなわち、取得日後に金融負債の公正価値に生じた変動は、連結損益計算書の「支払利息および類似費用」に計上される。非支配持分の合意価格に対する超過額または不足額は、「連結準備金」に組み替えられる。

関連会社および共同支配企業における持分

グループの被投資会社における持分は、関連会社および共同支配企業における持分で構成される。関連会社は、グループが財務および業務上の方針に対して重要な影響力を持つが、支配力または共同支配力は持たない企業である。共同支配企業は、グループが共同支配力を持ち、それによってグループが当該事業体の資産に対する権利および負債に対する債務ではなく、純資産に対する権利を有する事業体である。

関連会社および共同支配企業に係る会計上の取扱いは注A.4.8.6で詳述されている。

連結上消去される取引

貸借対照表および損益計算書上の勘定を合算した後、グループ内取引から生じたグループ内の残高ならびに取引、収益および費用をすべて相殺消去している。

A.4.2. 外国通貨の換算

本連結財務書類は、グループの機能通貨、ならびに構成員の資本勘定の測定単位とされているユーロ（「EUR」）建てで、表示されている。

グループは、ユーロ、欧州連合加盟国の他の通貨および非EU通貨で業務を運営している。EIBの財源は様々な通貨建ての出資、借入および利益剰余金によって調達される。

外貨建取引は、取引日の実勢為替レートで換算される。

ユーロ以外の通貨建ての貨幣性資産および負債は、貸借対照表日の実勢換算レートに基づきユーロに換算される。これらの換算から生じた損益は連結損益計算書の「金融業務損益」に計上される。

外貨建ての取得原価で測定される非貨幣性項目は、当初の取引日の為替レートで換算されている。
外貨建ての公正価値で測定される非貨幣性項目は、公正価値算定日の為替レートで換算されている。

非貨幣性金融資産の為替差損益は、公正価値変動に含まれる。非貨幣性金融資産の分類に応じて、
為替差損益は連結損益計算書が連結貸借対照表の資本の中の準備金のどちらかで認識される。

取引日の為替レートと決済日の為替レートの差異により発生する為替差損益、および未決済の外貨
建貨幣性資産および負債に関する未実現為替差損益は、連結損益計算書の「金融業務損益」で認識さ
れている。

A.4.3. 分類および測定

金融資産および金融負債

当初測定時に、グループは金融資産または金融負債を、純損益を通じた公正価値（「FVTPL」）で測
定する項目以外については、公正価値にその取得または発行に直接的に起因する取引費用を加算また
は減算して測定する。当初認識時の公正価値は、通常取得原価である。

金融資産は、当初認識時に償却原価（「AC」）での測定、その他の包括利益を通じた公正価値
（「FVOCI」）での測定、またはFVTPLでの測定に分類され、金融負債はACまたはFVTPLでの測定に分類
される。

IFRS第9号の下では、分類は、当該金融資産が負債性金融商品または資本性金融商品とみなされる
かの判定から開始される。IFRS第9号「金融商品」は、IAS第32号「金融商品：表示」における定義を
参照している。

負債性金融商品は、貸付金、政府債、社債など、IAS第32号に従って、発行体の観点から金融負債の
定義に適合する金融商品である。

負債性金融商品は、以下の両方の条件を満たし、純損益を通じた公正価値での測定に指定されてい
ない場合に、償却原価での測定に分類される。

- 当該資産が、契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的として
いるビジネスモデルで保有されている。
- 金融資産の契約条件により、元本と元本残高に対する利息のみの支払（SPPI基準）である
キャッシュ・フローが特定の日が発生する。

負債性金融商品は、以下の両方の条件を満たし、純損益を通じた公正価値での測定に指定されてい
ない場合にのみ、その他の包括利益を通じた公正価値での測定に分類される。

- 当該資産が、契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方により目的が達成さ
れるビジネスモデルで保有されている。
- 金融資産の契約条件により、SPPI基準に適合するキャッシュ・フローが特定の日が発生する。

上記要件は、たとえ金融資産に組込デリバティブが含まれている場合でも、金融資産全体に適用さ
れる。

資本性金融商品は、IAS第32号に従って、発行体の観点から持分の定義に適合する金融商品、すなわち、契約上の支払義務を含まず、発行体の純資産の残存持分の証拠となる金融商品である。

売買目的保有ではない持分投資の当初認識時に、グループはその後の変動をその他包括損益に表示することを取消不能で選択することができる。この選択は、投資ごとに行われる。

他のすべての金融資産は、純損益を通じた公正価値での測定に分類される。

金融負債は、以下のものを除き、償却原価で測定される。

- 強制的に純損益を通じて公正価値で測定される金融負債（例えば、デリバティブ負債）
- 純損益を通じた公正価値での測定に指定された金融負債

当初認識時に、グループは償却原価測定の要件に適合する金融資産または金融負債を、純損益を通じた公正価値での測定に指定することによって、指定しない場合に発生する会計上のミスマッチが解消されるまたは大幅に削減される場合、または当該金融資産および金融負債が公正価値で管理され、その運用成績が公正価値に基づいて評価される場合に、純損益を通じた公正価値での測定に取消不能で指定することができる（いわゆる選択された場合の「公正価値オプション（「FV0」）」またはFVTPL）。FV0に指定されている主な金融商品は、ヘッジ対象貸付金およびヘッジ会計適格ではない証書によって表される債務である。

開示要件目的上、グループは特性の類似性に基づいて金融商品の区分を定義している。

ビジネスモデル評価

EIBグループは、負債性金融商品が保有されるビジネスモデルの目的の評価をポートフォリオ・レベルで行う。これは、事業が管理され、経営陣に情報が提供される方法を最も良く反映しているためである。検討される情報には以下が含まれる。

- ポートフォリオの定められた方針および目的、ならびに実際におけるその方針の運用。特に、経営陣の戦略が、契約上の金利収益の稼得、特定の金利プロファイルの維持、金融資産のデュレーションとその資産向けの資金調達のための負債のデュレーションの一致、または資産の売却を通じてのキャッシュ・フローの実現に焦点を当てているか。
- ポートフォリオの運用成績がどのように評価され、グループの経営陣に報告されているか。
- ビジネスモデル（およびそのビジネスモデルで保有されている金融資産）の運用成績に影響を及ぼすリスク、ならびにそれらのリスクがどのように管理されているか。
- 過去の期間における売却の頻度、金額および時期、その売却の理由ならびに将来の売却活動についての見込。

しかし、売却活動に関する情報は切り離して考慮されるのではなく、グループの金融資産の管理の定められた目的がどのように達成され、キャッシュ・フローがどのように実現しているかについての全体的な評価の一環として検討される。

元本と利息のみの支払（「SPPI」）基準

この評価の目的上、「元本」とは、負債性金融商品の当初認識時の公正価値と定義される。「利息」とは、貨幣の時間価値および特定の期間中の元本金額に伴う信用リスク、その他の基本的な貸付リスクおよびコスト（例えば、流動性リスクおよび管理費用）の対価、ならびに利益マージンと定義される。

契約上のキャッシュ・フローが元本と利息のみの支払であるかを評価する際に、EIBグループは当該商品の契約条件を検討する。これには、当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローの発生時期ま

たは金額を変更する契約条件を含んでおり、この基準を満たさなくなる可能性があるか否かの評価が含まれる。

認識中止

グループは、金融資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利が失効した場合、または金融資産の所有に伴うリスクと経済価値を実質的にすべて移転する取引、もしくはグループが所有に伴う実質的にすべてのリスクと経済価値を移転も留保もせず、当該金融資産に対する支配を留保しない取引で契約上のキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡した場合、同金融資産の認識を中止する。

グループは、契約上の義務が履行された場合、取り消された場合、または失効した場合に金融負債の認識を中止している。

金融資産または金融負債の認識中止時に、資産または負債の帳簿価額（または認識が中止された資産または負債の部分に配分された帳簿価額）と、(i) 受け払いされた対価および(ii) その他の包括利益で認識された累積利益または損失の合計額の差異は、純損益で認識されるが、処分時に損益計算書ではなくその他準備金に振り替えられる、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される持分投資についてその他の包括利益で認識された累積利益または損失を除く。

IBOR改革との関連において、償却原価で測定される金融商品の条件変更が実質的であるかどうかのグループの評価は、IBOR改革のフェーズ2で導入された実務上の便法を適用した後に行われる。IASBが発行した修正に基づき、契約上のキャッシュ・フローが金利指標改革の直接の結果として変更され、その変更が契約上のキャッシュ・フローを決定する従前の基礎（すなわち、変更直前の基礎）と経済的に同等である場合、グループは当該金融商品の認識の中止を行っていない。

組替

金融資産は、当初認識後は、グループが金融資産を管理するビジネスモデルを変更した後の期間を除き、組み替えられない。

条件変更

償却原価で測定される金融資産は、その契約上のキャッシュ・フローが再交渉またはその他の方法で修正された場合、条件変更されたとみなされる。再交渉または条件変更は、既存の金融商品の認識を中止し、新たな金融商品を認識することに至る場合も至らない場合もあり得る。

償却原価で測定される金融資産のキャッシュ・フローの重要な契約上の条件変更の結果、当該金融資産が認識中止となる場合は、新たな金融資産を公正価値で認識し、条件変更に係る損益の影響額を連結損益計算書上の「金融業務損益」で計上する。

契約上の条件変更は、新たな条件によるキャッシュ・フローの割引現在価値（当初の実効金利を使用して割り引いたもの）が、当初の金融資産の残りのキャッシュ・フローの割引現在価値と、少なくとも10%異なる場合に大幅な変更とみなされる。金融資産の通貨の変更や転換機能などの定性要因も、考慮される。

IBOR改革との関連において、償却原価で測定される金融商品の条件変更が実質的であるかどうかのグループの評価は、IBOR改革のフェーズ2で導入された実務上の便法を適用した後に行われる。償却原価で測定される金融商品の契約上のキャッシュ・フローを決定するための基礎が金利指標改革からの直接の結果として変更され、かつ、その変更が従前の基礎（すなわち、変更直前の基礎）と経済的に同等である場合には、グループは実効金利を更新し、当該金融商品の帳簿価額を修正する必要はない。

相殺

グループは、金融資産と金融負債が、IAS第32号の下での対応する基準を満たす場合、それらをグループの連結貸借対照表上で相殺している。また、金融資産および金融負債は、グループの連結貸借対照表上で相殺されているか否かを問わず、法的に強制力のあるマスター・ネットリング契約または類似した金融商品を対象とした類似契約の適用を受ける場合がある。類似契約にはグローバル・マスター・リパーチェス契約が含まれる。類似した金融商品には、リパーチェス契約およびリバース・リパーチェス契約が含まれる。

A.4.4. 減損

IFRS第9号は、将来を見越した「予想信用損失」（「ECL」）モデルに基づいている。これは、経済的要因の変化が予想信用損失にどのように影響するかについての判断を要求するものであり、この判断は確率加重に基づいて行われている。

グループ内では、このIFRS第9号の減損モデルは償却原価で測定される金融資産だけでなく、オフ・バランスシートのコミットメントおよび金融保証にも適用されている。

IFRS第9号の下では、損失引当金は次の何れかに基づいて測定されている。

- 12ヵ月ECL：これらは、報告日後12ヵ月以内に発生する可能性のあるデフォルト事象によるECLである。
- 全期間ECL：これらは、金融商品の全期間にわたって発生する可能性のあるデフォルト事象によるECLである。

IFRS第9号は、減損について、当初認識以来の信用度の変動に基づいた「3ステージ」モデルを提示している。金融商品は、当初認識以降に信用リスクの著しい増加（「SICR」）が特定された金融商品を除き、ステージ1に分類される。これには、将来を考慮した情報を含む定量的および定性的の両方の情報、ならびにグループの専門知識に基づいた分析が含まれる。信用リスク方針に関する詳細は、注S.2で詳述されている。

グループによる信用リスクの著しい増加の評価は、カウンターパーティーまたは商品に固有の情報を用いた段階的アプローチに基づいており、これは特に早期警戒トリガー、内部格付（最新の内部格付が投資適格を下回るカウンターパーティーの過去の内部格付と比較して3ノッチ以上の格下げ）、および延滞（延滞30日超）をカバーする信用リスク・ガイドライン（「CRG」）ならびに財務モニタリング・ガイドラインおよび手続き（「FMGP」）に記載された方針と整合している。

グループは、現在の地政学的環境および経済環境がもたらす不確実性と各種のリスクの全般的な状況は、このような極端な事象を織り込むために十分に堅牢であると考えられる既存の将来を見越した

ECLモデルに反映されていると考える。特に、影響がある場合、それぞれの影響は、格下げとマクロ経済シナリオを介してパラメーターの見積り（ポイント・イン・タイムPD/LGD）に直接取り込まれている。

信用リスクの著しい増加が発生した場合、当該金融商品はステージ2に移動されるが、まだ信用毀損があるとはみなされない。金融商品に信用毀損がある場合は、当該金融商品はステージ3に移動される。

ステージ3のエクスポージャーを特定するために、EIBは不良債権エクスポージャーの客観的証拠が存在するか否かを判定する。この目的のために、グループは、グループが償還請求を行うことなく、借手によるグループに対する信用債務の完済の可能性が低い場合、または借手がグループに対する重要な信用債務で90日超延滞している場合に、金融資産がデフォルト状態にあるとみなしている。

この点において、グループが原契約条件に従って全額または同等額を回収することができない可能性が高いとEIBが判断したときは、金融資産は信用減損したものとみなされる。個々の相手先に対する与信エクスポージャーは、借手の性質、総括的な財政および資金状況、返済履歴、財政的に信用できる保証人からの援助の可能性、また該当する場合は担保の実現可能価額に基づき評価される。

すべての減損された債権は最低半期ごとに検討および分析される。それまでの見積りと比較した将来の予想キャッシュ・フローの金額や時期にその後生じた変化は貸倒引当金に反映され、連結損益計算書に費用計上または貸方計上される。信用の質が改善し債権契約書の原契約条件どおり元本および利息が適時に回収されるという合理的保証が得られた場合のみ、貸倒引当金は戻入される。債権の全部または一部について、回収不能と認めるか、または債権を放棄する場合は、貸倒損失として処理される。貸倒損失は、以前に設定された貸倒引当金を取り崩す形で、または当該債権元本を減額し直接連結損益計算書に費用計上される。貸倒償却処理された債権の一部または全部の回収については、連結損益計算書上で貸方計上される。償却された金融資産は、グループの支払われるべき金額の回収手続を遵守するために、引き続き執行活動の対象となり得る。

ECLの測定 - インプット、仮定および技法

全期間ECLの測定は、ステージ2およびステージ3の資産に適用され、12ヵ月ECLはステージ1の資産に適用される。

予想信用損失の測定は、次の信用リスク・パラメーターに基づいて実施された。

- デフォルト確率（「PD」）
- デフォルト時損失率（「LGD」）
- デフォルト時エクスポージャー（「EAD」）

デフォルト確率は、貸付先が翌12ヵ月間または当該債務の残存期間のいずれかでその金融債務についてデフォルトする確率を表す。PDは、統計的格付モデルに基づいて計算され、カウンターパーティーおよびエクスポートの各種のカテゴリーに適合させた格付ツールを使用して評価される一定日時点での見積値である。

格付は、エクスポートに関するデフォルト確率の期間構造の決定のための主たるインプットである。グループは、グループの信用リスク・エクスポートについて、履行とデフォルトに関する情報を収集している。収集されたデータは業種別、地域別に分類される。信用状況およびマクロ経済環境の変動に同質の方法で反応する異なる業種および地域は、合わせて分析される。

グループは、複数期間にわたるデフォルト確率を見積るために、マクロ経済予測を組み込んだ統計モデルを採用している。

デフォルト時損失率は、カウンターパーティーのデフォルトによるエクスポートに係る損失の、デフォルト時の残高に対する比率についての予想を表す。デフォルト時損失率は、「1 - 回収率」としても定義される。LGDの見積値は、主に地域別、そしてソブリン、公共機関、金融機関、企業およびプロジェクト・ファイナンスの5つの主要なクラスのカOUNTERパーティーの種類別に決定される。LGDの値は、エクスポートの商品および契約固有の特徴に基づいて、さらに調整される可能性がある。

グループは、商品の当初認識時から信用リスクが大幅に増加したかの評価、および予想信用損失の測定の方々に将来を考慮した情報を組み入れている。

ECLの測定については、グループは以下を含めたPDの期間構造を計算するために条件付きモデル化手法を開発した。

- 経済的に合理的な信用サイクルとマクロ経済変数の間のリンク関数の定義
- 複数年のGDPの潜在的な達成およびそれらに関連する確率を備えた3種のマクロ経済シナリオ（1つのベースライン・シナリオおよび景気の拡大と後退を反映した2つのシナリオ）

マクロ経済シナリオを作成するために、EIBは国別ブロックと共に世界経済のマクロ的な半構造的複数国かつ高次方程式モデルを使用している。セントラル/ベースライン・シナリオは、最新の欧州委員会（「EC」）予測と整合するよう設計されている。楽観的および悲観的シナリオは、セントラル・シナリオに関して、複数年/高次方程式モデルの展開により設計されている。シナリオは、経済活動の主要尺度であるGDPにショックを与えることで得られる。実質GDPに対するショックは、観察された変数のボラティリティを複製するためにその水準が調整される。また、GDPに対するショックの規模および持続期間を精緻化するために、適切な場合は専門家による判断が適用される。その結果、ショックは減衰関数と共に決定され、経時的なショックの影響が決定される。各シナリオに割り当てられる確率は、市場（ボラティリティ）指標および不確実性を捕捉するために長期にわたって一貫して使用された内部開発の指標/トラッカーを反映して決められる。

EADは、デフォルト時の予想エクスポートを表し、現在の当該カウンターパーティーに対するエクスポートおよび現在契約で認められている金額の、分割返済を含む潜在的な変動に基づく。金融資産のEADは、帳簿価額総額である。貸付コミットメントおよび金融保証については、EADには使用済金額に加えて、契約下で引き出される可能性がある潜在的な将来の金額が含まれる。

優先債権者の地位（「PCS」）

EU一次法優位の原則および、EIB定款に定められているEIBの財産があらゆる形の接収および収用から免除されるものとする旨の原則は、満期時における欧州連合加盟国のソブリン・エクスポートの全額回収を保証するとみなされる。この財務保護および優先債権者としての地位により、欧州連合

加盟国のソブリン・エクスポージャーまたは欧州連合加盟国の保証についての信用リスクも減損も発生しない。しかし、他の債権者と同様に、EIBは欧州連合加盟国ソブリン発行体の負債性金融商品に含まれる集団行動条項（「CAC」）に基づいた多数による決定事項に拘束される。

A.4.5. デリバティブおよびヘッジ活動

グループは主に借入取引、財務取引および貸付取引に係る市場のエクスポージャーをヘッジするため、またその資産および負債の管理活動の一環としてデリバティブ商品を利用しており、それにより、予定取引に伴うエクスポージャーを含む、金利および為替リスクを管理している。

グループのすべてのデリバティブ商品は純損益を通じて公正価値で測定され、デリバティブ資産または負債として計上される。デリバティブに伴い発生する未収利息は、計上される公正価値の一部となる。公正価値は、市場インプット、ディスカウント・キャッシュ・フロー・モデルおよびオプション・モデルにより入手される。オプション・モデルでは、現在の市況および原資産の契約価額と同様に、時間的価値、イールドカーブおよび原資産のボラティリティが考慮される。デリバティブの公正価値変動は、「金融業務損益」に含まれている。

グループのヘッジ活動は、資産および負債の両方について、金利リスク・プロファイルを標準的な変動金利リスクに変換するため、または変動金利貸付金の将来の利息受取額など将来キャッシュ・フローの変動から保護するため、スワップを用いて金利リスクおよび通貨リスクを軽減することを目的としている。グループがミクロ・ヘッジを締結する場合、各ヘッジ関係には、全部または部分的にヘッジされる、1つまたは複数のヘッジ対象が含まれる。

ヘッジ手段次第で、ヘッジ対象のヘッジ対象リスクは以下のように決定される。

- 金利スワップを使用する場合、ヘッジ対象のベンチマーク金利カーブに関する金利リスクのみがヘッジされる。
- 通貨スワップを使用する場合、ヘッジ対象のベンチマーク金利カーブに関する金利リスクおよびベンチマーク通貨に関連する通貨リスクがヘッジされる。

IFRS第9号で認識されている3種類のヘッジ関係のうち、グループは現在公正価値ヘッジおよびキャッシュ・フロー・ヘッジ会計を適用している（キャッシュ・フロー・ヘッジは2023年2月に導入された）。

公正価値ヘッジは、認識されている資産もしくは負債、または未認識の確定契約債務、またはこうした項目の一構成部分の、特定のリスクに起因し、損益に影響を及ぼす可能性がある公正価値の変動に関連するリスクを軽減するヘッジの取決めである。ヘッジ会計の目的は、損益に影響を及ぼすおそれのある特定のリスクから発生するエクスポージャーを管理するために、ミクロベースで金融商品を使用したグループのリスク管理活動の効果を財務書類において表すことである。

キャッシュ・フロー・ヘッジは、キャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーのうち、認識されている資産もしくは負債、未認識の確定契約債務（為替リスクのみ）または蓋然性の高い予定取引に関連する特定のリスクに起因し、純損益に影響を及ぼし得るエクスポージャーに関連するリスクを軽減するための取決めである。

グループはまた、金利リスクおよびベーススリスクを資産負債管理の一環として、ヘッジ会計を適用せずにマクロベースでヘッジしている。

ヘッジ会計適格であるためには、ヘッジ関係は適格ヘッジ手段と適格ヘッジ対象で構成されていなければならない。

純損益を通じて公正価値で測定されるデリバティブは、ヘッジ手段として指定することができる。グループは次の適格ヘッジ手段とその組み合わせを用いている。

- 金利スワップ
- 通貨スワップ

適格ヘッジ手段は、ヘッジ指定から分離し除外されている通貨スワップの場合の外貨ベース・スプレッドを除き、そのすべてがヘッジ手段に指定されている。

ヘッジ対象は、認識されている資産もしくは負債、または未認識の確定契約債務がなり得る。ヘッジ対象は、単一の項目もしくは項目のグループがなり得、またそのような単一の項目もしくは項目のグループの構成部分がなり得るが、信頼性をもって測定することが可能でなければならない。次の適格ヘッジ対象がグループによって指定されている。

- 借入金
- 代替貸付金
- 貸付金
- 財務ポートフォリオの負債証券

グループはまた、前述の適格金融資産および金融負債の額面金額の構成部分をヘッジ対象またはヘッジ手段として指定する場合がある。

金利リスクのヘッジを適用するにあたり、グループは個別に識別可能かつ信頼性をもって測定可能な契約上または契約以外で明示されている指標金利のリスク要素をヘッジ対象リスクとして指定している。

ヘッジ関係の当初指定時に、グループはヘッジ手段とヘッジ対象の関係性を文書化し、これには、リスク管理目的およびヘッジの実行戦略に加えて、ヘッジ関係の有効性を継続的に評価するために使用される方法が含まれる。

IBOR改革のフェーズ2の修正の適用に伴い、グループは既存のIBORからRFRへの置換時にもヘッジ関係の継続を可能とする一時的救済措置を適用した。

ヘッジ関係が以下の有効性要件のすべてを満たしている場合に、ヘッジ会計適格となる。

- ヘッジ対象とヘッジ手段の間に経済的関係がある。
- 信用リスクの影響が、当該経済的関係から発生する価値変動を支配していない。
- ヘッジ関係のヘッジ比率が、グループが実際にヘッジしているヘッジ対象の数量と、当該ヘッジ対象の数量をヘッジするためにグループが実際に用いるヘッジ手段の数量による比率と同一である。

公正価値ヘッジについては、グループは、定性分析を用いてヘッジ対象とヘッジ手段の間の経済的関係性を評価しており、この分析ではヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が一致しているまたは密接に整合されている場合に、ヘッジ関係の有効性が高いとみなすことができる。ヘッジ対象の重要な条件がヘッジ手段の重要な条件と完全には一致しない状況下では、ヘッジの有効性はドル・オフセット法を用いて定量的に評価される。

キャッシュ・フロー・ヘッジについては、グループは、仮想デリバティブ法に基づき、それぞれのヘッジ関係において指定されたデリバティブがヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動を有効に相殺し、今後も有効に相殺する見込みであるかどうかを評価している。

ヘッジ関係の有効性が高いと見込まれるかを評価する目的上、グループは指標金利がIBOR改革の結果として変更されていないとみなしている。

信用リスクの影響がヘッジ対象とヘッジ手段の経済的関係から生じる価値変動に著しく優越していないことを示すために、グループはヘッジ対象とヘッジ手段の双方についてあらゆる状況を総合的に考慮した信用力の評価を行っている。

ヘッジの非有効性は、ヘッジ手段とヘッジ対象のヘッジ利益またはヘッジ損失の差異と定義される。非有効性の考え得る源泉は以下のとおりである。

- スワップのCVA / DVA / CoIIVAが金利変動に起因するヘッジ対象の公正価値に反映されていない。
- ヘッジ手段とヘッジ対象の評価に異なった割引率およびフォワードカーブが使用されている。
- 重要な条件の重要性のない乖離（許容される閾値の範囲内）。
- IBOR改革の結果としての、i) ISDAフォールバック・プロトコルの修正の適用を受けたヘッジ手段の再測定、および、ii) 2021年の英ポンド、スイス・フランおよび日本円ならびに2023年の米ドルのLIBORの割引カーブの調整（後述を参照）によるヘッジ対象の再測定から発生する軽微な一回限り（2021年移行時）の評価差額。

経済的ヘッジ関係がIFRS第9号に従ったヘッジ関係として適格ではない場合、グループは、潜在的な会計上のミスマッチを低減するために、取引開始日にヘッジ対象を取消不能で公正価値オプション（「FVO」）に指定する。すなわち、ヘッジ対象はその後純損益を通じた公正価値（「FVTPL」）で測定される。

グループが金融負債を公正価値オプション（「FVO」）に指定する際、「自行信用リスク調整」（「OCA」）と呼ばれる信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額は、その他の包括利益の「公正価値準備金」に表示される（注R）。

公正価値ヘッジの会計処理

公正価値ヘッジが上記適格基準を満たしている限り、ヘッジ関係は以下のように会計処理される。

- ヘッジ手段に係る公正価値損益は、連結貸借対照表および連結損益計算書で認識される。
- ヘッジ対象に係る公正価値損益は、（該当する場合）ヘッジ対象の帳簿価額を修正し、連結損益計算書で認識される（いわゆる、「ベースス調整」）。ヘッジ対象が未認識の確定契約債務の場合、指定後のヘッジ対象の公正価値の累積的変動は、資産または負債として認識され（対顧客貸付金および預け金などのそれぞれの連結貸借対照表科目で認識される）、対応する利益または損失は連結損益計算書で認識される。ヘッジ関係の指定およびヘッジ対象の公正価値の計算は、取引日に開始される。ヘッジ指定が遅延した場合には、ヘッジ指定日時点でヘッジ対象に係る公正価値損益が計算され、実効金利法に従ってヘッジ関係の期間にわたって償却される。その後、会計処理は上記のヘッジ関係の通常の過程に従う。

IFRS第9号で認められているように、グループは外貨ベースス・スプレッド（「CBS」）をヘッジ手段（「CCIRS」）から分離し、ヘッジ対象と相互関係を持つ範囲で、ヘッジコスト・アプローチとして知られている特別な取扱いを適用する。指定日に測定され繰り延べられたヘッジ手段の当初CBSは、ヘッジの残りの全期間にわたり直線的に償却される。CBSのその後の公正価値の変動は、その他の包括利益の独立科目で直接的に認識される。CBSの公正価値は、満期日でゼロに収束し、したがってその他の包括利益に計上された金額が連結損益計算書に振り替えられる必要はなくなる。

ヘッジ関係の（部分的な）指定解除の代表的な理由は、ヘッジの有効性基準の違反をもたらすヘッジ対象のおよび／またはヘッジ手段の契約条件の変更、部分的な期限前償還／買戻し／早期期限満了、ならびにヘッジ対象またはヘッジ手段の信用リスクに起因する部分が支配的となる信用リスクの

増加である。ヘッジ対象の全額の期限前償還 / 全額の買戻し、またはヘッジ対象の連結貸借対照表からの除外を引き起こすその他の事象の場合に、ヘッジ関係の中止が起こり得る。

公正価値ヘッジ会計の損益実績は連結損益計算書の「金融業務損益」で認識されているが、これは、ヘッジコスト・アプローチによる当初CBSの償却による影響も受けている。連結損益計算書のこの科目には、グループがマクロベースでの金利リスクのヘッジに使用しているが、ヘッジ会計を適用していないデリバティブに起因する損益も含まれる。

キャッシュ・フロー・ヘッジの会計処理

キャッシュ・フロー・ヘッジが適格基準を満たしている場合、ヘッジ関係は以下のように会計処理される。

- ヘッジ手段は公正価値で再測定され、ヘッジ手段の有効部分に係る損益はその他の包括利益に認識される。これらの金額は資本の独立項目として公正価値準備金に計上される。公正価値準備金として認識される金額は、ヘッジの開始時からのヘッジ手段に係る損益累計額と、ヘッジの開始時からのヘッジ対象に係る予想キャッシュ・フローの公正価値の変動累計額とのいずれか低い方の金額とする。
- ヘッジ手段の変動累計額がヘッジ対象の変動額を超える場合には、当該超過額が非有効部分として連結損益計算書の「金融業務損益」に計上される。
- ヘッジ対象に係るキャッシュ・フロー（例えば、受取利息）が連結損益計算書に計上される際に、その他の包括利益の金額は、連結損益計算書の「金融業務損益」に振り替えられる（リサイクルされる）。

キャッシュ・フロー・ヘッジ関係の指定解除の代表的な理由は、ヘッジ有効性の判断基準を満たさなくなる可能性のある期限前償還、またはヘッジ対象もしくはヘッジ手段の信用構成要素が大部分を占めることになる信用リスクの増大である。キャッシュ・フロー・ヘッジが中止された場合の会計処理は以下のとおりである。

- ヘッジ対象のキャッシュ・フローの発生が見込まれなくなった場合には、公正価値準備金の金額は直ちにその他の包括利益から連結損益計算書に振り替えられる。
- ヘッジ対象のキャッシュ・フローの発生が依然として見込まれる場合には、公正価値準備金に累積された金額は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが連結損益計算書に影響を及ぼすまで振り替えられない。ヘッジ対象のキャッシュ・フローが複数の報告期間の連結損益計算書に影響を及ぼすと予想される場合には、公正価値準備金の金額は、その他の包括利益から連結損益計算書に定額法で振り替えられる。

IBOR改革との関連におけるヘッジ対象、ヘッジ手段およびその他のデリバティブの公正価値の決定

IBOR改革との関連において、米ドル建ての公正価値ヘッジ関係については、グループはIASBのIBORプロジェクトのフェーズ1を適用した。EIBは、2021年3月よりISDAのIBORフォールバック・プロトコルを遵守している。したがって、関連するLIBOR指標のヘッジ手段のキャッシュ・フローを決定するため、フォールバック・レートを導入している。

同様に、EIBは、（2021年には）英ポンド、スイス・フランおよび日本円建てのヘッジ対象の公正価値の決定に際して経済的に同等の修正割引率を適用し、（2022年には）米ドル建てのヘッジ対象の公正価値を米ドルLIBORの割引カーブを使用して決定した。

ヘッジ関係は、ヘッジ手段の契約上のキャッシュ・フローを決定するための基礎がIBOR改革の直接の結果として変更され、かつ、それが従前の基礎（すなわち、変更直前の基礎）と経済的に同等とみなされた場合には、中止されなかった。また、グループによるIFRS第9号に基づくヘッジ会計の導入

以降、グループのすべての既存および新規のヘッジ関係に関する正式なヘッジ文書には、IBOR改革を見越して、代替的な金利指標の参照が含まれている。したがって、グループはフェーズ1の終了時点⁽¹⁾でLIBORの後継金利指標がヘッジ対象リスクになるとみなした。

(1) IBOR改革に起因する不確実性が存在しなくなった時点。

その結果、グループは当該ヘッジ手段およびヘッジ対象の累積変動額を、関連する新しい代替指標金利に基づいて再測定した。一回限りの移行時における差額は、EIBの損益計算書の「金融業務損益」に計上された。

A.4.6. 金融商品の公正価値

デリバティブ金融商品は、取引日基準により当初認識される。

金融商品の公正価値

公正価値は、グループが測定日時点で利用することができる主要な市場、またはその市場が存在しない場合は最も有利な市場における、測定日の市場参加者間の秩序だった取引において、資産の売却により受領する、あるいは負債の移転で支払う価格である。負債の公正価値には、不履行リスクが反映されている。

該当する場合には、グループは商品の公正価値を当該商品の活発な市場における公表価格を使用して測定する。当該資産または負債について、継続的に価格情報を提供するために十分な頻度と量の取引が行われる場合、市場は活発とみなされる。

連結貸借対照表に計上する金融資産および金融負債の公正価値は、活発な市場から入手できない場合は、数学的モデルの使用も含め、評価技法を用いて算定する。これらのモデルに使用するデータは、可能であれば観察可能な市場から入手するが、不可能な場合は、時価の設定に際しある程度の判断を要する。選択された評価技法には、市場参加者が取引の価格決定の際に考慮すると考えられるすべての要素が組み込まれる。

グループがその市場リスクまたは信用リスクのいずれかについて正味エクスポージャー・ベースで管理している市場リスクまたは信用リスクのある金融資産または金融負債のポートフォリオは、特定のリスク・エクスポージャーについてその正味ロング・ポジションを売却する際に受け取る価格または正味ショート・ポジションを移転するために支払う価格に基づいて測定される。これらのポートフォリオ・レベルでの調整は、個別の資産および負債にポートフォリオ内の個別の商品それぞれの相対的リスク調整に基づいて配分される。

グループは公正価値での測定に使用されるインプットの重要性を反映した以下のヒエラルキーを用いて公正価値を測定する。

- レベル1：グループが利用可能な同一の商品の活発な市場における未修正の公表市場価格であるインプット
- レベル2：レベル1に含まれる公表市場価格以外の、直接的（価格等）あるいは間接的（価格から導出された値等）に観察可能なインプット。このカテゴリーには、類似した商品についての活発な市場における公表市場価格、同一または類似した商品についての活発ではない市場における公表市場価格、またはすべての重要なインプットが直接的または間接的に市場データから観察可能なその他の評価技法を使用して評価される商品が含まれる。
- レベル3：観察不能なインプット。このカテゴリーには、評価技法に観察可能なデータに基づいていないインプットが含まれ、観察不能なデータが当該商品の評価額に重要な影響を持つすべての商品が含まれる。このカテゴリーには、類似した商品の公表市場価格に基づいて評価され、商品間の相違を反映するために重要な観察不能な修正または仮定が必要とされる商品が含まれる。

グループは、公正価値ヒエラルキーのレベル間の移動を、変更が起きた報告期間の期末時点で認識している。

A.4.7. 受取手数料

グループは様々な種類のサービスを顧客に提供することにより、受取手数料を得ており、これらの受取手数料はIFRS第15号に従って会計処理されている。グループは、約束されたサービスの支配を顧客に移転することによって履行義務が充足された際に、収益を認識する。原則として、顧客はその

サービスを直接利用する能力、またはそのサービスからの実質的にすべての利益を得る能力を得た時点で支配を獲得する。一部の状況では、支配が移転した時点を判定するために、判断が必要となり得る。

受取手数料は、以下に基づいて大きく2種類に分けられる。

- 一定期間：一定期間にわたって、グループが履行義務を充足し、その結果、支配を移転する。
- 一時点（ポイント・イン・タイム）：グループが履行義務を充足し、一定時点で顧客に支配を移転する。

受取手数料の主要な源泉は、保証、貸付金および第三者マンドートによるサービスである。

受け取った受取手数料の金額は、確約されたEUの拠出のパーセンテージなどの様々な構成要素に応じた、または単一の履行義務に関連付けられた特定の基準に基づいて、固定されている場合もあれば変動する場合もある。対価が変動金額を含む場合、グループは顧客へのサービスの移転と引き換えに受け取る権利を有する対価の金額を見積る。

変動対価は、契約開始時に見積られ、変動対価に関する不確実性が後に解消された際に、認識した収益の累計額において重要な収益の戻入れが発生しない可能性が非常に高い範囲に制限される。

一定期間にわたって充足される収益による受取手数料は、サービスの提供期間にわたって発生主義により計上される。一時点でのサービスの提供または履行からの受取手数料は、サービスの提供が完了した際に計上される。

一定期間にわたって充足される履行義務に関して、グループは、当該履行義務の充足に対するグループの努力またはインプットを基準として収益を認識するために、「インプット法」を使用し、手数料を時間の経過と共に認識している。

履行義務に関しては、管理手数料の最大金額または「キャップ」が特定のマンドートに適用される。これが適用される場合、通常は15年から25年のマンドートが終了する前に管理手数料を受け取らなくなる可能性が高く、管理手数料はマンドートの最初の数年など、限られた期間に支払われることになり、したがって、履行したサービスおよびグループで発生する費用と相関しなくなる。

この事項に対処するために、グループは繰延収益方針（「契約負債メカニズム」とも呼ばれる）を使用している。契約負債メカニズムは、マンドートに関連してグループで発生する総費用に基づいており、すべての新しいマンドートについてその承認プロセスの一環として事前金融モデルを使用する。この繰延方針は、持続可能な業務および契約の進捗度に基づいた収益認識を確実にする。それぞれの調整は、連結貸借対照表の「繰延収益」に計上される。

A.4.8. 中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券、確定利付証券を含む負債証券、ならびに株式およびその他の変動利付証券

連結貸借対照表科目「中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券」および「確定利付証券を含む負債証券」には以下が含まれる。

- 償却原価で測定される負債証券
- 強制的に純損益を通じて公正価値で測定される負債証券
- 純損益を通じた公正価値での測定に指定された負債証券

A.4.8.1. 短期財務ポートフォリオ

グループの短期財務ポートフォリオ（「TMP」）は、以下の目的で保有されている。

- EIBの主たる流動性バッファとして、EIBが資金活動を実施したあらゆる通貨で、必要とされる現金を適時に提供する。
- 金融市場の状況およびグループにおける適切な水準の流動性維持という以前の包括的な目的と矛盾なく、適切な振替価格を取り扱う。
- このポートフォリオは、短期国庫証券および公共機関や金融機関が発行した譲渡可能負債証券等の、満期が12ヵ月以下の短期金融市場商品によって構成されている。

これらの有価証券は、当初、公正価値に直接帰属する取引費用を加えた値で計上される。有価証券の帳簿価額と償還金額との差額は、保有する有価証券の残存期間にわたり実効金利法により償却される。

このポートフォリオにおける有価証券は、契約上のキャッシュ・フローを回収する目的で保有されており、償却原価での測定に分類されている。このビジネスモデルの一環として、売却の頻度は低い、あるいは売却額には重要性がないとみなされる。

A.4.8.2. 有価証券流動性ポートフォリオ（「SLP」）

有価証券流動性ポートフォリオ（「SLP」）は、政府、国際機関、金融機関および企業が発行または保証した上場負債証券で構成されている。このポートフォリオのビジネスモデルは、資産クラスの配分を変更することによるデュレーションの迅速な再調整および信用リスクの軽減を可能にするためにデリバティブを使用し、長期資産を売却するグループの能動的な運用により動かされているため、このポートフォリオにおける有価証券は強制的に純損益を通じて公正価値で測定されている。

売却または償還により実現された損益および公正価値変動による未実現損益は、「金融業務損益」として計上される。SLPの資産からの受取利息は、「受取利息および類似収益」に含められている。

「有価証券流動性ポートフォリオ」の時価は、第一情報源としての活発な市場における公表相場価格に基づいている。入手できる公表相場価格がない金融商品については、市場参加者からの提示価格を入手することにより、および/または評価手法もしくはモデルを使用して、時価を決定している。評価手法もしくはモデルは観察可能な貸借対照表日現在の実勢市場データに基づくことが可能である場合に用いられる。

A.4.8.3. 長期高品質流動資産（HQLA）ポートフォリオ（「LTHP」）

このポートフォリオの主要な目的は、高格付けの流動性の高い債券で構成された、EIBのユーロおよび米ドルでの中核的な長期の流動性準備金としての機能を果たすことである。

以下によって発行または保証された有価証券への投資が認められている。

- 欧州連合加盟国政府およびアメリカ合衆国（USA）政府

- 欧州連合、欧州安定メカニズム、欧州金融安定基金

このポートフォリオにおける有価証券は、満期まで保有して契約上のキャッシュ・フローを回収する目的で購入されることとなっており、そのため、償却原価での測定に分類されている。このビジネスモデルの一環として、売却の頻度は低い、あるいは売却額には重要性がないとみなされる。

LTHPの有価証券がヘッジ会計の適格性基準（注A.4.5）を満たしている場合、償却原価はヘッジ対象のリスクに起因する公正価値で調整され、連結損益計算書の「金融業務損益」に認識される。ヘッジの公正価値測定は、割引キャッシュ・フロー法に基づく。

A.4.8.4. EIF運用ポートフォリオ

EIF運用ポートフォリオは、以下の2つの目的を持つ。

- 投資の長期的性質に見合ったリターンを提供する。
- 副次的な流動性としての役割を果たす。

長期負債性金融商品（債券、ノート、その他の債務など）に対する投資で構成される。

このポートフォリオにおける有価証券は、満期まで保有して契約上のキャッシュ・フローを回収する目的で保有されており、そのため、償却原価での測定に分類されている。このビジネスモデルの一環として、売却の頻度は低い、あるいは売却額には重要性がないとみなされる。

A.4.8.5. 代替貸付金ポートフォリオおよびABSポートフォリオ・EIF

代替貸付金ポートフォリオおよびABSポートフォリオ・EIFは、満期まで保有して契約上のキャッシュ・フローを回収する目的の、主に特別目的事業体（「SPV」）または信託事業体が発行した債券、ノートあるいは証書の形の債務で構成されている。

代替貸付金は、契約上関連している商品または複数または単一のトランシェの商品の形をとり得る。このポートフォリオへの投資がSPPI基準に適合する場合、償却原価での測定に分類される。ただし、投資が代替固定金利貸付金の性質を持ち、ヘッジ会計適格であるため（注A.4.5）、ヘッジ関係に指定され、償却原価がヘッジ対象のリスクに起因する公正価値について調整される場合は除く。

ヘッジの公正価値測定は、割引キャッシュ・フロー法に基づく。

経済的にヘッジされたがヘッジ会計に含めることができない代替貸付金は、ヘッジ手段が純損益を通じた公正価値での測定に分類されることから生じる会計上のミスマッチを低減するために、取消不能で公正価値オプションに指定される。

代替貸付金ポートフォリオに含まれる、SPPI基準を満たさない契約上関連している複数または単一のトランシェの商品は、強制的に純損益を通じて公正価値で測定される。

代替貸付金のフロントエンド・フィーは繰り延べられ、実効利回りの調整として認識されて、関連する代替貸付金の実行から返済までの期間にわたって連結損益計算書に計上される。フロントエンド・フィーは繰り延べられ、原代替貸付金の残存期間にわたり、損益計算書上の「受取利息および類似収益」で認識される。

代替貸付金の未実行部分は、名目値で連結オフ・バランスシートに記録される。

負債証券の減損

グループは、財務ポートフォリオに係る信用リスクは、その固有の信用リスクの低さから、当初認識時から大幅に増加していないとみなしている。財務ポートフォリオの負債証券（債券、割引証券等）に関連する信用リスクは、内部方針に従って、当初の最低格付を投資適格以上として、健全なカウンターパーティーおよび発行体を選択することにより管理されている。また、各財務報告日時点で、財務ポートフォリオの資産が低信用リスク基準に適合することを確実にするために、定期的な評価が実施されている（注S.2.4を参照）。

その結果、償却原価で測定される財務ポートフォリオ資産に関連する貸倒引当金は、12ヵ月ECLに相当する金額で算定される。

代替貸付金については、貸付金および預け金に適用されるECLの減損モデルが代替貸付金ポートフォリオ内の償却原価で測定される商品に加え、関連する未実行のコミットメントにも同様に適用される。

IFRS第9号に基づくそれぞれの貸倒引当金は、注A.4.4で説明されている減損モデルに従って、12ヵ月ECLまたは全期間ECLのいずれかに基づいて算出される。

A.4.8.6. 株式およびその他の変動利付証券

この連結貸借対照表科目には、以下が含まれる。

- 強制的に純損益を通じて公正価値で測定される金融商品
- その他の包括利益を通じた公正価値での測定に指定された金融商品
- 純損益を通じた公正価値での測定に指定された金融商品

グループの株式ポートフォリオは、主にプライベート・エクイティおよびベンチャー・キャピタル事業、債券ファンド、インフラ基金、投資基金および欧州復興開発銀行（「EBRD」）参加持分で構成され、公正価値で計上されている。

プライベート・エクイティ、ベンチャー・キャピタル、債券ファンド、インフラ基金、投資基金

プライベート・エクイティおよびベンチャー・キャピタル（「VC」）事業、債券ファンド、インフラ基金ならびに投資基金は、強制的に純損益を通じて公正価値で測定されており、公正価値の変動は「金融業務損益」に計上される。

EIBが実施する一部の共同投資では、投資は取得原価で当初認識され、純払込額は合意されたウォーターフォールに従って配分された資本返済控除後の出資履行額である。

これらの投資の未実行だが確約した部分は、名目値で連結オフ・バランスシート・コミットメントに計上される。

公正価値（ウォーターフォールの適用がある場合は、適用前）は、合計純資産価額（「NAV」）法を適用して測定される（容易に確認可能な市場価値は欠如しているが、NAVが公正価値の最良見積とみなす）。

この評価方法では、組み入れられたファンドのNAV（年度末のファンド・マネージャーの報告書より前の最新の利用可能な情報に基づく）がIFRS第13号に準拠して算定された公正価値の最良見積と考え

られる場合には、全ファンドのNAV合計も同じように算定された公正価値に相当すると暗黙的に仮定している。公正価値は、次のいずれかを、利用可能な場合に優先順位に従い適用して決定される。

- 各ファンド・マネージャーから提出された、利用可能な直近の日におけるグループの持分価値
- グループが保有する株式数または口数に、ファンド・マネージャーが報告する利用可能な直近の日の1株当たりまたは1口当たりの価格を乗じた値
- 特定のコンパートメントにおけるグループの所有比率に、最新のファンド・マネージャーの報告に反映された当該特定のコンパートメントの純資産価額（「NAV」）を乗じた値
- 当該ファンドにおけるグループの所有比率に利用可能な直近のファンドNAVを乗じた値

EIBが実施する一部の共同投資においては、公正価値は合意されたウォーターフォールの計算に基づいて決定される場合がある。

また、入手可能な直近のNAVの日付から貸借対照表日の間に発生した事象について調整することが重要と経営委員会がみなす場合に限り、EIB帰属分のNAVに対してかかる調整を行う。

これに関連して、現在の地政学的環境および経済環境からもたらされる不確実性および各種のリスクの全般的な状況ならびに観察されているパフォーマンスのボラティリティを受けて、グループは、グループの財務書類の報告日時点でファンド・マネージャーが報告していないNAVについて、VC投資の公正価値の調整を見積もるために、評価技法を強化した。特に、グループはこれらの投資の公正価値を決定するために、以下の要素を検討する。

- 市場から収集した知見に基づく情報
- ポートフォリオ間の相関関係を検討することによる、関連するベンチマークのパフォーマンスとポートフォリオのパフォーマンスとの比較
- 報告日時点で入手可能な前四半期のNAVから観察可能な推移

3つの要素をすべて考慮した上で、グループは、最良見積りを導き出すためにポートフォリオに適用される調整率があれば、それを決定することができる。

NAVが容易には決定できない特定の投資に関しては、他の指針（例えばインターナショナル・プライベート・エクイティ・ベンチャー・キャピタル・バリュエーション（「IPEV」）理事会が公表したIPEVガイドライン等）が使用されることもあり、その場合はより綿密な監視と検証が必要とされる。この方法に従い、ファンドは内部的に次の3種類に分類される。

- カテゴリーI IFRS第13号またはIPEVガイドラインの公正価値要件を適用しており、NAVが信頼性の高い公正価値の見積りであることを確認するため特定の検証が実施されているファンド。
- カテゴリーII IFRS第13号に沿ったものと考えられる他の評価ガイドライン（旧EVCAの2001年版ガイドライン等）または評価基準を適用しており、同等のNAVの計算が可能なファンド。
- カテゴリーIII IFRS第13号またはそれに沿った他の評価ガイドラインの公正価値要件を適用していないファンド。

セカンダリーセール

ベンチャー・キャピタル・ファンドおよび投資ファンドに係るセカンダリーセール取引により、原資産の認識が中止される。

セカンダリーセールからの損益は「金融業務損益」に計上され、売却手取額と正味帳簿価額の差異として算出される。

共同支配企業および関連会社における持分

グループはIFRS第11号およびIAS第28号に含まれるベンチャー・キャピタル企業および同様の事業体の測定の適用除外を使用するために必要な条件を充足しており、その結果、かかる投資に関して持分法会計や比例連結を使用しないことを決定している。当初認識時に、共同支配企業や関連会社に対する持分は純損益を通じた公正価値での測定の区分に指定されており、以後はIFRS第9号に従って公正価値で測定されて、公正価値の変動はその変動があった年度の連結損益計算書上で認識されている。

共同支配企業は、グループと他の当事者が共同支配の対象となる経済活動の実施を約束した契約合意である。共同支配とは契約により合意された経済活動に対する支配の共有で、活動に関する戦略上、財務上または業務上の決定が支配を共有する当事者（合併参加者）全員の同意を必要とする時にのみ存在する。一般的に、グループが自己勘定で、または委任者に代わって取得する参加権は、プライベート・エクイティまたはベンチャー・キャピタル・ファンドへの投資である。業界の慣行によれば、そのような投資は概して多数の投資家が共同で応募する投資であり、どの投資家も当該ファンドの日々の運営および投資活動に対し、個人的に影響力を行使することはできない。

結果として、ある投資家がそのようなファンドの統治機関のメンバーになったとしても、原則的には、それにより当該投資家がそのファンドの日々の運営に影響を与える権利を手にするものではない。さらに、プライベート・エクイティやベンチャー・キャピタル・ファンドに対する個別投資家は、配当その他の分配に関する方針等、ファンドの方針を決定することがない。一般的にそのような決定は、ファンドの経営陣と全株主の権利および義務を規定した株主契約に基づき、ファンドの経営陣が行っている。また一般的に株主間の合意は、個別投資家がファンドとの間で実質的な取引を行ったり、役員を相互に交換したり、重要な専門情報にアクセスする特権を得たりすることも防止している。グループが自己勘定で、または委任者に代わって行う投資は、上記の業界慣行に沿って執行される。加えて、グループはこれらの投資からのリターンの変動性にさらされている。したがって、支配を有しているかどうかを検討する際に、グループはこれらの投資リターンに最も著しく影響を及ぼす主要な決定を管理しているかどうかを評価する。その結果、そしてIFRS第10号に従って、グループは

これらの事業体を支配していないと結論した。関連会社は、グループが財務および業務上の方針に対して重要な影響力を持つが、支配力または共同支配力を持たない企業である。

EBRD参加持分

グループはまた、EBRDへの参加持分を保有しているが、この投資は長期戦略的目的で行われたため、取消不能でその他の包括利益を通じた公正価値での測定に指定することをグループの経営陣は選択した。

当初認識時に、グループはこの参加持分を公正価値に取引費用を加算した値で測定している。その後、外貨換算損益を含む公正価値変動による損益はその他の包括利益で認識され、当該損益はたとえ処分時であっても純損益に組み替えられることはない。

グループにより応募済であるがEBRDへの投資について払込未請求の資本は、連結オフ・バランスシートのコミットメントとして記録されている。

A.4.9. 金融機関および対顧客貸付金および預け金

金融機関および対顧客貸付金および預け金には、主に直接借手に資金が提供される貸付金が含まれる。

貸付金および預け金は、現金が借手に渡った時に認識される。それらは当初原価（正味実行額）、すなわち貸付金の公正価値に付随費用を含めたもので計上され、その後は実効金利法により償却される。貸付金の未実行部分は、名目値で連結オフ・バランスシートのコミットメントに記録される。

貸付金が公正価値ヘッジ会計の適格性基準（注A.4.5）に適合する場合、当該貸付金に係る公正価値ヘッジ損益は、貸付金の帳簿価額を修正し、連結損益計算書の「金融業務損益」で認識される。

貸付金が公正価値オプションの基準に適合するか、あるいは償却原価もしくはその他の包括利益を通じて公正価値で測定に分類される基準（注A.4.3）に適合しない場合、当該貸付金は、当初の認識時に連結損益計算書を通じた公正価値での測定に指定され、その公正価値で測定される。この場合、割引キャッシュ・フローを公正価値の見積り方法として採用する。公正価値評価に指定された貸付金は、連結貸借対照表に公正価値で計上される。公正価値の変動は「金融業務損益」に計上される。

償却原価で測定される金融機関貸付金および預け金、ならびに対顧客貸付金および預け金の再測定に対するIBOR改革の影響については、注A.4.3「分類および測定」の「条件変更」と題する項を参照のこと。

ヘッジ会計の適格基準を満たす金融機関貸付金および預け金、ならびに対顧客貸付金および預け金の再測定に対するIBOR改革の影響については、注A.4.5「デリバティブおよびヘッジ活動」の「IBOR改革との関連におけるヘッジ対象、ヘッジ手段およびその他のデリバティブの公正価値の決定」と題する項を参照のこと。

公正価値オプションの下で報告される英ポンド、スイス・フランおよび日本円の各通貨建ての金融機関貸付金および預け金、ならびに対顧客貸付金および預け金の再測定に対するIBOR改革の影響については、EIBは移行以来経済的に同等の割引率を適用しており、米ドル建てのヘッジ対象の公正価値は、2023年に経済的に同等の割引率に切り替えられた。

A.4.9.1. 貸付金利息

グループによる貸付金の利息は、実効金利法によって連結損益計算書では「受取利息および類似収益」に、連結貸借対照表では「貸付金および預け金」に計上される。

A.4.9.2. リバース・リパーチェス契約（「リバース・レボ」）

リバース・リパーチェス契約は、担保有価証券を提供する金融機関に対してグループが流動資金を貸し出す取引である。双方の当事者は、確定日に確定金額で取引を行うという取消不能の契約を結ぶことになる。

この取引は、支払引替渡しの原則に基づき行われる。すなわち流動資金の借手は、契約価額での決済と引き換えに、グループの保管業者に有価証券を引き渡し、これによってグループに金融市場と連動したリターンが発生する。

こうした種類の業務は、グループの目的から、保証された金利が付加された貸付とみなされる。これらの取引は一般的に有担保金融取引として取り扱われるため、提供または受領した現金額に未収（経過）利息を加えた金額で計上されている。リバース・レボは、連結貸借対照表の資産側の「金融機関貸付金および預け金： b) その他の貸付金および預け金」に計上される。

リバース・リパーチェス契約に基づいて受け取った有価証券は、有価証券に含まれる契約上の権利を支配できない限り、連結貸借対照表において認識されない。グループは、これらの受け取った有価証券の市場価格を日々管理しており、原契約に従い追加担保を要求する。

A.4.9.3. 定期預金および要求払預金（「預金」）

預金とは、グループが一定期間、または当事者間で合意した収益に対して要求払いで、金融機関または顧客に流動性のある資金を貸し付ける業務である。預金は、連結貸借対照表の資産側の「金融機関貸付金および預け金： その他の貸付金および預け金」に額面金額で計上される。

A.4.9.3.1. 預金およびリバース・リパーチェス契約に係る利息

預金およびリバース・リパーチェス契約に係る利息は、それぞれの契約の期間にわたり受取利息または支払利息として計上される。預金およびリバース・リパーチェス契約に係る利息は、それぞれの契約の期間にわたり「受取利息および類似収益」または「支払利息および類似費用」として計上される。

A.4.9.4. 貸付金手数料

貸付金のフロントエンド・フィーは、融資枠の発生および維持に関連する直接費用と共に繰り延べられ、実効利回りの調整として関連する貸付金の実行から返済までの期間にわたり連結損益計算書に計上される。融資が実行されることなく融資枠の期間が満了した場合の手数料は、満了時に一括して認識される。フロントエンド・フィーは繰り延べられ、原貸付金の残存期間にわたり、損益計算書上の「受取利息および類似収益」で認識される。

A.4.9.5. 利子補助金

前受利子補助金（注F）は繰り延べられ、実効利回りの調整として認識されて、補助金支給対象貸付金の実行から返済までの期間にわたって連結損益計算書の「受取利息および類似収益」に計上される。

A.4.10. 貸付金および預け金の減損

グループ内では、予想信用損失減損モデルは償却原価で測定される貸付金および預け金だけでなく、連結オフ・バランスシートのコミットメントにも適用されている。IFRS第9号に基づく貸倒引当金は、注A.4.4で分析されている減損モデルに従って、12ヵ月ECLまたは全期間ECLのいずれかに基づいて測定される。

A.4.11. 金融保証

金融保証契約は、特定の債務者が、負債性金融商品の条件に従って支払期日に支払いを履行できない場合に、グループに、その商品の保有者に損失を補填するための所定の支払いを義務付ける。

発行済の金融保証は通常、オフ・バランスシート項目として会計処理され開示される。

金融保証は当初総額アプローチを使用して会計処理され、受取レグと支払レグは相殺されて連結貸借対照表に公正価値で認識される。

EIBグループの金融保証契約は単独の独立企業間取引として非関連当事者に対して発行されるため、契約開始時におけるその公正価値は受取プレミアムと同額とみなされる。当初認識時において、支払義務は、予想プレミアムの正味現在価値（「NPV」）または当初予想損失に対応する。

その後、金融保証は総額アプローチを使用して会計処理され、将来の受取プレミアムは金融資産として独立して計上され公正価値で測定される一方で、金融負債は、以下のうち高いほうの金額で測定される。

- IFRS第9号の下で算定される損失引当金の額。
- 当初認識額、すなわち、NPVから、適切な場合に、IFRS第15号の原則に従って認識された累積償却額を控除した金額。

適合する場合、予想プレミアムの正味現在価値（「NPV」）および予想支払義務の金額は相殺される。

企業は、IAS第32号に従って、以下の場合に限り、金融資産と金融負債とを相殺し（純額表示）、純額を連結貸借対照表に表示しなければならない。

- 認識している金額を相殺する法的に強制可能な権利を現在有している。
- 純額で決済するかまたは資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している。

金融保証契約の測定の結果として正味資産ポジションとなった場合、それぞれの保証は「その他の資産」として連結貸借対照表に表示される。

金融保証契約の測定の結果として正味負債ポジションとなった場合、それぞれの業務は連結貸借対照表に以下のように表示される。

- 償却後の当初NPVが12ヵ月ECLまたは全期間ECLよりも高い契約については、「その他の負債」
- 信用減損があり、したがって全期間ECLに基づいた損失引当金が認識されている契約については、「保証および契約債務引当金」

金融保証が純額表示の対象ではない場合、資産サイドと負債サイドはグループの貸借対照表上で、別々に表示される。

金融保証に関連する「その他の資産」または「その他の負債」の増加または減少は、連結損益計算書の「金融業務損益」に認識される。

保証履行請求に対する決済以外の金融保証に伴う「保証および契約債務引当金」の増加または減少は、連結損益計算書の「貸付金および預け金の減損ならびに保証引当金の変動（戻入れ控除後）」に認識される。

受取プレミアムは、連結損益計算書の「受取手数料」で認識される。前受手数料は連結貸借対照表の「繰延収益」で認識され、金融保証期間にわたって定額法で連結損益計算書において償却される。

A.4.12. 有形固定資産

有形固定資産には、土地、グループが使用している不動産ならびにその他機械および設備が含まれる。

有形固定資産については、定期的に減損の検討が行われている。

土地は、取得原価で計上されており、建物は、取得原価から減価償却累計額および減損累計額を控除した金額で計上されている。ルクセンブルクのキルヒベルクに所在する本店の建物、ならびに同国のワイマールショフの建物の取得原価は、以下のように定額法で減価償却されている。

恒久使用の設備および備品、家具、事務機器ならびに自動車は、取得価額から減価償却累計額および減損累計額を控除した金額で連結貸借対照表に計上される。

減価償却費は購入品目ごとに、以下に示されている見積耐用年数の期間にわたって定額法で計算されている。

- キルヒベルクおよびワイマールショフの建物：30年
- 恒久使用の設備および備品：10年
- 家具：5年
- 事務機器および自動車：3年

建設仮勘定資産は、工事が完了し、当該資産が意図された目的のための使用に供されることが可能となるまで、その減価償却累計額は計上されない。

A.4.13. 無形資産

無形資産には、コンピューター・ソフトウェアが含まれている。ソフトウェア開発費は、識別可能性、企業への将来の経済的便益の流入可能性、取得原価測定の信頼性に関する特定の基準を満たした場合に資産計上される。

無形資産は資産として認識され、見積経済耐用年数にわたり定額法で償却される。無形資産は、連結貸借対照表日ごとに減損または将来の予測便益の変化の兆候について検討されている。もし、そのような兆候が存在する場合は、帳簿価額が全額回収可能かどうかを評価する分析が行われる。帳簿価額が回収可能額を超える場合は、減損を行う。

これらの基準に適合する自社開発のソフトウェアは、償却累計額（完成から3年にわたり定額法で計算）および減損累計額控除後の取得原価で計上されている。

建設仮勘定資産は、作業が完了し、当該資産が意図された目的のための使用に供されることが可能となるまで、その償却累計額は計上されない。

A.4.14 年金制度および健康保険制度

グループは、ほぼすべての職員に退職給付を提供するため、確定給付年金制度を運営している。また、グループはEIBの元職員に対して、特定の追加的な退職後医療費給付も行っている。これらの退職給付はIAS第19号の定義による非積立型の年金制度である。年金給付に要するそれぞれの年金制度の費用は、予測単位積立数理評価方式により決定される。確定給付年金制度に関する連結損益計算書上の費用は、資格を有する外部の保険数理士により確定された当期の勤務費用および利息費用に基づき計上される。

A.4.14.1. 職員年金制度

EIBの主な年金制度は職員とEIBの拠出金を原資とする確定給付年金制度で、EIBの全職員が対象とされている。EIBおよびその職員の全拠出額がEIBの資産へ投資されている。

退職給付債務は、適正な債務水準となるように予測単位積立方式を用いて、少なくとも年に1度は評価を受ける。最新の評価は、2023年9月30日現在の加入者データおよび2023年12月31日までのキャッシュ・フローに基づき、2023年12月31日現在で実施された。保険数理士が用いた主な仮定については、注Jを参照のこと。

数理計算上の積立過不足累計額は、全額が「その他包括損益」で認識される。純利息費用は、連結損益計算書の「支払利息および類似費用」で認識される。

EIBの主要な年金制度は、職員とEIBの拠出金を原資とする確定給付年金制度で、全EIB職員が対象とされている。この制度は、従来の確定拠出年金制度に代わり、2003年3月に実施された。

A.4.14.2. 健康保険制度

EIBは職員のため、EIBおよび職員の拠出金を原資とする独自の健康保険制度を設けている。これは、確定給付制度として会計処理される非積立型の制度である。定年退職年齢にある職員については、特定の引当金が連結貸借対照表の負債側に計上される。EIFは定年退職年齢に達した職員の福利厚生のため保険会社の健康保険制度に加入しており、EIFとその職員からの拠出金を原資としている。

これらの給付の受給資格は、定年退職年齢まで職員が勤めあげること、および最低勤続年数を満たしていることである。この給付の見積給付費用は、確定給付年金制度と同じような方法を用いて、雇用期間にわたり発生する。健康保険債務は、年金制度と同日に行われる保険数理計算に基づいて算定される。

A.4.14.3. 経営委員会委員年金制度

グループ連結貸借対照表の「負債」に表示されている関連する引当金は、すべての制度がそうであるように、IAS第19号に準拠して算定されたものである。給付額は、勤続年数と当該制度で定義されている最終年の総基本給に対する一定の比率に基づいて決定される。経営委員会委員に対する年金制度は、職員に対する年金制度と同じ方針によって管理され、会計処理されている（注A.4.14.1）。

A.4.14.4. 任意補足年金制度

任意補足年金制度とは、職員の任意拠出金および使用者の拠出金を原資とする確定拠出年金制度である。これは職員および使用者の拠出金に基づいて会計処理され、対応する負債は「その他の負債」に計上されている。

A.4.15. 金融機関および顧客に対する債務

金融機関および顧客に対する債務は、当初の時点においては原価で計上され、連結財務書類において償却原価で表示される。金融機関および顧客に対する債務の利息は、実効金利法を用いて「支払利息および類似費用」または金利がマイナスの場合には「受取利息および類似収益」として連結損益計算書に計上される。

A.4.15.1. リパーチェス契約（「レボ」）

リパーチェス契約は、金融機関からグループが流動資金を借り入れ、担保有価証券を提供する取引である。双方の当事者は、確定日に確定金額で取引を行うという取消不能の契約を結ぶことになる。この取引は支払引替渡しの原則に基づいており、これは注A.4.9.2に記載されている。

こうした種類の業務は、グループの目的から、合意された金利が付加された借入とみなされる。これらの取引は一般的に有担保金融取引として取り扱われるため、借入金額に経過利息を加えた金額で計上されている。レボは連結貸借対照表上、「金融機関に対する債務 - b) 期日払または通知払」の下で負債側に想定元本で計上される。

A.4.15.1.1. リパーチェス契約に係る利息

リパーチェス契約に係る利息は、それぞれの契約の期間にわたり支払利息または受取利息として計上される。

A.4.15.2. 担保払込勘定

片務的担保サポート・アネックスに基づき、グループはデリバティブ、貸付および財務ポートフォリオに係るカウンターパーティー信用エクスポージャーを低減するために担保として現金を受領する。受け取った現金担保は、名目金額で計上され、翌日物預金として、連結貸借対照表において「金融機関に対する債務 - a) 要求払」に表示される。

A.4.16. 債務証券借入

債務証券借入は、当初、受取額の公正価値である原価で測定される。取引費用および正味のプレミアム（ディスカウント）は当初測定額に含まれる。その後は、償却原価で測定され、純受取額と償還額との差額は借入期間にわたって実効金利法を用いて償却される。

ヘッジ会計の適格基準を満たす債務証券借入の再測定に対するIBOR改革の影響については、注A.4.5「デリバティブおよびヘッジ活動」の「IBOR改革との関連におけるヘッジ対象、ヘッジ手段およびその他のデリバティブの公正価値の決定」と題する項を参照のこと。

公正価値オプションの下で報告される公表市場価格のない債務証券借入の再測定に対するIBOR改革の影響については、それぞれの指標金利の廃止後、EIBは経済的に同等の割引率を適用している。

借入金は、IFRS第9号の下でヘッジ会計適格の場合にヘッジ関係に指定され（注A.4.5）、その償却原価はその後ヘッジ対象のリスクに起因する公正価値について調整される。

決済日が将来の借入金における確定契約債務も、ヘッジされヘッジ会計に指定することができる。

借入金のヘッジの公正価値は、割引キャッシュ・フロー法に基づいて算出される。借入金がヘッジ会計に含まれず、公正価値オプションの適格基準を満たし、当初認識時にそのように指定された場合、当該借入金は純損益を通じて公正価値で測定される。流動市場価格が無い場合、採用される公正価値測定手法は、カレント・イールドカーブを用いた割引キャッシュ・フローである。

グループが借入金を純損益を通じた公正価値での測定に指定する際、「自行信用リスク調整」（「OCA」）と呼ばれる信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額は、その他包括損益に表示される。金融負債の当初認識時に、グループは自行信用リスク調整の変動額をその他の包括利益に表示することにより、損益における会計上のミスマッチを発生させる、または拡大することになるかを評価する。

この評価は、以下を比較することによって行われる。

- 自行信用リスク調整の変動に関連する借入金の公正価値の予想変動額
- 関連する金融商品の公正価値の予想変動額の損益影響額

その他包括損益に表示される金額は、その後も純損益に振り替えられない。これらの金融商品の認識が中止される際、関連するその他の包括利益での累積額はグループのその他準備金に振り替えられる。

組込デリバティブを含む、外国為替レートおよび指数に関連する仕組債商品については、グループは当該エクスポージャーを完全にヘッジするために、スワップ契約を締結している。

負債性金融商品の未払利息は、原負債性金融商品が計上されている連結貸借対照表の負債項目に計上されている。

A.4.17. 前払金-繰延収益

これらの項目は、以下のものから構成される。

- 前払金：当期の支出であるが翌期に関連する費用
- 繰延収益：貸借対照日以前に支払いを受けるが翌期に関連する収益

A.4.18. リース

契約開始時に、グループは契約がリースであるか、すなわち、契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転するかを評価する。開始日後に、グループは使用権資産とリース負債を認識する。

リース負債は、契約上の将来の固定および変動リース料、残価保証に基づく支払い、購入オプションの行使価格、ならびに解約ペナルティで構成されるリース料の現在価値で当初測定される。リース負債はグループの追加借入利率を使用して割り引かれる。その後、リース負債は実効金利法を使用して償却原価で測定され、リース料およびリース負債に係る割引の巻戻しによる利息を反映して修正され、再評価またはリースの条件変更を反映するために再測定が行われる。

使用権資産は、リース負債に、借手に発生した当初直接コストおよびリース開始日以前に支払ったリース料から受け取ったリース・インセンティブおよび解体費用（該当する場合リース終了日時点での）を控除したものを上乗せした金額で当初測定される。EIBグループは、原資産のクラスごとに、非リース構成部分をリース構成部分と区別せずに、その結果各リース構成部分と関連する非リース構成部分を単一のリース構成部分として会計処理することを選択した。

その後、グループは使用権資産を、原価モデルを適用して計上して、使用権資産をリース開始日からリース契約の終了まで減価償却し、IAS第36号に準拠して年次で減損の評価を行っている。

借手として、グループはIFRS第16号のリース会計の範囲でリース資産を、不動産（商業用建物および住宅用家屋の両方）と車両の2つの資産クラスにグループ分けを行った。このグループ分けは、特性、性質およびEIBのグループ業務における用途に類似性を持つ原資産に基づいて行われた。

グループは、連結貸借対照表において、使用権資産を「有形固定資産」そして対応するリース負債を「その他の負債」で表示している。

短期リースおよび少額資産のリース

グループは少額資産のリースおよび短期リース（例えば、IT機器および事務機器）について、使用権資産およびリース負債を認識しないことを選択した。グループは、これらのリースに伴う支払リース料をリース期間にわたって定額法で費用として認識している。

A.4.19. 準備金

A.4.19.1. 準備基金

定款第22(-1)条で規定されているように、EIBの留保利益より「応募済資本金の10%を上限に、準備基金に段階的に組み入れるものとする」。

A.4.19.2. その他準備金

その他準備金には、グループの残りの留保利益が含まれている。

A.4.19.3. 公正価値準備金

公正価値準備金には公正価値オプションに指定された金融負債の自行信用リスク調整の変動に起因する公正価値、通貨ベース・スプレッドの公正価値、およびその他の包括利益を通じた公正価値評価に指定された持分投資に起因する公正価値変動が含まれる。

A.4.19.4. 特別活動準備金

定款第16(-5)条で規定されているように、「EIBの特別活動（中略）には個別に準備金を配分する」。特別活動準備金は、EIBが一般的に受け入れているものよりもリスクの高い活動によって生じる予想外の損失をカバーするために自己資本を割り当てられた専用の想定準備金であり、ベンチャー・キャピタル業務がこれに含まれる。この準備金は各業務の配分に基づき、原資産の推移に応じて計算される。

A.4.19.5. 一般貸倒準備金

2009年には、EIBの貸付金および保証ポートフォリオについて、自己資本を割り当てられた想定準備金を表す「一般貸倒準備金」が導入された。この準備金は、EIBの内部貸付金格付制度に基づいて、原資産の推移に応じて算出される。また、IFRS第9号の導入により、予想信用損失引当金はグループの償却原価で測定される金融資産だけでなく、グループの連結オフ・バランスシートのコミットメントについても会計処理される。後者は、連結損益計算書に影響し、自己資本の中での想定配分であり、EIBが供与する貸付および保証業務に関連する一般貸倒準備金とは区別されなければならない。

A.4.20. 租税

欧州連合に関する条約および欧州連合の機能に関する条約に付属する欧州連合の特権および免除に関する議定書は、欧州連合機関の資産、収益およびその他の財産について、あらゆる直接税を免除すると定めている。

A.4.21. 受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、すべての利付商品に関して、実際の購入価額（直接取引費用を含む）に基づき、実効金利法により発生主義で連結損益計算書に認識される。これは、金融商品の償却原価を計算し、当該期間にわたり受取利息を配分するという方法である。実効利率は、当該金融商品の見積保有期間を通して将来受け取る金額の見積りを同金融商品の純帳簿価額に割り引く際の割引率にあたる。マイナス金利が計算される場合、対応する金利は受取利息から支払利息に組み替えられ、またその逆のこともある。

ステージ3の金融資産（報告日現在で減損の客観的証拠があり、全期間ECLが認識されている金融資産）については、受取利息は正味帳簿価額（すなわち信用損失引当金控除後）に基づいて計算される。

この科目には、貸付金・預け金利息および手数料、有価証券ポートフォリオからのその他の収益の他、貸付金の期限前返済に関してグループが受け取った債務者による補償金支払いが含まれている。

貸付金の期限前返済に関して受け取った補償金は、同貸付金の認識中止時に直ちに連結損益計算書に計上される。

IAS第32号「金融商品：表示」に準拠して、リプレースメント・シェア・パーチェス・アンダーテイキング（注A.4.1参照）の結果取得したEIFのプットオプションの公正価値の変動は、「支払利息および類似費用」に表示される。

A.4.22. 株式およびその他の変動利付証券からの収益

「株式およびその他の変動利付証券からの収益」は、主に元本を超える当期売却額で構成されている。

A.4.23. 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、連結キャッシュ・フロー計算書に開示されており、手許現金、非拘束性の中央銀行預け金、要求払い預け金および取得日から3ヵ月以内に当初の満期日が到来する流動性の高い短期金融市場証券または定期預金から構成されている。これらの金融商品は、その価値変動リスクが軽微であり、容易に現金化が可能であり、グループは短期的な契約債務の管理に使用している。現金および現金同等物に属する項目は、連結財務書類において償却原価で計上されている。

注B：現金、中央銀行および郵便局預け金、負債証券ポートフォリオ、株式およびその他の変動利付証券ならびに他の事業体に対する持分（単位：千ユーロ）

B.1. 現金、中央銀行および郵便局預け金

現金、中央銀行および郵便局預け金は、2023年12月31日現在210,008千ユーロ（2022年：112,703千ユーロ）である。

EIBは、ユーロ・システムの金融政策オペレーションにおける適格カウンターパーティーであることから、EIBも欧州中央銀行の金融政策オペレーションに参加するようになった。EIBは、最低預金準備率（「MRR」）を充足するために預け金を置いているルクセンブルク中央銀行を通じて金融政策オペレーションを実施する。この預け金残高は、2023年12月31日現在209,995千ユーロ（2022年：87,266千ユーロ）である。

B.2. 負債証券ポートフォリオ

各ポートフォリオの2023年12月31日および2022年12月31日現在の詳細は、以下のとおりである。

	2023年12月31日	2022年12月31日
中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券	36,971,320	21,620,352
確定利付証券を含む負債証券	11,894,569	10,983,057
負債証券合計^(*)	48,865,889	32,603,409

(*) うち非上場分は、2023年12月31日現在17,526,300千ユーロ（2022年：6,615,093千ユーロ）であった。

2023年12月31日現在	分類	帳簿価額	公正価値
LTHP	AC	4,644,776	4,546,516
TMP	AC	17,645,778	17,664,319
SLP	強制的にFVTPLで測定	4,898,991	4,898,991
運用ポートフォリオ - EIF	AC	2,233,153	2,071,558
資産担保証券ポートフォリオEIF	強制的にFVTPLで測定	534,506	534,506
代替貸付金ポートフォリオ（注D）	AC	18,322,826	18,242,114
代替貸付金ポートフォリオ（注D）	強制的にFVTPLで測定	408,729	408,729
代替貸付金ポートフォリオ（注D）	FVTPLに指定	177,130	177,130
負債証券合計		48,865,889⁽¹⁾	48,543,863

(1) うち現金および現金同等物49,891千ユーロ

2022年12月31日現在	分類	帳簿価額	公正価値
LTHP	AC	2,526,234	2,290,208
TMP	AC	7,000,595	6,991,823
SLP	強制的にFVTPLで測定	3,184,745	3,184,745
運用ポートフォリオ - EIF	AC	2,326,520	2,059,529
資産担保証券ポートフォリオEIF	強制的にFVTPLで測定	402,815	402,815
代替貸付金ポートフォリオ（注D）	AC	16,370,081	16,038,219
代替貸付金ポートフォリオ（注D）	強制的にFVTPLで測定	612,364	612,364
代替貸付金ポートフォリオ（注D）	FVTPLに指定	180,055	180,055
負債証券合計		32,603,409 ⁽¹⁾	31,759,758

(1) うち現金および現金同等物552,038千ユーロ

代替貸付金は、証券化取引に関連する貸付金または債権のプールにおける持分の取得を表しており、貸付金総額（注D）の一部とみなされる。こうした取引の一部は、与信またはプロジェクト関連の救済措置を付加した上で組成されているため、追加的な償還請求手段が備わっている。

欧州連合加盟国ソブリン債に対するエクスポージャー

EIBおよびEIFの優先債権者の地位およびEIB定款による保護を考慮し、また公正価値修正要件の詳細な見直しの結果、グループは、期末現在の満期保有目的EU加盟国ソブリン債およびEU加盟国ソブリン保証債のエクスポージャーに関して、2023年度および2022年度には減損を計上しなかった。

下表は、2023年12月31日および2022年12月31日現在のグループの負債証券ポートフォリオにおける、EU加盟国またはその政府機関が発行または保証する負債証券に対するエクスポージャーを示したものである。

2023年12月31日現在	帳簿価額	公正価値
EU加盟国ソブリン債		
オーストリア	1,034,947	1,031,029
ベルギー	191,893	169,253
ブルガリア	40,121	34,421
チェコ共和国	270,260	271,862
デンマーク	110,675	110,421
クロアチア	9,277	9,277
フィンランド	589,014	575,205
フランス	2,523,386	2,572,821
ドイツ	1,744,241	1,737,794
ハンガリー	16,478	15,133
イタリア	6,500,846	6,510,421
ラトビア	23,074	23,537
リトアニア	31,326	29,263
ルクセンブルク	55,854	59,206
オランダ	153,966	152,832
ポーランド	730,012	717,644
ポルトガル	47,027	40,846
ルーマニア	14,358	14,358
スロバキア	8,002	7,696
スロベニア	39,317	33,458
スペイン	1,044,139	1,043,161
	15,178,213	15,159,638
EU加盟国以外のソブリン債およびその他の債券	33,687,676	33,384,225
合計	48,865,889	48,543,863

2022年12月31日現在

EU加盟国ソブリン債

	帳簿価額	公正価値
オーストリア	165,057	154,436
ベルギー	163,662	131,678
ブルガリア	40,679	32,810
チェコ共和国	275,646	277,988
フィンランド	80,097	61,109
フランス	1,832,932	1,850,483
ドイツ	1,181,246	1,159,915
ハンガリー	16,631	14,342
イタリア	633,802	630,016
ラトビア	19,984	19,983
リトアニア	31,202	28,187
ルクセンブルク	5,006	4,872
オランダ	410,738	401,832
ポーランド	1,728,650	1,733,123
ポルトガル	47,098	37,544
スロバキア	7,994	7,454
スロベニア	49,384	40,688
スペイン	1,431,257	1,423,707
	8,121,065	8,010,167
EU加盟国以外のソブリン債およびその他の債券	24,482,344	23,749,591
合計	32,603,409	31,759,758

負債証券ポートフォリオ - 貸倒引当金

下表は、IFRS第9号のECLモデルに基づく、負債証券ポートフォリオの貸倒引当金の期首残高と期末残高の間の調整を示している。

	2023年			合計
	12ヵ月ECL	信用減損のない 全期間ECL	信用減損のある 全期間ECL	
(単位：千ユーロ)				
ACで測定される負債証券				
1月1日現在の残高	1,174	3,378	0	4,552
12ヵ月ECLへの振替	0	0	0	0
信用減損のない全期間ECLへの振替	0	0	0	0
貸倒引当金の純額の再測定	2,487	-2,064	0	423
組成または購入された新規金融資産	974	0	0	974
認識が中止された金融資産	-68	-111	0	-179
12月31日現在の残高	4,567	1,203	0	5,770

	2022年			合計
	12ヵ月ECL	信用減損のない 全期間ECL	信用減損のある 全期間ECL	
(単位：千ユーロ)				
ACで測定される負債証券				
1月1日現在の残高	374	5,416	0	5,790
12ヵ月ECLへの振替	0	-2	0	-2
信用減損のない全期間ECLへの振替	0	9	0	9
貸倒引当金の純額の再測定	708	-2,688	0	-1,980
組成または購入された新規金融資産	149	643	0	792
認識が中止された金融資産	-57	0	0	-57
12月31日現在の残高	1,174	3,378	0	4,552

B.3. 株式およびその他の変動利付証券

残高の内訳は以下のとおりである。

2023年						
株式およびその他の変動利付証券						
	プライベート・エクイティおよびベンチャー・キャピタル事業	EBRD持分	持分投資 基金および インフラ基金	その他の 持分投資	その他の 投資 ⁽³⁾	合計
取得原価：						
2023年1月1日現在	6,955,305	157,500	3,617,881	1,534	72,823	10,805,043
当期取得額 ⁽²⁾	1,590,475	0	821,927	0	334,558	2,746,960
売却 / 満期 ⁽²⁾	-858,682	0	-607,346	-286	-5,575	-1,471,889
2023年12月31日現在	7,687,098	157,500⁽¹⁾	3,832,462	1,248	401,806	12,080,114
未実現利益 / 損失：						
2023年1月1日現在	6,399,035	390,078	1,296,549	2,249	0	8,087,911
未実現利益	967,095	99,293	189,222	693	14,827	1,271,130
未実現損失	-1,112,855	0	-22,140	0	-14,827	-1,149,822
2023年12月31日現在	6,253,275	489,371	1,463,631	2,942	0	8,209,219
純帳簿価額：						
2023年12月31日現在	13,940,373	646,871	5,296,093	4,190	401,806	20,289,333
2022年12月31日現在	13,354,340	547,578	4,914,430	3,783	72,823	18,892,954
2022年						
株式およびその他の変動利付証券						
	プライベート・エクイティおよびベンチャー・キャピタル事業	EBRD持分	持分投資 基金および インフラ基金	その他の 持分投資	その他の 投資 ⁽³⁾	合計
取得原価：						
2022年1月1日現在	6,901,616	157,500	3,018,393	264	0	10,077,773
当期取得額 ⁽²⁾	1,509,714	0	954,579	1,270	72,823	2,538,386
売却 / 満期 ⁽²⁾	-1,456,025	0	-355,091	0	0	-1,811,116
2022年12月31日現在	6,955,305	157,500⁽¹⁾	3,617,881	1,534	72,823	10,805,043
未実現利益 / 損失：						
2022年1月1日現在	7,535,551	440,427	818,142	412	0	8,794,532
未実現利益	921,460	0	487,128	1,837	3,682	1,414,107
未実現損失	-2,057,976	-50,349	-8,721	0	-3,682	-2,120,728
2022年12月31日現在	6,399,035	390,078	1,296,549	2,249	0	8,087,911
純帳簿価額：						
2022年12月31日現在	13,354,340	547,578	4,914,430	3,783	72,823	18,892,954
2021年12月31日現在	14,437,167	597,927	3,836,535	676	0	18,872,305

- (1) 157,500千ユーロ（2022年：157,500千ユーロ）は、欧州復興開発銀行（「EBRD」）の資本金に対するグループの応募額900,440千ユーロに係る2023年12月31日現在のグループの払込資本である。2023年12月31日現在、グループは、EBRDの応募済資本金の3.03%（2022年：3.03%）を所有している。
- (2) 「当期取得額」および「売却／満期」の金額には為替変動が含まれている。
- (3) 401,806千ユーロ（2022年：72,823千ユーロ）は、インベストEUプログラムに関連してEIFによって展開されるプライベート・エクイティ事業に関して支払われた純額に相当する。これらの業務は、欧州委員会が代表するEUによって全額が保証されている。後者は、これらの持分投資業務から生じる上振れリスクおよび下振れリスクにさらされているのに対して、グループは資金調達コストをカバーするために、最終的には利息部分のみを留保している。したがって、経済的およびリスクの観点からは、グループはEU保証の受益者として、最終的には欧州委員会の信用リスクにさらされており、原投資に起因する株式リスクにはさらされていない。かかる業務のEU保証を考慮しない場合の公正価値は386,979千ユーロ（2022年：69,140千ユーロ）であり、EUによって提供される保証の価値は、14,827千ユーロ（2022年：3,682千ユーロ）と評価される。

グループがEBRDへの投資をその他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとしての指定した理由は、この投資が戦略的目的で長期間の保有が見込まれ、短期的にも中期的にもこの投資を処分する計画がないためである。2023年度中に認識された配当金はなく、また、この投資に関連して資本の部の中で振り替えられた累積損益もなかった。

上表で観察・報告されたプライベート・エクイティおよびベンチャー・キャピタル事業による公正価値の変動は、主に関連するファンド・マネージャーから受け取った投資先ファンドの個別評価に基づいている。プライベート・エクイティ及びベンチャー・キャピタル事業の評価額合計のうち、99%は注A.4.8.6に含まれる分類に従ったカテゴリーIまたはカテゴリーIIに該当する。

B.4. 他の事業体に対する持分

B.4.1. グループの構成

欧州投資基金（「EIF」）は、1994年6月14日にルクセンブルクで国際金融機関として設立された。登記上の事務所所在地は、37B, avenue J.F.Kennedy, L-2968 Luxembourgである。

EIFの主要任務は、十分な自己資本利益率を提供しつつ、以下を通じて欧州連合の目的追求に貢献することである。

- 金融機関に対する中小企業（「SME」）向け融資保証の提供
- 持分投資の取得、保有、運用および処分
- 第三者から受託した特別財源の管理
- 関連業務

EIFの株式資本は普通株式のみで構成され、EIBはEIFの普通株式を直接的に保有しており、保有する所有持分割合は、EIBが保有する議決権に等しい。EIFの設立国または登記国は、主たる事業所の所在地でもある。

2023年4月に、EIBは2021年からのEIF増資の結果として未割当のまま残されていたEIF株式70株を約31百万ユーロで追加引受した。したがって、2023年12月31日現在、EIBは、EIFの応募済資本金74億ユーロ（2022年：73億ユーロ）の59.78%（2022年：59.40%）を保有している。

2023年度に、EIBはEIF株式の他の投資家からの購入も、他の投資家への売却も行わなかった。その結果として、2023年12月31日現在、EIBはEIFの株式を4,406株（2022年：4,336株）保有している。

B.4.2. 非連結ストラクチャード・エンティティへの関与

ストラクチャード・エンティティの定義

ストラクチャード・エンティティは、議決権または類似した権利が、誰が事業体を支配しているかを決定する際の支配的な要因とならないように設計された事業体である。IFRS第12号では、ストラクチャード・エンティティが次の特徴の一部または全部を備えていることが多いとしている。

- 制限された活動
- 限定され、明確に定義された目的。例えば、節税効果のあるリースの実行、研究開発活動の実施、企業への資本もしくは資金源の提供、または当該ストラクチャード・エンティティの資産に付随するリスクおよび利益を投資家に移転することによる投資家への投資機会の提供等
- 不十分な資本。ストラクチャード・エンティティが業務活動資金の調達を可能にするためには劣後的な財務支援が必要
- トランシェ。信用リスクまたはその他のリスクの集中を発生させる、複数の契約上関連している投資家向け商品の資金調達

非連結ストラクチャード・エンティティ

「非連結ストラクチャード・エンティティ」という用語は、グループによって支配されていないすべてのストラクチャード・エンティティを指し、連結されていないストラクチャード・エンティティにおける持分を含む。

ストラクチャード・エンティティにおける持分の定義

IFRS第12号は、「持分」を広義に定義しており、エンティティの業績から生じるリターンの変動に報告企業がさらされるような、契約上または契約に拠らない関与を含むものとしている。このような持分の例には、株式持分または資金の提供、流動性支援、信用補完、他のエンティティに対するコミットメントおよび保証等のその他の形での関与が含まれる。IFRS第12号は、通常の顧客・サプライヤーの関係だけでは、報告企業が他のエンティティの持分を持つことにはならないと述べている。

ストラクチャード・エンティティの種類	性質および目的	グループが保有する持分
プロジェクト・ファイナンス：特別目的事業体（「SPV」）への貸付	プロジェクト・ファイナンス取引（「PF業務」）は、債務者からの債務の返済が、当該債務者の唯一または主要な収益源に依存する取引であり、その収益源は、当該借入によって資金調達された資産または当該プロジェクトに契約によって関係づけられたその他の既存の資産などの単一または限定的な数の資産から生じる。PF業務はSPVを通じて資金調達されることが多い。	正味実行済金額 受取利息
プライベート・エクイティ、ベンチャー・キャピタル、持分投資およびインフラ基金ならびにその他の投資	グループは、ベンチャー・キャピタルおよび投資基金に資金提供している。ベンチャー・キャピタルおよび投資基金は、優れた成長潜在性を備えた中小企業におけるプライベート・エクイティ持分やインフラストラクチャー・プロジェクトへの投資を望む投資家からの資金をプールし、管理する。	ベンチャー・キャピタルおよび投資基金が発行する受益証券／株式への投資 受取配当として受領した配当金
SPVが発行する資産担保証券	SPVが発行する債券へのグループによる投資は、プロジェクトのプロモーターまたは仲介者への資金提供の代替的な手段である。資産担保証券は、分離されたSPVによって発行され、金融機関またはその他の機関によって組成された資産プールによって裏付けられる。グループは、かかるSPVのスポンサー／プロモーターとしての機能は果たさないことに留意するべきである。	SPVが発行した債券への投資 受取利息
第三者SPVが供与した貸付金に対する保証の付与	グループは、金融機関、公共団体またはSPVに供与されうる保証および資金を拠出しない証券取引を行う。	保証エクスポージャー 保証料
マンドート管理	グループは、第三者の代理でマンドートの管理を行い、外部資金の管理を受託し、関連する事務管理および会計サービスを提供する。	サービスに対する管理報酬

下表は、グループが報告日現在で持分を有する非連結ストラクチャード・エンティティの帳簿価額、ならびにこれらのエンティティに関する信用リスクの最大エクスポージャー、またはプライベート・エクイティ、ベンチャー・キャピタル、持分投資およびインフラ基金ならびにその他の投資の最大損失エクスポージャーを示している。信用リスクの最大エクスポージャーまたは最大損失エクスポージャー（プライベート・エクイティ、ベンチャー・キャピタル、持分投資基金およびインフラ基金ならびにその他の投資の場合）には、帳簿価額および関連する未実行コミットメントが含まれる。

(単位：百万ユーロ)	項目	2023年12月31日		2022年12月31日	
		帳簿価額	信用リスク または損失の 最大エク スポージャー*	帳簿価額	信用リスク または損失の 最大エク スポージャー*
プロジェクト・ファイナンス：SPVへの貸付	対顧客貸付金 および預け金	7,220	7,957	7,638	8,595
プライベート・エクイティ、ベンチャー・キャピタル、持分投資およびインフラ基金ならびにその他の投資（注B.3参照）	株式およびその他の 変動利付証券	19,638	30,276	18,342	27,737
代替貸付金：SPVおよびその他のストラクチャード・エンティティが発行する資産担保証券への投資	確定利付証券を 含む負債証券	7,249	7,249	5,940	5,940
第三者SPVが供与した貸付金に対する保証の付与（注S.2.5.3参照）	保証および 契約債務引当金	87	14,673	98	10,674
合計		34,194	60,155	32,018	52,946

* プライベート・エクイティ、ベンチャー・キャピタル、持分投資およびインフラ基金ならびにその他の投資については信用リスクがないため、信用リスクの最大エクスポージャーは該当しない。

ストラクチャード・エンティティに対して、EIBグループからは上記の帳簿価額以上の支援は提供されていない。

注C：金融機関および対顧客貸付金および預け金-その他の貸付金および預け金（単位：千ユーロ）

	2023年12月31日	2022年12月31日
定期預金	22,320,243	56,821,267
要求払預金	2,249	14,411
リバース・レボ	23,736,876	7,382,540
その他の金融機関貸付金および預け金	46,059,368	64,218,218
その他の対顧客貸付金および預け金	55,658	125,976
その他の貸付金および預け金合計	46,115,026	64,344,194
うち現金および現金同等物（未収利息を除く）	24,377,519	62,426,771

注D：貸付金明細表（単位：千ユーロ）

D.1. 貸付金総額

貸付金総額は貸付金の実行済金額と未実行金額で構成されている。分析は以下のとおりである。

	金融仲介機関に 対して実行され る貸付金	最終受益者に 直接実行され る貸付金	2023年 12月31日	2022年 12月31日
実行済金額	90,164,600	335,291,168	425,455,768	412,719,347
未実行金額	29,240,406	99,325,526	128,565,932	124,031,899
貸付金総額	119,405,006	434,616,694	554,021,700	536,751,246
分割貸付債権	25,078	140,640	165,718	167,093
代替貸付金ポートフォリオ			18,908,685	17,162,500
代替貸付金ポートフォリオを含む貸付金総額			573,096,103	554,080,839

D.2. 貸付金および預け金の減損 - 貸倒引当金

下表は、IFRS第9号のECLモデルに基づく、実行済貸付金および預け金ならびに未実行貸付金（貸付コミットメント）の貸倒引当金の期首残高と期末残高の間の調整を示している。

	2023年			合計
	12ヵ月ECL	信用減損の ない全期間ECL	信用減損の ある全期間ECL	
ACで測定される金融機関貸付金および 預け金				
2023年1月1日現在の残高	8,724	23,540	180	32,444
12ヵ月ECLへの振替	731	-7,024	0	-6,293
信用減損のない全期間ECLへの振替	-294	1,764	0	1,470
信用減損のある全期間ECLへの振替	0	0	0	0
貸倒引当金の純額の測定	4,327	-908	0	3,419
組成または購入された新規金融資産	5,280	33,192	0	38,472
認識が中止された金融資産	-534	-865	-180	-1,579
貸倒償却	0	0	0	0
2023年12月31日現在の残高	18,234	49,699	0	67,933

金融機関貸付金および預け金に係る貸倒引当金の変動は、主に次の理由による。

- 12ヵ月ECL、信用減損のない全期間ECLおよび信用減損のある全期間ECLの純変動による減少4,823千ユーロ
- 組成または購入された新規金融資産による増加38,472千ユーロ
- 同ステージレベル内での既存の事業の貸倒引当金の純額の測定による増加3,419千ユーロ
- 金融資産の全面的な認識中止による減少1,579千ユーロ

	2022年			
	12ヵ月ECL	信用減損のない全期間ECL	信用減損のある全期間ECL	合計
ACで測定される金融機関貸付金および預け金				
2022年 1 月 1 日現在の残高	1,863	21,053	52,310	75,226
12ヵ月ECLへの振替	252	-1,081	0	-829
信用減損のない全期間ECLへの振替	-1	28	0	27
信用減損のある全期間ECLへの振替	0	-22	0	-22
貸倒引当金の純額の測定	4,501	1,795	-43,857	-37,561
組成または購入された新規金融資産	2,290	4,604	0	6,894
認識が中止された金融資産	-181	-2,837	-8,273	-11,291
貸倒償却	0	0	0	0
2022年12月31日現在の残高	8,724	23,540	180	32,444

	2023年			
	12ヵ月ECL	信用減損のない全期間ECL	信用減損のある全期間ECL	合計
ACで測定される対顧客貸付金および預け金				
2023年 1 月 1 日現在の残高	27,507	140,310	128,122	295,939
12ヵ月ECLへの振替	4,174	-35,401	-23	-31,250
信用減損のない全期間ECLへの振替	-1,759	42,973	-58	41,156
信用減損のある全期間ECLへの振替	-276	-279	104,701	104,146
貸倒引当金の純額の測定	15,178	21,498	9,732 (1)	46,408
組成または購入された新規金融資産	11,292	13,601	17	24,910
認識が中止された金融資産	-901	-72	-1,320	-2,293
貸倒償却	0	0	0	0
2023年12月31日現在の残高	55,215	182,630	241,171	479,016

- (1) この金額にはECLの使用に関連する9,315千ユーロが含まれており、これは、条件変更の結果として、対応する資産の認識が中止されたことによるものであった。2023年に認識が中止され、その後に再計上された資産はなかった。

対顧客貸付金および預け金に係る貸倒引当金の変動は、主に次の理由による。

- 12ヵ月ECL、信用減損のない全期間ECLおよび信用減損のある全期間ECLの純変動による増加114,052千ユーロ
- 組成または購入された新規金融資産による増加24,910千ユーロ
- 金融資産の全面的な認識中止による減少2,293千ユーロ
- 同ステージレベル内での既存の事業の貸倒引当金の純額の測定による増加46,408千ユーロ

	2022年			
	12ヵ月ECL	信用減損の ない全期間ECL	信用減損の ある全期間ECL	合計
ACで測定される対顧客貸付金および預け金				
2022年 1 月 1 日現在の残高	15,286	104,941	168,032	288,259
12ヵ月ECLへの振替	793	-14,623	0	-13,830
信用減損のない全期間ECLへの振替	-3,381	37,092	-1,991	31,720
信用減損のある全期間ECLへの振替	-489	-4,594	2,190	-2,893
貸倒引当金の純額の測定	9,548	-213	-62,893 ⁽¹⁾	-53,558
組成または購入された新規金融資産	6,462	19,554	25,556	51,572
認識が中止された金融資産	-712	-1,847	-2,772	-5,331
貸倒償却	0	0	0	0
2022年12月31日現在の残高	27,507	140,310	128,122	295,939

- (1) 2022年には条件変更が行われなかったため、条件変更の結果として、対応する資産の認識が中止されたことによるECLの使用に関連する金額はゼロである。また、2022年に認識が中止され、その後に再計上された資産はなかった。

	2023年			
	12ヵ月ECL	信用減損の ない全期間ECL	信用減損の ある全期間ECL	合計
ACで測定される貸付コミットメント				
2023年 1 月 1 日現在の残高	12,820	26,110	275	39,205
12ヵ月ECLへの振替	850	-12,532	0	-11,682
信用減損のない全期間ECLへの振替	-501	15,074	0	14,573
信用減損のある全期間ECLへの振替	0	0	0	0
貸倒引当金の純額の測定	2,665	1,224	0	3,889
組成または購入された新規金融資産	10,019	4,400	0	14,419
認識が中止された金融資産	-5,392	-2,283	-25	-7,700
貸倒償却	0	0	0	0
2023年12月31日現在の残高	20,461	31,993	250	52,704

貸付コミットメントに係る貸倒引当金の変動は、主に次の理由による。

- 12ヵ月ECL、信用減損のない全期間ECLおよび信用減損のある全期間ECLの純変動による増加2,891千ユーロ
- 組成または購入された新規金融資産による増加14,419千ユーロ
- 金融資産の全面的な認識中止による減少7,700千ユーロ
- 同ステージレベル内での既存の事業の貸倒引当金の純額の測定による増加3,889千ユーロ

	2022年			
	12ヵ月ECL	信用減損の ない全期間ECL	信用減損の ある全期間ECL	合計
ACで測定される貸付コミットメント				
2022年1月1日現在の残高	3,466	26,519	3,101	33,086
12ヵ月ECLへの振替	349	-7,936	0	-7,587
信用減損のない全期間ECLへの振替	-41	12,488	-3,101	9,346
信用減損のある全期間ECLへの振替	-369	-5	250	-124
貸倒引当金の純額の測定	2,150	-8,641	25	-6,466
組成または購入された新規金融資産	8,541	6,642	0	15,183
認識が中止された金融資産	-1,276	-2,957	0	-4,233
貸倒償却	0	0	0	0
2022年12月31日現在の残高	12,820	26,110	275	39,205

D.3. プロジェクトが実施されている国別に表示した貸付金の地域別内訳

欧州連合内のプロジェクトに対する貸付金：

プロジェクトが実施 されている国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2023年貸付金 合計額に対する 割合	2022年貸付金 合計額に対する 割合
スペイン	76,586,055	65,058,395	11,527,660	13.37%	13.39%
フランス	72,106,126	54,166,606	17,939,520	12.59%	12.10%
イタリア	65,366,919	53,541,896	11,825,023	11.41%	11.37%
ポーランド	47,992,645	38,678,120	9,314,525	8.38%	8.04%
ドイツ	47,440,227	36,582,020	10,858,207	8.28%	8.15%
ギリシャ	19,174,453	14,771,510	4,402,943	3.35%	3.46%
ベルギー	17,894,164	13,116,207	4,777,957	3.12%	2.93%
オランダ	16,331,506	12,123,867	4,207,639	2.85%	2.96%
オーストリア	14,916,877	13,594,115	1,322,762	2.60%	2.74%
スウェーデン	13,369,853	10,054,276	3,315,577	2.33%	2.15%
ポルトガル	12,710,920	9,918,672	2,792,248	2.22%	2.43%
フィンランド	10,508,119	9,161,087	1,347,032	1.83%	1.93%
ハンガリー	9,184,092	7,967,580	1,216,512	1.60%	1.72%
チェコ共和国	8,667,287	5,687,970	2,979,317	1.51%	1.41%
ルーマニア	8,092,011	4,337,574	3,754,437	1.41%	1.27%
アイルランド	7,878,988	6,132,468	1,746,520	1.38%	1.39%
デンマーク	4,541,887	3,072,867	1,469,020	0.79%	0.69%
スロバキア	4,008,429	3,743,711	264,718	0.70%	0.77%
クロアチア	3,130,065	2,753,920	376,145	0.55%	0.63%
リトアニア	2,832,737	2,641,707	191,030	0.49%	0.46%
スロベニア	2,688,630	1,965,066	723,564	0.47%	0.46%
キプロス	2,665,930	1,987,332	678,598	0.47%	0.48%
ブルガリア	2,376,384	1,752,910	623,474	0.41%	0.42%
エストニア	1,855,640	1,415,608	440,032	0.32%	0.27%
ラトビア	1,022,116	859,884	162,232	0.18%	0.18%
ルクセンブルク	756,741	209,507	547,234	0.13%	0.15%
マルタ	415,214	316,635	98,579	0.07%	0.07%
小計	474,514,015	375,611,510	98,902,505	82.81%	82.02%

欧州連合域外のプロジェクトに対する貸付金：

プロジェクトが実施 されている国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2023年貸付金 合計額に対する 割合	2022年貸付金 合計額に対する 割合
英国	27,270,830	27,179,169	91,661	4.76%	5.37%
候補国 ⁽³⁾	21,826,956	15,344,240	6,482,716	3.81%	4.08%
地中海沿岸諸国 ⁽⁵⁾	19,741,767	11,489,797	8,251,970	3.45%	3.60%
アジア	9,531,576	4,150,267	5,381,309	1.66%	1.61%
ACP諸国 ⁽⁶⁾	8,868,649	3,023,289	5,845,360	1.55%	1.31%
ラテンアメリカ諸国	6,399,526	4,306,111	2,093,415	1.12%	1.12%
潜在的候補国 ⁽²⁾	1,866,095	1,280,927	585,168	0.33%	0.04%
欧州自由貿易連合 (EFTA)加盟国 東欧諸国および	1,498,609	1,282,109	216,500	0.26%	0.28%
南コーカサス諸国 ⁽²⁾⁽⁴⁾	722,479	269,151	453,328	0.13%	0.44%
南アフリカ	586,549	324,549	262,000	0.10%	0.11%
OCT ⁽⁷⁾	103,334	103,334	0	0.02%	0.02%
小計	98,416,370	68,752,943	29,663,427	17.19%	17.98%
2023年の合計⁽¹⁾	572,930,385	444,364,453	128,565,932	100.00%	
2022年の合計⁽¹⁾	553,913,746	429,881,847	124,031,899		100.00%

(1) 代替貸付金を含み、分割貸付債権（2023年：166百万ユーロ、2022年：167百万ユーロ）を除く貸付金総額

(2) ジョージアは2023年には「潜在的候補国」に分類されているが、2022年には東欧諸国および南コーカサス諸国に分類されていた。「2022年貸付金合計額に対する割合」欄の比較数値は、表示された年の関連するそれぞれの構成比を反映している。

(3) 2023年のウクライナの実行済エクスポージャー総額は3,162百万ユーロ（2022年：3,088百万ユーロ）である。この金額のうち、2,981百万ユーロ（2022年：2,855百万ユーロ）は域外貸付マンデートの下での欧州連合の包括保証でカバーされる。残額の181百万ユーロは自己リスクを負うが、うち166百万ユーロはEU域外貸付マンデートの下でのEU政治リスク保証でカバーされる。さらに2,606百万ユーロが未実行の契約済事業において確約されている。この金額のうち、2,433百万ユーロは域外貸付マンデートの下での欧州連合の包括保証でカバーされる。残額の173百万ユーロは自己リスクを負うが、うち138百万ユーロはEU域外貸付マンデートの下でのEU政治リスク保証でカバーされる。

(4) 2023年のベラルーシの実行済エクスポージャー総額は7百万ユーロ（2022年：45百万ユーロ）である。この金額は、EU域外貸付マンデートの下でのEU政治リスク保証でカバーされる。さらに350百万ユーロが未実行の契約済事業において確約されており、この金額は域外貸付マンデートの下での欧州連合の包括保証でカバーされる。

(5) 2023年のイスラエルの実行済エクスポージャー総額は767百万ユーロ（2022年：706百万ユーロ）である。この金額のうち、300百万ユーロ（2022年：324百万ユーロ）はEU域外貸付マンデートの下でのEU政治リスク保証でカバーされる。さらに1,088百万ユーロが未実行の契約済事業において確約されている。この金額のうち、20百万ユーロは、イノベーターのためのEU資金提供（InnovFin）マンデートの下でのリスク・シェアリング・マンデートでカバーされる。

2023年のパレスチナの実行済エクスポージャー総額は106百万ユーロ（2022年：90百万ユーロ）である。この金額のうち、97百万ユーロ（2022年：78百万ユーロ）は域外貸付マンデートの下での欧州連合の包括保証でカバーされ

る。さらに264百万ユーロが未実行の契約済事業において確約されており、この金額は域外貸付マンドートの下での欧州連合の包括保証でカバーされる。

(6) アフリカ、カリブ海および太平洋諸国

(7) 加盟国の属国および属領

D.4. 保証業務における変動

下表は、金融保証の期首残高と期末残高の間の調整を示している。2022年の比較対象金額は下に開示されている。

	2023年			
	その他の負債		引当金	合計
	12ヵ月ECL	信用減損のない全期間ECL	信用減損のある全期間ECL	
金融保証				
1月1日現在の残高	88,589	134	9,332	98,055
12ヵ月ECLへの振替	0	0	0	0
信用減損のない全期間ECLへの振替	0	0	0	0
信用減損のある全期間ECLへの振替	0	0	0	0
再測定純額	-12,703	-67	76	-12,694
引当金の使用	0	0	0	0
供与または購入された新規保証	19,878	0	0	19,878
認識が中止された保証	-18,326	-27	0	-18,353
12月31日現在の残高	77,438	40	9,408	86,886

	2022年			
	その他の負債		引当金	合計
	12ヵ月ECL	信用減損のない全期間ECL	信用減損のある全期間ECL	
金融保証				
1月1日現在の残高	29,675	203	9,451	39,329
12ヵ月ECLへの振替	0	0	0	0
信用減損のない全期間ECLへの振替	0	0	0	0
信用減損のある全期間ECLへの振替	0	-22	0	-22
再測定純額	41,426	-20	58	41,464
引当金の使用	0	0	0	0
供与または購入された新規保証	19,731	0	0	19,731
認識が中止された保証	-2,243	-27	-177	-2,447
12月31日現在の残高	88,589	134	9,332	98,055

注E：有形固定資産および無形資産（単位：千ユーロ）

	土地	ルクセンブルクの建物 ⁽¹⁾	家具備品および設備	使用権資産 ⁽²⁾	有形固定資産合計	無形資産合計
2023年1月1日現在						
取得原価	20,145	422,034	73,451	259,714	775,344	102,927
当期取得額	0	32,083	35,383	71,086	138,552	61,771
当期除却額	0	0	-26,974	-50,620	-77,594	-27,813
2023年12月31日現在	20,145	454,117	81,860	280,180	836,302	136,885
減価償却 / 償却累計額						
2023年1月1日現在	0	-225,926	-40,207	-164,620	-430,753	-32,760
当期減価償却 / 償却額	0	-9,792	-25,375	-34,994	-70,161	-35,854
当期除却額	0	0	26,974	30,501	57,475	27,774
2023年12月31日現在	0	-235,718	-38,608	-169,113	-443,439	-40,840
帳簿価額：						
2023年12月31日現在	20,145	218,399	43,252	111,067	392,863	96,045
2022年12月31日現在	20,145	196,108	33,244	95,094	344,591	70,167

- (1) 土地および建物はすべて、グループが自身の活動のために使用している。グループは事後測定用には、IAS第16号の「原価モデル」を採用している。ルクセンブルクの建物には、新棟の建設に係る原価111,253千ユーロ（2022年：79,305千ユーロ）が含まれており、新棟は、2026年に完成予定である。
- (2) 使用権資産は、不動産（商業用不動産および住宅用不動産）および車両の2つの資産クラスで構成される。2023年度の減価償却費は、不動産が34,732千ユーロ（2022年：43,388千ユーロ）であり、車両が262千ユーロ（2022年：205千ユーロ）であった。2023年12月31日現在の帳簿価額は、不動産が110,955千ユーロ（2022年：94,874千ユーロ）、車両が112千ユーロ（2022年：220千ユーロ）であった。

注F：繰延収益（単位：千ユーロ）

	2023年12月31日	2022年12月31日
繰延運用報酬	323,599	291,046
前受利子補助金	177,969	128,426
貸付金および保証に係る繰延収益	47,876	53,494
その他 ^(*)	117,227	6,373
合計	666,671	479,339

(*) 「その他」の繰延収益の変動は、主に回収および再編手数料によるものである。

注G：その他の資産およびその他の負債（単位：千ユーロ）

G.1. その他の資産

	2023年12月31日	2022年12月31日
未収金およびその他債権	189,940	72,654
保証履行請求債権	141,597	55,811
金融保証契約による資産純額	50,789	34,304
インベストEU債権	35,201	0
未収EGF管理報酬	8,703	56,041
前払給与および手当	3,008	2,264
その他	2,460	2,293
合計	431,698	223,367

G.2. その他の負債

	2023年12月31日	2022年12月31日
英国への資本の未払戻金(*)	2,295,904	2,595,904
任意補足年金制度	896,487	848,289
EIFの非支配持分の購入コミットメント(**)	461,826	419,763
ファースト・ロス一部負担金(***)	340,821	233,227
リース負債	126,341	97,022
未払金およびその他債務	116,812	113,952
未払人件費	104,086	103,478
金融保証契約による負債純額（注D.4）	77,478	88,723
マンデートに基づく未払金	56,487	49,482
重債務貧困国（HIPC）イニシアチブに係る未払費用(****)	13,596	13,596
インベストEU未払金	3,782	0
西バルカン諸国のインフラ基金	97	97
その他	1,011,890	476,587
合計	5,505,607	5,040,120

(*) グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国の欧州連合および欧州原子力共同体からの離脱協定の第150(4)条および2020年6月10日付理事会決定(EU)2020/769による修正に従い、EIBは払込請求済資本金の35億ユーロを2020年10月15日より開始する12回の分割により毎年英国に支払う（最初の11回の分割払いは各300,000,000ユーロで最終回の支払いは195,903,950ユーロ）。2020年10月15日、2021年10月15日、2022年10月14日および2023年10月13日に期日を迎えた分割金は全額が決済された。

(**) 2023年12月31日現在、連結されたその他の負債に対するEIFの非支配持分は462百万ユーロ（2022年：420百万ユーロ）、連結純損益（注L）の非支配持分はマイナス25百万ユーロ（2022年：マイナス9百万ユーロ）であった。

(***) 負担金はファースト・ロス（FLP）に関連している。FLPはポートフォリオベースの担保の一形態であり、それが完全に使い果たされるまで、エクスポージャーのポートフォリオで発生したすべての損失は、FLPによって吸収される。その時点以降においてのみ、より上位のトランシェにも損失が発生する可能性がある。

(****) 重債務貧困国（「HIPC」）イニシアチブ

注H：金融機関および顧客に対する債務（単位：千ユーロ）

H.1. 金融機関に対する債務

	2023年12月31日	2022年12月31日
要求払	1,094,567	2,371,014
- 翌日物預金	1,094,567	2,371,014
期日払または通知払	1,052,802	3,071,698
- 短期預かり金	0	6,005
- 金融機関とのレボ取引	1,052,802	3,065,693
合計	2,147,369	5,442,712

H.2. 顧客に対する債務

	2023年12月31日	2022年12月31日
要求払	1,912,580	1,433,117
- 翌日物預金	81	46
- 欧州連合および加盟国口座		
- 特別部門業務および関連未決済金額に係るもの	414,924	395,981
- 預金口座	1,497,575	1,037,090
期日払または通知払	159,560	57,637
- 短期預かり金	159,560	57,637
合計	2,072,140	1,490,754

注1：債務証券借入（単位：千ユーロ）

財務活動におけるグループの目標の1つとして、その資金調達戦略を貸付金供与に要する資金と合致させることが挙げられる。「債務証券借入」の項には、「負債証券」（一般投資家に対して公募した有価証券）および「その他」（私募）が含まれる。下表は、2023年12月31日および2022年12月31日現在の債務残高の通貨別内訳、ならびに平均利率と満期日（最短／最長）をまとめたものである。

債務証券借入（単位：千ユーロ）					
支払通貨	2023年 12月31日 現在の名目値	平均利率 2023年 ^(*)	満期日 2023年	2022年12月31日 現在の名目値	平均利率 2022年 ^(*)
ユーロ	261,675,719	1.62	2024/2061	251,275,921	1.29
米ドル	97,159,685	2.70	2024/2058	100,421,872	2.11
英ポンド	34,889,117	3.73	2024/2054	37,274,935	2.97
豪ドル	9,600,389	2.90	2024/2040	10,025,515	2.32
ポーランド・ズロチ	8,950,340	3.62	2024/2043	6,868,484	4.05
スウェーデン・クローナ	4,685,022	1.97	2025/2040	5,094,499	1.58
カナダ・ドル	4,382,496	2.27	2024/2045	5,325,718	2.15
ノルウェー・クローネ	3,474,045	2.87	2024/2037	4,118,397	2.64
スイス・フラン	3,370,086	2.10	2024/2036	3,918,655	1.96
南アフリカ・ランド	2,054,012	8.01	2024/2035	2,138,328	8.00
日本円	1,158,921	2.29	2024/2053	1,374,409	2.27
メキシコ・ペソ	996,096	6.36	2024/2033	1,219,817	6.00
デンマーク・クローネ	781,461	0.99	2024/2031	783,185	0.87
人民元	570,635	2.80	2024/2026	499,851	2.82
ニュージーランド・ドル	414,191	3.27	2027/2028	550,661	3.21
チェコ・コルナ	204,612	5.16	2025/2034	362,397	4.18
トルコ・リラ	137,218	9.83	2024/2027	248,852	10.59
ロシア・ルーブル	66,310	3.89	2024/2026	85,960	3.89
ブラジル・レアル	65,276	9.25	2027/2027	0	0
ハンガリー・フォリント	55,643	9.06	2024/2025	53,134	9.06
インド・ルピー	43,523	7.40	2033/2033	0	0
香港ドル	34,757	0.53	2025/2025	36,074	0.53
エジプト・ポンド	29,242	14.00	2026/2026	0	0
ルーマニア・レイ	20,701	2.23	2026/2026	20,810	2.23
合計	434,819,497			431,697,474	
				2023年 12月31日現在 残高	2022年 12月31日現在 残高
名目値合計^(**)				434,819,497	431,697,474
借入金のIFRSに基づく調整				-3,074,462	-14,279,512
債務証券借入の合計				431,745,035	417,417,962

(*) 貸借対照表日現在の加重平均利率

(**) 2023年12月31日現在、ヘッジ会計目的で保有されている債務証券借入の名目値は3,065億ユーロ（2022年：3,228億ユーロ）、純損益を通じて公正価値で測定される債務証券借入の名目値は177億ユーロ（2022年：230億ユーロ）、償却原価で測定される債務証券借入の名目値は1,106億ユーロ（2022年：859億ユーロ）である。

注J：年金制度および健康保険制度（単位：千ユーロ）

グループは3種類の確定給付年金制度を運営している。また、グループはEIBの元職員に対して、特定の退職後の医療費給付も行っている。これらの給付は、IAS第19号の定義による非積立型の年金制度であり、制度は規制対象外である。年金給付に要するそれぞれの年金制度の費用は、予測単位積立数理評価方式により決定される。保険数理評価は2023年12月31日現在で実施された。

これらの制度により、概してグループは金利リスク、長寿リスク、インフレリスクおよび昇給リスクなどの保険数理リスクを負う。もう一つのリスクは、制度加入者の扶養家族（遺族配偶者および遺児給付）に対する支払に伴うリスクである。

金利リスク	確定給付債務の現在価値は、高格付の社債利回りを参照して決定される割引率を使用して算出される。社債利率が低下することにより、年金債務は増加する。
長寿リスク	確定給付制度債務の現在価値は、制度加入者の雇用期間中および退職後の両方の死亡率の最善見積りを参照して算出される。制度加入者の平均寿命が延びることにより、制度の債務は増加する。
インフレリスク	確定給付制度債務の現在価値は、ルクセンブルクのインフレ率に連動した将来の年金の増加を参照して算出される。ルクセンブルクのインフレ率の上昇は、制度の債務を増加させる。
昇給リスク	確定給付制度債務の現在価値は、制度加入者の将来の給与を参照して算出される。制度加入者の昇給により、制度債務は増加する。

下表には、追加的制度である任意補足年金制度（確定拠出年金制度）は算入されていない。それに対応する債務896百万ユーロ（2022年：848百万ユーロ）は、「その他の負債」（注G）に分類されている。

グループの制度における年金および退職給付債務の決定に当たって使用された主要な仮定は以下のとおりである。

（単位：%）	2023年	2022年
年金制度の割引率	3.66	3.88
健康保険制度の割引率	3.66	3.88
将来昇給率（インフレーションを含む） ^(*)	3.30	3.30
将来年金給付上昇率	2.30	2.30
医療費上昇率	4.30	4.30
扶養費上昇率	2.30	2.30
男性加入者60歳時の平均余命（年）	27.20	27.10
女性加入者60歳時の平均余命（年）	29.70	29.60
保険数理表	ICSLT 2018 - Static 2023	ICSLT 2018 - Static 2022

(*) 平均的な昇進の仮定を反映した代表的な名目率。

感応度分析：

確定給付債務の算定のための重要な保険数理上の仮定は、割引率、予想昇給率および死亡率である。以下の感応度分析は、それぞれの仮定の合理的に可能性のある変動が報告期間末において発生し、他のすべての仮定は変動しないとの前提に基づいて算定された。

EIB年金：

- 割引率が0.5%上昇（低下）した場合、確定給付債務は8.9%減少（10.3%増加）する。
- 予想昇給率が1%上昇（低下）した場合、確定給付債務は4.7%増加（4.0%減少）する。
- 男女について平均寿命が1年延伸（短縮）した場合、確定給付債務は3.0%増加（3.0%減少）する。
- インフレにより将来の予想年金が1%増加（減少）した場合、確定給付債務は14.5%増加（12.0%減少）する。

EIF年金：

- 割引率が0.5%上昇（低下）した場合、確定給付債務は11.9%減少（14.1%増加）する。
- 予想昇給率が1%上昇（低下）した場合、確定給付債務は7.5%増加（6.3%減少）する。
- 男女について平均寿命が1年延伸（短縮）した場合、確定給付債務は2.8%増加（2.8%減少）する。
- インフレにより将来の予想年金が1%増加（減少）した場合、確定給付債務は15.0%増加（12.4%減少）する。

経営委員会年金：

- 割引率が0.5%上昇（低下）した場合、確定給付債務は6.4%減少（7.1%増加）する。
- 予想昇給率が1%上昇（低下）した場合、確定給付債務は1.0%増加（0.9%減少）する。
- 男女について平均寿命が1年延伸（短縮）した場合、確定給付債務は3.6%増加（3.6%減少）する。
- インフレにより将来の予想年金が1%増加（減少）した場合、確定給付債務は12.4%増加（10.5%減少）する。

EIBの健康保険制度：

- 割引率が0.5%上昇（低下）した場合、確定給付債務は11.7%減少（13.8%増加）する。
- 男女について平均寿命が1年延伸（短縮）した場合、確定給付債務は4.6%増加（4.5%減少）する。
- インフレにより将来の予想医療費が1%増加（減少）した場合、確定給付債務は33.2%増加（24.4%減少）する。

EIFの健康保険制度：

- 割引率が0.5%上昇（低下）した場合、確定給付債務は14.4%減少（17.2%増加）する。
- 男女について平均寿命が1年延伸（短縮）した場合、確定給付債務は4.3%増加（4.3%減少）する。
- インフレにより将来の予想医療費が1%増加（減少）した場合、確定給付債務は42.2%増加（29.8%減少）する。

一部の仮定は相関している可能性があり、仮定の変動が互いに独立して発生する可能性は少ないため、上記で示された感応度分析は、確定給付債務の実際の増減を示さない場合がある。

さらに、上記の感応度分析の表示において、確定給付債務の現在価値は、報告期間末時点において予測単位積立方式を使用して算出されており、連結貸借対照表における確定給付債務に関する負債の計算に適用された方式と同一である。

感応度分析の作成に使用された方法および仮定において、前年からの変更はなかった。

下表は、各種制度の保険数理（利益）／損失実績および確定給付債務の合計を示している。

	EIB年金	経営委員会 年金	EIF年金	健康保険	合計	確定給付債務 合計
2023年	280,157	1,755	20,304	12,567	314,783	6,473,001
2022年	209,645	675	16,885	82,842	310,047	5,722,781
2021年	-23,091	-1,088	5,063	102,798	83,682	8,623,332
2020年	25,397	1,754	19,479	-97,605	-50,975	9,569,495

下表は、確定給付債務の2023年および2022年中の変動の内訳を示している（単位：千ユーロ）。

	EIB年金	経営委員会 年金	EIF年金	健康保険	2023年の 合計
期首債務	4,621,255	60,841	346,924	693,761	5,722,781
a) 当期勤務費用	132,443	2,082	17,522	39,894	191,941
b) 利息費用	177,171	2,312	13,415	26,765	219,663
c) 過去勤務費用	3,257	0	31	0	3,288
純損益合計	312,871	4,394	30,968	66,659	414,892
a) 保険数理(利益)／損失実績	280,157	1,755	20,304	12,567	314,783
b) モデル変更 ^(*)	-186,620	-397	-23,166	0	-210,183
c) 人口統計上の仮定の変更	8,683	239	-802	1,775	9,895
d) 財務上の仮定の変更	211,967	1,924	22,044	44,632	280,567
OCI合計^(**)	314,187	3,521	18,380	58,974	395,062
a) 従業員による拠出金	52,338	0	6,981	3,654	62,973
b) 支払給付金	-110,021	-2,505	-2,330	-7,851	-122,707
その他合計	-57,683	-2,505	4,651	-4,197	-59,734
2023年12月31日現在の給付債務	5,190,630	66,251	400,923	815,197	6,473,001

(*) このモデル変更は、個人の予測される勤務の年数に疾病給付を帰属させる方法に関するものである。

(**) EIB株主帰属（マイナス385,098千ユーロ）および非支配持分帰属（マイナス9,964千ユーロ）。

	EIB年金	経営委員会 年金	EIF年金	健康保険	2022年の 合計
期首債務	6,952,029	78,737	598,425	994,141	8,623,332
a) 当期勤務費用	293,459	2,697	40,179	84,116	420,451
b) 利息費用	93,237	1,047	8,075	13,372	115,731
c) 過去勤務費用	3,463	0	0	0	3,463
純損益合計	390,159	3,744	48,254	97,488	539,645
a) 保険数理(利益) / 損失実績	209,645	675	16,885	82,842	310,047
b) 人口統計上の仮定の変更	-295,452	356	-44,095	14,168	-325,023
c) 財務上の仮定の変更	-2,591,485	-20,334	-278,218	-490,774	-3,380,811
OCI合計(**)	-2,677,292	-19,303	-305,428	-393,764	-3,395,787
a) 従業員による拠出金	47,855	0	6,202	3,124	57,181
b) 支払給付金	-91,496	-2,337	-529	-7,228	-101,590
その他合計	-43,641	-2,337	5,673	-4,104	-44,409
2022年12月31日現在の給付債務	4,621,255	60,841	346,924	693,761	5,722,781

(**) EIB株主帰属(3,257,952千ユーロ)および非支配持分帰属(137,835千ユーロ)。

EIBの従業員は一定の比率の拠出金を支払い、その比率は5年ごとに見直される。2019年1月1日から2023年12月31日までの期間の従業員の拠出金は年金算定基礎給与の11.3%である。2023年の保険数理上の見直しを受けて、2024年1月1日から2028年12月31日までの期間の拠出率は年金算定基礎給与の11.2%に更新された。残りの拠出金(バックサービス支払を含む)はグループによって支払われる。グループおよびその職員の全拠出額がグループの資産へ投資されている。積立要件は、現地の保険数理測定の様式に基づいている。この様式においては、割引率は無リスク金利に設定されている。さらに、プレミアムが現在の給与に基づいて算定される。グループは確定給付制度から生じるすべての年金支払に対して責任を負う。

2023年12月31日現在の給付債務の平均デュレーションは、以下のとおりに分かれている。

EIB年金：

- 現従業員：25.23年(2022年：24.97年)
- 待機者^(*)：26.27年(2022年：26.04年)
- 受給者：12.25年(2022年：11.94年)

EIF年金：

- 現従業員：28.31年(2022年：27.61年)
- 待機者^(*)：27.93年(2022年：27.66年)
- 受給者：14.41年(2022年：14.78年)

経営委員会年金：

- 現従業員：18.01年(2022年：17.96年)
- 待機者^(*)：19.44年(2022年：19.57年)
- 受給者：10.40年(2022年：10.29年)

EIBの健康保険制度：

- 現従業員：30.87年(2022年：30.62年)

- 待機者^(*)：24.23年（2022年：28.60年）
- 受給者：15.61年（2022年：15.20年）

EIFの健康保険制度：

- 現従業員：33.42年（2022年：33.30年）
- 待機者^(*)：29.90年（2022年：24.82年）
- 受給者：17.84年（2022年：17.64年）

グループが確定給付制度について翌事業年度に純損益に認識すると見込んでいる金額は、466,139千ユーロ（2022年：415,384千ユーロ）である。

(*) 通常退職年齢前にグループを離職し、繰延年金に対する権利を有する元職員。

注K：当期損益

2023年12月31日終了事業年度のEIB個別財務書類（欧州連合会計指令に基づいて作成）に計上された当期純利益2,274,404千ユーロの処分案は、承認を受けるため2024年4月26日までに総務会に提出される。当事業年度のEIB剰余金の処分案の詳細については、EIBの財務書類の前書き（訳注：本報告書の「第3 発行者の概況 - (4) 業務の概況 - 業務 - 二）業績」に抜粋されている。）を参照のこと。

注L：受取利息および類似収益ならびに支払利息および類似費用（単位：千ユーロ）

L.1. 正味受取利息

	2023年	2022年
受取利息および類似収益：		
金融機関および対顧客貸付金および預け金	14,400,125	7,676,214
デリバティブ	9,609,103	10,117,070
中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券ならびに確定利付証券を含む負債証券	1,333,757	356,705
EUからの利子補助金	20,380	17,343
現金、中央銀行および郵便局預け金	2,459	404
有利子負債に係るマイナス金利	161	135,573
その他	13,443	5,951
合計	25,379,428	18,309,260
支払利息および類似費用：		
デリバティブ ⁽¹⁾	-13,181,532	-7,569,661
債務証券借入	-8,901,202	-7,571,687
給付債務に係る利息費用（注J）	-219,663	-115,731
金融機関および顧客に対する債務	-89,904	-12,973
第三者委託に係る利息	-88,823	-67,998
EIFの非支配持分の購入コミットメント（注G.2）	-24,548	-8,613
利付資産に係るマイナス金利	-427	-252,807
その他 ⁽²⁾	-40,738	-23,877
合計	-22,546,837	-15,623,347
正味受取利息	2,832,591	2,685,913

(1) 2023年2月に導入されたキャッシュ・フロー・ヘッジ会計により、2023年に331千ユーロがOCIから連結損益計算書に振り替えられた。比較数値は影響を受けていない。

(2) リース負債に係る支払利息933千ユーロ（2022年：1,061千ユーロ）を含む。

下表は、各種類の金融資産および金融負債に関する正味受取利息を示したものである。

	2023年	2022年
受取利息および類似収益：		
ACで測定される金融資産	14,613,519	7,137,966
リスク管理のために保有するデリバティブ	9,609,103	10,117,070
FVTPLでの測定に指定された金融商品(FV0)	878,269	706,330
強制的にFVTPLで測定される金融商品	264,934	206,371
その他	13,603	141,523
合計	25,379,428	18,309,260
支払利息および類似費用：		
リスク管理のために保有するデリバティブ	-13,181,532	-7,569,661
ACで測定される金融負債	-8,266,264	-6,922,894
FVTPLでの測定に指定された金融商品(FV0)	-770,588	-668,583
非金融負債	-237,310	-125,521
その他	-91,143	-336,688
合計	-22,546,837	-15,623,347
正味受取利息	2,832,591	2,685,913

L.2. 受取利息および類似収益の国別分析

	2023年	2022年
欧州連合加盟国：		
スペイン	1,457,053	819,306
イタリア	1,325,335	524,484
ポーランド	1,237,525	838,559
フランス	1,223,157	576,154
ドイツ	701,074	366,816
ギリシャ	479,218	426,007
ハンガリー	428,516	233,410
オーストリア	391,195	274,322
ベルギー	323,416	172,277
スウェーデン	321,868	159,804
オランダ	290,679	189,108
ポルトガル	232,987	137,699
フィンランド	221,819	71,792
チェコ共和国	187,964	114,166
アイルランド	133,043	92,692
ルーマニア	118,164	80,365
スロバキア	89,198	70,277
デンマーク	81,863	31,281
クロアチア	56,093	49,791
キプロス	55,448	15,833
スロベニア	52,203	40,042
ブルガリア	42,204	38,055
エストニア	38,452	7,052
ラトビア	24,390	16,023
リトアニア	23,018	17,466
マルタ	8,332	8,091
ルクセンブルク	5,515	2,409
欧州連合加盟国の合計	9,549,729	5,373,281
欧州連合域外	2,858,167	2,045,813
国別分析の対象の収益合計	12,407,896	7,419,094
国別分析の対象外の収益 ⁽¹⁾	12,971,532	10,890,166
受取利息および類似収益合計	25,379,428	18,309,260

(1) 国別分析の対象外の収益：

- 長期HQLAポートフォリオおよび代替貸付金ポートフォリオからの収益	683,655	252,310
- 有価証券流動性ポートフォリオおよびEIF運用ポートフォリオからの収益	97,943	43,368
- 短期金融市場証券からの収益	552,148	61,022
- その他有価証券からの収益	11	5
- 短期金融市場オペレーションからの収益	2,015,229	410,440
- デリバティブからの収益	9,609,103	10,117,070
- その他	13,443	5,951

2023年	2022年
<u>12,971,532</u>	<u>10,890,166</u>

注M：金融業務損益（単位：千ユーロ）

M.1. 損益の性質別

	2023年	2022年
デリバティブの純損益 ⁽¹⁾⁽⁸⁾	302,247	1,014,954
FV0に基づく貸付金および関連するスワップの純損益 ⁽²⁾⁽⁸⁾	-132,958	-60,920
FV0に基づく借入金および関連するスワップの純損益 ⁽³⁾⁽⁸⁾	27,736	50,283
貸付金および関連するスワップのヘッジ会計による純損益 ⁽⁴⁾⁽⁸⁾⁽¹⁰⁾	83,864	-156,992
借入金および関連するスワップのヘッジ会計による純損益 ⁽⁵⁾⁽⁸⁾	-232,341	679,078
国債および関連するスワップのヘッジ会計による純損益 ⁽⁶⁾	4,848	15,022
	53,396	1,541,425
外国為替損益	1,184	2,559
スワップの解消に係る損益	3,093	17,104
債務証券借入の買戻しに係る純損益	0	253
株式およびその他の変動利付証券に係る純損益 ⁽⁷⁾	48,703	-696,523
負債証券ポートフォリオの純損益	125,148	-231,327
金融保証に係る純損益	27,909	-81,094
FVTPLに基づく貸付金および代替貸付金の純損益 ⁽⁹⁾	-77,755	-358,121
ACに基づく貸付金および代替貸付金の純損益	178	-846
当初CBSの償却	56,861	46,810
金融業務損益	238,717	240,240

- (1) デリバティブの純損益の大部分は、マクロ・ヘッジのスワップおよび財務ポートフォリオのデリバティブ商品の公正価値修正であった。これらのスワップの効果は、2023年12月31日現在が302,247千ユーロのプラスであったのに対し、2022年12月31日現在は1,014,954千ユーロのプラスであった。
- (2) デリバティブでヘッジする貸付金および代替貸付金はヘッジ会計適格ではなく、公正価値オプションを適用している。公正価値での測定に指定されている貸付金および代替貸付金の帳簿価額は、2023年12月31日現在、130億ユーロ（2022年：130億ユーロ）であった。貸付金および代替貸付金への公正価値オプションの適用による複合効果として、2023年12月31日現在で連結損益計算書に132,958千ユーロの損益悪化（2022年：60,920千ユーロの損益悪化）が生じている。
- (3) デリバティブでヘッジする借入金は公正価値ヘッジ会計適格ではなく、公正価値オプションを適用している。公正価値での測定に指定されている借入金の帳簿価額は、2023年12月31日現在、190億ユーロ（2022年：240億ユーロ）であった。借入金への公正価値オプションの適用による複合効果として、2023年12月31日現在で、連結損益計算書において27,736千ユーロの損益改善（2022年：50,283千ユーロの損益改善）が生じている。
- (4) IFRS第9号に基づくヘッジ会計基準に適合する適格貸付金および代替貸付金に対しては、ヘッジ会計が適用されている。ヘッジ会計に指定されている貸付金および代替貸付金の帳簿価額は、2023年12月31日現在、1,370億ユーロ（2022年：1,270億ユーロ）であった。貸付金および代替貸付金ならびに関連するスワップへのヘッジ会計の適用による複合効果として、2023年12月31日現在で連結損益計算書において83,864千ユーロの損益改善（2022年：156,992千ユーロの損益悪化）が生じている。
- (5) IFRS第9号に基づくヘッジ会計基準に適合する適格借入金に対しては、公正価値ヘッジ会計が適用されている。公正価値ヘッジ会計に指定されている借入金の帳簿価額は、2023年12月31日現在、3,010億ユーロ（2022年：3,060億ユーロ）であった。借入金および関連するスワップへのヘッジ会計の適用による複合効果として、2023年12月31日現在で連結損益計算書において232,341千ユーロの損益悪化（2022年：679,078千ユーロの損益改善）が生じている。

- (6) 公正価値ヘッジ会計に指定されているLTHP債券の帳簿価額は、2023年12月31日現在、14億ユーロ（2022年：8億ユーロ）であった。LTHP債券および関連するスワップへのヘッジ会計の適用による複合効果として、2023年12月31日現在で連結損益計算書において4,848千ユーロの損益改善（2022年：15,022千ユーロの損益改善）が生じている。
- (7) この項目は、主に資本性金融商品に係る未実現損益および実現損益で構成されている。2023年度の損益改善48,703千ユーロおよび2022年度の損益悪化696,523千ユーロの主要因は、これらの期間におけるプライベート・エクイティ市場での評価額の影響であった。特に、2022年度および2023年度上半期にEIBグループの各プライベート・エクイティ投資の評価額で観察されたマイナスの公正価値変動は、その後2023年末にかけて部分的に回復し安定化した。これは主に、これらの期間にプライベート・エクイティ市場で観察された著しい市場変動の結果であり、欧州の様々な地域、ピンテージおよび投資対象セクターにわたるEIBグループのプライベート・エクイティ投資ポートフォリオ全体に影響を及ぼした。
- 2021年には、EIBグループのポートフォリオで保有される企業の評価は、欧州におけるコロナ後のマクロ経済環境の力強い回復によってプラスの影響を受けたが、2022年にはこうした評価に対するマイナスの影響が見られた。2022年において、欧州で見られた高インフレ見通しは、主に金利上昇と成長鈍化という環境をもたらし、2022年度および2023年度上半期のEIBグループのプライベート・エクイティ投資の評価額に大きなマイナスの影響を与えた。このような評価額は、主にマクロ経済要因の改善により、2023年末にかけて部分的に回復し、安定化した。このような評価額の変動をもたらした主なセクターは、EIBグループのプライベート・エクイティ投資の額が最も多いセクター群である。投資額が最も多いのはジェネラリスト・セクターで、投資戦略において通常ファンド・マネージャーの商業または企業に関する専門知識に焦点を当て、(特定のセクターをターゲットとするのではなく)多数の異なるセクターへの投資で構成されるファンドを投資対象としている。これに続くのがセクター特定型ファンドで、一般にファンド・マネージャーの技術またはセクターに関する専門知識に依存しており、情報通信技術（ICT）セクター、インフラ・セクターのほか、程度は低いもののライフサイエンス・セクターも含まれる。これらの評価額の変動は全体として見る必要があり、個別のプライベート・エクイティ投資の評価額の変動のみで、2023年度および2022年度のEIBグループの財務業績に重大な影響を与えたものはなかった。
- (8) IBOR改革の影響については、注S.4.1を参照のこと。
- (9) この項目は、主にFVTPLで測定された貸付業務に係る未実現損益および実現損益で構成されている。この連結損益計算書における損益悪化77,755千ユーロの主要因は、2023年中における評価額の影響（2022年：358,121千ユーロの損益悪化）であった。
- (10) 2023年12月31日現在、キャッシュ・フロー・ヘッジの非有効性による損益計算書への影響はない。キャッシュ・フロー・ヘッジ会計は2023年2月に導入されたため、比較数値は影響を受けていない。

M.2. 資産および負債の分類別

	2023年	2022年
強制的にFVTPLで測定される金融資産(デリバティブ資産を除く)	159,680	-1,231,186
FVTPLでの測定に指定された金融資産(FV0)	-127,879	-2,540,984
FVTPLでの測定に指定された金融負債(FV0)	-341,250	2,196,145
ACで測定される金融資産	6,505,450	-24,084,654
ACで測定される金融負債	-11,070,405	44,516,759
ヘッジ手段として指定されたデリバティブ	4,421,489	-19,896,918
ヘッジ会計目的以外で、リスク管理目的のために保有するデリバティブ	605,678	1,312,803
その他 ⁽¹⁾	85,954	-31,725
金融業務損益	238,717	240,240

(1) 当初CBSの償却を含む。

注N：その他の業務収益および費用の純額（単位：千ユーロ）

	2023年	2022年
賃貸料収益	184	89
過年度未使用引当金の戻入れ	0	4,179
その他	2,099	6,209
その他の業務収益および費用の純額合計	2,283	10,477

注0：受取手数料および支払手数料（単位：千ユーロ）

	2023年	2022年
受取手数料：		
保証手数料	203,231	256,243
インベストEUの手数料	105,933	11,247
EGFの手数料	52,220	86,786
貸付金手数料収益	35,056	32,589
EFSIの手数料	31,788	39,993
Jaspersの手数料	31,064	28,688
インベストメント・ファシリティ「コトヌー」の手数料	27,529	36,994
Jeremie / ESIFの手数料	18,202	14,235
DFIsの手数料（2014年から2020年、2021年から2027年）	13,803	9,995
近代化基金の手数料	11,935	12,080
信託基金管理報酬に係る手数料	9,581	5,172
イノベーション基金の手数料	8,668	4,639
Fiコンパスの手数料	7,590	5,463
InnovFinの手数料	7,004	14,262
RRFの手数料	6,094	10,709
JESSICA（保有基金）の手数料	3,452	3,841
NDICI EFSD+ ACP信託基金手数料	3,060	0
EUウクライナ基金の手数料	2,205	0
近隣インベストメント・ファシリティの手数料	1,496	2,232
ヤウンデ/ロメ協定の手数料	1,060	1,150
コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティの手数料	415	4,581
その他の委託に係る手数料	107,025	89,170
受取手数料合計	688,411	670,069
	2023年	2022年
支払手数料：		
保証人へのリスク報酬	-330,302	-357,519
その他の支払手数料	-35,019	-25,697
支払手数料合計	-365,321	-383,216

注P：一般管理費（単位：千ユーロ）

	2023年	2022年
給与および手当 ⁽¹⁾	-635,277	-589,807
福利厚生費および其他人件費	-394,038	-584,466
人件費	-1,029,315	-1,174,273
その他の管理費	-367,751	-306,561
一般管理費合計	-1,397,066	-1,480,834

(1) このうち経営委員会委員に対する金額は、2023年12月31日現在で3,626千ユーロ、2022年12月31日現在で3,753千ユーロである（注Y.2）。

グループの職員数は、2023年12月31日現在で4,968名（2022年12月31日現在で4,648名）であった。

注Q：デリバティブおよびヘッジ活動

Q.1. デリバティブ金融商品の利用

グループのヘッジ活動において

EIBは、長期デリバティブ商品を利用して、借入金、貸付金および保有債券のヘッジを行っている。

EIFはデリバティブ商品を使用していない。

最も一般的に利用されているデリバティブは、以下のものである。

通貨スワップ

通貨スワップは、ある通貨における元本および利息の支払を、もう一つの通貨と交換することに合意した契約である。

金利スワップ

金利スワップは、概して、変動金利の利払いと固定金利の利払い、または異なった金利に連動する変動金利の利払い（ベシス・スワップ）を同一通貨で交換することに合意する契約である。

グループの財務管理において

EIBは、基本通貨であるユーロに関連してその運用財務ポートフォリオの通貨ポジションを調整するため、また貸付実行に伴う通貨需要を満たすために、短期の通貨スワップおよび為替予約を行っている（短期外国為替契約の想定元本および公正価値の開示については、注Q.3を参照）。

先物契約（先物）は、SLP債券ポートフォリオにおける一部の投資から生ずるエクスポージャーをヘッジするため、財務活動の一環として使用することができる。

グループの資産負債管理（「ALM」）において

金利リスクを管理する目的で、EIBは可能な場合にはナチュラル・ヘッジを活用する（貸付金および借入金）、あるいはグローバル・ヘッジ・オペレーション（金利スワップ）を行っている。

資産負債管理の一環として用いるマクロ・ヘッジのスワップは、IFRS第9号に従い公正価値で評価される。

リスク管理の詳細については、注Sを参照のこと。

Q.2. ヘッジ活動

金利リスクの公正価値ヘッジ

ヘッジ手段として指定された項目に関連する金額は、次のとおりである（単位：百万ユーロ）。

	2023年			
	想定元本	帳簿価額		ヘッジの非有効性の 計算に使用された 公正価値の変動
		資産	負債	
金利スワップ	431,170	16,137	-18,515	3,971
通貨スワップ ^(*)	32,532	2,212	-2,838	450
合計	463,702	18,349	-21,353	4,421

(*) ヘッジされている主要な通貨は、米ドル、豪ドルおよびカナダ・ドルである。グループは通貨スワップの受取レグの想定元本を使用した。

上表で示された金利スワップおよび通貨スワップは、連結貸借対照表上、「デリバティブ資産」および「デリバティブ負債」で表示されている。

	2022年			
	想定元本	帳簿価額		ヘッジの非有効性の 計算に使用された 公正価値の変動
		資産	負債	
金利スワップ	442,249	19,188	-25,178	-17,395
通貨スワップ ^(*)	35,208	2,467	-4,083	-2,502
合計	477,457	21,655	-29,261	-19,897

(*) ヘッジされている主要な通貨は、米ドル、豪ドルおよびカナダ・ドルである。グループは通貨スワップの受取レグの想定元本を使用した。

上表で示された金利スワップおよび通貨スワップは、連結貸借対照表上、「デリバティブ資産」および「デリバティブ負債」で表示されている。

ヘッジ対象として指定された項目に関連する金額は、次のとおりである（単位：百万ユーロ）。

	2023年					
	帳簿価額		公正価値 ヘッジ調整 の累計額	連結貸借対照表に おける科目	ヘッジの 非有効性の 計算に使用され た価値の変動	ヘッジ損益調整が 中止されたヘッジ対象 について連結貸借対 照表に残存する 公正価値ヘッジ調整の 累計額
	資産	負債				
貸付金および預け金	21,822	0	-742	金融機関貸付金および 預け金	1,044	5
	110,355	0	-4,460	対顧客貸付金および 預け金	5,231	37
代替貸付金	2,176	0	-70	中央銀行担保適格国庫 証券およびその他短期 証券	80	0
	2,354	0	30	負債証券 - a) 公共 機関による発行	115	0
	413	0	-16	負債証券 - b) その他 の借手による発行	17	0
国債	803	0	-109	中央銀行担保適格国庫 証券およびその他短期 証券	18	0
	561	0	-66	負債証券 - a) 公共 機関による発行	1	0
債務証券借入	0	295,387	9,477	債務証券借入 - a) 負債証券	-10,906	-28
	0	5,759	-308	債務証券借入 - b) その他	-165	0
合計	138,484	301,146	3,736		-4,565	14

2022年						
	帳簿価額		公正価値 ヘッジ調整 の累計額	連結貸借対照表に おける科目	ヘッジの 非有効性の 計算に使用され た価値の変動	ヘッジ損益調整が 中止されたヘッジ対象 について連結貸借 対照表に残存する 公正価値ヘッジ調整の 累計額
	資産	負債				
貸付金および預け金	22,549	0	-1,786	金融機関貸付金および 預け金	-2,763	6
	100,765	0	-9,691	対顧客貸付金および 預け金	-20,783	49
代替貸付金	1,943	0	-149	中央銀行担保適格国庫 証券およびその他 短期証券	-183	0
	1,620	0	-85	負債証券 - a) 公共機関 による発行	-56	0
	417	0	-33	負債証券 - b) その他の 借手による発行	-19	0
国債	241	0	-127	中央銀行担保適格国庫 証券およびその他短期 証券	-130	0
	586	0	-67	負債証券 - a) 公共機関 による発行	-149	0
債務証券借入	0	299,689	20,383	債務証券借入 - a) 負債証券	43,257	-30
	0	6,760	-143	債務証券借入 - b) その他	1,260	0
合計	128,121	306,449	8,302		20,434	25

2023年度の連結損益計算書において認識されたヘッジの非有効性、すなわちヘッジ手段とヘッジ対象のヘッジに係る利得または損失の差額はマイナス144百万ユーロ（2022年：537百万ユーロ）であり、「金融業務損益」に含まれている（注M.1）。

下表は、ヘッジ会計に関連して、資本の各構成部分の調整とその他の包括利益の内訳を示している（単位：百万ユーロ）。

	公正価値準備金 - ヘッジ会計	
	2023年	2022年
1月1日現在の残高	-54	-49
公正価値ヘッジ		
クロス・カレンシー・ベースス・スプレッドの償却および再評価	-87	-5
純損益に振替えられた金額	0	0
キャッシュ・フロー・ヘッジ		
公正価値の変動（有効部分）	-1	0
純損益に振替えられた金額	0	0
12月31日現在の残高	-142	-54

グループは2023年2月にキャッシュ・フロー・ヘッジ会計を導入したが、2023年中のエクスポージャーは限定的であった。2023年12月31日現在、有効なヘッジ関係は1件のみである。ヘッジ対象の帳簿価額は693百万ユーロ（連結貸借対照表の「金融機関／対顧客貸付金および預け金」に計上）、ヘッジ手段の帳簿価額は0.3百万ユーロ（連結貸借対照表の「デリバティブ負債」に計上）である。ヘッジ関係は開始時から完全に有効であり、したがって、ヘッジ手段の公正価値の変動はその他の包括利益を通じて公正価値準備金に認識される。比較数値はキャッシュ・フロー・ヘッジ会計の適用による影響を受けていない。

Q.3. デリバティブ金融商品の公正価値

公正価値で測定されている金融資産については、以下の公正価値測定値ヒエラルキーのレベル別に公正価値での測定を開示することが必要である。

- ・ レベル1 - 活発な市場における同一資産または負債の（未修正の）時価。
- ・ レベル2 - レベル1に含まれる時価以外の、当該資産または負債に関して直接的（価格等）あるいは間接的（価格から導出された値等）に観察可能なインプットを組み入れた評価技法。
- ・ レベル3 - 観察可能な市場データに依拠していない当該資産または負債のインプット（観察不能なインプット）を用いた評価技法。これらの金融商品の公正価値は、内部評価モデルを用いて算定する。

評価技法には、割引キャッシュ・フロー、金利モデルとしてのハル・ホワイト・モデルおよびLiborマーケット・モデル（LMM）、ならびにオプション・モデルのブラック・ショールズ・モデルが含まれる。評価技法で用いる仮定およびインプットとしては、無リスク金利、ベース・スワップ・スプレッド、通貨ベース・スワップ・スプレッド、為替レートおよび先渡レート、株価指数ならびにそれらの予想ボラティリティおよび予想相関性、消費者物価指数ならびにその予想ボラティリティおよび予想相関性が挙げられる。評価技法の目的は、独立第三者として行動する市場参加者が決定したであろう報告日現在の当該金融商品の価格を反映した公正価値を算定することである。適用した評価モデルは、金融商品の価格設定向けに一般に認められている経済学的手法と整合しており、市場参加者が価格設定時に考慮する諸要因も盛り込んでいる。デリバティブ取引の一部に関して市場インプットを直接入手できない場合に、主にある種の金利およびクロス・カレンシー・モデルにおける相関性の推定ならびに長期株価連動取引、長期金利連動取引または長期物価連動取引のボラティリティの推定に、グループ内の見積りや仮定が評価方法に取り入れられることがある。

下表は、資産または負債として計上されているデリバティブ金融商品の公正価値（市場価格に基づく公正価値、評価モデルへのインプットがすべて市場で観察可能な評価技法に基づく公正価値、および市場で観察不能なインプットを用いた評価技法に基づく公正価値）と想定元本をまとめたものである。想定元本の値は期末時点で未決済の取引高を示すものであって、市場リスクや信用リスクを示すものではない。

評価方法別に示した2023年12月31日現在のデリバティブ（単位：百万ユーロ）

デリバティブ資産	レベル 1		レベル 2		レベル 3		2023年の合計	
	公表市場価格		市場で観察可能な インプットを用いた 評価技法		市場で観察できな いインプットを 用いた評価技法			
	想定 元本	公正 価値	想定 元本	公正 価値	想定 元本	公正 価値	想定 元本	公正 価値
金利スワップ ^(*)	0	0	260,920	20,965	1,516	145	262,436	21,110
通貨スワップ	0	0	114,054	7,454	115	15	114,169	7,469
短期為替契約	0	0	6,389	70	0	0	6,389	70
先物契約	1,795	8	0	0	0	0	1,795	8
合計	1,795	8	381,363	28,489	1,631	160	384,789	28,657

デリバティブ負債	レベル 1		レベル 2		レベル 3		2023年の合計	
	公表市場価格		市場で観察可能な インプットを用いた 評価技法		市場で観察できな いインプットを 用いた評価技法			
	想定 元本	公正 価値	想定 元本	公正 価値	想定 元本	公正 価値	想定 元本	公正 価値
金利スワップ ^(*)	0	0	332,386	25,592	3,836	606	336,222	26,198
通貨スワップ	0	0	124,305	6,917	386	78	124,691	6,995
短期為替契約	0	0	19,950	408	0	0	19,950	408
先物契約	19,517	34	0	0	0	0	19,517	34
その他 ^(**)	0	0	0	0	0	702	0	702
合計	19,517	34	476,641	32,917	4,222	1,386	500,380	34,337

(*) エクイティ・スワップは金利スワップに含まれている。

(**) 「その他」（702百万ユーロ）には、次のレベル3のデリバティブ負債が含まれる。i) 強制的にFVTPLで測定される負債性金融商品に係るデリバティブ負債（137百万ユーロ）。これらのデリバティブは、原商品の様々な特性の「サム・オブ・ザ・パーツ」として評価される。負債の評価額は、通常、リスクに見合った割引率を用いた調整後DCFで見積もられる（主要な観察不能なインプット：基礎となる事業の契約上の枠組みに組み込まれたエクイティ特性が、公正価値評価の重要な要因である）。観察不可能なインプットの見積値の範囲は $\pm 3\%$ の間で変動する（公正価値への影響額合計は $-/+4.1$ 百万ユーロ）。ii) 強制的にFVTPLで測定される資本性金融商品に係るデリバティブ負債（565百万ユーロ）。これらのデリバティブは、年度末前に入手可能な最新の外部報告書から得られた原資産である資本性金融商品の外部評価に基づいて評価される（主要な観察不可能なインプット：年度末前に入手可能な最新の資本性金融商品マネージャーの報告書から得られた原資産である金融商品の外部報告書（NAVファンド報告書））。観察不能なインプットの見積値の範囲は、原株式の価格の変動 $\pm 10\%$ の間で変動する（自己資本および利益への影響は $-/+56.5$ 百万ユーロ）。

評価方法別に示した2022年12月31日現在のデリバティブ（単位：百万ユーロ）

デリバティブ資産	レベル 1		レベル 2		レベル 3		2022年の合計	
	公表市場価格		市場で観察可能な インプットを用いた 評価技法		市場で観察できな いインプットを 用いた評価技法			
	想定 元本	公正 価値	想定 元本	公正 価値	想定 元本	公正 価値	想定 元本	公正 価値
金利スワップ ^(*)	0	0	229,113	24,287	896	116	230,009	24,403
通貨スワップ	0	0	128,077	10,455	106	18	128,183	10,473
短期為替契約	0	0	5,311	139	0	0	5,311	139
先物契約	8,801	29	0	0	0	0	8,801	29
合計	8,801	29	362,501	34,881	1,002	134	372,304	35,044

デリバティブ負債	レベル 1		レベル 2		レベル 3		2022年の合計	
	公表市場価格		市場で観察可能な インプットを用いた 評価技法		市場で観察できな いインプットを 用いた評価技法			
	想定 元本	公正 価値	想定 元本	公正 価値	想定 元本	公正 価値	想定 元本	公正 価値
金利スワップ ^(*)	0	0	338,327	32,612	4,689	859	343,016	33,471
通貨スワップ	0	0	114,674	9,070	488	84	115,162	9,154
短期為替契約	0	0	16,368	501	0	0	16,368	501
先物契約	3	1	0	0	0	0	3	1
その他	0	0	0	0	0	631	0	631
合計	3	1	469,369	42,183	5,177	1,574	474,549	43,758

(*) エクイティ・スワップは金利スワップに含まれている。

EIBが行ったデリバティブ取引の大部分の時価は、市場では入手できない。そのような金融商品に関しては、可能な限り貸借対照表日現在の観察可能な実勢市場データに基づき、評価技法や評価モデルを用いて公正価値が見積られる。

スワップ取引の公正価値は、オプションの利用可能な市場価格に調整されたオプション価格モデルを用いて算出される。適用した評価モデルは、金融商品の価格設定向けに一般に認められている経済学的手法と整合しており、市場参加者が価格設定時に考慮する諸要因も盛り込んでいる。

デリバティブ取引の一部に関しては、市場インプットを直接入手できない場合には、内部見積りや仮定が評価技法に取り入れられることもある。

下表は、年度末において公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類されるデリバティブ金融商品の測定に使用された市場で観察できない重要なインプットについての情報を示している（単位：百万ユーロ）。

金融商品の種類	2023年 12月31日 現在の 公正価値	レベル3の スワップの 2023年12月31 日現在の 公正価値	評価技法	重要な観察不能な インプット	観察不能な インプットについて の見積りの範囲
金利スワップ	-5,036	-409	確率論的金利 モデル	LMMについての平均 回帰またはボラティ リティのボラティリ ティなどの確率論的 ボラティリティ。 HW1Fモデルの平均回 帰レベル。	ボラティリティのボ ラティリティまたは 平均回帰スピードの 20%増減。平均回帰 を+/-0.2%変え る。 相関推定のため観察 期間を半減させる。 為替レートのボラ ティリティが行使と 時期の決定的関数で あるローカル・ボラ ティリティ・モデル を使用。 異なる配当利回りお よびボラティリティ の使用（相対的+/- 20%）
通貨スワップ	474	-63	確率論的クロス・ カレンシー・モデ ル	ボラティリティスマ イルを使用したイー ルドカーブとFXレ ート間の相関	
エクイティ・ スワップ	-52	-52	確率論的エクイ ティ・モデル	配当利回りおよびボ ラティリティ	
金融商品の種類	2022年 12月31日 現在の 公正価値	レベル3の スワップの 2022年12月31 日現在の 公正価値	評価技法	重要な観察不能な インプット	観察不能な インプットについて の見積りの範囲
金利スワップ	-8,988	-663	確率論的金利 モデル	平均回帰またはボラ ティリティのボラ ティリティなどの確 率論的ボラティリ ティ。シフト後対数 正規モデルのシフ ト。	ボラティリティのボ ラティリティまたは 平均回帰スピードの 20%増減。上下に1 ppシフト。 相関推定のため観察 期間を半減させる。 為替レートのボラ ティリティが行使と 時期の決定的関数で あるローカル・ボラ ティリティ・モデル を使用。 異なる配当利回りお よびボラティリティ の使用（相対的+/- 20%）
通貨スワップ	1,319	-66	確率論的クロス・ カレンシー・モデ ル	ボラティリティスマ イルを使用したイー ルドカーブとFXレ ート間の相関	
エクイティ・ スワップ	-80	-80	確率論的エクイ ティ・モデル	配当利回りおよびボ ラティリティ	

重要な観察不能なインプットは、次のように策定される。

- 相関およびボラティリティは、観察可能なボラティリティ、最近の取引価格、他の市場参加者による指値および最新の状況を反映して調整した過去のデータより推計される。
- リスク調整後スプレッドはCDS市場から導出される。

IFRS第13号の適用により、2023年12月31日現在のデリバティブの公正価値評価には次の評価調整が含まれている。

- カウンターパーティーのデリバティブ取引に係る信用リスクを反映した信用評価調整（CVA）マイナス37.5百万ユーロ（2022年：マイナス63.7百万ユーロ）が以下のとおり計上されている。
 - ・ 貸付金および代替貸付金をヘッジしているスワップにマイナス12.4百万ユーロ（2022年：マイナス26.8百万ユーロ）
 - ・ 借入をヘッジしているスワップにマイナス11.6百万ユーロ（2022年：マイナス22.6百万ユーロ）
 - ・ ALMスワップにマイナス13.4百万ユーロ（2022年：マイナス14.1百万ユーロ）
 - ・ 長期財務スワップにマイナス0.1百万ユーロ（2022年：マイナス0.1百万ユーロ）
 - ・ 短期財務スワップ（通貨スワップおよび為替予約）にゼロ（2022年：マイナス0.1百万ユーロ）
- デリバティブ取引に係る自行の信用リスクを反映した債務評価調整（DVA）150.3百万ユーロ（2022年：170.4百万ユーロ）が以下のとおり計上されている。
 - ・ 貸付金および代替貸付金をヘッジしているスワップに45.0百万ユーロ（2022年：53.7百万ユーロ）
 - ・ 借入をヘッジしているスワップに48.0百万ユーロ（2022年：58.8百万ユーロ）
 - ・ ALMスワップに56.7百万ユーロ（2022年：57.3百万ユーロ）
 - ・ 長期財務スワップに0.3百万ユーロ（2022年：0.5百万ユーロ）
 - ・ 短期財務スワップ（通貨スワップおよび為替予約）に0.3百万ユーロ（2022年：0.1百万ユーロ）
- 上記のCVAおよびDVAに加えて、2023年12月31日現在で、EIBのカウンターパーティーがデリバティブ取引に関して差し入れた担保に関連した特定のわずかな調整を反映した担保評価調整（CoIIVA）がマイナス8.4百万ユーロ（2022年：マイナス11.5百万ユーロ）あった。EIBのカウンターパーティーによって差し入れられた担保の信用リスク軽減の側面は、すでにCVAの値に反映されている。しかし、担保報酬効果は特定のCoIIVA調整で切り離されている。

Q.4. レベル3の商品の公正価値の感応度

グループは、公正価値の見積りは適切であると確信しているが、異なる手法または仮定を使用することにより公正価値の測定が異なる可能性がある。

観察不能なインプットにより、レベル3の商品の評価額にある程度の不確実性と変動が加わる可能性がある。EIBは、それを評価し定量化するために、観察不能なインプットに関する合理的に可能な仮定の範囲を用いて、代替的な評価を実施している。代替的な仮定は評価モデルに特化したものであり、個別に適用することができる。

レベル3のデリバティブは、原資産および評価モデルによって次の3種類のスワップにグループ分けすることができる。

- a. 仕組金利スワップ
 - b. クロス・カレンシー・スワップおよび為替連動スワップ
 - c. エクイティ・スワップ
- a. 仕組金利スワップは、外因性の平均回帰の水準を用いたハル・ホワイト・モデルまたは多因子のLibor市場モデル（LMM）のダイナミクスを使用してモデル化されており、ボラティリティのボラティリティのパラメーターがモデルのサブセットについて外部によって指定されている場合には、スワップションおよびスプレッド・オプションを使用して微調整されている。LMMモデルには、外部によって設定されたボラティリティの平均回帰のスピードも組み込まれている。このカテゴリー(a)について、確率的ボラティリティを用いたLMMについては、「ボラティリティのボラティリティ」を20%増減させること、および平均回帰を20%増減させる（1%を下限）ことによって、代替的な評価額が得られ、ハル・ホワイト・モデルについては平均回帰の水準を0.2%増減させた。このカテゴリー(a)について、最初のシナリオでは「ボラティリティのボラティリティ」を下降させ、平均回帰のスピードを加速させ、ハル・ホワイト・モデルの平均回帰を下降させた際に、最初のシナリオは2.4百万ユーロの増加、第2のシナリオは3.1百万ユーロの減少をもたらした。
- b. クロス・カレンシー・スワップおよび為替連動スワップは、金利についてはハル・ホワイトの1ファクターモデル、為替レートについてはブラック・ショールズ・モデルに従って評価されている。モデルは、金利、スワップションのボラティリティ、為替レート、為替オプションのボラティリティならびに金利と為替レート間の相関関係を考慮して調整されている。金利と為替レートの間の相関は、時系列から見積られる。これらのカテゴリーについて、代替的な評価額は、最初のシナリオよりも短期間（半分）からの相関を算出し、第2のシナリオにおけるボラティリティスマイルの考慮を行うことによって算定される。このカテゴリー（b）については、両シナリオとも、0.05百万ユーロの減少（第1のシナリオ）から2.5百万ユーロの減少（第2のシナリオ）までの範囲で不利な影響を及ぼすことが判明した。
- c. エクイティ・スワップは、ブラック・ショールズ・モデルを使用してモデル化され、ボラティリティを市場から捕捉している。金利および配当も、市場相場から捕捉される。長期スワップについては、ボラティリティと配当は長期の満期にわたって推定される。このシナリオはボラティリティと配当金の仮定の相対的な20%増減で構成される。有利なシナリオは4.3百万ユーロの増加をもたらし、不利なシナリオは3.1百万ユーロの減少をもたらした。

下表は、レベル3のデリバティブを金融商品の種類ごとに要約したものであり、代替的な仮定により公正価値が変動する（単位：百万ユーロ）。

2023年12月31日	有利な影響	不利な影響	評価技法	重要な観察不能なインプット
仕組金利スワップ	2.4	-3.1	確率論的金利モデル	平均回帰およびボラティリティのボラティリティのパラメーターハル・ホワイト・モデルにおける平均回帰
クロス・カレンシー・スワップおよび為替連動スワップ	0	-2.5	確率論的クロス・カレンシー・モデル	金利と為替レートの相関関係およびボラティリティスマイル
エクイティ・スワップ	4.3	-3.1	確率論的エクイティ・モデル	ボラティリティと配当

2022年12月31日現在	有利な影響	不利な影響	評価技法	重要な観察不能なインプット
仕組金利スワップ	1.6	-5.2	確率論的金利モデル	ボラティリティのパラメーターの平均回帰およびボラティリティのボラティリティの変更 シフト後対数正規モデルのシフトの変更
クロス・カレンシー・スワップおよび為替連動スワップ	0.1	-3	確率論的クロス・カレンシー・モデル	金利と為替レートの相関関係およびボラティリティスマイルの考慮
エクイティ・スワップ	5.5	-3.5	確率論的エクイティ・モデル	ボラティリティと配当の変動

注R：金融資産および金融負債の公正価値（単位：百万ユーロ）*

下表は、連結財務書類に計上されているグループの金融資産および金融負債の公正価値ヒエラルキー別の公正価値と帳簿価額を比較したものである。ただし、金融資産以外および金融負債以外の公正価値は記載していない。

(*) 公正価値の水準を決定するために用いた方法については、注A.4.6も参照のこと。

2023年12月31日現在	公正価値				帳簿価額
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計	
公正価値で計上される資産：					
FVTPLでの測定に指定された金融資産	0	5,502	8,316	13,818	13,818
金融機関および対顧客貸付金および預け金	0	5,325	7,497	12,822	12,822
株式およびその他の変動利付証券	0	0	819	819	819
代替貸付金ポートフォリオ	0	177	0	177	177
強制的にFVTPLで測定される金融資産	4,846	28,550	22,266	55,662	55,662
デリバティブ資産	8	28,489	160	28,657	28,657
SLP	4,838	61	0	4,899	4,899
株式およびその他の変動利付証券	0	0	18,823	18,823	18,823
金融機関および対顧客貸付金および預け金	0	0	2,339	2,339	2,339
代替貸付金ポートフォリオ	0	0	409	409	409
資産担保証券ポートフォリオEIF	0	0	535	535	535
FVOCIで測定される金融資産 (リサイクルなし)	0	0	647	647	647
株式およびその他の変動利付証券	0	0	647	647	647
合計	4,846	34,052	31,229	70,127	70,127
ACで計上される資産：					
回収目的保有	15,152	412,980	45,780	473,912	500,719
LTHP	4,474	73	0	4,547	4,645
TMP	8,155	9,509	0	17,664	17,646
運用ポートフォリオ - EIF	2,041	31	0	2,072	2,233
代替貸付金ポートフォリオ ⁽¹⁾	272	11,104	6,866	18,242	18,323
金融機関および対顧客貸付金および預け金 ⁽¹⁾	0	391,775	38,914	430,689	457,174
現金、中央銀行および郵便局預け金	210	0	0	210	210
払込請求済だが払込未済の応募済 資本金および準備金	0	488	0	488	488
合計	15,152	412,980	45,780	473,912	500,719
金融資産合計	19,998	447,032	77,009	544,039	570,846
公正価値で計上される負債					
強制的にFVTPLで測定される金融負債	34	33,379	1,386	34,799	34,799
デリバティブ負債	34	32,917	1,386	34,337	34,337
その他の負債	0	462	0	462	462
FVTPLでの測定に指定された金融負債	10,590	3,234	5,039	18,863	18,863
債務証券借入	10,590	3,234	5,039	18,863	18,863

2023年12月31日現在	公正価値				帳簿価額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
合計	10,624	36,613	6,425	53,662	53,662
ACで計上される負債					
ACで測定される負債	365,334	45,553	0	410,887	419,979
金融機関および顧客に対する債務	0	4,220	0	4,220	4,220
債務証券借入 ⁽¹⁾	365,334	38,456	0	403,790	412,882
その他の未払金およびリース負債	0	2,877	0	2,877	2,877
合計	365,334	45,553	0	410,887	419,979
金融負債合計	375,958	82,166	6,425	464,549	473,641

(1) 償却原価で計上される資産および負債については、対応するレベル3の公正価値は、将来キャッシュ・フローの時期およびリスクを当該金融商品の特性と捉える調整後割引キャッシュ・フロー法を適用して決定される。

2022年12月31日現在	公正価値				帳簿価額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
公正価値で計上される資産：					
FVTPLでの測定に指定された金融資産	0	4,957	9,230	14,187	14,187
金融機関および対顧客貸付金および預け金	0	4,777	8,458	13,235	13,235
株式およびその他の変動利付証券	0	0	772	772	772
代替貸付金ポートフォリオ	0	180	0	180	180
強制的にFVTPLで測定される金融資産	2,891	35,204	20,956	59,051	59,051
デリバティブ資産	29	34,881	134	35,044	35,044
SLP	2,862	323	0	3,185	3,185
株式およびその他の変動利付証券	0	0	17,573	17,573	17,573
金融機関および対顧客貸付金および預け金	0	0	2,234	2,234	2,234
代替貸付金ポートフォリオ	0	0	612	612	612
資産担保証券ポートフォリオEIF	0	0	403	403	403
FVOCIで測定される金融資産 (リサイクルなし)	0	0	548	548	548
株式およびその他の変動利付証券	0	0	548	548	548
合計	2,891	40,161	30,734	73,786	73,786
ACで計上される資産：					
回収目的保有	9,285	420,948	44,185	474,418	491,565
LTHP	2,269	21	0	2,290	2,526
TMP	4,630	2,362	0	6,992	7,001
運用ポートフォリオ - EIF	1,995	65	0	2,060	2,326
代替貸付金ポートフォリオ ⁽¹⁾	278	10,030	5,730	16,038	16,370
金融機関および対顧客貸付金および預け金 ⁽¹⁾	0	407,659	38,455	446,114	462,418
現金、中央銀行および郵便局預け金	113	0	0	113	113
払込請求済だが払込未済の応募済資本金および準備金	0	811	0	811	811
合計	9,285	420,948	44,185	474,418	491,565
金融資産合計	12,176	461,109	74,919	548,204	565,351

2022年12月31日現在

2022年12月31日現在	公正価値				帳簿価額
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計	
公正価値で計上される負債					
強制的にFVTPLで測定される金融負債	1	42,603	1,574	44,178	44,178
デリバティブ負債	1	42,183	1,574	43,758	43,758
その他の負債	0	420	0	420	420
FVTPLでの測定に指定された金融負債	16,236	2,560	4,953	23,749	23,749
債務証券借入	16,236	2,560	4,953	23,749	23,749
合計	16,237	45,163	6,527	67,927	67,927
ACで計上される負債					
ACで測定される負債	362,190	28,800	2,359	393,349	403,774
金融機関および顧客に対する債務	0	6,933	0	6,933	6,933
債務証券借入 ⁽¹⁾	362,190	18,695	2,359	383,244	393,669
その他の未払金およびリース負債	0	3,172	0	3,172	3,172
合計	362,190	28,800	2,359	393,349	403,774
金融負債合計	378,427	73,963	8,886	461,276	471,701

- (1) 償却原価で計上される資産および負債については、対応するレベル3の公正価値は、将来キャッシュ・フローの時期およびリスクを当該金融商品の特性と捉える調整後割引キャッシュ・フロー法を適用して決定される。

以下、金融資産および金融負債の公正価値算定に用いる方法と仮定を記載する。

帳簿価額が公正価値に近似する資産および負債

流動性が高い、あるいは満期が短い（３ヵ月未満）金融資産および金融負債の場合、帳簿価額と公正価値は近似していると仮定される。

公正価値で計上される資産および負債

金融商品の公正価値の算定に当たっては、まず、活発な市場の公表気配値が第一の情報源とされる。入手できる市場価格がない金融商品の場合は、可能な限り貸借対照表日現在の観察可能な実勢市場データに基づき、評価技法や評価モデルを用いて公正価値が見積られる。

こうした金融商品の公正価値は、将来のキャッシュ・フローから割引現在価値を導出する評価技法を用いて算定される。公正価値の見積りは将来価値に対する市場の期待値に基づいている。評価技法は、既知のキャッシュ・フローを割り引く単純なものから複雑なオプション・モデルに至るまで、多岐にわたる。適用した評価モデルは、金融商品の価格設定向けに一般に認められている経済学的手法と整合しており、市場参加者が価格設定時に考慮する諸要因を盛り込んでいる。市場情報が直接入手可能でない場合には、内部的な見積りおよび仮定が評価技法に用いられることもある。

IFRS第13号の適用による、純損益を通じた公正価値での測定に指定された金融負債に係るグループ自体の信用リスクを反映した自己信用調整（「OCA」）は、2023年12月31日現在で342.5百万ユーロ（2022年：305.9百万ユーロ）であった。

2023年には、次の項目が公正価値ヒエラルキーのレベル1からレベル2に振替えられた。

- 160.0百万ユーロの強制的にFVTPLで測定される金融資産（2022年：170.0百万ユーロ）
- 292.4百万ユーロの純損益を通じた公正価値での測定に指定された金融負債（2022年：306.1百万ユーロ）

当事業年度中、これらの有価証券の活発な市場における公表価格が入手不可能となり、その結果、レベル1からレベル2へ振替えられた。

次の項目は、公正価値ヒエラルキーのレベル2からレベル1に振替えられた。

- 17.0百万ユーロの強制的にFVTPLで測定される金融資産（2022年：0.0百万ユーロ）
- 469.1百万ユーロの純損益を通じた公正価値での測定に指定された金融負債（2022年：718.8百万ユーロ）

当事業年度中、これらの有価証券の活発な市場における公表価格が入手可能となり、その結果、レベル2からレベル1へ振替えられた。

下表は、2023年12月31日終了事業年度におけるレベル3の金融商品の変動を示したものである（単位：百万ユーロ）。

	強制的にFVTPL で測定される金 融資産	FVTPLでの測定 に指定された金 融資産	FVOCIで測定 される金融 資産	強制的にFVTPL で測定される金 融負債	FVTPLでの測定 に指定された金 融負債
2023年1月1日現在の残高	20,956	9,230	548	1,574	4,953
損益合計					
- 純損益に計上	154	-337	0	-96	173
- その他包括損益に計上	0	0	99	0	-13
買付	3,200	113	0	1	0
売却	-799	-1	0	0	0
発行	0	125	0	0	66
決済	-1,245	-814	0	-15	-68
レベル3への移動合計	0	0	0	0	92
レベル3からの移動合計	0	0	0	-78	-164
2023年12月31日現在の残高	22,266	8,316	647	1,386	5,039

下表は、2022年12月31日終了事業年度におけるレベル3の金融商品の変動を示したものである（単位：百万ユーロ）。

	強制的にFVTPL で測定される 金融資産	FVTPLでの測定 に指定された 金融資産	FVOCIで測定 される金融 資産	強制的にFVTPL で測定される 金融負債	FVTPLでの測定 に指定された 金融負債
2022年1月1日現在の残高	21,974	11,624	598	753	3,892
損益合計					
- 純損益に計上	-1,498	-1,755	0	422	-543
- その他包括損益に計上	0	0	-50	0	-64
買付	2,829	87	0	55	0
売却	-1,413	-44	0	0	0
発行	0	6	0	0	252
決済	-972	-688	0	-9	-240
レベル3への移動合計	36	0	0	355	1,762
レベル3からの移動合計	0	0	0	-2	-106
2022年12月31日現在の残高	20,956	9,230	548	1,574	4,953

2023年12月31日および2022年12月31日に終了した年度において、特定の金融資産および金融負債が公正価値ヒエラルキーのレベル3へまたはレベル3から移動した。このような移動の理由は、活発な市場における相場価格の入手可能性と、公正価値測定に使用されるインプットと仮定が前年と比較して変化したためである。

下表におけるレベル3の商品に係る損益合計は、2023年12月31日終了事業年度の連結純損益およびその他の包括利益計算書に以下のとおりに表示されている（単位：百万ユーロ）。

	強制的にFVTPL で測定される 金融資産	FVTPLでの測定 に指定された 金融資産	FVOCIで測定 される金融 資産	強制的にFVTPL で測定される 金融負債	FVTPLでの測定 に指定された 金融負債
当期純損益に含まれた損益合計：					
- 金融業務損益	154	-337	0	-96	173
その他包括損益に認識された損益 合計：					
- FVOCIで測定される金融資産 およびOCA	0	0	99	0	-13
2023年12月31日現在に保有する 資産および負債に係る未実現損益の 変動に起因する純損益に含まれる 当期損益合計：					
- 金融業務損益	154	-337	0	-96	173

下表におけるレベル3の商品に係る損益合計は、2022年12月31日終了事業年度の連結純損益およびその他の包括利益計算書に以下のとおりに表示されている（単位：百万ユーロ）。

	強制的にFVTPL で測定される 金融資産	FVTPLでの測定 に指定された 金融資産	FVOCIで測定 される金融 資産	強制的にFVTPL で測定される 金融負債	FVTPLでの測定 に指定された 金融負債
当期純損益に含まれた損益合計：					
- 金融業務損益	-1,498	-1,755	0	422	-543
その他包括損益に認識された損益 合計：					
- FVOCIで測定される金融資産および OCA	0	0	-50	0	-64
2022年12月31日現在に保有する 資産および負債に係る未実現損益の 変動に起因する純損益に含まれる 当期損益合計：					
- 金融業務損益	-1,498	-1,755	0	422	-543

公正価値で計上されるレベル3非デリバティブ金融資産の評価技法、観察不能なインプット及び感応度

レベル3の金融資産の公正価値の測定に用いた評価技法は以下のとおりである。

純損益を通じて公正価値で評価する金融資産レベル3：i)「金融機関および対顧客貸付金および預け金」については調整後割引キャッシュ・フロー法（割引キャッシュ・フロー（DCF）モデル。割引率は主要な観察不能なインプットであり、資産の性質の特殊性を反映するように調整される）、ii)年度末前に入手可及な最新のファンド・マネージャーの報告書から得られた原ファンドのNAV（主要な観察

不能なインプット：「株式およびその他の変動利付証券」については、年度末前に入手可能な最新のファンド・マネージャーの報告書から得られた原ファンドのNAV）。

強制的にFVTPLで測定される金融資産：i)「金融機関および対顧客貸付金および預け金」の様々な特性（貸付金、ワラント、ロイヤルティ）の「サム・オブ・ザ・パーツ」。金額の大半を占める貸付金の金額は、通常、借手の信用リスクと市場環境を捕捉するために、リスクに見合った割引率を用いたDCFで見積もられる（主要な観察不能なインプット：基礎となる事業の契約上の枠組みに組み込まれたエクイティ特性）。ii) 代替貸付金ポートフォリオおよびABSポートフォリオEIFについての調整後割引キャッシュ・フロー法（主要な観察不能なインプット：将来キャッシュ・フローの時期およびリスクを当該金融商品の特定の特性と捉えて調整された割引率）。iii)「株式およびその他の変動利付証券」についての、年度末前に入手可能なファンド・マネージャーから得られた原ファンドのNAV（主要な観察不能なインプット：年度末前に入手可能なファンド・マネージャーの報告書から得られた原ファンドのNAV）。

FVOCIで測定される金融資産（リサイクルなし）：年度末までに入手可能な最新のEBRDの純資産（主要な観察不能なインプット：EBRDの純資産）

FVTPLおよびFVOCIで測定する非デリバティブ金融資産（レベル3）	2023年12月31日 現在のレベル3の 公正価値 （単位：百万ユーロ）	観察不能な インプットに ついての見積り の範囲	観察不能なインプットに ついての感応度の 見積り （単位：百万ユーロ）
純損益を通じた公正価値での測定に指定された金融資産			
金融機関および対顧客貸付金および預け金	7,497	-/+ 5bp	-5bp : +9.6 +5bp : -10.0
株式およびその他の変動利付証券	819	注S.4.3を参照のこと。	注S.4.3を参照のこと。
強制的に純損益を通じて公正価値で測定される金融資産			
金融機関および対顧客貸付金および預け金	2,339	+/- 3%	+/-70.2
株式およびその他の変動利付証券	18,823	注S.4.3を参照のこと。	注S.4.3を参照のこと。
代替貸付金ポートフォリオ	409	-/+ 10bp	-10bp : -0.6 +10bp : -2.1
資産担保証券ポートフォリオEIF	535	-/+ 10bp	-10bp : +1.7 -10bp : -0.7
FVOCIで測定される金融資産(リサイクルなし)			
株式およびその他の変動利付証券	647	注S.4.3を参照のこと。	注S.4.3を参照のこと。

公正価値で計上されるレベル3非デリバティブ金融負債の評価技法、観察不能なインプットおよび感応度

レベル3の「債務証書借入」に含まれる借入金の公正価値は、既存の組み込まれた構造を考慮に入れた調整後割引キャッシュ・フロー（DCF）法に基づいている。これらの構造の公正価値は、これらの借入金をヘッジするデリバティブの価値から導出される。したがって代替的な仮定がまずレベル3デリバティブの評価に適用され、次にその影響がレベル3の借入金に適用される。レベル3の借入金は、

組み込まれた構造や価格設定に使用される評価モデル、ミラーリングするヘッジ・デリバティブに従って、以下の3つのカテゴリーに分類される。

- a. 金利構造が組み込まれている（仕組金利スワップによりヘッジされる）
- b. クロス・カレンシーおよびFXリンク構造が組み込まれている（クロス・カレンシー・スワップおよびFXリンク・スワップによりヘッジ）
- c. 株式リンク構造が組み込まれている（株式リンク・スワップによりヘッジ）

これらの組み込まれた構造およびミラーリングするヘッジ・デリバティブの評価に用いられた評価技法および観察不可能なインプットは、注Q.3および注Q.4に開示されている。

下表は、レベル3の借入金を組み込まれた構造ごとに要約したものであり、代替的な仮定により公正価値が変動する。

FVTPLで測定する 非デリバティブ 金融負債 （レベル3）	2023年 12月31日現在の 公正価値 （単位： 百万ユーロ）	有利/ 不利な影響 （単位： 百万ユーロ）	評価技法 / 重要な 観察不能なインプット	観察不能なインプット についての見積りの範 囲
債務証券借入	5,039			
金利構造が組み込ま れている	4,197	-2.4 2.7	DCFおよび確率論的金利 モデル / 平均回帰およ びボラティリティのボ ラティリティのパラ メーター / ハル・ホワ イト・モデルの平均回 帰	ボラティリティのボラ ティリティまたは平均 回帰スピードの20%増 減。平均回帰を+/- 0.2%変える。
クロス・カレンシー およびFXリンク構造 が組み込まれている	396	0 2.8	DCFおよび確率論的クロ ス・カレンシー・モデ ル / 金利と為替レート の相関関係およびボラ ティリティスマイル	相関推定のため観察期 間を半減させる。為替 レートのボラティリ ティが行使と時期の決 定的関数であるローカ ル・ボラティリティ・ モデルを使用。
株式リンク構造が組 み込まれている	446	-4.3 3.1	DCFおよび確率論的エク イティ・モデル / ボラ ティリティおよび配当	異なる配当利回りおよ びボラティリティの使 用（相対的+/-20%）

純損益を通じた公正価値での測定に指定された金融資産

純損益を通じた公正価値での測定に指定された金融資産には、公正価値ヘッジ会計適格ではない金利スワップや通貨スワップでヘッジされた貸付金および代替貸付金ポートフォリオが含まれている。

純損益を通じた公正価値での測定に指定された実行済の金融機関および対顧客貸付金および預け金（代替貸付金を含む）のエクスポージャーは、10,293百万ユーロ（2022年：10,634百万ユーロ）であった。グループのカウンターパーティーの信用リスクの変動に起因する貸付金および代替貸付金の公正価値の累積変動は、132.0百万ユーロの評価損（2022年：103.2百万ユーロの評価損）であった。純損益を通じた公正価値での測定に指定された金融資産の公正価値の変動のうち、信用リスクの変動に起因する部分は、かかる貸付金および代替貸付金の見積貸倒損失の変動を算定して計算されている。

純損益を通じた公正価値での測定に指定された金融資産の信用リスクヘッジのために締結されたクレジット・デリバティブはない。

純損益を通じた公正価値での測定に指定された金融負債

純損益を通じた公正価値での測定に指定された金融負債はグループが発行した債務証券借入で、金利スワップおよび通貨スワップでヘッジされているもので構成されている。

FVTPLでの測定に指定された金融負債については、グループは当該負債の信用リスクの変動影響を、その他の包括利益に表示している。

下表は、2023年12月31日終了事業年度におけるかかる金融負債について要求される情報を示したものである。

(単位：百万ユーロ)	信用リスクの 変動に起因する 公正価値の累積的 変動	当期中の 資本科目間振替	当期中の認識中止に よる実現額	帳簿価額と、 約定の満期支払額と の差額
FVTPLでの測定に指定された 金融負債	342	-1	-1	858

当期中に、OCAに関連する1百万ユーロ（2022年：11百万ユーロ）の累積利益が、基礎となる「債務証券借入」の早期認識中止の結果、「公正価値準備金」から「その他準備金」に振り替えられた。その結果として、2023年12月31日に終了した期間のOCIにおける対応する影響は38百万ユーロ（2022年：231百万ユーロ）であった。

下表は、2022年12月31日終了事業年度におけるかかる金融負債について要求される情報を示したものである。

(単位：百万ユーロ)	信用リスクの 変動に起因する 公正価値の累積的 変動	当期中の 資本科目間振替	当期中の認識中止に よる実現額	帳簿価額と、 約定の満期支払額と の差額
FVTPLでの測定に指定された 金融負債	306	-11	-11	-359

グループは、FVTPLに指定された借入金の信用リスク特性とヘッジ手段との間に直接の経済的関連性は存在しないことから、自己信用リスクの変動額をOCIで表示することにより純損益における会計上のミスマッチを減らすことにした。

金融資産と金融負債の相殺

下表で表示されている開示には、以下の金融資産および金融負債が含まれている。

- EIBグループの会計方針に従ってグループの連結貸借対照表上で相殺されているもの。
- 現在法的強制力を持ったマスター・ネットティング契約または類似した金融商品を対象とした類似契約の適用を受けるもので、グループの連結貸借対照表上で相殺されているか否かは問わない。

類似契約にはグローバル・マスター・リパーチェス契約が含まれる。類似した金融商品には、リパーチェス契約およびリバース・リパーチェス契約が含まれる。貸付金および預金などの金融商品は、連結貸借対照表上で相殺されていない限り、下表では表示されていない。

取引所で取引されていないグループのデリバティブ取引は、国際スワップ・デリバティブ協会（ISDA）のマスター契約の下で行われている。通常、このような契約の下では、いずれの日においても各当事者の同一の取引および同一の通貨に関する支払債務の金額は合算されて、一方の当事者から他方の当事者に支払われるべき単一の純額となる。例えばデフォルトが発生するなどの特定の状況下では、契約下のすべての未決済取引は解約され、解約価値が査定され、すべての取引の決済として単一の純額が支払われるべき金額とされる。

グループのリパーチェス契約およびリバース・リパーチェス契約は、ISDAマスター契約の相殺条項と類似した相殺条項を備えたマスター契約による。

上記のISDAおよび類似したマスター・ネットティングの取決めは、連結貸借対照表における相殺基準を満たさない。これは、これらの契約によって発生する（認識された金額に対する）相殺権が、いずれかの当事者の支払不能または破産を含むデフォルトを受けての未決済取引の解約後のみ強制可能となるためである。

グループは、次の取引に関連して現金または市場性のある有価証券の形で担保を受領し、預け入れている。

- デリバティブ
- リパーチェス契約およびリバース・リパーチェス契約

OTCデリバティブに関連して受領する担保は、片務的ISDAクレジット・サポート・アネックスの適用を受ける。このことは、担保として受領した有価証券は取引期間中に質権を設定または売却を行うことができるが、カウンターパーティーに対するエクスポージャーが減少した場合には、当該カウン

ターパーティーの要請時に返却しなければならないことを意味する。また、これらの条件により、カウンターパーティーが担保の差入れを怠った場合に、グループは関連する取引を終了する権利を与えられている。

相殺、法的に強制可能なマスター・ネットリング契約または類似した契約の適用を受ける金融資産（単位：百万ユーロ）

	認識された 金融資産の 総額	認識された 金融負債の うち貸借対照 表上で相殺さ れている総額	貸借対照表上 で表示されて いる金融資産 の純額	貸借対照表上で相殺されて いない関連金額		受取現金 担保
				債券	受取現金担保	
2023年12月31日現在						
金融資産：						
リスク管理のために保有する						
デリバティブ資産	29,108	-459	28,649	3,616	1,092	23,941
リバース・レポ	23,737	0	23,737	23,203	4	530
金融保証	501	-450	51	0	0	51
合計	53,346	-909	52,437	26,819	1,096	24,522

	認識された 金融資産の 総額	認識された 金融負債の うち貸借対照 表上で相殺さ れている総額	貸借対照表上 で表示されて いる金融資産 の純額	貸借対照表上で相殺されて いない関連金額		受取現金 担保
				債券	受取現金担保	
2022年12月31日現在						
金融資産：						
リスク管理のために保有する						
デリバティブ資産	35,453	-438	35,015	4,531	2,371	28,113
リバース・レポ	7,383	0	7,383	6,999	1	383
金融保証	400	-366	34	0	0	34
合計	43,236	-804	42,432	11,530	2,372	28,530

相殺、法的に強制可能なマスター・ネットリング契約または類似した契約の適用を受ける金融負債（単位：百万ユーロ）

	認識された 金融資産の うち貸借対照 表上で相殺さ れている総額	貸借対照表上 で表示されて いる金融負債 の純額	貸借対照表上 で相殺されて いない関連 金額	貸借対照表上で相殺されて いない関連金額		受取現金 担保
				純額	差入現金担保	
2023年12月31日現在						
金融負債：						
リスク管理のために保有する						
デリバティブ負債	33,621	-20	33,601	0	0	33,601
レボ契約	1,053	0	1,053	1,056	0	-3
債務証券借入	429	-429	0	0	0	0
金融保証	444	-357	87	0	0	87
合計	35,547	-806	34,741	1,056	0	33,685

	認識された 金融資産の うち貸借対照 表上で相殺さ れている総額	貸借対照表上 で表示されて いる金融負債 の純額	貸借対照表上 で相殺されて いない関連 金額	貸借対照表上で相殺されて いない関連金額		受取現金 担保
				金融担保	差入現金担保	
2022年12月31日現在						
金融負債：						
リスク管理のために保有する						
デリバティブ負債	43,145	-19	43,126	0	0	43,126
レボ契約	3,066	0	3,066	3,054	0	12
債務証券借入	407	-407	0	0	0	0
金融保証	529	-431	98	0	0	98
合計	47,147	-857	46,290	3,054	0	43,236

上表で開示されている貸借対照表に表示された金融資産および金融負債の総額および純額は、貸借対照表上で以下に基づいて測定されている。

- デリバティブ資産および負債 - 公正価値
- セール・アンド・リパーチェス契約、リバース・セール・アンド・リパーチェス契約および証券貸借により発生した資産および負債 - 償却原価または公正価値
- 対顧客貸付金および預け金 - 償却原価または公正価値
- 顧客に対する債務 - 償却原価
- 金融保証契約（注A.4.11.）

上表における貸借対照表上で相殺されている金額は、金融保証契約（注A.4.11.）を除き、同じ基準で測定されている。下表は、上表で表示された「貸借対照表上で表示されている金融資産および金融負債の純額」と、貸借対照表または注Gのそれぞれの見出しで表示された科目との調整を示している（単位：百万ユーロ）。

2023年12月31日現在	純額	連結貸借対照表上の科目	連結貸借対照表上の金額	相殺の開示の対象範囲外の金融資産
金融資産：				
リスク管理のために保有する デリバティブ資産	28,649	デリバティブ資産	28,657	8
リバース・レポ	23,737	金融機関貸付金および 預け金	137,327	113,590
金融保証	51	その他の資産（注G）	51	0
2023年12月31日現在	純額	連結貸借対照表上の科目	連結貸借対照表上の金額	相殺の開示の対象範囲外の金融負債
金融負債：				
リスク管理のために保有する デリバティブ負債	33,601	デリバティブ負債	34,337	736
レポ契約	1,053	金融機関に対する債務	2,147	1,094
債務証券借入	0	債務証券借入 保証および契約債務	431,745	431,745
金融保証	87	引当金 / その他の負債 （注D.4）	87	0
2022年12月31日現在	純額	連結貸借対照表上の科目	連結貸借対照表上の金額	相殺の開示の対象範囲外の金融資産
金融資産：				
リスク管理のために保有する デリバティブ資産	35,015	デリバティブ資産	35,044	29
リバース・レポ	7,383	金融機関貸付金および 預け金	156,794	149,411
金融保証	34	その他の資産（注G）	34	0
2022年12月31日現在	純額	連結貸借対照表上の科目	連結貸借対照表上の金額	相殺の開示の対象範囲外の金融負債
金融負債：				
リスク管理のために保有する デリバティブ負債	43,126	デリバティブ負債	43,758	632
レポ契約	3,066	金融機関に対する債務	5,443	2,377
債務証券借入	0	債務証券借入 保証および契約債務	417,418	417,418
金融保証	98	引当金 / その他の負債 （注D.4）	98	0

注S：リスク管理

本注記は、グループのリスクに対するエクスポージャーならびにその管理および統制についての情報を、特に金融商品の使用に関連した主なリスクについて記載している。それらは以下のとおりである。

- 信用リスク - 決済リスク⁽²⁾等、顧客またはカウンターパーティーのデフォルトにより発生する損失のリスクで、あらゆる形式の信用エクスポージャーから発生する。
- 市場リスク - 不利な価格変動によって引き起こされる金融投資に係る損失のリスク。市場リスクの例としては、株価やコモディティ価格の変動、金利の変動、為替の変動などがある。
- 銀行勘定における金利および信用スプレッド・リスク（IRRBBおよびCSRBB） - グループのポジションから、金利および市場信用スプレッドに感応的な金融商品にそれぞれ影響を及ぼす金利および市場信用スプレッドの不利な変動から生じる経済価値または正味受取利息に対するリスク。IRRBBは、ギャップリスク、ベーシスリスクおよびオプションリスクを含む。
- 為替レートリスク - 為替レートの不利な変動による、グループのポジションから得られる経済価値または収益に対するリスク。
- 株価リスク - 株価指数の水準および個々の持分投資価値が低下した結果、持分の公正価値も低下するリスク。
- 流動性および資金調達リスク - グループが合理的な価格により、あるいは、極端な状況下ではいかなる価格によっても、資金調達または義務の履行ができないリスク。
- オペレーショナル・リスク - 不十分もしくは機能不全の内部プロセス、人員もしくはシステム、または外部事象⁽³⁾に起因する損失リスク。

(2) 決済リスクとは、受渡期日を過ぎても未決済の取引や、取引の決済が該当する市場基準よりも遅れることにより被る潜在的な損失のリスクと定義される。グループの業務の性質上、決済リスクの影響を最も受ける商品は、EIBが締結している外国為替取引を伴うデリバティブ取引である。決済リスク管理については、「金融リスク・ガイドライン」に記載されている。

(3) 外部事象の定義からは、顧客の倒産や不利な市場の動き、または類似の事象は除外されており、これらは信用リスクおよび市場リスクそれぞれのトリガーである。

2023年には、リスクの管理とモニタリング専任のチームを含む職員は一部の期間テレワークで勤務していた。このような業務に関連して、ポジション管理システムは、通常の状況下と同一の機能性で、フロント・オフィス、ミドル・オフィスおよびバック・オフィスの職員に加えて、リスク管理の職員もリモートモードで利用が可能であった。

S.1. リスク管理組織

グループ内の各事業体は、独自のリスクの管理および統制を実行している。本注記に記載するリスク管理情報はEIBとEIFを分けて表示する。

グループのリスク管理の概括的な原則は、EIBグループ・リスク管理憲章に示されている。グループ・リスク管理憲章は、グループのリスクのグループ全体からの見方およびリスク管理の統合的なアプローチを規定することを目的としている。

グループは、グループ最高リスク責任者（「GCRO」）の管理下となるグループ・リスク課を設置している。総裁およびEIB経営委員会のそれぞれの法定責任が影響を受けることなく、GCROはグループ・リスクについて、リスク担当の経営委員会委員の監督の下、EIB経営委員会に報告する。グループ・リ

スクに関連した主要なリスク方針の事項に関して、GCR0はEIB経営委員会および他のEIBの統治機関の関連するすべての会議に参加し、EIF理事会の関連する会議およびEIF経営陣との協議に招待される。EIFは、GCR0を通じてグループ・リスク事項をEIBに報告する。

グループ・リスク選好

リスク選好とは、グループがその公的使命と目的との関連において、業務の遂行の中で進んで負担し、かつ負担できるリスクの水準である。EU加盟国（さらにはパートナーシップ参加国）全体に魅力的な条件でEUの目的に適う長期資金を提供するグループの能力が、リスク選好の鍵となる。グループのビジネスモデルの主たる柱は、主要格付機関による長期格付でAAA格を維持することである。

グループがリスク選好を管理するために実施するプロセスおよび業務は、EIB理事会によって承認されたグループ・リスク選好の枠組み（「RAF」）において正式に決定されている。グループRAFは、主要な財務リスク（信用リスク、流動性リスク、市場リスク、財務リスクを含む）および以下の非財務リスクのカテゴリーを取り扱っている。そのカテゴリーとは、(i) オペレーショナル（例：人、情報セキュリティ、金融犯罪、テクノロジー、不正、コンプライアンス、モデルリスク）及び(ii) その他（例：気候変動および環境、ならびに風評リスク）である。RAFには、測定可能なリスク選好指標の導入およびモニタリングを通じてグループに健全なリスク文化を根付かせる作用があり、このリスク選好指標にはリスク限度額が適用され、（場合により）グループ内の下位組織へと落とし込まれる。

グループは公的金融機関として、リスクに対する投機的エクスポージャーにより収益を獲得することを目指していない。そのため、グループは財務活動や資金調達活動を利益の最大化を図る中心的業務とみなしていない。投資活動は、投資資本の保護という主目的の範囲内で行われる。

S.1.1.1. EIBのリスク管理組織

グループ・リスク選好の枠組みに記載されている原則の延長として、EIBの目的は、その資産、財務的業績、ひいては自己資本を可能な限り最大限に守るため、リスクを分析・管理することでもある。EIBは一般にEUの機関、機構および局によって発令または採択される商業銀行に適用される法や指針（「EU法および指針」）の適用を受けないが、EIBはその任意の決定により、EIBが公表しているベスト・バンキング・プラクティスの指針的原則を含むベスト・バンキング・プラクティスの枠組みで特定されるEU法および指針を遵守することとしている。

EIB内では、EIBのグループ・リスク・コンプライアンス部門（「GR&C」）は、EIBがさらされている信用リスク、市場リスク、流動性および資金調達リスク、オペレーショナル・リスクを独立した立場から特定、評価、モニタリングおよび報告する。GR&Cは、職務分掌を維持するために、そして3つの防衛線の原則に従って、独立した組織となっており、リスクに関するすべての提案に対して、セカンド・オピニオンを提供する。

以下の項では、EIBがさらされる信用リスク、市場リスク、流動性および資金調達リスク、オペレーショナル・リスクについて開示している。詳細については、EIBグループ・リスク管理開示報告書を参照のこと。

S.1.1.1.1. リスクの測定および報告システム

EIBは、変化する経済情勢や進化する規制当局の基準に合わせて、リスク管理システムを調整している。市場慣行が発達するにつれ、EIBも継続的にそれらを適応させている。EIBの業務に内在する主なリスク、すなわち、信用リスク、金利リスク、流動性および資金調達リスク、為替レートリスクならびに非財務リスクを統制し、報告するため、管理システムを導入している。

リスクは、EIBの支払能力、流動性、利益および業務への影響を定量化することを目的として、通常的环境下および起こり得るストレス状態下で、評価・測定される。リスク測定では、資本構成、利

益、流動性、ならびに市場リスクおよびオペレーショナル・リスクに対するエクスポージャーに関連した適切な指標を考慮する。

信用リスク、市場リスク、流動性リスク、財務リスクおよびオペレーショナル・リスクに関する情報は、経営委員会および理事会に対して毎月報告される。かかる情報は、経営委員会および理事会のリスク方針委員会に対して定期的に報告・説明される。

EIBは、金利（IR）リスクおよびFXリスクを管理するための枠組みを整備している。EIBはIR（ギャップリスクおよびベースリスク）ならびにFXのポジションを日次でモニターし、事前承認された限度内で管理している。

オペレーショナル・リスクや財務リスクを招く新しい種類の取引はすべて、新商品委員会（「NPC」）の承認を受けた上で改めて経営委員会（「MC」）の承認を取得することが義務付けられている。

S.1.1.2. 収益の持続可能性および自己資金力

EIBの金利リスク戦略は、EIBの全体的な財務リスク管理で不可欠な部分を占めている。この方針は、利益の安定性、自己資本の経済価値の保持、EIBの長期成長資金の自力調達に関する、EIBの主要利害関係者の期待を反映した内容になっている。

これらの目標を達成するため、金利リスク戦略は、一段の収益安定と全体的なリターンの拡大のために、EIBの自己資本投資に関して、中・長期を対象期間とみなしている。実際には、このことはEIBの自己資本投資について3年から4年の目標デュレーションを生み出す投資プロファイルを定義することによって達成される。

この関連において、資産・負債委員会（「ALCO」）は、金利リスク戦略の枠組みに関連する投資プロファイルについて定期的なチェックポイントを実施する。

S.1.2. EIFのリスク管理組織

EIFの使命は、欧州連合の中小企業（「SME」）に関する目標の範囲内でSMEの設立、成長および発展のための資金調達を支援することである。グループの両事業体のプライベート・エクイティ（「PE」）業務、ベンチャー・キャピタル事業ならびにポートフォリオ保証、証券化およびマイクロファイナンス（「GSM」）業務の大半は、EIFが管理・運営している。

EIFも、変化する経済情勢に合わせて、リスク管理システムを調整している。EIFの業務に内在する主なリスクを統制し、報告するため、信用リスク、市場リスク、流動性リスクおよびオペレーショナル・リスクの管理システムを導入している。EIFは、EIFのリスク・プロファイルがそのリスク選好の枠組みに定められたパラメーターの範囲内に収まることを確実にするために、強固なリスク方針と手法を維持している。

リスク管理は、EIFの企業文化に組み込まれており、EIFのすべての事業機能およびプロセスに浸透した、(i) フロント・オフィス、(ii) 独立した立場のリスク課ならびに、(iii) 内部監査および外部監査の3つの防衛線モデルに基づいている。事務総局長が委員長を務める投資およびリスク委員会（「IRC」）は、CEOおよび副CEOにあらゆる新規取引に関して助言を行う。最高リスク責任者が議長を務めるポートフォリオIRCは定期的開催される会議であり、EIFポートフォリオのリスクおよび投資関連の面、特に取引格付変更のレビュー、減損および引当についての措置、関連する市場リスク事象および潜在的なストレスのテストを監視する。リスクおよびポートフォリオ管理の措置は、EIFの監査役会が統括する保証プロセスの一部を構成する。

さらに、EIBグループとの関連で見た場合、EIFのリスク管理部門は、特に、EIFの方針に関する一般的な事項、グループ・リスク管理憲章、ならびに保証、証券化、およびとりわけEIBのリスク資本財源

マンドート（「RCR」）に基づくプライベート・エクイティ業務、EIBグループ・リスク補完マンドート（「EREM」）に基づくEIBの様々な機会、ならびにその他の保証・証券化に関する問題に関連するグループのリスク・エクスポージャーについて、EIBのグループ・リスク・コンプライアンス部門と定期的に連絡を取りながら業務を運営している。

EIFの財務管理は、両当事者が署名し、取引の選定、執行、決済および監視の実行をEIBの担当サービス部署に委託する財務管理契約に基づき、EIBに委託されている。経営陣は、当該契約に付属する財務ガイドラインに従う。運用上の短期流動性管理はEIFが行っている。

S.1.2.1. リスク評価 プライベート・エクイティ

プライベート・エクイティ業務では、EIFは、ファンド・オブ・ファンズ的手法を採っており、広範囲の投資家からの出資契約を促すため、主として独立した立場のチームが運用するビジネス・エンジェル、ベンチャー・キャピタル、プライベート・エクイティ・ファンドおよびメザニン・ファンドへの少数持分参加を行っている。EIFのプライベート・エクイティ事業には、すべての投資ステージ（シード、アーリーステージ、レイトステージ、グロース等）にわたるベンチャー・キャピタル・ファンドへの投資のほか、一般的にリスク・プロファイルの低いミッドマーケット・ファンドやメザニン・ファンドへの投資も含まれる。

EIFは、PE市場の動きに応じたPEファンド・ポートフォリオを設計し、運用し、モニタリングするための一連のツールを、過去数年間かけて開発した。これらのツールはグループ内のモデルであるグレーディング・ベスト・エコノミック・モデル（「GEM」：格付に基づく経済モデル）に基づいており、これを使用することにより、EIFは各ファンドおよび各ファンド・ポートフォリオの評価、リスク、予想される将来のキャッシュ・フローとパフォーマンスの査定ならびに妥当性検査を改善することができる。EIFでは、取引チームが実施しリスク管理チームが審査した広範囲にわたるデューデリジェンスの結果に基づき、エクイティ・スコアを割り当ててから、PEファンドと出資契約を交わしている。これらのファンドは、EIFのトランザクション・チームによって、基礎となるリスクのレベルに応じた頻度と強度でモニターされ、エクイティ・スコアは、EIFのリスク管理チームによって年次でレビューされる。

独自のITシステムと（フロント・オフィスからバック・オフィスに至るまでの）統合ソフトウェアの開発に下支えされたこうした取り組みによって、投資判断プロセスならびにポートフォリオの財務リスクと流動性の管理も改善され、特に将来を見据えた、およびストレス・テストに基づいた意思決定が可能となる。

S.1.2.2. リスク評価 保証および証券化

EIFは、中小企業向け融資に従事する金融仲介機関に対し、ポートフォリオ保証を提供し、中小企業の証券化取引に参加している。このようなリスクをとることにより、EIFは資金調達を容易にし、および/またはオリジネーターの資本コストを削減し、ひいては条件の改善やSMEの金融アクセスの強化をもたらす。

保証・証券化業務に関しても、EIFは過去数年間をかけて内部手法およびモデルを開発した。これは、市場のベスト・プラクティスに従って、ポートフォリオ保証と仕組金融取引を分析するためのものである。EIFは、その内部手法に準拠して、自らリスクを負担する新規の保証取引それぞれに内部格付を割り当ててから、法律上正式に保証取引を行っている。この格付は、定量パラメーターだけでなく定性面も考慮して、取引の信用の質（予想損失概念）を分析し集約するグループ内のモデルに基づく。このプロセスではその全領域において、フロント・オフィスがアクションを起こしリスク管理部門がレビューを行うという、「4つの目」の原則が適用されている。保証取引は、定期的に（少なく

とも四半期ごとに) モニターし、その状況は、EIFのIRCが定期的に見直している。その際、委員会は、業績次第で、内部格付の見直しをもたらすことがある。この後者のプロセスはリスク管理部門によって開始され、フロント・オフィスが見直しを行う。

保証ポートフォリオは、IFRS原則に基づき、「モデルに基づいた価格」手法によって評価される。ポートフォリオにおける取引の評価に対する主な影響は、当該資産に使用されている一時点での累積デフォルト率の仮定の変化に起因する。

EIFのモニタリングは、潜在的な格付の悪化または改善を監視し、適切な取引の管理の基礎を提供する。保証および証券化に関するEIFのストレス・テスト手法は、取引開始時およびポートフォリオの存続期間を通じて適用され、EIBグループのストレス・テスト活動に組み込まれている。

S.2. 信用リスク

S.2.1. 信用リスク管理方針

信用リスクは主にグループの貸付業務および負債証券、譲渡性預金、銀行間の定期預金等の財務商品ならびにグループのデリバティブおよび保証取引に関するものが含まれている。

EIBにおける信用リスクは、詳細な行内指針に沿って管理されている。こうした指針の目的は、信用リスクの慎重な管理が確実に行われるようにする点にある。ある事業体がEIBの貸付業務のカウンターパーティーとして認められるか否かは、定量的および定性的指標を用いた当該事業体の注意深い分析および評価に基づくだけでなく、経験および専門家の判断にも依拠して決定される。同指針は、貸付業務の債務者、保証人双方について最低限の信用の質の水準を定めており、許容される取引構造も特定している。また、EIBの地位が十分に保護されるように、主要な法的条項や他の契約条件の点で貸付契約が満たしていなければならない最低基準も、細かく定めている。貸付金ポートフォリオの分散は、カウンターパーティー別限度額の枠組みおよび主要産業の業種別限度額によって支えられている。複雑な貸付取引または仕組貸付取引に含まれる追加的なリスクの十分な分析、計量および軽減が確実になされるように、特定の種類の業務に関して具体的で詳細な指針が策定され、これが一般指針を補完している。リスクの分析にあたっては、EIBは内部格付制度を適用し、カウンターパーティーに内部格付を付与している。

EIFは、法に基づく規定、およびEIF理事会の承認を受けた信用リスク運用指針、またはマンドートに基づき定められた指針を受けた、保守的な方針の枠組み内で、エクスポージャーとリスクを管理している。

信用リスク管理指針は、進化している業務環境および適用されるベスト・バンキング・プリンシプルの変更を盛り込み、グループが受領する新たなマンドートに対応できるよう、定期的に調整されている。

S.2.2. 信用リスク・エクスポージャーおよび信用リスク引当金

S.2.2.1. 最大信用リスク・エクスポージャー（担保およびその他の信用補完を考慮しない場合）

下表は、デリバティブを含め、連結貸借対照表構成要素の最大信用リスク・エクスポージャーを示したものである。最大エクスポージャーの値は、担保設定契約によってリスクを軽減した影響を考慮する前の総額で表示している。

最大エクスポージャー（単位：百万ユーロ）	2023年12月31日	2022年12月31日
金融資産：		
ACで測定される金融資産	500,718	491,565
強制的にFVTPLで測定される金融資産	8,182	6,434

デリバティブ資産	28,657	35,044
FVTPLでの測定に指定された金融資産	12,999	13,415
合計	550,556	546,458
オフ・バランスシート項目：		
偶発債務および保証	32,831	31,931
契約債務		
- 未実行金額	128,566	124,032
合計	161,397	155,963
信用リスク・エクスポージャー合計^(*)	711,953	702,421

(*) 持分投資に係るエクスポージャーについては信用リスクがないため除外している。

S.2.2.2. 信用リスク引当金の要約

下表は、償却原価で測定される金融資産およびオフ・バランスシートのコミットメントに関するIFRS第9号のECLモデルの下での信用リスク引当金の内訳を示している。

	2023年			合計
	12ヵ月ECL	信用減損のない 全期間ECL	信用減損のある 全期間ECL	
償却原価で測定される金融資産				
金融機関および対顧客貸付金および 預け金（D.2.）	73,449	232,329	241,171	546,949
短期国庫証券・負債証券ポートフォリオ （B.2.）	4,567	1,203	0	5,770
オフ・バランスシートのコミットメント				
金融保証（D.4.）	77,438	40	9,408	86,886
償却原価で測定される貸付コミットメン ト（D.2.）	20,461	31,993	250	52,704
貸倒引当金	175,915	265,565	250,829	692,309

	2022年			合計
	12ヵ月ECL	信用減損のない 全期間ECL	信用減損のある 全期間ECL	
償却原価で測定される金融資産				
金融機関および対顧客貸付金および 預け金（D.2.）	36,231	163,850	128,302	328,383
短期国庫証券・負債証券ポートフォリオ （B.2.）	1,174	3,378	0	4,552
オフ・バランスシートのコミットメント				
金融保証（D.4.）	88,589	134	9,332	98,055
償却原価で測定される貸付コミットメン ト（D.2.）	12,820	26,110	275	39,205
貸倒引当金	138,814	193,472	137,909	470,195

引当金には、信用サイクルの再調整、ポイント・イン・タイム（PIT）デフォルト確率（PD）モデルおよびPITデフォルト時損失（LGD）モデルによって引き起こされる影響も含まれる。この再調整の結果、未実行と実行済の両方の貸付金に与えた影響に重要性はなかった。

S.2.3. 貸付金の信用リスク

S.2.3.1. 金融機関および対顧客貸付金および預け金に関する信用リスクの測定

貸付業務に関しては、（予想損失法に基づく）内部貸付金格付システムが導入されている。同システムは、貸付査定プロセスおよび信用リスク監視の重要な部分を占めており、それが適切な場合には、信用リスク価格決定の基準点でもある。

貸付金格付（「LG」）システムは、貸付業務の信用リスク評価と予想損失見積りの計量をサポートする方法、プロセス、データベースおよびITシステムで構成されている。このシステムは、貸付金の信用リスクを相対的にランク付けする目的で、大量の情報を要約している。LGは、全期間「予想損失」の見積もられた水準の現在価値を反映し、これはデフォルト確率、リスク負担している貸付金エクスポージャーおよびデフォルト時損失率の積の正味現在価値である。LGは次の目的で使用される。

- 貸付金のリスク評価をより精密かつより定量化するための支援ツールとして
- モニタリングの取組みに優先順位付けをするための信用リスク変動の指標として
- 特定の日付における貸付金ポートフォリオの質を示すツールとして
- 一般貸倒準備金および特別活動準備金の年間追加分を算出するベンチマークとして
- リスク・プライシングの決定におけるインプットとして

LGの決定に当たっては、次の要素が使用される。

- i) 債務者の信用度：GR&Cが独自で債務者を審査し、グループ内の方法と外部データに基づきその信用度を評価する。選択したパーゼルIIIの内部格付に基づく手法に従い、EIBは債務者と保証人の内部格付を決定する内部格付方法（「IRM」）を開発した。これは、定義されたカウンターパーティーの種類に応じた一連のスコア・シートに基づくものである。
- ii) デフォルトの相関性：債務者と保証人の双方が、同時に資金繰りが苦しくなる可能性を計量する。債務者と保証人のデフォルトの相関性が高いほど、保証の価値が減るため、LGも低くなる（悪化する）。
- iii) 保証手段および有価証券の価値：これらの価値は、発行体の信用度と保証手段の種類とを考慮合わせて評価される。
- iv) 適用される回収率：関連する取引相手ごとのデフォルト後の回収見込み額を、関連する貸付金エクスポージャーに対する割合で表す。
- v) 契約の枠組み：貸付金の質が高い上に、契約の枠組みが盤石であるならば、LGも高くなる。
- vi) 貸付期間または、より一般的には、貸付金のキャッシュ・フロー：他の要素がすべて等しいならば、貸付期間が長いほど、貸付金の返済で問題が生じるリスクが高くなる。

貸付金の予想損失は上述した6要素を組み合わせることで計算され、改訂公正価値オプションの適格基準に合致する貸付金で、当初損益を通じた公正価値評価に指定されたものの公正価値を算定する。この予想損失の水準に応じて、貸付金は下に記載されたLG種類のいずれかに割り当てられる。

「A0」は返済における困難は見込まれない加盟国への貸付金または加盟国により全額、明示的かつ無条件に保証されている貸付金（予想損失率0%（満期時にEIBの資産の全額の回収を保証しているとみなされるEIBの優先債権者ステータスおよび法定の保護に基づく））、ならびにEUまたは加盟国の包括保証付きの貸付金であるEUソブリン・リスクで構成される。

「A」は、貸付期間にわたり信用度が悪化しない、または悪化は限定的と予想されるEU加盟国を除く事業体に供与される貸付金（またはかかる事業体による保証が付加されている貸付金）で構成される。

「B」高い質の貸付金：将来若干悪化する可能性は排除できないものの、EIBが不安はないと判断した資産クラスを示す。「B+」および「B-」はそのような悪化が生じる可能性の大小を示すのに用いられる。

「C」良好な質の貸付金：一例が、手堅い企業（例えば、Baa1/BBB+相当の内部格付）への「単一署名」（無担保）貸付金であって、満期の期間が合理的であり、十分な保護条項が定められているものである。

「D」この格付は、（当初にこの格付レベルで承認された貸付金に加えて）EIBによって通常は承認されるリスク・プロファイルを伴う境界線上のエクスポージャーである。この分岐点にある貸付金格付けは、下位区分であるD+とD-によってより詳細に決定される。

「E」は、（当初にこの格付レベルで承認された特別活動貸付に加えて）貸付金の貸付期間中に深刻な問題を抱え、貸倒状態に陥る可能性を排除できない貸付金が含まれる。下位区分である「E+」と「E-」は、貸付金のリスク特性をさらに識別するものであり、E-格の貸付業務は、期日どおりの債務返済を維持することができないために何らかの形での債務再構築を要する可能性が高く、減損損失が生じるおそれのあるものである。

「F」（失格）は、許容範囲以上のリスクを伴う貸付金を示す。「F」格の貸付金が発生するのは、完済されていない貸付取引が契約後に不測の異例で劇的な悪状況に見舞われた場合に限られる。EIBに元本の損失が発生する貸付は「F」に格付けされ、個別の引当金が適用される。

グループによるIFRS第9号のステージ評価は、内部のガイドラインおよび手続きと整合する、カウンターパーティーまたは商品に固有の情報を用いた段階的アプローチに基づいている。

各貸付金の案件ごとの分析に加えて、EIBはEIBの経済資本の枠組みを用いて信用エクスポージャーをポートフォリオ・レベルで閲覧できる機能を開発した。ここでは、様々な債務者が共通のリスク・パラメーターに依存していることによって生じる集中と相関の影響が統合して表示される。ポートフォリオの信用リスクの側面を付け加え、不測の損失（すなわち、一定の信頼レベルまでの範囲で予想される損失を超えて発生する可能性のある損失）に焦点を当てることにより、LGの取引ごとのアプローチを補完することができ、その結果、EIBの貸付残高の中の信用リスクをさらに厳密かつ総合的に査定することが可能になる。

いずれの時点においても、EIBが供与する貸付金および保証の残高総額は、定款で定められたギアリング比率（定款第16.5条）で制限されている。この比率を算出するために、EIBは欧州連合会計指令（「AD」）の枠組みによるデータを使用している。2023年度末時点で、EIBの定款で定められたギアリング比率は、EU会計指令準拠の個別財務書類に基づく208.6%（2022年：204.0%）、EU会計指令準拠の連結財務書類に基づく212.4%（2022年：207.8%）であった（定款第16.5条に基づく上限は250%）。

S.2.3.2. 外部貸付マンドート（「ELM」）、持続可能な発展のための欧州基金（「EFSD」）、近隣・開発・国際協力手段 - 投資窓口 1（「NDICI IW 1」）、持続可能な発展のための欧州基金プラス（「EFSD+」）またはコトヌー協定に基づく欧州連合または加盟国の保証で担保されている貸付金

ELM、EFSD、NDICI IW 1/EFSD⁽⁴⁾またはコトヌー協定の下でプロジェクトのために締結された貸付金は、欧州連合予算または加盟国（ACP諸国とOCTにおける貸付金の場合）の保証によって担保されている。こうした保証は、すべてのリスクが対象か、または定義された政治リスク（送金の停止、収用、戦争または市民暴動、契約違反時の裁判拒否）に限定されているかのいずれかである。

(4) EFSD+契約の1件は、自己リスク・ポートフォリオの一部である。

欧州連合および加盟国は、保証条件に従い、各ポートフォリオに組み入れられている一連の契約済⁽⁵⁾貸付業務の最大65%、70%、75%および100%まで信用補完を提供している。包括保証に基づき、グループは、個別貸付金それぞれに伴う信用リスクが上記の特定リスクの目的上完全に保証されていると考えており、そのためこれらを注S.2.3（貸付業務に係る信用リスク）の値に算入していない⁽⁶⁾。

(5) 2007年8月1日および29日に欧州委員会との間で締結した保証契約の下で、2007年4月17日以降に締結された欧州連合保証の貸付は、「融資実行総額」の最大65%を対象とするものとされる。信用補完は、ファースト・ロス補償の形態で提供される。かかる保証によってカバーされる貸付金ポートフォリオに関連してグループが負担する残余リスクは、EIBの内部信用リスク指針および手続に従って管理される。

(6) 信用リスクが全額カバーされているとみなされる欧州連合または加盟国の保証に基づき契約されたエクスポージャーは、49,741百万ユーロ（2022年：50,739百万ユーロ）であった。

欧州連合または加盟国の保証により担保されている実行済貸付金の帳簿価額は2023年12月31日現在31,271百万ユーロ（2022年：31,969百万ユーロ）、2023年12月31日現在の未実行分は20,194百万ユーロ（2022年：20,909百万ユーロ）である。これらの値には、欧州連合加盟前に供与され、欧州連合または加盟国による保証が付されている欧州連合の現加盟国への貸付金も算入されている。

S.2.3.3. 貸付金による信用リスク・エクスポージャーの分析

下表は、グループがリスクを負担するすべてのエクスポージャーについて、契約済・実行済貸付金（金融機関および顧客に対する貸付金および預け金の要求払とその他の貸付金および預け金は除く）の最大信用リスク・エクスポージャーと、一部の契約済であるものの未実行分の内訳を示したものである。よって、欧州連合予算または加盟国の包括保証により担保されているELM、EFSD、NDICI 1/EFSD+⁽⁷⁾およびコトヌー協定に基づく欧州連合予算域外の貸付金は、算入されていない（注S.2.3.2参照）。

(7) EFSD+契約の1件は、自己リスク・ポートフォリオの一部である。

2023年 (単位：百万ユーロ)	保証人				無保証 ⁽¹⁾	実行済合計	契約済 未実行分
	企業	銀行	公共機関	国			
企業	31,228	6,443	4,074	6,816	98,185	146,746	35,003
債務者	銀行	8,757	10,414	17,232	26,891	21,814	85,108
	公共機関	192	196	19,281	28,355	70,897	118,921
	国	0	0	0	26	44,970	44,996
実行済合計⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾⁽⁵⁾	40,177	17,053	40,587	62,088	235,866	395,771	
契約済未実行分⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾⁽⁵⁾	9,013	3,251	8,706	14,090	73,450		108,510

2022年 (単位：百万ユーロ)	保証人				無保証 ⁽¹⁾	実行済合計	契約済 未実行分
	企業	銀行	公共機関	国			
企業	28,800	6,219	4,069	6,863	94,011	139,962	29,828
債務者	銀行	10,432	11,677	17,661	25,503	20,398	85,671
	公共機関	185	182	18,922	28,752	66,202	114,243
	国	0	0	0	7	42,802	42,809
実行済合計⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾⁽⁵⁾	39,417	18,078	40,652	61,125	223,413	382,685	
契約済未実行分⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾⁽⁵⁾	8,740	3,119	7,975	15,031	68,462		103,327

- (1) これらの金額には、債務者の支払能力自体が妥当な担保となっているため、債務者および貸付金自体以外の正式な保証が不要な貸付金も含まれている。所定の事由が発生した場合には、適切な契約条項により、グループが独立した担保を請求できる権利が確保されている。
- (2) 2023年12月31日現在のリスク・シェアリング業務（加盟国または政治リスク保証の形でのEU予算により信用補完されている）における貸付金は、1,725百万ユーロ（2022年：2,139百万ユーロ）であった。
- (3) これらの金額には、代替貸付金（2023年：18,909百万ユーロ、2022年：17,162百万ユーロ）は算入されていない。
- (4) これらの金額は、欧州連合への加盟前に供与され、欧州連合予算または加盟国の保証が付されている欧州連合の現加盟国への貸付金を除いている。
- (5) グループは、EFSI SMEウィンドウ契約および欧州保証基金に関連して、コミットメント総額が9,187百万ユーロ（2022年：9,187百万ユーロ）を超えない資金供与枠を締結した。グループは、確定的なコミットメントがそれぞれの基礎的なリスクを伴うカウンターパーティーとの間で締結され、資金供与枠の引出が予期される場合に、未実行エクスポージャーを認識する。

貸付業務に関しては、2023年12月末現在の銀行セクターに対するグループの直接的エクスポージャー⁽⁸⁾は計113,475百万ユーロ（2022年：114,998百万ユーロ）であり、2023年12月31日現在の実行済貸付金および未実行貸付金の合計504,281百万ユーロ（2022年：486,012百万ユーロ）の22.5%（2022年：23.7%）に相当する。

(8) 契約済未実行金額を含む。

2023年12月末現在の企業への無担保貸付金は121,320百万ユーロである（2022年：114,891百万ユーロ）。法人顧客に対する無担保エクスポージャーは、専用の枠組みに従って管理される。

S.2.3.3.1. 貸付金の信用の質

内部格付⁽⁹⁾が「A」から「D+」の貸付金は、2023年12月31日現在の貸付金ポートフォリオの96.7%を占めた。この比率は、2022年12月31日現在では97.5%であった。内部格付が「D-」以下の貸付金の割合は、貸付金ポートフォリオのうちの3.3%（2022年：2.5%）で、金額では165億ユーロ（2022年：120億ユーロ）であった。

(9) 貸付金格付には、外部保証人によってポートフォリオベースで提供された信用補完が反映されている。

最近の世界的なショックにもかかわらず、貸付金ポートフォリオの信用の質は現在のところ安定しており、目に見えるシステム的な影響はないと考えられている。EIBは厳格なデューデリジェンス・プロセス、十分な水準の担保および保証に基づくリスク管理戦略や貸付金契約に含まれる標準的な保護条項に依拠している。EIBは、その貸付金エクスポージャーに対して提供される担保や保証に加え、様々なマンドートの一環として提供される追加的な信用補完も享受している。

信用リスクを軽減するため、グループは以下等を用いている。

- 許容範囲内の信用の質に対する第三者による保証
- 金融担保
- 収益請求権
- 契約条項等

債務者の種類別の信用の質の分析

下表は、契約済貸付金（実行済および未実行の貸付金）のエクスポージャーに基づき、2023年12月31日および2022年12月31日現在のグループの貸付金ポートフォリオの信用の質的分析を貸付金格付別に分析したものである。

2023年 (単位：百万ユーロ)		ソブリン	高格付	標準的 格付	最低限許容 可能な リスク	高リスク	エクイティの 種類に基づく リスク	合計	ECL
		A0	AからB-	C	D+	D-以下			
実行済	ステージ 1	96,219	220,057	27,203	9,866	3,622	該当なし	356,967	73
貸付金	ステージ 2	2,165	11,705	1,532	3,009	3,617	該当なし	22,028	233
	ステージ 3	42	710	0	0	1,061	該当なし	1,813	241
	FVTPL指定	1,145	8,564	1,964	417	678	2,195	14,963	該当なし
2023年の合計		99,571	241,036	30,699	13,292	8,978	2,195	395,771	547

2023年 (単位：百万ユーロ)		ソブリン	高格付	標準的 格付	最低限許容 可能な リスク	高リスク	エクイティの 種類に基づく リスク	合計	ECL
		A0	AからB-	C	D+	D-以下			
未実行金	ステージ 1	22,709	47,968	18,540	7,747	7,164	該当なし	104,128	21
額	ステージ 2	0	1,219	350	413	380	該当なし	2,362	32
	ステージ 3	0	33	109	0	0	該当なし	142	0
	FVTPL指定	0	0	0	0	0	1,878	1,878	該当なし
2023年の合計		22,709	49,220	18,999	8,160	7,544	1,878	108,510	53

2022年 (単位：百万ユーロ)		ソブリン	高格付	標準的格付	最低限許容 可能なリス ク	高リスク	エクイティの 種類に基づく リスク	合計	ECL
		A0	AからB-	C	D+	D-以下			
実行済	ステージ 1	91,349	216,800	22,226	7,419	1,872	該当なし	339,666	36
貸付金	ステージ 2	3,863	13,134	2,268	3,852	2,649	該当なし	25,766	164
	ステージ 3	89	924	0	0	974	該当なし	1,987	129
	FVTPL指定	1,304	9,192	1,829	138	724	2,079	15,266	該当なし
2022年の合計		96,605	240,050	26,323	11,409	6,219	2,079	382,685	329

2022年 (単位：百万ユーロ)		ソブリン	高格付	標準的格付	最低限許容 可能なリス ク	高リスク	エクイティの 種類に基づく リスク	合計	ECL
		A0	AからB-	C	D+	D-以下			
未実行金	ステージ 1	26,899	43,676	17,309	5,711	5,273	該当なし	98,868	13
額	ステージ 2	10	970	220	852	368	該当なし	2,420	26
	ステージ 3	0	134	0	0	160	該当なし	294	0
	FVTPL指定	0	0	0	0	0	1,744	1,744	該当なし
2022年の合計		26,909	44,780	17,529	6,563	5,801	1,744	103,326	39

各内部リスク格付の信用リスク・エクスポージャー

グループは欧州健全性規制の枠組みに従った内部格付手法に沿った内部格付法を使用している。グループの大部分のカウンターパーティーには、この方法により内部格付が割り当てられている。下表は、グループの貸付金ポートフォリオの内訳を、債務者と保証人のいずれか内部格付の高い方の格付別に示したものである。内部格付が決まっていない場合は、ここでの分析に外部の格付を用いた。

下表は、限度枠管理に用いているグループ内の方法に基づき、契約済貸付金（実行済および未実行の貸付金）の両方のエクスポージャーを示したものである。

（単位：百万ユーロ）

2023年

	ACで測定 された12か月 ECL	ACで測定さ れた信用減 損のない全 期間ECL	ACで測定 された信用 減損のある 全期間ECL	FVTPL	合計
金融機関および対顧客貸付金および預け金					
内部格付 1 - 最小信用リスク	6,450	10	110	0	6,570
内部格付 2 - 非常に低い信用リスク	50,237	530	66	1,772	52,605
内部格付 3 - 低信用リスク	126,023	1,349	20	1,799	129,191
内部格付 4 - 中程度の信用リスク	147,467	6,795	110	7,347	161,719
内部格付 5 - 財務的に脆弱な貸付先	24,130	9,012	0	797	33,939
内部格付 6 - 高信用リスク	2,646	4,118	0	746	7,510
内部格付 7 - 非常に高い信用リスク	14	214	15	203	446
内部格付 8 - デフォルト状態の貸付先	0	0	1,492	104	1,596
FVTPLで測定される金融機関および対顧客 貸付金および預け金	該当なし	該当なし	該当なし	2,195	2,195
帳簿価額	356,967	22,028	1,813	14,963	395,771
貸倒引当金	-73	-233	-241	該当なし	-547
貸付コミットメント					
内部格付 1 - 最小信用リスク	2,547	0	0	0	2,547
内部格付 2 - 非常に低い信用リスク	17,061	0	0	0	17,061
内部格付 3 - 低信用リスク	30,696	657	0	0	31,353
内部格付 4 - 中程度の信用リスク	38,789	517	28	0	39,334
内部格付 5 - 財務的に脆弱な貸付先	11,508	1,016	0	0	12,524
内部格付 6 - 高信用リスク	3,454	160	0	0	3,614
内部格付 7 - 非常に高い信用リスク	73	12	5	0	90
内部格付 8 - デフォルト状態の貸付先	0	0	109	0	109
FVTPL	該当なし	該当なし	該当なし	1,878	1,878
帳簿価額	104,128	2,362	142	1,878	108,510
貸倒引当金	-21	-32	0	該当なし	-53

(単位：百万ユーロ)

2022年

		ACで測定された 12ヵ月ECL	ACで測定された信用減 損のない全 期間ECL	ACで測定された信用 減損のある 全期間ECL	FVTPL	合計
金融機関および対顧客貸付金および預け金						
内部格付 1 - 最小信用リスク		5,624	248	58	0	5,930
内部格付 2 - 非常に低い信用リスク		50,646	1,111	88	1,700	53,545
内部格付 3 - 低信用リスク		116,448	1,896	25	963	119,332
内部格付 4 - 中程度の信用リスク		133,702	3,992	129	8,011	145,834
内部格付 5 - 財務的に脆弱な貸付先		31,447	13,254	0	1,701	46,402
内部格付 6 - 高信用リスク		1,799	4,948	0	701	7,448
内部格付 7 - 非常に高い信用リスク		0	317	17	0	334
内部格付 8 - デフォルト状態の貸付先		0	0	1,670	111	1,781
FVTPLで測定される金融機関および対顧客 貸付金および預け金		該当なし	該当なし	該当なし	2,079	2,079
帳簿価額		339,666	25,766	1,987	15,266	382,685
貸倒引当金		-36	-164	-129	該当なし	-329
貸付コミットメント						
内部格付 1 - 最小信用リスク		3,295	0	0	0	3,295
内部格付 2 - 非常に低い信用リスク		13,904	0	0	0	13,904
内部格付 3 - 低信用リスク		30,296	175	0	0	30,471
内部格付 4 - 中程度の信用リスク		35,304	428	28	0	35,760
内部格付 5 - 財務的に脆弱な貸付先		13,781	1,339	0	0	15,120
内部格付 6 - 高信用リスク		2,289	424	0	0	2,713
内部格付 7 - 非常に高い信用リスク		0	54	5	0	59
内部格付 8 - デフォルト状態の貸付先		0	0	261	0	261
FVTPL		該当なし	該当なし	該当なし	1,744	1,744
帳簿価額		98,869	2,420	294	1,744	103,327
貸倒引当金		-13	-26	0	該当なし	-39

グループは債務者と保証人に影響を及ぼす事象を継続的に監視している。中でもグループは、格下げされた場合の契約上の権利を個別に評価し、影響軽減策を模索している。また貸付金に供与されている銀行保証の更新状況も綿密に追跡調査し、必要な場合には適時に保証が差し替えられていること、あるいは措置が講じられていることを確認している。

EIBおよびEIFの優先債権者の地位およびEIB定款による保護は、満期時におけるグループ資産の全額回収を保証すると思われるため、グループは期末現在、欧州連合加盟国ソブリン債および欧州連合加盟国ソブリン保証債のエクスポージャーに関して、減損を計上しなかった。

下表は、グループが全額の自己リスクまたは信用補完による残余リスクを負担する貸付金に係るソ
ブリン信用リスクに関する情報を開示している（欧州連合包括予算またはELM、EFSD、NDICI IW
1/EFSD+⁽¹⁰⁾ およびコトヌー協定に基づくMS保証の恩恵を受ける欧州連合域外への貸付金を除く）。

(10) EFSD+契約の1件は、自己リスク・ポートフォリオの一部である。

国名	2023年			2022年		
	債務者となっているもの		保証人と なっている もの	債務者となっているもの		保証人と なっている もの
	実行済金額	未実行金額		実行済金額	未実行金額	
オーストリア	0	0	133	0	0	190
ベルギー	0	0	266	0	0	273
ブルガリア	1,013	0	298	1,046	0	120
クロアチア	782	0	2,092	807	0	2,242
キプロス	935	519	1,058	926	509	1,032
チェコ共和国	1,166	1,314	0	911	1,009	0
デンマーク	0	0	243	0	0	242
エストニア	646	90	78	502	0	84
フィンランド	0	0	106	0	0	113
フランス	0	0	3,452	0	0	3,401
ドイツ	0	0	1,585	0	0	1,999
ギリシャ	6,959	1,659	9,084	7,046	1,210	9,205
ハンガリー	5,905	572	902	5,321	1,351	1,041
アイルランド	1,582	240	1,196	1,546	240	1,098
イタリア	5,695	1,105	6,681	4,613	2,560	6,698
ラトビア	478	0	3	265	200	6
リトアニア	2,077	0	51	1,837	0	55
ルクセンブルク	0	9	231	0	9	232
マルタ	72	0	298	0	72	281
オランダ	0	0	281	0	0	294
ポーランド	5,993	330	19,282	6,341	330	17,734
ポルトガル	1,280	900	2,909	1,266	830	3,439
ルーマニア	2,344	2,614	51	1,978	2,258	0
スロバキア	2,481	72	95	2,412	441	94
スロベニア	467	400	1,359	470	400	1,234
スペイン	3,103	0	19,779	3,510	0	21,011
スウェーデン	0	0	543	0	0	199
非EU加盟国	2,018	3,007	4,122	2,012	2,878	3,839
合計	44,996	12,831	76,178	42,809	14,297	76,156

さらに注S.2.3.2に記載したとおり、ELM、EFSD、NDICI IW 1/EFSD+およびコトヌー協定に基づく欧州連合域外への貸付金は、最終的には、欧州連合や加盟国（アフリカ、カリブ海および太平洋諸国ならびに海外の属国および属領への貸付金の場合）の保証により担保されている。このカテゴリーに該当する貸付金の2023年12月31日現在の契約済エクスポージャーは、計51,465百万ユーロ（2022年：52,878百万ユーロ⁽¹¹⁾）である。この51,465百万ユーロのうち、47,825百万ユーロ（2022年：49,014百万ユーロ）は欧州連合の保証が付され、3,640百万ユーロ（2022年：3,864百万ユーロ）は加盟国により保証が付されている。

(11) このうち1,725百万ユーロ（2022年：2,139百万ユーロ）は、リスク・シェアリング業務（加盟国保証または政治リスク保証の形でのEU予算により信用補完されている）による。

S.2.3.3.2. 貸付金の最大信用リスク・エクスポージャーにおけるリスク集中度

グループの貸付金ポートフォリオは、次の地域別に分析することができる（債務者の所在国に基づく）。

(単位：百万ユーロ)	2023年	2022年
	契約済貸付金の エクスポージャー	契約済貸付金の エクスポージャー
EU ⁽¹⁾	486,417	469,716
そのうち：		
- ドイツ	43,972	41,826
- スペイン	68,381	65,279
- イタリア	57,174	56,617
- フランス	69,216	64,841
- 英国	27,450	29,777
拡大国 ⁽²⁾	3,239	3,709
パートナーシップ参加国	14,625	12,587
合計	504,281	486,012

(1) EIB定款第16条（旧第18条）に従い総務会の承認を受けた欧州連合域外の貸付金、ならびにEFTA諸国および英国の貸付金を含む。

(2) 2023年末時点の拡大国は、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ジョージア、コソボ、モンテネグロ、モルドバ共和国、北マケドニア、セルビア、トルコおよびウクライナである。

信用エクスポージャー分散は、単一の債務者、債務者グループまたは業界に貸し付けることができる上限額によって支えられている。

（債務者の業種に基づく）グループの貸付金ポートフォリオの業種別分析は、次のとおりである。

(単位：百万ユーロ)

	2023年	2022年
	契約済貸付金の エクスポージャー	契約済貸付金の エクスポージャー
サービス ⁽¹⁾	311,199	301,624
運輸	64,841	62,077
エネルギー	52,454	50,096
工業	32,618	29,667
上下水道施設	17,252	15,923
医療・教育	12,183	12,802
電気通信	8,820	8,852
その他インフラ	4,586	4,588
農業・漁業・林業	328	383
合計	504,281	486,012

(1) 「サービス」には、銀行セクターの信用エクスポージャーも算入されている。2023年末現在、銀行セクターの貸付先に対する直接的なエクスポージャーは、計113,475百万ユーロ（2022年末：114,998百万ユーロ）であった。銀行セクターの貸付先に対するエクスポージャーは専用の閾値／限度額の枠組みの適用を受ける。

下表は、グループが追跡調査している集中度指標の2023年12月31日および2022年12月31日現在の値を示したものである。

額面ベースのグループ・エクスポージャー上位 ⁽¹⁾	2023年 12月31日	2022年 12月31日
額面ベースのエクスポージャー (グループの貸付金ポートフォリオに対する割合)：		
- 上位3件	3.4%	3.3%
- 上位5件	5.6%	5.4%
- 上位10件	9.7%	9.4%
エクスポージャー件数 ⁽²⁾ (グループの自己資本に対する割合)：		
- 10%超	0	0
- 15%超	0	0
- 20%超	0	0
グループの自己資本の5%を超えるSSSRの エクスポージャー件数 ⁽³⁾	3	3

(1) このエクスポージャーの定義は、ソブリンおよび準ソブリンを除く債務者／保証人に適用され、全額が明示的なソブリン保証の対象である貸付金を除外する。

(2) 財務業務の市場エクスポージャー純額も含む。

(3) 契約書の署名数に関係なく、グループが独立した第三者または他の形の自律的担保に対する実質的な請求権を持っていない場合の貸付業務を示すため、「シングル・シグネチャー」かつ「シングル・リスク」（端的には「無担保」あるいは「SSSR」）の貸付金という表現が用いられる。

S.2.3.3.3. 貸付金に係る延滞

延滞額の特定、監視、報告は、全行的な「財務的監視ガイドラインおよび手続き」に定義される手続きに従って行われている。こうした手続きは、ベスト・バンキング・プラクティスに従っており、EIBが管理するすべての貸付金について適用される。

2023年12月31日現在、自己資金源からの貸付金で90日超の延滞が生じている額は82百万ユーロ（2022年：78百万ユーロ）であった。

2023年12月31日現在、自己資金源からのもので90日を超える延滞が生じ、欧州連合または加盟国の包括保証により担保されていないものについては、その名目元本残高は529百万ユーロ（2022年：150百万ユーロ）である。

2023年中、131百万ユーロの延滞が欧州連合による保証に基づき履行請求され、2.5百万ユーロが加盟国保証に基づき履行請求された。2022年における応当額は、それぞれ156百万ユーロおよびゼロであった。

また、当年度中に、以前に欧州連合または加盟国による保証に基づき履行請求された延滞額のうち、124百万ユーロ（2022年：4百万ユーロ）が弁済された。

2023年に、請求払民間保証に基づき1.3百万ユーロの履行請求が1回行われた（2022年：ゼロ）。

2023年12月31日現在、欧州連合または加盟国から受けている信用補完⁽¹²⁾の額面金額合計は、29,111.3百万ユーロ（2022年：29,027.2百万ユーロ）である。

(12) 最後の手段として、欧州連合予算または加盟国の保証によって担保される欧州連合外の貸付金を除く。

貸付金の再交渉と支払猶予

グループは、支払猶予措置がとられた貸付金を、支払猶予貸付金（すなわち、貸付金、負債証券およびローン・コミットメント）とみなしている。支払猶予措置はグループの「譲歩」によるもので、財務困難により契約上の債務返済条項を遵守できないとみなされる債務者に対して、債務返済または契約の全部もしくは一部の借換えができるようにするために、グループが決定するものである。エクスపోージャーは、延滞の有無、または当該エクスపోージャーが債務不履行に分類されているか否かに関わらず、譲歩が行われた場合には支払猶予として取り扱う。債務者が財務困難に陥っていない場合には、当該エクスపోージャーは支払猶予として取り扱わない。

再交渉された場合、グループは、当該貸付金を厳格に監視し続けることとなる。再交渉による支払条件では当初の簿価が回収できない場合、グループは損益計算書に評価調整額を計上することを検討する。貸付金格付（「LG」）が「E-」まで低下した貸付金はすべて、定期的に評価損計上の必要性が検討される。

グループの再編活動によって報告期間中に着手された支払猶予措置および手続きには、返済期限の延期、元本返済のみの繰延、元利返済の繰延、重大な財務制限条項の破棄および延滞金の元本算入が含まれるが、これらに限定されるわけではない。

支払猶予措置の対象である貸付金は、下表のとおりである。

(単位：百万ユーロ)

	2023年12月31日		2022年12月31日	
	正常債権	不良債権	正常債権	不良債権
支払猶予措置の対象となった契約件数	45	69	53	79
帳簿価額(金利および延滞金額を含む)	1,871	1,566	2,258	1,866
認識されたECL引当金	3	115	18	89
支払猶予された契約に係る受取利息	66	92	75	70
認識中止されたエクスポージャー (償却/貸付金売却後)	0	89	0	3

支払猶予措置

(単位：百万ユーロ)	2022年 12月31日	返済期限の 延期	元本 のみの 繰延	元本 および 利息の 繰延	重大な 財務制限 条項の 破棄	その他	契約上の 返済および 契約終了 ⁽¹⁾	2023年 12月31日
公共機関	1,008	0	0	0	146	23	-161	1,016
銀行	130	0	0	0	0	0	-106	24
企業	2,986	508	0	3	16	17	-1,133	2,397
合計	4,124	508	0	3	162	40	-1,400	3,437

(1) 減少は、(i)元本、利息および延滞金額の返済、(ii)2022年12月31日現在で支払猶予貸付金とみなされていた取引に
関して当年度中に発生した償却、ならびに(iii)当期中の契約終了による。

支払猶予措置

(単位：百万ユーロ)	2021年 12月31日	返済期限の 延期	元本 のみの 繰延	元本 および 利息の 繰延	重大な 財務制限 条項の 破棄	その他	契約上の 返済および 契約終了	2022年 12月31日
公共機関	3,078	0	0	0	218	0	-2,288	1,008
銀行	273	0	0	0	36	9	-188	130
企業	3,970	40	0	0	90	141	-1,255	2,986
合計	7,321	40	0	0	344	150	-3,731	4,124

S.2.3.4. 貸付金に付する担保

グループは、その貸付金エクスポージャーに関して受領した保証（注S.2.3.3に記載）に加え、金融有価証券質権も使用する。これらの質権は、関連する法域で執行可能な質権設定契約によって設定される。質権設定契約により受け取った担保のポートフォリオは、2023年末現在8,424百万ユーロ（2022年：9,573百万ユーロ）である。

グループが売却するまたは再担保とすることが認められている質権設定契約に基づき、グループが受け取った担保のポートフォリオの公正価値は、3,647百万ユーロ（2022年：2,493百万ユーロ）である。これらの担保のうち、第三者に売却または再担保に供されたものはない。

実行済貸付金に対する保管担保の公正価値は、次のとおりである。

2023年						
(単位：百万ユーロ)	エクスポージャー総額	保管担保			エクスポージャー純額	ECL
		債券	現金	合計		
ステージ 1	368,849	6,590	55	6,645	362,204	73
ステージ 2	39,044	1,327	178	1,505	37,539	233
ステージ 3	2,446	6	0	6	2,440	241
FVTPL指定	15,117	268	0	268	14,849	0
2023年の合計 ^(*)	425,456	8,191	233	8,424	417,032	547

(*) 2023年中にグループが上記の担保権を行使して所有権を取得したものはなかった。

2022年						
(単位：百万ユーロ)	エクスポージャー総額	保管担保			エクスポージャー純額	ECL
		債券	現金	合計		
ステージ 1	356,141	7,026	61	7,087	349,054	36,141
ステージ 2	38,372	2,244	194	2,438	35,934	164,372
ステージ 3	2,793	9	0	9	2,784	128,793
FVTPL指定	15,413	39	0	39	15,374	0
2022年の合計 ^(*)	412,719	9,318	255	9,573	403,146	328,719

(*) 2022年中にグループが上記の担保権を行使して所有権を取得したものはなかった。

5.2.3.5. 将来の経済状況に対するECLの感応度

ECLは、将来を見越したシナリオの形成に関する判断および仮定に対する感応度が高い。グループは、重要な資産クラスについて認識されたECLの感応度分析を実施している。

将来の経済状況の予測（マクロ経済シナリオを介して）は、損失引当金の計算へのインプットである条件付リスク・パラメーターを作成する予測モデルへのインプットである。

シナリオは、経済活動の主要尺度であるGDPにショックを与えることで得られる。実質GDPに対するショックは、過去の変数のボラティリティを複製するためにその水準が調整される。また、GDPに対するショックの規模および持続期間を精緻化するために、適切な場合は専門家による判断が適用される。長短金利もまたモデル化され、マクロ経済シナリオの一部として含まれている。各シナリオに割り当てられる確率は、市場（ボラティリティ）指標、および不確実性を捕捉するために長期にわたって一貫して使用された内部開発の指標を反映して決められる。プラスおよびマイナスのショックの加重は、経済におけるリスクのバランスに左右される。マイナスおよびプラスショックの確率はそれぞれ40%および5%であり、最後に行われた計算において四半期ごとの予測で適用された。

下表は、金融機関および対顧客貸付金および預け金に係る損失引当金を示している。将来を見越したシナリオのそれぞれ（例えば、ベースライン、楽観的、悲観的）は、3シナリオ全体にシナリオ確率加重を適用するのではなく、100%加重される。

（単位：百万ユーロ）

2023年12月31日現在

エクスポージャー総額

	楽観的	ベースライン	悲観的
金融機関	90,406	90,406	90,406
対顧客	325,525	325,525	325,525

貸倒引当金

	楽観的	ベースライン	悲観的
金融機関	46	61	80
対顧客	466	507	560

（単位：百万ユーロ）

2022年12月31日現在

エクスポージャー総額

	楽観的	ベースライン	悲観的
金融機関	93,176	93,176	93,176
対顧客	316,086	316,086	316,086

貸倒引当金

	楽観的	ベースライン	悲観的
金融機関	23	29	37
対顧客	253	281	318

S.2.4. 財務取引および代替貸付金の信用リスク

S.2.4.1. 財務取引および代替貸付金の信用リスクの測定

EIBの財務投資は、(i)流動性維持を主な目的とした短期財務ポートフォリオ、(ii)第二の流動性供給源としての有価証券流動性ポートフォリオ、(iii)長期HQLAポートフォリオの3つに分かれる。

代替貸付金ポートフォリオは、カバード・ボンドと資産担保証券(「ABS」)で構成されている。カバード・ボンドは発行体に対する全面的遡及権があるのに対して、ABSは、原証券を裏付けに、特別目的事業体が発行する。カバード・ボンドは大部分が住宅抵当のプールで裏付けられている一方、大半のABSの仕組ではSME向け貸付金またはリースによって証券化されている。

こうした取引の一部は、与信またはプロジェクト関連の救済措置を付け加えて組成されており、追加的な回収手段を提供する。

EIFの長期財務管理は、両当事者が署名し、取引の選定、執行、決済および監視の実行をEIBの担当サービス部署に委託する財務管理契約に基づき、EIBに委託されている。経営陣は、当該契約に付属する財務ガイドラインに従う。運用上の短期流動性管理はEIFが行っている。

財務取引に関する信用リスクは、カウンターパーティーに対して設定されている与信限度枠を通じて監視されている。各カウンターパーティーの加重エクスポージャーが承認を受けている限度枠を超えることは禁じられている。

代替貸付金について、規制や格付会社によって組み込まれた信用リスク軽減手段および要件は、発行体に信用事象が生じた場合に発動される一次的な救済策となる。

財務商品(有価証券、コマーシャル・ペーパー、定期預金等)関連の信用リスクは、健全なカウンターパーティーおよび発行体を選択することにより管理されている。

ポートフォリオの構成および財務商品残高に適用される限度枠は、経営陣が設定している。この限度枠は、グループ・リスク・コンプライアンス部門により定期的に見直しが行われる。

同等のムーディーズ格付別の信用リスク・エクスポージャー（帳簿価額総額に基づく）

	2023年			
	12ヵ月ECL	信用減損の ない全期間ECL	信用減損の ある全期間ECL	合計
(単位：百万ユーロ)				
償却原価で測定される資金運用資産および 代替貸付金				
Aaa	22,605	0	0	22,605
Aa1からAa3	31,045	0	0	31,045
A1からA3	29,078	0	0	29,078
Baa1からBaa3	10,248	0	0	10,248
Baa3未満	694	200	11	905
償却原価での帳簿価額総額	93,670	200	11	93,881
貸倒引当金	-4	-1	0	-5
償却原価での正味帳簿価額	93,666	199	11	93,876

	2022年			
	12ヵ月ECL	信用減損の ない全期間ECL	信用減損の ある全期間ECL	合計
(単位：百万ユーロ)				
償却原価で測定される資金運用資産および 代替貸付金				
Aaa	57,260	0	0	57,260
Aa1からAa3	22,142	0	0	22,142
A1からA3	6,512	0	0	6,512
Baa1からBaa3	5,665	0	0	5,665
Baa3未満	561	407	7	975
償却原価での帳簿価額総額	92,140	407	7	92,554
貸倒引当金	-1	-3	0	-4
償却原価での正味帳簿価額	92,139	404	7	92,550

	2023年	
	2023年	2022年
(単位：百万ユーロ)		
FVTPLで測定される資金運用資産および代替貸付金		
Aaa	2,456	1,427
Aa1からAa3	1,872	1,250
A1からA3	1,025	793
Baa1からBaa3	257	332
Baa3未満	390	493
格付なし	0	85
FVTPLでの帳簿価額	6,000	4,380

S.2.4.2. 財務取引に供する担保

グループは、取引のカウンターパーティーが契約債務を履行できなかった場合に信用リスクにさらされる可能性のある有担保リバース・リパーチェスおよびリパーチェス契約取引を行っている。グループは、カウンターパーティーの信用リスクおよび担保の価値を日次でモニターし、必要とみなされる場合には、グループに追加担保を差し入れるよう要求することで、これらの業務に関連した信用リスクを統制している。

三者間レボおよびリバース・レボ取引は、第三者保管機関と共同で行われる。第三者保管機関は、枠組み契約に従って特に以下に関する契約条件の遵守を保証する。

- 支払引替渡し
- 担保の検証
- 貸手が要求する担保マージン。これは常に充分かつ充当可能であることが必要であり、保管機関は、当該有価証券の時価を日々検証しなければならない。
- 契約要件をすべて満たす代替担保の組成

受取担保

2023年12月31日現在の名目残高23,419百万ユーロ（2022年：7,381百万ユーロ）の二者間および三者間リバース・リパーチェス契約は財務取引に係る受取担保が伴う取引であり、グループはこのうち全額について金融担保を受領している。

担保ポートフォリオの市場価格は監視されており、原契約に準拠して、必要に応じて追加担保が請求される。金融担保ポートフォリオの時価は、2023年12月31日現在、23,207百万ユーロ（2022年：7,000百万ユーロ）であった。

これらの受取担保のうち、2023年度および2022年度末時点で、グループが担保権を行使して所有権を取得したものはなかった。グループが受領した担保は、当年度中、資金調達業務のために再利用された。

預託担保

二者間および三者間リパーチェス契約は、財務取引に係る担保差入れが伴う取引であり、その名目残高は2023年12月31日現在1,052百万ユーロ（2022年：3,065百万ユーロ）であった。

二者間および三者間リパーチェス契約の下で差し入れられている担保の時価は、2023年12月31日現在、1,056百万ユーロ（2022年：3,195百万ユーロ）であった。

S.2.4.3. 貸借対照表日現在で認識の中止がなかった譲渡資産

グループの資産のうち、貸借対照表日現在で譲渡されている資産はなかった。

S.2.5. デリバティブの信用リスク

S.2.5.1. デリバティブの信用リスク管理方針

デリバティブ取引の信用リスク管理方針は、スワップ・カウンターパーティーの資格条件と格付制限の定義に基づいている。信用エクスポージャーを削減するため、EIBはその大半を取引量の多いスワップ・カウンターパーティーとクレジット・サポート・アネックスを交わしており、エクスポージャーが契約で定められている信用極度額を上回った場合に担保を受け取る。EIFはデリバティブ商品を使用していない。

デリバティブに関する信用リスクは、カウンターパーティーが契約債務を履行できない場合にEIBが被りうる損失に関連する。

デリバティブ取引の特殊な性質および複雑さを考慮し、当該金融商品の利用から生ずる損失に対してEIBを保護するための一連の手続きが整備されている。

取引契約の枠組み：

EIBのデリバティブ取引はすべて、ISDAスワップ取引契約と、該当する場合にはエクスポージャーに対する担保差入条件が明記されているクレジット・サポート・アネックスの取引契約の枠組みの中で行われる。これらは一般的に採用され、実施されている契約の様式である。新規契約の最低条件はリスク・ガイドラインに規定されている。

カウンターパーティーの選択：

取引開始時の格付は、A3以上とリスク・ガイドラインに定められている。カウンターパーティー格付がある一定のレベルを下回った場合には、EIBは大半の場合に期限前に契約を解除する権利を有する。

担保設定：

- （一部の場合に限度枠が適用される）エクスポージャーに対しては、現金および債券による担保が差入れられる。
- 一定の取引に対しては、現在の市場価値を上回る担保が差し入れられている。
- 個々のカウンターパーティーとのデリバティブ・ポートフォリオと受取担保は定期的にモニターされて評価され、それを受けて追加担保が請求されるか、担保の引出しが行われる。

担保所要額は、カウンターパーティーの信用リスクの評価によって決まる。担保および評価パラメーターの許容範囲に関する指針が、定められている。

ISDA契約の一環として、EIBは、売却または再担保が認められている有価証券や現金を受け取っている。そのような条件の下で受け取った有価証券の公正価値は、2023年12月31日現在、4,708百万ユーロ（2022年：6,902百万ユーロ）で、担保の性質および同等のムーディーズ格付に基づいた詳細は、以下のとおりであった。

スワップ担保（単位：百万ユーロ）

同等のムーディーズ格付	債券		現金	2023年の合計
	政府債	政府機関債、 国際機関債、 カバード・ ボンド		
Aaa	12	438	0	450
Aa1からAa3	997	0	0	997
A1からA3	3	0	0	3
Baa1からBaa3	2,166	0	0	2,166
格付なし	0	0	1,092	1,092
2023年の合計	3,178	438	1,092	4,708

スワップ担保（単位：百万ユーロ）

同等のムーディーズ格付	債券		現金	2022年の合計
	政府債	政府機関債、 国際機関債、 カバード・ ボンド		
Aaa	780	546	0	1,326
Aa1からAa3	254	0	0	254
A1からA3	0	0	0	0
Baa1からBaa3	2,951	0	0	2,951
格付なし	0	0	2,371	2,371
2022年の合計	3,985	546	2,371	6,902

EIBは、ITシステムである担保管理システム（「CMS」）の使用を開始した。CMSの主な目的は、EIBがレポ目的で資産と有担保市場の受入担保のリアルタイムの一覧を確実に利用できるようにする点にある。貸付金、デリバティブ、リバース・レポおよびレポに対する担保として受け入れた有価証券は、市場価格サービス・プロバイダー（すなわち、ブルームバーグ）から提供された活発な市場の相場価格を用いて、または相場価格が入手不可能な場合は市場ベースの評価額を使用して、CMSで日次評価される。

S.2.5.2. デリバティブの信用リスクの測定

デリバティブ関連の信用リスクは様々なパラメーターにより変化し（例えば金利や為替レート）、一般的に想定元本のごく一部に相当するに過ぎない。EIBは、内部目的上、財務報告と限度枠のモニタリングにはカレント無担保エクスポージャーとポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを使用して、スワップ取引およびデリバティブ取引に関する信用リスク・エクスポージャーを測定している。自己資本要件規則（CRR）に従った資本配分については、グループはカウンターパーティー信用リスクに係る標準的手法（SA-CCR）を用いている。

EIBは、カレント無担保エクスポージャーを、ゼロと、カウンターパーティーとのネットリング・セットに含まれている取引ポートフォリオの時価から受入担保の価値を差し引いた数値のいずれか大きな方の値で測定している。これは、カウンターパーティーが不履行を起こした場合に生ずる損失に相当する金額で、受領した担保を相殺に充当し、取引の回収価値をゼロとした上で、すべての取引につき直ちにスワップ・カウンターパーティーの代替を行うことを想定している。2023年12月31日現在のカレント無担保エクスポージャーは128百万ユーロ（2022年12月31日現在：165百万ユーロ）であった。

さらにEIBは、リスクのマージン期間である20営業日にネットリング・セットに生ずる可能性のあるエクスポージャーの増加を考慮した、ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを計算している。EIBは、保守的な見積りを出すため、ストレス下の市場パラメーターに基づき、また信頼区間を90%として、ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを計算している。これは、重要な市場参加者の不履行があった場合に生じるであろう状況を考慮するための規制当局の勧告に沿ったものである。2023年12月31日現在の初期ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーは2,325百万ユーロ（2022年12月31日現在：2,266百万ユーロ）であった。

限度枠：

銀行向け限度枠システムは、ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを3種の期間グループ（1年未満、1年以上5年以下および5年超）と2種の格付シナリオ（現状維持およびA3格未満への格下げ）でカバーする。

デリバティブ・ポートフォリオは毎日評価され、限度枠との比較が行われる。

下表にあるように、デリバティブ・ポートフォリオの大部分は、A3格以上に格付されたカウンターパーティーに集中している。

格付グループ	額面価額割合		カレント無担保 エクスポージャー		ポテンシャル・ フューチャー・エクスポ ージャー	
			(単位：百万ユーロ)		(単位：百万ユーロ)	
同等のムーディーズ格付	2023年	2022年	2023年	2022年	2023年	2022年
Aaa	0.40%	0.47%	0	0	8	0
Aa1からAa3	14.39%	18.10%	0	4	483	370
A1からA3	83.24%	75.46%	71	146	1,602	1,783
A3未満	1.97%	5.97%	57	15	232	113
合計	100.00%	100.00%	128	165	2,325	2,266

下表は、2023年および2022年12月31日現在の主要デリバティブ・カウンターパーティーに対する集中度を示したものである。

	2023年	2022年
額面ベースのエクスポージャー（EIBのデリバティブ・ポートフォリオに対する割合）：		
- 上位3件	30.7%	30.4%
- 上位10件	72.6%	70.7%
- 上位25件	97.5%	96.7%
カレント無担保エクスポージャー：		
- 上位3件	80.5%	97.6%
- 上位10件	100.0%	100.0%
- 上位25件	100.0%	100.0%
ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャー：		
- 上位3件	37.1%	50.4%
- 上位10件	80.4%	91.0%
- 上位25件	99.8%	100.0%

下表は、想定元本および公正価値に基づいて分類した通貨スワップ（ストラクチャード・スワップを含み、短期通貨スワップを除く）の満期を示している。

2023年12月31日現在の通貨スワップ （単位：百万ユーロ）					
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	2023年の 合計
想定元本（受取）	48,884	126,706	38,144	25,126	238,860
公正価値（すなわち、CVA、DVAおよび CoI I VAを含む割引価値（純額）） ^(*)	803	13	-619	277	474
2022年12月31日現在の通貨スワップ （単位：百万ユーロ）					
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	2022年の 合計
想定元本（受取）	43,783	136,262	36,102	27,198	243,345
公正価値（すなわち、CVA、DVAおよび CoI I VAを含む割引価値（純額）） ^(*)	221	1,816	-744	26	1,319

(*) 2023年12月31日現在739百万ユーロ（2022年：2,530百万ユーロ）となっているマクロ・ヘッジ通貨スワップの公正価値を含む。

下表は、想定元本および公正価値に基づいて分類した金利スワップ（ストラクチャード・スワップを含む）の満期を示している。

2023年12月31日現在の金利スワップ (単位：百万ユーロ)		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	2023年の 合計
想定元本		86,963	225,450	146,702	139,543	598,658
公正価値（すなわち、CVA、DVAおよび CoI I VAを含む割引価値（純額）） ^(*)		-410	-1,021	-3,551	-106	-5,088

2022年12月31日現在の金利スワップ (単位：百万ユーロ)		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	2022年の 合計
想定元本		75,935	230,220	131,299	135,571	573,025
公正価値（すなわち、CVA、DVAおよび CoI I VAを含む割引価値（純額）） ^(*)		-700	-5,269	-4,092	993	-9,068

(*) 2023年12月31日現在マイナス289百万ユーロ（2022年：マイナス349百万ユーロ）となっているマクロ・ヘッジ金利スワップの公正価値を含む。

EIBは、金利、為替レート、インフレ率および株価指数に関するオプションを含む借入契約および貸付を行う。このようなストラクチャード借入金および貸付金は、関連する市場リスクをヘッジするためのスワップ契約により完全にカバーされている。

上表は、ストラクチャード・スワップの想定元本および公正価値を、クロス・カレンシー要素を含んでいるか否かに基づいて示している。下表は、ストラクチャード・スワップの取引件数、公正価値および想定元本の詳細を示している。

12月31日現在のストラクチャード・スワップ	期限前解約が組み込まれているもの		ストラクチャード・クーポン	
	2023年	2022年	2023年	2022年
取引件数	109	119	153	156
想定元本（単位：百万ユーロ）	4,103	4,909	9,236	10,413
公正価値（すなわち、CVA、DVAおよびCoI I VAを含む割引価値（純額））（単位：百万ユーロ）	-459	-774	-2,231	-2,310

ストラクチャード・スワップ取引の公正価値は、オプションの利用可能な市場価格に調整されたオプション価格モデルを用いて算出される。デリバティブ取引の一部に関しては、市場インプットを直接入手できない場合には、内部見積りや仮定が評価技法に取り入れられることもある。

借入れに組込まれている、もしくは借入れに関連するオプション契約は、すべて店頭取引で行われる。

2023年12月31日現在、未決済の金利先渡契約はなかった（2022年12月31日現在も同じ）。

S.2.5.3. 保証の信用リスク

自己資金を原資とするグループの保証取引から生じる信用リスクは、専用の行内指針に従って管理されている。

2023年12月31日現在、契約済エクスポージャーは計328億ユーロ（2022年：319億ユーロ）であった。グループにより保証された実行済貸付金に係るエクスポージャーは223億ユーロ（2022年：203億ユーロ）であり、かかる保証について計上された負債および引当金は86.9百万ユーロ（2022年：98.0百万ユーロ）であった（注D.4）。

グループの保証型業務の一部は、リスク・シェアリング業務から発生しており、グループは、確立された委託モデルに基づいて、金融仲介機関が組成するローン・タイプのエクスポージャーを(i)ローンごとに、または(ii)ポートフォリオのいずれかで保証している。EIBがリスクを負う原リスク・エクスポージャーを組成する金融仲介機関は、グループが当該金融仲介機関に信用管理業務を委託できることを確認するための、詳細なデューデリジェンスの対象となる。このような取引では、グループは比例的に、またはある程度の劣後性を有する構造を通じて、エクスポージャーを負うことがある。これに加えて、グループは証券化取引を行うこともできる。

EIBは、このような取引における原エクスポージャーのタイプの集中リスクを制限するための専用の枠組みを確立している。取引の特異性に応じて、これには、最低適格格付区分、特定のセクター、債務者および／または債務者グループのエクスポージャーを含むが、これらに限定されない適格基準の確立が含まれる。信用リスクは金融仲介機関が組成する原エクスポージャーにあるため、金融仲介機関のカウンターパーティー・リスクは限定的である。すなわち、カウンターのパーティー・リスクは、(1) 保証料の支払い、および(2) EIBが保証・支払いを行う原エクスポージャーが債務不履行となった場合の潜在的な回収額のEIBに対する返済に限定される。いずれにしても、グループは、いくつかの軽減措置（詳細なデューデリジェンス、担保権、介入権、包含を中止させるためのトリガー事由、原リスク・エクスポージャーの重大な修正に関する同意権または解約権を含むがこれらに限定されない）を確立している。

各内部格付の信用リスク・エクスポージャー（単位：百万ユーロ）

		2023年			
		12ヵ月ECL	信用減損のない 全期間ECL	信用減損のある 全期間ECL	合計
金融保証					
内部格付	1 - 最小信用リスク	0	0	0	0
内部格付	2 - 非常に低い信用リスク	3,117	100	0	3,217
内部格付	3 - 低信用リスク	16,784	0	0	16,784
内部格付	4 - 中程度の信用リスク	5,297	0	0	5,297
内部格付	5 - 財務的に脆弱な貸付先	5,790	192	0	5,982
内部格付	6 - 高信用リスク	831	75	0	906
内部格付	7 - 非常に高い信用リスク	0	545	0	545
内部格付	8 - デフォルト状態の貸付先	0	0	100	100
信用リスク・エクスポージャー合計		31,819	912	100	32,831
帳簿価額		78	0	9	87
		2022年			
		12ヵ月ECL	信用減損のない 全期間ECL	信用減損のある 全期間ECL	合計
金融保証					
内部格付	1 - 最小信用リスク	110	0	0	110
内部格付	2 - 非常に低い信用リスク	3,091	0	0	3,091
内部格付	3 - 低信用リスク	18,791	4	0	18,795
内部格付	4 - 中程度の信用リスク	3,577	0	0	3,577
内部格付	5 - 財務的に脆弱な貸付先	3,320	107	0	3,427
内部格付	6 - 高信用リスク	1,979	257	0	2,236
内部格付	7 - 非常に高い信用リスク	0	578	106	684
内部格付	8 - デフォルト状態の貸付先	0	0	12	12
信用リスク・エクスポージャー合計		30,868	946	118	31,932
帳簿価額		89	0	9	98

S.3. 流動性および資金調達リスク

流動性リスクは、資産の増加に対応して資金を調達し、期限の到来時に債務を弁済することを、受入不能な損失を負担することなしに行うグループの能力に関するリスクである。それは、さらに資金流動性リスクと市場流動性リスクに分けることができる。

資金流動性リスクとは、連結貸借対照表の資産を支え、容易に利用できる流動性リソースから期限どおりに債務を全額返済することができなくなるリスクに関するものである。資金流動性リスクは、支払義務の履行に関する差し迫ったリスクおよびこれに伴う不利な条件での借入を増加させうるため、グループのポジションの経済価値あるいはグループのポジションから生み出される収益の変動性に影響を与える可能性がある。

市場流動性リスクとは、ポジション残高を相殺、解消、または削減するための取引を合理的な市場価格で執行できないかもしれないという理由で、グループのポジションの経済価値の変動、または同ポジションによる収益の変動が激しくなることを指す。取引を執行できないことにより、清算を避けた方が良いと思われる場合でも好ましくない価格で早い段階に当該資産を清算せざるを得なくなるおそれがある。このリスクは、取引される証券の流動性と比較したポジションの規模、ならびに市場のアーベイラビリティおよび効率性の悪化と密接に関連している。

S.3.1. 流動性リスク管理

EIBの流動性リスク管理

EIBの中核業務活動を妥当なコストで正常に機能させるため、流動性リスクは慎重に管理されている。流動性リスク管理方針の主な目的は、EIBが常に期限内に支払債務を満額履行できることの確保にある。商業銀行とは対照的に、EIBは個人預金を保有しておらず、顧客に貸し付ける資金の調達を資本市場に依存している。

EIBは慎重に流動性バッファを維持するため、新規発行予定を管理している。流動性維持計画では、EIBの債務の元利払いおよび貸付金の実行によるキャッシュ・アウトフローならびに貸付金ポートフォリオからのキャッシュ・インフローを考慮している。また、流動性維持計画では、一般的に債務者の要請に応じて実行される多額の契約済未実行貸付金も考慮している。

EIBは、短期流動資産を十分な水準に保つこと、および資金需要予測に応じて自行の募集有価証券の償還日を分散することによって、流動性リスクの管理を一層確実にしている。流動性リスク方針には財務ポートフォリオの水準の下限が組み込まれている。実際に、EIBの全体的な流動性比率（見積年間ネット・キャッシュ・フローに対する目標比率と定義）は、常に翌年の見積年間ネット・キャッシュ・フローの25%を上回っていることが、義務付けられている。

グループはグループ非常時資金調達計画（「グループCFP」）を定めており、そこでは適切な意思決定手続とそれに対応する責任分担が定められている。グループCFPは定期的に、欧州銀行監督機構がこの件に関して発行した関連するガイドラインを含む該当するベスト・バンキング・プラクティスを基準に、テストおよび評価されている。グループCFPはEIB理事会によって毎年承認される。

定期的なストレス・テスト分析は、流動性リスク・モニタリングの一環として実施され、EIBおよびEIFの流動性バッファの規模を決定する。

2009年7月8日にユーロ・システムの金融政策オペレーションにおける適格カウンターパーティーとなったことから、EIBも欧州中央銀行の金融政策オペレーションに参加できることとなった。EIBは、最低預金準備率およびその他の業務ニーズを充足するために預け金を置いているルクセンブルク中央銀行を通じて金融政策オペレーションを実施する。

流動性カバレッジ比率（「LCR」）は、欧州連合CRRに沿って、機能通貨（ユーロ）だけでなく、他の重要な通貨についても日次で計算されている。過度の通貨のミスマッチを防止するために、流動性

資産の通貨と正味流動性の流出の通貨の整合性を継続的にとることが確実にされている。2023年末現在、EIBのLCRは423.7%（2022年末：348.0%）であり、グループLCRは437.5%（2022年：352.4%）であった。

また、安定調達比率（「NSFR」）も欧州連合CRRに沿って、機能通貨（ユーロ）だけでなく、他の重要な通貨についても計算されている。2023年末現在、EIBのNSFRは118.3%（2022年：124.6%）、グループのNSFRは118.6%（2022年：124.9%）であった。

グループは、主にグループの流動性管理に対する慎重なアプローチの結果として、現在も引き続き強固な流動性ポジションおよび必要な流動性リソースへの柔軟なアクセスを維持している。その結果、2022年に発生し、2023年にも続いた地政学的・金融的混乱の、流動性および資金調達への影響は極めて限定的であった。

EIFの流動性リスク管理

払込資本金の価値を損なうことなく、今後生じうる保証請求、プライベート・エクイティ・コミットメント、および一般管理費の支出に対応する適切な水準のEIFの流動性を確保し、かつリスク最小化に配慮しながら投資資産で合理的な収益を獲得できるような方法で、流動性リスクは管理されている。

S.3.2. 流動性リスクの測定

下表は、貸借対照表日から契約上の満期日（契約で定められている割引前キャッシュ・フローに基づく）までの残存期間別の、グループ金融負債残高を示している。契約によって定められた満期日のない負債は、「満期日未確定」に区分されている。表の値は、利札を含めた割引前キャッシュ・フローを示しているため、連結貸借対照表計上の数値と一致していない。

元本のキャッシュ・フローと利息は、契約上生じうる最初の返済日に対応する欄に算入されている。したがってこれは予想シナリオではなくむしろ理論上のシナリオを表している。

借入金および関連するスワップの一部は、ヘッジ・スワップの契約相手に期限前解約条項もしくはコール・オプションを認めており、グループにも関連債券を期限前償還する権利を与えている。その場合、キャッシュ・フローは可能性のある最初の償還可能日に対応する欄に表示されている。しかしながらこれは保守的措置であって、グループは契約により関連する任意償還条項付債券の期限前償還を強制されておらず、現実的なシナリオとしては、そのようなすべての債券を最初の償還可能日に償還する理由はない。

契約済未実行貸付金に関する流出額は、グループ内部の流動性ストレス・テスト法に従って表示されている。大きなストレスがかかった場合に繰り上げて実行されうる最大貸付額は、初回満期日が該当する欄に表示されている。

金利スワップおよび金利先渡契約については、キャッシュ・フロー純額で表示されている。他方、総額で決済される金利デリバティブ（本質的にはクロス・カレンシー金利スワップ）および為替デリバティブ（為替先渡、為替スワップ等）は、満期分析ではキャッシュ・フロー総額で表示されている。

非デリバティブ金融負債の満期構成

（2023年12月31日現在、 単位：百万ユーロ）	3 ヶ月 以内	3 ヶ月超 1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超	満期日 未確定	流出総額 （名目値）	帳簿価額
金融機関および顧客に対する							
債務	4,227	0	0	0	0	4,227	4,220
コマーシャル・ペーパー	7,120	18,116	0	0	0	25,236	24,770

債務証券借入 - 初回償還日
の

場合	22,119	48,986	205,119	187,974	0	464,198	406,975
その他の負債	10	793	1,274	796	455	3,328	3,339
供与済保証およびその他の オフ・バランスシート項目	0	0	0	0	40,871	40,871	
契約済未実行貸付金、投資 基金および代替貸付金に関 する資金流出	15,747	1,239	1,747	724	112,421	131,878	
合計	49,223	69,134	208,140	189,494	153,747	669,738	439,304

非デリバティブ金融負債の満期構成

(2022年12月31日現在、 単位：百万ユーロ) (*)	3ヵ月 以内	3ヵ月超 1年以内	1年超 5年以内	5年超	満期日 未確定	流出総額 (名目値)	帳簿価額
金融機関および顧客に対す る							
債務	6,937	0	0	0	0	6,937	6,933
コマーシャル・ペーパー	0	8,405	0	0	0	8,405	8,343
債務証券借入 - 初回償還日 の							
場合	17,474	51,967	221,715	181,346	0	472,502	409,075
その他の負債	8	745	1,260	1,096	479	3,588	3,592
供与済保証およびその他の オフ・バランスシート項目 (*)	0	0	0	0	38,604	38,604	
契約済未実行貸付金、投資 基金および代替貸付金に関 する資金流出(*)	13,840	2,375	6,271	234	104,748	127,468	
合計	38,259	63,492	229,246	182,676	143,831	657,504	427,943

(*) 財務書類の可読性を向上させるために、組替が行われている。

デリバティブ金融負債の満期構成

(2023年12月31日現在、単位：百万ユーロ)	3 ヶ月以内	3 ヶ月超 1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超	流入/流出 総額 (名目値)
差金決済される金利デリバティブ	-1,605	-5,344	-10,620	-10,661	-28,230
総額で決済される金利デリバティブ-流入額	6,480	13,067	84,088	50,250	153,885
総額で決済される金利デリバティブ-流出額	-8,552	-14,484	-85,854	-49,890	-158,780
為替デリバティブ-流入額	14,077	5,800	0	0	19,877
為替デリバティブ-流出額	-14,359	-5,950	0	0	-20,309
合計	-3,959	-6,911	-12,386	-10,301	-33,557

デリバティブ金融負債の満期構成

(2022年12月31日現在、単位：百万ユーロ) (*)	3 ヶ月以内	3 ヶ月超 1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超	流入/流出 総額 (名目値)
差金決済される金利デリバティブ	-1,126	-6,233	-16,506	-13,291	-37,156
総額で決済される金利デリバティブ-流入額	5,961	15,270	70,353	46,363	137,947
総額で決済される金利デリバティブ-流出額	-8,818	-16,698	-74,080	-46,157	-145,753
為替デリバティブ-流入額	14,577	1,791	0	0	16,368
為替デリバティブ-流出額	-14,938	-1,909	0	0	-16,847
合計	-4,344	-7,779	-20,233	-13,085	-45,441

(*) 前年度の数値は、比較目的のためにデリバティブ金融資産を除外して修正されている。

S.4. 市場リスク

S.4.1. グループの銀行勘定における金利リスクおよび信用スプレッド・リスク

グループのポジションからは、金利リスクまたは信用スプレッド・リスクは、金利および市場信用スプレッドに感応的な金融商品にそれぞれ影響を及ぼす金利または市場信用スプレッドの不利な変動から生じる経済価値または正味受取利息に対するリスクである。異なる資産、負債、ヘッジ商品の間で金利更改特性や満期構成に差異があると、これらのリスク・パラメーターに対するエクスポージャーが生じる。

グループ・リスク選好の枠組みには、事前に承認された限度内で管理される3つの金利リスク指標が含まれている。これらは「経済価値に対するリスク」、「正味受取利息の大幅減少」および「利益に対するリスク」であり、これらはEIB単体レベルで定義されている。EIFのリスク選好の枠組みには、現在このような金利リスク指標は含まれていないが、代わりにEIFは金利リスク・エクスポージャーをカバーするために経済資本を配分している。これにより、EIFは銀行勘定の金利リスク（「IRRBB」）についてのグループ資本計測手法に従っている。

グループは、市場の信用スプレッドの不利な変動が自己資本の経済的価値および正味受取利息に与える影響を示すストレス・テスト（それぞれのEBAガイドライン⁽¹³⁾に準拠）を適用することにより、銀行勘定における信用スプレッド・リスク（CSRBB）を測定している。CSRBBは個別の運用管理限度額の対象ではない。しかし、そのエクスポージャーはグループ・リスク選好の枠組みに反映される。

以下の項で、各事業体の金利リスク管理の枠組みの運用上の実施状況について詳述する。

(13) EBA/GL/2022/14

EIBの金利リスクの管理

金利リスクの測定および管理にあたり、EIBはEUにおいて導入されたバーゼル銀行監督委員会（「BCBS」）の関連する主要原則および欧州銀行監督機構（「EBA」）によって発行された規制指針を参考にしている。金利リスクの主要な源泉は、ギャップリスク、ベシスリスクおよびオプションリスクである。ギャップリスクとは、EIBにとって最も関係が深い金利リスクであり、EIBの貸借対照表上の金利感応商品の期間構造の差異から生み出される経済価値または正味受取利息に対するリスクと定義される。

EIBは規制当局の指針に従い、経済価値に対する最大リスクと利益に対する最大リスクの両方の観点から、EIBがとる用意がある（同時に、該当する場合には、両方の観点についてEBAの監督上の異常値テストで定義されている最大閾値を遵守する）金利リスクに対する選好度を明示した。EIBの自己資金の投資戦略である「金利リスク戦略」は、こうした金利リスク選好に沿ったものである。

IBOR改革

ロンドン銀行間金利（LIBOR）などの指標金利は金融契約で広く用いられていた。代替指標金利への世界的な移行は、金融市場において着手された最も困難な課題を含んだ改革の一つであった。他の銀行と同様に、EIBは、これらの市場全体の取り組みの一部であるIBORに対して重要なエクスポージャーを有していた。

金融商品クラス別の移行状況

貸付活動および資金調達活動の一環として、EIBは主に顧客および金融機関への変動金利貸付金ならびにEIBの活動に資金提供するための発行債券に関して、IBOR改革へのエクスポージャーを有していた。金利リスクおよび為替リスクへのエクスポージャーを管理するために、EIBはデリバティブ商品を利用している（固定金利貸付金や借入業務のヘッジなど）。

デリバティブは、対応するキャッシュ・フローの大部分がIBOR金利を参照しているため（すなわち、「変動金利」）、IBORレートの影響を直接的に受ける最大の金融商品クラスである⁽¹⁴⁾。EIBは、2021年にISDAのIBORフォールバック・プロトコルおよびサプリメントを遵守した。このプロトコルは、デリバティブの従前のポートフォリオの円滑な移行を確保するために、金利指標の廃止時に適用される強固なフォールバック条項をカウンターパーティーが組み込むための修正メカニズムを提供するものである。LIBORに連動するスワップにおけるEIBのすべてのカウンターパーティーも、このプロトコルおよびサプリメントを遵守している。このプロトコルおよびサプリメントの適用を通じて、EIBは2022年末までにLIBORを参照するデリバティブの想定元本エクスポージャー（英ポンド、スイス・フラン、日本円および米ドル建て）のすべてをシステムにおいて移行した。

(14) デリバティブは、注A.4.5に記載されている方法に従って再測定されている。

変動金利貸付金は、IBOR金利の影響を直接的に受ける金融商品の中で2番目に大きなクラスである。2023年12月31日現在、当初にスイス・フラン、日本円および英ポンドに連動していた変動金利契約はもはやLIBORに連動していない。2023年中に、EIBは米ドルLIBORに連動する貸付金の移行を進め、そのエクスポージャーの大部分が移行されている。残り（現在合成米ドルLIBORを使用しているカウンターパーティー6社で、エクスポージャー総額329百万ユーロ）は2024年に移行される予定である。

資金調達面では、EIBは2018年より貸借対照表で新たなRFRを参照する債券商品を発行している。加えて、優先市場構成の設定に基づいて、EIBは必要な流動性を備えた関連するRFR市場の支援に重点を置いている。

2023年12月31日現在、米ドルLIBOR連動の債券は、2026年に満期を迎える80百万米ドルの「タフレガシー」を除いてすべて移行された。

2023年中の、IBOR改革に伴う移行による移行日時点における金融業務の損益の性格別の影響は以下のとおりである。

(単位：百万ユーロ)	未決済残高	金融業務損益
FV0による公表市場価格のない貸付金の純損益	19	0
FV0による公表市場価格のない借入金の純損益	0	0
貸付金のヘッジ会計による純損益	4,564	1
借入金のヘッジ会計による純損益	86,534	-11
損益合計	91,117	-10

2022年中の、IBOR改革に伴う移行による金融業務の損益の性格別の影響は以下のとおりである。

(単位：百万ユーロ)	未決済残高	金融業務損益
スワップ/デリバティブの純損益	0	0
FV0による公表市場価格のない借入金の純損益	0	0
貸付金のヘッジ会計による純損益	0	0
借入金のヘッジ会計による純損益	0	0
損益合計	0	0

EIBの自己資金/資本の経済価値に対する金利リスク

EIBの金利リスク戦略は、グループの経済価値に対するリスクを抑制しながら、バランスが良く持続可能な収益特性を維持することを目指している。また、将来の成長のための資金の自力調達という目標を踏まえて、こうした収益特性に明確な選好が定められている。この全体的な目的は、中長期的な投資プロファイルに従って自己資金を投資することによって達成される。言うまでもなく、金利リスクのRAF指標についての限度額を遵守する必要がある。

EIBの自己資金の投資を支える金利戦略とは別に、金利リスクに関しては、EIBの貸借対照表上マッチファンドされるべきである。EIBの貸借対照表上で完全にマッチファンドすることは運用上実務的に可能ではないため、ギャップリスクおよびベシスリスクでの小幅の逸脱は容認される。これらの正味の残存金利リスク・ポジションは、事前に承認された限度内で管理され、後者は個々のリスクがリスク選好の境界内にとどまることを確実にするために範囲が設定される。

金利リスク制限の枠組みに加えて、EIBはEBAの標準化されたショックシナリオ⁽¹⁾に基づき、予想利益と経済価値に対して定期的なストレス・テストを実施している。このテストは、金利環境の深刻な変化から生じる潜在的な悪影響を特定する目的に役立つ。

(1) EBA/RTS/2022/10。

経済価値に関するストレス・テストはEIBレベルおよびグループレベルで実施される。2023年12月31日現在、EBAの監督上の異常値テストシナリオの最悪の影響は、EIBおよびEIBグループの自己資金の経済価値をそれぞれ42.4億ユーロおよび42.8億ユーロ（2022年：それぞれ53.7億ユーロおよび54.4億ユーロ）減少させる⁽²⁾。

- (2) ストレス・テストは、保険数理計算人によって計算される年金および健康保険債務（確定給付債務、DB0）を含む、リスク感応度の高いすべての銀行帳簿商品に対して実施される。

EIBのポートフォリオに組入れられている金融商品のうち、一部の取引（借入れおよび関連するスワップ）には償還オプションが規定されており、満期前に償還される場合があるため、最終満期日については不確実性が組み込まれている。しかし、これらのパッケージ（借入金とそれに伴うスワップ）は完全にバックツーバックで（キャッシュ・フローのレベルまで）取引が行われるため、最後に関連する指標金利に連動し、限定的な金利リスクを負う単純な合成変動利付債とみなすことができる。

下表は、2023年12月31日現在および2022年12月31日現在のグループの任意償還条項付借入金ポートフォリオの特性をまとめ、想定元本合計、平均の契約上の満期日、平均予想償還日（双方とも、当該取引の想定元本で加重）を資金調達通貨別と関係する主要リスク・パラメーター別に表示したものである。

資金調達通貨別（スワップの影響考慮後）：

2023年12月31日		支払通貨	
(単位：百万ユーロ)		ユーロ	米ドル
			合計
ユーロ建想定元本	-2,460	-1,061	-3,521
平均満期日	2046年7月29日	2037年11月25日	2043年12月17日
平均予想償還日	2038年8月1日	2034年8月6日	2037年5月19日

2022年12月31日		支払通貨	
(単位：百万ユーロ)		ユーロ	米ドル
			合計
ユーロ建想定元本	-2,467	-1,149	-3,616
平均満期日	2046年4月5日	2037年6月9日	2043年6月17日
平均予想償還日	2039年4月1日	2033年10月21日	2037年7月8日

関係するリスク・パラメーター別：

2023年12月31日	リスク・パラメーター		
	為替レートの水準	金利カーブの水準	合計
(単位：百万ユーロ)			
ユーロ建想定元本	-239	-3,282	-3,521
平均満期日	2037年12月30日	2044年5月23日	2043年12月17日
平均予想償還日	2033年1月28日	2037年9月11日	2037年5月19日

2022年12月31日	リスク・パラメーター		
	為替レートの水準	金利カーブの水準	合計
(単位：百万ユーロ)			
ユーロ建想定元本	-283	-3,333	-3,616
平均満期日	2035年7月18日	2044年2月17日	2043年6月17日
平均予想償還日	2032年5月21日	2037年12月15日	2037年7月8日

EIBの利益に対する金利リスク

利益に対するリスク⁽³⁾は、金利カーブ全体が2パーセンテージ・ポイント低下した場合の向こう36ヵ月間で変動しうる正味受取利息の金額を定量化する。このようなエクスポージャーは、主に資産と負債の金利更改期間のミスマッチから生じ、リスク選好の枠組みで定められた限度内にとどまらなければならない。

- (3) EIBはまた、「正味受取利息の大幅減少」と名付けた正味受取利息の監督上の異常値テストを通じて、正味受取利息に対するリスクを監視している。

2023年12月31日現在のポジションでは、金利が200ベース・ポイント低下すると、EIBおよびEIBグループの正味受取利息は、それぞれ1,216.5百万ユーロ（2022年：920.5百万ユーロ）および1,321.3百万ユーロ減少する計算である。正味受取利息の分析を拡充し、金利が200ベース・ポイント上昇すると、EIBおよびEIBグループの正味受取利息は、それぞれ1,280.7百万ユーロ（2022年：937.3百万ユーロ）および1,385.5百万ユーロ減少する計算である。

EIBは、案件ごとに利益の感応度のシミュレーションを可能にする専用のソフトウェアを使用している。利益の感応度は発生主義で測定され、分析対象期間にわたり、EIBは（基礎となるシナリオの中で定められている市場金利で）業務計画の中で予想されている新規貸付業務を実現し、承認を受けた限度枠内にエクスポージャーを維持し、資金不足の補充または余剰現金の投資を目的とする短期金融市場取引を執行するという「現行」の仮定に基づいて算出される。EIBの現行実務に従い、モデルでは、シミュレーション上の利益は株主には配分されず、EIB業務の資金補充に当てられると仮定している。管理費は、業務計画の予想に応じて見積られる。

EIFの金利リスクの管理

EIFは、資本市場や短期金融市場で資金を調達していないにもかかわらず、金利リスクの主にギャップリスクにさらされている。EIFにおける主要な金利感応度の高いエクスポージャーは、負債サイドの年金の確定給付債務および資産サイドの財務勘定の固定利付債券である。

EIFのリスク選好ステートメントには現在、金利リスク指標は含まれておらず、明確な金利リスク戦略も示されていないが、EIFは金利リスク・エクスポージャーをカバーするために経済資本を配分している。EIFはグループの銀行勘定の金利リスク（「IRRBB」）についての資本測定技法に従っている。すなわち、EIFの金利リスクは標準的観点および経済的観点の両方から評価され、両者のうち悪い方が経済資本（「ECap」）比率に基づき考慮される。

S.4.2. 為替リスクの管理

為替（「FX」）リスクは、為替レートの変動による、グループのポジションの経済価値の変動、または同ポジションから得られる収益に対するリスクを指す。資産、負債およびヘッジ手段の間で通貨のミスマッチがある場合に、グループは為替リスクにさらされる。

グループは、EIBの定款およびEIFのリスク選好の枠組みを遵守して、中核業務を遂行するために直接必要（具体的には、定款およびリスク選好の枠組みに沿って、EIBについては資産・負債構造における通貨のミスマッチを事前承認された厳しい制限内にとどめること、一方EIFについては、為替ポジションが持分投資または保証投資より発生する可能性があること）でない為替業務には従事しない。

為替ポジション

ポジション（純額）（単位：百万ユーロ）	2023年	2022年
ユーロ（EUR）	-563	-193
英ポンド（GBP）	101	53
米ドル（USD）	16	79
その他の通貨	446	61
ユーロ以外の通貨の合計	563	193

S.4.3. 株価リスク

株価リスクは、株価指数の水準および個々の持分投資価値が低下した結果、持分の公正価値も低下するリスクである。

2023年12月31日現在の株価リスクは、主に理事会の承認を受けた戦略的業務（EIFがEIBに代わって自身の財源で行うプライベート・エクイティ/ベンチャー・キャピタルおよびインフラ基金投資、投資ファンド、特別活動として行う株式類似商品への投資、EBRDへの出資）に限られていた。これらの業務は特別な監視体制のもとに置かれ、当該エクスポージャーは十分な資本で裏付けされる。

継続的に監視し統制するために非上場持分ポジションの価額を入手するのは、容易ではない。このようなポジションの場合、入手できる最良の指標としては、類似資産の価格、該当する評価技法による評価の結果が挙げられる。

他の変動要因がいずれも変わらない場合に、合理的に可能性のある株価指数の変動が原因で（2023年12月31日および2022年12月31日現在の持分投資の公正価値が増減した結果）グループの自己資本が受ける影響は、次のとおりである。

2023年

2022年

	株価の変動	自己資本が受ける 影響 ⁽¹⁾	株価の変動	自己資本が受ける 影響 ⁽¹⁾
	%	(単位：千ユーロ)	%	(単位：千ユーロ)
プライベート・エクイティ / ベンチャー・ キャピタル事業 / インフラ基金 ⁽²⁾	-12	-1,523,402	-10	-1,328,159
EBRD持分	-10	-64,687	-10	-54,758
投資基金	-10	-505,369	-10	-481,786

(1) 損益計算書を含む。

(2) プライベート・エクイティ / ベンチャー・キャピタル事業およびインフラ基金の感応度は、公開市場のポジションの市場リスクに基づき、EIFが計算する。

S.5. オペレーショナル・リスク

EIBグループのオペレーショナル・リスク方針に定義されているように、オペレーショナル・リスクとは、不十分もしくは機能不全の内部プロセス、人員もしくはシステム、または外部事象に起因する損失リスクを意味する⁽⁴⁾。

(4) 外部事象の定義からは、顧客の倒産や不利な市場の動き、または類似の事象は除外されており、これらは信用リスクおよび市場リスクそれぞれのトリガーである。

グループのすべての活動はオペレーショナル・リスクの影響を受ける可能性があり、したがってグループはオペレーショナル・リスクを体系的に特定、評価、監視および報告し、オペレーショナル・リスクへのエクスポージャーを限定するために十分な統制とリスク軽減策を実施することを目指している。

EIBグループ・リスク・コンプライアンス部門内のオペレーショナル・リスク・ユニット、EIFのリスク管理部門、ならびにEIBのファイナンシャル・コントロールにおける内部統制およびアサーション部門が、グループ・オペレーショナル・リスクの枠組みおよび関連する方針および手続きを決定する責任を有し、その枠組みの実施責任はグループのすべての部署が担う。グループは、オペレーショナル・リスク管理業務を、適用されるベスト・バンキング・プラクティス（「BBP」）に準拠して編成している。

報告については、EIBグループ・オペレーショナル・リスク報告書が、オペレーショナル・リスクの管理とモニタリングのすべての側面について責任を有するグループ最高リスク責任者（「GCRO」）によって承認され、経営委員会（「MC」）、監査委員会（「AC」）およびディレクター・ジェネラル（「DG」）に提出される。加えて、0.25百万ユーロを超える損失／利益は、即座に総裁に報告される。

2023年7月の理事会の承認を受け、グループは、更新されたオペレーショナル・リスクの（重要）指標を用いた、改訂後の非財務リスク選好の枠組み（「NFR RAF」）を導入した。最初のグループNFR RAFダッシュボードが作成され、2023年度第2四半期のデータとともに上級経営陣に配布された。

EIFでは、リスク管理部門のオペレーショナル・リスク課が監査役会（「AB」）および上級経営陣に定期的な報告を行う。

グループは、専用の制裁コンプライアンス・プログラムを含む強固なコンプライアンス統制を有し、グループの活動がEIBグループに適用されるすべての制裁を遵守することを確実にしている。特にロシアによるウクライナ侵攻を対象とした制裁に関しては、グループの事業活動への重大な影響は確認されていない。

グループは欧州連合の重要な機関であるため、サイバー攻撃の標的となる可能性が高い。ウクライナ戦争に伴い、直接的なサイバー攻撃やスピルオーバー攻撃のリスクが高まっており、グループはEUの機関・団体・組織のコンピュータ緊急対応チーム（「CERT-EU」）と協力して、このリスクを注意深く監視している。業務の安全性と健全性を確保するために、グループはサイバー攻撃に対する強固なセキュリティ対策を実施している。

S.6. 気候変動および環境リスク

EIBグループは、長期融資の提供者として、気候変動および環境リスクに関する潜在的な影響が財政面に及ぶ。AAAに格付けされた事業体として、またEUの気候対策銀行としての立場から、グループは、現行規制要件ならびにベスト・バンキング・プラクティスおよび市場慣行に従って、包括的かつ慎重な気候リスク管理の枠組みを確立することに全力を尽くしている。

気候変動および環境リスクは、グループがさらされている様々なリスクカテゴリー（信用、金利、流動性および資金調達、為替、株価、オペレーショナルおよび風評）に幅広く影響を及ぼすことから、EIBグループによって特定および管理されている。

グループは、気候変動および環境リスクを、主要なリスクに悪影響を及ぼすリスクと定義し、以下を明確に区別している。

- 低炭素かつ気候回復力が強く、環境的により持続可能な経済への移行から生じる移行リスク
- （洪水、干ばつ、嵐などの異常気候事象をより頻繁に引き起こす）気候変動の物理的影響、およびとりわけ、水、大気、土壌、生物多様性などの自然破壊から生じる物理的リスク。

短期的な観点（最長１年の対象期間）からは、気候変動および環境リスクはEIBグループのIFRS準拠財務書類に重大な影響を及ぼすとはみなされていない。だが、その長期的な影響対象期間（10年超）および悪影響が指数的に増大する可能性により、グループはこれらのリスクの管理の強化を継続し、積極的に行うことに尽力している。

信用リスクおよび株価リスクの観点からは、短期から中期（最長10年）において、グループの貸付金およびエクイティ・ポートフォリオは、移行リスクに対しての感応度が高まり、グループのカウンターパーティーがクライメート・トランジションの達成ができなかった場合には、このリスクは重大なものとなる可能性がある。

特に、気候変動関連リスクについては、以下に関連して年次で発行されているグループのTCFD報告書の「リスク管理」の項を参照のこと。

- 気候関連リスクの特定および評価（気候変動関連リスクがグループがさらされている各種のリスクカテゴリーに影響を及ぼす可能性のある様々な対象期間にわたっての詳細な影響評価について）
- 気候関連リスクの管理
- リスク選好の枠組み、自己資本充実度評価、気候変動リスクのストレス・テスト、シナリオ分析、リスク報告などの分野で、気候変動関連リスクをグループ全体のリスク管理に統合

注T：資産および負債の会計上の分類および公正価値（単位：百万ユーロ）

下表は、グループの各種類、各区分の資産および負債の分類を示したものである。

	注	AC	FVTPLでの 測定に指定 (FV0)	強制的に FVTPLで測定	FVOCI - 資本性 金融商品	金融資産 / 負債以外	帳簿価額合計
2023年12月31日現在							
現金、中央銀行および郵便局預け金	B.1	210	0	0	0	0	210
短期国庫証券・負債証券ポートフォリオ	B.2	42,846	177	5,843	0	0	48,866
金融機関および対顧客貸付金および預け金	C/D	457,174	12,822	2,339	0	0	472,335
株式およびその他の変動利付証券	B.3	0	819	18,823	647	0	20,289
デリバティブ資産	Q	0	0	28,657	0	0	28,657
有形固定資産	E	0	0	0	0	393	393
無形資産	E	0	0	0	0	96	96
その他の資産 / 払込請求だが払込未済の応募済資本金および準備金	G.1/W.1	488	0	0	0	431	919
前払金		0	0	0	0	260	260
合計		500,718	13,818	55,662	647	1,180	572,025
金融機関および顧客に対する債務	H	4,220	0	0	0	0	4,220
債務証券借入	I	412,882	18,863	0	0	0	431,745
デリバティブ負債	Q	0	0	34,337	0	0	34,337
その他の負債	G.2	2,877	0	462	0	2,167	5,506
繰延収益	F	0	0	0	0	667	667
引当金	J/D.4	0	0	0	0	6,534	6,534
合計		419,979	18,863	34,799	0	9,368	483,009

	注	AC	FVTPLでの 測定に指定 (FV0)	強制的に FVTPLで測定	FVOCI - 資本性 金融商品	金融資産 / 負債以外	帳簿価額合計
2022年12月31日現在							
現金、中央銀行および郵便局預け金	B.1	113	0	0	0	0	113
短期国庫証券・負債証券ポートフォ リオ	B.2	28,223	180	4,200	0	0	32,603
金融機関および対顧客貸付金および 預け金	C/D	462,418	13,235	2,234	0	0	477,887
株式およびその他の変動利付証券	B.3	0	772	17,573	548	0	18,893
デリバティブ資産	Q	0	0	35,044	0	0	35,044
有形固定資産	E	0	0	0	0	345	345
無形資産	E	0	0	0	0	70	70
その他の資産 / 払込請求済だが払込 未済の応募済資本金および準備金	G.1/W.1	811	0	0	0	223	1,034
前払金		0	0	0	0	286	286
合計		491,565	14,187	59,051	548	924	566,275
金融機関および顧客に対する債務	H	6,933	0	0	0	0	6,933
債務証券借入	I	393,669	23,749	0	0	0	417,418
デリバティブ負債	Q	0	0	43,758	0	0	43,758
その他の負債 (*)	G.2	3,172	0	420	0	1,448	5,040
繰延収益	F	0	0	0	0	479	479
引当金	J/D.4	0	0	0	0	5,771	5,771
合計		403,774	23,749	44,178	0	7,698	479,399

(*) 財務書類の可読性を向上させるため、項目間での組替が行われている。

下表は、グループの各種類、各区分の資産および負債の公正価値を示したものである。
金融資産以外および金融負債以外の場合、帳簿価額を公正価値としている。

	AC	FVTPLでの 測定に指定 (FVO)	強制的に FVTPLで測定	FVOCI - 資本性 金融商品	金融資産 / 負債以外	帳簿価額合計
2023年12月31日現在						
現金、中央銀行および郵便局預け金	210	0	0	0	0	210
短期国庫証券・負債証券ポートフォ リオ	42,524	177	5,843	0	0	48,544
金融機関および対顧客貸付金および 預け金	430,689	12,822	2,339	0	0	445,850
株式およびその他の変動利付証券	0	819	18,823	647	0	20,289
デリバティブ資産	0	0	28,657	0	0	28,657
有形固定資産	0	0	0	0	393	393
無形資産	0	0	0	0	96	96
その他の資産 / 払込請求済だが払込 未済の応募済資本金および準備金	488	0	0	0	431	919
前払金	0	0	0	0	260	260
合計	473,911	13,818	55,662	647	1,180	545,218
金融機関および顧客に対する債務	4,220	0	0	0	0	4,220
債務証書借入	403,790	18,863	0	0	0	422,653
デリバティブ負債	0	0	34,337	0	0	34,337
その他の負債	2,877	0	462	0	2,167	5,506
繰延収益	0	0	0	0	667	667
引当金	0	0	0	0	6,534	6,534
合計	410,887	18,863	34,799	0	9,368	473,917

	AC	FVTPLでの 測定に指定 (FV0)	強制的に FVTPLで測定	FVOCI - 資本性 金融商品	金融資産 / 負債以外	帳簿価額合計
2022年12月31日現在						
現金、中央銀行および郵便局預け金	113	0	0	0	0	113
短期国庫証券・負債証券ポートフォ リオ	27,380	180	4,200	0	0	31,760
金融機関および対顧客貸付金および 預け金	446,114	13,235	2,234	0	0	461,583
株式およびその他の変動利付証券	0	772	17,573	548	0	18,893
デリバティブ資産	0	0	35,044	0	0	35,044
有形固定資産	0	0	0	0	345	345
無形資産	0	0	0	0	70	70
その他の資産	811	0	0	0	223	1,034
前払金	0	0	0	0	286	286
合計	474,418	14,187	59,051	548	924	549,128
金融機関および顧客に対する債務	6,933	0	0	0	0	6,933
債務証書借入	383,244	23,749	0	0	0	406,993
デリバティブ負債	0	0	43,758	0	0	43,758
その他の負債 ^(*)	3,172	0	420	0	1,448	5,040
繰延収益	0	0	0	0	479	479
引当金	0	0	0	0	5,771	5,771
合計	393,349	23,749	44,178	0	7,698	468,974

(*) 財務書類の可読性を向上させるため、項目間での組替が行われている。

注U：セグメント報告（単位：百万ユーロ）

この注記で開示するセグメント情報はIFRS第8号により適用される「マネジメント・アプローチ」に準拠して作成されたものであり、セグメントの定義とセグメント報告に用いる情報の作成は、いずれもグループ内の経営判断用に作成された情報に基づいている。

EIBグループの報告セグメントは1つのみである。すなわち、欧州内外の貸付業務、借入業務、および財務業務（自己勘定取引業務）で構成される長期資金提供活動である。EIBのベンチャー・キャピタル投資は、単独では2023年度に報告セグメントの決定のための量的基準のいずれも満たさず、そのため、EIBの長期資金提供活動と共に報告されている。経営委員会は、事業運営に関するグループの最高意思決定機関として、EIBの長期資金提供活動の業績を記した内部経営報告書を少なくとも四半期に1回検証する。

プライベート・エクイティ/ベンチャー・キャピタルおよびインフラストラクチャー投資ならびに保証供与を通じてEIFが行っている中小企業（SME）向け金融支援は、2023年、2022年ともに報告セグメントの決定に係る量的基準のいずれも満たしておらず、報告セグメントの収益、損益ならびに資産および負債の調整では「その他」として開示されている。

報告セグメントの情報

	長期貸付業務	
	2023年	2022年
対外収益：		
正味受取利息	2,803	2,688
正味株式収益	617	623
正味受取手数料	68	60
金融業務損益	238	317
その他の業務収支	2	5
セグメント収益合計	3,728	3,693
その他の重要な非現金項目：		
貸付金および株式の減損損失	-234	43
	-234	43
報告セグメントの利益	2,159	2,327
報告セグメントの資産	565,878	561,151
報告セグメントの負債	481,967	478,488

報告セグメントの収益、利益ならびに資産および負債の調整

	2023年	2022年
収益：		
報告セグメントの収益合計	3,728	3,693
その他の収益	351	222
連結収益	4,079	3,915
利益：		
報告セグメントの利益合計	2,159	2,327
その他の利益	183	44
連結損益	2,342	2,371
資産：		
報告セグメントの資産合計	565,878	561,151
その他の資産	6,148	5,144
連結資産合計	572,026	566,295
負債：		
報告セグメントの負債合計	481,967	478,488
その他の負債	1,042	912
連結負債合計	483,009	479,400

注V：契約債務、偶発債務、担保差入資産およびその他の注記事項（単位：千ユーロ）

グループは顧客の財務上のニーズを満たすために貸付に関連する様々な金融商品を使用している。グループは、融資枠、スタンドバイおよびその他の信用状、保証、レポ取引枠、ノート発行ファシリティならびにリボルビング・アンダーライティング・ファシリティを提供している。保証は、一定条件を満たすことを条件として、顧客が第三者に対して債務不履行を起こした場合にグループが弁済を行うという取消不能の保証である。

これらの商品の契約額は、顧客が債務不履行を起こした場合におけるグループにとってのリスクの最高額である。このリスクは、融資ファシリティを提供する際に伴うリスクに類似しており、同等のリスク管理プロセスおよび特定の与信リスク管理方針により管理されている。

2023年12月31日および2022年12月31日現在の契約債務、偶発債務、およびその他の注記事項は以下のとおりである（額面価格、単位：千ユーロ）。

	2023年 12月31日	2022年 12月31日
偶発債務および保証：		
- 第三者からの貸付金に係るもの	32,830,887	31,931,060
契約債務：		
- EBRD払込未請求資本	712,630	712,630
- 未実行貸付金（注D.1）		
金融機関	29,240,406	30,757,433
対顧客	99,325,526	93,274,466
	128,565,932	124,031,899
- プライベート・エクイティおよびベンチャー・キャピタル事業への未実行額	5,866,055	5,308,623
- 投資基金およびインフラ基金への未実行額	3,312,394	3,435,704
- その他の投資への未実行額	1,459,071	651,129
- ローンチ済未決済借入	223,950	223,950
第三者に代わって保有している資産 ^(*) ：		
- イノベーション基金	9,030,405	6,913,187
- 近代化基金	5,118,076	3,906,016
- インベストメント・ファシリティ・コトヌー	4,009,790	4,334,223
- イノベーターのためのEU資金提供（InnovFin）	2,101,940	2,077,808
- インベストEU	2,028,916	2,307,793
- NER300	1,043,512	1,022,327
- コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティ（CEF）	865,833	824,615
- 資金パートナーシップ・プラットフォーム	674,629	213,415
- 汎ヨーロッパ保証基金	669,835	674,444
- 欧州構造投資基金（ESIF）	596,584	529,774
- COSME借入保証ファシリティ（LGF）および成長株式投資ファシリティ（EFG）	524,801	654,491
- 欧州テック・チャンピオン・イニシアチブ（ETCI）信託口座	452,514	0
- イタリア向けSMEイニシアチブ	375,563	383,301

	2023年 12月31日	2022年 12月31日
- EUアフリカ・インフラ信託基金	373,485	393,040
- REG	323,804	246,115
- 中小企業向け欧州共同財源 (JEREMIE)	293,326	289,474
- ルーマニア向けSMEイニシアチブ	248,893	239,330
- 復興・強靱化ファシリティ金融商品 (「RRF-FI」)	248,649	156,874
- 地域金融商品	177,627	216,990
- 欧州戦略投資基金 (「EFSI EIF」)	165,621	206,949
- ACP信託基金ECコンパートメント	123,622	0
- 特別部門	119,221	128,487
- InnovFin エクイティ	101,525	54,638
- 雇用および社会イノベーション・プログラム (EaSI)	89,755	101,690
- リスク・シェアリング・ファイナンス・ファシ リティ (RSFF) (リスク・シェアリング・インスツル メント (RSI) を含む)	86,885	90,681
- ブルガリア向けSMEイニシアチブ	85,963	84,638
- InnovFin中小企業保証	83,013	86,149
- GIF 2007	73,892	176,814
- EUウクライナ基金	72,931	0
- 文化・クリエイティブ部門保証ファシリティ	67,690	64,861
- エネルギー効率関連プライベート・ファイナンス商 品	57,090	54,747
- フィンランド向けSMEイニシアチブ	56,891	59,375
- 西バルカン諸国企業開発および新規事業育成ファシ リティ (WB EDIF)	56,710	56,684
- NPI	56,665	59,375
- SMEG 2007	54,988	55,941
- 欧州近隣パートナーシップ枠組み (ENPI)	51,178	68,268
- 深化した包括的自由貿易協定地域 (DCFTA)	50,588	51,063
- 近隣インベストメント・ファシリティ (NIF) リスク 資本ファシリティ	45,075	37,103
- GF ギリシャ	43,687	42,406
- 国際開発協力機構 (AECID)	37,956	49,809
- 欧州戦略投資基金 (EFSI) - 欧州投資アドバイザ リー・ハブ (EIAH)	37,864	33,339
- JESSICA保有基金	33,025	176,684
- グレーター・アナトリア・ギャランティー・ファシ リティ (GAGF)	29,309	29,404
- グローバル譲許の資金ファシリティ (GCFF) ヨルダ ン民間セクター保証ファシリティ	28,370	0
- マルタ向けSMEイニシアチブ	26,911	26,945
- 欧州地中海投資パートナーシップ制度 (FEMIP) 信託 基金	25,947	22,543
- 連邦経済技術省	24,896	22,254
- マルチ・アニュアル・プログラム (MAP) ギャラン ティー	23,852	30,856
- スペイン向けSMEイニシアチブ	23,395	19,405
- 加盟候補国向け支援制度 (IPA) II	18,729	24,333

	2023年 12月31日	2022年 12月31日
- EPTA信託基金	18,030	17,987
- 近隣インベストメント・ファシリティ (NIF) 信託 基金	17,404	28,878
- ドイツ未来基金成長ファシリティ	15,074	7,208
- 技術移転アクセラレーター (TTA) トルコ	13,047	13,016
- 自然環境保護資金調達ファシリティ	12,173	11,514
- EUサポート・ブースト・アフリカ	12,069	5,207
- IW 4	9,691	0
- 多地域保証プラットフォーム・イタリア (AGRI)	8,968	14,225
- マルチ・アニュアル・プログラム (MAP) エクイティ	8,133	11,819
- インベストEUアドバイザー・ハブ	4,433	0
- BIF	4,349	5,005
- グローバル・エネルギー効率・再生可能エネルギー 基金 (GEEREF)	3,372	3,372
- 学生ローン保証ファシリティ	3,273	3,447
- ポーランド・グロース・ファンド・オブ・ファンズ (PGFF)	2,702	3,684
- JASPERS	2,488	0
- 中央ヨーロッパ・ファンド・オブ・ファンズ	2,476	2,037
- Fiコンパス	2,375	0
- アルプス地域成長投資プラットフォーム (AlpGIP)	2,073	1,082
- ドイツ・コロナ・マッチング・ファシリティ (CMF)	1,522	2,229
- グローバル環境ファシリティ - 国連環境プログラム (GEF-UNEP)	1,378	1,431
- EU貿易振興・競争力向上プログラム	792	880
- MS-C-加盟国コンパートメント	546	0
- ファンド・オブ・ファンズ・マンドート (仮想)	326	0
- LfA-EIFファシリティ	311	847
- G43信託基金	285	284
- EUフォー・ビジネス保証ファシリティ	281	0
- アフリカ投資プラットフォーム (AIP) マラウイ農業 促進 (Kulima)	276	262
- アフリカ投資プラットフォーム (AIP) ザンビア	258	298
- 技術移転パイロット・プロジェクト (TTP)	232	204
- 欧州技術ファシリティ	225	77
- 持続可能な開発のための欧州基金 (EFSD) 保証 「金融イニシアチブへのアクセス」	200	217
- ドイツのためのメザニン・ダッハ・ファンド (MDD)	142	255
- 投資のための技術支援 (EPIC)	51	8
- グリーン・フォー・グロース・ファンド (GGF)	7	7
- TARGET	3	0
	31,160,391	27,434,138

その他の項目：

- 金利スワップの想定元本 (注S.2.5.2)	598,658,133	573,024,821
- 通貨スワップ契約 (支払) の想定元本	239,108,656	242,236,843
- 通貨スワップ契約 (受取) の想定元本 (注S.2.5.2)	238,814,394	243,344,964
- 短期通貨スワップ契約 (支払) の想定元本	26,606,319	21,731,627

	2023年 12月31日	2022年 12月31日
- 短期通貨スワップ契約（受取）の想定元本（注Q.3）	26,212,091	21,411,941
- 先物契約の想定元本	21,311,849	8,804,329
- 為替予約取引の想定元本（注Q.3）	127,287	267,069
- ローンチ済未決済通貨スワップ（受取）（注 S.2.5.2）	45,517	0
- ローンチ済未決済通貨スワップ（支払）	45,249	0
- 借入債務支払に係る特別預け金 ^(**)	2,422	560

(*) 運用下の資産は、利用可能な最新の数値に基づいて、オフ・バランスシート項目として開示されている。比較対象数値は、利用可能な最新の情報を反映するために修正再表示されることがあり得る。

(**) この項目は、グループが支払代理人に支払ったが、グループが発行した債券の保有者による支払いのための提示がなされていない、期日到来済みのクーポンおよび債券の金額に相当する。

V.1. イノベーション基金

イノベーション基金は、指令2003/87/ECの第10a条(8)により設立され、気候変動の緩和に著しく寄与する環境上安全な二酸化炭素回収・有効利用(「CCU」)および生産された炭素集約的なものに代わる製品を含む、低炭素技術およびプロセスにおけるイノベーションを全加盟国で支援し、環境上安全な二酸化炭素の回収・貯留(「CCS」)ならびに革新的な再生可能エネルギーおよびエネルギー貯蔵技術を目的とするプロジェクトの建設および運営を振興することを支援する。EIBは、イノベーション基金の個別財務書類を作成している。

V.2. 近代化基金

改正EU排出量取引制度(ETS)指令第10d条に基づき設立された近代化基金は、エネルギーシステムを近代化し、次のEUの受益加盟国(「MS」)10カ国のエネルギー効率を改善することを目的としている。ブルガリア、チェコ共和国、クロアチア、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ポーランド、ルーマニアおよびスロバキア。近代化基金は、再生可能エネルギー源からのエネルギーの生成と利用、エネルギー効率、エネルギー貯蔵、地域暖房、パイプラインおよびグリッドを含むエネルギーネットワークの近代化、労働者の再配置、技能再教育およびスキルアップ、教育、求職活動ならびに起業への投資を支援している。EIBは、近代化基金の個別財務書類を作成している。

V.3. インベストメント・ファシリティ・コトヌー

EIBが管理するインベストメント・ファシリティは、アフリカ・カリブ海および太平洋地域諸国と欧州連合および加盟国との間における協力・開発に関する2000年6月23日付(その後改正済)のコトヌー協定に基づき設立されたものである。EIBは、インベストメント・ファシリティの個別財務書類を作成している。

V.4. イノベーターのためのEU資金提供(InnovFin)

InnovFinまたは「InnovFin - イノベーターのためのEU資金提供」は、EUの新規の2014年 - 2020年の研究プログラムである「ホライズン2020」に基づくEIB、EIFおよび欧州委員会の共同の取り組みである。2013年12月11日、研究およびイノベーションのための包括プログラム(2014年 - 2020年)であるホライズン2020を確立し、決定事項No1982/2006/ECを廃止する欧州議会および理事会規則(EU)No1291/2013(「ホライズン2020規則」)が採択された。2014年6月12日、欧州委員会、EIBおよびEIFは、金融商品であるInnovFinを設定する委任契約を締結した。InnovFinは、EIBグループによって提供される包括的かつ補完的な一連の金融ツールおよびアドバイザリー・サービスで構成され、零細企業から巨大企業までの企業による投資を支援するために研究およびイノベーション(「R&I」)のバリュー・チェーン全体を対象としている。EIBは、InnovFinの個別財務書類を作成している。

V.5. インベストEU

2022年3月7日、EU、EIBおよびEIFはインベストEUの下でEU保証を設定する保証契約（「本契約」）を締結した。インベストEUプログラムは、欧州における持続可能な投資、イノベーション、社会的包摂、雇用創出をさらに後押しすることを目的としている。インベストEUは、262億ユーロのEU予算保証を利用して官民投資を促進することが期待されており、このEU予算保証の75%がEIBとEIFに別々に付与される。2022年4月1日、EFSI債務標準ポートフォリオとEFSIハイブリッド・ポートフォリオのすべての事業がインベストEUに移管された。当初EFSI協定に基づいて保証されたこれらの事業は、「2021年以前の業務」として定義されている。EIBは、インベストEUの個別財務書類を作成している。

フィンランド気候行動保証

EIFは、2021年3月にフィンランド政府から、グリーン・トランジションに焦点を当てた金融商品の導入について打診を受けた。フィンランドからの拠出はインベストEU経由で行われる。2022年9月に資金拠出契約が締結され、また、フィンランドの加盟国コンパートメント・スケジュールを含むインベストEU保証の改訂契約が2023年8月10日に締結された。フィンランド気候行動保証は、エネルギー効率および再生可能エネルギー・セクターへの投資の支援におけるフィンランドの現在の課題に対処することを目的としている。フィンランド気候行動保証は、クリーンで効率的なエネルギーの生産と利用、持続可能かつ効率的なインフラ、低炭素ソリューションの研究と革新のための資金へのアクセスを促進し、最終的には地域経済のグリーンでサステナブルな社会への移行および気候目標の達成に貢献する。

EDFトップアップ（欧州防衛基金）

間接的支援セクター・サブプロダクトの下で防衛目標分野を支援するインベストEUマンドートの追加。欧州防衛基金からトランシェで100百万ユーロを受領し、この結果、EIFの自己資金と合わせて約175百万ユーロの投資能力を確保した。防衛分野における欧州の技術・産業基盤の発展を加速させる、軍民両用が可能なソリューションや技術などの戦略的資金の支援のためのオペレーションである。

インベストEU気候変動緩和

第3次改正IEUの調印を受けて、既存の（SIW）ウィンドウからのトップアップ・コミットメントを伴う、上限が設定されない新たなポートフォリオが想定されており、インベストEUのサステナブル保証商品の特定のコンポーネントを展開するように設計されている。

V.6. NER300

EIBは、NER300イニシアチブ（炭素回収・貯蔵実証プロジェクト、および革新的再生可能エネルギー技術のための資金調達プログラム）を遂行する際、エージェントとしてECをサポートする。当該ファシリティには、i) EUの割当量単位（EUA）の収益化、ii) EUA収益化活動を通じて受け取る資金の管理および支出、といった2つの活動が含まれる。EIBは、NER300のために個別財務書類を作成している。

V.7. コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティ（「CEF」）

コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティ（「CEF」）は、運輸、電気通信およびエネルギーのインフラストラクチャー・セクターにおける共益プロジェクトを支援するために、欧州横断的なネットワークに欧州連合の財政支援を提供することを目的とした、EIBと欧州委員会の間の共同協定である。欧州委員会は、CEFに基づく負債性金融商品の業務および管理をEIBに委託しており、これにより、欧州横断交通網プロジェクト融資保証手段（「LGTT」）およびプロジェクト債券イニシアチブ（「PBI」）の試験段階への連続性が確保される。LGTTとPBIは、CEFの下で2016年1月1日に統合された。CEF委任契約は、最新かつ共通のリスク・シェアリングの取決めを定めている。EIBは、CEFの個別財務書類を作成している。

V.8. 資金パートナーシップ・プラットフォーム（「PPF」）

PPFはEIBが運用する複数地域、複数拠出者、かつ複数セクターの、複数のファンドを組み込んだプラットフォームであり、持続可能な発展のために資金フローを増加させる必要性を考慮し、また欧州投資銀行の成功体験を基礎として設立された。PPFに基づく基金は、プラットフォーム規則に従って導入された。EIBは、PPFの個別ベースの合算財務報告を作成している。

V.9. 汎ヨーロッパ保証基金（「EGF」）

EGFは2020年4月23日に欧州理事会により、EU全体のCOVID-19対応パッケージの一部として承認された。2021年7月現在、22カ国の加盟国が約244億ユーロと見込まれる保証枠で参加を確認しており、参加国の事業体のみに支援適格が付与される。EGFは、金融仲介機関の商業的資金供与の要件を満たすが、COVID-19のパンデミックの経済的影響により苦戦している高リスク事業と最終的な受益者に資金提供を行うことを目的としている。この理由から、EGFはSMEに焦点を当てており、SMEはEGFが支援する資金供与の少なくとも65%の恩恵を受けることとなる。EGFはEIBとEIFによって共同で実施されており、それぞれが約半分の金額を担当するが、商品構成は異なっている。EIFは、上限付きおよび上限なしのポートフォリオ保証と間接的な株式型投資（ファンド）を想定していたのに対して、EIB側では、展開されている商品は、連動型リスク・シェアリング、ベンチャー債、合成資産ベース証券である。EIBは、EGFの個別財務書類を作成している。

V.10. 欧州構造投資基金（「ESIF」）

欧州構造投資基金（「ESIF」）の下、EIFは、加盟国により2015年11月以降の保有基金管理運営者として任命され、ESIFファンドの管理・運営を行っている。ESIFイニシアチブは、中小企業の資金調達、ならびにプライベート・エクイティ・ファンド、ギャランティー・ファンドおよびローン・ファンドなどの金融工学商品の利用を促進することを目的としている。EIFは、現在、加盟国・地域（バス＝ノルマンディー地域圏およびラングドック＝ルシヨン地域圏）との間で締結した19件のESIF資金供与契約を管理している。EIFは、ESIFの個別財務書類を作成している。

欧州構造投資基金 - クロアチア 2

クロアチア・ベンチャー・キャピタル・イニシアチブ 2 (CVCi 2) と呼ばれるこのマンドートは、CVCi (2018年に署名されたESIFクロアチア) の後継となるエクイティ・プログラムで、2021年-2027年を新たなプログラム期間としている。当初のプログラムの戦略を継続し、より大規模なCVCi 2の下で、EIFはクロアチアの新興企業に投資するベンチャー・キャピタルやアクセラレーター・ファンドに最大80百万ユーロ (CVCiで利用可能な資金の2倍以上) を展開し、さらにファンド・マネージャーに対し、EIFの気候行動や環境持続可能性の基準に沿った投資への配分を検討するよう奨励する。

欧州農業農村振興基金 (EAFRD) - FOSTER II - オクシタニー

オクシタニー地域圏は、構造基金を利用した第3世代の地域金融商品の設立をEIFに打診した (事前評価はEIBによって行われた)。EIFは、拡張性のある1つの種類の原商品で構成される33.3百万ユーロの保有基金を管理することになる。(1) 上限付きポートフォリオ保証 (農業セクターを対象)。

欧州地域開発基金 (ERDF) - FOSTER II - オクシタニー

オクシタニー地域圏は、構造基金を利用した第3世代の地域金融商品の設立をEIFに打診した (事前評価はEIBによって行われた)。EIFは、拡張性のある2つの種類の原商品、すなわち (1) 上限付ポートフォリオ保証 (中小企業)、および (2) 資金拠出されたリスク・シェアリング商品 (イノベーションおよび社会的企業) で構成される70百万ユーロの保有基金を管理することになる。

欧州構造投資基金 - ノルマンディー - EAFRD

ノルマンディー地域圏は、農業セクターを対象とし、フランスで2016年から実施されている地域金融商品の再現をEIFに打診した。EIFは、農業に焦点を当てた上限付ポートフォリオ保証の形態の原資産となる1つの金融商品で構成される35百万ユーロの保有基金を管理することになる。

欧州構造投資基金 - オーヴェルニュ＝ローヌ＝アルプ - EAFRD

オーヴェルニュ＝ローヌ＝アルプ地域圏は、農業セクターを対象とし、フランスで2016年から実施されている地域金融商品の再現をEIFに打診した。EIFは、農業に焦点を当てた上限付きポートフォリオ保証の形態の原資産となる1つの金融商品で構成される40百万ユーロの保有資金を管理する。

FAIRE - FRR II - ERDF

レユニオン地域圏は、構造基金を利用した第2世代の地域金融商品の設立をEIFに打診した。事前評価はEIBによって行われた。EIFは、拡張性のある原商品、すなわち (1) 資金拠出されたリスク・シェアリング商品、および (2) 株式共同投資で構成される50百万ユーロの保有基金を管理することになる。

V.11. COSME借入保証ファシリティ (LGF) および成長株式投資ファシリティ (EFG)

中小企業の資金調達の困難に対処するため、COSMEは、借入保証ファシリティ (「LGF」) および成長株式投資ファシリティ (「EFG」) を設立している。LGFおよびEFGは、中小企業が借入またはエクイティの形で資金調達の利用可能性を向上させることを目的としている。当該金融商品にも、SMEイニシアチブに基づくEUの拠出制度が含まれている。EFGは、域内企業の成長および研究・イノベーションを支援する持分金融商品の形で組成されている。LGFは、直接的または間接的な保証金融商品の形で組成されている。LGFの目的は、中小企業向けの資金調達市場の構造的な欠陥の軽減に貢献し、中小企業向けのより多様な資金調達市場の創生を支援することである。直接的または間接的な保証を通じて、

LGFは、成長力のある中小企業が資金調達の際に直面するとりわけ困難な状況に対処するため、借入による資金調達時に保証を行うことを目的としている。さらに、適格かつ透明性の高い証券化取引のメザニン・トランシェを保証することによって、LGFは中小企業の資金調達に新たな手段を提供することを目指している。EIFは、COSME LGFおよびEFGの個別財務書類を作成している。

V.12. 欧州テック・チャンピオン・イニシアチブ（ETCI）信託口座

ETCIイニシアチブは、2023年2月13日にEIBグループの資金（EIBから400百万ユーロ、EIFから100百万ユーロ）とドイツ、フランス、スペイン、イタリア、ベルギー、オランダからの拠出金により発足した。

確約されている32.5億ユーロの資金を用いて、大規模なベンチャー・キャピタル・ファンドに投資し、これらのファンドが成長後期段階にあるヨーロッパの優良なテクノロジー企業に成長資金を提供することで、ヨーロッパにおけるスケールアップ・ギャップへの対処を目指している。そのため、ETCIは欧州の戦略的自主性を確保する上で重要な役割を果たし、欧州で生まれた最も有望なテクノロジー企業が、規模拡大に必要な資本を欧州で確実に見つけることができるようにする。

V.13. イタリア向けSMEイニシアチブ

2016年中に、SMEイニシアチブに関連して、EIFとフィンランド、ブルガリア、ルーマニアおよびイタリアの運用当局は、ホライズン2020金融商品に基づくフィンランド、ブルガリア、ルーマニア向けおよびCOSME LGFとの関係で結果的にイタリア向けとなる特定の配分に関して実施される専用ウィンドウの実行および運営について、4件の個別の資金供与契約を締結した。これらのSMEイニシアチブは、各国の適格中小企業向け新規デット・ファイナンスのポートフォリオのために、ホライズン2020に関して上限を設けず保証を提供することを目的としている。EIFは、イタリア向けSMEイニシアチブの個別財務書類を作成している。

V.14. EU - アフリカ・インフラ（「EUI」）信託基金

EUI信託基金は、創設・援助組織としての欧州連合を代表するECと、運用者としてのEIBとの間の、信託基金協定に基づき創設され、創設後は、欧州連合加盟国もこの協定に資金提供者として参加できる。2006年2月9日、ECとEIBは、EU - アフリカ・インフラ・パートナーシップを共同で推進し、特にそれを支援するEU - アフリカ・インフラ信託基金を設立する旨の覚書を交わした。EIBは、EUI信託基金の個別財務書類を作成している。

V.15. REG

これは3つの地域マンドートに対応している。

アイルランド経済構造安定性投資プラットフォーム（「アイルランドSME」）。アイルランドSMEは、アイルランド政府とEIFの間で締結された、アイルランドの国立産業振興銀行との間で、主に中期貸付およびすべてのSME向けに注力し、SMEイニシアチブと類似した構造によって裏付けられた上限を設けない当事者間債務・権利共通保証契約を結ぶためのマンドートである。国家資金がファースト・ロスを担当し、EIBグループが中位リスク（EFSIを通じたEIB）および優先リスク（EIBおよび潜在的にEIF）を担当する。

フランスの「投資計画2018-2022」（マクロン投資計画として知られている）の下で、農業専用窓口が、このセクターへの投資50億ユーロを動員するために設置された。これに関連して、フランス農業省はEIFに対し、7.5億ユーロから11億ユーロの間のフランスの農家向けの新たなデット・ファイナンスの呼び水となることを目的とした保証制度の設計を要請した。

この点を考慮して、フランス農業省はこの制度に60百万ユーロを割り当てることを決定し、EIFに対し、FMA拠出金とEFSI拠出金を合計して45百万ユーロを上限とするよう要請した。

Prêt Participatif Grand Est は、グラン・エスト地域圏とEIFの緊密な協力の結果としてフランスにおいて導入された新たな金融商品である。この基金は、「グラン・エスト地域圏ビジネス法」として知られる同地域の意欲的な復興プログラムの重要な構成要素であり、地元の起業家のために250百万ユーロを超える劣後ローン（prêts participatifs）を動員することを目的としている。

この金融商品はグラン・エストの自己財源から資金供与され、金融仲介機関を通じて展開されるEIFの標準モデルであるファースト・ロス・ポートフォリオ保証（FLPG）を土台に構築される。期待される成果は次のとおりである。

- このイニシアチブにコミットされた地域財源に大きなレバレッジ効果を生み出すこと
- 危機の影響を受けたが依然として成長のための実行可能なプロジェクトを追求する意志のある企業を含むSMEを支援することにより、市場に大きな影響を与えること
- グラン・エストを拠点とする起業家に優遇的な融資条件を提供すること

アイルランド・ハウスホールド

アイルランドの環境・気候・通信省は2023年11月30日、新しい保証制度（ホーム・エネルギー・アップグレード・ローン制度）のファースト・ロスを補填するために、国家予算から48百万ユーロをEIFに委託する契約に調印した。この制度はEIBグループがアイルランドの国家開発機関であるアイルランド戦略銀行公社（SBCI）に対して、上限を設けない80%の再保証を行うものである。

ホーム・エネルギー・アップグレード・ローン制度の目的は、エネルギー効率化と脱炭素化を目的とした住宅改修の資金を提供するために、適格な個人への融資金利の引き下げという形で、低コストの融資の提供を支援することである。

V.16. 中小企業向け欧州共同財源（JEREMIE）

JEREMIE（中小企業向け欧州共同財源）は、欧州委員会の地域政策総局（DG Regio）とEIBグループによるイニシアチブである。EIFは、JEREMIEの個別財務書類を作成している。

V.17. ルーマニア向けSMEイニシアチブ

2016年中に、SMEイニシアチブに関連して、EIFとフィンランド、ブルガリア、ルーマニアおよびイタリアの運用当局は、ホライズン2020金融商品に基づくフィンランド、ブルガリア、ルーマニア向けおよびCOSME LGFとの関係で結果的にイタリア向けとなる特定の配分に関して実施される専用ウィンドウの実施および運営について、4件の個別の資金供与契約を締結した。これらのSMEイニシアチブは、

各国の適格中小企業向け新規デット・ファイナンスのポートフォリオのために、ホライズン2020に関して上限を設けず保証を提供することを目的としている。EIFは、ルーマニア向けSMEイニシアチブの個別財務書類を作成している。

V.18. 復興・強靱化ファシリティ - 金融商品（「RRF-FI」）

EIBは、EIBと委任者との間の資金調達協定で合意された投資戦略および事業計画に従って、それぞれのEU加盟国に代わってRRF資源を管理および投資する。さらに、EIBは資金管理業務を行う（監視、報告、財務管理を含む）。EU加盟国から要請がある場合、このマンデートはEIBの助言による支援を組み込むこともできる。

RRF-FIは、(i) EIBが直接基礎となる業務を選択して評価する直接実施、(ii) 金融仲介機関を介した間接実施、(iii) これらの混合、という3つの実施方法の下で展開することができる。

RRFエクイティ・キプロス

RRFエクイティ・キプロスは、EIFとキプロス共和国の間で締結された最初のエクイティ・マンデートである。このマンデートは、キプロスの国家復興・強靱化計画（20百万ユーロ）の資金と、2007年から2013年のJEREMIEプログラムからの資金の還流により資金調達され、EIFとの直接契約30百万ユーロとして構成されている。このマンデートでは、成長段階でのシード（の前）あるいはアーリーステージにある革新的な企業やスタートアップ企業を対象としたゼネラリスト・ベンチャー・キャピタル・ファンドを展開することを想定している。これは、キプロスで初めて展開される公的資金の支援を伴ったベンチャー・キャピタル・ファンドとなる。

RRFエクイティ・ブルガリア

RRFエクイティ・ブルガリア・マンデートは、規則（EU）2021/241によって設置されたブルガリアの復興・強靱化ファシリティに関連して、ブルガリアの国家復興・強靱化計画の下でのEIFとの直接契約180百万ユーロとして構成されている。次の3つのウィンドウの下で投資を支援するためにエクイティ・ファイナンスが提供される。

- 成長のための資本商品（当初予算配分は最大75百万ユーロ）
- イノベーションのための資本商品（当初予算配分は最大75百万ユーロ）
- 気候変動中立性とデジタル・トランスフォーメーション投資のための資本商品（当初予算配分は最大30百万ユーロ）

このマンデートは、特に技術移転プロジェクト、SMEおよび中規模資本企業に、イノベーションを促進し、知識経済への移行を支援するために使用されるエクイティ・ファイナンスを提供することによって、ブルガリア市場全般およびより高リスクの事業からのパンデミックの悪影響を緩和することにも貢献する。また、気候変動中立性とデジタル・トランスフォーメーションを支援する持分投資（インフラ・プロジェクトなど）にも資金提供を行う。

復興・強靱化ファシリティ - チェコ共和国

RRFチェコ共和国ファンド・オブ・ファンズ（RRFCZ FoF）とも呼ばれるこのマンデートは、RRFが資金を提供するプログラムで、当初55百万ユーロが、主に戦略的デジタル技術を開発するチェコのスタートアップ企業への投資に特化した、プレシード共同投資ファンド、フィンテック/ブロックチェーン・ファンド、大学AI TTファンドの3つのベンチャー・キャピタル・ファンドに配分される。利用可能な資金は、チェコ共和国にとって戦略的に重要と考えられる追加セクターを支援することを目的とした、より広範な戦略を伴う追加資金へのコミットメントのために、2024年に80百万ユーロ追加される予定である。

RRFブルガリア債

ブルガリア政府は復興・強靱化計画（RRP）において、EIFによる2つのポートフォリオ保証商品の展開のために総額150百万ユーロ（すなわち、(i) 持続可能性保証のための75百万ユーロのRRP財源、および(ii) 中小企業競争力保証のための75百万ユーロのRRP財源）を割り当てた。これらはいずれも関連するインベストEU EU-コンパートメント（EU-C）商品の適格基準に基づくものである。2022年11月に資金拠出契約が締結され、また、ブルガリアの加盟国コンパートメント・スケジュールを含むインベストEU保証の改訂契約が2023年8月10日に締結された。このマンデートは、中小企業競争力向上保証を通じて、最終的にはブルガリア企業の強靱性の向上、生産性の向上、持続可能な成長の支援に貢献する。さらに、マンデート財源の50%について、持続可能性保証は、エネルギー効率と再生可能エネルギー・セクターへの投資を支援するというブルガリアの現在の課題に取り組み、地域経済のグリーンでサステナブルな社会への移行および気候目標の達成に貢献することを目的としている。

RRFルーマニア債

EIFは、2021年2月にルーマニア政府からRRFに基づく金融商品の導入について打診を受けた。プログラム監視委員会（PMC）でのマンデートAAの承認後、ECからのフィードバックに基づき、負債部分をインベストEUの加盟国コンパートメント拠出として、資本部分を直接的な助成金として取り組むことが決定された。ルーマニアのための加盟国コンパートメント適用枠組みと加盟国コンパートメント・スケジュールを含むインベストEU保証の改訂契約が、2023年5月23日に締結された。このマンデートは、競争力向上保証を通じて、最終的にはルーマニア企業の強靱性の向上、生産性および競争力の向上に貢献する。

さらに、マンデートRRF財源の40%について、持続可能性保証は、エネルギー効率と再生可能エネルギー・セクターへの投資を支援するというルーマニアの現在の課題に取り組み、地域経済のグリーンでサステナブルな社会への移行および気候目標の達成に貢献することを目的としている。

RRFギリシャ

ギリシャ政府は実施パートナーとしてEIFに400百万ユーロを拠出し、インベストEUの加盟国コンパートメントへの総拠出額は500百万ユーロとなった。EIFとEIBは財務省と連絡を取り、インベストEUのEUコンパートメントの下で採用されている標準的保証を提案した。加盟国は、持続可能性、中小企業競争力向上およびイノベーション/デジタル化を選択した。

V.19. 地域金融商品（「DFI」）（旧ファンド・オブ・ファンズ（「JESSICA II」））

地域金融商品（「DFI」）は、欧州構造投資基金（「ESIF」）が、それぞれ2014年から2020年までの間および2021年から2027年の間に加盟国運用プログラムにより資金供給するファンド・オブ・ファンズ（「FoF」）および保有基金（「HF」）で構成されている。DFIは、選定された金融仲介機関と協力して、貸付、出資および保証の実行を通じて、最終受領者の資金調達を促進している。

EIBは、ファンド・マネージャーとして、関係運営当局から資金供給（拠出）の取りまとめを行い、拠出者と合意した投資戦略に従って、金融仲介機関を介して当該資金を投資している。

V.20. 欧州戦略投資基金（「EFSI EIF」）

適用されるEFSI規則に基づき、欧州委員会およびEIBは、EFSIの管理・運営、EUの保証提供に関する契約（「EFSI契約」）、および欧州投資アドバイザー・ハブ（「EIAH」）の実施に関する契約（「EIAH契約」）を締結した。

EFSI契約に基づき、ECは、EFSIが支援するプロジェクトに関して、EIBにEUの保証を提供した。EUの保証に充当する資産は、欧州委員会が直接管理する。EFSIが支援するプロジェクトは、通常のエIBのプロジェクトのサイクルおよびガバナンスに従う。また、EFSIは自己専用のガバナンス構造を有している。当該構造は、EFSIの下で行う投資において、欧州に対する投資の妨げとなる市場のリスク負担の失敗に対処するという特別の目的に、確実に重点が置かれ続けるようにするために設置されている。

EIAHは、プロジェクトおよび投資に対し、財務以外の支援を拡充することを目的としている。EIAHは3つの補完的な構成要素（すなわち、a) 公共受益者および民間受益者向けの広範なアドバイザー技術支援プログラムおよびイニシアチブへの足掛かり、b) パートナー機関の間での専門知識の活用、交換および普及を目的とした協同プラットフォーム、および c) 既存のアドバイザー・サービスの強化もしくは拡大または未対応のニーズに対応する新規のサービスの創出）で構成される。EIBは、EIAHの個別財務書類を作成している。

EFSI - 欧州基金戦略投資

EFSIは、戦略的投資のための民間資金を動員することにより、EUにおける現在の投資ギャップを克服することを支援するために、EIBグループと欧州委員会が共同で開始したイニシアチブである。

EFSIはEU予算からの160億ユーロの保証であり、EIBの自己資金50億ユーロの配分によって補完される。EFSIは、EIBとEIFがそれぞれ実施するイノベーション・インフラ・ウィンドウ（「IIW」）とSMEウィンドウ（「SMEW」）の両ウィンドウから構成される。

総額50億ユーロは、EFSIの下で当初以下のようにSMEWに割り当てられる。(i) EUの保証によって間接的に裏付けられる最大25億ユーロ、(ii) 既存のRCRマンドートを増額させるために、EIBが自己のリスク負担で拠出する25億ユーロ。EFSI運営理事会は、SMEWへのEU保証枠への配分をあと5億ユーロ（すなわち、その時々最大金額30億ユーロまで）増額する権限を有している。

EFSI - プライベート・クレジット

このプログラムは、現金投資商品と投資家保証商品の2つの優遇商品で構成される。

現金投資商品は、EIFの適格DDFへの直接投資を可能にし、初回クロージングを優先させる。これらのファンド投資は、ファンドの組成を支援し、EIFにファンド・ガバナンスと投資戦略に関するインプットを提供する機会を与える。EIFの直接投資は、EIFの参加とデューデリジェンスによって相当な安心感を得る他のファンド投資家を呼び込むことを目的としている。

投資家保証商品は、EIFが既に投資を確約しているDDFへの機関投資家の投資を一部保証（最大50％）することにより、EIFが資金調達の支援を拡大することを可能にする。この保証商品は、この新生資産クラスに未経験の投資家に訴求するだけでなく、すでに投資を検討している投資家からのより大きな投資を促すと期待されている。投資家保証商品は、資産クラスの拡大に貢献することができる。

EFSI - コンビネーション商品

EFSIの財源とEAFRD国家財源を組み合わせる新たな金融商品を創出するための枠組み商品。資金調達ギャップに対処し、EU加盟国とEUの政策目標が一致する特定の優先度の高い投資目標を支援することを目的としている。農業は当初より、中小企業が大きな資金調達ギャップに苦しむ重点分野として扱われている。

EFSI - 技能・教育

技能・教育保証パイロットは、上限付き（再）保証の形態で、教育、訓練、技能の分野における資金調達手段を拡大することを目的としたもので、次のMFFに向けてEFSI 2の下で試験的に実施される商品の一つである。これは、学生および成人の学習者向け（SMEも対象とすることができる）の、広範な教育訓練プログラムをカバーする幅広い適格性を有し、様々な仲介機関を通じて実施される。

- カテゴリーA：学生および学習者
- カテゴリーB：従業員の技能と技能の活用に投資している企業
- カテゴリーC：教育、訓練、技能および関連サービスを提供する組織（幼稚園、保育所、幼児サービスなど）

EFSI - ESCALAR

ESCALARは、欧州の高成長企業（スケールアップ）が悩む資金調達ギャップをターゲットとした300百万ユーロの試験的マンドートである。ESCALARは、スケールアップに投資の重点を置いたファンドに投資する。ESCALARは、他の投資家とは異なる種類株式またはファンド受益証券を通じて、ファンドおよびファンドのサイド・ピークルに持分投資を行う。具体的には、（1）一定の事前に定義されたダウンサイド・シナリオ時におけるファンドの分配に係る優先権、および（2）投資の返還に関する劣後性および債権の減額からなる。

V.21. ACP信託基金ECコンパートメント

アフリカ・カリブ海・太平洋（ACP）信託基金は、民間セクター業務のためにEIBに委託された活動であり、ACP投資ファシリティからの資金還流に基づき、NDICIの下で欧州連合の一般予算から資金を調達している。これは、NDICI - グローバル・ヨーロッパの一般的な目的に貢献するものであり、株式、準株式、現地通貨建て融資、脆弱国向け融資、EFSD+保証付き協調融資など、高リスクを特徴とし、高い効果が期待される適格国の民間セクター業務に焦点を当てている。それは金融商品と技術支援サービスの両方に影響を及ぼす。EIBは、ACP信託基金の個別財務書類を作成している。

V.22. 特別部門

特別部門は、総務会によって1963年5月27日に設定された。1977年8月4日の決議に基づき、その目的は見直され、第三者の勘定で第三者の委託に基づいてEIBが実行した金融業務を記録するためとされた。特別部門には、FED、MED/FEMIPおよび欧州開発金融機関民間部門開発ファシリティの保証部分が含まれる。

V.23. InnovFin エクイティ

ホライズン2020金融商品は、対象となる研究およびイノベーションを支援するために、最終受領者がリスクを伴う資金調達を活用しやすくすることを目的としている。当該金融商品には、貸付、保証、株式その他のリスク・ファイナンスの形式が含まれる。また、ホライズン2020金融商品は、アーリーステージ投資ならびに既存および新規のベンチャー・キャピタル・ファンドの発展の促進、知的財産に係る知識移転および市場の改善、ベンチャー・キャピタル市場への資金の呼び込み、ならびに全体として、新しい製品およびサービスの構想、開発およびデモンストレーションから商品化につなげるための支援も目的としている。ホライズン2020負債性金融商品にも、SMEイニシアチブに基づくEUの拠出実施制度が含まれている。

アーリーステージ向けInnovFinエクイティ・ファシリティは、革新的な企業に対し、特にアーリーステージのベンチャー・キャピタルまたはメザニン・キャピタルの形によるエクイティ・ファイナンスを提供することにより、アーリーステージ投資ならびに既存および新規のベンチャー・キャピタル・ファンドの発展を促進することを目的としている。EIFは、InnovFinプライベート・エクイティの個別財務書類を作成している。

V.24. 雇用および社会イノベーション・プログラム（「EaSI」）

EaSI保証金融商品は、欧州プログレス・マイクロファイナンス・ファシリティ（「プログレス・マイクロファイナンス」）に基づくマイクロクレジット保証の後継制度であるEaSIマイクロファイナンス保証を中心に構成されている。プログレス・マイクロファイナンスに基づきマイクロクレジット提供者に対する支援が拡大される予定である。

また、EaSI保証金融商品は、EaSIソーシャル・アントレプレナーシップ保証で構成される。これは新しい商品であり、社会的企業の資金調達を促進し、社会的投資市場の発展を支援していくものである。EIFは、EaSIの個別財務書類を作成している。

雇用および社会イノベーション基金（「EaSI基金」）は、EUマイクロファイナンスFCP-FISの新しいサブファンドとして設立された。このマンデートは、2010年に設置された欧州プログレス・マイクロファイナンス・サブファンドの後継であり、財源は欧州委員会、EIB、EIFからの混合であり、目標規模は200百万ユーロである。

EaSI基金は、新たな社会起業エコシステムの発展に貢献すると同時に、マイクロファイナンス市場におけるEIFの役割を強化する。EaSI基金が提供する貸付商品は、通常預金資金へのアクセスが限られているノンバンクや小規模／ニッチ銀行（例えば、エシカルバンク）のような小規模な仲介機関の資金調達ギャップに特に対応するものである。一方、大規模な銀行は、融資活動のために確保された資金へのアクセスがあり、保証商品を通じて追加的なリスク・カバーを求める可能性がある。

V.25. リスク・シェアリング・ファイナンス・ファシリティ（「RSFF」）

RSFFは、欧州連合を代表するECとEIBとの間で締結され、2007年6月5日付で発効した協力協定に基づき設立された。RSFFは、研究、技術開発と実証プロジェクトおよび技術革新への投資を育成することを目的としている。RSFFの一環として、EIFは、技術革新および研究を中心とする中小企業（SME）および中堅企業のためのリスク・シェアリング・インスツルメント（「RSI」）を用意した。RSIは、研究を推進する中小企業（「SME」）や中堅企業の借入やファイナンス・リースのため、銀行やリース会社に保証を提供している。EIBは、RSIを含めたRSFFの連結財務書類を個別に作成している。

V.26. ブルガリア向けSMEイニシアチブ

2016年中に、SMEイニシアチブに関連して、EIFとフィンランド、ブルガリア、ルーマニアおよびイタリアの運用当局は、ホライズン2020金融商品に基づくフィンランド、ブルガリア、ルーマニア向けおよびCOSME LGFとの関係で結果的にイタリア向けとなる特定の配分に関して実施される専用ウィンドウの実行および運営について、4件の個別の資金供与契約を締結した。これらのSMEイニシアチブは、各国の適格中小企業向け新規デット・ファイナンスのポートフォリオのために、ホライズン2020に関して上限を設けず保証を提供することを目的としている。EIFは、ブルガリア向けSMEイニシアチブの個別財務書類を作成している。

V.27. InnovFin中小企業保証

ホライズン2020の「リスク・ファイナンスへのアクセス・プログラム」との関連で、このプログラムは負債性金融商品および持分金融商品の設定を規定している。InnovFin 中小企業保証と呼ばれるリスク・シェアリング・ファシリティは、保証の形で組成され、EUの拠出金を一次的に不履行金額の補てんに使用し、EIFのリスク・テイク能力を二次的に不履行金額の補てんに使用する。この制度の目的は、研究・開発およびイノベーションにおいて顕著な活動を行っている中小企業および中堅企業に、金融仲介機関が貸付またはファイナンス・リースを提供する動機を与えることである。EIFは、InnovFin中小企業保証の個別財務書類を作成している。

V.28. GIF 2007

競争力および革新枠組みプログラムと技術移転パイロット・プロジェクトに基づくGIF 2007 (CIP/GIF 2007) において、EIFは、自己の名義で、ただし欧州委員会に代わり欧州委員会のリスクにおいて、投資の取得、管理および処分を行う権限を与えられている。EIFは、GIF 2007の個別財務書類を作成している。

V.29. EUフォー・ウクライナ (EU4U) 基金

この基金は、マクロ金融支援を補完する形で、ウクライナの復旧・復興に対するEUの支援のうち、プロジェクト関連部分を強化することを目的としている。それは、同国の経済を再活性化し、EU加盟への道を前進させるウクライナの取組みを支援するという観点から、経済的および社会的強靱性ならびに持続可能なインフラを促進することを目指している。この基金は、高リスクかつ高インパクトの一時的な措置となるように設計されている。EIFは、この基金の個別財務書類を作成している。

V.30. 文化・クリエイティブ部門保証ファシリティ

この金融商品は、文化・クリエイティブ部門向けに力を注ぐ欧州連合の主要プログラムであるクリエイティブ・ヨーロッパの下で設定され、欧州連合に代わってEIFにより運用される。このイニシアチブは、EIFが保証や念書を選定金融仲介機関に提供することを認め、これにより金融仲介機関が文化・クリエイティブ分野の企業家に対するデット・ファイナンスの提供を増やすことを可能とする。生成された貸付金により、10,000社を超えるオーディオビジュアル（映画、テレビ、アニメーション、ビデオゲーム、マルチメディアを含む）、フェスティバル、音楽、文学、建築、記録資料、図書館、博物館、美術工芸、文化遺産、デザイン、芸能、出版、ラジオ、視覚芸術など、広範囲のセクターのSMEが支援を受けると予想される。EIFは、文化・クリエイティブ部門保証ファシリティの個別財務書類を作成している。

V.31. エネルギー効率関連プライベート・ファイナンス（「PF4EE」）商品

エネルギー効率関連プライベート・ファイナンス（「PF4EE」）商品は、エネルギー効率関連投資向けの十分かつ低価格の商業金融の利用可能性が限定的であることに対処することを目的とした、EIBと欧州委員会の協定である。この商品は、EU加盟国の国別エネルギー効率行動計画、またはその他のエネルギー効率プログラムの実施を支援するプロジェクトを対象としている。2014年12月、欧州委員会およびEIBは、金融商品であるPF4EEを設定する委任契約を締結した。EIBは、PF4EEの個別財務書類を作成している。

V.32. フィンランド向けSMEイニシアチブ

2016年中に、SMEイニシアチブに関連して、EIFとフィンランド、ブルガリア、ルーマニアおよびイタリアの運用当局は、ホライズン2020金融商品に基づくフィンランド、ブルガリア、ルーマニア向けおよびCOSME LGFとの関係で結果的にイタリア向けとなる特定の配分に関して実施される専用ウィンドウの実行および運営について、4件の個別の資金供与契約を締結した。これらのSMEイニシアチブは、各国の適格中小企業向け新規デット・ファイナンスのポートフォリオのために、ホライズン2020に関して上限を設けず保証を提供することを目的としている。EIFは、フィンランド向けSMEイニシアチブの個別財務書類を作成している。

V.33. 西バルカン諸国企業開発および新規事業育成ファシリティ (WB EDIF)

西バルカン諸国企業開発および新規事業育成ファシリティ (「WB EDIF」) は、2012年12月にEC拡大総局 (「DG ELARG」)、EIBグループおよび欧州復興開発銀行 (「EBRD」) の間で締結された共同イニシアチブである。同イニシアチブは、加盟候補国向け支援制度 (「IPA」) 基金の展開を通じて、西バルカン諸国の中小企業の資金へのアクセスの改善および同地域の経済発展を育成することを目的としている。WB EDIFにおいて、EIFはプラットフォーム・コーディネーター、企業拡大基金 (「ENEF」) におけるECのトラスティー、企業育成基金 (「ENIF」) におけるECのトラスティーおよびギャランティー・ファシリティの管理者としての役割を果たす。EIFは、WB EDIFの個別財務書類を作成している。

COVID-19危機とそれに続く西バルカン地域におけるエネルギー危機への対応として、欧州委員会は西バルカン6ヵ国で展開するための保証枠60百万ユーロをEIFに割り当てた。かかる保証枠は、既存の西バルカン諸国企業開発および新規事業育成ファシリティ保証枠II (WB EDIF GF II) のモデルを踏襲するものであり、目的の相違に適合させるために必要な商品変更が行われている。この保証枠は、NDICI枠組みによって規制され、西バルカンにおける民間セクター開発措置の主要なゲートウェイとして機能する、複数のIFIと複数の製品からなるプラットフォームである西バルカン投資枠組み (「WBIF」) の下に分類、展開される予定である。

SME強靱化のための西バルカン保証枠 (WB 4SME) の最終的な目的は、西バルカン諸国におけるSMEの金融へのアクセスおよび利用可能性を促進および向上させることである。この保証枠の下でEIFが発行する保証および念書は、この協定の下で最終受益者として適格なSMEの最終的な利益のために提供される、新たに認められた債務商品のポートフォリオを対象とするものとしている。

当該保証はEUによって資金提供され、EIFの名義であるがEUの代理でEUのリスクで発行される。

V.34. 国家開発機関 (「NPI」)

NPI証券化イニシアチブ (「ENSI」)

EIFならびにKfW、フランス公的投資銀行 (bpifrance)、CDP、マルタ開発銀行ワーキンググループ、IFD、ICOおよびBBBを含めたいくつかの国家開発機関 (「NPI」) は、中小企業 (「SME」) への資本市場を通じた資金提供の増加を目的とした協力およびリスク・シェアリング・プラットフォームであるEIF-NPI証券化イニシアチブ (「ENSI」) を開始した。このSME証券化取引における相互協力の目的は、民間セクターからの資金を触媒としてSME証券化市場を活性化することによって、欧州のSME向けファイナンスの利用可能性を高める点にある。これは、より広範囲にSMEの支援を行き渡らせようとする欧州戦略投資基金の考えを反映したものである。

このマンドートの下で、EIFはCassa Depositi e Prestiti (「CDP」) からの最大100百万ユーロの資金を運用することが可能となる。マンドートの下でのCDPの資金は、EIFからの1対1のマッチング拠出による共同投資の形態で、技術移転ファンド/プラットフォームへの投資を通じて展開され、この結果、EIFがこのプログラムの下で運用する総資金は最大200百万ユーロとなる。

NPIエクイティ・プラットフォーム

EIF-NPIエクイティ・プラットフォームは、EIFが2016年に開始した共同イニシアチブであり、EIFとEU加盟国の国家開発機関（NPI）または国家開発銀行（NPB）との間で知識共有およびベスト・プラクティスの推進を目的としている。その目標は、中小企業および中規模資本企業向けの資金調達へのアクセスを向上させ、株式市場の最適化を支援し、国内、EU、民間の資金調達源を均衡させることである。

NPI ICF 技術移転

EIFとカタルーニャ信用公庫（「ICF」）との間の投資パートナーシップにより、30百万ユーロのICF資金がスペインのカタルーニャ地域に関連する技術移転プロジェクトや企業への投資に焦点を当てた技術移転基金への投入が確約されている。ICFからの資金に対しては、少なくとも15百万ユーロのEIF運用下の資金がマッチング拠出される。このパートナーシップの下で、EIFとICFは選択された技術移転基金に出資し、各自が独立的な出資リミテッド・パートナーとして機能する。

NPI SM-CDPエクイティ社会インフラ

この部分的委託のマンデートの下で、EIFは助言を行い、CDPリアル・アセットとともに、EIFが管理する他の財源（主にインベストEU SIWおよびSISW）の150百万ユーロを上限に共同投資を行う。このマンデートの下での財源は、学生、高齢者および低所得者向け住宅に焦点を当てた不動産基金への投資を通じて展開される。マッチング拠出の比率はポートフォリオ・レベルで1対1となり、この結果として、このプログラムの下での財源総額の上限は300百万ユーロとなる。

標準化されたNPIマンデート - クロアチア復興開発銀行II

この標準化されたNPIマンデートの下で、最大28.3百万ユーロのRRF財源が、クロアチア復興開発銀行（「HBOR」）を通じて、気候とイノベーションに焦点を当てたクロアチアにおける基金に配分される。財源の配分は、部分委託アプローチに基づくEIFからのマッチング拠出と並行して行われ、その結果、このプログラムの下での財源総額は最大56.6百万ユーロとなる。

V.35. SMEG 2007

競争力および革新枠組みプログラムに基づくSMEG 2007（CIP/SMEG 2007）において、EIFは、自己の名義で、ただし欧州委員会に代わり欧州委員会のリスクにおいて、保証を付与する権限を与えられている。EIFは、SMEG2007の個別財務書類を作成している。

V.36. 欧州近隣パートナーシップ枠組み（「ENPI」）

欧州近隣政策の対象国における欧州連合の一般予算から資金調達される事業の実施について定めた欧州連合とEIBとの間の枠組み協定は、ENPIを通じて実施される。EIBは、ENPIの個別財務書類を作成している。

V.37. 深化した包括的自由貿易協定地域（「DCFTA」）

欧州投資銀行および欧州連合は、2016年12月19日に、深化した包括的自由貿易協定地域（「DCFTA」）の委任契約に署名した。東部諸国向けDCFTAイニシアチブは、EUと協力協定を締結した国であるジョージア、モルドバおよびウクライナに対し、的を絞った金融および技術的支援を中小企業（「SME」）向けに提供することによって、これら3国の経済発展を強化することを目的としている。DCFTAの一環として、EIFは保証枠ウィンドウの実行および管理を行う。EIBは、保証枠ウィンドウを含めたDCFTAの連結財務書類を個別に作成している。

EUフォー・ビジネス - チーム・ヨーロッパ

当初は深化した包括的自由貿易協定地域（DCFTA）東部保証基金のフェーズ2として設計されたが、COVID-19危機と追加割当を受けて、ファシリティは改訂され、名称が変更された。マンドートは、ECとEIBの間のCAを通じて構成され、その後、EIBとEIFの間で同内容の契約が締結された。EIFは、アルメニア、アゼルバイジャン、ジョージア、モルドバ、ウクライナで、上限付き保証（保証率80%、ポートフォリオ上限25%）を提供する。

V.38. 近隣インベストメント・ファシリティ（「NIF」）リスク資本ファシリティ

近隣インベストメント・ファシリティ（「NIF」）リスク資本ファシリティは、欧州連合の一般予算を財源とする。主な目標として、民間セクターの開発、包括的な成長および民間セクターの雇用創出を支援するため、南方の近隣地域のSMEにエクイティ・ファイナンスおよびデット・ファイナンスへのアクセスを提供することに注力している。このファシリティは、エクイティ・ファイナンスおよびデット・ファイナンスの手段から成る金融商品ウィンドウと、技術支援サービスから成る付加的任務ウィンドウで構成される。EIBは、金融商品ウィンドウの個別財務書類を作成している。

V.39. GF ギリシャ

同ファンドは、ギリシャ共和国、ECおよびEIBによる共同イニシアチブで、設立の目的は、ギリシャの中小企業に対する融資を支援することである。同ファンドは、ギリシャのために用意された構造基金の未使用部分を使って設立されており、ギリシャのパートナー銀行経由で、EIBの中小企業向けローンの保証を行う。EIBは、GF ギリシャの個別財務書類を作成している。

V.40. 国際開発協力機構（AECID）

このパートナーシップ契約は、スペイン王国（スペインの国際開発協力機構（「AECID」））とEIBとの間で調印されたもので、モリタニアおよびFEMIPによってカバーされる諸国（「南地中海沿岸地域」）の活動に投資するために設立された。地域の零細企業や中小企業に関してリスク資本を提供すること、および民間セクターの幅広い発展に従事することを主目的としている。EIBは、AECIDの個別財務書類を作成している。

V.41. 欧州戦略投資基金（EFSI）- 欧州投資アドバイザリー・ハブ（EIAH）

上記パラグラフV.20を参照のこと。

V.42. JESSICA（保有基金）

JESSICA（都市部への持続可能な投資に対する欧州共同支援）は、欧州委員会とEIBが欧州評議会開発銀行と共同で策定したイニシアチブである。

JESSICA保有基金はJESSICAイニシアチブに関連して使用される。新しい手続きに基づき、関係運営当局は、持続可能な総合都市開発計画の一部を形成するプロジェクトへの有償投資を行うために、自身のEU助成金の一部を使用する選択権を付与される。EIBは、運用者として、関係運営当局から受領した資金を取りまとめ、拠出者と合意した投資ガイドラインに従って都市開発基金に投資している。

V.43. グレーター・アナトリア・ギャランティー・ファシリティ（「GAGF」）

2010年5月に調印されたGAGFに基づき、EIFは欧州連合およびトルコによって地域競争力戦略プログラムに割り当てられた加盟候補国向け支援制度（IPA）の資金管理をしている。このファシリティは、トルコで最も開発が遅れている地域の中小企業および零細企業に対し、トルコの大手銀行と連携して実態に合わせた金融支援を提供するものである。EIFは、GAGFの個別財務書類を作成している。

V.44. グローバル譲許的資金ファシリティ（GCFF）

グローバル譲許的資金ファシリティ（GCFF）の目的は、国際開発金融機関（MDB）への譲許的融資と協調強化を通じて、難民流入の影響を受けている中東・北アフリカ地域の中所得国を支援することである。EIBは、GCFFヨルダン民間セクター保証ファシリティを実施した。このファシリティは、現地の金融仲介機関（銀行またはマイクロファイナンス機関）に対する部分的なポートフォリオ保証で構成されている。ファシリティは、零細企業・中小企業にポートフォリオベースで付与された原デット・ファイナンスに対する保証という形で、金融仲介機関に対して部分的なリスク・プロテクションを提供する。

V.45. マルタ向けSMEイニシアチブ

2015年1月19日、欧州委員会、EIBおよびEIFは、SMEイニシアチブに対応する専用ウィンドウの一部の条項に適用される諸条件およびホライズン2020金融商品の当該専用ウィンドウに対する欧州連合の拠出について定めたホライズン2020委任契約の修正に調印した。スペインおよびマルタ向けのSMEイニシアチブは、前年に開始された。EIFは、マルタ向けSMEイニシアチブの個別財務書類を作成している。

V.46. 欧州地中海投資パートナーシップ制度（FEMIP）信託基金

EIBが管理するFEMIP（ユーロ地中海投資パートナーシップ・ファシリティ）信託基金は、多数の援助国の支援を得て、地中海パートナーシップ・ファシリティ参加国におけるEIBの既存業務を強化するために設立された。当基金は、技術援助とリスク資本の提供を通じて、特定の優先分野の事業に資源を投入することを目指している。EIBは、FEMIP信託基金の個別財務書類を作成している。

V.47. 連邦経済技術省

EIFは、ドイツ連邦経済技術省および欧州復興計画のために資金を管理している。

V.48. マルチ・アニュアル・プログラム（MAP）ギャランティー

この原資は、プライベート・エクイティと保証商品に等分されている。ESU 1998（「G&E」）およびESU 2001（「MAP」）と呼ばれるエクイティ部門は、ETFの起業投資を取り扱っている。SMEG 1998 G&EおよびSMEG 2001 MAPと呼ばれる保証部門は、受益者の事業に対して保証を提供する。EIFは、MAPギャランティーの個別財務書類を作成している。

V.49. スペイン向けSMEイニシアチブ

2015年1月26日、スペイン王国と欧州投資基金との間で委任契約が締結された。EIFは、適格な中小企業向けデット・ファイナンスの新規ポートフォリオ、ならびに中小企業および従業員が500名未満のその他の企業向けの既存のデット・ファイナンスの証券化および／または中小企業向けデット・ファイナンスの新規ポートフォリオの証券化に対して、上限を設けず保証を提供する予定である。スペイン向けSMEイニシアチブに対するEUの拠出は、EIFが受領し、EIBが実施する国庫資産運用の対象となる。当該運用については、欧州投資基金と欧州投資銀行との間で締結された資産運用サイド・レターに準拠する。EIFは、スペイン向けSMEイニシアチブの個別財務書類を作成している。

V.50. 加盟候補国向け支援制度II/III（「IPA II / IPA III」）

加盟候補国向け支援制度（「IPA」）に係る協定は、EUが「拡大国」の改革を財政面および技術面で援助する支援措置である。EU加盟候補国向け基金は、拡大地域とEU双方の将来に対する健全な投資でもあり、EUが持続可能な経済回復、エネルギー供給、輸送、環境、気候変動などに関するEU自身の目標の達成を支援する。IPA I、IPA IIおよびIPA IIIの後継はEIBにより履行され、様々な「特別供与契

約」の締結により、DG NEARからの財源が配分される。IPA II規則の適用は2020年12月31日までだったが、実施は依然として継続している。EIBは、個別の供与契約の財務書類を作成している。

V.51. EPTA信託基金

EPTA（東方パートナーシップ技術支援）信託基金は、技術支援のための多分野向けの多目的融資枠を提供し、EIB東方パートナーシップ事業の質を高め、かつ開発効果を増幅させることに重点的に取り組んでいる。同基金は、近隣インベストメント・ファシリティを補完する。EIBは、EPTA信託基金の個別財務書類を作成している。

V.52. 近隣インベストメント・ファシリティ（「NIF」）信託基金

EIBが管理するNIF信託基金は、欧州近隣政策（「ENP」）の戦略的目標を達成するために設立された。当基金は、SME向け、人的資源育成を含む社会セクター向け、および地方自治体のインフラストラクチャー開発向けの支援を通じて、より適切で持続可能性の高いエネルギーおよび輸送の相互接続性を確立し、エネルギー効率の向上および再生可能エネルギー資源の利用促進を進め、気候変動およびより広い意味での環境への脅威に対処し、スマートで持続可能かつ包括的な成長を促進することに重点を置いている。EIBは、NIF信託基金の個別財務書類を作成している。

V.53. ドイツ未来基金成長ファシリティ（「GFFGF」）

特にデジタル化とクリーンテクノロジーに焦点を当てた資本性金融商品の開発を見込んだドイツの連立政権プログラム（全体の目標規模は100億ユーロ）で、ドイツ未来基金と呼ばれる。EIFには、ドイツの成長ファンドへの投資や、委託された形で企業への共同投資、あるいはブラインドプール型の共同投資ピークルを通じた投資のために、最大30億ユーロが割り当てられる可能性がある。このマンドートには、10年を超えるファンドへの初期コミットメントのための投資期間が与えられる。

V.54. 技術移転アクセラレーター（TTA）トルコ

TTAトルコは、EIFが科学産業技術省（「MoSIT」）、トルコ科学研究審議会（「TÜBİTAK」）、駐トルコ欧州連合代表部および欧州委員会地域政策ディレクター・ジェネラルと協力して計画したイニシアチブである。TTAトルコは、加盟候補国向け支援制度（「IPA」）の資金に係る協定書の地域開発項目に基づき、EUとトルコ共和国が共同融資し、EIFが管理している。TTAトルコは、2つの目的を達成すること、すなわち、大学および研究センターに限定されている科学的な研究開発（「R&D」）の事業化の促進による、財務的に持続可能なファンドの設立、ならびに特にトルコの後進地域および発展途上地域への波及効果に重点を置いた、トルコにおける技術移転市場の発展を促進することを目指している。

V.55. 自然環境保護資金調達ファシリティ（「NCFE」）

自然環境保護資金調達ファシリティ（「NCFE」）は、EIBと欧州委員会との共同契約であり、自然環境保護資金の保全のための収益創出またはコスト削減プロジェクト（気候変動適応プロジェクトを含む）に係る市場の格差および障壁に対処することにより、生物多様性分野および気候変動への適応に関するEUおよび加盟国の目標の達成に貢献することを目的としている。EIBは、NCFEの個別財務書類を作成している。

V.56. EUサポート・ブースト・アフリカ

「EUサポート・ブースト・アフリカ」は、EIBとアフリカ開発銀行の共同イニシアチブである。その中核的な目的は、スキル開発と組み合わせたアリーステージのベンチャー・キャピタルを提供することによって、商業的に存立可能な方法でアフリカ全体にわたって起業家精神とイノベーションを可能にし、強化すること、およびサブサハラ市場における現在のギャップに対処することである。このファシリティは、資本商品および準資本商品から成る金融商品ウィンドウと、技術支援サービスから成る付加的任務ウィンドウで構成される。EIBは、金融商品ウィンドウの個別財務書類を作成している。

V.57. 第4投資ウィンドウ（IW 4）

近隣諸国・開発・国際協力手段（NDICI）- グローバル・ヨーロッパ規則は2021年6月14日に発効した。これは、EUの既存の外部資金調達手段のほとんどを、単一の広範な規則に統合することによって

置き換え、統合するものである。ELM、コトヌー・マンドート（ACP投資ファシリティおよびEU加盟国の包括的保証に支えられたEIB資金からのACP諸国における貸付金を含む）、および対外投資計画/EFSDの下で過去に行われた金融業務は、EFSD+に完全に統合される。この規則は、2021-2027年MFFの下でのEU域外におけるEIB業務の全体的枠組みを定めており、特に近隣諸国、サハラ以南アフリカ、アジア太平洋、南北アメリカおよびカリブ海諸国におけるEUの政策を支える。

NDICI第1投資ウィンドウ（「IW 1」）および第4投資ウィンドウ（「IW 4」）は、個別の保証契約で正式に定められた専用ウィンドウであり、これらの下でEUはアフリカ、カリブ海諸国および太平洋地域における保証付きEIB融資業務に対してリスク・カバーを提供する。EIBは、NDICI IW 1およびIW 4の両方の個別財務書類を作成している。

V.58. 多地域保証プラットフォーム・イタリア（「AGRI」）

イタリアの農業プラットフォームは、EIFとイタリアの6地域（ヴェネト、エミリア・ロマーニャ、ウンブリア、カンパニア、カラブリア、プーリア）との間の資金提供契約の締結で正式に開始された。2018年にはイタリアの2つの地域（ピエモンテ州とトスカーナ州）が加わった。イタリアにおける農業プラットフォームは、欧州農業農村振興基金（「EARFD」）からの構造基金を使用して、各加盟農村開発プログラム（「RDP」）の財源を使用してファースト・ロスをカバーする金融商品を展開している。このプラットフォームの目的は、地域レベルで新規事業を育成し、同時に農民および農業関連事業への新規貸付けを支援するために、地域実行官庁を標準的商品の方向に導くことである。

V.59. マルチ・アニュアル・プログラム（MAP）エクイティ

企業および起業のためのマルチ・アニュアル・プログラム（MAP）に基づき、EIFは欧州委員会に代わり欧州委員会のリスクにおいてリソースの管理を行っている。EIFは、MAPエクイティの個別財務書類を作成している。

V.60. インベストEUアドバイザー・ハブ

インベストEU規則は、EU経済の持続可能な発展と競争力に貢献する資金調達および投資業務を通じてEUの政策目標を支援することを目的として、インベストEUプログラムを定めている。インベストEUアドバイザー・ハブによる支援は、プロジェクトの助言、能力開発、市場開発支援をプロモーターや仲介者に提供し、インベストEUプロジェクトのパイプラインを構築する。欧州委員会とEIBは、「持続可能なインフラ・ウィンドウ」、「研究・イノベーション・デジタル化および中小企業ウィンドウ」、「社会投資・スキル・ウィンドウ」、「インベストEUアドバイザー・ハブのセクター横断的ウィンドウ」の下で、政策と投資の優先事項を対象とする11のテーマ別アドバイザー・サポート・イニシアチブの提供に関するアドバイザー協定に調印した。EIBは、インベストEUアドバイザー・ハブの個別財務書類を作成している。

V61. バルト諸国新規事業育成基金（「BIF」）

2012年9月に署名されたバルト諸国新規事業育成基金（「BIF」）は、パートナーシップとして組成されたファンド・オブ・ファンズであり、バルト海沿岸地域に重点を置いてベンチャー・キャピタルおよびプライベート・エクイティ・ファンドに投資する。この基金は、EIBグループならびにエストニアのFund KredEx、ラトビアのLatvijas Garantiju AgentiiraおよびリトアニアのInvesticiju ir verslo garantijosinというバルト諸国の国家機関から共同出資を受けている。EIFは、BIFの個別財務書類を作成している。

バルト諸国新規事業育成基金2（「BIF 2」）は、EIFが管理するバルト諸国新規事業育成基金（「BIF」）の後継基金である。BIF 2は、BIFと同一の構造を持ち（コストを最小化し、類似のイニシ

アチブとの相乗効果を可能にする仮想FoF)、156百万ユーロと僅かに規模が増加することを想定している(BIFの規模は130百万ユーロ)。バルト三国は、EIFが管理するRCR資金からの78百万ユーロとともに、合計78百万ユーロ(各26百万ユーロ)を確約することになる。EIFはこのファシリティのマネージャーとしての役割を果たす。BIF 2は、アーリーステージ投資に対する現地の取組みを補完するために、グロースキャピタルにより多くの焦点を当てることになる。

バルト3国の3つのNPIの拠出目標水準は以下のとおりである。

- KredEx(エストニア): 26百万ユーロ
- Altum(ラトビア): 26百万ユーロ
- INVEGA(リトアニア): 26百万ユーロ

V.62. グローバル・エネルギー効率・再生可能エネルギー基金(GEEREF)

グローバル・エネルギー効率・再生可能エネルギー基金(「GEEREF」)の下で、EIFは2007年12月より投資アドバイザーの機能を果たしている。GEEREFは、EC、ドイツ連邦政府およびノルウェー王国の支援を受けており、その目的は主に、エネルギー効率および再生可能エネルギーに関与し、開発途上国および市場経済移行国におけるクリーンエネルギーの利用可能性を高めるプロジェクトおよび企業を資産に持つ、地域のファンドに投資することである。GEEREF事業の開拓は、サブアドバイザー契約の下で、正式にEIBに委任されている。

V.63. 学生ローン保証ファシリティ(エラスムス計画)

欧州構造投資基金(「ESIF」)の下、EIFは、加盟国により2015年11月以降の保有基金管理運営者として任命され、ESIFファンドの管理・運営を行っている。ESIFイニシアチブは、中小企業の資金調達、ならびにプライベート・エクイティ・ファンド、ギャランティー・ファンドおよびローン・ファンドなどの金融工学商品の利用を促進することを目的としている。EIFは、現在、加盟国・地域(バス＝ノルマンディー地域圏およびラングドック＝ルシヨン地域圏)との間で締結した2件のESIF資金供与契約を管理している。EIFは、学生ローン保証の個別財務書類を作成している。

V.64. ポーランド・グロース・ファンド・オブ・ファンズ(「PGFF」)

2013年4月に署名されたポーランド・グロース・ファンド・オブ・ファンズ(「PGFF」)は、パートナーシップとして組成されたファンド・オブ・ファンズであり、ポーランドに重点を置いてベンチャー・キャピタルおよびプライベート・エクイティ・ファンドに投資する。同ファンドは、EIBグループとBank Gospodarstwa Krajowegoが共同出資している。EIFは、PGFFの個別財務書類を作成している。

V.65. JASPERS

JASPERS(欧州地域のサポート計画に対する共同支援)は、EIBと欧州委員会との技術援助ファシリティである。戦略的目標は、パイプラインの特定、選択と優先順位付け、結束政策基金、コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティおよび公正な移行基金プロジェクトの開発と承認に始まるプロジェクトのライフサイクル全体を通じて、関連するカウンターパーティーに的を絞った助言支援を提供することにより、結束政策、コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティ、加盟候補国向け支援制度および公正な移行におけるプロジェクトの質の高いタイムリーな実施、ならびにプロジェクトの財務的終了およびその後の実施と完了を支援することである。EIBは、JASPERSの個別財務書類を作成している。

V.66. 中央ヨーロッパ・ファンド・オブ・ファンズ（「CEFoF」）

中央ヨーロッパ・ファンド・オブ・ファンズ（「CEFoF」）は、オーストリア、チェコ共和国、スロバキア、ハンガリーおよびスロベニア（CE諸国）の政府および国家機関との緊密な協力の下で欧州投資基金（「EIF」）によって創設されたファンド・オブ・ファンズ・イニシアチブであり、これらの地域全体にわたって中小企業（「SME」）へのエクイティ投資を促進し、健全な市場に基づくリスク資金調達インフラストラクチャーを確立し、事業投資における最良市場標準を導入し、中央ヨーロッパに機関投資家および投資マネージャーを呼び込むことを目的としている。

V.67. fiコンパス

「fiコンパス」は、欧州委員会がEIBと協力して提供する、より一般的には共同管理基金と呼ばれる結束基金の下でのアドバイザリー・サービスのためのプラットフォームである。このプラットフォームは、金融商品の実施と加盟国間への優良事例の普及を目的として、必要な知識ベースと行政能力の育成においてステークホルダーを支援する技術援助を提供する。

V.68. アルプス地域成長投資プラットフォーム（「AlpGIP」）

2017年9月、EIFは革新的な、EUのアルプス・マクロ・リージョンにおける最近のベンチャー・キャピタルおよび成長セグメントを対象とした、地域持分投資プラットフォーム（非法人構造）を立ち上げた。イタリアのロンバルディア、ピエモンテ、ヴァッレ・ダオスタ、アルト・アディジェ（ボルツァーノ地域）の各州は、すでにこのプラットフォームに投資しており、他の地域も後の段階での参加が見込まれている。

V.69. ドイツ・コロナ・マッチング・ファシリティ（CMF）

ドイツ政府は、ドイツ経済向けのCOVID-19危機対策の一環として、2021年6月30日までベンチャー・キャピタル・ファンドに、すべてのドイツのポートフォリオの企業についてすべての資金調達時において自動的かつ公平な共同投資を提供することを目的としている。

V.70. グローバル環境ファシリティ - 国連環境プログラム (GEF-UNEP)

これは、国連環境プログラム (UNEP) と協力して、地中海の汚染の除去の長期的な結果に間接的に寄与する栄養物の削減につながる成果を伴う主に設備投資プロジェクトである将来の投資の特定、選択および設計を支援する技術援助を実施するためのグローバル環境ファシリティ (GEF) である。

V.71. EU貿易振興・競争力向上プログラム (「EUTCP」)

経済成長を加速させ、民間セクターの発展を支援し、地域統合ならびに気候変動の軽減および適応を強化するというEUの政策目的に沿って、EIBはEUTCPを展開するためにECと協力している。EUTCPでは、(i) バリュー・チェーン向けのEIBの長期貸付金、(ii) 保証手段 (リスク・シェアリング・ファシリティ) および (iii) 選別された国における市場の機能不全に対処するための技術的支援 (専門家支援ファシリティ) を組み合わせて用いる。EUTCPはまた、EIBにとってそれぞれの国におけるポジショニングについて戦略的に重要な取組みを表す。このプログラムは、EIBの伝統的な商品を補完する新たな保証商品を可能にするため、選択された対象国におけるバリュー・チェーンに沿ってSMEに対する多額の投資をもたらすことが見込まれる。EIBは、EUTCPのリスク・シェアリング・ファシリティの個別財務書類を作成している。

V.72. MS-C-加盟国コンパートメント

MS-Cマルタ

EIFと運用当局 (「MA」) との長年にわたる関係およびマルタにおける金融商品の実施における良好な実績に基づき、マルタ政府はEIFに対し、加盟国コンパートメント (「MS-C」) とERDFおよび国家財源を組み合わせる資金調達されるインベストEUのSME競争力向上の上限を設けない保証を用いての、SMEイニシアチブ (同国で順調に実施されている) の継続を要請した。

規制上の制限により、マルタ政府はERDF運用プログラムから9.48百万ユーロしか割り当てることができない。このためマルタ政府は、7.07百万ユーロの自国の予算財源を使用して金額を16.55百万ユーロまで増額する予定である (これは、これまでの2つのイニシアチブであるJEREMIEおよびSMEイニシアチブの当初の金額と一致する)。マルタのMAは、2025年以降に資金を追加し、総額30百万ユーロの規模を目標とすることを示している (拠出協定および関連する法的文書の改訂を条件とする)。

V.73. ファンド・オブ・ファンズ・マンドート (仮想)

後継のルクセンブルグ・フューチャー・ファンド2 (「LFF」) のマンドートは、事前に定義されたルクセンブルクの視点 (ルクセンブルク経済実体基準) によるアーリーステージ、グロース、メザニンおよび共同投資に焦点を当てている。LFF2の投資業務は、プライマリー・ファンド・コミットメントおよび共同投資 (SPV経由) の形で行われる。LFF2の投資戦略は (LFF1に比較して) 拡大され、ベンチャー・キャピタルに加えて、プライベート・エクイティおよびハイブリッド・デット・エクイティ戦略も含められた。投資は、グリーン・テクノロジー、全般的ICT、新宇宙技術、医療技術、金融技術などの革新的な企業に焦点を当てる。LFF2はマンドート銀行口座を持つ仮想構造である。

V.74. LfA-EIFファシリティ

LfA-EIFファシリティは、2009年に調印されたもので、ドイツ・ババリア地方における技術志向の初期および拡大段階にある企業を支援するために投資を提供するEIFおよびLfAフォルダーバンク・バイエルンの共同ベンチャーである。

V.75. G43信託基金

EIFは、2012年8月に署名されたG43アナトリア・ベンチャー・キャピタル・ファンドの下で、トルコ・セントラル・ファイナンス・ユニット（「CFCU」）から委託を受けている。このファンドは、トルコの南東アナトリア地方の中小企業への投資を専門にしている。EIFは、G43の個別財務書類を作成している。

V.76. EUフォー・ビジネス保証ファシリティ

NIPの下でEUの一般予算から資金提供されるEUフォー・ビジネス保証ファシリティは、東方パートナーシップ諸国（ウクライナ、ジョージア、モルドバ）の経済発展を支援することを目的としたDCFTAイニシアチブの第1段階の延長（フェーズII）である。このファシリティは、次の輸出セクターで事業を展開する中小企業に焦点を当てている。農業、製造業または情報技術。これは、現地の銀行やその他の金融仲介機関に中小企業ポートフォリオ保証を提供することで、取引条件を改善し、中小企業の金融へのアクセスを改善することを可能にし、選択された国における市場の失敗に対処することを目的としている。EIBはEIFに保証ファシリティの実施と管理を委託した。

V.77. アフリカ投資プラットフォーム（AIP）マラウイ農業促進（Kulima）

アフリカ投資プラットフォーム（「AIP」）の下で開発された「マラウイ農業促進（Kulima）の金融アクセス支援プログラム」は、マラウイにおける適格な民間農業食品セクター投資への転貸しのための仲介ファシリティから成る。このプログラムは、気候変動を背景としての持続可能な農業の成長を促進し、所得、雇用および食糧安全保障を向上させることを目的としている。EIBは、このプログラムの個別財務書類を作成している。

V.78. アフリカ投資プラットフォーム（AIP）ザンビア

AIPの下で開発された「ザンビア農業バリュー・チェーン・ファシリティ・プログラム」は、農村の貧困と栄養不良を削減し、農村の民生を向上させるというザンビア政府の政策目標を支援することを目的としている。EIBのプロジェクトは、金融仲介機関を通じて民間の農業バリュー・チェーン関係者の金融へのアクセスを支援するとともに、これらの関係者に対する金融仲介機関の融資能力を強化することによって、農業バリュー・チェーンにおける市場の不備に対処することを目的としている。EIBは、このプログラムの個別財務書類を作成している。

V.79. 技術移転パイロット・プロジェクト（「TTP」）

欧州委員会の資金提供を受けて2008年11月に調印されたTTPに基づき、EIFはシード前およびシード段階における資金提供を通じて技術移転体制を支援している。EIFは、TTPの個別財務書類を作成している。

V.80. 欧州技術ファシリティ（「ETF」）

ETFスタートアップ・ファシリティでは、EIFは自己の名義で、ただし欧州委員会に代わり欧州委員会のリスクにおいて、ETFスタートアップ投資を取得、運用、処分する権限を与えられている。

V.81. 持続可能な開発のための欧州基金（EFSD）保証「金融イニシアチブへのアクセス」

EFSD保証「SMEの金融イニシアチブへのアクセス」は、特に特定の対象国の若い起業家、女性起業家、スタートアップ企業、その他の特定のグループに焦点を当て、人口移動の根本原因のいくつかに対処することを最優先の目的とした、中小企業、十分なサービスを受けていない起業家を対象とした保証制度である。このプログラムは、EIBが選定した各国の銀行や金融機関に対し、各国の金融機関がより高いリスクレベルを付与しているために他の起業家よりも金融へのアクセスが少ない、これらの

十分なサービスを受けていない起業家によって経営または所有されている中小企業や零細中小企業に対して、融資された貸付金ポートフォリオ、および銀行保証と開設された信用状のファースト・ロス信用保護を提供することを目的としている。対象国は、欧州の東部および南部の近隣に所在する国となる。EIBは、このプログラムの個別財務書類を作成している。

V.82. ドイツのためのメザニン・ダッハ・ファンド（「MDD」）

MDDは2013年6月に調印された投資プログラムであり、ドイツの中堅企業に投資するハイブリッド債および株式ファンドを引き受けるために、ドイツ連邦経済技術省（「BMWi」）および州の様々な機関が資金を供出している。

V.83. 東方パートナーシップ・コネクティビティ投資のための技術支援（EPIC）

EPIC（東方パートナーシップ・コネクティビティ投資のための技術支援）は、近隣投資プラットフォーム（NIP）の下での技術支援制度であり、東方パートナーシップ地域内および東方パートナーシップ諸国とEUとの間の接続性の向上に貢献する。EIBは、EPICの個別財務書類を作成している。

V.84. グリーン・フォー・グロース・ファンド（「GGF」）

グリーン・フォー・グロース・ファンドはEIFによって2009年12月に設立され、トルコを含む欧州東南部諸国のエネルギー効率改善に特化して資金提供を行っている。

V.85. TARGET

TARGET（グリーン・エネルギーへの移行中の地域に対する技術支援）は、クリーンエネルギー・プロジェクトとエネルギー効率化プロジェクトの特定と開発、および投資と地上での持続可能な雇用の創出により石炭等の採鉱に依存する地域を支援することを目的とした技術支援ファシリティであり、石炭等の採鉱をベースとした活動から脱却するためのものである。EIBは、TARGETの個別財務書類を作成している。

特別部門計算書⁽¹⁾

2023年12月31日および2022年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

資産	2023年12月31日	2022年12月31日
地中海沿岸諸国		
欧州連合の財源によるもの		
実行済貸付残高	3,415	4,550
リスク資本業務		
- 未実行金額	21,523	21,523
- 実行済金額	26,319	27,783
	47,842	49,306
合計⁽²⁾	51,257	53,856
- ロメ協定		
リスク資本による業務		
- 実行済金額	67,964	74,631
合計⁽³⁾	67,964	74,631
合計	119,221	128,487
負債	2023年12月31日	2022年12月31日
受託管理資金		
欧州連合の委託によるもの		
- 地中海沿岸諸国金融議定書	29,734	32,333
- ロメ協定	67,964	74,631
受託管理資金の合計	97,698	106,964
未実行金額		
地中海沿岸諸国における貸付業務およびリスク資本業務	21,523	21,523
未実行金額の合計	21,523	21,523
合計	119,221	128,487

付記：

欧州連合の委託に基づきEIBが元利回収を引き受けた、欧州委員会提供の特別条件付貸付金の実行済・未返済残高合計：

- a) 2023年12月31日現在における第1次、第2次および第3次ロメ協定に基づくもの：172,152千ユーロ（2022年：191,538千ユーロ）
- b) 2023年12月31日現在における地中海沿岸諸国との間で署名した金融議定書に基づくもの：21,004千ユーロ（2022年：25,216千ユーロ）

欧州連合 - 欧州開発金融機関民間部門開発ファシリティとの関連において、保証部分の導入契約が2014年8月20日に締結された。EU保証の総額は、2023年12月31日現在で38,920千ユーロ（2022年：38,920千ユーロ）である。

注(1)：特別部門は、総務会によって1963年5月27日に設定された。1977年8月4日の決議に基づき、その目的が見直され、第三者の勘定で第三者の委託に基づいて欧州投資銀行が実行した金融業務を記録するためとされた。ただし、コトヌー協定、欧州連合-アフリカ・インフラ信託基金、近隣インベストメント・ファシリティ信託基金

（「NIF」）およびFEMIP信託基金に基づくインベストメント・ファシリティについては、個別財務書類に表示されている。また、EIBは2005年より他の委託について異なる種類の財務書類を作成している。

特別部門計算書は、欧州連合および加盟国の委託に基づく実行済金額もしくは未実行金額から解約額および返済額を控除した金額を示している。実行済金額および未実行金額ならびに受取済および受取予定資金は、額面価額で計上されている。特別部門計算書では、これらの業務に付随するリスクを補填するために必要となりうる引当金もしくは評価損益は、確定的な償却を除き、考慮されていない。外貨建ての金額は、12月31日現在の実勢為替レートで換算されている。

注(2)：欧州連合の委託に基づき、欧州連合の勘定により、またそのリスク負担の下に、マグレブおよびマシュレク諸国、マルタ、キプロス、トルコならびにギリシャにおけるプロジェクト資金（1981年1月1日の欧州共同体加盟前に10百万ユーロ融資）のため締結された契約の実行時の金額：

実行時の金額：			840,457
減算：	為替差額	57,287	
	解約額	179,322	
	返済額	552,591	
			-789,200
			51,257

注(3)：欧州連合の委託に基づき、欧州連合の勘定により、またそのリスク負担の下に、アフリカ・カリブ海および太平洋諸国ならびに加盟国の属国および属領（ACP-OCT）におけるプロジェクト資金のため締結された契約の実行時の金額：

リスク資本による貸付金：			
条件付劣後貸付金		3,116,097	
出資		121,002	
実行時の金額：			3,237,099
加算：	資産計上された利息		9,548
減算：	解約額	746,373	
	返済額	2,376,485	
	為替差額	55,825	
			-3,178,683
			67,964

注W：資本金および準備金

W.1. 資本金および準備金

欧州連合の金融機関であるEIBは、1957年3月25日付のローマ条約に基づいて設立された。EIB構成員は欧州連合加盟国であり、いずれもグループの資本金に対し応募済みである。EIBの応募済資本金は、248,795,606,881ユーロ（2022年12月31日現在では248,795,606,881ユーロ）であり、払込未請求資本金は、2023年12月31日現在、226,604,891,420ユーロ（2022年12月31日現在では226,604,891,420ユーロ）である。

新規加盟国、またはEIB応募済資本金分担分を増額する加盟国は、払込請求を受けた資本金分担分に準備金、準備金に相当する引当金および同様な金額の分担分を加算した金額を、通常は数年間にわたり均等に分割して払い込む。EIB資本金の新規加盟国分担金の算定（通常、欧州委員会統計局（Eurostat）が公式に発表した各国のGDPに基づいて行われる）を含めた払込みの具体的な方法は、加盟条約および／または総務会のEIB増資決議により設定される。

2017年3月29日、英国は、欧州連合条約（「TEU」）第50条に従って欧州連合（「EU」）から離脱する決定を欧州理事会に通知した。英国は、TEU第50条および「グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国の欧州連合および欧州原子力共同体からの離脱協定」（「離脱協定」）に基づき、2020年2月1日をもってEU加盟国でなくなった。英国のEUからの離脱により、英国は自動的に欧州投資銀行（「EIB」）の構成員でなくなり、応募済資本金の分担も終了した。

2020年2月1日より、EIBの応募済資本金における英国の分担金は、その全額につき、残りのEU加盟国が按分負担する増資をもって差し替えられた。この資本の差替え（均衡的資本差替え）は、EIBにおける英国の応募済資本金の払込請求済部分に加え、払込未請求部分も対象とするものであった。払込請求済部分の差替えは、EIBの準備金を応募済資本金に振り替えることで賄われた。増資の結果、残りの各EU加盟国において、EIBの応募済資本金の払込未請求（請求可能）持分が按分で増加した。

2020年3月1日、応募済資本金はポーランドおよびルーマニアからの拠出（それぞれ、5,386,000,000ユーロおよび125,452,381ユーロ）により、243,284,154,500ユーロから248,795,606,881ユーロへと増加した（非均衡的増資）。払込請求済の応募済資本金および準備金への拠出は、それぞれ0.5百万ユーロおよび1.1百万ユーロであった。当該加盟国から支払われる総額は、10回の均等分割により半年ごとに支払われ、2020年12月31日、2021年6月30日、2021年12月31日、2022年6月30日、2022年12月31日、2023年6月30日、2023年12月31日、2024年6月30日、2024年12月31日および2025年6月30日に支払期日を迎える。

2023年12月31日までに期日を迎えた分割金は全額が決済された。

「払込請求済だが払込未済の応募済資本金および準備金」として貸借対照表に表示されている487,592千ユーロは、2020年3月1日の非均衡的増資の結果の、加盟国であるポーランドおよびルーマニアからのディスカウント適用後の未収額（479,548千ユーロ）を含んでいる。

EIBの総務会および理事会における議決権は、各加盟国の応募済資本金分担金だけでなく、EIB定款の第8条と第10条で定められている別の基準にも一部基づいて設定されているが、その適用は、具体的な議決手続に応じて双方に基づく場合もあれば一方だけにに基づく場合もある。

W.2. 自己資本管理

強固な自己資本ポジションの維持は、グループの主要な目的の一つである。自己資本の十分性確保のためのグループの自己資金は、払込請求済資本および準備金で構成されている。グループの自己資本はすべて、コア資本Tier 1の金融商品で構成されている。加えて、グループは、必要が生じたとき

にEIBが払込請求できる払込未請求の応募済資本から恩恵を受けている。グループは、法人業務計画およびリスク許容度に従い、将来の見通しに基づき、自己資本について計画している。

グループは健全性監督の対象ではなく、信用機関に適用される欧州連合（EU）の法令の適用範囲内でもない。しかし、ベスト・バンキング・プラクティス（「BBP」）を遵守する法的義務を反映し、EIBは個別レベルおよび連結レベルの両方で関連するEUの銀行法令および指針を、管轄する統治機関が決定した範囲において、かつ承認されたBBP指針的原則に沿って、遵守することを目指している。これには特に、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）の基準（バーゼルIIIなど）をEU法の枠組みに変換した随時改正後の資本要件指令（指令2013/36/EU）および資本要件規則（規則575/2013）が含まれる。グループは、BBPの枠組み⁽⁵⁾の一環として、現行および今後のEU健全性銀行規制要件を積極的に監視し、実施している。

- (5) 欧州投資銀行のウェブサイトで公開されている「Best Banking Practice Guiding Principles of the European Investment Bank」を参照のこと。

EIBに適用される自己資本要件規則に従い、欧州連合会計指令に準拠したEIBグループの連結財務書類に基づいて算出されたグループのコア資本Tier 1 比率は、2023年12月31日現在で31.8%となり、2022年12月31日現在の34.5%から低下した。これは主として、リスクの高い新規業務の提供および株式ファンド投資の規制資本上の取り扱いの見直し⁽⁶⁾によるが、部分的に年間剰余金の留保によって相殺された。2023年12月31日現在、法定財務書類に基づくEIBのコア資本Tier 1 比率は、33.1%（2022年末現在35.1%）であった。

- (6) EIBグループは、ファンドへの株式投資ポートフォリオの見直しを行い、一部のエクスポージャーについて、リスク加重エクスポージャー金額の算出手法の修正、またはIRBにおける標準的手法から単純リスク加重手法への分類変更を行った。

注X：換算レート

2023年12月31日現在および2022年12月31日現在の連結貸借対照表の作成にあたり使用されている換算レートは、以下のとおりである。

	2023年12月31日	2022年12月31日
欧州連合加盟国のユーロ以外の通貨		
ブルガリア・レフ(BGN)	1.9558	1.9558
チェコ・コルナ(CZK)	24.7240	24.1160
デンマーク・クローネ(DKK)	7.4529	7.4365
クロアチア・クーナ(HRK)*	-	7.5365
ハンガリー・フォリント(HUF)	382.8000	400.8700
ポーランド・ズロチ(PLN)	4.3395	4.6808
ルーマニア・レウ(ROU)	4.9756	4.9495
スウェーデン・クローナ(SEK)	11.0960	11.1218
欧州連合加盟国以外の通貨		
豪ドル(AUD)	1.6263	1.5693
アゼルバイジャン・マナト(AZN)	1.8762	1.8103
ブラジル・リアル(BRL)	5.3618	5.6386
カナダ・ドル(CAD)	1.4642	1.4440
スイス・フラン(CHF)	0.9260	0.9847
中国人民元(CNY)	7.8509	7.3582
コロンビア・ペソ(COP)	4,286.2500	5,170.0000
ドミニカ・ペソ(DOP)	64.0779	59.8400
エジプト・ポンド(EGP)	34.1970	26.4223
エチオピア・ブル(ETB)	61.9830	56.9660
英ポンド(GBP)	0.8691	0.8869
ジョージア・ラリ(GEL)	2.9486	2.8462
香港ドル(HKD)	8.6314	8.3163
インド・ルピー(INR)	91.9045	88.1710
ヨルダン・ディナール(JOD)	0.7845	0.7581
日本円(JPY)	156.3300	140.6600
ケニア・シリング(KES)	173.2000	131.6800
カザフスタン・テンゲ(KZT)	501.9600	494.0400
モロッコ・ディルハム(MAD)	10.9113	11.1556
モルドバ・レウ(MDL)	19.0900	20.3700
メキシコ・ペソ(MXN)	18.7231	20.8560
ノルウェー・クローネ(NOK)	11.2405	10.5138
ニュージーランド・ドル(NZD)	1.7504	1.6798
セルビア・ディナール(RSD)	117.1600	117.2000
ロシア・ルーブル(RUB)	99.6831	76.8960
チュニジア・ディナール(TND)	3.3866	3.3055
トルコ・リラ(TRY)	32.6531	19.9649
台湾ドル(TWD)	33.9221	32.7869
タンザニア・シリング(TZS)	2,772.5300	2,487.3700
ウクライナ・グリブナ(UAH)	42.1175	39.4092
米ドル(USD)	1.1050	1.0666
中央アフリカCFAフラン(XAF)	655.9570	655.9570
西アフリカCFAフラン(XOF)	655.9570	655.9570
南アフリカ・ランド(ZAR)	20.3477	18.0986

* クロアチア・クーナは2022年12月31日に廃止され、ユーロが公式通貨として置き換わった。

注Y：関連当事者取引

Y.1. 関連会社（単位：千ユーロ）

以下に、連結財務書類に含まれる関連会社に関連する金額を表示している。

	2023年12月31日	2022年12月31日
株式およびその他の変動利付証券	819,306	772,465
金融業務損益	-61,750	-54,535
プライベート・エクイティ / ベンチャー・キャピタル事業への 未実行額	832,648	483,923

Y.2. 主要経営陣（単位：千ユーロ）

グループは、理事会、監査委員会、経営委員会の委員およびEIBの各種組織部門の責任者であるディレクター・ジェネラル、ならびに内部統制独立部署の責任者を主要経営陣とみなしている。

一般管理費（注P）に算入されている主要経営者の当該報告期間の報酬は、下表のとおりである。

	2023年	2022年
短期給付 ⁽¹⁾	11,203	11,342
退職後給付 ⁽²⁾	912	874
退職手当	556	315
合計	12,671	12,531

(1) 短期従業員給付は、経営委員会委員、GCR0、ディレクター・ジェネラルおよびその他ディレクターの給与および手当、賞与、社会保障負担金、ならびに理事会および監査委員会の委員に支払われた給付である。

(2) 退職後給付は、経営委員会委員、GCR0、ディレクター・ジェネラル、およびその他ディレクターに支払われた年金および退職後健康保険費である。

主要経営陣に対して前渡金も信用供与行っており、またいかなる種類の保証の形態でも主要経営陣の利益のための契約を締結していない。

2023年12月31日現在の主要経営陣との間の未決済残高は、強制および任意の補足年金制度および健康保険制度に関する負債、ならびに期末現在の未払残高で構成されている。

	2023年12月31日	2022年12月31日
年金制度および健康保険（注J）	86,774	84,603
その他の負債（注G）	17,628	15,288

注Z：後発事象

2023年12月31日現在の連結財務書類の修正や開示を必要とする、貸借対照表日以後に発生した重要な事象はなかった。

現在の地政学的環境および経済環境に関連して、グループは、後発事象のレビューの一環として、状況を継続的に注意深く監視している。

【EU会計指令に基づく連結財務書類】

当有価証券報告書の本項に記載されているEIBグループの2023年12月31日現在の連結貸借対照表および連結オフ・バランスシート、ならびに同日に終了した事業年度の連結損益計算書および連結キャッシュ・フロー計算書（以下「EU会計指令に基づく連結財務書類」という。）は、銀行およびその他の金融機関の年次財務書類および連結財務書類に関する1986年12月8日付欧州経済共同体理事会指令（86/635/EEC）の一般原則（一部の銀行およびその他の金融機関の年次財務書類および連結財務書類に関して、2001年9月27日付欧州共同体指令2001/65/EC、2003年6月18日付欧州共同体指令2003/51/ECおよび2006年6月14日付欧州共同体指令2006/46/ECにより改正済み）に準拠して作成されている。

[次へ](#)

連結貸借対照表

2023年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

資産	2023年12月31日	2022年12月31日
1. 現金、中央銀行および郵便局預け金（注B.1）	210,008	112,655
2. 中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券（注B.2）	37,012,900	21,845,483
3. 金融機関貸付金および預け金		
a) 要求払	1,145,899	984,212
b) その他の貸付金および預け金（注C）	45,526,023	64,211,244
c) 貸付金（注D.1）	90,503,892	93,129,454
d) 評価損益（注D.2）	-2,392	-3,485
	137,173,422	158,321,425
4. 対顧客貸付金および預け金		
a) その他の貸付金および預け金（注C）	55,581	125,883
b) 貸付金（注D.1）	335,335,122	326,861,203
c) 評価損益（注D.2）	-540,260	-388,263
	334,850,443	326,598,823
5. 確定利付証券を含む負債証券（注B.2）		
a) 公共機関による発行	5,362,444	4,563,328
b) その他による発行	6,538,875	6,596,468
	11,901,319	11,159,796
6. 株式およびその他の変動利付証券（注E.2）	11,005,196	9,908,923
7. 参加持分（注E.2）	493,709	386,651
8. 無形資産（注F）	96,045	70,167
9. 有形資産（注F）	281,796	249,497
10. その他の資産（注G）	415,158	307,070
11. 払込請求だが払込未済の応募済資本金および準備金（注H.2）	479,548	799,248
12. 前払金および未収収益（注I）	16,368,090	17,544,735
資産合計	550,287,634	547,304,473

添付の注記は本連結財務書類に不可欠の部分である。

連結貸借対照表（続き）

2023年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

負債	2023年12月31日	2022年12月31日
1. 金融機関に対する債務（注J）		
a) 要求払	1,094,567	2,371,014
b) 期日払または通知払	1,051,719	3,071,084
	2,146,286	5,442,098
2. 顧客に対する債務（注J）		
a) 要求払	1,912,580	1,433,117
b) 期日払または通知払	159,477	57,543
	2,072,057	1,490,660
3. 債務証券借入（注K）		
a) 負債証券	426,635,480	422,523,581
b) その他	8,184,017	9,173,893
	434,819,497	431,697,474
4. その他の負債（注G）	4,660,811	4,123,808
5. 未払金および繰延収益（注I）	18,227,759	19,042,661
6. 引当金		
a) 年金制度および健康保険制度（注L）	5,131,484	4,751,928
b) 保証業務に係る引当金（注D.4）	88,891	99,634
	5,220,375	4,851,562
7. 応募済資本金（注H）		
a) 応募済資本金	248,795,607	248,795,607
b) 払込未請求資本金	-226,604,892	-226,604,892
	22,190,715	22,190,715
8. 準備金（注H）		
a) 準備基金	24,879,561	24,879,561
b) その他準備金	18,973,074	17,176,068
c) 特別活動準備金	11,194,601	10,303,216
d) 一般貸倒準備金	1,883,372	2,115,966
	56,930,608	54,474,811
9. 当期純利益	2,407,059	2,460,190
10. 少数株主に帰属する持分（注H）	1,612,467	1,530,494
負債合計	550,287,634	547,304,473

添付の注記は本連結財務書類に不可欠の部分である。

連結オフ・バランスシート

2023年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

	2023年12月31日	2022年12月31日
偶発債務および保証：		
- 第三者からの貸付金に係るもの（注U.2.3）	32,830,887	31,931,060
契約債務：		
- 未実行貸付金（注D.1）		
- 金融機関	29,240,406	30,757,433
- 対顧客	99,325,526	93,274,466
	128,565,932	124,031,899
- 株式およびその他の変動利付証券ならびに参加持分への未実行額		
- プライベート・エクイティおよびベンチャー・キャピタル事業への未実行額（注E.2）	5,866,055	5,308,623
- 投資基金およびインフラ基金への未実行額（注E.2）	3,312,394	3,435,704
- EBRD払込未請求資本	712,630	712,630
- その他の投資への未実行額（注E.2）	1,459,071	651,129
	11,350,150	10,108,086
- 未実行代替貸付金	223,950	223,950
第三者に代わって保有している資産^(*)（注Z）：		
- イノベーション基金	9,030,405	6,913,187
- 近代化基金	5,118,076	3,906,016
- インベストメント・ファシリティ・コトヌー	4,009,790	4,334,223
- イノベーターのためのEU資金提供（InnovFin）	2,101,940	2,077,808
- インベストEU	2,028,916	2,307,793
- NER300	1,043,512	1,022,327
- コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティ（CEF）	865,833	824,615
- 資金パートナーシップ・プラットフォーム	674,629	213,415
- 汎ヨーロッパ保証基金	669,835	674,444
- 欧州構造投資基金（ESIF）	596,584	529,774
- COSME借入保証ファシリティ（LGF）および成長株式投資ファシリティ（EFG）	524,801	654,491
- 欧州テック・チャンピオン・イニシアチブ（ETCI）信託口座	452,514	0
- イタリア向けSMEイニシアチブ	375,563	383,301
- EUアフリカ・インフラ信託基金	373,485	393,040
- REG	323,804	246,115
- 中小企業向け欧州共同財源（JEREMIE）	293,326	289,474
- ルーマニア向けSMEイニシアチブ	248,893	239,330
- 復興・強靱化ファシリティ金融商品（「RRF-FI」）	248,649	156,874
- 地域金融商品	177,627	216,990
- 欧州戦略投資基金（「EFSI EIF」）	165,621	206,949

連結オフ・バランスシート（続き）

2023年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

	2023年12月31日	2022年12月31日
- ACP信託基金ECコンパートメント	123,622	0
- 特別部門	119,221	128,487
- InnovFin エクイティ	101,525	54,638
- 雇用および社会イノベーション・プログラム （EaSI）	89,755	101,690
- リスク・シェアリング・ファイナンス・ファシリ ティ（RSFF）（リスク・シェアリング・インスツ ルメント（RSI）を含む）	86,885	90,681
- ブルガリア向けSMEイニシアチブ	85,963	84,638
- InnovFin中小企業保証	83,013	86,149
- GIF 2007	73,892	176,814
- EUウクライナ基金	72,931	0
- 文化・クリエイティブ部門保証ファシリティ	67,690	64,861
- エネルギー効率関連プライベート・ファイナンス 商品	57,090	54,747
- フィンランド向けSMEイニシアチブ	56,891	59,375
- 西バルカン諸国企業開発および新規事業育成ファ シリティ（WB EDIF）	56,710	56,684
- NPI	56,665	59,375
- SMEG 2007	54,988	55,941
- 欧州近隣パートナーシップ枠組み（ENPI）	51,178	68,268
- 深化した包括的自由貿易協定地域（DCFTA）	50,588	51,063
- 近隣インベストメント・ファシリティ（NIF） リスク資本ファシリティ	45,075	37,103
- GF ギリシャ	43,687	42,406
- 国際開発協力機構（AECID）	37,956	49,809
- 欧州戦略投資基金（EFSI）- 欧州投資アドバイザ リー・ハブ（EIAH）	37,864	33,339
- JESSICA保有基金	33,025	176,684
- グレーター・アナトリア・ギャランティー・ ファシリティ（GAGF）	29,309	29,404
- グローバル譲許の資金ファシリティ（GCFF） ヨルダン民間セクター保証ファシリティ	28,370	0
- マルタ向けSMEイニシアチブ	26,911	26,945
- 欧州地中海投資パートナーシップ制度（FEMIP） 信託基金	25,947	22,543
- 連邦経済技術省	24,896	22,254
- マルチ・アニュアル・プログラム（MAP） ギャランティー	23,852	30,856
- スペイン向けSMEイニシアチブ	23,395	19,405
- 加盟候補国向け支援制度（IPA）II	18,729	24,333
- EPTA信託基金	18,030	17,987
- 近隣インベストメント・ファシリティ（NIF）信託 基金	17,404	28,878

連結オフ・バランスシート（続き）

2023年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

	2023年12月31日	2022年12月31日
- ドイツ未来基金成長ファシリティ	15,074	7,208
- 技術移転アクセラレーター（TTA）トルコ	13,047	13,016
- 自然環境保護資金調達ファシリティ	12,173	11,514
- EUサポート・ブースト・アフリカ	12,069	5,207
- IW4	9,691	0
- 多地域保証プラットフォーム・イタリア（AGRI）	8,968	14,225
- マルチ・アニュアル・プログラム（MAP） エクイティ	8,133	11,819
- インベストEUアドバイザリー・ハブ	4,433	0
- BIF	4,349	5,005
- グローバル・エネルギー効率・再生可能 エネルギー基金（GEEREF）	3,372	3,372
- 学生ローン保証ファシリティ	3,273	3,447
- ポーランド・グロース・ファンド・オブ・ ファンズ（PGFF）	2,702	3,684
- JASPERS	2,488	0
- 中央ヨーロッパ・ファンド・オブ・ファンズ	2,476	2,037
- Fiコンパス	2,375	0
- アルプス地域成長投資プラットフォーム （AlpGIP）	2,073	1,082
- ドイツ・コロナ・マッチング・ファシリティ （CMF）	1,522	2,229
- グローバル環境ファシリティ - 国連環境プログラ ム（GEF-UNEP）	1,378	1,431
- EU貿易振興・競争力向上プログラム	792	880
- MS-C-加盟国コンパートメント	546	0
- ファンド・オブ・ファンズ・マンドート（仮想）	326	0
- LfA-EIFファシリティ	311	847
- G43信託基金	285	284
- EUフォー・ビジネス保証ファシリティ	281	0
- アフリカ投資プラットフォーム（AIP）マラウイ 農業促進（Kulima）	276	262
- アフリカ投資プラットフォーム（AIP）ザンビア	258	298
- 技術移転パイロット・プロジェクト（TTP）	232	204
- 欧州技術ファシリティ	225	77
- 持続可能な開発のための欧州基金（EFSD） 保証「金融イニシアチブへのアクセス」	200	217
- ドイツのためのメザニン・ダッハ・ファンド （MDD）	142	255
- 投資のための技術支援（EPIC）	51	8
- グリーン・フォー・グロース・ファンド（GGF）	7	7
- TARGET	3	0
	31,160,391	27,434,138
その他の項目：		
- 金利スワップ契約の想定元本（注V.1.2）	598,658,133	573,024,821
- 通貨スワップ契約（支払）の想定元本	239,108,656	242,236,843
- 通貨スワップ契約（受取）の想定元本 （注V.1.1）	238,814,394	243,344,964
- 短期通貨スワップ契約（支払）の想定元本	26,606,319	21,731,627

- 短期通貨スワップ契約（受取）の想定元本 （注V.2）	26,212,091	21,411,941
- 先物契約の想定元本（注V.2）	21,311,849	8,804,329
- EIFの少数株主に付与されたプット・オプション （注E.2）	461,826	419,763
- 為替予約取引の想定元本（注V.2）	127,287	267,069
- 開始済だが未決済の通貨スワップ（受取） （注V.1.1）	45,517	0
- 開始済だが未決済の通貨スワップ（支払）	45,249	0
- 借入債務支払に係る特別預け金（注S）	2,422	560

(*) 運用資産は、利用可能な最新の数値に基づいて、オフ・バランスシート項目として開示されている。比較対象数値は、利用可能な最新の情報を反映するために修正再表示されることがあり得る。

添付の注記は本連結財務書類に不可欠の部分である。

連結損益計算書

2023年12月31日終了事業年度

(単位：千ユーロ)

	2023年	2022年
1. 受取利息および類似収益（注N）	26,126,190	18,684,205
2. 支払利息および類似費用（注N）	-22,895,420	-15,696,562
3. 証券からの収益	681,570	672,023
4. 受取手数料（注O）	681,029	670,036
5. 支払手数料（注O）	-365,321	-383,216
6. 金融業務損益（注P）	-13,799	-46,746
7. その他の業務収益および費用の純額（注Q）	2,283	10,477
8. 一般管理費（注R）		
a) 人件費（注L）	-1,082,473	-943,538
b) その他の管理費	-388,586	346,295
	-1,471,059	-1,289,833
9. 有形・無形資産に係る評価損益（注F）		
a) 有形資産	-35,167	-32,767
b) 無形資産	-35,854	-29,696
	-71,021	-62,463
10. 貸付金および預け金ならびに偶発債務引当金に係る（再）評価損益	-172,051	-30,341
11. 固定金融資産として保有される譲渡可能有価証券および参加持分に係る（再）評価損益	-5,809	-1,473
12. 当期純利益	2,496,592	2,526,107
13. 少数株主に帰属する当期利益	89,533	65,917
14. EIB株主に帰属する当期利益	2,407,059	2,460,190

添付の注記は本連結財務書類に不可欠の部分である。

連結キャッシュ・フロー計算書

2023年12月31日終了事業年度

(単位：千ユーロ)

	2023年	2022年
A. 営業活動によるキャッシュ・フロー：		
当期純利益	2,496,592	2,526,107
調整額：		
貸付金および預け金ならびに偶発債務引当金に係る（再）評価損益	172,051	30,341
固定金融資産として保有される譲渡可能有価証券および参加持分に 係る（再）評価損益	5,809	1,473
有形・無形資産に係る評価損益および償却（注F）	71,060	62,463
株式およびその他の変動利付証券に係る（再）評価損益（注E.2）	71,865	91
正味受取利息（注N）	-3,230,770	-2,987,643
為替調整額	-651	-159,454
営業活動による損失	-414,044	-526,622
金融機関および対顧客貸付金および預け金の実行額	-48,514,708	-49,994,020
金融機関および対顧客貸付金および預け金の返済額	43,574,663	44,590,423
その他の貸付金および預け金の変動額（注C）	-19,293,728	6,673,633
ルクセンブルク中央銀行の最低預金準備率を充足するための預け金の 変動額（注B.1）	-122,729	57,213
財務運用ポートフォリオの変動額	-12,813,155	17,526,222
金融機関および顧客に対する債務の変動額（注J）	-2,714,415	-18,560,431
年金制度および健康保険制度の引当金の変動額（注L）	379,556	241,677
保証業務に係る引当金の変動額（注D.4）	0	60,302
その他の資産およびその他の負債の変動額（注G）	414,176	-306,673
前払金および未収収益ならびに未払金および繰延収益の変動額	-2,747,768	6,305,595
利息受取額	21,997,418	16,201,029
利息支払額	-19,650,916	-13,652,025
営業活動による / （で使用した）正味現金	-39,905,650	8,616,323
B. 投資活動によるキャッシュ・フロー：		
期中に購入した長期HQLAポートフォリオの有価証券	-2,026,516	-1,778,122
期中に満期償還または売却された長期HQLAポートフォリオの有価証券	9,000	450,000
負債証券ポートフォリオに含まれる代替貸付金およびEIFのABS ポートフォリオの購入	-5,538,597	-4,070,061
負債証券ポートフォリオに含まれる代替貸付金およびEIFのABS ポートフォリオの償還	3,929,239	4,633,922
株式およびその他の変動利付証券取得額（注E.2）	-2,633,775	-2,450,317
株式およびその他の変動利付証券売却額（注E.2）	1,467,010	1,767,371
参加持分取得額（注E.2）	-113,185	-86,799
参加持分売却額（注E.2）	4,593	43,745
有形・無形資産の購入（注F）	-129,237	-81,032
投資活動による / （で使用した）正味現金	-5,031,468	-1,571,293

連結キャッシュ・フロー計算書（続き）

2023年12月31日終了事業年度

（単位：千ユーロ）

	2023年	2022年
C.財務活動によるキャッシュ・フロー：		
債務証券借入の発行（注K）	112,247,710	84,649,253
債務証券借入の償還（注K）	-106,254,511	-97,048,909
加盟国の拠出	319,700	319,700
EIF株式応募	-30,518	0
EIFの少数株主への配当金支払	-5,348	-5,737
財務活動による / （で使用した）正味現金	6,277,033	-12,085,693
キャッシュ・フローの要約表：		
現金および現金同等物期首残高	63,988,410	69,121,468
以下による正味現金：		
営業活動	-39,905,650	8,616,323
投資活動	-5,031,468	-1,571,293
財務活動	6,277,033	-12,085,693
保有現金に係る為替調整	244,997	-92,395
現金および現金同等物期末残高	25,573,322	63,988,410
現金および現金同等物の内訳：		
現金、中央銀行および郵便局預け金（ルクセンブルク中央銀行の 最低預金準備率を充足するための預け金を除く）（注B.1）	13	25,389
短期金融市場証券（注B.2）	49,891	552,038
金融機関および対顧客貸付金および預け金：		
要求払	1,145,899	984,212
その他の貸付金および預け金（注C）	24,377,519	62,426,771
	25,573,322	63,988,410

添付の注記は本連結財務書類に不可欠の部分である。

[次へ](#)

欧州投資銀行グループ

連結財務書類に対する注記

2023年12月31日現在

欧州投資銀行（「EIB」）は、1958年にローマ条約により、欧州連合（「EU」）の長期貸付銀行として設立された。EIBの任務は、EU加盟国の統合、均衡の取れた発展、経済的および社会的な結束に貢献することである。EIBは、資本市場で多額の資金を調達し、それらの資金をEU政策目標を促進するプロジェクトに有利な条件で貸し付けている。EIBは継続的に、その業務をEU政策の展開に適合させている。

登記上の事務所所在地は、98-100, boulevard Konrad Adenauer, L-2950 Luxembourgである。

EIBと子会社を合わせて「グループ」または「EIBグループ」と総称する。

EIBの子会社については、注E.1に開示されている。

注A：重要な会計方針

A.1. 作成基準

A.1.1. 会計原則

欧州投資銀行の連結財務書類（「本財務書類」）は、銀行およびその他の金融機関の年次財務書類および連結財務書類に関する1986年12月8日付欧州共同体理事会86/635/EEC指令書（特定の業種の会社、銀行およびその他の金融機関の年次財務書類および連結財務書類に関する2001年9月27日付2001/65/EC指令書、2003年6月18日付2003/51/EC指令書および2006年6月14日付2006/46/EC指令書により改正済）（以下、「指令書」と総称する）の一般原則に準拠し、継続企業の前提に基づいて作成されている。

経営委員会の提案を受け、理事会（「BoD」）は2024年3月21日に本財務書類を採択し、2024年4月26日までにこれを総務会に提出して承認を求めることを承認した。

グループは、欧州連合が承認した国際財務報告基準（「IFRS」）に従って作成した連結財務書類も公表している。

A.1.2. 重要な会計上の判断および見積り

本財務書類を作成するにあたり、経営委員会は報告されている収益、費用、資産、負債ならびに偶発資産および偶発債務の開示に影響する見積りおよび仮定を立てることが求められている。入手可能な情報の使用、および判断の適用は、見積りに特有のものである。将来の実際の結果は、これらの見積りとは異なる場合があり、これらの差異は本財務書類に対して重要なものとなる可能性がある。

最も重要な判断および見積りは、次のとおりである。

貸付金および預け金ならびに代替貸付金に係る評価損益

グループでは、報告日ごとに貸付金および預け金ならびに代替貸付金を検証し、評価調整に係る引当金を計上すべきか否かを評価している。特に、引当金所要額を算定するにあたっては、将来キャッシュ・フローの金額と発生時期の見積りにおいて経営陣の判断を要する。こうした見積りは多くの要素に関する仮定に基づいており、実際の結果は見積りと異なることがあり、結果として、将来、引当金の変動する場合もある。個別に重要な貸付金および預け金ならびに代替貸付金に対する個別引当金の他に、個別引当金を計上する必要があると具体的に特定されていないものの、貸付金および預け金ならびに代替貸付金のデフォルト・リスクが付与された当初よりも高まっているエクスポージャーに対して、グループは集合的引当金を計上するためのテストも実施している（注A.2.7を参照）。

株式およびその他の変動利付証券ならびに参加持分に係る評価損益

取得原価と時価のいずれか低い方を決定するために、EIBは、各報告日において間接的な持分投資を見直し、評価損益を計上すべきかどうかを評価する。特に、EIBは、(i) 適用される業界のガイドラインおよび基準に基づく入手可能な最新のファンド・マネージャー・レポートを考慮することにより、(ii) 他の同等のガイドラインまたは基準に基づいて算出された純資産価額（「NAV」）により、または(iii) ファンド・マネージャーから提供された情報に基づいて内部的に、間接的な持分投資のNAVのEIB帰属部分を決定する。ほとんどの原投資の公正価値は、容易に確認可能な時価がない状況で見積られている。評価額に内在する不確実性および現在の市場の状況により、将来における実際の結果はファンド・マネージャーが見積もった評価額とは異なる可能性があり、かかる差異は財務書類に重要な影響を及ぼす可能性がある。また、貸借対照表日後にのみ利用可能な帰属するNAVは、経営陣が財務書類に重大な影響を与えると判断した場合にのみ考慮される（注A.2.8参照）。

保証業務に係る引当金

グループは、金融保証契約を、予想プレミアムの正味現在価値（「NPV」）または当初予想損失に対応する公正価値で当初認識している。その後金融保証は、対応する損失引当金と、当初認識時の受取プレミアムから認識済収益を控除した額のいずれか高い方の金額により、将来の予想プレミアムの正味現在価値の不足額として測定される。EIBはまた、個別引当金を計上する必要があると具体的に特定されていないものの、保証が署名および発行された当初よりもデフォルトのリスクが高まっているエクスポージャーに対して、集合的引当金を計上するためのテストも実施している（注A.2.14を参照）。

年金および他の退職給付

確定給付年金制度および他の退職後医療費給付に係る費用は、数理計算上の評価を用いて算定する。数理計算上の評価に際しては、割引率、死亡率、ならびに将来の給与および年金の増加に関する仮定を行う。これらの制度は長期にわたるため、こうした見積りは重要な不確実性を伴う（注A.2.11を参照）。

A.1.3. EIBの英国に対するエクスポージャー

2017年3月29日、英国は、欧州連合条約（「TEU」）第50条に従って欧州連合（「EU」）から離脱する決定を欧州理事会に通知した。英国は、TEU第50条および「グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国の欧州連合および欧州原子力力共同体からの離脱協定」（「離脱協定」）に基づき、2020年2月1日をもってEU加盟国でなくなった。英国のEUからの離脱により、英国は自動的に欧州投資銀行（「EIB」）の構成員でなくなり、応募済資本金の分担も終了した。

2020年2月1日より、EIBの応募済資本金における英国の分担金は、その全額につき、残りのEU加盟国が按分負担する増資をもって差し替えられた。この資本の差替え（均衡的資本差替え）は、EIBにおける英国の応募済資本金の払込請求済部分に加え、払込未請求部分も対象とするものであった。払込請求済部分の差替えは、EIBの準備金を払込請求済の応募済資本金に振り替えることで賄われた。増資の結果、残りの各EU加盟国において、EIBの応募済資本金の払込未請求（請求可能）持分が按分で増加した。

また、ポーランドおよびルーマニアのEIBに対する応募済資本金が、それぞれ5,386,000,000ユーロおよび125,452,381ユーロ引き上げられた。この増資（非均衡的増資）は、英国のEU離脱から1ヵ月後の2020年3月1日に効力を生じた。ポーランドとルーマニアは、EIBの応募済資本金の増加分の払込請求済部分につき支払いを行うものとし、10回の均等分割により半年ごとにEIBの準備金に拠出を行っていく。

英国がEIBの構成員でなくなった結果として、離脱協定には、EIBに関する財務決済を定めるいくつかの規定が盛り込まれている。離脱協定第150条に定める条項に従い、英国は、EIBに対する応募済資本金の従前の分担に従い、EU離脱前のEIBのエクスポージャーについて引き続き責任を負う。これに関連して、2023年12月31日現在で、EU離脱前のEIBのエクスポージャーは391,189百万ユーロとなり、一方、英国の負債の限度額は39,195百万ユーロとなった。

英国は、EIBのその他のリスクについても、それが離脱後の融資に関するものでない限り引き続き責任を負う。また、EIBは、離脱協定第150条に定める条項に従い、EUに代わって、EIBの払込請求済資本金に対する英国の分担金相当額を12回の分割により毎年英国に支払う。英国の払込請求済資本金の払戻しを除き、EIBは、英国がEIBの構成員でなくなることに関連して、または離脱協定の関連条項に定める英国の一部債務の留保を理由として、英国に対してその他の弁済、返金または報酬を支払う義務を負わないものとする。

A.2. 重要な会計方針の要旨

A.2.1. 外国通貨の換算

グループは、加盟国の資本勘定の測定単位として、そしてグループの本財務書類の表示にユーロ（「EUR」）を使用している。

グループは、ユーロ、欧州連合加盟国の他の通貨および非EU通貨で業務を運営している。EIBの財源は様々な通貨建ての出資、借入および利益剰余金によって調達される。

外貨建取引は、取引日の実勢為替レートで換算される。グループのユーロ以外の通貨建ての貨幣性資産および負債は、貸借対照表日の実勢為替レート（終値）に基づきユーロに換算される。これらの換算から生じた損益は損益計算書の「金融業務損益」に計上される。

A.2.2. 連結基準

子会社

子会社とは、グループによって直接的または間接的に支配されているすべての企業である。EIBグループは、グループが企業への関与から生じる変動リターンにさらされているか、または変動リターンに対する権利を有しており、かつ、こうしたリターンに対して当該企業への権限を通じて影響を及ぼす能力を有している、その支配下の企業を連結することが義務付けられている。

すべての重要な子会社は連結財務書類に含まれているが、グループにとって重要性のない企業は連結の範囲から除外されている。あらゆる子会社の財務書類は、支配を開始した日から、支配を停止した日まで、連結財務書類に含まれている。

EIBグループの本財務書類は、欧州投資銀行（「EIB」）およびその子会社である欧州投資基金（「EIF」）の財務書類により構成される。子会社の財務書類は、EIBと同じ報告年度について作成され、EIBと一貫した会計方針に基づいている。

少数株主持分

EIBの子会社における少数株主持分は、グループが直接的にも間接的にも所有していない損益および純資産の部分を表し、連結貸借対照表上の「少数株主に帰属する持分」および連結損益計算書上の「少数株主に帰属する当期利益」で、それぞれ表示されている。

欧州委員会以外のEIFの少数株主が保有する株式に関して、プット・オプションの形態で提供しているコミットメントは、適用される行使価格でオフ・バランスシートに計上されている。

連結上消去される取引

貸借対照表および損益計算書上の勘定を合算した後、グループ内取引から生じたグループ内の残高、取引、収益および費用をすべて相殺消去している。

代理人または受託者の資格で保有されている資産はグループの資産ではなく、注Zに記載されている。

A.2.3. デリバティブ

グループは、金利リスクおよび外貨リスクのエクスポージャーを管理するため、デリバティブ商品（主に通貨スワップおよび金利スワップ）を資産負債管理（「ALM」）活動の一環として使用している。すべてのデリバティブ取引は、想定元本により、取引日にオフ・バランス項目として計上されている。

グループのスワップの大部分は、債券発行および長期HQLAポートフォリオ（「LTHP」）の国債をヘッジする目的で締結されている。グループは、通貨スワップおよび金利スワップを締結し、これにより借入資金を当初別の通貨に交換し、満期時には借入返済に必要な資金を元の通貨で入手し、または借入もしくは国債の金利ポジションを変更する。

またグループは、貸付金のヘッジの一環として、またはグローバルなALMポジションのために通貨スワップ、金利スワップおよびオーバーナイト・インデックス・スワップを行っている。これに関する利息は、関連期間に対する比例配分で計上されている。

グループは、財務オペレーションの一部としての為替（「FX」）スワップを主とした短期デリバティブ金融商品を使用するほか、アクティブ運用ポートフォリオ（有価証券流動性ポートフォリオ）をヘッジする手段としてのデリバティブも利用している。

A.2.3.1. 有価証券流動性ポートフォリオのデリバティブ

有価証券流動性ポートフォリオ（「SLP」）の一部として、デリバティブが締結され、貸借対照表に時価で計上される。すなわち、その時価が正の値の場合には、「その他の資産」に、負の値の場合には、「その他の負債」に計上される。時価の変動は、「金融業務損益」に含まれている。時価は、市場の公表価格、ディスカウント・キャッシュ・フロー・モデルおよびオプション価格モデルにより入手している。オプション価格モデルには、現在の市況および原資産の契約価額と同様に、時間的価値、イールドカーブおよび原資産のボラティリティが考慮される。

デリバティブ金融商品の金利は、関連期間に対する比例配分で「前払金および未収収益」または「未払金および繰延収益」の勘定科目に計上される。

金利スワップ

金利スワップ契約は、金利ポジションを修正するために締結される。金利スワップにおける受取利息および支払利息は関連期間に対する比例配分で計上され、損益計算書では「受取利息および類似収益」または「支払利息および類似費用」に計上される。金利スワップの時価が正の値の場合には、「その他の資産」に、負の値の場合には、「その他の負債」に計上される。時価の変動は、「金融業務損益」に含まれている。

先物契約

金利および債券の先物契約（先物）は、政府債およびその他の債券への投資から発生するエクスポージャーをヘッジするために締結される。先物は高度に標準化されたデリバティブ契約であり、規制対象市場で取引され、日次での証拠金要件が適用される。先物契約の時価が正の値の場合には、「その他の資産」に、負の値の場合には、「その他の負債」に計上される。時価の変動は、「金融業務損益」に含まれている。

A.2.3.2. その他のデリバティブ

通貨スワップ

通貨スワップ契約は、通貨ポジションを調整するために締結される。通貨スワップの直物レッグの再評価は、「未払金および繰延収益」または「前払金および未収収益」で相殺されている。通貨スワップの先渡レッグは決済金額でオフ・バランスシート処理されており再評価されていない。直物金額と先渡金額の決済差額として生ずるプレミアム／ディスカウントは、損益計算書の「受取利息および類似収益」または「支払利息および類似費用」を通じ、関連期間に対する比例配分で償却される。

金利スワップ

金利スワップ契約は、金利ポジションを修正するために締結される。ヘッジのための金利スワップは再評価されず、その想定元本はオフ・バランスシートに計上される。金利スワップにおける受取利息および支払利息は関連期間に対する比例配分で計上され、損益計算書では「受取利息および類似収益」または「支払利息および類似費用」に計上される。

為替予約取引

為替予約取引は、将来の通貨ポジションを調整するために締結される。先渡レッグは、決済金額でオフ・バランスシート処理されており再評価されていない。直物金額と先渡金額の差額は、損益計算書の「受取利息および類似収益」または「支払利息および類似費用」を通じ、関連期間に対する比例配分で償却される。

デリバティブ金融商品の金利は、関連期間に対する比例配分で「前払金および未収収益」または「未払金および繰延収益」の勘定科目に計上される。

A.2.4. 金融資産および金融負債

金融資産および金融負債は決済日基準で計上されている。

A.2.5. 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、連結キャッシュ・フロー計算書に開示されており、手許現金、非拘束性の中央銀行預け金、要求払い預け金および取得日から3ヵ月以内に当初の満期日が到来する流動性の高い短期金融市場証券または定期預金から構成されている。これらの金融商品は、その価値変動リスクが軽微であり、容易に現金化が可能であり、グループは短期的な契約債務の管理に使用している。

A.2.6. 中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券ならびに確定利付証券を含む負債証券

A.2.6.1. 長期高品質流動資産（「HQLA」）ポートフォリオ（「LTHP」）

従来の長期ヘッジポートフォリオ（「LTHP」）は、2021年に長期高品質流動資産（「HQLA」）ポートフォリオ（「LTHP」）に改編された。この改編とは、特に、ポートフォリオの規模、新たな適格通貨および承認されている投資の範囲の変更等である。この新ポートフォリオで購入した有価証券で、満期まで保有する目的で保有しているものに関するビジネスモデルに変更はない。この改編の下では、以下によって発行または保証された有価証券への投資が認められる。

- 欧州連合加盟国政府およびアメリカ合衆国（USA）政府
- 欧州連合、欧州安定メカニズム、欧州金融安定基金

これらの有価証券は、当初、購入価額で計上される。一時的でない評価損益は計上されている。購入価格と償還価額との差額は、有価証券の残存期間にわたり、関連期間に対する比例配分で「受取利息および類似収益」または「支払利息および類似費用」として計上される。

A.2.6.2. 運用ポートフォリオ

短期財務ポートフォリオ（「TMP」）

適切な水準の流動性を維持するため、EIBは満期が12ヵ月以内の短期金融商品、特に短期国庫証券および公共機関や金融機関が発行した譲渡可能負債証券を購入している。短期財務ポートフォリオの有価証券は、最終満期日まで保有されるもので、当初は購入価格で計上され、その後は償却原価で本財務書類に計上される。購入価格と償還価額との差額は、有価証券の残存期間にわたり、関連期間に対する比例配分で「受取利息および類似収益」または「支払利息および類似費用」として計上される。評価損益は、一時的ではない場合、「固定金融資産として保有される譲渡可能有価証券および参加持分に係る（再）評価損益」に計上される。

有価証券流動性ポートフォリオ（「SLP」）

SLPは、政府、国際機関、金融機関および企業が発行または保証した上場負債証券で構成されている。このポートフォリオは主にアクティブ運用され、ポートフォリオ内の有価証券は購入価格で当初認識され、その後は本財務書類に時価で表示される。時価の変動は、損益計算書の「金融業務損益」に計上される。

SLPの時価は、第一情報源としての活発な市場における公表相場価格に基づいている。入手できる公表相場価格がない金融商品については、市場参加者からの提示価格を入手することにより、および／

または評価手法もしくはモデルを使用して、時価を決定している。評価手法もしくはモデルは観察可能な貸借対照表日現在の実勢市場データに基づくことが可能である場合に用いられる。

EIF運用ポートフォリオ

EIF運用ポートフォリオは、残存期間が10年以内の上場負債証券で構成されている。これらの有価証券は償却原価で測定されている。

A.2.6.3. 代替貸付金ポートフォリオ (EIB) およびABSポートフォリオ (EIF)

代替貸付金ポートフォリオ (EIB) およびABSポートフォリオ (EIF) は、主に特別目的事業体 (「SPV」)、信託事業体または金融機関が発行した債券、ノートあるいは証書の形の債務で構成されている。これらの有価証券は満期まで保有されることを目的として保有されており、当初購入価格で計上され、その後は償却原価で評価されている。購入価格と償還価額との差額は、有価証券の残存期間にわたり、関連期間に対する比例配分で「受取利息および類似収益」として計上される。一時的でない評価損益は、個別に計上されている。減損しているが、そのように認識されていない契約を捕捉するために、それぞれ発生はしているが報告されていない損失について、集合的な評価損益が計上されている。個別および集合的な評価損益は、損益計算書に「固定金融資産として保有される譲渡可能有価証券および参加持分に係る (再) 評価損益」として計上され、貸借対照表上は対応する資産項目から減算されている。

代替貸付金の未実行部分は、名目値でオフ・バランスシートに記録される。

A.2.6.4. 優先債権者の地位 (「PCS」)

EU一次法優位の原則および、EIB定款に定められているEIBの財産があらゆる形の接收および収用から免除されるものとする旨の原則は、満期時における欧州連合加盟国のソブリン・エクスポージャーの全額回収を保証するとみなされる。この財務保護および優先債権者としての地位により、欧州連合加盟国のソブリン・エクスポージャーまたは欧州連合加盟国の保証についての信用リスクも減損も発生しない。しかし、他の債権者と同様に、EIBは欧州連合加盟国ソブリン発行体の負債性金融商品に含まれる集団行動条項 (「CAC」) に基づいた多数による決定事項に拘束される。

A.2.7. 金融機関および対顧客貸付金および預け金

A.2.7.1. 貸付金および預け金

貸付金および預け金は、正味実行額をもってグループの資産に計上される。期末における貸付金残高について、その全額または一部の金額につき回収不能のリスクがある場合、個別の評価損益が計上されている。減損しているが、そのように認識されていないポートフォリオの貸付金を捕捉するために、または発生しているがまだ報告されていない損失について、集合的な評価損益が計上されている。これらの評価損益は、関連資産と同じ通貨で把握される。

評価損益は「貸付金および預け金ならびに偶発債務引当金に係る (再) 評価損益」として損益計算書に計上されており、貸借対照表の対応する資産項目から減算されている。

貸付金および預け金の未実行部分は、名目値でオフ・バランスシートに記録される。

A.2.7.2. 貸付金利息

貸付金利息は、発生主義で、すなわち貸付期間にわたって、損益計算書に計上される。未収利息は、貸借対照表の資産の「前払金および未収収益」勘定に計上される。これらの貸付金利息の評価損益は、グループの経営陣が個別に決定し、貸借対照表の適当な資産項目から控除される。

不良債権に関しては、評価損益が生じた場合、当初の契約条件に基づく未収利息の計上は停止される可能性がある。

A.2.7.3. リバース・リパーチェス契約（「リバース・レポ」）

リバース・リパーチェス契約は、担保有価証券を提供する金融機関に対してグループが流動資金を貸し出す取引である。双方の当事者は、確定日に確定金額で取引を行うという取消不能の契約を結ぶことになる。

この取引は、支払引替渡しの原則に基づき行われる。すなわち流動資金の借手は、契約価額での決済と引き換えに、グループの保管業者に有価証券を引き渡し、これによってグループに金融市場と連動したリターンが発生する。

こうした種類の業務は、グループの目的から、保証された金利が付加された貸付とみなされる。これらの取引は一般的に有担保金融取引として取り扱われるため、提供または受領した現金額に未収（経過）利息を加えた金額で計上されている。リバース・レポは、連結貸借対照表の資産側の「金融機関貸付金および預け金： b) その他の貸付金および預け金」に想定元本で計上される。

リバース・リパーチェス契約に基づいて受け取った有価証券は、有価証券に含まれる契約上の権利を支配できない限り、連結貸借対照表において認識されない。グループは、これらの受け取った有価証券の市場価格を日々管理しており、原契約に従い追加担保を要求する。

リバース・リパーチェス契約に係る利息は、それぞれの契約の期間にわたり「受取利息および類似収益」または「支払利息および類似費用」として計上される。

A.2.7.4. 利子補助金

前受利子補助金（注Iを参照）は繰り延べられ、補助金支給対象貸付金の実行から返済までの期間にわたって、損益計算書で認識される。

A.2.7.5. 定期預金および要求払預金（「預金」）

預金とは、グループが一定期間、または当事者間で合意した収益に対して要求払いで、金融機関または顧客に流動性のある資金を貸し付ける業務である。預金は、連結貸借対照表の資産側の「金融機関貸付金および預け金： b) その他の貸付金および預け金」に額面金額で計上される。

預金に係る利息は、預金期間にわたり「受取利息および類似収益」または「支払利息および類似費用」として計上される。

A.2.8. 株式、その他の変動利付証券および参加持分

グループは、プライベート・エクイティおよびベンチャー・キャピタル事業開始、債券ファンド設定、インフラ基金設定、投資基金設定または直接資本の形態での資本参加時に、株式、その他の変動利付証券および参加持分を保有する。これらの投資は当初は取得原価で記録され、返済による資金の還流額が減額される。それらの帳簿価額は、その後の貸借対照表日における測定で、取得原価と時価のいずれか低い方に調整される。

グループが実施する一部の共同投資では、投資は取得原価で当初認識され、純払込額は合意されたウォーターフォールに従って配分された資本返済控除後の出資履行額である。

ファンド・マネージャーから受けた報告に基づき、投資ポートフォリオは、取得原価もしくはEIBに帰属する分のNAVのどちらか低い方の値で個々に評価されるため、ポートフォリオに含まれている可能性があるEIB帰属分の未実現利益は除外される。帰属するNAVは、次のいずれかを、報告日時点で利用可能な場合に優先順位に従い適用して決定される。

- 各ファンド・マネージャーから提出された、利用可能な直近の日におけるNAVのグループ持分
- グループが保有する株式数または口数に、ファンド・マネージャーが報告する利用可能な直近の日の1株当たりまたは1口当たりの価格を乗じた値
- 特定のコンパートメントにおけるグループの所有比率に、最新のファンド・マネージャーの報告に反映された当該特定のコンパートメントの純資産価額（「NAV」）を乗じた値
- 当該ファンドにおけるグループの所有比率に利用可能な直近のファンドNAVを乗じた値

グループが実施する一部の共同投資においては、帰属するNAVは合意されたウォーターフォールの計算に基づいて決定される場合がある。

また、入手可能な直近のNAVの日付から貸借対照表日の間に発生した事象について調整することが重要と経営委員会がみなす場合に限り、EIB帰属分のNAVに対してかかる調整を行う。

これらの投資の未実行だが確約した部分は、名目値でオフバランスシート・コミットメントに計上される。

NAVが容易には決定できない特定の投資に関しては、他の指針（例えばインターナショナル・プライベート・エクイティ・ベンチャー・キャピタル・バリュエーション（「IPEV」）理事会が公表したIPEVガイドライン等）が使用されることもあり、その場合はより綿密な監視と検証が必要とされる。この方法に従い、ファンドは内部的に次の3種類に分類される。

- カテゴリーI IFRS第13号またはIPEVガイドラインの公正価値要件を適用しており、NAVが信頼性の高い公正価値の見積りであることを確認するため特定の検証が実施されているファンド。
- カテゴリーII IFRS第13号に沿ったものと考えることができる他の評価ガイドライン（旧EVCAの2001年版ガイドライン等）または評価基準を適用しており、同等のNAVの計算が可能なファンド。
- カテゴリーIII IFRS第13号またはそれに沿った他の評価ガイドラインの公正価値要件を適用していないファンド。

セカンダリーセール

ベンチャー・キャピタル・ファンドおよび投資ファンドに係るセカンダリーセール取引により、原資産の認識が中止される。セカンダリーセールからの損益は「金融業務損益」に計上され、売却手取額と正味帳簿価額の差異として算出される。

参加持分

グループが自己勘定で取得した株式は、通常ベンチャー・キャピタル事業、債券ファンド、インフラ基金および投資基金への投資である。業界の慣行によれば、そのような投資は概して多数の投資家が応募する投資であり、どの投資家も当該基金の日々の運営および投資活動に対し、個人的に影響力を行使することはできない。結果として、ある投資家がそのような基金の統治機関のメンバーになったとしても、原則的には、それにより当該投資家がその基金の日々の運営に影響を与える権利を手にするものではない。さらに、ベンチャー・キャピタル事業、インフラ基金または投資基金の個別投資家は、資本の払戻しまたはその他の分配に関する分配方針等、基金の方針を決定することがない。一般的にそのような決定は、基金の経営陣と全株主の権利および義務を規定した株主契約に基づき、基金の経営陣が行っている。また一般的に株主間の合意は、個別投資家が基金との間で実質的な取引を行ったり、役員を相互に交換したり、重要な専門情報にアクセスする特権を得たりすることも防止している。EIBは、株式を取得したこうした事業体に対して重要な影響力または共同支配を有しているかを判定するために、判断を伴う包括的な分析を通じて上記の判定基準を評価している。当該事業体に対する重要な影響力または共同支配が存在する場合、当該投資は、「参加持分」として連結貸借対照表の資産側に開示される。

グループにより応募済であるがEBRDへの投資について払込未請求の資本は、オフ・バランスシート項目として記録されている。

A.2.9. 有形資産

有形資産には、土地、グループが使用している不動産、その他機械および設備が含まれる。

土地は、取得原価で計上されており、建物は、取得原価から減価償却累計額および減損累計額を控除した金額で計上されている。ルクセンブルクのキルヒベルクに所在する本店の建物、ならびに同国のワイマールショフの建物の取得原価は、以下のように定額法で減価償却されている。

恒久使用の設備および備品、家具、事務機器ならびに自動車は、取得価額から減価償却累計額および減損累計額を控除した金額で連結貸借対照表に計上されている。

減価償却費は購入品目ごとに、以下に示されている見積耐用年数の期間にわたって定額法で計算されている。

- キルヒベルクおよびワイマールショフの建物：30年
- 恒久使用の設備および備品：10年
- 家具：5年
- 事務機器および自動車：3年

建設仮勘定資産は、工事が完了し、当該資産が意図された目的のための使用に供されることが可能となるまで、その減価償却累計額は計上されない。

A.2.10. 無形資産

無形資産には、コンピューター・ソフトウェアが含まれている。ソフトウェア開発費は、識別可能性、企業への将来の経済的便益の流入可能性、取得原価測定の信頼性に関する特定の基準を満たした場合に資産計上される。

これらの基準に適合する自社開発のソフトウェアは、償却累計額（完成から3年にわたり定額法で計算）および減損累計額控除後の取得原価で計上されている。

建設仮勘定資産は、作業が完了し、当該資産が意図された目的のための使用に供されることが可能となるまで、その償却累計額は計上されない。

A.2.11. 年金制度および健康保険制度

A.2.11.1. 職員年金制度

グループは、ほぼすべての職員に退職給付を提供するため、確定給付年金制度を運営している。

EIBの主な年金制度は職員とEIBの拠出金を原資とする確定給付年金制度で、全職員が対象とされている。EIBおよびその職員の全拠出額がEIBの資産へ投資されている。

EIFの主要な年金制度は、職員とEIFの拠出金を原資とする確定給付年金制度で、全職員が対象とされている。この制度は、従来の確定拠出年金制度に代わり、2003年3月に実施された。

退職給付債務は、適正な引当水準となるように予測単位積立方式を用いて、少なくとも年に1度は評価を受ける。最新の評価は、2023年9月30日現在の加入者データおよび2023年12月31日までのキャッシュ・フローに基づき、2023年12月31日現在で実施された。保険数理士が用いた主な仮定については、注Lを参照のこと。

退職給付債務の10%を超える当年度の数理計算上の差異の累計額は、7年間にわたり定額法で認識される。引当金が退職給付および健康保険給付の保険数理的価値の償却可能部分に達した場合、それ以上の償却は損益計算書に認識されない。また、引当金が退職給付および健康保険給付の保険数理的価値を超えることとなった場合には、その超過額はその後の期間に損益に算入されることはない。

A.2.11.2. 健康保険制度

グループは職員のため、グループおよび職員の拠出金を原資とする独自の健康保険制度を設けている。この健康保険制度は、注A.2.11.1に記載された職員に対する年金制度と同じ方針によって管理され、会計処理されている。最新の評価は、2023年9月30日現在の加入者データおよび2023年12月31日までのキャッシュ・フローに基づき、2023年12月31日現在で実施された。

A.2.11.3. 経営委員会年金制度

経営委員会年金制度は確定給付年金制度で、グループのみからの拠出金を原資とし、経営委員会委員全員を対象としている。グループからの拠出金は全額グループの資産に投資される。この経営委員会年金制度は、注A.2.11.1に記載された職員に対する年金制度と同じ方針によって管理され、会計処理されている。

A.2.11.4. 任意補足年金制度

任意補足年金制度とは、職員の任意拠出金および使用者の拠出金を原資とする確定拠出年金制度である。対応する負債は「その他の負債」に計上されている。

A.2.12. 金融機関および顧客に対する債務

金融機関および顧客に対する債務は、財務書類において償還額で表示される。金融機関および顧客に対する負債の利息は、発生主義により、「支払利息および類似費用」または金利がマイナスの場合には「受取利息および類似収益」として損益計算書に計上される。経過利息は、負債勘定の「未払金および繰延収益」に含まれる。

A.2.12.1. リパーチェス契約（「レボ」）

リパーチェス契約は、金融機関からグループが流動資金を借り入れ、担保有価証券を提供する取引である。双方の当事者は、確定日に確定金額で取引を行うという取消不能の契約を結ぶことになる。この取引は支払引替渡しの原則に基づいており、これは注A.2.7.3に記載されている。

こうした種類の業務は、グループの目的から、合意された金利が付加された借入とみなされる。これらの取引は一般的に有担保金融取引として取り扱われるため、借入金額に経過利息を加えた金額で計上されている。レボは連結貸借対照表上、「金融機関に対する債務：b) 期日払または通知払」の下で負債側に想定元本で計上される。

リパーチェス契約に係る利息は、それぞれの契約の期間にわたり「受取利息および類似収益」または「支払利息および類似費用」として計上される。

A.2.12.2. 担保払込勘定

片務的担保サポート・アネックスに基づき、グループはデリバティブ、貸付および財務ポートフォリオに係るカウンターパーティー信用エクスポージャーを低減するために担保として現金を受領する。受け取った現金担保は、名目金額で計上され、翌日物預金として、連結財務書類において「金融機関に対する債務：a) 要求払」に表示される。

A.2.13. 債務証券借入

債務証券借入は、償却原価で表示されるゼロ・クーポン債を除き、償還金額で表示されている。取引費用およびプレミアム／ディスカウントは、「未払金および繰延収益」または「前払金および未収収益」を通じて債務の残存期間にわたって定額法により損益計算書で償却される。負債性金融商品に対する利息は、連結損益計算書の「支払利息および類似費用」または「受取利息および類似収益」に計上されている。

A.2.14. 金融保証

金融保証契約は、特定の債務者が、負債性金融商品の当初条件または修正後条件に基づいて期日に支払いを履行できない場合に、発行者に、その商品の保有者に発生した損失を補償するための所定の支払を行うことを義務付ける契約である。

発行済の金融保証は通常、オフ・バランスシート項目として会計処理され開示される。

金融保証による負債純額は、貸借対照表上で「引当金： b) 保証業務に係る引当金」に表示されている。保証引当金は、金融仲介機関に対するグループの保証業務または第三者が供与した貸付金に関する保証に内在するリスクに対応するためのものである。

金融保証は、予想プレミアムの正味現在価値（「NPV」）または当初予想損失に対応する公正価値で当初認識される。

当初認識後、金融保証は以下のうちの高い方の金額に対する、将来の予想プレミアムの正味現在価値の不足額として測定される。

- 予想信用損失の額
- 当初認識された公正価値から、認識された収益／償却累計額を控除した額

将来の予想プレミアムの正味現在価値が予想支払義務を超過する額を表す未実現利益は、引き続き認識されていない。

金融保証に関連する純負債の増加または減少は、損益計算書上、「貸付金および預け金ならびに偶発債務引当金に係る（再）評価損益」で認識される。

受取プレミアムは、損益計算書の「受取手数料」で認識される。前受手数料は貸借対照表の「未払金および繰延収益」で認識され、金融保証期間にわたって定額法で損益計算書において償却される。

A.2.15. 契約債務引当金

この引当金は、貸付金、インフラ基金および投資基金ならびにプライベート・エクイティおよびベンチャー・キャピタル事業に対するグループの契約済・未実行契約債務に内在するリスクに対応するためのものである。

A.2.16. 準備金

A.2.16.1. 準備基金

定款第22(-1)条で規定されているように、EIBの留保利益より「応募済資本金の10%を上限に、準備基金に段階的に組み入れるものとする」。

A.2.16.2. その他準備金

その他準備金には、グループの残りの留保利益が含まれている。

A.2.16.3. 特別活動準備金

定款第16(-5)条で規定されているように、「EIBの特別活動（中略）には個別に準備金を配分する」。特別活動準備金は、EIBが一般的に受け入れているものよりもリスクの高い活動によって生じる予想外の損失をカバーするために自己資本を割り当てられた専用の想定準備金であり、ベンチャー・キャピタル業務がこれに含まれる。この準備金は各業務の配分に基づき、原資産の推移に応じて計算される。

A.2.16.4. 一般貸倒準備金

2009年には、EIBの貸付金および保証ポートフォリオについて、自己資本を割り当てられた想定準備金を表す「一般貸倒準備金」が導入された。この準備金は、EIBの内部貸付金格付制度に基づいて、原資産の推移に応じて算出される。

A.2.17. 前払金および未収収益

当期の支出であるが翌期に関わる費用、および原商品の満期日まで支払いがなされない収益。

A.2.18. 未払金および繰延収益

貸借対照表日以前に支払いを受けるが翌期に帰属する収益、および当期に関連するが翌期に支払う費用。

A.2.19. 受取利息および類似収益

「受取利息および類似収益」には、主に金融機関および対顧客貸付金および預け金、負債性金融商品および短期金融市場商品ならびにデリバティブに係る利息が含まれる。

A.2.20. 支払利息および類似費用

「支払利息および類似費用」には、主に金融機関および顧客に対する負債の利息、ならびに負債性金融商品、短期金融市場商品およびデリバティブに係る支払利息が含まれる。

A.2.21. 証券からの収益

「証券からの収益」は、主に元本を超える当期売却額で構成されている。

A.2.22. 租税

欧州連合に関する条約および欧州連合の機能に関する条約に付属する欧州連合の特権および免除に関する議定書は、欧州連合機関の資産、収益およびその他の財産について、あらゆる直接税を免除すると定めている。

注B：現金、中央銀行および郵便局預け金ならびに負債証券ポートフォリオ**B.1. 現金、中央銀行および郵便局預け金**

現金、中央銀行および郵便局預け金は、2023年12月31日現在210,008千ユーロ（2022年：112,655千ユーロ）である。

EIBは、ユーロ・システムの金融政策オペレーションにおける適格カウンターパーティーであることから、EIBも欧州中央銀行の金融政策オペレーションに参加するようになった。EIBは、最低預金準備率を充足するために預け金を置いているルクセンブルク中央銀行を通じて金融政策オペレーションを実施する。この預け金残高は、2023年12月31日現在209,995千ユーロ（2022年：87,266千ユーロ）である。

B.2. 負債証券ポートフォリオ（単位：千ユーロ）

負債証券ポートフォリオは、長期HQLAポートフォリオ（「LTHP」）、短期財務ポートフォリオ（「TMP」）、有価証券流動性ポートフォリオ（「SLP」）、代替貸付金ポートフォリオならびにEIFのABSポートフォリオおよび運用ポートフォリオにより構成されている。

これらポートフォリオの2023年および2022年12月31日現在の詳細は、以下のとおりである。

	2023年12月31日	2022年12月31日
中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券	37,012,900	21,845,483
確定利付証券を含む負債証券	11,901,319	11,159,796
負債証券合計(*)	48,914,219	33,005,279

(*) うち非上場分は、2023年12月31日現在17,483,015千ユーロ（2022年：6,697,136千ユーロ）であった。

2023年12月31日現在	購入価額	帳簿価額	評価損益	未償却 プレミアム/ディス カウント	償還価値	時価(**)
LTHP	4,791,606	4,771,796	0	17,240	4,789,036	4,498,835
TMP	17,287,530	17,638,945	0	217,566	17,856,511	17,657,410
SLP	4,879,413	4,855,797	0	0	4,944,514	4,855,797
運用ポートフォリオ - EIF	2,249,535	2,221,897	0	-27,897	2,194,000	2,059,342
資産担保証券ポートフォリオ						
- EIF	660,237	537,359	0	0	537,359	532,881
代替貸付金	18,930,045	18,888,425	4,289	23	18,892,737	18,746,259
負債証券合計(*)	48,798,366	48,914,219	4,289	206,932	49,214,157	48,350,524

(*) うち現金および現金同等物49,891千ユーロ

(**) 時価には経過利息は含まれない。

2022年12月31日現在	購入価額	帳簿価額	評価損益	未償却 プレミア ム/ディス カウント	償還価値	時価 ^(**)
LTHP	2,716,467	2,692,420	0	-56,400	2,636,020	2,263,503
TMP	6,964,454	6,995,106	0	33,930	7,029,036	6,986,325
SLP	3,329,029	3,172,836	0	0	3,328,249	3,172,836
運用ポートフォリオ - EIF	2,338,156	2,318,325	0	-37,844	2,280,481	2,050,890
資産担保証券ポートフォリオ - EIF	480,297	413,700	0	0	413,700	401,976
代替貸付金	17,449,652	17,412,892	1,289	-3,126	17,411,055	16,800,313
負債証券合計 ^(*)	33,278,055	33,005,279	1,289	-63,440	33,098,541	31,675,843

(*) うち現金および現金同等物552,038千ユーロ

(**) 時価には経過利息は含まれない。

LTHPポートフォリオのすべての商品はHQLAの基準を満たしており、厳しい制限を通じて定期的に監視されている。2023年および2022年12月31日現在、ポートフォリオの信用格付けの著しい悪化はなく、また、満期時に帳簿価額の全額が回収されないといういかなる兆候もない。ポートフォリオの時価は、現在の金利環境および対応する長期の満期により影響を受ける（帳簿価額を下回る）。

代替貸付金は、証券化取引に関連する貸付金または債権のプールにおける持分の取得を表しており、貸付金総額（注D）の一部とみなされる。こうした取引の一部は、与信またはプロジェクト関連の救済措置を付加した上で組成されているため、追加的な償還請求手段が備わっている。代替貸付金ポートフォリオの評価損益について詳細にレビューした結果、1件の取引（2022年：1件の取引）について個別の評価損益が計上された。ウクライナにおける戦争に関連して、2023年に代替貸付金ポートフォリオの集合的な評価損益4,285千ユーロ（2022年：27千ユーロ）が計上された。

債券保有における欧州連合加盟国ソブリン債に対するエクスポージャー

EIBおよびEIFの優先債権者の地位ならびにEIB定款による保護を考慮し、また評価調整要件の詳細な見直しの結果、グループは、期末現在の満期保有目的EU加盟国ソブリン債およびEU加盟国ソブリン保証債のエクスポージャーに関して、2023年および2022年に評価損益を計上しなかった。

下表は、2023年および2022年12月31日現在のグループの負債証券ポートフォリオ（代替貸付金およびEIFのABSポートフォリオを含む）における、EU加盟国またはその政府機関が発行または保証する負債証券に対するエクスポージャーを示したものである。

2023年12月31日現在	購入価額	帳簿価額	償還価値	時価
EU加盟国ソブリン債				
オーストリア	1,049,891	1,058,747	1,085,318	1,027,612
ベルギー	195,825	194,874	187,000	167,838
ブルガリア	41,191	39,652	37,515	33,953
チェコ共和国	302,312	264,111	262,902	263,648
デンマーク	108,556	108,940	108,597	109,712
クロアチア	9,053	9,045	9,050	9,045
フィンランド	593,372	600,389	607,624	573,412
フランス	2,531,947	2,578,078	2,670,946	2,569,162
ドイツ	1,705,146	1,726,752	1,731,004	1,723,047
ハンガリー	16,827	16,356	16,000	15,012
イタリア	6,397,179	6,496,269	6,617,329	6,505,845
ラトビア	22,365	22,648	22,500	23,111
リトアニア	31,266	31,045	30,950	28,981
ルクセンブルク	54,458	54,495	55,000	57,847
オランダ	154,941	151,926	148,457	150,791
ポーランド	690,042	687,856	685,278	707,800
ポルトガル	47,184	46,982	46,500	40,801
ルーマニア	13,946	14,026	13,575	14,026
スロバキア	7,960	7,989	8,000	7,684
スロベニア	39,490	39,205	39,000	33,347
スペイン	1,014,912	1,043,976	1,051,200	1,042,999
	15,027,863	15,193,361	15,433,745	15,105,673
EU加盟国以外のソブリン債およびその他の債券	33,770,503	33,720,858	33,780,412	33,244,851
合計	48,798,366	48,914,219	49,214,157	48,350,524

2022年12月31日現在	購入価額	帳簿価額	償還価値	時価
EU加盟国ソブリン債				
オーストリア	206,873	205,999	222,451	154,085
ベルギー	168,879	168,315	160,000	130,686
ブルガリア	41,191	40,210	37,515	32,341
チェコ共和国	309,932	273,865	269,530	269,567
フィンランド	98,135	98,214	100,000	60,753
フランス	1,877,800	1,885,405	1,938,255	1,849,313
ドイツ	1,177,213	1,170,875	1,164,133	1,148,600
ハンガリー	16,827	16,509	16,000	14,220
イタリア	631,452	630,807	630,000	627,021
ラトビア	19,900	19,936	20,000	19,935
リトアニア	31,266	31,085	30,950	28,069
ルクセンブルク	4,985	4,997	5,000	4,862
オランダ	414,241	407,125	403,000	398,225
ポーランド	1,797,269	1,795,373	1,792,375	1,722,413
ポルトガル	47,184	47,053	46,500	37,499
スロバキア	7,960	7,981	8,000	7,441
スロベニア	49,539	49,272	49,000	40,577
スペイン	1,424,860	1,428,605	1,440,216	1,421,055
	8,325,506	8,281,626	8,332,925	7,966,662
EU加盟国以外のソブリン債およびその他の債券	24,952,549	24,723,653	24,765,616	23,709,181
合計	33,278,055	33,005,279	33,098,541	31,675,843

注C：金融機関および対顧客貸付金および預け金-その他の貸付金および預け金（単位：千ユーロ）

	2023年12月31日	2022年12月31日
定期預金 ^(*)	22,104,948	56,815,551
要求払預金	2,249	14,411
リバース・レボ	23,418,826	7,381,282
その他の金融機関貸付金および預け金	45,526,023	64,211,244
その他の対顧客貸付金および預け金	55,581	125,883
その他の貸付金および預け金合計	45,581,604	64,337,127
うち現金および現金同等物	24,377,519	62,426,771

(*) 2023年12月31日現在、ルクセンブルク中央銀行への預け金149億ユーロ（2022年12月31日：539億ユーロ）を含む。

注D：貸付金明細表

D.1. 貸付金総額（単位：千ユーロ）

貸付金総額は貸付金の実行済金額と未実行金額で構成されている。分析は以下のとおりである。

	金融仲介機関に 対して実行される 貸付金	最終受益者に 直接実行される 貸付金	2023年12月31日	2022年12月31日
実行済金額	90,478,814	335,194,482	425,673,296	419,823,564
未実行金額	29,240,406	99,325,526	128,565,932	124,031,899
貸付金総額	119,719,220	434,520,008	554,239,228	543,855,463
分割貸付債権	25,078	140,640	165,718	167,093
代替貸付金ポートフォリオ			18,892,714	17,414,181
代替貸付金ポートフォリオを含む貸付金総額（注D.3）			573,297,660	561,436,737

D.2. 貸付金に係る評価損益（単位：千ユーロ）

評価損益の推移の詳細は、以下のとおりである。

	2023年	2022年
1月1日現在	391,748	439,008
当期取崩額	-60,969	-147,677
当期目的使用額 ⁽²⁾	-27,398	-16,587
当期繰入額 ⁽¹⁾	240,249	114,772
為替調整額	-978	2,232
12月31日現在⁽³⁾	542,652	391,748

(1) 2022年に、EIBはウクライナにおける戦争を背景に集合的引当金を認識し、この事象の影響とポートフォリオに対するより広範な経済的影響を捉えるEIBの必要性に対処している。この危機が顧客に与えると予想される影響を考慮し、ポートフォリオ内に減損しているが特定されていない金融資産、または発生しているが報告されていない損失が存在する可能性が高いとみなされた。EU会計指令の健全性のコア原則に従い、これらの潜在的な損失はEIBの財務書類に反映された。

その結果、損失が発生した可能性があるが、まだ個別には特定されていないエクスポージャーの一部の集団を特定するために、EIBは脆弱性評価を実施した。これらの一部の集団に関して、基礎となるエクスポージャーに対する集合的引当金が算出されている。EIBは2023年には、貸付金について87,190千ユーロの集合的引当金を計上した（2022年：76,020千ユーロ）。

(2) 2023年、EIBは以下を実施した。

- ・ 期首に個別引当金が計上されていた貸付金事業3件を償却し、既存の引当金23,898千ユーロが目的使用された（2022年：貸付金事業3件に対し6,872千ユーロ）。
- ・ 2023年中に個別引当金が計上された貸付金事業の償却は0件であり、目的使用された既存の引当金はなかった（2022年：貸付金事業1件に対し8,015千ユーロ）。
- ・ 期首に個別引当金が計上されていた貸付金事業について完了したリストラクチャリングは0件であり、目的使用された既存の引当金はなかった（2022年：貸付金事業1件に対し1,700千ユーロ）。
- ・ 不良債権の貸付金1件の売却取引を完了し、既存の引当金3,500千ユーロが目的使用された（2022年：売却取引0件）。

(3) 評価損益は、延滞を含む実行済貸付金のみに関連している。また、EIBは「前払金および未収収益」に計上されている未収利息について、総額17,142千ユーロ（2022年：10,788千ユーロ）の評価損益を追加的に計上している。

D.3. プロジェクトが行われている国別に表示した貸付金の地域別内訳（単位：千ユーロ）

D.3.1. 欧州連合内のプロジェクトに対する貸付金

プロジェクトが実施されている 国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2023年	2022年
				貸付金合計額 に対する割合	貸付金合計額 に対する割合
スペイン	76,610,635	65,082,975	11,527,660	13.37%	13.42%
フランス	72,967,535	55,028,015	17,939,520	12.74%	12.23%
イタリア	65,749,849	53,924,825	11,825,024	11.48%	11.45%
ポーランド	47,863,128	38,548,603	9,314,525	8.36%	8.08%
ドイツ	47,766,558	36,908,351	10,858,207	8.33%	8.22%
ギリシャ	19,220,851	14,817,909	4,402,942	3.36%	3.49%
ベルギー	18,065,990	13,288,033	4,777,957	3.15%	2.97%
オランダ	16,385,088	12,177,449	4,207,639	2.86%	2.94%
オーストリア	14,890,127	13,567,365	1,322,762	2.61%	2.74%
スウェーデン	13,425,866	10,110,289	3,315,577	2.34%	2.16%
ポルトガル	12,798,405	10,006,157	2,792,248	2.23%	2.43%
フィンランド	10,512,776	9,165,744	1,347,032	1.83%	1.92%
ハンガリー	9,238,697	8,022,185	1,216,512	1.61%	1.77%
チェコ共和国	8,670,903	5,691,586	2,979,317	1.51%	1.40%
ルーマニア	8,134,533	4,380,096	3,754,437	1.42%	1.27%
アイルランド	8,051,359	6,304,839	1,746,520	1.40%	1.43%
デンマーク	4,569,274	3,100,254	1,469,020	0.80%	0.69%
スロバキア	4,093,826	3,829,109	264,717	0.71%	0.79%
クロアチア	3,110,454	2,734,309	376,145	0.54%	0.62%
リトアニア	2,970,927	2,779,897	191,030	0.52%	0.49%
スロベニア	2,706,442	1,982,878	723,564	0.47%	0.47%
キプロス	2,653,227	1,974,628	678,599	0.46%	0.47%
ブルガリア	2,374,374	1,750,900	623,474	0.41%	0.41%
エストニア	1,850,275	1,410,243	440,032	0.32%	0.27%
ラトビア	996,628	834,896	161,732	0.17%	0.17%
ルクセンブルク	755,298	207,564	547,734	0.13%	0.15%
マルタ	411,783	313,203	98,580	0.07%	0.07%
小計	476,844,808	377,942,302	98,902,506	83.20%	82.52%

D.3.2. 欧州連合域外のプロジェクトに対する貸付金⁽¹⁾

D.3.2.1. 候補国

プロジェクトが実施されている 国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2023年	2022年
				貸付金合計額 に対する割合	貸付金合計額 に対する割合
トルコ	7,453,119	6,914,919	538,200		
ウクライナ*	5,749,837	3,144,289	2,605,548		
セルビア	3,876,576	2,408,931	1,467,645		
ボスニア・ヘルツェゴビナ	1,975,031	1,285,071	689,960		
モルドバ共和国	1,045,211	474,535	570,676		
北マケドニア	702,662	345,224	357,438		
モンテネグロ	628,419	463,172	165,247		
アルバニア	305,018	217,018	88,000		
小計	21,735,873	15,253,159	6,482,714	3.79%	4.03%

* 2023年のウクライナの実行済エクスポージャー総額は3,144百万ユーロ（2022年：3,085百万ユーロ）である。この金額のうち、2,963百万ユーロ（2022年：2,852百万ユーロ）は域外貸付マンドートの下での欧州連合の包括保証でカバーされる。残額の181百万ユーロは自己リスクを負うが、うち167百万ユーロはEU域外貸付マンドートの下でのEU政治リスク保証でカバーされる。さらに2,606百万ユーロが未実行の契約済事業において確約されている。この金額のうち、2,433百万ユーロは域外貸付マンドートの下での欧州連合の包括保証でカバーされる。残額の173百万ユーロは自己リスクを負うが、うち138百万ユーロはEU域外貸付マンドートの下でのEU政治リスク保証でカバーされる。

(1) 貸付金合計額に対する割合は、表示された年の関連するそれぞれの構成比を反映している。

D.3.2.2. アフリカ、カリブ海および太平洋地域（「ACP」）諸国

プロジェクトが実施されている 国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2023年 貸付金合計額 に対する割合	2022年 貸付金合計額 に対する割合
アフリカ地域	1,953,689	347,694	1,605,995		
セネガル	720,422	317,866	402,556		
ベナン	493,233	99,003	394,230		
ギニア	434,551	156,377	278,174		
マダガスカル	411,919	251,132	160,787		
ザンビア	407,767	140,244	267,523		
タンザニア連合共和国	398,908	254,781	144,127		
ナイジェリア	374,753	14,753	360,000		
ケニア	359,544	194,666	164,878		
ガーナ	272,448	22,675	249,773		
マラウイ	216,556	150,676	65,880		
ルワンダ	187,000	0	187,000		
モザンビーク	178,013	68,013	110,000		
ウガンダ	171,044	96,044	75,000		
コートジボワール	168,800	130,426	38,374		
カーボベルデ	164,745	44,745	120,000		
チャド	156,200	15,000	141,200		
カメルーン	153,237	47,237	106,000		
ニジェール	150,675	33,994	116,681		
アンゴラ	149,852	10,921	138,931		
レソト	139,467	57,467	82,000		
西アフリカ地域	122,100	76,600	45,500		
ブルキナファソ	95,254	42,254	53,000		
マリ	86,689	35,739	50,950		
ACP地域	80,000	0	80,000		
ジブチ	79,200	0	79,200		
ドミニカ共和国	76,982	29,070	47,912		
ブルンジ	70,000	70,000	0		
フィジー	67,364	7,130	60,234		
ガンビア	65,000	43,911	21,089		
モーリタニア	61,926	18,802	43,124		
バルバドス	59,755	10,000	49,755		
リベリア	53,855	33,855	20,000		
パプア・ニューギニア	52,927	45,051	7,876		
エチオピア	40,000	40,000	0		
エスワティニ王国	36,400	31,729	4,671		
セーシェル	35,741	23,241	12,500		
サントメ・プリンシペ	32,940	12,000	20,940		
コンゴ	26,000	0	26,000		
コンゴ民主共和国	19,769	19,769	0		
セントルシア	13,500	0	13,500		
トーゴ	12,973	12,973	0		
ナミビア	6,483	6,483	0		
モーリシャス	1,571	1,571	0		
ドミニカ	980	980	0		
ベリーズ	830	830	0		
小計	8,861,062	3,015,702	5,845,360	1.55%	1.29%

D.3.2.3. アジア

プロジェクトが実施されている 国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2023年	2022年
				貸付金合計額 に対する割合	貸付金合計額 に対する割合
インド	3,998,653	1,983,317	2,015,336		
中国	2,033,238	1,038,966	994,272		
バングラデシュ	982,800	211,800	771,000		
アジア地域	443,000	0	443,000		
ウズベキスタン	401,774	180,107	221,667		
ネパール	285,907	53,291	232,616		
カンボジア	232,893	93,231	139,662		
ラオス人民民主共和国	175,226	89,704	85,522		
カザフスタン	162,006	4,712	157,294		
ベトナム	143,086	113,086	30,000		
スリランカ	134,171	84,171	50,000		
モンゴル	119,240	55,319	63,921		
キルギス	112,000	71,250	40,750		
タジキスタン	105,088	75,088	30,000		
モルディブ	104,242	67,972	36,270		
パキスタン	50,000	0	50,000		
中央アジア地域	20,000	0	20,000		
小計	9,503,324	4,122,014	5,381,310	1.66%	1.59%

D.3.2.4. 潜在的候補国

プロジェクトが実施されている 国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2023年	2022年
				貸付金合計額 に対する割合	貸付金合計額 に対する割合
ジョージア ^(*)	1,708,291	1,220,291	488,000		
コソボ	150,800	53,632	97,168		
小計	1,859,091	1,273,923	585,168	0.32%	0.04%

(*) ジョージアは2023年には「潜在的候補国」に分類されているが、2022年には東欧諸国および南コーカサス諸国に分類されていた。「2022年貸付金合計額に対する割合」欄の比較数値は、表示された年の関連するそれぞれの構成比を反映している。

D.3.2.5. ラテンアメリカ諸国

プロジェクトが実施されている 国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2023年 貸付金合計額 に対する割合	2022年 貸付金合計額 に対する割合
ブラジル	2,070,061	1,682,468	387,593		
ラテンアメリカ地域	1,262,498	800,000	462,498		
エクアドル	860,496	503,655	356,841		
アルゼンチン	781,602	203,183	578,419		
ニカラグア	284,047	186,358	97,689		
チリ	197,575	197,575	0		
メキシコ	197,119	197,119	0		
パラグアイ	148,239	103,401	44,838		
パナマ	130,800	85,551	45,249		
ボリビア	108,057	101,795	6,262		
ペルー	101,357	101,357	0		
コロンビア	95,928	0	95,928		
ホンジュラス	65,440	65,440	0		
コスタリカ	56,757	56,757	0		
エルサルバドル	36,200	18,100	18,100		
小計	6,396,176	4,302,759	2,093,417	1.12%	1.11%

D.3.2.6. 欧州自由貿易連合（「EFTA」）加盟国

プロジェクトが実施されている 国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2023年 貸付金合計額 に対する割合	2022年 貸付金合計額 に対する割合
ノルウェー	864,012	717,512	146,500		
アイスランド	550,761	550,761	0		
スイス	87,928	17,928	70,000		
小計	1,502,701	1,286,201	216,500	0.26%	0.28%

D.3.2.7. 地中海沿岸諸国

プロジェクトが実施されている 国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2023年 貸付金合計額 に対する割合	2022年 貸付金合計額 に対する割合
エジプト	6,957,010	4,488,234	2,468,776		
モロッコ	5,182,767	3,267,812	1,914,955		
チュニジア	2,471,686	1,525,872	945,814		
イスラエル*	1,856,002	768,198	1,087,804		
ヨルダン	1,648,931	725,564	923,367		
レバノン	843,583	276,983	566,600		
パレスチナ*	368,965	104,812	264,153		
アルジェリア	234,950	234,950	0		
地中海沿岸地域	82,505	40,505	42,000		
北アフリカ地域	38,500	0	38,500		
シリア・アラブ共和国	36,621	36,621	0		
小計	19,721,520	11,469,551	8,251,969	3.44%	3.56%

* 2023年のイスラエルの実行済エクスポージャー総額は768百万ユーロ（2022年：708百万ユーロ）である。この金額のうち、299百万ユーロ（2022年：324百万ユーロ）はEU域外貸付マンデートの下でのEU政治リスク保証でカバーされる。さらに1,088百万ユーロが未実行の契約済事業において確約されている。この金額のうち、20百万ユーロは、イノベーターのためのEU資金提供（InnovFin）マンデートの下でのリスク・シェアリング・マンデートでカバーされる。

2023年のパレスチナの実行済エクスポージャー総額は105百万ユーロ（2022年：90百万ユーロ）である。この金額のうち、96百万ユーロ（2022年：78百万ユーロ）は域外貸付マンデートの下での欧州連合の包括保証でカバーされる。さらに264百万ユーロが未実行の契約済事業において確約されており、この金額は域外貸付マンデートの下での欧州連合の包括保証でカバーされる。

D.3.2.8. 海外の属国および属領（「OCT」）

プロジェクトが実施されている 国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2023年 貸付金合計額 に対する割合	2022年 貸付金合計額 に対する割合
ニューカレドニア	47,992	47,992	0		
シント・マールテン	45,249	45,249	0		
仏領ポリネシア	9,535	9,535	0		
小計	102,776	102,776	0	0.02%	0.02%

D.3.2.9. 東欧諸国および南コーカサス諸国

プロジェクトが実施されている 国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2023年 貸付金合計額 に対する割合	2022年 貸付金合計額 に対する割合
アルメニア	365,219	261,891	103,328		
ベラルーシ*	356,667	6,667	350,000		
アゼルバイジャン	3,190	3,190	0		
小計	725,076	271,748	453,328	0.13%	0.44%

* 2023年のベラルーシの実行済エクスポージャー総額は7百万ユーロ（2022年：45百万ユーロ）である。この金額は、EU域外貸付マンドートの下でのEU政治リスク保証でカバーされる。さらに350百万ユーロが未実行の契約済事業において確約されており、この金額は域外貸付マンドートの下での欧州連合の包括保証でカバーされる。

D.3.2.10. 英国

プロジェクトが実施されている 国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2023年 貸付金合計額 に対する割合	2022年 貸付金合計額 に対する割合
英国	25,289,073	25,197,413	91,660		
小計	25,289,073	25,197,413	91,660	4.41%	5.01%

D.3.2.11. 南アフリカ

プロジェクトが実施されている 国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2023年 貸付金合計額 に対する割合	2022年 貸付金合計額 に対する割合
南アフリカ	590,462	328,462	262,000		
小計	590,462	328,462	262,000	0.10%	0.11%

欧州連合域外のプロジェクトに対する貸付金合計	96,287,134	66,623,708	29,663,426	16.80%	17.48%
2023年貸付金合計⁽¹⁾	573,131,942	444,566,010	128,565,932	100.00%	
2022年貸付金合計⁽¹⁾	561,269,644	437,237,745	124,031,899		100.00%

(1) 代替貸付金（注B.2およびD.1）を含み、分割貸付債権（2023年：166百万ユーロ、2022年：167百万ユーロ）を除く。

D.4. 保証業務に係る引当金

グループが付与した保証に係る引当金は、受益者に対して支払義務を負うと見込まれる損失に対応して認識されている。2023年12月31日現在、こうした引当金は88,891千ユーロにのぼる（2022年：99,634千ユーロ）。

注E：グループの構成、株式、その他の変動利付証券および参加持分

E.1. グループの構成

欧州投資基金

欧州投資基金（「EIF」）は、1994年6月14日にルクセンブルクで国際金融機関として設立された。登記上の事務所所在地は、37B, avenue J.F.Kennedy, L-2968 Luxembourgである。

EIFの主要任務は、十分な自己資本利益率を提供しつつ、以下を通じて欧州連合の目的追求に貢献することである。

- 金融機関に対する中小企業（「SME」）向け融資保証の提供
- 持分投資の取得、保有、運用および処分
- 第三者から受託した特別財源の管理
- 関連業務

EIFの株式資本は普通株式のみで構成され、EIBはEIFの普通株式を直接的に保有しており、保有する所有持分割合は、EIBが保有する議決権に等しい。EIFの設立国または登記国は、主たる事業所の所在地でもある。

2023年4月に、EIBは2021年EIF増資の結果として未割当のまま残されていたEIF株式70株を約31百万ユーロで追加引受した。この結果、2023年12月31日現在、EIBは、EIFの応募済資本金74億ユーロ（2022年：73億ユーロ）の59.78%（2022年：59.40%）を保有している。

2023年度に、EIBはEIF株式の他の投資家からの購入も、他の投資家への売却も行わなかった。その結果として、2023年12月31日現在、EIBはEIFの株式を4,406株（2022年：4,336株）保有している。

EIFの少数株主が引き受けたEIF株式774株に関するリプレースメント・シェア・パーチェス・アンダーテイキング（「RSPU」）の条件に従い、EIBはこれらの株式をRSPUに基づいて、現在1株当たり596,674.00ユーロで随時買い取る旨申し入れている。この価格は、EIF払込請求済資本金に、資本剰余金勘定、法定準備金、留保利益、公正価値準備金および当期純利益を加えて当期配当金を調整した値の1株当たり金額に相当する。合意された算式が、オプションが行使される会計年度のEIFの承認済かつ監査済年次財務書類に適用されている。

オフ・バランスシートに表示されているEIFの少数株主グループに付与されたプット・オプションの名目金額461,826千ユーロ（2022年：419,763千ユーロ）は、国際財務報告基準に準拠して作成された2022年度のEIFの監査済法定決算書に基づいて計算されている。

E.2. 株式、その他の変動利付証券および参加持分（単位：千ユーロ）

	参加持分		株式およびその他の変動利付証券				
	プライ ベート・ エクイティ および ベンチャー・ キャピタル 事業 ⁽¹⁾	プライ ベート・ エクイティ および ベンチャー・ キャピタル 事業 ⁽¹⁾	EBRD持分 ⁽²⁾	持分 投資基金お よび インフラ 基金 ⁽¹⁾	その他の 持分投資	その他の 投資 ⁽³⁾	合計 ⁽⁴⁾
取得原価：							
2023年1月1日現在	408,009	6,547,296	157,500	3,617,881	1,409	72,823	10,396,909
当期取得額 ⁽⁵⁾	113,185	1,477,290	0	821,927	0	334,558	2,633,775
売却／満期 ⁽⁵⁾	-4,593	-854,089	0	-607,346	-161	-5,575	-1,467,171
2023年12月31日現在	516,601	7,170,497	157,500	3,832,462	1,248	401,806	11,563,513
評価損益：							
2023年1月1日現在	-21,358	-409,515	0	-78,471	0	0	-487,986
当期取得額	-4,082	-105,072	0	-64,258	0	0	-169,330
当期減少額	2,548	76,858	0	22,141	0	0	98,999
2023年12月31日現在	-22,892	-437,729	0	-120,588	0	0	-558,317
純帳簿価額：							
2023年12月31日現在	493,709	6,732,768	157,500	3,711,874	1,248	401,806	11,005,196
2022年12月31日現在	386,651	6,137,781	157,500	3,539,410	1,409	72,823	9,908,923

(1) オフ・バランスシートで開示されている契約済の未実行額は、それぞれ次のとおりである。

「株式およびその他の変動利付証券」および「参加持分」に関連して：

- ・ プライベート・エクイティおよびベンチャー・キャピタル事業に対して5,866,055千ユーロ（2022年：5,308,623千ユーロ）
- ・ 持分投資基金およびインフラ基金に対して3,312,394千ユーロ（2022年：3,435,704千ユーロ）
- ・ プライベート・エクイティおよびベンチャー・キャピタル事業全体の99%は、注A.2.8に定義されているカテゴリーIおよびIIに分類される。

(2) 157,500千ユーロ（2022年：157,500千ユーロ）は、欧州復興開発銀行（「EBRD」）の資本金に対するEIBの応募額900,440千ユーロに係る2023年12月31日現在のEIBの払込資本である。

(3) 401,806千ユーロ（2022年：72,823千ユーロ）は、インベストEUプログラムに関連してEIFによって展開されるプライベート・エクイティ業務に関して支払われた純額に相当する。これらの業務は、欧州委員会が代表するEUによって全額が保証されている。後者は、これらの持分投資業務から生じる上振れリスクおよび下振れリスクにさらされているのに対して、グループは資金調達コストをカバーするために、最終的には利息部分のみを留保している。したがって、経済的およびリスクの観点からは、グループはEU保証の受益者として、最終的には欧州委員会の信用リスクにさらされており、原投資に起因する株式リスクにはさらされていない。かかる業務のEC保証を無視した公正価値は、386,979千ユーロ（2022年：69,140千ユーロ）である。

その他の投資に関連して、開示された契約済未実行のオフ・バランスシートの金額は、1,459,071千ユーロ（2022年：651,129千ユーロ）である。

(4) 合計額は、「株式およびその他の変動利付証券」のみを含む。

(5) 「当期取得額」および「売却／満期」の金額には為替変動が含まれている。

2023年12月31日現在、EIBは、EBRDの応募済資本金の3.03%（2022年：3.03%）を所有している。国際財務報告基準に準拠して作成されたEBRDの監査済2022年度財務書類に基づいた、EBRDにおけるEIBの正味資本持分は585百万ユーロである。

(単位：百万ユーロ)	持分比率(%)	自己資本合計	純損益合計	資産合計
EBRD(2022年12月31日)*	3.03	19,336	-1,117	71,625

* データはEBRDの最新の監査済財務書類に基づいている。

注F：無形・有形資産（単位：千ユーロ）

	土地	ルクセンブルクの建物	家具備品 および設備	有形資産合計	無形資産合計
取得原価：					
2023年1月1日現在	20,145	422,034	73,451	515,630	102,927
当期取得額	0	32,083	35,383	67,466	61,771
当期除却額	0	0	-26,974	-26,974	-27,813
2023年12月31日現在	20,145	454,117	81,860	556,122	136,885
減価償却／償却累計額					
2023年1月1日現在	0	-225,926	-40,207	-266,133	-32,760
当期減価償却／償却額	0	-9,792	-25,375	-35,167	-35,854
当期除却額	0	0	26,974	26,974	27,774
2023年12月31日現在	0	-235,718	-38,608	-274,326	-40,840
帳簿価額：					
2023年12月31日現在	20,145	218,399	43,252	281,796	96,045
2022年12月31日現在	20,145	196,108	33,244	249,497	70,167

ルクセンブルクの建物には、新棟の建設に係る原価111,253千ユーロ（2022年：79,305千ユーロ）が含まれており、新棟は、2026年に完成予定である。

無形資産に計上された進行中の自己創設プロジェクトは、2023年末現在で56,153千ユーロ（2022年：31,202千ユーロ）である。

注G：その他の資産およびその他の負債（単位：千ユーロ）

その他の資産	2023年12月31日	2022年12月31日
未収金およびその他債権	168,437	62,058
保証履行請求債権	141,597	55,811
デリバティブの公正価値	55,747	128,737
インベストEU債権	35,201	0
未収EGF管理報酬	8,703	56,041
前払給与および手当	3,008	2,264
その他	2,465	2,159
合計	415,158	307,070

その他の負債	2023年12月31日	2022年12月31日
英国への資本の未払戻金 ^(*)	2,295,904	2,595,904
任意補足年金制度（注L）	896,487	848,290
貸付金の未達勘定	670,778	99,031
ファースト・ロス一部負担金 ^(**)	340,821	233,227
未払金およびその他債務	116,812	113,953
未払人件費	104,087	103,082
マンドートに基づく未払金	56,487	49,482
デリバティブの公正価値	35,232	576
HIPCイニシアチブ ^(***) に係る未払費用	13,596	13,596
インベストEU未払金	3,782	0
西バルカン諸国のインフラ基金	97	97
その他	126,728	66,570
合計	4,660,811	4,123,808

(*) グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国の欧州連合および欧州原子力共同体からの離脱協定の第150(4)条および2020年6月10日付理事会決定(EU)2020/769による修正に従い、EIBは払込請求済資本金の35億ユーロを2020年10月15日より開始する12回の分割により毎年英国に支払う（最初の11回の分割払いは各300,000,000ユーロで最終回の支払いは195,903,950ユーロ）。2020年10月15日、2021年10月15日、2022年10月14日および2023年10月13日に期日を迎えた分割金は全額が決済された。

(**) 負担金はファースト・ロス（「FLP」）に関連している。FLPはポートフォリオベースの担保の一形態であり、それが完全に使い果たされるまで、エクスポージャーのポートフォリオで発生したすべての損失は、FLPによって吸収される。その時点以降においてのみ、より上位のトランシェにも損失が発生する可能性がある。

(***) 重債務貧困国（「HIPC」）イニシアチブ

注H：応募済資本金、グループ自己資本および前年度利益の処分（単位：千ユーロ）

H.1. 連結自己資本および前年度利益の処分

連結自己資本変動計算書	2023年	2022年
資本金：		
- 応募済資本金 ⁽²⁾	248,795,607	248,795,607
- 払込未請求資本金 ⁽²⁾	-226,604,892	-226,604,892
- 払込請求済資本金	<u>22,190,715</u>	<u>22,190,715</u>
準備金および当期純利益：		
準備基金：		
- 期首残高	24,879,561	24,879,561
- 期末残高	<u>24,879,561</u>	<u>24,879,561</u>
その他準備金：		
- 期首残高	17,176,068	12,776,663
- 前年度利益処分額 ⁽¹⁾⁽³⁾	1,801,399	4,402,563
- 所有持分の変動 ⁽⁴⁾	-4,393	-3,158
- 期末残高	<u>18,973,074</u>	<u>17,176,068</u>
特別活動準備金：		
- 期首残高	10,303,216	12,152,954
- 前年度利益処分額 ⁽¹⁾	891,385	-1,849,738
- 期末残高	<u>11,194,601</u>	<u>10,303,216</u>
一般貸倒準備金：		
- 期首残高	2,115,966	2,021,337
- 前年度利益処分額 ⁽¹⁾	-232,594	94,629
- 期末残高	<u>1,883,372</u>	<u>2,115,966</u>
EIB株主に帰属する当期純利益	<u>2,407,059</u>	<u>2,460,190</u>
EIB株主に帰属する連結自己資本合計	<u>81,528,382</u>	<u>79,125,716</u>
少数株主に帰属する持分	2023年	2022年
- 1月1日現在の残高	<u>1,530,494</u>	<u>1,470,684</u>
- 準備金の変動	-2,212	-370
- 少数株主への配当金支払額	-5,348	-5,737
- 当期損益処分	89,533	65,917
12月31日現在の少数株主に帰属する持分合計	<u>1,612,467</u>	<u>1,530,494</u>

- (1) 2023年4月25日、総務会は、2022年12月31日終了年度のEIBの当期純利益2,366,337千ユーロをその他準備金、特別活動準備金および一般貸倒準備金に繰り入れることを決定した。一般貸倒準備金または特別活動準備金からの取崩し／への繰入れが生じているが、これは基礎的業務のリスクの動きに伴うものである。
- (2) 注H.2を参照のこと。
- (3) EIBの法定利益とグループの連結当期純利益との差額（93,853千ユーロ）は、「準備金：b」その他準備金」に配分された。
- (4) この残高は、EIFの連結およびEIF株式の引受けに関連するものであった。

H.2. 払込請求済だが払込未済の応募済資本金および準備金

「払込請求済だが払込未済の資本金および準備金」として貸借対照表に表示されている479,548千ユーロは、2020年3月1日の非均衡的増資の結果の、加盟国であるポーランドおよびルーマニアからの未収額を含んでいる。払込請求済の応募済資本金および準備金への拠出は、それぞれ0.5百万ユーロおよび1.1百万ユーロであった。当該加盟国から支払われる総額は、10回の均等分割により半年ごとに支払われ、2020年12月31日、2021年6月30日、2021年12月31日、2022年6月30日、2022年12月31日、2023年6月30日、2023年12月31日、2024年6月30日、2024年12月31日および2025年6月30日に支払期日を迎える。

2023年12月31日までに期日を迎えた分割金は全額が決済された。

	2023年12月31日	2022年12月31日
払込請求済だが払込未済の応募済資本金		
（ポーランドおよびルーマニア）	147,474	245,790
払込請求済だが払込未済の準備金（ポーランドおよびルーマニア）	332,074	553,458
合計	479,548	799,248

注1：前払金および未収収益ならびに未払金および繰延収益（単位：千ユーロ）

前払金および未収収益	2023年12月31日	2022年12月31日
未収利息および手数料	8,660,311	7,101,329
通貨スワップ契約に係る外国為替変動の影響	6,450,972	9,479,121
繰延借入およびスワップ費用	1,031,051	723,463
委託の受取手数料	210,252	217,828
スワップに係る未収償還プレミアム(*)	14,355	21,581
その他	1,149	1,413
合計	16,368,090	17,544,735

未払金および繰延収益	2023年12月31日	2022年12月31日
未払利息および手数料	8,903,289	7,826,213
通貨スワップ契約に係る外国為替変動の影響	7,045,385	8,813,681
繰延借入およびスワップ収入	1,152,243	1,410,707
スワップに係る未払償還プレミアム(*)	341,936	322,653
貸付金および保証に係る繰延収益	324,519	297,451
繰延運用報酬	282,032	242,097
前受利子補助金	177,969	128,426
その他	386	1,433
合計	18,227,759	19,042,661

(*) スワップの未収および未払に係る償還プレミアムは、そのような特性が盛り込まれた契約に係る原スワップ契約の最終支払額を示す。

注J：金融機関および顧客に対する債務（単位：千ユーロ）

J.1. 金融機関に対する債務

	2023年12月31日	2022年12月31日
要求払	1,094,567	2,371,014
- 翌日物預金	1,094,567	2,371,014
期日払または通知払	1,051,719	3,071,084
- 短期預かり金	0	6,003
- 金融機関とのレポ取引	1,051,719	3,065,081
合計	2,146,286	5,442,098

J.2. 顧客に対する債務

	2023年12月31日	2022年12月31日
要求払	1,912,580	1,433,117
- 翌日物預金	81	46
- 欧州連合および加盟国口座		
- 特別部門業務および関連未決済金額に係るもの	414,924	395,981
- 預金口座	1,497,575	1,037,090
期日払または通知払	159,477	57,543
- 短期預かり金	159,477	57,543
合計	2,072,057	1,490,660

注K：債務証券借入（単位：千ユーロ）

財務活動におけるグループの目標の1つとして、特に通貨に関し、その資金調達戦略を貸付金供与に要する資金と合致させることが挙げられる。「債務証券借入」の項には、「負債証券」（一般投資家に対して公募した有価証券）および「その他」（私募）が含まれる。下表は、2023年12月31日および2022年12月31日現在の債務残高の通貨別内訳、ならびに平均利率と満期日（最短／最長）をまとめたものである。

支払通貨	2023年 12月31日 現在残高	平均利率 2023年 ^(*)	満期日	2022年 12月31日 現在残高	平均利率 2022年 ^(*)
ユーロ	261,675,719	1.62	2024/2061	251,275,921	1.29
米ドル	97,159,685	2.70	2024/2058	100,421,872	2.11
英ポンド	34,889,117	3.73	2024/2054	37,274,935	2.97
豪ドル	9,600,389	2.90	2024/2040	10,025,515	2.32
ポーランド・ズロチ	8,950,340	3.62	2024/2043	6,868,484	4.05
スウェーデン・クローナ	4,685,022	1.97	2025/2040	5,094,499	1.58
カナダ・ドル	4,382,496	2.27	2024/2045	5,325,718	2.15
ノルウェー・クローネ	3,474,045	2.87	2024/2037	4,118,397	2.64
スイス・フラン	3,370,086	2.10	2024/2036	3,918,655	1.96
南アフリカ・ランド	2,054,012	8.01	2024/2035	2,138,328	8.00
日本円	1,158,921	2.29	2024/2053	1,374,409	2.27
メキシコ・ペソ	996,096	6.36	2024/2033	1,219,817	6.00
デンマーク・クローネ	781,461	0.99	2024/2031	783,185	0.87
人民元	570,635	2.80	2024/2026	499,851	2.82
ニュージーランド・ドル	414,191	3.27	2027/2028	550,661	3.21
チェコ・コルナ	204,612	5.16	2025/2034	362,397	4.18
トルコ・リラ	137,218	9.83	2024/2027	248,852	10.59
ロシア・ルーブル	66,310	3.89	2024/2026	85,960	3.89
ブラジル・レアル	65,276	9.25	2027/2027	0	0
ハンガリー・フォリント	55,643	9.06	2024/2025	53,134	9.06
インド・ルピー	43,523	7.40	2033/2033	0	0
香港ドル	34,757	0.53	2025/2025	36,074	0.53
エジプト・ポンド	29,242	14.00	2026/2026	0	0
ルーマニア・レイ	20,701	2.23	2026/2026	20,810	2.23
合計	434,819,497			431,697,474	

(*) 貸借対照表日現在の加重平均利率

仕組借入の中には、その元本および利息が株価指数に連動しているものもある（実行時の価額：2023年は500百万ユーロ、2022年は500百万ユーロ）。かかる借入金はすべて、仕組スワップ・オペレーションにより十分にヘッジされている。

下表は、2023年度および2022年度の債務証券借入の変動を示したものである。

(単位：百万ユーロ)	2023年	2022年
1月1日現在の残高	431,698	440,115
当期発行額	112,248	84,649
契約に基づく償還	-106,053	-96,370
期限前償還および買戻し	-202	-679
為替差額	-2,872	3,983
12月31日現在の残高	434,819	431,698

注L：引当金 - 年金制度および健康保険制度（単位：千ユーロ）

グループの主な年金制度は職員とグループからの拠出金を原資とする確定給付年金制度で、全職員が対象とされている。グループおよびその職員の全拠出額がグループの資産へ投資されている。

年金制度および健康保険制度の引当金は、以下のとおりである（単位：千ユーロ）。

	2023年	2022年
職員年金制度：		
1月1日現在の引当額	4,127,980	3,919,077
期中支給額	-101,608	-88,680
保険数理損失の認識	95,633	57,232
年間の拠出金および利息	336,593	240,351
職員年金制度小計	4,458,598	4,127,980
経営委員会年金制度		
経営委員会年金制度	44,916	40,750
保険数理損失の認識	1,716	1,528
年間の拠出金	2,697	3,313
経営委員会年金制度小計	49,329	45,591
健康保険制度：		
1月1日現在の引当額	578,357	544,968
期中支給額	-34,738	-31,000
保険数理損失の認識	24,391	14,777
年間の拠出金および利息	55,547	49,612
健康保険制度小計	623,557	578,357
12月31日現在引当金合計	5,131,484	4,751,928

上記金額は、任意補足年金制度（確定拠出年金制度）加入者への債務を含んでいない。それに対応する債務896百万ユーロ（2022年：848百万ユーロ）は、「その他の負債」（注G）に分類されている。

将来の退職給付および健康保険給付に対する引当金は、2023年9月30日現在の加入者データ（2023年の残り3ヵ月間の勤務発生額を見積もることによる2023年12月31日現在への調整後）および2023年12月31日までのキャッシュ・フローに基づいて、2023年12月31日付で、独立した保険数理士により、予測単位積立方式を用いて評価された。この保険数理評価は、2023年12月31日現在の実勢市場金利および以下の（職員年金制度および健康保険制度に関する）仮定に基づいて2023年12月31日付で更新された。

- ・ 21.07年（2022年：21.04年）の期間に対応する年金制度および健康保険制度における未払給付の保険数理上の現在価値を算定するための割引率 3.66%（2022年：3.88%）
- ・ グループは、退職給付準備金の報酬率を上記割引率3.66%に1.5%（2022年：1.5%）上乘せしたものに設定されると見込んでい
- ・ 55歳から65歳までの間に段階的退職が予想され、NRA（通常の退職年齢）に依存する（2022年：同一の仮定）。
- ・ 物価および賃金の平均的上昇率 3.3%（2022年：3.3%）
- ・ 予想年間退職率 27%から1%（2022年：27%から1%）で、年齢とともに低下
- ・ 年金調整率（年） 2.3%（2022年：2.3%）
- ・ 2023年まで予測したICSLT生命表 2018年度版を使用（2022年：2022年まで予測したICSLT生命表2018年度版）
- ・ 医療費上昇率（年） 4.3%（2022年：4.3%）

このようなスキームのための引当金は、上記の表のとおり、保険数理評価に従って、必要に応じて調整される。

2023年12月31日現在の年金制度および健康保険制度の数理計算上の評価額は1,493,892千ユーロ（2022年：1,082,623千ユーロ⁽²⁾）の未認識損失であり、そのうち852,193千ユーロ（2022年：514,756千ユーロ）は10%の回廊を超えて計上され、2023年の連結損益計算書に計上された償却費総額は121,742千ユーロ（2022年：73,537千ユーロ）となった。

(2) 比較目的のために、比較対象数値は更新されている。

注M：当期純利益

2023年12月31日終了年度の法定損益計算書に計上された当期純利益2,274,404千ユーロの処分案は、承認を受けるため2024年4月26日までに総務会に提出される。当事業年度のEIB剰余金の処分案の詳細については、EIBの本財務書類の前書き（訳注：本報告書の「第3 発行者の概況 - (4) 業務の概況 - 業務 - 二」業績」に抜粋されている。）を参照のこと。

注N：受取利息および類似収益ならびに支払利息および類似費用

N.1. 正味受取利息（単位：千ユーロ）

	2023年	2022年
受取利息および類似収益：		
現金、中央銀行および郵便局預け金	2,459	404
中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券ならびに確定利付証券を含む負債証券	1,335,005	356,845
金融機関および対顧客貸付金および預け金	14,422,740	7,695,098
デリバティブ	10,352,382	10,490,333
有利子負債に係るマイナス金利	161	135,574
その他	13,443	5,951
合計	26,126,190	18,684,205
支払利息および類似費用：		
金融機関および顧客に対する債務	-89,904	-12,973
債務証券借入	-8,838,886	-7,483,457
デリバティブ	-13,650,646	-7,766,282
利付資産に係るマイナス金利	-427	-252,807
その他	-315,557	-181,043
合計	-22,895,420	-15,696,562
正味受取利息	3,230,770	2,987,643

N.2. 受取利息および類似収益の国別分析（単位：千ユーロ）

	2023年	2022年
欧州連合加盟国		
スペイン	1,457,072	819,323
イタリア	1,325,334	524,483
ポーランド	1,237,887	838,559
フランス	1,223,203	576,209
ドイツ	701,184	366,921
ギリシャ	479,218	426,007
ハンガリー	428,516	233,410
オーストリア	391,195	274,323
ベルギー	323,479	172,338
スウェーデン	321,882	159,806
オランダ	290,689	189,118
ポルトガル	233,259	137,956
フィンランド	221,819	71,792
チェコ共和国	187,964	114,166
アイルランド	133,049	92,695
ルーマニア	118,188	80,396
スロバキア	89,327	70,406
デンマーク	81,863	31,281
クロアチア	56,093	49,791
キプロス	55,448	15,833
スロベニア	52,203	40,042
ブルガリア	42,204	38,055
エストニア	38,452	7,052
ラトビア	24,390	16,023
リトアニア	23,018	17,466
マルタ	8,332	8,091
ルクセンブルク	5,515	2,409
欧州連合加盟国の合計	9,550,783	5,373,951
欧州連合域外	2,859,348	2,046,685
国別分析の対象の収益合計	12,410,131	7,420,636
国別分析の対象外の収益 ⁽¹⁾	13,716,059	11,263,569
受取利息および類似収益の合計	26,126,190	18,684,205

(1) 国別分析の対象外の収益：

・ 長期HQLAポートフォリオ、代替貸付金およびEIFのABSポートフォリオからの収益	684,903	252,450
・ 有価証券流動性ポートフォリオおよびEIF運用ポートフォリオからの収益	97,943	43,368
・ 短期金融市場証券からの収益	552,148	61,022
・ その他有価証券からの収益	11	5
・ 短期投資およびその他の事業からの収益	2,015,229	410,440
・ デリバティブからの収益	10,352,382	10,490,333
・ その他	13,443	5,951
	13,716,059	11,263,569

注0：受取手数料および支払手数料（単位：千ユーロ）

	2023年	2022年
受取手数料：		
保証手数料	203,231	256,243
インベストEUの手数料	105,933	11,247
EGFの手数料	52,220	86,786
貸付金手数料収益	35,056	32,589
EFSlの手数料	31,788	39,993
Jaspersの手数料	31,064	28,688
インベストメント・ファシリティ「コトヌー」の手数料	27,529	36,994
Jeremie / ESIFの手数料	18,178	14,211
DFIsの手数料（2014年から2020年、2021年から2027年） ^(*)	13,803	9,995
近代化基金の手数料	11,935	12,080
信託基金管理報酬に係る手数料	9,581	5,172
イノベーション基金の手数料	8,668	4,639
Fiコンパスの手数料	7,590	5,463
RRFの手数料	6,094	10,709
InnovFinの手数料	5,910	17,737
JESSICA（保有基金）の手数料	3,452	3,841
NDICI EFSD+ ACP信託基金手数料	3,060	0
EUウクライナ基金の手数料	2,205	0
近隣インベストメント・ファシリティの手数料	1,496	2,232
ヤウンデ / ロメ協定の手数料	1,060	1,150
コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティの手数料	415	4,581
その他の委託に係る手数料	100,761	85,686
受取手数料合計	681,029	670,036

	2023年	2022年
支払手数料:		
保証人へのリスク報酬	-330,302	-357,519
その他の支払手数料	-35,019	-25,697
支払手数料合計	-365,321	-383,216

(*) 一定の委託について、グループは繰延収益のメカニズムを確立しており、手数料の収益認識にマイナス7,382千ユーロ（2022年：マイナス32,398千ユーロ）の影響があった。

注P：金融業務損益（単位：千ユーロ）

	2023年	2022年
負債証券ポートフォリオの純損益	113,603	-204,367
貸借対照表上のポジションの換算に係る純損益	365	-1,291
債務証券借入の買戻しに係る純損益	0	253
株式およびその他の変動利付証券に係る純損益	-43,644	-38,916
デリバティブの純損益	-84,123	197,575
金融業務損益合計	-13,799	-46,746

注Q：その他の業務収益および費用の純額（単位：千ユーロ）

	2023年	2022年
賃貸料収益	184	89
過年度未使用引当金の戻入れ	0	4,179
その他	2,099	6,209
その他の業務収益および費用の純額合計	2,283	10,477

注R：一般管理費（単位：千ユーロ）

	2023年	2022年
給与および手当 ^(*)	-635,277	-589,807
福利厚生費および其他人件費	-447,196	-353,731
人件費	-1,082,473	-943,538
その他の管理費	-388,586	-346,295
一般管理費合計	-1,471,059	-1,289,833

(*) このうち経営委員会委員に対する金額は、2023年12月31日現在で3,626千ユーロ、2022年12月31日現在で3,753千ユーロである。

グループの職員数は、2023年12月31日現在で4,968名（2022年12月31日現在で4,648名）であった。

注S：オフ・バランスシートの借入債務支払に係る特別預け金

この項目は、グループが支払代理人に支払ったが、グループが発行した債券の保有者による支払いのための提示がなされていない、期日到来済みのクーポンおよび債券の金額に相当する。

注T：金融商品の公正価値^(*)

グループは貸借対照表日において、（有価証券流動性ポートフォリオを除き）負債の場合は受領額、資産の場合は取得のための支払額を示す外貨建ての取得原価に基づき、貸借対照表の金融商品を計上している。下表は、資産または負債に計上されている金融商品（主として貸付金、財務、有価証券、借入）の公正価値と帳簿価額とを比較したものである。

2023年12月31日現在（単位：百万ユーロ）	帳簿価額	公正価値 ^(**)
金融資産：		
現金、中央銀行および郵便局預け金	210	210
金融機関および対顧客貸付金および預け金（代替貸付金を除く）	472,024	445,850
短期国庫証券および負債証券ポートフォリオ（代替貸付金を含む）	48,914	48,544
株式、その他の変動利付証券および参加持分	11,499	20,289
金融資産合計	532,647	514,893
金融負債：		
金融機関および顧客に対する債務	4,218	4,220
債務証券借入	434,819	422,653
金融負債合計	439,037	426,873

(*) デリバティブはこの表には含まれていない。注Vを参照のこと。

(**) 経過利息を含めた公正価値

2022年12月31日現在（単位：百万ユーロ）	帳簿価額	公正価値 ^(**)
-------------------------	------	----------------------

金融資産：		
現金、中央銀行および郵便局預け金	113	113
金融機関および対顧客貸付金および預け金（代替貸付金を除く）	484,920	461,583
短期国庫証券および負債証券ポートフォリオ（代替貸付金を含む）	33,005	31,760
株式、その他の変動利付証券および参加持分	10,296	18,893
金融資産合計	528,334	512,349
金融負債：		
金融機関および顧客に対する債務	6,933	6,933
債務証券借入	431,698	406,993
金融負債合計	438,631	413,926

(*) デリバティブはこの表には含まれていない。注Vを参照のこと。

(**) 経過利息を含めた公正価値

注U：リスク管理

本注記は、グループのリスクに対するエクスポージャーならびにその管理および統制についての情報を、特に金融商品の使用に関連した主なリスクについて記載している。それらは以下のとおりである。

- 信用リスク - 決済リスク⁽³⁾等、顧客またはカウンターパーティーのデフォルトにより発生する損失のリスクで、あらゆる形式の信用エクスポージャーから発生する。
- (3) 決済リスクとは、受渡期日を過ぎても未決済の取引や、取引の決済が該当する市場基準よりも遅れることにより被る潜在的な損失のリスクと定義される。グループの業務の性質上、決済リスクの影響を最も受ける商品は、EIBが締結している外国為替取引を伴うデリバティブ取引である。決済リスク管理については、「金融リスク・ガイドライン」に記載されている。
- 市場リスク - 不利な価格変動によって引き起こされる金融投資に係る損失のリスク。市場リスクの例としては、株価やコモディティ価格の変動、金利の変動、為替の変動などがある。
- 銀行勘定における金利および信用スプレッド・リスク（IRRBBおよびCSRBB） - グループのポジションから、金利および市場信用スプレッドに感応的な金融商品にそれぞれ影響を及ぼす金利および市場信用スプレッドの不利な変動から生じる経済価値または正味受取利息に対するリスク。IRRBBは、ギャップリスク、ベシスリスクおよびオプションリスクを含む。
- 為替レートリスク - 為替レートの不利な変動による、グループのポジションから得られる経済価値または収益に対するリスク。
- 流動性および資金調達リスク - グループが合理的な価格により、あるいは、極端な状況下ではいかなる価格によっても、資金調達または義務の履行ができないリスク。

- オペレーショナル・リスク - 不十分もしくは機能不全の内部プロセス、人員もしくはシステム、または外部事象⁽⁴⁾に起因する損失リスク。

(4) 外部事象の定義からは、顧客の倒産や不利な市場の動き、または類似の事象は除外されており、これらは信用リスクおよびそれぞれの市場リスクのトリガーである。

2023年には、リスクの管理とモニタリング専任のチームを含む職員は一部の期間テレワークで勤務していた。このような業務に関連して、ポジション管理システムは、通常の下況下と同一の機能性で、フロント・オフィス、ミドル・オフィスおよびバック・オフィスの職員に加えて、リスク管理の職員もリモートモードで利用が可能であった。

U.1. リスク管理組織

グループ内の各事業体は、独自のリスクの管理および統制を実行している。本注記に記載するリスク管理情報はEIBとEIFを分けて表示する。

グループのリスク管理の概括的な原則は、EIBグループ・リスク管理憲章に示されている。グループ・リスク管理憲章は、グループのリスクのグループ全体からの見方およびリスク管理の統合的なアプローチを規定することを目的としている。

グループは、グループ最高リスク責任者（「GCRO」）の管理下となるグループ・リスク課を設置している。総裁およびEIB経営委員会のそれぞれの法定責任が影響を受けることなく、GCROはグループ・リスクについて、リスク担当の経営委員会委員の監督の下、EIB経営委員会に報告する。グループ・リスクに関連した主要なリスク方針の事項に関して、GCROはEIB経営委員会および他のEIBの統治機関の関連するすべての会議に参加し、EIF理事会の関連する会議およびEIF経営陣との協議に招待される。EIFは、GCROを通じてグループ・リスク事項をEIBに報告する。

グループ・リスク選好

リスク選好とは、グループがその公的使命と目的との関連において、業務の遂行の中で進んで負担し、かつ負担できるリスクの水準である。EU加盟国（さらにはパートナーシップ参加国）全体に魅力的な条件でEUの目的に適う長期資金を提供するグループの能力が、リスク選好の鍵となる。グループのビジネスモデルの主たる柱は、主要格付機関による長期格付でAAA格を維持することである。

グループがリスク選好を管理するために実施するプロセスおよび業務は、EIB理事会によって承認されたグループ・リスク選好の枠組み（「RAF」）において正式に決定されている。グループRAFは、主要な財務リスク（信用リスク、流動性リスク、市場リスク、財務リスクを含む）および以下の非財務リスクのカテゴリーを取り扱っている。そのカテゴリーとは、(i) オペレーショナル（例：人、情報セキュリティ、金融犯罪、テクノロジー、不正、コンプライアンス、モデルリスク）及び(ii) その他（例：気候変動および環境、ならびに風評リスク）である。RAFには、測定可能なリスク選好指標の導入およびモニタリングを通じてグループに健全なリスク文化を根付かせる作用があり、このリスク選好指標にはリスク限度額が適用され、（場合により）グループ内の下位組織へと落とし込まれる。

グループは公的金融機関として、リスクに対する投機的エクスポージャーにより収益を獲得することを目指していない。そのため、グループは財務活動や資金調達活動を利益の最大化を図る中心的業務とみなしていない。投資活動は、投資資本の保護という主目的の範囲内で行われる。

U.1.1.1. EIBのリスク管理組織

グループ・リスク選好の枠組みに記載されている原則の延長として、EIBの目的は、その資産、財務的業績、ひいては自己資本を可能な限り最大限に守るため、リスクを分析・管理することでもある。EIBは一般にEUの機関、機構および局によって発令または採択される商業銀行に適用される法や指針（「EU法および指針」）の適用を受けないが、EIBはその任意の決定により、EIBが公表しているベスト・バンキング・プラクティスの指針的原則を含むベスト・バンキング・プラクティスの枠組みで特定されるEU法および指針を遵守することとしている。

EIB内では、EIBのグループ・リスク・コンプライアンス部門（「GR&C」）は、EIBがさらされている信用リスク、市場リスク、流動性および資金調達リスク、オペレーショナル・リスクを独立した立場から特定、評価、モニタリングおよび報告する。GR&Cは、職務分掌を維持するために、そして3つの防衛線の原則に従って、独立した組織となっており、リスクに関するすべての提案に対して、セカンド・オピニオンを提供する。

以下の項では、EIBがさらされる信用リスク、市場リスク、流動性および資金調達リスク、オペレーショナル・リスクについて開示している。詳細については、EIBグループ・リスク管理開示報告書を参照のこと。

U.1.1.1.1. リスクの測定および報告システム

EIBは、変化する経済情勢や進化する規制当局の基準に合わせて、リスク管理システムを調整している。市場慣行が発達するにつれ、EIBも継続的にそれらを適応させている。EIBの業務に内在する主なリスク、すなわち、信用リスク、金利リスク、流動性および資金調達リスク、為替レートリスクならびにオペレーショナル・リスクを統制し、報告するため、管理システムを導入している。

リスクは、EIBの支払能力、流動性、利益および業務への影響を定量化することを目的として、通常的环境下および起こり得るストレス状態下で、評価・測定される。リスク測定では、資本構成、利益、流動性、ならびに市場リスクおよび非財務リスクに対するエクスポージャーに関連した適切な指標を考慮する。

信用リスク、市場リスク、流動性リスク、財務リスクおよびオペレーショナル・リスクに関する情報は、経営委員会および理事会に対して毎月報告される。かかる情報は、経営委員会および理事会のリスク方針委員会に対して定期的に報告・説明される。

EIBは、金利（IR）リスクおよびFXリスクを管理するための枠組みを整備している。EIBはIR（ギャップリスクおよびベーススリスク）ならびにFXのポジションを日次でモニターし、事前承認された限度内で管理している。

オペレーショナル・リスクや財務リスクを招く新しい種類の取引はすべて、新商品委員会（「NPC」）の承認を受けた上で改めて経営委員会（「MC」）の承認を取得することが義務付けられている。

U.1.1.1.2. 収益の持続可能性および自己資金力

EIBの金利リスク戦略は、EIBの全体的な財務リスク管理で不可欠な部分を占めている。この方針は、利益の安定性、自己資本の経済価値の保持、EIBの長期成長資金の自力調達に関する、EIBの主要利害関係者の期待を反映した内容になっている。

これらの目標を達成するため、金利リスク戦略は、一段の収益安定と全体的なリターン拡大のために、EIBの自己資本投資に関して、中・長期を対象期間とみなしている。実際には、このことはEIBの自己資本投資について3.0年から4.0年の目標デュレーションを生み出す投資プロファイルを定義することによって達成される。

この関連において、資産・負債委員会（「ALCO」）は、金利リスク戦略の枠組みに関連する投資プロファイルについて定期的なチェックポイントを実施する。

U.1.2. EIFのリスク管理組織

EIFの使命は、欧州連合の中小企業（「SME」）に関する目標の範囲内でSMEの設立、成長および発展のための資金調達を支援することである。グループの両事業体のプライベート・エクイティ（「PE」）業務、ベンチャー・キャピタル事業ならびにポートフォリオ保証、証券化およびマイクロファイナンス（「GSM」）業務の大半は、EIFが管理・運営している。

EIFも、変化する経済情勢に合わせて、リスク管理システムを調整している。EIFの業務に内在する主なリスクを統制し、報告するため、信用リスク、市場リスク、流動性リスクおよびオペレーショナル・リスクの管理システムを導入している。EIFは、EIFのリスク・プロファイルがそのリスク選好の枠組みに定められたパラメーターの範囲内に収まることを確実にするために、強固なリスク方針と手法を維持している。

リスク管理は、EIFの企業文化に組み込まれており、EIFのすべての事業機能およびプロセスに浸透した、(i) フロント・オフィス、(ii) 独立した立場のリスク課ならびに、(iii) 内部監査および外部監査の3つの防衛線モデルに基づいている。事務総局長が委員長を務める投資およびリスク委員会（「IRC」）は、CEOおよび副CEOにあらゆる新規取引に関して助言を行う。最高リスク責任者が議長を務めるポートフォリオIRCは定期的開催される会議であり、EIFポートフォリオのリスクおよび投資関連の面、特に取引格付変更のレビュー、減損および引当についての措置、関連する市場リスク事象および潜在的なストレスのテストを監視する。リスクおよびポートフォリオ管理の措置は、EIFの監査役会が統括する保証プロセスの一部を構成する。

さらに、EIBグループとの関連で見た場合、EIFのリスク管理部門は、特に、EIFの方針に関する一般的な事項、グループ・リスク管理憲章、ならびに保証、証券化、およびとりわけEIBのリスク資本財源マンドート（「RCR」）に基づくプライベート・エクイティ業務、EIBグループ・リスク補完マンドート（「EREM」）に基づくEIBの様々な機会、ならびにその他の保証・証券化に関する問題に関連するグループのリスク・エクスポージャーについて、EIBのグループ・リスク・コンプライアンス部門と定期的に連絡を取りながら業務を運営している。

EIFの財務管理は、両当事者が署名し、取引の選定、執行、決済および監視の実行をEIBの担当サービス部署に委託する財務管理契約に基づき、EIBに委託されている。経営陣は、当該契約に付属する財務ガイドラインに従う。運用上の短期流動性管理はEIFが行っている。

U.1.2.1. リスク評価 プライベート・エクイティ

プライベート・エクイティ業務では、EIFは、ファンド・オブ・ファンズの手法を採っており、広範囲の投資家からの出資契約を促すため、主として独立した立場のチームが運用するビジネス・エンジェル、ベンチャー・キャピタル、プライベート・エクイティ・ファンドおよびメザニン・ファンドへの少数持分参加を行っている。EIFのプライベート・エクイティ事業には、すべての投資ステージ（シード、アーリーステージ、レイトステージ、グロース等）にわたるベンチャー・キャピタル・ファンドへの投資のほか、一般的にリスク・プロファイルの低いミッドマーケット・ファンドやメザニン・ファンドへの投資も含まれる。

EIFは、PE市場の動きに応じたPEファンド・ポートフォリオを設計し、運用し、モニタリングするための一連のツールを、過去数年間かけて開発した。これらのツールはグループ内のモデルであるグレーディング・ベースト・エコノミック・モデル（「GEM」：格付に基づく経済モデル）に基づいており、これを使用することにより、EIFは各ファンドおよび各ファンド・ポートフォリオの評価、リス

ク、予想される将来のキャッシュ・フローとパフォーマンスの査定ならびに妥当性検査を改善することができる。EIFでは、取引チームが実施しリスク管理チームが審査した広範囲にわたるデューデリジェンスの結果に基づき、エクイティ・スコアを割り当ててから、PEファンドと出資契約を交わしている。これらのファンドは、EIFのトランザクション・チームによって、基礎となるリスクのレベルに応じた頻度と強度でモニターされ、エクイティ・スコアは、EIFのリスク管理チームによって年次でレビューされる。

独自のITシステムと（フロント・オフィスからバック・オフィスに至るまでの）統合ソフトウェアの開発に下支えされたこうした取り組みによって、投資判断プロセスならびにポートフォリオの財務リスクと流動性の管理も改善され、特に将来を見据えた、およびストレス・テストに基づいた意思決定が可能となる。

U.1.2.2. リスク評価 保証および証券化

EIFは、中小企業向け融資に従事する金融仲介機関に対し、ポートフォリオ保証を提供し、中小企業の証券化取引に参加している。このようなリスクをとることにより、EIFは資金調達を容易にし、および/またはオリジネーターの資本コストを削減し、ひいては条件の改善やSMEの金融アクセスの強化をもたらす。

保証・証券化業務に関しても、EIFは過去数年間をかけて内部手法およびモデルを開発した。これは、市場のベスト・プラクティスに従って、ポートフォリオ保証と仕組金融取引を分析するためのものである。EIFは、その内部手法に準拠して、自らリスクを負担する新規の保証取引それぞれに内部格付を割り当ててから、法律上正式に保証取引を行っている。この格付は、定量パラメーターだけでなく定性面も考慮して、取引の信用の質（予想損失概念）を分析し集約するグループ内のモデルに基づく。このプロセスではその全領域において、フロント・オフィスがアクションを起こしリスク管理部門がレビューを行うという、「4つの目」の原則が適用されている。

保証取引は、定期的に（少なくとも四半期ごとに）モニターし、その状況は、EIFのIRCが定期的に見直している。その際、委員会は、業績次第で、内部格付の見直しをもたらすことがある。この後者のプロセスはリスク管理部門によって開始され、フロント・オフィスが見直しを行う。

保証ポートフォリオは、関連する会計原則に基づき、「モデルに基づいた価格」手法によって評価される。ポートフォリオにおける取引の評価に対する主な影響は、当該資産に使用されている一時点での累積デフォルト率の仮定の変化に起因する。

EIFのモニタリングは、潜在的な格付の悪化または改善を監視し、適切な取引の管理の基礎を提供する。

U.2. 信用リスク

信用リスクは主にグループの貸付業務および負債証券、譲渡性預金、銀行間の定期預金等の財務商品ならびにグループのデリバティブおよび保証取引に関するものが含まれている。

デリバティブの使用に関する信用リスクについては、「デリバティブ」のセクション（注V）で分析する。

EIBにおける信用リスクは、詳細な行内指針に沿って管理されている。こうした指針の目的は、信用リスクの慎重な管理が確実に行われるようにする点にある。ある事業体がEIBの貸付業務のカウンターパーティーとして認められるか否かは、定量的および定性的指標を用いた当該事業体の注意深い分析および評価に基づくだけでなく、経験および専門家の判断にも依拠して決定される。同指針は、貸付業務の債務者、保証人双方について最低限の信用の質の水準を定めており、許容される取引構造も特定している。また、EIBの地位が十分に保護されるように、主要な法的条項や他の契約条件の点で貸付契約が満たしていなければならない最低基準も、細かく定めている。貸付金ポートフォリオの分散は、カウンターパーティー別限度額の枠組みおよび主要産業の業種別限度額によって支えられている。複雑な貸付取引または仕組貸付取引に含まれる追加的なリスクの十分な分析、計量および軽減が確実になされるように、特定の種類の業務に関して具体的で詳細な指針が策定され、これが一般指針を補完している。リスクの分析にあたっては、EIBは内部格付制度を適用し、カウンターパーティーに内部格付を付与している。

EIFは、法に基づく規定、およびEIF理事会の承認を受けた信用リスク運用指針、またはマンドートに基づき定められた指針を受けた、保守的な方針の枠組み内で、エクスポージャーとリスクを管理している。

信用リスク管理指針は、進化している業務環境および適用されるベスト・バンキング・プリンシプルの変更を盛り込み、グループが受領する新たなマンドートに対応できるよう、定期的に調整されている。

最近の世界的なショックにもかかわらず、貸付金ポートフォリオの信用の質は現在のところ安定しており、目に見えるシステミックな影響はないと考えられている。EIBは厳格なデューデリジェンス・プロセス、十分な水準の担保および保証に基づくリスク管理戦略や貸付金契約に含まれる標準的な保護条項に依拠している。EIBの一部のエクスポージャーは、その貸付金エクスポージャーに対して提供される担保や保証に加え、様々なマンドートの一環として提供される追加的な信用補完も享受している。

いずれの時点においても、EIBが供与する貸付金および保証の総額は、定款で定められたギアリング比率（定款第16.5条）で制限されている。この比率を算出するために、EIBは欧州連合会計指令（「AD」）の枠組みによるデータを使用している。2023年度末時点で、EIBの定款で定められたギアリング比率は、EU会計指令準拠の個別財務書類に基づく208.6%（2022年：204.0%）、EU会計指令準拠の連結財務書類に基づく212.4%（2022年：207.8%）であった（定款第16.5条に基づく上限は250%）。

EIF保証ポートフォリオに関連する信用リスクは、注U.1.2.2に表示されている。

U.2.1. 貸付金

貸付金に関する信用リスクを測定・管理するために、グループは一般に認められた基準に基づいて、債務者の質および取引の構造、そして適当な場合は差し入れられた担保の質に応じて貸付業務の格付を行っている。

未実行分も含めた2023年12月31日現在の貸付金ポートフォリオの債務者と保証人の構成を以下に分析する。

下表は、グループが供与するプロジェクトに対する締結済貸付金を表示している（単位：百万ユーロ）。ただし、域外貸付マンドート（ELM）、持続可能な開発のための欧州基金（EFSD）、近隣・開発・国際協力手段の第1投資ウィンドウ（NDICI IW 1）/ 持続可能な開発のための欧州基金プラス（EFSD+）⁽⁵⁾およびコトヌー協定に基づいて供与された欧州連合域外の貸付金のうち、欧州連合予算または加盟国（ACP諸国およびOCTにおける貸付金の場合）の保証^(*)によりグループが最終的に保護されるものを除く。

(5) EFSD+契約の1件は、自己リスク・ポートフォリオの一部である。

(*) こうした保証は、包括型（すべてのリスクが対象）か、または定義された政治リスク（送金の停止、収用、戦争または市民暴動、契約違反時の裁判拒否）に限定されているかのいずれかである。

債務者	保証人	国	公共機関	銀行	企業	無保証 ⁽¹⁾	2023年の 合計	2022年の 合計
国		0	0	0	0	58,626	58,626	59,287
公共機関		31,458	24,456	488	203	95,473	152,078	147,238
銀行		36,590	18,908	12,913	9,907	35,467	113,785	116,455
企業		8,229	5,810	6,159	38,607	121,332	180,137	170,034
2023年の合計 ⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾⁽⁵⁾		76,277	49,174	19,560	48,717	310,898	504,626	
2022年の合計 ⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾⁽⁵⁾		77,577	49,187	20,723	47,990	297,537		493,014

- (1) これらの金額には、債務者の支払能力自体が妥当な担保となっているため、債務者および貸付金自体以外の正式な保証が不要な貸付金も含まれている。所定の事由が発生した場合には、適切な契約条項により、グループが独立した担保を請求できる権利が確保されている。
- (2) 2023年12月31日現在のリスク・シェアリング業務（加盟国保証または政治リスク保証の形でのEU予算により信用補完されている）における貸付金は、1,769百万ユーロ（2022年：2,193百万ユーロ）であった。
- (3) この金額に、契約済代替貸付金（2023年：18,893百万ユーロ、2022年：17,414百万ユーロ）は算入されていない。
- (4) これらの金額は、現在の欧州連合加盟国が欧州連合への加盟を認定される前に供与された貸付金であって、欧州連合予算または加盟国により保証されているものを除いている。
- (5) グループは、EFSI SMEウィンドウおよび欧州保証基金に関連して、コミットメント総額が9,187百万ユーロ（2022年：9,187百万ユーロ）を超えない資金供与枠を締結した。グループは、確定的なコミットメントがそれぞれの基礎的なリスクを伴うカウンターパーティーとの間で締結され、資金供与枠の引出が予期される場合に、未実行エクスポージャーを認識する。

EIBおよびEIFの優先債権者の地位およびEIB定款による保護は、満期時におけるグループ資産の全額回収を保証すると思われるため、グループは期末現在の欧州連合加盟国ソブリン債および欧州連合加盟国ソブリン保証債のエクスポージャーに関して、2023年においても、2022年においても、評価損益を計上しなかった。

下表は、グループが全額の自己リスクまたは信用補完による残余リスクを負担する貸付金（「リスク・ポートフォリオ」）に係るソブリン信用リスクに関する情報を開示している（欧州連合予算また

はELM、EFSD、NDICI IW 1 /EFSD+⁽⁶⁾ およびコトヌー協定に基づくMS保証の恩恵を受ける欧州連合域外への貸付金を除く)。

(6) EFSD+契約の1件は、自己リスク・ポートフォリオの一部である。

(単位：百万ユーロ)	2023年			2022年		
	債務者となっているもの		保証人となっているもの	債務者となっているもの		保証人となっているもの
	実行済金額	未実行金額		実行済金額	未実行金額	
国名	実行済金額	未実行金額	契約済金額	実行済金額	未実行金額	契約済金額
オーストリア	0	0	133	0	0	190
ベルギー	0	0	265	0	0	272
ブルガリア	1,012	0	297	1,060	0	119
クロアチア	765	0	2,089	806	0	2,242
キプロス	930	519	1,052	928	509	1,033
チェコ共和国	1,160	1,314	0	915	1,009	0
デンマーク	0	0	242	0	0	242
エストニア	642	90	77	500	0	84
フィンランド	0	0	105	0	0	113
フランス	0	0	3,946	0	0	3,986
ドイツ	0	0	1,583	0	0	2,002
ギリシャ	7,059	1,659	9,007	7,379	1,210	9,262
ハンガリー	5,948	573	908	5,647	1,351	1,080
アイルランド	1,665	240	1,186	1,665	240	1,095
イタリア	5,852	1,105	6,798	4,989	2,560	6,941
ラトビア	454	0	3	258	200	6
リトアニア	2,215	0	51	2,035	0	55
ルクセンブルク	0	9	230	0	9	231
マルタ	72	0	295	0	72	280
オランダ	0	0	281	0	0	294
ポーランド	6,113	330	19,074	6,631	330	17,925
ポルトガル	1,296	900	2,895	1,299	830	3,426
ルーマニア	2,402	2,613	51	2,113	2,258	0
スロバキア	2,499	72	95	2,499	441	94
スロベニア	491	400	1,352	512	400	1,242
スペイン	3,213	0	19,881	3,741	0	21,502
スウェーデン	0	0	543	0	0	199
非EU加盟国	2,007	3,007	3,838	2,013	2,878	3,662
合計	45,795	12,831	76,277	44,990	14,297	77,577

下表は、ELM、EFSD、NDICI IW 1 /EFSD+およびコトヌー協定に基づきEU予算または加盟国の保証の恩恵を受ける、EU域外のプロジェクトに対する締結済み貸付金を示している(単位：百万ユーロ)。

以下による保証：	2023年12月31日	2022年12月31日
加盟国	3,640	3,867
欧州連合予算 ⁽¹⁾	47,742	49,167
合計⁽²⁾⁽³⁾	51,382	53,034

(1) このうち1,769百万ユーロ(2022年：2,193百万ユーロ)は、上記で説明したリスク・シェアリング業務(加盟国保証または政治リスク保証の形でのEU予算により信用補完されている)による。

- (2) 現在の欧州連合加盟国が欧州連合への加盟を認定される前に供与された貸付金であって、欧州連合予算または加盟国により保証されている貸付金を含む。
- (3) グループが供与した総額470.6百万ユーロ（2022年：487.5百万ユーロ）の金融保証は、加盟国または欧州連合予算によって保証されている。上記の保証は上記の表に示されている内訳には含まれていない。

EU予算または加盟国保証に基づくEU域外プロジェクトに対する貸付金（単位：百万ユーロ）

（新規加盟国で加盟以前に実行された貸付金を含む。）

契約済貸付金の保証形態別内訳

	2023年12月31日	2022年12月31日
協定		
加盟国による75%保証		
- コトヌー・パートナーシップ協定	161	185
- 第2次コトヌー・パートナーシップ協定	1,017	1,108
- コトヌー議定書3 - OR/ACP	2,369	2,480
- コトヌー議定書3 - OR/OCT	93	94
加盟国による75%保証合計	3,640	3,867
加盟国による保証合計	3,640	3,867
欧州連合予算による100%保証		
- ロシア - 100百万・2001年 - 2005年	0	14
- ロシア - 500百万・2004年 - 2007年	99	114
EFSD	93	93
欧州連合予算による100%保証合計	192	221
欧州連合予算による70%保証		
- 南アフリカ - 375百万・1997年1月29日決定	4	9
- ボスニア・ヘルツェゴビナ - 100百万・1999年 / 2001年	5	8
- ユーロメッド (EIB) - 2,310百万・1997年1月29日決定	3	7
- 北マケドニア - 150百万・1998年 / 2000年	2	5
- CEEC - 3,520百万・1997年1月29日決定	14	32
欧州連合予算による70%保証合計	28	61
欧州連合予算による65%保証		
- 南アフリカ - 825百万・2000年7月 - 2007年1月	17	73
- 南アフリカ - 2007年2月 - 2013年12月決定	84	102
- ALA III - 2,480百万・2000年2月 - 2007年7月	49	60
- ALAデシジョン - 2007年2月 - 2013年12月	1,077	1,327
- ユーロメッド II - 6,520百万・2000年2月 - 2007年1月	536	710
- 南東近隣諸国 - 9,185百万・2000年2月 - 2007年7月	2,020	2,272
- トルコ・スペシャル・アクション - 450百万・2001年 - 2006年	85	92
- トルコ - TERRA - 600百万・1999年11月 - 2002年11月	201	223
- PEV EE/CAS/RUS 2007年2月1日 - 2013年12月31日	1,646	1,755
- PEV MED 2007年2月1日 - 2013年12月31日	4,233	4,630
- 加盟候補国 - 9,048百万・2007年 - 2013年	4,266	4,713
- 気候変動マנדート・2011年 - 2013年	929	1,031
- ELMアジア2014年 - 2020年	1,260	1,289
- ELM中央アジア2014年 - 2020年	348	355
- ELM東ロシア2014年 - 2020年	6,670	6,996
- ELMラテンアメリカ諸国2014年 - 2020年	2,527	2,906
- ELM MED2014年 - 2020年	8,373	9,121
- ELM加盟候補国2014年 - 2020年	3,769	4,018
- ELM RSA2014年 - 2020年	121	140
- ELM ERI 民間マンドート	851	1,160
- ELM ERI 公共機関マンドート	1,344	1,403
- グローバル欧州NDICI IW 1	7,116	4,509
欧州連合予算による65%保証合計	47,522	48,885
欧州連合予算による保証合計	47,742	49,167
合計⁽¹⁾	51,382	53,034

(1) グループが供与した総額470.6百万ユーロ（2022年：487.5百万ユーロ）の金融保証は、加盟国または欧州連合予算によって保証されている。上記の保証は上記の表に示されている内訳には含まれていない。

貸付金に付する担保（単位：百万ユーロ）

その他の信用リスク軽減手段の中のひとつとして、グループは、金融有価証券に質権を設定する手法を使用している。これらの質権は、関連する法域で執行可能な質権設定契約によって設定される。質権設定契約により受け取った担保のポートフォリオは8,958百万ユーロ（2022年：8,215百万ユーロ）であり、その内訳は以下のとおりである。

2023年12月31日現在	貸付金融担保（単位：百万ユーロ）						
	債券					現金	合計
同等のムーディーズ格付	政府債	国際 機関債	政府 機関債	担保付債券 （カバード・ ボンド）	銀行債 および社債		
Aaa	126	157	0	428	30	0	741
Aa1からAa3	1,184	9	31	766	146	0	2,136
A1	0	0	0	0	20	0	20
A1未満	5,144	0	2	0	583	0	5,729
格付なし	0	0	0	0	99	233	332
合計	6,454	166	33	1,194	878	233	8,958

2022年12月31日現在	貸付金融担保（単位：百万ユーロ）						
	債券					現金	合計
同等のムーディーズ格付	政府債	国際 機関債	政府 機関債	担保付債券 （カバード・ ボンド）	銀行債 および社債		
Aaa	234	65	0	68	9	0	376
Aa1からAa3	1,000	10	167	142	194	0	1,513
A1	0	0	0	0	6	0	6
A1未満	4,969	0	3	602	518	0	6,092
格付なし	40	0	0	0	29	159	228
合計	6,243	75	170	812	756	159	8,215

12月31日現在の実行済貸付残高の債務者の契約業種別明細（単位：百万ユーロ）は以下のとおりである。

業種	2023年	2022年
運輸	128,499	126,633
エネルギー	67,564	64,589
グローバル・ローン ⁽¹⁾⁽²⁾	59,753	64,531
医療・教育	37,075	36,902
工業	35,498	31,438
その他インフラ	34,358	33,346
上下水道施設	27,999	28,324
サービス	18,932	18,187
電気通信	10,930	10,913
農業・漁業・林業	5,065	4,961
合計	425,673	419,824

(1) グローバル・ローンとは、金融仲介機関または銀行に提供する融資枠で、その後にそれらの機関または銀行が、自らリスクを負担してその資金を官民が請け負う中小規模のプロジェクトに転貸するというものである。

(2) この金額に、実行済代替貸付金（2023年：18,893百万ユーロ、2022年：17,414百万ユーロ）は算入されていない。

貸付金に係る延滞

延滞額の特定、監視、報告は、全行的な「財務的監視ガイドラインおよび手続き」に定義される手続きに従って行われている。こうした手続きは、ベスト・バンキング・プラクティスに従っており、EIBが管理するすべての貸付金について適用される。

2023年12月31日現在、自己資金源からの貸付金で90日超の延滞が生じている額は82百万ユーロ（2022年：78百万ユーロ）であった。

2023年12月31日現在、自己資金源からのもので90日を超える延滞が生じ、欧州連合または加盟国の包括保証により担保されていないものについては、その名目元本残高は529百万ユーロ（2022年：150百万ユーロ）である。これらは、貸倒引当金177百万ユーロ（2022年：70百万ユーロ）によりカバーされている。

2023年中、131百万ユーロの延滞が欧州連合による保証に基づき履行請求され、2.5百万ユーロが加盟国保証に基づき履行請求された。2022年における応当額は、それぞれ156百万ユーロおよびゼロであった。

また、当年度中に、以前に欧州連合または加盟国による保証に基づき履行請求された延滞額のうち、124百万ユーロ（2022年：4百万ユーロ）が弁済された。

2023年に、請求払民間保証に基づき1.3百万ユーロの履行請求が1回行われた（2022年：ゼロ）。

貸付金の再交渉と支払猶予

グループは、支払猶予措置がとられた貸付金を、支払猶予貸付金（すなわち、貸付金、負債証券およびローン・コミットメント）とみなしている。支払猶予措置はグループの「譲歩」によるもので、財務困難により契約上の債務返済条項を遵守できないとみなされる債務者に対して、債務返済または契約の全部もしくは一部の借換えができるようにするために、グループが決定するものである。エクスポージャーは、延滞の有無、または当該エクスポージャーが債務不履行に分類されているか否かに関わらず、譲歩が行われた場合には支払猶予として取り扱う。債務者が財務困難に陥っていない場合には、当該エクスポージャーは支払猶予として取り扱わない。

再交渉された場合、グループは、当該貸付金を厳格に監視し続けることとなる。再交渉による支払条件では当初の簿価が回収できない場合、グループは損益計算書に評価調整額を計上することを検討する。貸付金格付（「LG」）が「E-」まで低下した貸付金はすべて、定期的に評価損計上の必要性が検討される。

グループの再編活動によって報告期間中に着手された支払猶予措置および手続きには、返済期限の延期、元本返済のみの繰延、元利返済の繰延、重大な財務制限条項の破棄および延滞金の元本算入が含まれるが、これらに限定されるわけではない。

支払猶予措置の対象である貸付金は、下表のとおりである。

（単位：百万ユーロ）

	2023年12月31日		2022年12月31日	
	正常債権	不良債権	正常債権	不良債権
支払猶予措置の対象となった契約件数	45	69	53	79
帳簿価額（金利および延滞金額を含む）	1,844	1,723	2,256	2,054
うち評価調整の対象となった貸付金	0	1,169	0	1,418
認識された評価損益	0	283	0	307
支払猶予された契約に係る受取利息	66	92	75	70
認識中止されたエクスポージャー （リストラクチャリング、償却 / 貸付金売却後）	0	89	0	3

(単位：百万ユーロ)	2022年 12月31日	支払猶予措置						2023年 12月31日
		返済 期限の 延期	元本 のみの 繰延	元本 および 利息の 繰延	重大な 財務制限 条項の 破棄	その他	契約上の 返済 および 契約終了 ⁽¹⁾	
公共機関	1,020	0	0	0	146	23	-166	1,023
銀行	135	0	0	0	0	0	-108	27
企業	3,155	509	0	3	16	13	-1,179	2,517
合計	4,310	509	0	3	162	36	-1,453	3,567

(1) 減少は、2022年12月31日現在で支払猶予貸付金とみなされていた取引に関して当年度中に発生した元本、利息および延滞金額の返済ならびに償却、ならびに当期中の契約終了による。

U.2.2. 財務管理

財務商品（有価証券、コマーシャル・ペーパー、定期預金等）関連の信用リスクは、健全なカウンターパーティーおよび発行体を選択することにより管理されている。

有価証券ポートフォリオの構成および財務商品残高に適用される限度枠は、経営陣が設定している。この限度枠は、グループ・リスク・コンプライアンス部門により定期的に見直しが行われる。

下表は、財務ポートフォリオの有価証券および短期金融市場商品（預金およびリバース・レポ）に係る信用リスク構成比を、適宜、カウンターパーティーの信用格付別、最終的な債務者格付別または発行体格付別に示したものである。

同等のムーディーズ格付	有価証券ポートフォリオ (単位：%)		短期金融市場商品 (単位：%)	
	2023年 12月31日	2022年 12月31日	2023年 12月31日	2022年 12月31日
Aaa	29	32	34	89
Aa1からAa3	32	36	30	4
A1からA3	15	22	33	5
A3未満	24	10	3	2
合計	100	100	100	100

2023年12月31日現在、満期まで1年超で格付が下限のAa3であるグループの連結財務ポートフォリオ資産の名目金額合計は、8,943百万ユーロ（2022年：5,193百万ユーロ）であった。

財務取引に供する担保

グループは、取引のカウンターパーティーが契約債務を履行できなかった場合に信用リスクにさらされる可能性のある有担保リバース・リパーチェスおよびリパーチェス契約取引を行っている。グループは、カウンターパーティーの信用リスクおよび担保の価値を日次でモニターし、必要とみなされる場合には、グループに追加担保を差し入れるよう要求することで、これらの業務に関連した信用リスクを統制している。

三者間レポおよびリバース・レポ取引は、第三者保管機関と共同で行われる。第三者保管機関は、枠組み契約に従って特に以下に関する契約条件の遵守を保証する。

- 支払引替渡し
- 担保の検証

- 貸手が要求する担保マージン。これは常に充分かつ充当可能であることが必要であり、保管機関は、当該有価証券の時価を日々検証しなければならない。
- 契約要件をすべて満たす代替担保の組成。

受取担保

財務取引には、23,419百万ユーロ（2022年：7,381百万ユーロ）の二者間および三者間リバース・リパーチェス契約が含まれており、グループはこの全額について財務担保を受領している。

財務担保ポートフォリオの時価は、2023年12月31日現在、23,207百万ユーロ（2022年：7,000百万ユーロ）であり、以下のように分類される。

リバース・リパーチェス契約財務担保（単位：百万ユーロ）							
2023年12月31日現在	債券					現金	合計
	政府債	国際 機関債	政府 機関債	担保付債券 （カバード・ ボンド）	銀行債 および社債		
同等のムーディーズ格付							
Aaa	228	38	262	11,377	627	0	12,532
Aa1からAa3	763	12	120	1,211	1,157	0	3,263
A1	0	0	0	0	0	0	0
A1未満	1,885	0	358	56	5,065	0	7,364
格付なし	26	0	0	18	0	4	48
合計	2,902	50	740	12,662	6,849	4	23,207

リバース・リパーチェス契約財務担保（単位：百万ユーロ）							
2022年12月31日現在	債券					現金	合計
	政府債	国際 機関債	政府 機関債	担保付債券 （カバード・ ボンド）	銀行債 および社債		
同等のムーディーズ格付							
Aaa	319	23	51	1,310	2,354	0	4,057
Aa1からAa3	241	0	29	8	215	0	493
A1	8	0	233	0	343	0	584
A1未満	217	0	44	4	1,169	0	1,434
格付なし	425	0	0	0	6	1	432
合計	1,210	23	357	1,322	4,087	1	7,000

預託有価証券

二者間および三者間リパーチェス契約は、2023年12月31日現在1,052百万ユーロ（2022年：3,065百万ユーロ）であった。この残高は全額について担保が供されており、原契約に従い、その後に追加担保の請求または担保の返還が行われる。

二者間および三者間リパーチェス契約の下で差し入れられている担保（ルクセンブルク中央銀行への差し入れを除く）の時価は、2023年12月31日現在、1,056百万ユーロ（2022年：3,195百万ユーロ）であった。

U.2.3. グループによる保証および証券化

自己資金を原資とするグループの保証取引および証券化取引から生じる信用リスクは、専用の行内指針に従って管理されている。

2023年末現在、グループにより保証された契約済エクスポージャーは328億ユーロ（2022年：319億ユーロ）であり、このうち223億ユーロ（2022年：203億ユーロ）は保証された実行済貸付金に係るエクスポージャーで、その保証引当金は86.9百万ユーロ（2022年：98.0百万ユーロ）であった。

グループの保証型業務の一部は、リスク・シェアリング業務から発生しており、グループは、確立された委託モデルに基づいて、金融仲介機関が組成するローン・タイプのエクスポージャーを(i)ローンごとに、または(ii)ポートフォリオのいずれかで保証している。グループがリスクを負う原リスク・エクスポージャーを組成する金融仲介機関は、グループが当該金融仲介機関に信用管理業務を委託できることを確認するための、詳細なデューデリジェンスの対象となる。このような取引では、グループは比例的に、またはある程度の劣後性を有する構造を通じて、エクスポージャーを負うことがある。これに加えて、グループは証券化取引を行うこともできる。

EIBは、このような取引における原エクスポージャーのタイプの集中リスクを制限するための専用の枠組みを確立している。取引の特異性に応じて、これには、最低適格格付区分、特定のセクター、債務者および／または債務者グループのエクスポージャーを含むが、これらに限定されない適格基準の確立が含まれる。信用リスクは金融仲介機関が組成する原エクスポージャーにあるため、金融仲介機関のカウンターパーティー・リスクは限定的である。すなわち、カウンターのパーティー・リスクは、(1) 保証料の支払い、および(2) EIBが保証・支払いを行う原エクスポージャーが債務不履行となった場合の潜在的な回収額のEIBに対する返済に限定される。いずれにしても、グループは、いくつかの軽減措置（詳細なデューデリジェンス、担保権、介入権、包含を中止させるためのトリガー事由、原リスク・エクスポージャーの重大な修正に関する同意権または解約権を含むがこれらに限定されない）を確立している。

U.3. 市場リスク

U.3.1. グループの銀行勘定における金利リスクおよび信用スプレッド・リスク

グループのポジションからは、金利リスクまたは信用スプレッド・リスクは、金利および市場信用スプレッドに感応的な金融商品にそれぞれ影響を及ぼす金利または市場信用スプレッドの不利な変動から生じる経済価値または正味受取利息に対するリスクである。異なる資産、負債、ヘッジ商品の間で金利更改特性や満期特性に差異があると、これらのリスク・パラメーターに対するエクスポージャーが生じる。

グループ・リスク選好の枠組みには、事前に承認された限度内で管理される3つの金利リスク指標が含まれている。これらは「経済価値に対するリスク」、「正味受取利息の大幅減少」および「利益に対するリスク」であり、これらはEIB単体レベルで定義されている。EIFのリスク選好の枠組みには、現在このような金利リスク指標は含まれていないが、代わりにEIFは金利リスク・エクスポージャーをカバーするために経済資本を配分している。これにより、EIFは銀行勘定の金利リスク（「IRRBB」）についてのグループ資本計測手法に従っている。

グループは、市場の信用スプレッドの不利な変動が自己資本の経済的価値および正味受取利息に与える影響を示すストレス・テスト（それぞれのEBAガイドライン⁽⁷⁾に準拠）を適用することにより、CSRBBを測定している。CSRBBは個別の運用管理限度額の対象ではない。しかし、そのエクスポージャーはグループ・リスク選好の枠組みに反映される。

以下の項で、各事業体の金利リスク管理の枠組みの運用上の実施状況について詳述する。

(7) EBA/GL/2022/14。

EIBの金利リスクの管理

金利リスクの測定および管理にあたり、EIBはEUにおいて導入されたバーゼル銀行監督委員会（「BCBS」）の関連する主要原則および欧州銀行監督機構（「EBA」）によって発行された規制指針を参考にしている。金利リスクの主要な源泉は、ギャップリスク、ベーシスリスクおよびオプションリスクである。ギャップリスクとは、EIBにとって最も関係が深い金利リスクであり、EIBの貸借対照表上の金利感応商品の期間構造の差異から生み出される経済価値または正味受取利息に対するリスクと定義される。

EIBは規制当局の指針に従い、経済価値に対する最大リスクと利益に対する最大リスクの両方の観点から、EIBがとる用意がある（同時に、該当する場合には、両方の観点についてEBAの監督上の異常値テストで定義されている最大閾値を遵守する）金利リスクに対する選好度を明示した。EIBの自己資金の投資戦略である「金利リスク戦略」は、こうした金利リスク選好に沿ったものである。

IBOR改革

ロンドン銀行間金利（LIBOR）などの指標金利は金融契約で広く用いられていた。代替指標金利への世界的な移行は、金融市場において着手された最も困難な課題を含んだ改革の一つであった。他の銀行と同様に、EIBは、これらの市場全体の取り組みの一部であるIBORに対して重要なエクスポージャーを有していた。

金融商品クラス別の移行状況

貸付活動および資金調達活動の一環として、EIBは主に顧客および金融機関への変動金利貸付金ならびにEIBの活動に資金提供するための発行債券に関して、IBOR改革へのエクスポージャーを有していた。金利リスクおよび為替リスクへのエクスポージャーを管理するために、EIBはデリバティブ商品を利用している（固定金利貸付金や借入業務のヘッジなど）。

デリバティブは、対応するキャッシュ・フローの大部分がIBOR金利を参照しているため（すなわち、「変動金利」）、IBORレートの影響を直接的に受ける最大の金融商品クラスである。EIBは、2021年にISDAのIBORフォールバック・プロトコルおよびサプリメントを遵守した。このプロトコルは、デリバティブの従前のポートフォリオの円滑な移行を確保するために、金利指標の廃止時に適用される強固なフォールバック条項をカウンターパーティーが組み込むための修正メカニズムを提供するものである。LIBORに連動するスワップにおけるEIBのすべてのカウンターパーティーも、このプロトコルおよびサプリメントを遵守している。このプロトコルおよびサプリメントの適用を通じて、EIBは2022年末までにLIBORを参照するデリバティブの想定元本エクスポージャー（英ポンド、スイス・フラン、日本円および米ドル建て）のすべてをシステムにおいて移行した。

変動金利貸付金は、IBOR金利の影響を直接的に受ける金融商品の中で2番目に大きなクラスである。2023年12月31日現在、当初にスイス・フラン、日本円および英ポンドに連動していた変動金利契約はもはやLIBORに連動していない。2023年中に、EIBは米ドルLIBORに連動する貸付金の移行を進め、そのエクスポージャーの大部分が移行されている。残り（現在合成米ドルLIBORを使用しているカウンターパーティー6社で、エクスポージャー総額329百万ユーロ）は2024年に移行される予定である。

資金調達面では、EIBは2018年より貸借対照表で新たなRFRを参照する債券商品を発行している。加えて、優先市場構成の設定に基づいて、EIBは必要な流動性を備えた関連するRFR市場の支援に重点を置いている。

2023年12月31日現在、米ドルLIBOR連動の債券は、2026年に満期を迎える80百万米ドルの「タフレガシー」を除いてすべて移行された。

EIBの自己資金／資本の経済価値に対する金利リスク

EIBの金利リスク戦略は、グループの経済価値のリスクを抑制しながら、バランスが良く持続可能な収益特性を維持することを目指している。また、将来の成長のための資金の自力調達という目標を踏まえて、こうした収益特性に明確な選好が定められている。この全体的な目的は、中長期的な投資プロファイルに従って自己資金を投資することによって達成される。言うまでもなく、金利リスクのRAF指標についての限度額を遵守する必要がある。

EIBの自己投資を支える金利戦略とは別に、金利リスクに関しては、EIBの貸借対照表上マッチファンドされるべきである。EIBの貸借対照表上で完全にマッチファンドすることは運用上実務的に可能ではないため、ギャップリスクおよびベースリスクでの小幅の逸脱は容認される。これらの正味の残存金利リスク・ポジションは、事前に承認された限度内で管理され、後者は個々のリスクがリスク選好の境界内にとどまることを確実にするために範囲が設定される。

金利リスク制限の枠組みに加えて、EIBはEBAの標準化されたショックシナリオ⁽⁸⁾および行内で定義されたシナリオに基づき、予想利益と経済価値に対して定期的なストレス・テストを実施している。このテストは、金利環境の深刻な変化から生じる潜在的な悪影響を特定する目的に役立つ。

(8) EBA/RTS/2022/10。

経済価値に関するストレス・テストはEIBレベルおよびグループレベルで実施される。2023年12月31日現在、EBAの監督上の異常値テストシナリオの最悪の影響は、EIBおよびEIBグループの自己資金の経済価値をそれぞれ42.4億ユーロおよび42.8億ユーロ（2022年：それぞれ53.7億ユーロおよび54.4億ユーロ）減少させる⁽⁹⁾。

(9) ストレス・テストは、保険数理計算人によって計算される年金および健康保険債務（確定給付債務、DB0）を含む、リスク感応度の高いすべての銀行帳簿商品に対して実施される。

EIBのポートフォリオに組入れられている金融商品のうち、一部の取引（借入れおよび関連するスワップ）には償還オプションが規定されており、満期前に償還される場合があるため、最終満期日については不確実性が組み込まれている。

しかし、これらのパッケージ（借入金とそれに伴うスワップ）は完全にバックツーバックで（キャッシュ・フローのレベルまで）取引が行われるため、最後に関連する指標金利に連動し、限定的な金利リスクを負う単純な合成変動利付債とみなすことができる。

下表は、2023年12月31日現在および2022年12月31日現在のグループの任意償還条項付借入金ポートフォリオの特性をまとめ、想定元本合計、平均の契約上の満期日、平均予想償還日（双方とも、当該取引の想定元本で加重）を資金調達通貨別と関係する主要リスク・パラメーター別に表示したものである。

資金調達通貨別（スワップの影響考慮後）：

2023年12月31日			
（単位：百万ユーロ）	ユーロ	米ドル	合計
ユーロ建想定元本	-2,460	-1,061	-3,521
平均満期日	29.07.2046	25.11.2037	17.12.2043
平均予想償還日	01.08.2038	06.08.2034	19.05.2037

2022年12月31日			
（単位：百万ユーロ）	ユーロ	米ドル	合計
ユーロ建想定元本	-2,467	-1,149	-3,616
平均満期日	05.04.2046	09.06.2037	17.06.2043
平均予想償還日	01.04.2039	21.10.2033	08.07.2037

関係するリスク・パラメーター別：

2023年12月31日			
（単位：百万ユーロ）	リスク・パラメーター		合計
	為替レートの水準	金利カーブの水準	
ユーロ建想定元本	-239	-3,282	-3,521
平均満期日	30.12.2037	23.05.2044	17.12.2043
平均予想償還日	28.01.2033	11.09.2037	19.05.2037

2022年12月31日			
（単位：百万ユーロ）	リスク・パラメーター		合計
	為替レートの水準	金利カーブの水準	
ユーロ建想定元本	-283	-3,333	-3,616
平均満期日	18.07.2035	17.02.2044	17.06.2043
平均予想償還日	21.05.2032	15.12.2037	08.07.2037

利益に対する金利リスク

利益に対するリスク⁽¹⁰⁾は、金利カーブ全体が2パーセンテージ・ポイント低下した場合の向こう36ヵ月間で変動しうる正味受取利息の金額を定量化する。このようなエクスポージャーは、主に資産と負債の金利更改期間のミスマッチから生じ、リスク選好の枠組みで定められた限度内にとどまらなければならない。

(10) EIBはまた、「正味受取利息の大幅減少」と名付けた正味受取利息の監督上の異常値テストを通じて、正味受取利息に対するリスクも管理している。

2023年12月31日現在のポジションでは、金利が200ベース・ポイント低下すると、EIBおよびEIBグループの正味受取利息は、それぞれ1,216.5百万ユーロ（2022年：920.5百万ユーロ）および1,321.3百万ユーロ減少する計算である。正味受取利息の分析を拡充し、金利が200ベース・ポイント上昇すると、EIBおよびグループの正味受取利息は、それぞれ1,280.7百万ユーロ（2022年：937.3百万ユーロ）および1,385.5百万ユーロ増加する計算である。

EIBは、案件ごとに利益の感応度のシミュレーションを可能にする専用のソフトウェアを使用している。利益の感応度は発生主義で測定され、分析対象期間にわたり、EIBは（基礎となるシナリオの中で定められている市場金利で）業務計画の中で予想されている新規貸付業務を実現し、承認を受けた限度枠内にエクスポージャーを維持し、資金不足の補充または余剰現金の投資を目的とする短期金融市場取引を執行するという「現行」の仮定に基づいて算出される。EIBの現行実務に従い、モデルでは、

シミュレーション上の利益は株主には配分されず、EIB業務の資金補充に当てられると仮定している。
管理費は、業務計画の予想に応じて見積られる。

EIFの金利リスクの管理

EIFは、資本市場や短期金融市場で資金を調達していないにもかかわらず、金利リスクの主にギャップリスクにさらされている。EIFにおける主要な金利感応度の高いエクスポージャーは、負債サイドの年金の確定給付債務および資産サイドの財務勘定の固定利付債券である。

EIFのリスク選好ステートメントには現在、金利リスク指標は含まれておらず、明確な金利リスク戦略も示されていないが、EIFは金利リスク・エクスポージャーをカバーするために経済資本を配分している。EIFはグループの銀行勘定の金利リスク（「IRRBB」）についての資本測定技法に従っている。すなわち、EIFの金利リスクは標準的観点および経済的観点の両方から評価され、両者のうち悪い方が経済資本（「ECap」）比率に基づき考慮される。

U.3.2. 為替リスク

為替（「FX」）リスクは、為替レートの不利な変動による、グループのポジションの経済価値の変動、または同ポジションから得られる収益に対するリスクを指す。資産、負債およびヘッジ手段の間で通貨のミスマッチがある場合に、グループは為替リスクにさらされる。

グループは、EIBの定款およびEIFのリスク選好の枠組みを遵守して、中核業務を遂行するために直接必要（具体的には、定款およびリスク選好の枠組みに沿って、EIBについては資産・負債構造における通貨のミスマッチを事前承認された厳しい制限内にとどめること、一方EIFについては、為替ポジションが持分投資および保証投資より発生する可能性があること）でない為替業務には従事しない。

為替ポジション（単位：百万ユーロ）

2023年12月31日現在の通貨	ユーロ	英ポンド	米ドル	その他の 通貨	ユーロ以外の 通貨合計	2023年の 合計
資産：						
現金、中央銀行および郵便局預け金	210	0	0	0	0	210
中央銀行担保適格国庫証券および その他短期証券	27,804	1,289	7,920	0	9,209	37,013
その他の貸付金および預け金：						
- 当座預金	967	71	49	59	179	1,146
- 金融機関	40,809	0	0	4,717	4,717	45,526
- 対顧客	56	0	0	0	0	56
	41,832	71	49	4,776	4,896	46,728
貸付金：						
- 金融機関	68,034	649	12,871	8,948	22,468	90,502
- 対顧客	277,163	24,807	10,317	22,508	57,632	334,795
	345,197	25,456	23,188	31,456	80,100	425,297
確定利付証券を含む負債証券	7,054	95	2,984	1,768	4,847	11,901
株式、その他の変動利付証券および 参加持分	9,711	464	895	429	1,788	11,499
その他の資産	12,993	1,542	2,069	1,036	4,647	17,640
資産合計	444,801	28,917	37,105	39,465	105,487	550,288
負債：						
金融機関に対する債務	2,126	0	20	0	20	2,146
顧客に対する債務	1,953	1	85	33	119	2,072
債務証券借入：						
- 負債証券	255,469	34,774	96,841	39,551	171,166	426,635
- その他	6,206	115	319	1,544	1,978	8,184
	261,675	34,889	97,160	41,095	173,144	434,819
応募済資本金、準備金、利益および 少数株主持分	83,141	0	0	0	0	83,141
その他の負債	23,288	1,485	2,299	1,038	4,822	28,110
負債合計	372,183	36,375	99,564	42,166	178,105	550,288
オフ・バランスシートの通貨 スワップ	-73,181	7,559	62,475	3,147	73,181	
ポジション（純額）	-563	101	16	446	563	

為替ポジション（単位：百万ユーロ）

2022年12月31日現在の通貨	ユーロ	英ポンド	米ドル	その他の通貨	ユーロ以外の通貨合計	2022年の合計
資産：						
現金、中央銀行および郵便局預け金	113	0	0	0	0	113
中央銀行担保適格国庫証券および その他短期証券	17,700	653	3,492	0	4,145	21,845
その他の貸付金および預け金：						
- 当座預金	737	83	57	107	247	984
- 金融機関	59,640	0	36	4,535	4,571	64,211
- 対顧客	75	0	0	51	51	126
	60,452	83	93	4,693	4,869	65,321
貸付金：						
- 金融機関	70,825	757	13,483	8,061	22,301	93,126
- 対顧客	270,031	27,231	9,404	19,807	56,442	326,473
	340,856	27,988	22,887	27,868	78,743	419,599
確定利付証券を含む負債証券	6,511	34	2,547	2,068	4,649	11,160
株式、その他の変動利付証券および 参加持分	8,584	512	831	369	1,712	10,296
その他の資産	15,120	1,379	1,605	866	3,850	18,970
資産合計	449,336	30,649	31,455	35,864	97,968	547,304
負債：						
金融機関に対する債務	5,425	0	11	6	17	5,442
顧客に対する債務	1,213	21	98	159	278	1,491
債務証券借入：						
- 負債証券	245,409	37,162	100,100	39,853	177,115	422,524
- その他	5,868	113	322	2,871	3,306	9,174
	251,277	37,275	100,422	42,724	180,421	431,698
応募済資本金、準備金、利益および 少数株主持分	80,656	0	0	0	0	80,656
その他の負債	23,882	1,320	1,783	1,032	4,135	28,017
負債合計	362,453	38,616	102,314	43,921	184,851	547,304
オフ・バランスシートの通貨 スワップ	-87,076	8,020	70,938	8,118	87,076	
ポジション（純額）	-193	53	79	61	193	

U.4. 流動性および資金調達リスク

流動性リスクは、資産の増加に対応して資金を調達し、期限の到来した債務を弁済することを、受入不能な損失を負担することなしに行うグループの能力に関するリスクである。それは、さらに資金流動性リスクと市場流動性リスクに分けることができる。

資金流動性リスクとは、貸借対照表の資産を支え、容易に利用できる流動リソースから期限どおりに債務を全額返済することができなくなるリスクに関するものである。資金流動性リスクは、支払義務の履行に関する差し迫ったリスクおよびこれに伴う不利な条件での借入を増加させうるため、グループのポジションの経済価値あるいはグループのポジションから生み出される収益の変動性に影響を与える可能性がある。

市場流動性リスクとは、ポジション残高を相殺、解消、または削減するための取引を合理的な市場価格で執行できないかもしれないという理由で、グループのポジションの経済価値の変動、または同ポジションによる収益の変動が激しくなることを指す。取引を執行できないことにより、清算を避けた方が良いと思われる場合でも好ましくない価格で早い段階に当該資産を清算せざるを得なくなるおそれがある。このリスクは、取引される証券の流動性と比較したポジションの規模、ならびに市場のアーベイラビリティおよび効率性の悪化と密接に関連している。

EIBの流動性リスク管理

EIBの中核業務活動を妥当なコストで正常に機能させるため、流動性リスクの管理が行われている。流動性リスク管理方針の主な目的は、EIBが常に期限内に支払債務を満額履行できることの確保にある。商業銀行とは対照的に、EIBは個人預金を保有しておらず、顧客に貸し付ける資金の調達を資本市場に依存している。

EIBは慎重に流動性バッファを維持するため、新規発行予定を管理している。流動性維持計画では、EIBの債務返済上のニーズ、貸付金の実行、および貸付金ポートフォリオからのキャッシュ・インフローを考慮している。また、流動性維持計画では、一般的に債務者の要請に応じて実行される多額の契約済未実行貸付金も考慮している。

EIBは、短期流動資産を十分な水準に保つこと、および資金需要予測に応じて自行の募集有価証券の償還日を分散することによって、流動性リスクの管理を一層確実にしている。流動性リスク方針には財務ポートフォリオの水準の下限が組み込まれており、EIBの全体的な流動性比率（翌12ヵ月間の見積ネット・キャッシュ・フローに対する比率としての流動性）は、常に25%を上回っていることが、義務付けられている。

グループはグループ非常時資金調達計画（「グループCFP」）を定めており、そこでは適切な意思決定手続とそれに対応する責任分担が定められている。グループCFPは定期的に、欧州銀行監督機構がこの件に関して発行した関連するガイドラインを含む該当するベスト・バンキング・プラクティスを基準に、テストおよび評価されている。グループCFPはEIB理事会によって毎年承認される。

定期的なストレス・テスト分析は、流動性リスク・モニタリングの一環として実施され、EIBおよびEIFの流動性バッファの規模を決定する。

2009年7月8日にユーロ・システムの金融政策オペレーションにおける適格カウンターパーティーとなったことから、EIBも欧州中央銀行の金融政策オペレーションに参加できることとなった。EIBは、最低預金準備率およびその他の業務ニーズを充足するために預け金を置いているルクセンブルク中央銀行を通じて金融政策オペレーションを実施する。

流動性カバレッジ比率（「LCR」）は、欧州連合CRRに沿って、機能通貨（ユーロ）だけでなく、他の重要な通貨についても日次で計算されている。過度の通貨のミスマッチを防止するために、流動性資産の通貨と正味流動性の流出の通貨の整合性を継続的にとることが確実にされている。2023年12月

31日現在、EIBのLCRは423.7%（2022年：348.0%）であり、グループLCRは437.5%（2022年：352.4%）であった。

また、安定調達比率（「NSFR」）も欧州連合CRRに沿って、機能通貨（ユーロ）だけでなく、他の重要な通貨についても計算されている。2023年12月31日現在、EIBのNSFRは118.3%（2022年：124.6%）、グループのNSFRは118.6%（2022年：124.9%）であった。

グループは、主にグループの流動性管理に対する慎重なアプローチの結果として、引き続き強固な流動性ポジションおよび必要な流動性リソースへの柔軟なアクセスを維持している。その結果、2022年に発生し、2023年にも続いた地政学的・金融的混乱の、流動性および資金調達への影響は極めて限定的であった。

EIFの流動性リスク管理

払込資本金の価値を損なうことなく、今後生じうる保証請求、プライベート・エクイティ・コミットメント、および一般管理費の支出に対応する適切な水準のEIFの流動性を確保し、かつリスク最小化に配慮しながら投資資産で合理的な収益を獲得できるような方法で、流動性リスクは管理されている。

流動性リスクの測定

下表は、貸借対照表日から契約上の満期日までの残存期間別にグループの資産および負債を示している。契約によって定められた満期日のない資産および負債は、「満期日未確定」に区分されている。

流動性リスク（単位：百万ユーロ）

2023年12月31日時点における 満期	3 ヶ月以内	3 ヶ月超 1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超	満期日 未確定	2023年の 合計
資産：						
現金、中央銀行および郵便局預け金	210	0	0	0	0	210
中央銀行担保適格国庫証券および その他短期証券	9,286	9,581	10,590	7,556	0	37,013
その他の貸付金および預け金：						
- 当座預金	1,146	0	0	0	0	1,146
- 金融機関	42,646	2,880	0	0	0	45,526
- 対顧客	56	0	0	0	0	56
	43,848	2,880	0	0	0	46,728
貸付金：						
- 金融機関	1,979	10,364	38,515	39,619	25	90,502
- 対顧客	4,833	22,973	116,935	189,957	97	334,795
	6,812	33,337	155,450	229,576	122	425,297
確定利付証券を含む負債証券	169	1,476	4,445	5,811	0	11,901
株式、その他の変動利付証券および 参加持分	0	0	0	0	11,499	11,499
その他の資産	1,163	1,465	3,128	1,443	10,441	17,640
資産合計	61,488	48,739	173,613	244,386	22,062	550,288
負債：						
金融機関に対する債務	2,146	0	0	0	0	2,146
顧客に対する債務	2,072	0	0	0	0	2,072
債務証券借入	26,809	59,167	180,636	168,207	0	434,819
応募済資本金、準備金、利益および 少数株主持分						
	0	0	0	0	83,141	83,141
その他の負債	587	1,644	4,539	2,914	18,426	28,110
負債合計	31,614	60,811	185,175	171,121	101,567	550,288

借入金および関連するスワップの一部は、ヘッジ・スワップの契約相手に期限前解約条項もしくはコール・オプションを認めており、EIBにも関連債券を期限前償還する権利を与えている。EIBが債券に係るすべてのコール・オプションを契約で定められた次回権利行使日に行使した場合、2024年から2026年の期限前償還累計額は16.9億ユーロとなる。

流動性リスク（単位：百万ユーロ）

2022年12月31日時点における 満期	3 ヶ月以内	3 ヶ月超 1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超	満期日 未確定	2022年の 合計
資産：						
現金、中央銀行および郵便局預け金	113	0	0	0	0	113
中央銀行担保適格国庫証券および その他短期証券	3,155	5,644	7,911	5,135	0	21,845
その他の貸付金および預け金：						
- 当座預金	984	0	0	0	0	984
- 金融機関	64,011	200	0	0	0	64,211
- 対顧客	126	0	0	0	0	126
	65,121	200	0	0	0	65,321
貸付金：						
- 金融機関	2,913	11,446	40,888	37,856	23	93,126
- 対顧客	5,595	18,108	115,010	187,671	89	326,473
	8,508	29,554	155,898	225,527	112	419,599
確定利付証券を含む負債証券 株式、その他の変動利付証券および 参加持分	1,319	519	3,114	6,208	0	11,160
その他の資産	0	0	0	73	10,223	10,296
	615	1,859	6,181	1,881	8,434	18,970
資産合計	78,831	37,776	173,104	238,824	18,769	547,304
負債：						
金融機関に対する債務	5,442	0	0	0	0	5,442
顧客に対する債務	1,491	0	0	0	0	1,491
債務証券借入	20,747	48,006	200,968	161,977	0	431,698
応募済資本金、準備金、利益および 少数株主持分	0	0	0	0	80,656	80,656
その他の負債	981	1,698	5,425	3,630	16,283	28,017
負債合計	28,661	49,704	206,393	165,607	96,939	547,304

U.5. オペレーショナル・リスク

EIBグループのオペレーショナル・リスク方針に定義されているように、オペレーショナル・リスクとは、不十分もしくは機能不全の内部プロセス、人員もしくはシステム、または外部事象に起因する損失リスクを意味する⁽¹¹⁾。

(11) 外部事象の定義からは、顧客の倒産や不利な市場の動き、または類似の事象は除外されており、これらは信用リスクおよびそれぞれの市場リスクのトリガーである。

グループのすべての活動はオペレーショナル・リスクの影響を受ける可能性があり、したがってグループはオペレーショナル・リスクを体系的に特定、評価、監視および報告し、オペレーショナル・リスクへのエクスポージャーを限定するために十分な統制とリスク軽減策を実施することを目標としている。

EIBグループ・リスク・コンプライアンス部門内のオペレーショナル・リスク・ユニット、EIFのリスク管理部門、ならびにEIBのファイナンシャル・コントロールにおける内部統制およびアサーション部門が、グループ・オペレーショナル・リスクの枠組みおよび関連する方針を決定する責任を有し、その枠組みの実施責任はグループのすべての部署が担う。グループは、オペレーショナル・リスク管理業務を、適用されるベスト・バンキング・プラクティス（「BBP」）に準拠して編成している。

報告については、EIBグループ・オペレーショナル・リスク報告書が、オペレーショナル・リスクの管理とモニタリングのすべての側面について責任を有するグループ最高リスク責任者（「GCRO」）によって承認され、経営委員会（「MC」）、監査委員会（「AC」）およびディレクター・ジェネラル（「DG」）に提出される。加えて、0.25百万ユーロを超える損失／利益は、即座に総裁に報告される。

2023年7月の取締役会の承認を受け、グループは、更新されたオペレーショナル・リスクの（重要）指標を用いた、改訂後の非財務リスク選好の枠組み（「NFR RAF」）を導入した。最初のグループNFR RAFダッシュボードが作成され、2023年度第2四半期のデータとともに上級経営陣に配布された。

EIFでは、リスク管理部門のオペレーショナル・リスク課が監査役会（「AB」）および上級経営陣に定期的な報告を行う。

グループは、専用の制裁コンプライアンス・プログラムを含む強固なコンプライアンス統制を有し、グループの活動がEIBグループに適用されるすべての制裁を遵守することを確実にしている。特にロシアによるウクライナ侵攻を対象とした制裁に関しては、グループの事業活動への重大な影響は確認されていない。

グループは欧州連合の重要な機関であるため、サイバー攻撃の標的となる可能性が高い。ウクライナにおける現在進行中の危機に伴い、直接的なサイバー攻撃やスピルオーバー攻撃のリスクが高まっており、グループはEUの機関・団体・組織のコンピュータ緊急対応チーム（「CERT-EU」）と協力して、このリスクを注意深く監視している。業務の安全性と健全性を確保するために、グループはサイバー攻撃に対する強固なセキュリティ対策を実施している。

注V：デリバティブ

EIBは、将来に決済する約定済取引から発生するエクスポージャーを含む金利リスクおよび為替リスクへのエクスポージャーを管理するため、ならびに流動性管理の一環として、デリバティブ商品を資産負債管理活動の一環として使用している。デリバティブは金融商品であり、その損益は、原資産の価格、利率、為替そして種々のインデックスに左右される。EIBはデリバティブ商品を使用していない。

EIBのスワップの大部分は、借入金、貸付金および保有債券のヘッジのため、またはグローバルな資産負債管理（「ALM」）ポジションのために締結されており、したがって長期的な性質のものである（注V.1を参照）。

EIBは、基本通貨であるユーロに関連してその運用財務の通貨ポジションを調整するため、また貸付実行に伴う通貨需要を満たすために、短期通貨スワップも行っている（注V.2を参照）。

先物契約（先物）は、一部の政府債投資から生ずるエクスポージャーをヘッジするため、財務活動の一環として使用することができる。先物は、規制市場において取引される標準化されたデリバティブであり、カウンターパーティー・リスクの測定と統制に関する一般方針の対象外となっている。

V.1. ヘッジおよびALMデリバティブ

ヘッジおよびALMヘッジとの関連で使用されるデリバティブには以下のものがある。

- ・ 通貨スワップ
- ・ 金利スワップ
- ・ ストラクチャード・スワップ

V.1.1. 通貨スワップ

通貨スワップは、ある通貨における元本および利息の支払を、もう一つの通貨と交換することに合意した契約である。

EIBは、主に借入金および貸付金のヘッジのために通貨スワップを締結している。

下表は、想定元本および公正価値に基づいて分類した通貨スワップ（ストラクチャード・スワップ（注V.1.3を参照）を含み、短期通貨スワップ（注V.2.を参照）を除く）の満期を示している。想定元本はオフ・バランスシートにて開示されている。

2023年12月31日現在の通貨スワップ (単位：百万ユーロ)	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	2023年の 合計
想定元本（受取）	48,884	126,706	38,144	25,126	238,860
公正価値（すなわち、CVA、DVAおよび CoI I VAを含む割引価値（純額）） ^(*)	803	13	-619	277	474

2022年12月31日現在の通貨スワップ (単位：百万ユーロ)	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	2022年の 合計
想定元本（受取）	43,783	136,262	36,102	27,198	243,345
公正価値（すなわち、CVA、DVAおよび CoI I VAを含む割引価値（純額）） ^(*)	221	1,816	-744	26	1,319

(*) 2023年12月31日現在739百万ユーロ（2022年：2,530百万ユーロ）となっているマクロ・ヘッジ通貨スワップの公正価値を含む。

V.1.2. 金利スワップ

金利スワップは、概して、変動金利の利払いと固定金利の利払い、または異なった金利に連動する変動金利の利払い（ベシス・スワップ）を同一通貨で交換することに合意する契約である。

金利スワップにより、EIBは借入金、貸付金、および保有債券の金利リスクをヘッジし、貸借対照表の金利構造を修正することができる。

下表は、金利スワップ（ストラクチャード・スワップ（注V.1.3を参照）を含み、外貨建てで計算された利息を合成的にユーロ建てに交換するシンセティック・スワップを含む）の満期を想定元本および公正価値に細分して示したものである。想定元本はオフ・バランスシートにて開示されている。

2023年12月31日現在の金利スワップ (単位：百万ユーロ)	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	2023年の 合計
想定元本	86,963	225,450	146,702	139,543	598,658
公正価値（すなわち、CVA、DVAおよび CoI I VAを含む割引価値（純額）） ^(*)	-410	-1,021	-3,551	-106	-5,088

2022年12月31日現在の金利スワップ (単位：百万ユーロ)	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	2022年の 合計
想定元本	75,935	230,220	131,299	135,571	573,025
公正価値(すなわち、CVA、DVAおよび CoI I VAを含む割引価値(純額)) ^(*)	-700	-5,269	-4,092	993	-9,068

(*) 2023年12月31日現在マイナス289百万ユーロ(2022年：マイナス349百万ユーロ)となっているマクロ・ヘッジ金利スワップの公正価値を含む。

V.1.3. ストラクチャード・スワップ

EIBは、金利、為替レート、インフレ率および株価指数に関するオプションを含む借入契約および貸付を行う。このようなストラクチャード借入金および貸付金は、関連する市場リスクをヘッジするためのスワップ契約により完全にカバーされている。

下表は、ストラクチャード・スワップの取引件数、公正価値および想定元本の詳細を示している。

12月31日現在の ストラクチャード・スワップ (単位：百万ユーロ)	期限前解約が 組み込まれているもの		ストラクチャード・ クーポン	
	2023年	2022年	2023年	2022年
取引件数	109	119	153	156
想定元本(単位：百万ユーロ)	4,103	4,909	9,236	10,413
公正価値(すなわち、CVA、DVAおよびCoI I VAを含む割引価値(純額))(単位：百万ユーロ)	-459	-774	-2,231	-2,310

ストラクチャード・スワップ取引の公正価値は、オプションの利用可能な市場価格に調整されたオプション価格モデルを用いて算出される。デリバティブ取引の一部に関しては、市場インプットを直接入手できない場合には、内部見積りや仮定が評価技法に取り入れられることもある。

借入に組込まれている、もしくは借入に関連するオプション契約は、すべて店頭取引で行われる。

V.1.4. デリバティブ取引における信用リスクの軽減方針

デリバティブ取引の信用リスク管理方針は、スワップ・カウンターパーティーの資格条件と格付制限の定義に基づいている。信用エクスポージャーを削減するため、EIBはその大半を取引量の多いスワップ・カウンターパーティーとクレジット・サポート・アネックスを交わしており、エクスポージャーが契約で定められている信用極度額を上回った場合に担保を受け取る。

デリバティブに関する信用リスクは、カウンターパーティーが契約債務を履行できない場合にEIBが被りうる損失に関連する。

デリバティブ取引の特殊な性質および複雑さを考慮し、当該金融商品の利用から生ずる損失に対してEIBを保護するための一連の手続きが整備されている。

・ **取引契約の枠組み：**

EIBのデリバティブ取引はすべて、ISDAスワップ取引契約と、該当する場合にはエクスポージャーに対する担保差入条件が明記されているクレジット・サポート・アネックスの取引契約の枠組みの中で行われる。これらは一般的に採用され、実施されている契約の様式である。新規契約の最低条件はリスク・ガイドラインに規定されている。

・ **カウンターパーティーの選択：**

取引開始時の格付は、A3以上とリスク・ガイドラインに定められている。カウンターパーティー格付がある一定のレベルを下回った場合には、EIBは大半の場合に期限前に契約を解除する権利を有する。

・ **担保設定：**

- （一部の場合に限度枠が適用される）エクスポージャーに対しては、現金および債券による担保が差入れられる。
- 一定の取引に対しては、現在の市場価値を上回る担保が差し入れられている。
- 個々のカウンターパーティーとのデリバティブ・ポートフォリオと受取担保は定期的にモニターされて評価され、それを受けて追加担保が請求されるか、担保の引出しが行われる。

ISDA契約の一環として、EIBは、売却または再担保が認められている有価証券や現金を受け取っている。そのような条件の下で受け取った有価証券の公正価値は、2023年12月31日現在、4,708百万ユーロ（2022年：6,902百万ユーロ）で、担保の性質および同等のムーディーズ格付に基づいた詳細は、以下のとおりであった。

同等のムーディーズ格付 Aaa	スワップ担保（単位：百万ユーロ）			
	債券			2023年の 合計
	政府債	政府機関債、 国際機関債、 カバード・ ボンド	現金	
Aaa	12	438	0	450
Aa1からAa3	997	0	0	997
A1からA3	3	0	0	3
Baa1からBaa3	2,166	0	0	2,166
格付なし	0	0	1,092	1,092
2023年の合計	3,178	438	1,092	4,708

同等のムーディーズ格付	スワップ担保（単位：百万ユーロ）			
	債券			2022年の 合計
	政府債	政府機関債、 国際機関債、 カバード・ ボンド	現金	
Aaa	780	546	0	1,326
Aa1からAa3	254	0	0	254
A1からA3	0	0	0	0
Baa1からBaa3	2,951	0	0	2,951
格付なし	0	0	2,371	2,371
2022年の合計	3,985	546	2,371	6,902

EIBは、ITシステムである担保管理システム（「CMS」）の使用を開始した。CMSの主な目的は、EIBがレボ目的で資産と有担保市場の受入担保のリアルタイムの一覧を確実に利用できるようにする点にある。貸付金、デリバティブ、リバース・レボおよびレボに対する担保として受け入れた有価証券は、市場価格サービス・プロバイダー（すなわち、ブルームバーグ）から提供された活発な市場の相場価格を用いて、または相場価格が入手不可能な場合は市場ベースの評価額を使用して、CMSで日次評価される。

・ デリバティブの信用リスクの測定：

デリバティブ関連の信用リスクは様々なパラメーターにより変化し（例えば金利や為替レート）、一般的に想定元本のごく一部に相当するに過ぎない。

EIBは、内部目的上、財務報告と限度枠のモニタリングにはカレント無担保エクスポージャーとポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを使用して、スワップ取引およびデリバティブ取引に関する信用リスク・エクスポージャーを測定している。自己資本要件規則（CRR）に従った資本配分については、グループはカウンターパーティー信用リスクに係る標準的手法（SA-CCR）を用いている。

EIBは、カレント無担保エクスポージャーを、ゼロと、カウンターパーティーとのネットティング・セットに含まれている取引ポートフォリオの時価から受入担保の価値を差し引いた数値のいずれか大きな方の値で測定している。これは、カウンターパーティーが不履行を起こした場合に生ずる損失に相当する金額で、受領した担保を相殺に充当し、破綻取引の回収価値をゼロとした上で、すべての取引につき直ちにスワップ・カウンターパーティーの代替を行うことを想定している。2023年12月31日現在のカレント無担保エクスポージャーは128百万ユーロ（2022年12月31日現在：165百万ユーロ）であった。

さらにEIBは、リスクのマージン期間である20営業日にネットティング・セットに生ずる可能性のあるエクスポージャーの増加を考慮した、ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを計算している。EIBは、保守的な見積りを出すため、ストレス下の市場パラメーターに基づき、また信頼区間を90%として、ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを計算している。これは、重要な市場参加者の不履行があった場合に生じるであろう状況を考慮するための規制当局の勧告に沿ったものである。2023年12月31日現在の初期ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーは2,325百万ユーロ（2022年12月31日現在：2,266百万ユーロ）であった。

・ **限度枠：**

銀行向け限度枠システムは、ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを3種の期間グループ（1年未満、1年以上5年以下および5年超）と2種の格付シナリオ（現状維持およびA3格未満への格下げ）でカバーする。

デリバティブ・ポートフォリオは毎日評価され、限度枠との比較が行われる。

下記の表は、カウンターパーティーの内部格付別内訳を示している。

格付グループ	額面価額割合		カレント無担保 エクスポージャー		ポテンシャル・ フューチャー・ エクスポージャー	
			(単位：百万ユーロ)		(単位：百万ユーロ)	
同等のムーディーズ格付	2023年	2022年	2023年	2022年	2023年	2022年
Aaa	0.40%	0.47%	0	0	8	0
Aa1からAa3	14.39%	18.10%	0	4	483	370
A1からA3	83.24%	75.46%	71	146	1,602	1,783
A3未満	1.97%	5.97%	57	15	232	113
合計	100.00%	100.00%	128	165	2,325	2,266

V.2. 財務管理の一環として

EIBは、SLP債券ポートフォリオの金利エクスポージャーを修正するために、長期先物も使用している。2023年12月31日現在、長期先物の想定元本は21,312百万ユーロ（2022年：8,804百万ユーロ）、公正価値はマイナス26百万ユーロ（2022年：29百万ユーロ）であった。

EIBはまた、基本通貨であるユーロに関連してその運用財務ポートフォリオの通貨ポジションを調整するため、また貸付実行に伴う通貨需要を満たすために、短期通貨スワップを行っている。

短期通貨スワップ（受取）の想定元本は、2023年12月31日現在で26,212百万ユーロ（2022年：21,412百万ユーロ）であった。短期為替予約取引の公正価値は、2023年12月31日現在マイナス338百万ユーロ（2022年：マイナス366百万ユーロ）であった。

短期為替予約取引の想定元本は、2023年12月31日現在127百万ユーロ（2022年：267百万ユーロ）であった。短期為替予約取引の公正価値は、2023年12月31日現在0百万ユーロ（2022年：4百万ユーロ）であった。

EIBは財務管理活動の一環としてデリバティブを利用していない。

注W：換算レート

2023年12月31日現在および2022年12月31日現在の貸借対照表の作成にあたり使用されている換算レートは、以下のとおりである。

	2023年12月31日	2022年12月31日
欧州連合加盟国のユーロ以外の通貨		
ブルガリア・レフ(BGN)	1.9558	1.9558
チェコ・コルナ(CZK)	24.7240	24.1160
デンマーク・クローネ(DKK)	7.4529	7.4365
クロアチア・クーナ(HRK)*	-	7.5365
ハンガリー・フォリント(HUF)	382.8000	400.8700
ポーランド・ズロチ(PLN)	4.3395	4.6808
ルーマニア・レウ(RON)	4.9756	4.9495
スウェーデン・クローナ(SEK)	11.0960	11.1218
欧州連合加盟国以外の通貨		
豪ドル(AUD)	1.6263	1.5693
アゼルバイジャン・マナト(AZN)	1.8762	1.8103
ブラジル・レアル(BRL)	5.3618	5.6386
カナダ・ドル(CAD)	1.4642	1.4440
スイス・フラン(CHF)	0.9260	0.9847
中国人民元(CNY)	7.8509	7.3582
コロンビア・ペソ(COP)	4,286.2500	5,170.0000
ドミニカ・ペソ(DOP)	64.0779	59.8400
エジプト・ポンド(EGP)	34.1970	26.4223
エチオピア・ブル(ETB)	61.9830	56.9660
英ポンド(GBP)	0.8691	0.8869
ジョージア・ラリ(GEL)	2.9486	2.8462
香港ドル(HKD)	8.6314	8.3163
インド・ルピー(INR)	91.9045	88.1710
ヨルダン・ディナール(JOD)	0.7845	0.7581
日本円(JPY)	156.3300	140.6600
ケニア・シリング(KES)	173.2000	131.6800
カザフスタン・テンゲ(KZT)	501.9600	494.0400
モロッコ・ディルハム(MAD)	10.9113	11.1556
モルドバ・レウ(MDL)	19.0900	20.3700
メキシコ・ペソ(MXN)	18.7231	20.8560
ノルウェー・クローネ(NOK)	11.2405	10.5138
ニュージーランド・ドル(NZD)	1.7504	1.6798
セルビア・ディナール(RSD)	117.1600	117.2000
ロシア・ルーブル(RUB)	99.6831	76.8960
チュニジア・ディナール(TND)	3.3866	3.3055
トルコ・リラ(TRY)	32.6531	19.9649
台湾ドル(TWD)	33.9221	32.7869
タンザニア・シリング(TZS)	2,772.5300	2,487.3700
ウクライナ・グリブナ(UAH)	42.1175	39.4092
米ドル(USD)	1.1050	1.0666
中央アフリカCFAフラン(XAF)	655.9570	655.9570
西アフリカCFAフラン(XOF)	655.9570	655.9570
南アフリカ・ランド(ZAR)	20.3477	18.0986

* クロアチア・クーナは2022年12月31日に廃止され、ユーロが公式通貨として置き換わった。

注X：関連当事者取引（単位：千ユーロ）

X.1. 参加持分

以下に、連結財務書類に含まれる参加持分に関連する金額を表示している。

(単位:千ユーロ)	2023年12月31日	2022年12月31日
参加持分	493,709	386,651
固定金融資産として保有される譲渡可能有価証券および参加持分に係る（再）評価損益	-1,534	-1,427
払込未請求参加持分	832,648	483,923

X.2. 主要経営陣

グループは、理事会、監査委員会、経営委員会の委員およびGCRO、EIBの各種組織部門の責任者であるディレクター・ジェネラル、ならびに内部統制独立部署の責任者を主要経営陣とみなしている。

「一般管理費」（注R）に算入されている主要経営陣の当該報告期間の報酬は、下表のとおりである。

(単位:千ユーロ)	2023年	2022年
短期給付 ⁽¹⁾	11,203	11,342
退職後給付 ⁽²⁾	912	874
退職手当	556	315
合計	12,671	12,531

(1) 短期従業員給付は、経営委員会委員、GCRO、ディレクター・ジェネラルおよびその他ディレクターの給与および手当、賞与、社会保障負担金、ならびに理事会および監査委員会の委員に支払われた給付である。

(2) 退職後給付は、経営委員会委員、GCRO、ディレクター・ジェネラル、およびその他ディレクターに支払われた年金および退職後健康保険費である。

主要経営陣に対して前渡金も信用供与行っており、またいかなる種類の保証の形態でも主要経営陣の利益のための契約を締結していない。

2023年12月31日現在の主要経営陣との間の未決済残高は、強制および任意の補足年金制度および健康保険制度に関する負債、ならびに期末現在の未払残高で構成されている。

(単位:千ユーロ)	2023年12月31日	2022年12月31日
年金制度および健康保険制度（注L）	98,205	100,113
その他の負債（注G）	17,628	15,288

注Y：後発事象

2023年12月31日現在の連結財務書類の修正や開示を必要とする、貸借対照表日以後に発生した重要な事象はなかった。

現在の地政学的環境および経済環境に関連して、グループは、後発事象のレビューの一環として、状況を継続的に注意深く監視している。

注Z：第三者資金の管理

Z.1. イノベーション基金

イノベーション基金は、指令2003/87/ECの第10a条(8)により設立され、気候変動の緩和に著しく寄与する環境上安全な二酸化炭素回収・有効利用（「CCU」）および生産された炭素集約的なものに代わる製品を含む、低炭素技術およびプロセスにおけるイノベーションを全加盟国で支援し、環境上安全な二酸化炭素の回収・貯留（「CCS」）ならびに革新的な再生可能エネルギーおよびエネルギー貯蔵技術を目的とするプロジェクトの建設および運営を振興することを支援する。EIBは、イノベーション基金の個別財務書類を作成している。

Z.2. 近代化基金

改正EU排出量取引制度（ETS）指令第10d条に基づき設立された近代化基金は、エネルギーシステムを近代化し、次のEUの受益加盟国（「MS」）10カ国のエネルギー効率を改善することを目的としている。ブルガリア、チェコ共和国、クロアチア、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ポーランド、ルーマニアおよびスロバキア。近代化基金は、再生可能エネルギー源からのエネルギーの生成と利用、エネルギー効率、エネルギー貯蔵、地域暖房、パイプラインおよびグリッドを含むエネルギーネットワークの近代化、労働者の再配置、技能再教育およびスキルアップ、教育、求職活動ならびに起業への投資を支援している。EIBは、近代化基金の個別財務書類を作成している。

Z.3. インベストメント・ファシリティ・コトヌー

EIBが管理するインベストメント・ファシリティは、アフリカ・カリブ海および太平洋地域諸国と欧州連合および加盟国との間における協力・開発に関する2000年6月23日付（その後改正済）のコトヌー協定に基づき設立されたものである。EIBは、インベストメント・ファシリティの個別財務書類を作成している。

Z.4. イノベーターのためのEU資金提供（InnovFin）

InnovFinまたは「InnovFin - イノベーターのためのEU資金提供」は、EUの新規の2014年 - 2020年の研究プログラムである「ホライズン2020」に基づくEIB、EIFおよび欧州委員会の共同の取組みである。2013年12月11日、研究およびイノベーションのための包括プログラム（2014年 - 2020年）であるホライズン2020を確立し、決定事項No1982/2006/ECを廃止する欧州議会および理事会規則（EU）No1291/2013（「ホライズン2020規則」）が採択された。2014年6月12日、欧州委員会、EIBおよびEIFは、金融商品であるInnovFinを設定する委任契約を締結した。InnovFinは、EIBグループによって提供される包括的かつ補完的な一連の金融ツールおよびアドバイザー・サービスで構成され、零細企業から巨大企業までの企業による投資を支援するために研究およびイノベーション（「R&I」）のバリュー・チェーン全体を対象としている。EIBは、InnovFinの個別財務書類を作成している。

Z.5. インベストEU

2022年3月7日、EU、EIBおよびEIFはインベストEUの下でEU保証を設定する保証契約（「本契約」）を締結した。インベストEUプログラムは、欧州における持続可能な投資、イノベーション、社会的包摂、雇用創出をさらに後押しすることを目的としている。インベストEUは、262億ユーロのEU予算保証を利用して官民投資を促進することが期待されており、このEU予算保証の75%がEIBとEIFに別々に付与される。2022年4月1日、EFSI債務標準ポートフォリオとEFSIハイブリッド・ポートフォリオのすべての事業がインベストEUに移管された。当初EFSI協定に基づいて保証されたこれらの事業は、「2021年以前の業務」として定義されている。EIBは、インベストEUの個別財務書類を作成している。

フィンランド気候行動保証

EIFは、2021年3月にフィンランド政府から、グリーン・トランジションに焦点を当てた金融商品の導入について打診を受けた。フィンランドからの拠出はインベストEU経由で行われる。2022年9月に資金拠出契約が締結され、また、フィンランドの加盟国コンパートメント・スケジュールを含むインベストEU保証の改訂契約が2023年8月10日に締結された。フィンランド気候行動保証は、エネルギー効率および再生可能エネルギー・セクターへの投資の支援におけるフィンランドの現在の課題に対処することを目的としている。フィンランド気候行動保証は、クリーンで効率的なエネルギーの生産と利用、持続可能かつ効率的なインフラ、低炭素ソリューションの研究と革新のための資金へのアクセスを促進し、最終的には地域経済のグリーンでサステナブルな社会への移行および気候目標の達成に貢献する。

EDFトップアップ（欧州防衛基金）

間接的支援セクター・サブプロダクトの下で防衛目標分野を支援するインベストEUマンドートの追加。欧州防衛基金からトランシェで100百万ユーロを受領し、この結果、EIFの自己資金と合わせて約175百万ユーロの投資能力を確保した。防衛分野における欧州の技術・産業基盤の発展を加速させる、軍民両用が可能なソリューションや技術などの戦略的資金の支援のためのオペレーションである。

インベストEU気候変動緩和

第3次改正IEUの調印を受けて、既存の（SIW）ウィンドウからのトップアップ・コミットメントを伴う、上限が設定されない新たなポートフォリオが想定されており、インベストEUのサステナブル保証商品の特定のコンポーネントを展開するように設計されている。

Z.6. NER300

EIBは、NER300イニシアチブ（炭素回収・貯蔵実証プロジェクト、および革新的再生可能エネルギー技術のための資金調達プログラム）を遂行する際、エージェントとしてECをサポートする。当該ファシリティには、i) EUの割当量単位（EUA）の収益化、ii) EUA収益化活動を通じて受け取る資金の管理および支出、といった2つの活動が含まれる。

EIBは、NER300のために個別財務書類を作成している。

Z.7. コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティ（「CEF」）

コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティ（「CEF」）は、運輸、電気通信およびエネルギーのインフラストラクチャー・セクターにおける共益プロジェクトを支援するために、欧州横断的なネットワークに欧州連合の財政支援を提供することを目的とした、EIBと欧州委員会の間の共同協定である。欧州委員会は、CEFに基づく負債性金融商品の業務および管理をEIBに委託しており、これにより、欧

州横断交通網プロジェクト融資保証手段（「LGTT」）およびプロジェクト債券イニシアチブ（「PBI」）の試験段階への連続性が確保される。LGTTとPBIは、CEFの下で2016年1月1日に統合された。CEF委任契約は、最新かつ共通のリスク・シェアリングの取決めを定めている。EIBは、CEFの個別財務書類を作成している。

Z.8. 資金パートナーシップ・プラットフォーム（「PPF」）

PPFはEIBが運用する複数地域、複数拠出者、かつ複数セクターの、複数のファンドを組み込んだプラットフォームであり、持続可能な発展のために資金フローを増加させる必要性を考慮し、また欧州投資銀行の成功体験を基礎として設立された。PPFに基づく基金は、プラットフォーム規則に従って導入された。EIBは、PPFの個別ベースの合算財務報告を作成している。

Z.9. 汎ヨーロッパ保証基金（「EGF」）

EGFは2020年4月23日に欧州理事会により、EU全体のCOVID-19対応パッケージの一部として承認された。2021年7月現在、22カ国の加盟国が約244億ユーロと見込まれる保証枠で参加を確認しており、参加国の事業体のみに支援適格が付与される。EGFは、金融仲介機関の商業的資金供与の要件を満たすが、COVID-19のパンデミックの経済的影響により苦戦している高リスク事業と最終的な受益者に資金提供を行うことを目的としている。この理由から、EGFはSMEに焦点を当てており、SMEはEGFが支援する資金供与の少なくとも65%の恩恵を受けることとなる。EGFはEIBとEIFによって共同で実施されており、それぞれが約半分の金額を担当するが、商品構成は異なっている。EIFは、上限付きおよび上限なしのポートフォリオ保証と間接的な株式型投資（ファンド）を想定していたのに対して、EIB側では、展開されている商品は、連動型リスク・シェアリング、ベンチャー債、合成資産ベース証券である。EIBは、EGFの個別財務書類を作成している。

Z.10. 欧州構造投資基金（「ESIF」）

欧州構造投資基金（「ESIF」）の下、EIFは、加盟国により2015年11月以降の保有基金管理運営者として任命され、ESIFファンドの管理・運営を行っている。ESIFイニシアチブは、中小企業の資金調達、ならびにプライベート・エクイティ・ファンド、ギャランティー・ファンドおよびローン・ファンドなどの金融工学商品の利用を促進することを目的としている。EIFは、現在、加盟国・地域（バス＝ノルマンディー地域圏およびラングドック＝ルシヨン地域圏）との間で締結した19件のESIF資金供与契約を管理している。EIFは、ESIFの個別財務書類を作成している。

欧州構造投資基金 - クロアチア2

クロアチア・ベンチャー・キャピタル・イニシアチブ2（CVCi 2）とも呼ばれるこのマンドートは、CVCi（2018年に署名されたESIFクロアチア）の後継となるエクイティ・プログラムで、2021年-2027年を新たなプログラム期間としている。当初のプログラムの戦略を継続し、より大規模なCVCi 2の下で、EIFはクロアチアの新興企業に投資するベンチャー・キャピタルやアクセラレーター・ファンドに最大80百万ユーロ（CVCiで利用可能な資金の2倍以上）を展開し、さらにファンド・マネージャーに対し、EIFの気候行動や環境持続可能性の基準に沿った投資への配分を検討するよう奨励する。

欧州農業農村振興基金（EAFRD） - FOSTER II - オクシタニー

オクシタニー地域圏は、構造基金を利用した第3世代の地域金融商品の設立をEIFに打診した（事前評価はEIBによって行われた）。EIFは、拡張性のある1つの種類の原商品で構成される33.3百万ユーロの保有基金を管理することになる。(1) 上限付きポートフォリオ保証（農業セクターを対象）。

欧州地域開発基金（ERDF） - FOSTER II - オクシタニー

オクシタニー地域圏は、構造基金を利用した第3世代の地域金融商品の設立をEIFに打診した（事前評価はEIBによって行われた）。EIFは、拡張性のある2つの種類の原商品、すなわち（1）上限付ポートフォリオ保証（中小企業）、および（2）資金拠出されたリスク・シェアリング商品（イノベーションおよび社会的企業）で構成される70百万ユーロの保有基金を管理することになる。

欧州構造投資基金 - ノルマンディー - EAFRD

ノルマンディー地域圏は、農業セクターを対象とし、フランスで2016年から実施されている地域金融商品の再現をEIFに打診した。EIFは、農業に焦点を当てた上限付ポートフォリオ保証の形態の原資産となる1つの金融商品で構成される35百万ユーロの保有基金を管理することになる。

欧州構造投資基金 - オーヴェルニュ＝ローヌ＝アルプ - EAFRD

オーヴェルニュ＝ローヌ＝アルプ地域圏は、農業セクターを対象とし、フランスで2016年から実施されている地域金融商品の再現をEIFに打診した。EIFは、農業に焦点を当てた上限付きポートフォリオ保証の形態の原資産となる1つの金融商品で構成される40百万ユーロの保有資金を管理する。

FAIRE - FRR II - ERDF

レユニオン地域圏は、構造基金を利用した第2世代の地域金融商品の設立をEIFに打診した。事前評価はEIBによって行われた。EIFは、拡張性のある原商品、すなわち（1）資金拠出されたリスク・シェアリング商品、および（2）株式共同投資で構成される50百万ユーロの保有基金を管理することになる。

Z.11. COSME借入保証ファシリティ（LGF）および成長株式投資ファシリティ（EFG）

中小企業の資金調達の困難に対処するため、COSMEは、借入保証ファシリティ（「LGF」）および成長株式投資ファシリティ（「EFG」）を設立している。LGFおよびEFGは、中小企業が借入またはエクイティの形で資金調達の利用可能性を向上させることを目的としている。当該金融商品にも、SMEイニシアチブに基づくEUの拠出制度が含まれている。EFGは、域内企業の成長および研究・イノベーションを支援する持分金融商品の形で組成されている。LGFは、直接的または間接的な保証金融商品の形で組成されている。LGFの目的は、中小企業向けの資金調達市場の構造的な欠陥の軽減に貢献し、中小企業向けのより多様な資金調達市場の創生を支援することである。直接的または間接的な保証を通じて、LGFは、成長力のある中小企業が資金調達の際に直面するとりわけ困難な状況に対処するため、借入による資金調達時に保証を行うことを目的としている。さらに、適格かつ透明性の高い証券化取引のメザニン・トランシェを保証することによって、LGFは中小企業の資金調達に新たな手段を提供することを目指している。EIFは、COSME LGFおよびEFGの個別財務書類を作成している。

Z.12. 欧州テック・チャンピオン・イニシアチブ（ETCI）信託口座

ETCIイニシアチブは、2023年2月13日にEIBグループの資金（EIBから400百万ユーロ、EIFから100百万ユーロ）とドイツ、フランス、スペイン、イタリア、ベルギー、オランダからの拠出金により発足した。

確約されている32.5億ユーロの資金を用いて、大規模なベンチャー・キャピタル・ファンドに投資し、これらのファンドが成長後期段階にあるヨーロッパの優良なテクノロジー企業に成長資金を提供することで、ヨーロッパにおけるスケールアップ・ギャップへの対処を目指している。そのため、ETCIは欧州の戦略的自主性を確保する上で重要な役割を果たし、欧州で生まれた最も有望なテクノロジー企業が、規模拡大に必要な資本を欧州で確実に見つけることができるようにする。

Z.13. イタリア向けSMEイニシアチブ

2016年中に、SMEイニシアチブに関連して、EIFとフィンランド、ブルガリア、ルーマニアおよびイタリアの運用当局は、ホライズン2020金融商品に基づくフィンランド、ブルガリア、ルーマニア向けおよびCOSME LGFとの関係で結果的にイタリア向けとなる特定の配分に関して実施される専用ウィンドウの実行および運営について、4件の個別の資金供与契約を締結した。これらのSMEイニシアチブは、各国の適格中小企業向け新規デット・ファイナンスのポートフォリオのために、ホライズン2020に関して上限を設けず保証を提供することを目的としている。EIFは、イタリア向けSMEイニシアチブの個別財務書類を作成している。

Z.14. EU - アフリカ・インフラ（「EUI」）信託基金

EUI信託基金は、創設・援助組織としての欧州連合を代表するECと、運用者としてのEIBとの間の、信託基金協定に基づき創設され、創設後は、欧州連合加盟国もこの協定に資金提供者として参加できる。2006年2月9日、ECとEIBは、EU - アフリカ・インフラ・パートナーシップを共同で推進し、特にそれを支援するEU - アフリカ・インフラ信託基金を設立する旨の覚書を交わした。EIBは、EUI信託基金の個別財務書類を作成している。

Z.15. REG

これは3つの地域マニフェストに対応している。

アイルランド経済構造安定性投資プラットフォーム（「アイルランドSME」）。アイルランドSMEは、アイルランド政府とEIFの間で締結された、アイルランドの国立産業振興銀行との間で、主に中期貸付およびすべてのSME向けに注力し、SMEイニシアチブと類似した構造によって裏付けられた上限を設けない当事者間債務・権利共通保証契約を結ぶためのマニフェストである。国家資金がファースト・ロスを担当し、EIBグループが中位リスク（EFSIを通じたEIB）および優先リスク（EIBおよび潜在的にEIF）を担当する。

フランスの「投資計画2018-2022」（マクロン投資計画として知られている）の下で、農業専用窓口が、このセクターへの投資50億ユーロを動員するために設置された。これに関連して、フランス農業省はEIFに対し、7.5億ユーロから11億ユーロの間のフランスの農家向けの新たなデット・ファイナンスの呼び水となることを目的とした保証制度の設計を要請した。

この点を考慮して、フランス農業省はこの制度に60百万ユーロを割り当てることを決定し、EIFに対し、FMA拠出金とEFSI拠出金を合計して45百万ユーロを上限とするよう要請した。

Prêt Participatif Grand Est は、グラン・エスト地域圏とEIFの緊密な協力の結果としてフランスにおいて導入された新たな金融商品である。この基金は、「グラン・エスト地域圏ビジネス法」として知られる同地域の意欲的な復興プログラムの重要な構成要素であり、地元の起業家のために250百万ユーロを超える劣後ローン（prêts participatifs）を動員することを目的としている。

この金融商品はグラン・エストの自己財源から資金供与され、金融仲介機関を通じて展開されるEIFの標準モデルであるファースト・ロス・ポートフォリオ保証（FLPG）を土台に構築される。期待される成果は次のとおりである。

- このイニシアチブにコミットされた地域財源に大きなレバレッジ効果を生み出すこと
- 危機の影響を受けたが依然として成長のための実行可能なプロジェクトを追求する意志のある企業を含むSMEを支援することにより、市場に大きな影響を与えること
- グラン・エストを拠点とする起業家に優遇的な融資条件を提供すること

アイルランド・ハウスホールド。アイルランドの環境・気候・通信省は2023年11月30日、新しい保証制度（ホーム・エネルギー・アップグレード・ローン制度）のファースト・ロスを補填するために、国家予算から48百万ユーロをEIFに委託する契約に調印した。この制度はEIBグループがアイルランドの国家開発機関であるアイルランド戦略銀行公社（SBCI）に対して、上限を設けない80%の再保証を行うものである。

ホーム・エネルギー・アップグレード・ローン制度の目的は、エネルギー効率化と脱炭素化を目的とした住宅改修の資金を提供するために、適格な個人への融資金利の引き下げという形で、低コストの融資の提供を支援することである。

Z.16. 中小企業向け欧州共同財源（JEREMIE）

JEREMIE（中小企業向け欧州共同財源）は、欧州委員会の地域政策総局（DG Regio）とEIBグループによるイニシアチブである。EIFは、JEREMIEの個別財務書類を作成している。

Z.17. ルーマニア向けSMEイニシアチブ

2016年中に、SMEイニシアチブに関連して、EIFとフィンランド、ブルガリア、ルーマニアおよびイタリアの運用当局は、ホライズン2020金融商品に基づくフィンランド、ブルガリア、ルーマニア向けおよびCOSME LGFとの関係で結果的にイタリア向けとなる特定の配分に関して実施される専用ウィンドウの実施および運営について、4件の個別の資金供与契約を締結した。これらのSMEイニシアチブは、各国の適格中小企業向け新規デット・ファイナンスのポートフォリオのために、ホライズン2020に関して上限を設けず保証を提供することを目的としている。EIFは、ルーマニア向けSMEイニシアチブの個別財務書類を作成している。

Z.18. 復興・強靱化ファシリティ - 金融商品（「RRF-FI」）

EIBは、EIBと委任者との間の資金調達協定で合意された投資戦略および事業計画に従って、それぞれのEU加盟国に代わってRRF資源を管理および投資する。さらに、EIBは資金管理業務を行う（監視、報告、財務管理を含む）。EU加盟国から要請がある場合、このマンデートはEIBの助言による支援を組み込むこともできる。

RRF-FIは、(i) EIBが直接基礎となる業務を選択して評価する直接実施、(ii) 金融仲介機関を介した間接実施、(iii) これらの混合、という3つの実施方法の下で展開することができる。

RRFエクイティ・キプロス

RRFエクイティ・キプロスは、EIFとキプロス共和国の間で締結された最初のエクイティ・マンデートである。このマンデートは、キプロスの国家復興・強靱化計画（20百万ユーロ）の資金と、2007年から2013年のJEREMIEプログラムからの資金の還流により資金調達され、EIFとの直接契約30百万ユーロとして構成されている。このマンデートでは、成長段階でのシード（の前）あるいはアーリーステージにある革新的な企業やスタートアップ企業を対象としたゼネラリスト・ベンチャー・キャピタル・ファンドを展開することを想定している。これは、キプロスで初めて展開される公的資金の支援を伴ったベンチャー・キャピタル・ファンドとなる。

RRFエクイティ・ブルガリア

RRFエクイティ・ブルガリア・マンデートは、規則（EU）2021/241によって設置されたブルガリアの復興・強靱化ファシリティに関連して、ブルガリアの国家復興・強靱化計画の下でのEIFとの直接契約180百万ユーロとして構成されている。次の3つのウィンドウの下で投資を支援するためにエクイティ・ファイナンスが提供される。

- 成長のための資本商品（当初予算配分は最大75百万ユーロ）
- イノベーションのための資本商品（当初予算配分は最大75百万ユーロ）
- 気候変動中立性とデジタル・トランスフォーメーション投資のための資本商品（当初予算配分は最大30百万ユーロ）

このマンドートは、特に技術移転プロジェクト、SMEおよび中規模資本企業に、イノベーションを促進し、知識経済への移行を支援するために使用されるエクイティ・ファイナンスを提供することによって、ブルガリア市場全般およびより高リスクの事業からのパンデミックの悪影響を緩和することに貢献する。また、気候変動中立性とデジタル・トランスフォーメーションを支援する持分投資（インフラ・プロジェクトなど）にも資金提供を行う。

復興・強靱化ファシリティ - チェコ共和国

RRFチェコ共和国ファンド・オブ・ファンズ（RRFCZ FoF）とも呼ばれるこのマンデートは、RRFが資金を提供するプログラムで、当初55百万ユーロが、主に戦略的デジタル技術を開発するチェコのスタートアップ企業への投資に特化した、プレシード共同投資ファンド、フィンテック/ブロックチェーン・ファンド、大学AI TTファンドの3つのベンチャー・キャピタル・ファンドに配分される。利用可能な資金は、チェコ共和国にとって戦略的に重要と考えられる追加セクターを支援することを目的とした、より広範な戦略を伴う追加資金へのコミットメントのために、2024年に80百万ユーロ追加される予定である。

RRFブルガリア債

ブルガリア政府は復興・強靱化計画（RRP）において、EIFによる2つのポートフォリオ保証商品の展開のために総額150百万ユーロ（すなわち、(i) 持続可能性保証のための75百万ユーロのRRP財源および(ii) 中小企業競争力保証のための75百万ユーロのRRP財源）を割り当てた。これらはいずれも関連するインベストEU EU-コンパートメント（EU-C）商品の適格基準に基づくものである。2022年11月に資金拠出契約が締結され、また、ブルガリアの加盟国コンパートメント・スケジュールを含むインベストEU保証の改訂契約が2023年8月10日に締結された。このマンデートは、中小企業競争力向上保証を通じて、最終的にはブルガリア企業の強靱性の向上、生産性の向上、持続可能な成長の支援に貢献する。さらに、マンデート財源の50%について、持続可能性保証は、エネルギー効率と再生可能エネルギー・セクターへの投資を支援するというブルガリアの現在の課題に取り組み、地域経済のグリーンでサステナブルな社会への移行および気候目標の達成に貢献することを目的としている。

RRFルーマニア債

EIFは、2021年2月にルーマニア政府からRRFに基づく金融商品の導入について打診を受けた。プログラム監視委員会（PMC）でのマンデートAAの承認後、ECからのフィードバックに基づき、負債部分をインベストEUの加盟国コンパートメント拠出として、資本部分を直接的な助成金として取り組むことが決定された。ルーマニアのための加盟国コンパートメント適用枠組みと加盟国コンパートメント・スケジュールを含むインベストEU保証の改訂契約が、2023年5月23日に締結された。このマンデートは、競争力向上保証を通じて、最終的にはルーマニア企業の強靱性の向上、生産性および競争力の向上に貢献する。

さらに、マンデートRRF財源の40%について、持続可能性保証は、エネルギー効率と再生可能エネルギー・セクターへの投資を支援するというルーマニアの現在の課題に取り組み、地域経済のグリーンでサステナブルな社会への移行および気候目標の達成に貢献することを目的としている。

RRFギリシャ

ギリシャ政府は実施パートナーとしてEIFに400百万ユーロを拠出し、インベストEUの加盟国コンパートメントへの総拠出額は500百万ユーロとなった。EIFとEIBは財務省と連絡を取り、インベストEUのEUコンパートメントの下で採用されている標準的保証を提案した。加盟国は、持続可能性、中小企業競争力向上およびイノベーション/デジタル化を選択した。

Z.19. 地域金融商品（「DFI」）（旧ファンド・オブ・ファンズ（「JESSICA II」））

地域金融商品（「DFI」）は、欧州構造投資基金（「ESIF」）が、それぞれ2014年から2020年までの間および2021年から2027年の間に加盟国運用プログラムにより資金供給するファンド・オブ・ファンズ（「FoF」）および保有基金（「HF」）で構成されている。DFIは、選定された金融仲介機関と協力して、貸付、出資および保証の実行を通じて、最終受領者の資金調達を促進している。

EIBは、ファンド・マネージャーとして、関係運営当局から資金供給（拠出）の取りまとめを行い、拠出者と合意した投資戦略に従って、金融仲介機関を介して当該資金を投資している。

Z.20. 欧州戦略投資基金（「EFSI EIF」）

適用されるEFSI規則に基づき、欧州委員会およびEIBは、EFSIの管理・運営、EUの保証提供に関する契約（「EFSI契約」）、および欧州投資アドバイザー・ハブ（「EIAH」）の実施に関する契約（「EIAH契約」）を締結した。

EFSI契約に基づき、ECは、EFSIが支援するプロジェクトに関して、EIBにEUの保証を提供した。EUの保証に充当する資産は、欧州委員会が直接管理する。EFSIが支援するプロジェクトは、通常のEIBのプロジェクトのサイクルおよびガバナンスに従う。また、EFSIは自己専用のガバナンス構造を有している。当該構造は、EFSIの下で行う投資において、欧州に対する投資の妨げとなる市場のリスク負担の失敗に対処するという特別の目的に、確実に重点が置かれ続けるようにするために設置されている。

EIAHは、プロジェクトおよび投資に対し、財務以外の支援を拡充することを目的としている。EIAHは3つの補完的な構成要素（すなわち、a) 公共受益者および民間受益者向けの広範なアドバイザー技術支援プログラムおよびイニシアチブへの足掛かり、b) パートナー機関の間での専門知識の活用、交換および普及を目的とした協同プラットフォーム、およびc) 既存のアドバイザー・サービスの強化もしくは拡大または未対応のニーズに対応する新規のサービスの創出）で構成される。EIBは、EIAHの個別財務書類を作成している。

EFSI - 欧州基金戦略投資

EFSIは、戦略的投資のための民間資金を動員することにより、EUにおける現在の投資ギャップを克服することを支援するために、EIBグループと欧州委員会が共同で開始したイニシアチブである。

EFSIはEU予算からの160億ユーロの保証であり、EIBの自己資金50億ユーロの配分によって補完される。EFSIは、EIBとEIFがそれぞれ実施するイノベーション・インフラ・ウィンドウ（「IIW」）とSMEウィンドウ（「SMEW」）の両ウィンドウから構成される。

総額50億ユーロは、EFSIの下で当初以下のようにSMEWに割り当てられる。(i) EUの保証によって間接的に裏付けられる最大25億ユーロ、(ii) 既存のRCRマンドートを増額させるために、EIBが自己のリスク負担で拠出する25億ユーロ。EFSI運営理事会は、SMEWへのEU保証枠への配分をあと5億ユーロ（すなわち、その時々の最大金額30億ユーロまで）増額する権限を有している。

EFSI - プライベート・クレジット

このプログラムは、現金投資商品と投資家保証商品の2つの優遇商品で構成される。

現金投資商品は、EIFの適格DDFへの直接投資を可能にし、初回クロージングを優先させる。これらのファンド投資は、ファンドの組成を支援し、EIFにファンド・ガバナンスと投資戦略に関するインプットを提供する機会を与える。EIFの直接投資は、EIFの参加とデューデリジェンスによって相当な安心感を得る他のファンド投資家を呼び込むことを目的としている。

投資家保証商品は、EIFが既に投資を確約しているDDFへの機関投資家の投資を一部保証（最大50%）することにより、EIFが資金調達の支援を拡大することを可能にする。この保証商品は、この新生資産クラスに未経験の投資家に訴求するだけでなく、すでに投資を検討している投資家からのより大きな投資を促すと期待されている。投資家保証商品は、資産クラスの拡大に貢献することができる。

EFSI - コンビネーション商品

EFSIの財源とEAFRD国家財源を組み合わせる新たな金融商品を創出するための枠組み商品。資金調達ギャップに対処し、EU加盟国とEUの政策目標が一致する特定の優先度の高い投資目標を支援することを目的としている。農業は当初より、中小企業が大きな資金調達ギャップに苦しむ重点分野として扱われている。

EFSI - 技能・教育

技能・教育保証パイロットは、上限付き（再）保証の形態で、教育、訓練、技能の分野における資金調達手段を拡大することを目的としたもので、次のMFFに向けてEFSI 2の下で試験的に実施される商品の一つである。これは、学生および成人の学習者向け（SMEも対象とすることができる）の、広範な教育訓練プログラムをカバーする幅広い適格性を有し、様々な仲介機関を通じて実施される。

- カテゴリーA：学生および学習者
- カテゴリーB：従業員の技能と技能の活用に投資している企業
- カテゴリーC：教育、訓練、技能および関連サービスを提供する組織（幼稚園、保育所、幼児サービスなど）

EFSI - ESCALAR

ESCALARは、欧州の高成長企業（スケールアップ）が悩む資金調達ギャップをターゲットとした300百万ユーロの試験的マニフェストである。ESCALARは、スケールアップに投資の重点を置いたファンドに投資する。ESCALARは、他の投資家とは異なる種類株式またはファンド受益証券を通じて、ファンドおよびファンドのサイド・ピークルに持分投資を行う。具体的には、(1) 一定の事前に定義されたダウンサイド・シナリオ時におけるファンドの分配に係る優先権、および (2) 投資の返還に関する劣後性および償権の減額からなる。

Z.21. ACP信託基金ECコンパートメント

アフリカ・カリブ海・太平洋（ACP）信託基金は、民間セクター業務のためにEIBに委託された活動であり、ACP投資ファシリティからの資金還流に基づき、NDICIの下で欧州連合の一般予算から資金を調達している。これは、NDICI - グローバル・ヨーロッパの一般的な目的に貢献するものであり、株式、準株式、現地通貨建て融資、脆弱国向け融資、EFSD+保証付き協調融資など、高リスクを特徴とし、高い効果が期待される適格国の民間セクター業務に焦点を当てている。それは金融商品と技術支援サービスの両方に影響を及ぼす。EIBは、ACP信託基金の個別財務書類を作成している。

Z.22. 特別部門

特別部門は、総務会によって1963年5月27日に設定された。1977年8月4日の決議に基づき、その目的は見直され、第三者の勘定で第三者の委託に基づいてEIBが実行した金融業務を記録するためとされた。特別部門には、FED、MED/FEMIPおよび欧州開発金融機関民間部門開発ファシリティの保証部分が含まれる。

Z.23. InnovFin エクイティ

ホライズン2020金融商品は、対象となる研究およびイノベーションを支援するために、最終受領者がリスクを伴う資金調達を活用しやすくすることを目的としている。当該金融商品には、貸付、保証、株式その他のリスク・ファイナンスの形式が含まれる。また、ホライズン2020金融商品は、アーリーステージ投資ならびに既存および新規のベンチャー・キャピタル・ファンドの発展の促進、知的財産に係る知識移転および市場の改善、ベンチャー・キャピタル市場への資金の呼び込み、ならびに全体として、新しい製品およびサービスの構想、開発およびデモンストレーションから商品化につなげるための支援も目的としている。ホライズン2020負債性金融商品にも、SMEイニシアチブに基づくEUの拠出実施制度が含まれている。

アーリーステージ向けInnovFinエクイティ・ファシリティは、革新的な企業に対し、特にアーリーステージのベンチャー・キャピタルまたはメザニン・キャピタルの形によるエクイティ・ファイナンスを提供することにより、アーリーステージ投資ならびに既存および新規のベンチャー・キャピタル・ファンドの発展を促進することを目的としている。EIFは、InnovFinプライベート・エクイティの個別財務書類を作成している。

Z.24. 雇用および社会イノベーション・プログラム（「EaSI」）

EaSI保証金融商品は、欧州プログレス・マイクロファイナンス・ファシリティ（「プログレス・マイクロファイナンス」）に基づくマイクロクレジット保証の後継制度であるEaSIマイクロファイナンス保証を中心に構成されている。プログレス・マイクロファイナンスに基づきマイクロクレジット提供者に対する支援が拡大される予定である。

また、EaSI保証金融商品は、EaSIソーシャル・アントレプレナーシップ保証で構成される。これは新しい商品であり、社会的企業の資金調達を促進し、社会的投資市場の発展を支援していくものである。EIFは、EaSIの個別財務書類を作成している。

雇用および社会イノベーション基金（「EaSI基金」）は、EUマイクロファイナンスFCP-FISの新しいサブファンドとして設立された。このマンデートは、2010年に設置された欧州プログレス・マイクロファイナンス・サブファンドの後継であり、財源は欧州委員会、EIB、EIFからの混合であり、目標規模は200百万ユーロである。

EaSI基金は、新たな社会起業エコシステムの発展に貢献すると同時に、マイクロファイナンス市場におけるEIFの役割を強化する。EaSI基金が提供する貸付商品は、通常預金資金へのアクセスが限られているノンバンクや小規模／ニッチ銀行（例えば、エシカルバンク）のような小規模な仲介機関の資金調達ギャップに特に対応するものである。一方、大規模な銀行は、融資活動のために確保された資金へのアクセスがあり、保証商品を通じて追加的なリスク・カバーを求める可能性がある。

Z.25. リスク・シェアリング・ファイナンス・ファシリティ（「RSFF」）

RSFFは、欧州連合を代表するECとEIBとの間で締結され、2007年6月5日付で発効した協力協定に基づき設立された。RSFFは、研究、技術開発と実証プロジェクトおよび技術革新への投資を育成することを目的としている。RSFFの一環として、EIFは、技術革新および研究を中心とする中小企業（SME）および中堅企業のためのリスク・シェアリング・インスツルメント（「RSI」）を用意した。RSIは、研究を推進する中小企業（「SME」）や中堅企業の借入やファイナンス・リースのため、銀行やリース会社に保証を提供している。EIBは、RSIを含めたRSFFの連結財務書類を個別に作成している。

Z.26. ブルガリア向けSMEイニシアチブ

2016年中に、SMEイニシアチブに関連して、EIFとフィンランド、ブルガリア、ルーマニアおよびイタリアの運用当局は、ホライズン2020金融商品に基づくフィンランド、ブルガリア、ルーマニア向けおよびCOSME LGFとの関係で結果的にイタリア向けとなる特定の配分に関して実施される専用ウィンドウの実行および運営について、4件の個別の資金供与契約を締結した。これらのSMEイニシアチブは、各国の適格中小企業向け新規デット・ファイナンスのポートフォリオのために、ホライズン2020に関して上限を設けず保証を提供することを目的としている。EIFは、ブルガリア向けSMEイニシアチブの個別財務書類を作成している。

Z.27. InnovFin中小企業保証

ホライズン2020の「リスク・ファイナンスへのアクセス・プログラム」との関連で、このプログラムは負債性金融商品および持分金融商品の設定を規定している。InnovFin 中小企業保証と呼ばれるリスク・シェアリング・ファシリティは、保証の形で組成され、EUの拠出金を一次的に不履行金額の補てんに使用し、EIFのリスク・テイク能力を二次的に不履行金額の補てんに使用する。この制度の目的は、研究・開発およびイノベーションにおいて顕著な活動を行っている中小企業および中堅企業に、金融仲介機関が貸付またはファイナンス・リースを提供する動機を与えることである。EIFは、InnovFin中小企業保証の個別財務書類を作成している。

Z.28. GIF 2007

競争力および革新枠組みプログラムと技術移転パイロット・プロジェクトに基づくGIF 2007（CIP/GIF 2007）において、EIFは、自己の名義で、ただし欧州委員会に代わり欧州委員会のリスクにおいて、投資の取得、管理および処分を行う権限を与えられている。EIFは、GIF 2007の個別財務書類を作成している。

Z.29. EUフォー・ウクライナ（EU4U）基金

この基金は、マクロ金融支援を補完する形で、ウクライナの復旧・復興に対するEUの支援のうち、プロジェクト関連部分を強化することを目的としている。それは、同国の経済を再活性化し、EU加盟への道を前進させるウクライナの実施計画を支援するという観点から、経済的および社会的強靱性なら

びに持続可能なインフラを促進することを目指している。この基金は、高リスクかつ高インパクトの一時的な措置となるように設計されている。EIBは、この基金の個別財務書類を作成している。

Z.30. 文化・クリエイティブ部門保証ファシリティ

この金融商品は、文化・クリエイティブ部門向けに力を注ぐ欧州連合の主要プログラムであるクリエイティブ・ヨーロッパの下で設定され、欧州連合に代わってEIFにより運用される。このイニシアチブは、EIFが保証や念書を選定金融仲介機関に提供することを認め、これにより金融仲介機関が文化・クリエイティブ分野の企業家に対するデット・ファイナンスの提供を増やすことを可能とする。生成された貸付金により、10,000社を超えるオーディオビジュアル（映画、テレビ、アニメーション、ビデオゲーム、マルチメディアを含む）、フェスティバル、音楽、文学、建築、記録資料、図書館、博物館、美術工芸、文化遺産、デザイン、芸能、出版、ラジオ、視覚芸術など、広範囲のセクターのSMEが支援を受けると予想される。EIFは、文化・クリエイティブ部門保証ファシリティの個別財務書類を作成している。

Z.31. エネルギー効率関連プライベート・ファイナンス（「PF4EE」）商品

エネルギー効率関連プライベート・ファイナンス（「PF4EE」）商品は、エネルギー効率関連投資向けの十分かつ低価格の商業金融の利用可能性が限定的であることに対処することを目的とした、EIBと欧州委員会の協定である。この商品は、EU加盟国の国別エネルギー効率行動計画、またはその他のエネルギー効率プログラムの実施を支援するプロジェクトを対象としている。2014年12月、欧州委員会およびEIBは、金融商品であるPF4EEを設定する委任契約を締結した。EIBは、PF4EEの個別財務書類を作成している。

Z.32. フィンランド向けSMEイニシアチブ

2016年中に、SMEイニシアチブに関連して、EIFとフィンランド、ブルガリア、ルーマニアおよびイタリアの運用当局は、ホライズン2020金融商品に基づくフィンランド、ブルガリア、ルーマニア向けおよびCOSME LGFとの関係で結果的にイタリア向けとなる特定の配分に関して実施される専用ウィンドウの実行および運営について、4件の個別の資金供与契約を締結した。これらのSMEイニシアチブは、各国の適格中小企業向け新規デット・ファイナンスのポートフォリオのために、ホライズン2020に関して上限を設けず保証を提供することを目的としている。EIFは、フィンランド向けSMEイニシアチブの個別財務書類を作成している。

Z.33. 西バルカン諸国企業開発および新規事業育成ファシリティ (WB EDIF)

西バルカン諸国企業開発および新規事業育成ファシリティ (「WB EDIF」) は、2012年12月にEC拡大総局 (「DG ELARG」)、EIBグループおよび欧州復興開発銀行 (「EBRD」) の間で締結された共同イニシアチブである。同イニシアチブは、加盟候補国向け支援制度 (「IPA」) 基金の展開を通じて、西バルカン諸国の中小企業の資金へのアクセスの改善および同地域の経済発展を育成することを目的としている。WB EDIFにおいて、EIFはプラットフォーム・コーディネーター、企業拡大基金 (「ENEF」) におけるECのトラスティー、企業育成基金 (「ENIF」) におけるECのトラスティーおよびギャランティー・ファシリティの管理者としての役割を果たす。EIFは、WB EDIFの個別財務書類を作成している。

COVID-19危機とそれに続く西バルカン地域におけるエネルギー危機への対応として、欧州委員会は西バルカン6ヵ国で展開するための保証枠60百万ユーロをEIFに割り当てた。かかる保証枠は、既存の西バルカン諸国企業開発および新規事業育成ファシリティ保証枠II (WB EDIF GF II) のモデルを踏襲するものであり、目的の相違に適合させるために必要な商品変更が行われている。この保証枠は、NDICI枠組みによって規制され、西バルカンにおける民間セクター開発措置の主要なゲートウェイとして機能する、複数のIFIと複数の製品からなるプラットフォームである西バルカン投資枠組み (「WBI」) の下に分類、展開される予定である。

SME強靱化のための西バルカン保証枠 (WB 4SME) の最終的な目的は、西バルカン諸国におけるSMEの金融へのアクセスおよび利用可能性を促進および向上させることである。この保証枠の下でEIFが発行する保証および念書は、この協定の下で最終受益者として適格なSMEの最終的な利益のために提供される、新たに認められた債務商品のポートフォリオを対象とするものとしている。

当該保証はEUによって資金提供され、EIFの名義であるがEUの代理でEUのリスクで発行される。

Z.34. 国家開発機関 (「NPI」)

NPI証券化イニシアチブ (「ENSI」)

EIFならびにKfW、フランス公的投資銀行 (bpifrance)、CDP、マルタ開発銀行ワーキンググループ、IFD、ICOおよびBBBを含めたいくつかの国家開発機関 (「NPI」) は、中小企業 (「SME」) への資本市場を通じた資金提供の増加を目的とした協力およびリスク・シェアリング・プラットフォームであるEIF-NPI証券化イニシアチブ (「ENSI」) を開始した。このSME証券化取引における相互協力の目的は、民間セクターからの資金を触媒としてSME証券化市場を活性化することによって、欧州のSME向けファイナンスの利用可能性を高める点にある。これは、より広範囲にSMEの支援を行き渡らせようとする欧州戦略投資基金の考えを反映したものである。

このマンデートの下で、EIFはCassa Depositati e Prestiti (「CDP」) からの最大100百万ユーロの資金を運用することが可能となる。マンデートの下でのCDPの資金は、EIFからの1対1のマッチング拠出による共同投資の形態で、技術移転ファンド/プラットフォームへの投資を通じて展開され、この結果、EIFがこのプログラムの下で運用する総資金は最大200百万ユーロとなる。

NPIエクイティ・プラットフォーム

EIF-NPIエクイティ・プラットフォームは、EIFが2016年に開始した共同イニシアチブであり、EIFとEU加盟国の国家開発機関 (NPI) または国家開発銀行 (NPB) との間で知識共有およびベスト・プラクティスの推進を目的としている。その目標は、中小企業および中規模資本企業向けの資金調達へのアクセスを向上させ、株式市場の最適化を支援し、国内、EU、民間の資金調達源を均衡させることである。

NPI ICF 技術移転

EIFとカタルーニャ信用公庫（「ICF」）との間の投資パートナーシップにより、30百万ユーロのICF資金がスペインのカタルーニャ地域に関連する技術移転プロジェクトや企業への投資に焦点を当てた技術移転基金への投入が確約されている。ICFからの資金に対しては、少なくとも15百万ユーロのEIF運用下の資金がマッチング拠出される。このパートナーシップの下で、EIFとICFは選択された技術移転基金に出資し、各自が独立的な出資リミテッド・パートナーとして機能する。

NPI SM-CDPエクイティ社会インフラ

この部分的委託のマンデートの下で、EIFは助言を行い、CDPリアル・アセットとともに、EIFが管理する他の財源（主にインベストEU SIWおよびSISW）の150百万ユーロを上限に共同投資を行う。このマンデートの下での財源は、学生、高齢者および低所得者向け住宅に焦点を当てた不動産基金への投資を通じて展開される。マッチング拠出の比率はポートフォリオ・レベルで1対1となり、この結果として、このプログラムの下での財源総額の上限は300百万ユーロとなる。

標準化されたNPIマンデート - クロアチア復興開発銀行II

この標準化されたNPIマンデートの下で、最大28.3百万ユーロのRRF財源が、クロアチア復興開発銀行（「HBOR」）を通じて、気候とイノベーションに焦点を当てたクロアチアにおける基金に配分される。財源の配分は、部分委託アプローチに基づくEIFからのマッチング拠出と並行して行われ、その結果、このプログラムの下での財源総額は最大56.6百万ユーロとなる。

Z.35. SMEG 2007

競争力および革新枠組みプログラムに基づくSMEG 2007（CIP/SMEG 2007）において、EIFは、自己の名義で、ただし欧州委員会に代わり欧州委員会のリスクにおいて、保証を付与する権限を与えられている。EIFは、SMEG2007の個別財務書類を作成している。

Z.36. 欧州近隣パートナーシップ枠組み（「ENPI」）

欧州近隣政策の対象国における欧州連合の一般予算から資金調達される事業の実施について定めた欧州連合とEIBとの間の枠組み協定は、ENPIを通じて実施される。EIBは、ENPIの個別財務書類を作成している。

Z.37. 深化した包括的自由貿易協定地域（「DCFTA」）

欧州投資銀行および欧州連合は、2016年12月19日に、深化した包括的自由貿易協定地域（「DCFTA」）の委任契約に署名した。東部諸国向けDCFTAイニシアチブは、EUと協力協定を締結した国であるジョージア、モルドバおよびウクライナに対し、的を絞った金融および技術的支援を中小企業（「SME」）向けに提供することによって、これら3国の経済発展を強化することを目的としている。DCFTAの一環として、EIFは保証枠ウィンドウの実行および管理を行う。EIBは、保証枠ウィンドウを含めたDCFTAの連結財務書類を個別に作成している。

EUフォー・ビジネス - チーム・ヨーロッパ

当初は深化した包括的自由貿易協定地域（DCFTA）東部保証基金のフェーズ2として設計されたが、COVID-19危機と追加割当を受けて、ファシリティは改訂され、名称が変更された。マンデートは、ECとEIBの間のCAを通じて構成され、その後、EIBとEIFの間で同内容の契約が締結された。EIFは、アルメニア、アゼルバイジャン、ジョージア、モルドバ、ウクライナで、上限付き保証（保証率80%、ポートフォリオ上限25%）を提供する。

Z.38. 近隣インベストメント・ファシリティ（「NIF」）リスク資本ファシリティ

近隣インベストメント・ファシリティ（「NIF」）リスク資本ファシリティは、欧州連合の一般予算を財源とする。主な目標として、民間セクターの開発、包括的な成長および民間セクターの雇用創出を支援するため、南方の近隣地域のSMEにエクイティ・ファイナンスおよびデット・ファイナンスへのアクセスを提供することに注力している。このファシリティは、エクイティ・ファイナンスおよびデット・ファイナンスの手段から成る金融商品ウィンドウと、技術支援サービスから成る付加的任務ウィンドウで構成される。EIBは、金融商品ウィンドウの個別財務書類を作成している。

Z.39. GF ギリシャ

同ファンドは、ギリシャ共和国、ECおよびEIBによる共同イニシアチブで、設立の目的は、ギリシャの中小企業に対する融資を支援することである。同ファンドは、ギリシャのために用意された構造基金の未使用部分を使って設立されており、ギリシャのパートナー銀行経由で、EIBの中小企業向けローンの保証を行う。EIBは、GF ギリシャの個別財務書類を作成している。

Z.40. 国際開発協力機構（AECID）

このパートナーシップ契約は、スペイン王国（スペインの国際開発協力機構（「AECID」））とEIBとの間で調印されたもので、モーリタニアおよびFEMIPによってカバーされる諸国（「南地中海沿岸地域」）の活動に投資するために設立された。地域の零細企業や中小企業に関してリスク資本を提供すること、および民間セクターの幅広い発展に従事することを主目的としている。EIBは、AECIDの個別財務書類を作成している。

Z.41. 欧州戦略投資基金（EFSI）- 欧州投資アドバイザリー・ハブ（EIAH）

上記パラグラフZ.20を参照のこと。

Z.42. JESSICA（保有基金）

JESSICA（都市部への持続可能な投資に対する欧州共同支援）は、欧州委員会とEIBが欧州評議会開発銀行と共同で策定したイニシアチブである。

JESSICA保有基金はJESSICAイニシアチブに関連して使用される。新しい手続きに基づき、関係運営当局は、持続可能な総合都市開発計画の一部を形成するプロジェクトへの有償投資を行うために、自身のEU助成金の一部を使用する選択権を付与される。EIBは、運用者として、関係運営当局から受領した資金を取りまとめ、拠出者と合意した投資ガイドラインに従って都市開発基金に投資している。

Z.43. グレーター・アナトリア・ギャランティー・ファシリティ(「GAGF」)

2010年5月に調印されたGAGFに基づき、EIFは欧州連合およびトルコによって地域競争力戦略プログラムに割り当てられた加盟候補国向け支援制度(IPA)の資金管理をしている。このファシリティは、トルコで最も開発が遅れている地域の中小企業および零細企業に対し、トルコの大手銀行と連携して実態に合わせた金融支援を提供するものである。EIFは、GAGFの個別財務書類を作成している。

Z.44. グローバル譲許的資金ファシリティ(GCFF)

グローバル譲許的資金ファシリティ(GCFF)の目的は、国際開発金融機関(MDB)への譲許的融資と協調強化を通じて、難民流入の影響を受けている中東・北アフリカ地域の中所得国を支援することである。EIBは、GCFFヨルダン民間セクター保証ファシリティを実施した。このファシリティは、現地の金融仲介機関(銀行またはマイクロファイナンス機関)に対する部分的なポートフォリオ保証で構成されている。ファシリティは、零細企業・中小企業にポートフォリオベースで付与された原デット・ファイナンスに対する保証という形で、金融仲介機関に対して部分的なリスク・プロテクションを提供する。

Z.45. マルタ向けSMEイニシアチブ

2015年1月19日、欧州委員会、EIBおよびEIFは、SMEイニシアチブに対応する専用ウィンドウの一部の条項に適用される諸条件およびホライズン2020金融商品の当該専用ウィンドウに対する欧州連合の拠出について定めたホライズン2020委任契約の修正に調印した。スペインおよびマルタ向けのSMEイニシアチブは、前年に開始された。EIFは、マルタ向けSMEイニシアチブの個別財務書類を作成している。

Z.46. 欧州地中海投資パートナーシップ制度(FEMIP)信託基金

EIBが管理するFEMIP(ユーロ地中海投資パートナーシップ・ファシリティ)信託基金は、多数の援助国の支援を得て、地中海パートナーシップ・ファシリティ参加国におけるEIBの既存業務を強化するために設立された。当基金は、技術援助とリスク資本の提供を通じて、特定の優先分野の事業に資源を投入することを目指している。EIBは、FEMIP信託基金の個別財務書類を作成している。

Z.47. 連邦経済技術省

EIFは、ドイツ連邦経済技術省および欧州復興計画のために資金を管理している。

Z.48. マルチ・アニュアル・プログラム（MAP）ギャランティー

この原資は、プライベート・エクイティと保証商品に等分されている。ESU 1998（「G&E」）およびESU 2001（「MAP」）と呼ばれるエクイティ部門は、ETFの起業投資を取り扱っている。SMEG 1998 G&EおよびSMEG 2001 MAPと呼ばれる保証部門は、受益者の事業に対して保証を提供する。EIFは、MAPギャランティーの個別財務書類を作成している。

Z.49. スペイン向けSMEイニシアチブ

2015年1月26日、スペイン王国と欧州投資基金との間で委任契約が締結された。EIFは、適格な中小企業向けデット・ファイナンスの新規ポートフォリオ、ならびに中小企業および従業員が500名未満のその他の企業向けの既存のデット・ファイナンスの証券化および／または中小企業向けデット・ファイナンスの新規ポートフォリオの証券化に対して、上限を設けず保証を提供する予定である。スペイン向けSMEイニシアチブに対するEUの拠出は、EIFが受領し、EIBが実施する国庫資産運用の対象となる。当該運用については、欧州投資基金と欧州投資銀行との間で締結された資産運用サイド・レターに準拠する。EIFは、スペイン向けSMEイニシアチブの個別財務書類を作成している。

Z.50. 加盟候補国向け支援制度II/III（「IPA II / IPA III」）

加盟候補国向け支援制度（「IPA」）に係る協定は、EUが「拡大国」の改革を財政面および技術面で援助する支援措置である。EU加盟候補国向け基金は、拡大地域とEU双方の将来に対する健全な投資でもあり、EUが持続可能な経済回復、エネルギー供給、輸送、環境、気候変動などに関するEU自身の目標の達成を支援する。IPA I、IPA IIおよびIPA IIIの後継はEIBにより履行され、様々な「特別供与契約」の締結により、DG NEARからの財源が配分される。IPA II規則の適用は2020年12月31日までだったが、実施は依然として継続している。EIBは、個別の供与契約の財務書類を作成している。

Z.51. EPTA信託基金

EPTA（東方パートナーシップ技術支援）信託基金は、技術支援のための多分野向けの多目的融資枠を提供し、EIB東方パートナーシップ事業の質を高め、かつ開発効果を増幅させることに重点的に取り組んでいる。同基金は、近隣インベストメント・ファシリティを補完する。EIBは、EPTA信託基金の個別財務書類を作成している。

Z.52. 近隣インベストメント・ファシリティ（「NIF」）信託基金

EIBが管理するNIF信託基金は、欧州近隣政策（「ENP」）の戦略的目標を達成するために設立された。当基金は、SME向け、人的資源育成を含む社会セクター向け、および地方自治体のインフラストラクチャー開発向けの支援を通じて、より適切で持続可能性の高いエネルギーおよび輸送の相互接続性を確立し、エネルギー効率の向上および再生可能エネルギー資源の利用促進を進め、気候変動およびより広い意味での環境への脅威に対処し、スマートで持続可能かつ包括的な成長を促進することに重点を置いている。EIBは、NIF信託基金の個別財務書類を作成している。

Z.53. ドイツ未来基金成長ファシリティ（「GFFGF」）

特にデジタル化とクリーンテクノロジーに焦点を当てた資本性金融商品の開発を見込んだドイツの連立政権プログラム（全体の目標規模は100億ユーロ）で、ドイツ未来基金と呼ばれる。EIFには、ドイツの成長ファンドへの投資や、委託された形での企業への共同投資、あるいはブラインドプール型

の共同投資ピークルを通じた投資のために、最大30億ユーロが割り当てられる可能性がある。このマ
ンデートには、10年を超えるファンドへの初期コミットメントのための投資期間が与えられる。

Z.54. 技術移転アクセラレーター（TTA）トルコ

TTAトルコは、EIFが科学産業技術省（「MoSIT」）、トルコ科学研究審議会（「TÜBİTAK」）、駐トルコ欧州連合代表部および欧州委員会地域政策ディレクター・ジェネラルと協力して計画したイニシアチブである。TTAトルコは、加盟候補国向け支援制度（「IPA」）の資金に係る協定書の地域開発項目に基づき、EUとトルコ共和国が共同融資し、EIFが管理している。TTAトルコは、2つの目的を達成すること、すなわち、大学および研究センターに限定されている科学的な研究開発（「R&D」）の事業化の促進による、財務的に持続可能なファンドの設立、ならびに特にトルコの後進地域および発展途上地域への波及効果に重点を置いた、トルコにおける技術移転市場の発展を促進することを目指している。

Z.55. 自然環境保護資金調達ファシリティ（「NCFF」）

自然環境保護資金調達ファシリティ（「NCFF」）は、EIBと欧州委員会との共同契約であり、自然環境保護資金の保全のための収益創出またはコスト削減プロジェクト（気候変動適応プロジェクトを含む）に係る市場の格差および障壁に対処することにより、生物多様性分野および気候変動への適応に関するEUおよび加盟国の目標の達成に貢献することを目的としている。EIBは、NCFFの個別財務書類を作成している。

Z.56. EUサポート・ブースト・アフリカ

「EUサポート・ブースト・アフリカ」は、EIBとアフリカ開発銀行の共同イニシアチブである。その中核的な目的は、スキル開発と組み合わせたアーリーステージのベンチャー・キャピタルを提供することによって、商業的に存立可能な方法でアフリカ全体にわたって起業家精神とイノベーションを可能にし、強化すること、およびサブサハラ市場における現在のギャップに対処することである。このファシリティは、資本商品および準資本商品から成る金融商品ウィンドウと、技術支援サービスから成る付加的任務ウィンドウで構成される。EIBは、金融商品ウィンドウの個別財務書類を作成している。

Z.57. 第4投資ウィンドウ（IW 4）

近隣諸国・開発・国際協力手段（NDICI）- グローバル・ヨーロッパ規則は2021年6月14日に発効した。これは、EUの既存の外部資金調達手段のほとんどを、単一の広範な規則に統合することによって置き換え、統合するものである。ELM、コトヌー・マンデート（ACP投資ファシリティおよびEU加盟国の包括的保証に支えられたEIB資金からのACP諸国における貸付金を含む）、および対外投資計画/EFSDの下で過去に行われた金融業務は、EFSD+に完全に統合される。この規則は、2021-2027年MFFの下でのEU域外におけるEIB業務の全体的枠組みを定めており、特に近隣諸国、サハラ以南アフリカ、アジア太平洋、南北アメリカおよびカリブ海諸国におけるEUの政策を支える。

NDICI第1投資ウィンドウ（「IW 1」）および第4投資ウィンドウ（「IW 4」）は、個別の保証契約で正式に定められた専用ウィンドウであり、これらの下でEUはアフリカ、カリブ海諸国および太平洋地域における保証付きEIB融資業務に対してリスク・カバーを提供する。EIBは、NDICI IW 1およびIW 4の両方の個別財務書類を作成している。

Z.58. 多地域保証プラットフォーム・イタリア（「AGRI」）

イタリアの農業プラットフォームは、EIFとイタリアの6地域（ヴェネト、エミリア・ロマーニャ、ウンブリア、カンパニア、カラブリア、プーリア）との間の資金提供契約の締結で正式に開始された。2018年にはイタリアの2つの地域（ピエモンテ州とトスカーナ州）が加わった。イタリアにおける農業プラットフォームは、欧州農業農村振興基金（「EARFD」）からの構造基金を使用して、各加盟農村開発プログラム（「RDP」）の財源を使用してファースト・ロスをカバーする金融商品を展開している。このプラットフォームの目的は、地域レベルで新規事業を育成し、同時に農民および農業関連事業への新規貸付けを支援するために、地域実行官庁を標準的商品の方向に導くことである。

Z.59. マルチ・アニュアル・プログラム（MAP）エクイティ

企業および起業のためのマルチ・アニュアル・プログラム（MAP）に基づき、EIFは欧州委員会に代わり欧州委員会のリスクにおいてリソースの管理を行っている。EIFは、MAPエクイティの個別財務書類を作成している。

Z.60. インベストEUアドバイザー・ハブ

インベストEU規則は、EU経済の持続可能な発展と競争力に貢献する資金調達および投資業務を通じてEUの政策目標を支援することを目的として、インベストEUプログラムを定めている。インベストEUアドバイザー・ハブによる支援は、プロジェクトの助言、能力開発、市場開発支援をプロモーターや仲介者に提供し、インベストEUプロジェクトのパイプラインを構築する。欧州委員会とEIBは、「持続可能なインフラ・ウィンドウ」、「研究・イノベーション・デジタル化および中小企業ウィンドウ」、「社会投資・スキル・ウィンドウ」、「インベストEUアドバイザー・ハブのセクター横断的ウィンドウ」の下で、政策と投資の優先事項を対象とする11のテーマ別アドバイザー・サポート・イニシアチブの提供に関するアドバイザー協定に調印した。EIBは、インベストEUアドバイザー・ハブの個別財務書類を作成している。

Z.61. バルト諸国新規事業育成基金（「BIF」）

2012年9月に署名されたバルト諸国新規事業育成基金（「BIF」）は、パートナーシップとして組成されたファンド・オブ・ファンズであり、バルト海沿岸地域に重点を置いてベンチャー・キャピタルおよびプライベート・エクイティ・ファンドに投資する。この基金は、EIBグループならびにエストニアのFund KredEx、ラトビアのLatvijas Garantiju AgentiiraおよびリトアニアのInvesticiju ir verslo garantijosinというバルト諸国の国家機関から共同出資を受けている。EIFは、BIFの個別財務書類を作成している。

バルト諸国新規事業育成基金2（「BIF2」）は、EIFが管理するバルト諸国新規事業育成基金（「BIF」）の後継基金である。BIF2は、BIFと同一の構造を持ち（コストを最小化し、類似のイニシアチブとの相乗効果を可能にする仮想FoF）、156百万ユーロと僅かに規模が増加することを想定している（BIFの規模は130百万ユーロ）。バルト三国は、EIFが管理するRCR資金からの78百万ユーロとともに、合計78百万ユーロ（各26百万ユーロ）を確約することになる。EIFはこのファシリティのマネージャーとしての役割を果たす。BIF2は、アーリーステージ投資に対する現地の取組みを補完するために、グロースキャピタルにより多くの焦点を当てることになる。

バルト3国の3つのNPIの拠出目標水準は以下のとおりである。

- KredEx（エストニア）：26百万ユーロ
- Altum（ラトビア）：26百万ユーロ
- INVEGA（リトアニア）：26百万ユーロ

Z.62. グローバル・エネルギー効率・再生可能エネルギー基金（GEEREF）

グローバル・エネルギー効率・再生可能エネルギー基金（「GEEREF」）の下で、EIFは2007年12月より投資アドバイザーの機能を果たしている。GEEREFは、EC、ドイツ連邦政府およびノルウェー王国の支援を受けており、その目的は主に、エネルギー効率および再生可能エネルギーに関与し、開発途上国および市場経済移行国におけるクリーンエネルギーの利用可能性を高めるプロジェクトおよび企業を資産に持つ、地域のファンドに投資することである。GEEREF事業の開拓は、サブアドバイザー契約の下で、正式にEIBに委任されている。

Z.63. 学生ローン保証ファシリティ（エラスムス計画）

欧州構造投資基金（「ESIF」）の下、EIFは、加盟国により2015年11月以降の保有基金管理運営者として任命され、ESIFファンドの管理・運営を行っている。ESIFイニシアチブは、中小企業の資金調達、ならびにプライベート・エクイティ・ファンド、ギャランティー・ファンドおよびローン・ファンドなどの金融工学商品の利用を促進することを目的としている。EIFは、現在、加盟国・地域（バス＝ノルマンディー地域圏およびラングドック＝ルシヨン地域圏）との間で締結した2件のESIF資金供与契約を管理している。EIFは、学生ローン保証の個別財務書類を作成している。

Z.64. ポーランド・グロース・ファンド・オブ・ファンズ（「PGFF」）

2013年4月に署名されたポーランド・グロース・ファンド・オブ・ファンズ（「PGFF」）は、パートナーシップとして組成されたファンド・オブ・ファンズであり、ポーランドに重点を置いてベンチャー・キャピタルおよびプライベート・エクイティ・ファンドに投資する。同ファンドは、EIBグループとBank Gospodarstwa Krajowegoが共同出資している。EIFは、PGFFの個別財務書類を作成している。

Z.65. JASPERS

JASPERS（欧州地域のサポート計画に対する共同支援）は、EIBと欧州委員会の間の技術援助ファシリティである。戦略的目標は、パイプラインの特定、選択と優先順位付け、結束政策基金、コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティおよび公正な移行基金プロジェクトの開発と承認に始まるプロジェクトのライフサイクル全体を通じて、関連するカウンターパーティーに的を絞った助言支援を提供することにより、結束政策、コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティ、加盟候補国向け支援制度および公正な移行におけるプロジェクトの質の高いタイムリーな実施、ならびにプロジェクトの財務的終了およびその後の実施と完了を支援することである。EIBは、JASPERSの個別財務書類を作成している。

Z.66. 中央ヨーロッパ・ファンド・オブ・ファンズ（「CEFoF」）

中央ヨーロッパ・ファンド・オブ・ファンズ（「CEFoF」）は、オーストリア、チェコ共和国、スロバキア、ハンガリーおよびスロベニア（CE諸国）の政府および国家機関との緊密な協力の下で欧州投資基金（「EIF」）によって創設されたファンド・オブ・ファンズ・イニシアチブであり、これらの地域全体にわたって中小企業（「SME」）へのエクイティ投資を促進し、健全な市場に基づくリスク資金調達インフラストラクチャーを確立し、事業投資における最良市場標準を導入し、中央ヨーロッパに機関投資家および投資マネージャーを呼び込むことを目的としている。

Z.67. fiコンパス

「fiコンパス」は、欧州委員会がEIBと協力して提供する、より一般的には共同管理基金と呼ばれる結束基金の下でのアドバイザリー・サービスのためのプラットフォームである。このプラットフォームは、金融商品の実施と加盟国間への優良事例の普及を目的として、必要な知識ベースと行政能力の育成においてステークホルダーを支援する技術援助を提供する。

Z.68. アルプス地域成長投資プラットフォーム（「AlpGIP」）

2017年9月、EIFは革新的な、EUのアルプス・マクロ・リージョンにおける最近のベンチャー・キャピタルおよび成長セグメントを対象とした、地域持分投資プラットフォーム（非法人構造）を立ち上げた。イタリアのロンバルディア、ピエモンテ、ヴァッレ・ダオスタ、アルト・アディジェ（ボルツァーノ地域）の各州は、すでにこのプラットフォームに投資しており、他の地域も後の段階での参加が見込まれている。

Z.69. ドイツ・コロナ・マッチング・ファシリティ（CMF）

ドイツ政府は、ドイツ経済向けのCOVID-19危機対策の一環として、2021年6月30日までベンチャー・キャピタル・ファンドに、すべてのドイツのポートフォリオの企業についてすべての資金調達時において自動的かつ公平な共同投資を提供することを目的としている。

Z.70. グローバル環境ファシリティ - 国連環境プログラム (GEF-UNEP)

これは、国連環境プログラム (UNEP) と協力して、地中海の汚染の除去の長期的な結果に間接的に寄与する栄養物の削減につながる成果を伴う主に設備投資プロジェクトである将来の投資の特定、選択および設計を支援する技術援助を実施するためのグローバル環境ファシリティ (GEF) である。

Z.71. EU貿易振興・競争力向上プログラム (「EUTCP」)

経済成長を加速させ、民間セクターの発展を支援し、地域統合ならびに気候変動の軽減および適応を強化するというEUの政策目的に沿って、EIBはEUTCPを展開するためにECと協力している。EUTCPでは、(i) バリュー・チェーン向けのEIBの長期貸付金、(ii) 保証手段 (リスク・シェアリング・ファシリティ) および (iii) 選別された国における市場の機能不全に対処するための技術的支援 (専門家支援ファシリティ) を組み合わせて用いる。EUTCPはまた、EIBにとってそれぞれの国におけるポジショニングについて戦略的に重要な取組みを表す。このプログラムは、EIBの伝統的な商品を補完する新たな保証商品を可能にするため、選択された対象国におけるバリュー・チェーンに沿ってSMEに対する多額の投資をもたらすことが見込まれる。EIBは、EUTCPのリスク・シェアリング・ファシリティの個別財務書類を作成している。

Z.72. MS-C-加盟国コンパートメント

MS-Cマルタ

EIFと運用当局 (「MA」) との長年にわたる関係およびマルタにおける金融商品の実施における良好な実績に基づき、マルタ政府はEIFに対し、加盟国コンパートメント (「MS-C」) とERDFおよび国家財源を組み合わせる資金調達されるインベストEUのSME競争力向上の上限を設けない保証を用いての、SMEイニシアチブ (同国で順調に実施されている) の継続を要請した。

規制上の制限により、マルタ政府はERDF運用プログラムから9.48百万ユーロしか割り当てることができない。このためマルタ政府は、7.07百万ユーロの自国の予算財源を使用して金額を16.55百万ユーロまで増額する予定である (これは、これまでの2つのイニシアチブであるJEREMIEおよびSMEイニシアチブの当初の金額と一致する)。マルタのMAは、2025年以降に資金を追加し、総額30百万ユーロの規模を目標とすることを示している (拠出協定および関連する法的文書の改訂を条件とする)。

Z.73. ファンド・オブ・ファンズ・マンドート (仮想)

後継のルクセンブルグ・フューチャー・ファンド2 (「LFF」) のマンドートは、事前に定義されたルクセンブルクの視点 (ルクセンブルク経済実体基準) によるアーリーステージ、グロース、メザニンおよび共同投資に焦点を当てている。LFF2の投資業務は、プライマリー・ファンド・コミットメントおよび共同投資 (SPV経由) の形で行われる。LFF2の投資戦略は (LFF1に比較して) 拡大され、ベンチャー・キャピタルに加えて、プライベート・エクイティおよびハイブリッド・デット・エクイティ戦略も含められた。投資は、グリーン・テクノロジー、全般的ICT、新宇宙技術、医療技術、金融技術などの革新的な企業に焦点を当てる。LFF2はマンドート銀行口座を持つ仮想構造である。

Z.74. LfA-EIFファシリティ

LfA-EIFファシリティは、2009年に調印されたもので、ドイツ・ババリア地方における技術志向の初期および拡大段階にある企業を支援するために投資を提供するEIFおよびLfAフォルダーバンク・バイエルンの共同ベンチャーである。

Z.75. G43信託基金

EIFは、2012年8月に署名されたG43アナトリア・ベンチャー・キャピタル・ファンドの下で、トルコ・セントラル・ファイナンス・ユニット（「CFCU」）から委託を受けている。このファンドは、トルコの南東アナトリア地方の中小企業への投資を専門にしている。EIFは、G43の個別財務書類を作成している。

Z.76. EUフォー・ビジネス保証ファシリティ

NIPの下でEUの一般予算から資金提供されるEUフォー・ビジネス保証ファシリティは、東方パートナーシップ諸国（ウクライナ、ジョージア、モルドバ）の経済発展を支援することを目的としたDCFTAイニシアチブの第1段階の延長（フェーズII）である。このファシリティは、次の輸出セクターで事業を展開する中小企業に焦点を当てている。農業、製造業または情報技術。これは、現地の銀行やその他の金融仲介機関に中小企業ポートフォリオ保証を提供することで、取引条件を改善し、中小企業の金融へのアクセスを改善することを可能にし、選択された国における市場の失敗に対処することを目的としている。EIBはEIFに保証ファシリティの実施と管理を委託した。

Z.77. アフリカ投資プラットフォーム（AIP）マラウイ農業促進（Kulima）

アフリカ投資プラットフォーム（「AIP」）の下で開発された「マラウイ農業促進（Kulima）の金融アクセス支援プログラム」は、マラウイにおける適格な民間農業食品セクター投資への転貸しのための仲介ファシリティから成る。このプログラムは、気候変動を背景としての持続可能な農業の成長を促進し、所得、雇用および食糧安全保障を向上させることを目的としている。EIBは、このプログラムの個別財務書類を作成している。

Z.78. アフリカ投資プラットフォーム（AIP）ザンビア

AIPの下で開発された「ザンビア農業バリュー・チェーン・ファシリティ・プログラム」は、農村の貧困と栄養不良を削減し、農村の民生を向上させるというザンビア政府の政策目標を支援することを目的としている。EIBのプロジェクトは、金融仲介機関を通じて民間の農業バリュー・チェーン関係者の金融へのアクセスを支援するとともに、これらの関係者に対する金融仲介機関の融資能力を強化することによって、農業バリュー・チェーンにおける市場の不備に対処することを目的としている。EIBは、このプログラムの個別財務書類を作成している。

Z.79. 技術移転パイロット・プロジェクト（「TTP」）

欧州委員会の資金提供を受けて2008年11月に調印されたTTPに基づき、EIFはシード前およびシード段階における資金提供を通じて技術移転体制を支援している。EIFは、TTPの個別財務書類を作成している。

Z.80. 欧州技術ファシリティ（「ETF」）

ETFスタートアップ・ファシリティでは、EIFは自己の名義で、ただし欧州委員会に代わり欧州委員会のリスクにおいて、ETFスタートアップ投資を取得、運用、処分する権限を与えられている。

Z.81. 持続可能な開発のための欧州基金（EFSD）保証「金融イニシアチブへのアクセス」

EFSD保証「SMEの金融イニシアチブへのアクセス」は、特に特定の対象国の若い起業家、女性起業家、スタートアップ企業、その他の特定のグループに焦点を当て、人口移動の根本原因のいくつかに対処することを最優先の目的とした、中小企業、十分なサービスを受けていない起業家を対象とした保証制度である。このプログラムは、EIBが選定した各国の銀行や金融機関に対し、各国の金融機関が

より高いリスクレベルを付与しているために他の起業家よりも金融へのアクセスが少ない、これらの十分なサービスを受けていない起業家によって経営または所有されている中小企業や零細中小企業に対して、融資された貸付金ポートフォリオ、および銀行保証と開設された信用状のファースト・ロス信用保護を提供することを目的としている。対象国は、欧州の東部および南部の近隣に所在する国となる。EIBは、このプログラムの個別財務書類を作成している。

Z.82. ドイツのためのメザニン・ダッハ・ファンド（「MDD」）

MDDは2013年6月に調印された投資プログラムであり、ドイツの中堅企業に投資するハイブリッド債および株式ファンドを引き受けるために、ドイツ連邦経済技術省（「BMWi」）および州の様々な機関が資金を供出している。

Z.83. 東方パートナーシップ・コネクティビティ投資のための技術支援（EPIC）

EPIC（東方パートナーシップ・コネクティビティ投資のための技術支援）は、近隣投資プラットフォーム（NIP）の下での技術支援制度であり、東方パートナーシップ地域内および東方パートナーシップ諸国とEUとの間の接続性の向上に貢献する。EIBは、EPICの個別財務書類を作成している。

Z.84. グリーン・フォー・グロース・ファンド（「GGF」）

グリーン・フォー・グロース・ファンドはEIFによって2009年12月に設立され、トルコを含む欧州東南部諸国のエネルギー効率改善に特化して資金提供を行っている。

Z.85. TARGET

TARGET（グリーン・エネルギーへの移行中の地域に対する技術支援）は、クリーンエネルギー・プロジェクトとエネルギー効率化プロジェクトの特定と開発、および投資と地上での持続可能な雇用の創出により石炭等の採鉱に依存する地域を支援することを目的とした技術支援ファシリティであり、石炭等の採鉱をベースとした活動から脱却するためのものである。EIBは、TARGETの個別財務書類を作成している。

特別部門計算書⁽¹⁾

2023年12月31日および2022年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

資産	2023年12月31日	2022年12月31日
地中海沿岸諸国		
欧州連合の財源によるもの		
実行済貸付残高	3,415	4,550
リスク資本業務		
- 未実行金額	21,523	21,523
- 実行済金額	26,319	27,783
	47,842	49,306
合計⁽²⁾	51,257	53,856
- ロメ協定		
リスク資本による業務		
- 実行済金額	67,964	74,631
合計⁽³⁾	67,964	74,631
合計	119,221	128,487
負債	2023年12月31日	2022年12月31日
受託管理資金		
欧州連合の委託によるもの		
- 地中海沿岸諸国金融議定書	29,734	32,333
- ロメ協定	67,964	74,631
受託管理資金の合計	97,698	106,964
未実行金額		
地中海沿岸諸国における貸付業務およびリスク資本業務	21,523	21,523
未実行金額の合計	21,523	21,523
合計	119,221	128,487

付記：

欧州連合の委託に基づきEIBが元利回収を引き受けた、欧州委員会提供の特別条件付貸付金の実行済・未返済残高合計：

- a) 2023年12月31日現在における第1次、第2次および第3次ロメ協定に基づくもの：172,152千ユーロ
(2022年：191,538千ユーロ)
- b) 2023年12月31日現在における地中海沿岸諸国との間で署名した金融議定書に基づくもの：21,004千ユーロ
(2022年：25,216千ユーロ)

欧州連合 - 欧州開発金融機関民間部門開発ファシリティとの関連において、保証部分の導入契約が2014年8月20日に締結された。EU保証の総額は、2023年12月31日現在で38,920千ユーロ(2022年：38,920千ユーロ)である。

注(1)：特別部門は、総務会によって1963年5月27日に設定された。1977年8月4日の決議に基づき、その目的が見直され、第三者の勘定で第三者の委託に基づいて欧州投資銀行が実行した金融業務を記録するためとされた。ただし、コトヌー協定、欧州連合-アフリカ・インフラ信託基金、近隣インベストメント・ファシリティ信託基金（「NIF」）およびFEMIP信託基金に基づくインベストメント・ファシリティについては、個別財務書類に表示されている。また、EIBは2005年より他の委託について異なる種類の財務書類を作成している。

特別部門計算書は、欧州連合および加盟国の委託に基づく実行済金額もしくは未実行金額から解約額および返済額を控除した金額を示している。実行済金額および未実行金額ならびに受取済および受取予定資金は、額面価額で計上されている。特別部門計算書では、これらの業務に付随するリスクを補填するために必要となりうる引当金もしくは評価損益は、確定的な償却を除き、考慮されていない。外貨建ての金額は、12月31日現在の実勢為替レートで換算されている。

注(2)：欧州連合の委託に基づき、欧州連合の勘定により、またそのリスク負担の下に、マグレブおよびマシュレク諸国、マルタ、キプロス、トルコならびにギリシャにおけるプロジェクト資金（1981年1月1日の欧州共同体加盟前に10百万ユーロ融資）のため締結された契約の実行時の金額：

実行時の金額：		840,457
減算：	為替差額	57,287
	解約額	179,322
	返済額	552,591
		<u>-789,200</u>
		<u>51,257</u>

注(3)：欧州連合の委託に基づき、欧州連合の勘定により、またそのリスク負担の下に、アフリカ・カリブ海および太平洋諸国ならびに加盟国の属国および属領（ACP-OCT）におけるプロジェクト資金のため締結された契約の実行時の金額：

リスク資本による貸付金：		
条件付劣後貸付金	3,116,097	
出資	121,002	
実行時の金額：		3,237,099
加算：	資産計上された利息	9,548
減算：	解約額	746,373
	返済額	2,376,485
	為替差額	55,825
		<u>-3,178,683</u>
		<u>67,964</u>

【EU会計指令に基づく個別財務書類】

当有価証券報告書の本項に記載されているEIBの2023年12月31日現在の貸借対照表およびオフ・バランスシート、ならびに同日に終了した事業年度の損益計算書およびキャッシュ・フロー計算書（以下「個別財務書類」という。）は、銀行およびその他の金融機関の年次財務書類および連結財務書類に関する1986年12月8日付欧州経済共同体理事会指令（86/635/EEC）の一般原則（一部の銀行およびその他の金融機関の年次財務書類および連結財務書類に関して、2001年9月27日付欧州共同体指令2001/65/EC、2003年6月18日付欧州共同体指令2003/51/ECおよび2006年6月14日付欧州共同体指令2006/46/ECにより改正済み）に準拠して作成されている。

[次へ](#)

貸借対照表

2023年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

資産	2023年12月31日	2022年12月31日
1. 現金、中央銀行および郵便局預け金 (注B.1)	210,008	112,655
2. 中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期 証券(注B.2)	35,436,709	20,349,770
3. 金融機関貸付金および預け金		
a) 要求払	699,496	658,339
b) その他の貸付金および預け金(注C)	45,041,746	63,986,798
c) 貸付金(注D.1)	91,347,123	93,274,087
d) 評価損益(注D.2)	-2,392	-3,485
	137,085,973	157,915,739
4. 対顧客貸付金および預け金		
a) その他の貸付金および預け金(注C)	55,581	125,883
b) 貸付金(注D.1)	335,335,122	326,861,203
c) 評価損益(注D.2)	-540,260	-388,263
	334,850,443	326,598,823
5. 確定利付証券を含む負債証券(注B.2)		
a) 公共機関による発行	5,310,290	4,508,676
b) その他による発行	5,407,964	5,414,808
	10,718,254	9,923,484
6. 株式およびその他の変動利付証券(注E.1)	9,504,104	8,942,605
7. 参加持分(注E.1)	439,946	353,462
8. 関係会社株式(注E.2)	1,579,962	1,549,444
9. 無形資産(注F)	94,906	69,096
10. 有形資産(注F)	281,646	249,301
11. その他の資産(注G)	460,000	334,465
12. 払込請求済だが払込未済の応募済資本金 および準備金(注H.3)	479,548	799,248
13. 前払金および未収収益(注I)	16,189,101	17,389,622
資産合計	547,330,600	544,587,714

添付の注記は本財務書類に不可欠の部分である。

貸借対照表（続き）

2023年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

負債	2023年12月31日	2022年12月31日
1. 金融機関に対する債務（注J）		
a) 要求払	1,094,567	2,371,014
b) 期日払または通知払	1,051,719	3,071,084
	2,146,286	5,442,098
2. 顧客に対する債務（注J）		
a) 要求払	1,917,903	1,437,246
b) 期日払または通知払	159,477	57,543
	2,077,380	1,494,789
3. 債務証券借入（注K）		
a) 負債証券	426,635,480	422,523,581
b) その他	8,184,017	9,173,893
	434,819,497	431,697,474
4. その他の負債（注G）	4,846,177	4,260,011
5. 未払金および繰延収益（注I）	17,945,728	18,802,756
6. 引当金		
a) 年金制度および健康保険制度（注L）	4,708,456	4,368,469
b) 保証業務に係る引当金（注D.4）	77,139	86,584
	4,785,595	4,455,053
7. 応募済資本金（注H）		
a) 応募済資本金	248,795,607	248,795,607
b) 払込未請求資本金	-226,604,892	-226,604,892
	22,190,715	22,190,715
8. 準備金（注H）		
a) 準備基金	24,879,561	24,879,561
b) その他準備金	18,287,284	16,579,738
c) 特別活動準備金	11,194,601	10,303,216
d) 一般貸倒準備金	1,883,372	2,115,966
	56,244,818	53,878,481
9. 当期純利益（注M）	2,274,404	2,366,337
負債合計	547,330,600	544,587,714

添付の注記は本財務書類に不可欠の部分である。

オフ・バランスシート

2023年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

	2023年12月31日	2022年12月31日
偶発債務および保証：		
- 第三者からの貸付金に係るもの（注U.1.3）	26,930,111	24,376,731
契約債務：		
- EIF払込未請求資本（注E.2およびX.1）	3,524,800	3,468,800
- 未実行貸付金（注D.1）		
- 金融機関	30,888,083	31,375,087
- 対顧客	99,325,526	93,274,466
	130,213,609	124,649,553
- 株式およびその他の変動利付証券ならびに 参加持分への未実行額		
- プライベート・エクイティおよび ベンチャー・キャピタル事業への未実行額 （注E.1）	4,781,500	4,495,437
- 投資基金およびインフラ基金への未実行額 （注E.1）	3,312,394	3,435,704
- EBRD払込未請求資本	712,630	712,630
	8,806,524	8,643,771
- 未実行代替貸付金	223,950	223,950
第三者に代わって保有している資産^(*)（注Z）：		
- イノベーション基金	9,030,405	6,913,187
- 近代化基金	5,118,076	3,906,016
- インベストメント・ファシリティ・コトヌー	4,009,790	4,334,223
- EIF	2,237,137	2,334,013
- イノベーターのためのEU資金提供 （InnovFin）	2,101,940	2,077,808
- インベストEU	2,028,033	2,307,793
- NER300	1,043,512	1,022,327
- コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティ （CEF）	865,833	824,615
- 資金パートナーシップ・プラットフォーム	674,629	213,415
- 汎ヨーロッパ保証基金	669,835	674,444
- EUアフリカ・インフラ信託基金	373,485	393,040
- 地域金融商品	177,627	216,990
- ACP信託基金ECコンパートメント	123,622	0
- 特別部門	119,221	128,487
- 復興・強靱化ファシリティ金融商品 （「RRF-FI」）	91,245	90,202

オフ・バランスシート（続き）

2023年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

	2023年12月31日	2022年12月31日
- リスク・シェアリング・ファイナンス・ファシリティ（RSFF）（リスク・シェアリング・インスツルメント（RSI）を含む）	86,885	90,681
- EUウクライナ基金	72,931	0
- エネルギー効率関連プライベート・ファイナンス商品	57,090	54,747
- 欧州近隣パートナーシップ枠組み（ENPI）	51,178	68,268
- 深化した包括的自由貿易協定地域（DCFTA）	50,588	51,063
- 近隣インベストメント・ファシリティ（NIF）リスク資本ファシリティ	45,075	37,103
- GF ギリシャ	43,687	42,406
- 国際開発協力機構（AECID）	37,956	49,809
- 欧州戦略投資基金（EFSI）- 欧州投資アドバイザリー・ハブ（EIAH）	37,864	33,339
- JESSICA保有基金	33,025	176,684
- グローバル譲許的資金ファシリティ（GCFF）ヨルダン民間セクター保証ファシリティ	28,370	0
- 欧州地中海投資パートナーシップ制度（FEMIP）信託基金	25,947	22,543
- 加盟候補国向け支援制度（IPA）II	18,729	24,333
- EPTA信託基金	18,030	17,987
- 近隣インベストメント・ファシリティ（NIF）信託基金	17,404	28,878
- 自然環境保護資金調達ファシリティ	12,173	11,514
- EUサポート・ブースト・アフリカ	12,069	5,207
- IW4	9,691	0
- インベストEUアドバイザリー・ハブ	4,433	0
- JASPERS	2,488	0
- Fiコンパス	2,375	0
- グローバル環境ファシリティ - 国連環境プログラム（GEF-UNEP）	1,378	1,431
- EU貿易振興・競争力向上プログラム	792	880
- EUフォー・ビジネス保証ファシリティ	281	0
- アフリカ投資プラットフォーム（AIP）マラウイ農業促進（Kulima）	276	262
- アフリカ投資プラットフォーム（AIP）ザンビア	258	298
- 持続可能な開発のための欧州基金（EFSD）保証「金融イニシアチブへのアクセス」	200	217
- 東方パートナーシップ・コネクティビティ投資のための技術支援（EPIC）	51	8
- TARGET	3	0
	29,335,617	26,154,218
その他の項目：		
- 金利スワップ契約の想定元本（注V.1.2）	598,658,133	573,024,821
- 通貨スワップ契約（支払）の想定元本	239,108,656	242,236,843

- 通貨スワップ契約（受取）の想定元本 （注V.1.1）	238,814,394	243,344,964
- 短期通貨スワップ契約（支払）の想定元本	26,606,319	21,731,627
- 短期通貨スワップ契約（受取）の想定元本 （注V.2）	26,212,091	21,411,941
- 先物契約の想定元本（注V.2）	21,311,849	8,804,329
- EIFの少数株主に付与されたプット・オプション（注E.2）	461,826	419,763
- 為替予約取引の想定元本（注V.2）	127,287	267,069
- 開始済だが未決済の通貨スワップ（受取） （注V.1.1）	45,517	0
- 開始済だが未決済の通貨スワップ（支払）	45,249	0
- 借入債務支払に係る特別預け金（注S）	2,422	560

(*) 運用資産は、利用可能な最新の数値に基づいて、オフ・バランスシート項目として開示されている。比較対象数値は、利用可能な最新の情報を反映するために修正再表示されることがあり得る。

添付の注記は本財務書類に不可欠の部分である。

損益計算書

2023年12月31日終了事業年度

(単位：千ユーロ)

	2023年	2022年
1. 受取利息および類似収益（注N）	26,070,107	18,664,920
2. 支払利息および類似費用（注N）	-22,879,518	-15,687,107
3. 証券からの収益		
a) 株式およびその他の変動利付証券からの収益	617,177	623,205
b) 関係会社株式からの収益	7,824	9,305
	625,001	632,510
4. 受取手数料（注O）	441,861	451,031
5. 支払手数料（注O）	-435,679	-437,108
6. 金融業務損益（注P）	-7,122	-43,055
7. その他の業務収益および費用の純額（注Q）	15,073	16,507
8. 一般管理費（注R）		
a) 人件費（注L）	-962,523	-832,264
b) その他の管理費	-342,542	-306,074
	-1,305,065	-1,138,338
9. 有形・無形資産に係る評価損益（注F）		
a) 有形資産	-35,121	-32,721
b) 無形資産	-35,824	-29,656
	-70,945	-62,377
10. 貸付金および預け金ならびに偶発債務引当金に係る（再）評価損益	-173,582	-29,195
11. 固定金融資産として保有される譲渡可能有価証券、参加持分および関係会社株式に係る（再）評価損益	-5,727	-1,451
12. 当期純利益（注M）	2,274,404	2,366,337

添付の注記は本財務書類に不可欠の部分である。

キャッシュ・フロー計算書

2023年12月31日終了事業年度

(単位：千ユーロ)

	2023年	2022年
A. 営業活動によるキャッシュ・フロー：		
当期純利益（注M）	2,274,404	2,366,337
調整額：		
貸付金および預け金ならびに偶発債務引当金に係る（再）評価損益	173,582	29,195
有形・無形資産に係る評価損益および償却（注F）	70,984	62,377
固定金融資産として保有される譲渡可能有価証券、株式、その他の 変動利付証券および参加持分に係る（再）評価損益（注E.1）	70,557	-1,055
正味受取利息（注N）	-3,190,589	-2,977,813
為替調整額	-1,654	-171,829
営業活動による損失	-602,716	-692,788
金融機関および対顧客貸付金および預け金の実行額	-49,212,369	-50,141,816
金融機関および対顧客貸付金および預け金の返済額	43,573,735	44,748,413
その他の貸付金および預け金の変動額（注C）	-19,264,172	6,721,674
ルクセンブルク中央銀行の最低預金準備率を充足するための預け金 の変動額（注B.1）	-122,729	57,213
財務運用ポートフォリオの変動額	-12,909,583	17,555,084
金融機関および顧客に対する債務の変動額（注J）	-2,713,221	-18,559,687
年金制度および健康保険制度の引当金の変動額（注L）	339,987	207,439
保証業務に係る引当金の変動額（注D.4）	0	58,668
その他の資産およびその他の負債の変動額（注G）	548,171	-290,634
前払金および未収収益ならびに未払金および繰延収益の変動額	-2,899,390	6,305,595
利息受取額	21,965,335	16,039,887
利息支払額	-19,645,378	-13,648,305
営業活動による / （で使用した）正味現金	-40,942,330	8,360,743
B. 投資活動によるキャッシュ・フロー：		
EIF株式購入 / 応募	-30,518	0
期中に購入した長期HQLAポートフォリオの有価証券	-2,026,516	-1,778,122
期中に満期償還または売却された長期HQLAポートフォリオの有価 証券	9,000	450,000
負債証券ポートフォリオに含まれる代替貸付金の購入	-5,339,115	-3,953,827
負債証券ポートフォリオに含まれる代替貸付金の償還	3,853,416	4,550,236
株式およびその他の変動利付証券取得額（注E.1）	-1,964,710	-2,132,239
株式およびその他の変動利付証券売却額（注E.1）	1,334,058	1,590,693
参加持分取得額（注E.1）	-88,558	-76,231
参加持分売却額（注E.1）	624	39,744
有形・無形資産の購入（注F）	-129,139	-81,140
投資活動による / （で使用した）正味現金	-4,381,458	-1,390,886

キャッシュ・フロー計算書（続き）

2023年12月31日終了事業年度

（単位：千ユーロ）

	2023年	2022年
C. 財務活動によるキャッシュ・フロー：		
債務証券借入の発行（注K）	112,247,710	84,649,253
債務証券借入の償還（注K）	-106,254,511	-97,048,909
加盟国の拠出	319,700	319,700
財務活動による / （で使用した）正味現金	6,312,899	-12,079,956
キャッシュ・フローの要約表：		
現金および現金同等物期首残高	63,536,016	68,738,510
以下による正味現金：		
営業活動	-40,942,330	8,360,743
投資活動	-4,381,458	-1,390,886
財務活動	6,312,899	-12,079,956
保有現金に係る為替調整	244,997	-92,395
現金および現金同等物期末残高	24,770,124	63,536,016
現金および現金同等物の内訳：		
現金、中央銀行および郵便局預け金（ルクセンブルク中央銀行の 最低預金準備率を充足するための預け金を除く）（注B.1）	13	25,389
短期金融市場証券（注B.2）	49,891	552,038
金融機関および対顧客貸付金および預け金：		
要求払	699,496	658,339
その他の貸付金および預け金（注C）	24,020,724	62,300,250
	24,770,124	63,536,016

添付の注記は本財務書類に不可欠の部分である。

[次へ](#)

欧州投資銀行

財務書類に対する注記

2023年12月31日現在

欧州投資銀行（「EIB」）は、1958年にローマ条約により、欧州連合（「EU」）の長期貸付銀行として設立された。EIBの任務は、EU加盟国の統合、均衡の取れた発展、経済的および社会的な結束に貢献することである。EIBは、資本市場で多額の資金を調達し、それらの資金をEU政策目標を促進するプロジェクトに有利な条件で貸し付けている。EIBは継続的に、その業務をEU政策の展開に適合させている。

登記上の事務所所在地は、98-100, boulevard Konrad Adenauer, L-2950 Luxembourgである。

注A：重要な会計方針

A.1. 作成基準

A.1.1. 会計原則

欧州投資銀行の非連結財務書類（「本財務書類」）は、銀行およびその他の金融機関の年次財務書類および連結財務書類に関する1986年12月8日付欧州共同体理事会86/635/EEC指令書（特定の業種の会社、銀行およびその他の金融機関の年次財務書類および連結財務書類に関する2001年9月27日付2001/65/EC指令書、2003年6月18日付2003/51/EC指令書および2006年6月14日付2006/46/EC指令書により改正済）（以下、「指令書」と総称する）の一般原則に準拠し、継続企業の前提に基づいて作成されている。

経営委員会（「MC」）の提案を受け、理事会は2024年3月21日に本財務書類を採択し、2024年4月26日までにこれを総務会に提出して承認を求めることを承認した。

EIBは、本年次財務書類と同日付の連結財務書類も公表している。

A.1.2. 重要な会計上の判断および見積り

本財務書類を作成するにあたり、経営委員会は報告されている収益、費用、資産、負債ならびに偶発資産および偶発債務の開示に影響する見積りおよび仮定を立てることが求められている。入手可能な情報の使用、および判断の適用は、見積りに特有のものである。将来の実際の結果は、これらの見積りとは異なる場合があり、これらの差異は本財務書類に対して重要なものとなる可能性がある。

最も重要な判断および見積りは、次のとおりである。

貸付金および預け金ならびに代替貸付金に係る評価損益

EIBでは、報告日ごとに貸付金および預け金ならびに代替貸付金を検証し、評価調整に係る引当金を計上すべきか否かを評価している。特に、引当金所要額を算定するにあたっては、将来キャッシュ・フローの金額と発生時期の見積りにおいて経営陣の判断を要する。こうした見積りは多くの要素に関する仮定に基づいており、実際の結果は見積りと異なることがあり、結果として、将来、引当金が増加する場合もある。個別に重要な貸付金および預け金ならびに代替貸付金に対する個別引当金の他に、個別引当金を計上する必要があると具体的に特定されていないものの、貸付金および預け金ならびに代替貸付金のデフォルト・リスクが付与された当初よりも高まっているエクスポージャーに対して、EIBは集会的引当金を計上するためのテストも実施している（注A.2.6を参照）。

株式およびその他の変動利付証券ならびに参加持分に係る評価損益

取得原価と時価のいずれか低い方を決定するために、EIBは、各報告日において間接的な持分投資を見直し、評価損益を計上すべきかどうかを評価する。特に、EIBは、(i) 適用される業界のガイドラインおよび基準に基づく入手可能な最新のファンド・マネージャー・レポートを考慮することにより、(ii) 他の同等のガイドラインまたは基準に基づいて算出された純資産価額（「NAV」）により、または(iii) ファンド・マネージャーから提供された情報に基づいて内部的に、間接的な持分投資のNAVのEIB帰属部分を決定する。ほとんどの原投資の公正価値は、容易に確認可能な時価がない状況で見積られている。評価額に内在する不確実性および現在の市場の状況により、将来における実際の結果はファンド・マネージャーが見積もった評価額とは異なる可能性があり、かかる差異は財務書類に重要な影響を及ぼす可能性がある。また、貸借対照表日後にのみ利用可能な帰属するNAVは、経営陣が財務書類に重大な影響を与えると判断した場合にのみ考慮される（注A.2.7.1参照）。

保証業務に係る引当金

EIBは、金融保証契約を、予想プレミアムの正味現在価値（「NPV」）または当初予想損失に対応する公正価値で当初認識している。その後金融保証は、対応する損失引当金と、当初認識時の受取プレミアムから認識済収益を控除した額のいずれか高い方の金額により、将来の予想プレミアムの正味現在価値の不足額として測定される。EIBはまた、個別引当金を計上する必要があると具体的に特定されていないものの、保証が署名および発行された当初よりもデフォルトのリスクが高まっているエクスポージャーに対して、集合的引当金を計上するためのテストも実施している（注A.2.13を参照）。

年金および他の退職給付

確定給付年金制度および他の退職後医療費給付に係る費用は、数理計算上の評価を用いて算定する。数理計算上の評価に際しては、割引率、死亡率、ならびに将来の給与および年金の増加に関する仮定を行う。これらの制度は長期にわたるため、こうした見積りは重要な不確実性を伴う（注A.2.10を参照）。

A.1.3. EIBの英国に対するエクスポージャー

2017年3月29日、英国は、欧州連合条約（「TEU」）第50条に従って欧州連合（「EU」）から離脱する決定を欧州理事会に通知した。英国は、TEU第50条および「グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国の欧州連合および欧州原子力共同体からの離脱協定」（「離脱協定」）に基づき、2020年2月1日をもってEU加盟国でなくなった。英国のEUからの離脱により、英国は自動的に欧州投資銀行（「EIB」）の構成員でなくなり、応募済資本金の分担も終了した。

2020年2月1日より、EIBの応募済資本金における英国の分担金は、その全額につき、残りのEU加盟国が按分負担する増資をもって差し替えられた。この資本の差替え（均衡的資本差替え）は、EIBにおける英国の応募済資本金の払込請求済部分に加え、払込未請求部分も対象とするものであった。払込請求済部分の差替えは、EIBの準備金を払込請求済の応募済資本金に振り替えることで賄われた。増資の結果、残りの各EU加盟国において、EIBの応募済資本金の払込未請求（請求可能）持分が按分で増加した。

また、ポーランドおよびルーマニアのEIBに対する応募済資本金が、それぞれ5,386,000,000ユーロおよび125,452,381ユーロ引き上げられた。この増資（非均衡的増資）は、英国のEU離脱から1ヵ月後の2020年3月1日に効力を生じた。ポーランドとルーマニアは、EIBの応募済資本金の増加分の払込請求済部分につき支払いを行うものとし、10回の均等分割により半年ごとにEIBの準備金に拠出を行っていく。

英国がEIBの構成員でなくなった結果として、離脱協定には、EIBに関する財務決済を定めるいくつかの規定が盛り込まれている。離脱協定第150条に定める条項に従い、英国は、EIBに対する応募済資本金の従前の分担に従い、EU離脱前のEIBのエクスポージャーについて引き続き責任を負う。これに関連して、2023年12月31日現在で、EU離脱前のEIBのエクスポージャーは391,189百万ユーロとなり、一方、英国の負債の限度額は39,195百万ユーロとなった。

英国は、EIBのその他のリスクについても、それが離脱後の融資に関するものでない限り引き続き責任を負う。また、EIBは、離脱協定第150条に定める条項に従い、EUに代わって、EIBの払込請求済資本金に対する英国の分担金相当額を12回の分割により毎年英国に支払う。英国の払込請求済資本金の払戻しを除き、EIBは、英国がEIBの構成員でなくなることに関連して、または離脱協定の関連条項に定める英国の一部債務の留保を理由として、英国に対してその他の弁済、返金または報酬を支払う義務を負わないものとする。

A.2. 重要な会計方針の要旨

A.2.1. 外国通貨の換算

EIBは、加盟国の資本勘定の測定単位として、そしてEIBの本財務書類の表示にユーロ（「EUR」）を使用している。

EIBは、ユーロ、欧州連合加盟国の他の通貨および非EU通貨で業務を運営している。EIBの財源は様々な通貨建ての出資、借入および利益剰余金によって調達される。

外貨建取引は、取引日の実勢為替レートで換算される。EIBのユーロ以外の通貨建ての貨幣性資産および負債は、貸借対照表日の実勢為替レート（終値）に基づきユーロに換算される。これらの換算から生じた損益は損益計算書の「金融業務損益」に計上される。

A.2.2. デリバティブ

EIBは、金利リスクおよび外貨リスクのエクスポージャーを管理するため、デリバティブ商品（主に通貨スワップおよび金利スワップ）を資産負債管理（「ALM」）活動の一環として使用している。すべてのデリバティブ取引は、想定元本により、取引日にオフ・バランス項目として計上されている。

EIBのスワップの大部分は、債券発行および長期HQLAポートフォリオ（「LTHP」）の国債をヘッジする目的で締結されている。EIBは、通貨スワップおよび金利スワップを締結し、これにより借入資金を当初別の通貨に交換し、満期時には借入返済に必要な資金を元の通貨で入手し、または借入もしくは国債の金利ポジションを変更する。

またEIBは、貸付金のヘッジの一環として、またはグローバルなALMポジションのために通貨スワップ、金利スワップおよびオーバーナイト・インデックス・スワップを行っている。これに関する利息は、関連期間に対する比例配分で計上されている。

EIBは、財務オペレーションの一部としての為替スワップを主とした短期デリバティブ金融商品を使用するほか、アクティブ運用ポートフォリオ（有価証券流動性ポートフォリオ）をヘッジする手段としてのデリバティブも利用している。

A.2.2.1. 有価証券流動性ポートフォリオのデリバティブ

有価証券流動性ポートフォリオ（「SLP」）の一部として、デリバティブが締結され、貸借対照表に時価で計上される。すなわち、その時価が正の値の場合には、「その他の資産」に、負の値の場合には、「その他の負債」に計上される。時価の変動は、「金融業務損益」に含まれている。時価は、市場の公表価格、ディスカウント・キャッシュ・フロー・モデルおよびオプション価格モデルにより入

手している。オプション価格モデルには、現在の市況および原資産の契約価額と同様に、時間的価値、イールドカーブおよび原資産のボラティリティが考慮される。

デリバティブ金融商品の金利は、関連期間に対する比例配分で「前払金および未収収益」または「未払金および繰延収益」の勘定科目に計上される。

金利スワップ

金利スワップ契約は、金利ポジションを修正するために締結される。金利スワップにおける受取利息および支払利息は関連期間に対する比例配分で計上され、損益計算書では「受取利息および類似収益」または「支払利息および類似費用」に計上される。金利スワップの時価が正の値の場合には、「その他の資産」に、負の値の場合には、「その他の負債」に計上される。時価の変動は、「金融業務損益」に含まれている。

先物契約

金利および債券の先物契約（先物）は、政府債およびその他の債券への投資から発生するエクスポージャーをヘッジするために締結される。先物は高度に標準化されたデリバティブ契約であり、規制対象市場で取引され、日次での証拠金要件が適用される。先物契約の時価が正の値の場合には、「その他の資産」に、負の値の場合には、「その他の負債」に計上される。時価の変動は、「金融業務損益」に含まれている。

A.2.2.2. その他のデリバティブ

通貨スワップ

通貨スワップ契約は、通貨ポジションを調整するために締結される。通貨スワップの直物レッグの再評価は、「未払金および繰延収益」または「前払金および未収収益」で相殺されている。通貨スワップの先渡レッグは決済金額でオフ・バランスシート処理されており再評価されていない。直物金額と先渡金額の決済差額として生ずるプレミアム／ディスカウントは、損益計算書の「受取利息および類似収益」または「支払利息および類似費用」を通じ、関連期間に対する比例配分で償却される。

金利スワップ

金利スワップ契約は、金利ポジションを修正するために締結される。ヘッジのための金利スワップは再評価されず、その想定元本はオフ・バランスシートに計上される。金利スワップにおける受取利息および支払利息は関連期間に対する比例配分で計上され、損益計算書では「受取利息および類似収益」または「支払利息および類似費用」に計上される。

為替予約取引

為替予約取引は、将来の通貨ポジションを調整するために締結される。先渡レッグは、決済金額でオフ・バランスシート処理されており再評価されていない。直物金額と先渡金額の差額は、損益計算書の「受取利息および類似収益」または「支払利息および類似費用」を通じ、関連期間に対する比例配分で償却される。

デリバティブ金融商品の金利は、関連期間に対する比例配分で「前払金および未収収益」または「未払金および繰延収益」の勘定科目に計上される。

A.2.3. 金融資産および金融負債

金融資産および金融負債は決済日基準で計上されている。

A.2.4. 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、キャッシュ・フロー計算書に開示されており、手許現金、非拘束性の中央銀行預け金、要求払い預け金および取得日から3ヵ月以内に当初の満期日が到来する流動性の高い短期金融市場証券または定期預金から構成されている。これらの金融商品は、その価値変動リスクが軽微であり、容易に現金化が可能であり、EIBは短期的な契約債務の管理に使用している。

A.2.5. 中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券ならびに確定利付証券を含む負債証券

A.2.5.1. 長期高品質流動資産(HQLA)ポートフォリオ(「LTHP」)

従来の長期ヘッジポートフォリオ(「LTHP」)は、2021年に長期高品質流動資産(HQLA)ポートフォリオ(「LTHP」)に改編された。この改編とは、特に、ポートフォリオの規模、新たな適格通貨および承認されている投資の範囲の変更等である。このポートフォリオで購入した有価証券で、満期まで保有する目的で保有しているものに関するビジネスモデルに変更はない。この改編の下では、以下によって発行または保証された有価証券への投資が認められる。

- 欧州連合加盟国政府およびアメリカ合衆国(USA)政府
- 欧州連合、欧州安定メカニズム、欧州金融安定基金

これらの有価証券は、当初、購入価額で計上される。一時的でない評価損益は計上されている。購入価格と償還価額との差額は、有価証券の残存期間にわたり、関連期間に対する比例配分で「受取利息および類似収益」または「支払利息および類似費用」として計上される。

A.2.5.2. 運用ポートフォリオ

短期財務ポートフォリオ(「TMP」)

適切な水準の流動性を維持するため、EIBは満期が12ヵ月以内の短期金融商品、特に短期国庫証券および公共機関や金融機関が発行した譲渡可能負債証券を購入している。短期財務ポートフォリオの有価証券は、最終満期日まで保有されるもので、当初は購入価格で計上され、その後は償却原価で本財務書類に計上される。購入価格と償還価額との差額は、有価証券の残存期間にわたり、関連期間に対する比例配分で「受取利息および類似収益」または「支払利息および類似費用」として計上される。評価損益は、一時的ではない場合、「固定金融資産として保有される譲渡可能有価証券および参加持分に係る(再)評価損益」に計上される。

有価証券流動性ポートフォリオ(「SLP」)

SLPは、政府、国際機関、金融機関および企業が発行または保証した上場負債証券で構成されている。このポートフォリオは主にアクティブ運用され、ポートフォリオ内の有価証券は購入価格で当初認識され、その後は本財務書類に時価で表示される。時価の変動は、損益計算書の「金融業務損益」に計上される。

SLPの時価は、第一情報源としての活発な市場における公表相場価格に基づいている。入手できる公表相場価格がない金融商品については、市場参加者からの提示価格を入手することにより、および/または評価手法もしくはモデルを使用して、時価を決定している。評価手法もしくはモデルは観察可能な貸借対照表日現在の実勢市場データに基づくことが可能である場合に用いられる。

A.2.5.3. 代替貸付金

代替貸付金ポートフォリオは、主に特別目的事業体（「SPV」）、信託事業体または金融機関が発行した債券、ノートあるいは証書の形の債務で構成されている。これらの有価証券は満期まで保有されることを目的として保有されており、当初購入価格で計上され、その後は償却原価で評価されている。購入価格と償還価額との差額は、有価証券の残存期間にわたり、関連期間に対する比例配分で「受取利息および類似収益」として計上される。一時的でない評価損益は、個別に計上されている。減損しているが、そのように認識されていない契約を捕捉するために、それぞれ発生はしているが報告されていない損失について、集合的な評価損益が計上されている。個別および集合的な評価損益は、損益計算書に「固定金融資産として保有される譲渡可能有価証券、参加持分および関係会社株式に係る（再）評価損益」として計上され、貸借対照表上は対応する資産項目から減算されている。

代替貸付金の未実行部分は、名目値でオフ・バランスシートに記録される。

A.2.5.4. 優先債権者の地位（「PCS」）

EU一次法優位の原則および、EIB定款に定められているEIBの財産があらゆる形の接收および収用から免除されるものとする旨の原則は、満期時における欧州連合加盟国のソブリン・エクスポージャーの全額回収を保証するとみなされる。この財務保護および優先債権者としての地位により、欧州連合加盟国のソブリン・エクスポージャーまたは欧州連合加盟国の保証についての信用リスクも減損も発生しない。しかし、他の債権者と同様に、EIBは欧州連合加盟国ソブリン発行体の負債性金融商品に含まれる集団行動条項（「CAC」）に基づいた多数による決定事項に拘束される。

A.2.6. 金融機関および対顧客貸付金および預け金

A.2.6.1. 貸付金および預け金

貸付金および預け金は、正味実行額をもってEIBの資産に計上される。期末における貸付金残高について、その全額または一部の金額につき回収不能のリスクがある場合、個別の評価損益が計上されている。減損しているが、そのように認識されていないポートフォリオの貸付金を捕捉するために、または発生しているがまだ報告されていない損失について、集合的な評価損益が計上されている。これらの評価損益は、関連資産と同じ通貨で把握される。

評価損益は「貸付金および預け金ならびに偶発債務引当金に係る（再）評価損益」として損益計算書に計上されており、貸借対照表の対応する資産項目から減算されている。

貸付金および預け金の未実行部分は、名目値でオフ・バランスシートに記録される。

A.2.6.2. 貸付金利息

貸付金利息は、発生主義で、すなわち貸付期間にわたって、損益計算書に計上される。未収利息は、貸借対照表の資産の「前払金および未収収益」勘定に計上される。これらの貸付金利息の評価損益は、EIBの経営陣が個別に決定し、貸借対照表の適当な資産項目から控除される。

不良債権に関しては、評価損益が生じた場合、当初の契約条件に基づく未収利息の計上は停止される可能性がある。

A.2.6.3. リバース・リパーチェス契約（「リバース・レボ」）

リバース・リパーチェス契約は、担保有価証券を提供する金融機関に対してEIBが流動資金を貸し出す取引である。双方の当事者は、確定日に確定金額で取引を行うという取消不能の契約を結ぶことになる。

この取引は、支払引替渡しの原則に基づき行われる。すなわち流動資金の借手は、契約価額での決済と引き換えに、EIBの保管業者に有価証券を引き渡し、これによってEIBに金融市場と連動したリターンが発生する。

こうした種類の業務は、EIBの目的から、保証された金利が付加された貸付とみなされる。これらの取引は一般的に有担保金融取引として取り扱われるため、提供または受領した現金額に未収（経過）利息を加えた金額で計上されている。リバース・レボは、法定貸借対照表の資産側の「金融機関貸付金および預け金： b) その他の貸付金および預け金」に想定元本で計上される。

リバース・リパーチェス契約に基づいて受け取った有価証券は、有価証券に含まれる契約上の権利を支配できない限り、法定貸借対照表において認識されない。EIBは、これらの受け取った有価証券の市場価格を日々管理しており、原契約に従い追加担保を要求する。

リバース・リパーチェス契約に係る利息は、それぞれの契約の期間にわたり「受取利息および類似収益」または「支払利息および類似費用」として計上される。

A.2.6.4. 利子補助金

前受利子補助金（注Iを参照）は繰り延べられ、補助金支給対象貸付金の実行から返済までの期間にわたって、損益計算書で認識される。

A.2.6.5. 定期預金および要求払預金（「預金」）

預金とは、EIBが一定期間、または当事者間で合意した収益に対して要求払いで、金融機関または顧客に流動性のある資金を貸し付ける業務である。預金は、法定貸借対照表の資産側の「金融機関貸付金および預け金：その他の貸付金および預け金」に額面金額で計上される。

預金に係る利息は、預金期間にわたり「受取利息および類似収益」または「支払利息および類似費用」として計上される。

A.2.7. 株式、その他の変動利付証券、参加持分および関係会社株式

A.2.7.1. 株式、その他の変動利付証券および参加持分

EIBは、プライベート・エクイティおよびベンチャー・キャピタル事業開始、債券ファンド設定、インフラ基金設定、投資基金設定または直接資本の形態での資本参加時に、株式、その他の変動利付証券および参加持分を保有する。これらの投資は当初は取得原価で記録され、返済による資金の還流額が減額される。それらの帳簿価額は、その後の貸借対照表日における測定で、取得原価と時価のいずれか低い方に調整される。

EIBが実施する一部の共同投資では、投資は取得原価で当初認識され、純払込額は合意されたウォーターフォールに従って配分された資本返済控除後の出資履行額である。

ファンド・マネージャーから受けた報告に基づき、投資ポートフォリオは、取得原価もしくはEIBに帰属する分のNAVのどちらか低い方の値で個々に評価されるため、ポートフォリオに含まれている可能性があるEIB帰属分の未実現利益は除外される。帰属するNAVは、次のいずれかを、報告日時点で利用可能な場合に優先順位に従い適用して決定される。

- 各ファンド・マネージャーから提出された、利用可能な直近の日におけるNAVのEIBの持分
- EIBが保有する株式数または口数に、ファンド・マネージャーが報告する利用可能な直近の日の1株当たりまたは1口当たりの価格を乗じた値
- 特定のコンパートメントにおけるEIBの所有比率に、最新のファンド・マネージャーの報告に反映された当該特定のコンパートメントの純資産価額（「NAV」）を乗じた値
- 当該ファンドにおけるEIBの所有比率に利用可能な直近のファンドNAVを乗じた値

EIBが実施する一部の共同投資においては、帰属するNAVは合意されたウォーターフォールの計算に基づいて決定される場合がある。

また、入手可能な直近のNAVの日付から貸借対照表日の間に発生した事象について調整することが重要と経営委員会がみなす場合に限り、EIB帰属分のNAVに対してかかる調整を行う。

これらの投資の未実行だが確約した部分は、名目値でオフバランスシート・コミットメントに計上される。

NAVが容易には決定できない特定の投資に関しては、他の指針（例えばインターナショナル・プライベート・エクイティ・ベンチャー・キャピタル・バリュエーション（「IPEV」）理事会が公表したIPEVガイドライン等）が使用されることもあり、その場合はより綿密な監視と検証が必要とされる。この方法に従い、ファンドは内部的に次の3種類に分類される。

- カテゴリーI IFRS第13号またはIPEVガイドラインの公正価値要件を適用しており、NAVが信頼性の高い公正価値の見積りであることを確認するため特定の検証が実施されているファンド。
- カテゴリーII IFRS第13号に沿ったものと考えられる他の評価ガイドライン（旧EVCAの2001年版ガイドライン等）または評価基準を適用しており、同等のNAVの計算が可能なファンド。
- カテゴリーIII IFRS第13号またはそれに沿った他の評価ガイドラインの公正価値要件を適用していないファンド。

セカンダリーセール

ベンチャー・キャピタル・ファンドおよび投資ファンドに係るセカンダリーセール取引により、原資産の認識が中止される。セカンダリーセールからの損益は「金融業務損益」に計上され、売却手取額と正味帳簿価額の差異として算出される。

参加持分

EIBが自己勘定で取得した株式は、通常ベンチャー・キャピタル事業、債券ファンド、インフラ基金および投資基金への投資である。業界の慣行によれば、そのような投資は概して多数の投資家が応募する投資であり、どの投資家も当該基金の日々の運営および投資活動に対し、個人的に影響力を行使することはできない。結果として、ある投資家がそのような基金の統治機関のメンバーになったとしても、原則的には、それにより当該投資家がその基金の日々の運営に影響を与える権利を手にするものではない。さらに、ベンチャー・キャピタル事業、インフラ基金または投資基金の個別投資家は、資本の払戻しまたはその他の分配に関する分配方針等、基金の方針を決定することがない。一般的にそのような決定は、基金の経営陣と全株主の権利および義務を規定した株主契約に基づき、基金の経営陣が行っている。また一般的に株主間の合意は、個別投資家が基金との間で実質的な取引を行ったり、役員を相互に交換したり、重要な専門情報にアクセスする特権を得たりすることも防止している。EIBは、株式を取得したこうした事業体に対して重要な影響力または共同支配を有しているかを判定するために、判断を伴う包括的な分析を通じて上記の判定基準を評価している。当該事業体に対する重要な影響力または共同支配が存在する場合、当該投資は、「参加持分」として開示される。

EIBにより応募済であるがEBRDへの投資について払込未請求の資本は、オフ・バランスシート項目として記録されている。

A.2.7.2. 関係会社株式

関係会社株式は、中長期投資に相当し、取得原価で計上されている。一時的でない評価損益は計上されている。

少数株主が保有する株式に関して、プット・オプションの形態で提供しているコミットメントは、行使価格でオフ・バランスシートに計上されている。

A.2.8. 有形資産

有形資産には、土地、EIBが使用している不動産、その他機械および設備が含まれる。

土地は、取得原価で計上されており、建物は、取得原価から減価償却累計額および減損累計額を控除した金額で計上されている。ルクセンブルクのキルヒベルクに所在する本店の建物、ならびに同国のワイマールショフの建物の取得原価は、以下のように定額法で減価償却されている。

恒久使用の設備および備品、家具、事務機器ならびに自動車は、取得価額から減価償却累計額および減損累計額を控除した金額で貸借対照表に計上されている。

減価償却費は購入品目ごとに、以下に示されている見積耐用年数の期間にわたって定額法で計算されている。

- キルヒベルクおよびワイマールショフの建物：30年
- 恒久使用の設備および備品：10年
- 家具：5年
- 事務機器および自動車：3年

建設仮勘定資産は、工事が完了し、当該資産が意図された目的のための使用に供されることが可能となるまで、その減価償却累計額は計上されない。

A.2.9. 無形資産

無形資産には、コンピューター・ソフトウェアが含まれている。ソフトウェア開発費は、識別可能性、企業への将来の経済的便益の流入可能性、取得原価測定の信頼性に関する特定の基準を満たした場合に資産計上される。

これらの基準に適合する自社開発のソフトウェアは、償却累計額（完成から3年にわたり定額法で計算）および減損累計額控除後の取得原価で計上されている。

建設仮勘定資産は、作業が完了し、当該資産が意図された目的のための使用に供されることが可能となるまで、その償却累計額は計上されない。

A.2.10. 年金制度および健康保険制度

A.2.10.1. 職員年金制度

EIBは、ほぼすべての職員に退職給付を提供するため、確定給付年金制度を運営している。

EIBの主な年金制度は職員とEIBの拠出金を原資とする確定給付年金制度で、全職員が対象とされている。EIBおよびその職員の全拠出額がEIBの資産へ投資されている。

退職給付債務は、適正な引当水準となるように予測単位積立方式を用いて、少なくとも年に1度は評価を受ける。最新の評価は、2023年9月30日現在の加入者データおよび2023年12月31日までのキャッシュ・フローに基づき、2023年12月31日現在で実施された。保険数理士が用いた主な仮定については、注Lを参照のこと。

退職給付債務の10%を超える当年度の数理計算上の差異の累計額は、7年間にわたり定額法で認識される。引当金が退職給付および健康保険給付の保険数理的価値の償却可能部分に達した場合、それ以上の償却は損益計算書に認識されない。また、引当金が退職給付および健康保険給付の保険数理的価値を超えることとなった場合には、その超過額はその後の期間に損益に算入されることはない。

A.2.10.2. 健康保険制度

EIBは職員のため、EIBおよび職員の拠出金を原資とする独自の健康保険制度を設けている。この健康保険制度は、注A.2.10.1に記載された職員に対する年金制度と同じ方針によって管理され、会計処理されている。最新の評価は、2023年9月30日現在の加入者データおよび2023年12月31日までのキャッシュ・フローに基づき、2023年12月31日現在で実施された。

A.2.10.3. 経営委員会年金制度

経営委員会年金制度は確定給付年金制度で、EIBのみからの拠出金を原資とし、経営委員会委員全員を対象としている。EIBからの拠出金は全額EIBの資産に投資される。この経営委員会年金制度は、注A.2.10.1に記載された職員に対する年金制度と同じ方針によって管理され、会計処理されている。

A.2.10.4. 任意補足年金制度

任意補足年金制度とは、職員の任意拠出金および使用者の拠出金を原資とする確定拠出年金制度である。対応する負債は「その他の負債」に計上されている。

A.2.11. 金融機関および顧客に対する債務

金融機関および顧客に対する債務は、財務書類において償還額で表示される。金融機関および顧客に対する負債の利息は、発生主義により、「支払利息および類似費用」または金利がマイナスの場合には「受取利息および類似収益」として損益計算書に計上される。経過利息は、負債勘定の「未払金および繰延収益」に含まれる。

A.2.11.1. リパーチェス契約（「レボ」）

リパーチェス契約は、金融機関からEIBが流動資金を借入れ、担保有価証券を提供する取引である。双方の当事者は、確定日に確定金額で取引を行うという取消不能の契約を結ぶことになる。この取引は支払引替渡しの原則に基づいており、これは注A.2.6.3に記載されている。

こうした種類の業務は、EIBの目的から、合意された金利が付加された借入とみなされる。これらの取引は一般的に有担保金融取引として取り扱われるため、借入金額に経過利息を加えた金額で計上されている。レボは貸借対照表上、「金融機関に対する債務： b) 期日払または通知払」の下で負債側に想定元本で計上される。

リパーチェス契約に係る利息は、それぞれの契約の期間にわたり「受取利息および類似収益」または「支払利息および類似費用」として計上される。

A.2.11.2. 担保払込勘定

片務的担保サポート・アネックスに基づき、EIBはデリバティブ、貸付および財務ポートフォリオに係るカウンターパーティー信用エクスポージャーを低減するために担保として現金を受領する。受け取った現金担保は、名目金額で計上され、翌日物預金として、法定財務書類において「金融機関に対する債務： a) 要求払」に表示される。

A.2.12. 債務証券借入

債務証券借入は、償却原価で表示されるゼロ・クーポン債を除き、償還金額で表示されている。取引費用およびプレミアム/ディスカウントは、「未払金および繰延収益」または「前払金および未収収益」を通じて債務の残存期間にわたって定額法により損益計算書で償却される。負債性金融商品に対する利息は、損益計算書の「支払利息および類似費用」または「受取利息および類似収益」に計上されている。

A.2.13. 金融保証

金融保証契約は、特定の債務者が、負債性金融商品の当初条件または修正後条件に基づいて期日に支払いを履行できない場合に、発行者に、その商品の保有者に発生した損失を補償するための所定の支払を行うことを義務付ける契約である。

発行済の金融保証は通常、オフ・バランスシート項目として会計処理され開示される。

金融保証による負債純額は、貸借対照表上で「保証業務に係る引当金」に表示されている。保証引当金は、金融仲介機関に対するEIBの保証業務または第三者が供与した貸付金に関する保証に内在するリスクに対応するためのものである。

金融保証は、予想プレミアムの正味現在価値（「NPV」）または当初予想損失に対応する公正価値で当初認識される。

当初認識後、金融保証は以下のうちの高い方の金額に対する、将来の予想プレミアムの正味現在価値の不足額として測定される。

- 予想信用損失の額
- 当初認識された公正価値から、認識された収益 / 償却累計額を控除した額

将来の予想プレミアムの正味現在価値が予想支払義務を超過する額を表す未実現利益は、引き続き認識されていない。

金融保証に関連する純負債の増加または減少は、損益計算書上、「貸付金および預け金ならびに偶発債務引当金に係る（再）評価損益」で認識される。

受取プレミアムは、損益計算書の「受取手数料」で認識される。前受手数料は貸借対照表の「未払金および繰延収益」で認識され、金融保証期間にわたって定額法で損益計算書において償却される。

A.2.14. 契約債務引当金

この引当金は、貸付金、インフラ基金および投資基金ならびにプライベート・エクイティおよびベンチャー・キャピタル事業に対するEIBの契約済・未実行契約債務に内在するリスクに対応するためのものである。

A.2.15. 準備金

A.2.15.1. 準備基金

定款第22(-1)条で規定されているように、EIBの留保利益より「応募済資本金の10%を上限に、準備基金に段階的に組み入れるものとする」。

A.2.15.2. その他準備金

その他準備金には、EIBの残りの留保利益が含まれている。

A.2.15.3. 特別活動準備金

定款第16(-5)条で規定されているように、「EIBの特別活動（中略）には個別に準備金を配分する」。特別活動準備金は、EIBが一般的に受け入れているものよりもリスクの高い活動によって生じる予想外の損失をカバーするために自己資本を割り当てられた専用の想定準備金であり、ベンチャー・キャピタル業務がこれに含まれる。この準備金は各業務の配分に基づき、原資産の推移に応じて計算される。

A.2.15.4. 一般貸倒準備金

2009年には、EIBの貸付金および保証ポートフォリオについて、自己資本を割り当てられた想定準備金を表す「一般貸倒準備金」が導入された。この準備金は、EIBの内部貸付金格付制度に基づいて、原資産の推移に応じて算出される。

A.2.16. 前払金および未収収益

当期の支出であるが翌期に関わる費用、および原商品の満期日まで支払いがなされない収益。

A.2.17. 未払金および繰延収益

貸借対照表日以前に支払いを受けるが翌期に帰属する収益、および当期に関連するが翌期に支払う費用。

A.2.18. 受取利息および類似収益

「受取利息および類似収益」には、主に金融機関および対顧客貸付金および預け金、負債性金融商品および短期金融市場商品ならびにデリバティブに係る利息が含まれる。

A.2.19. 支払利息および類似費用

「支払利息および類似費用」には、主に金融機関および顧客に対する負債の利息、ならびに負債性金融商品、短期金融市場商品およびデリバティブに係る支払利息が含まれる。

A.2.20. 証券からの収益

「証券からの収益」は、主に元本を超える当期売却額で構成されている。

A.2.21. 租税

欧州連合に関する条約および欧州連合の機能に関する条約に付属する欧州連合の特権および免除に関する議定書は、欧州連合機関の資産、収益およびその他の財産について、あらゆる直接税を免除すると定めている。

注B：現金、中央銀行および郵便局預け金ならびに負債証券ポートフォリオ（単位：千ユーロ）

B.1. 現金、中央銀行および郵便局預け金

現金、中央銀行および郵便局預け金は、2023年12月31日現在210,008千ユーロ（2022年：112,655千ユーロ）である。

EIBは、ユーロ・システムの金融政策オペレーションにおける適格カウンターパーティーであることから、EIBも欧州中央銀行の金融政策オペレーションに参加するようになった。EIBは、最低預金準備率を充足するために預け金を置いているルクセンブルク中央銀行を通じて金融政策オペレーションを実施する。この預け金残高は、2023年12月31日現在209,995千ユーロ（2022年：87,266千ユーロ）である。

B.2. 負債証券ポートフォリオ

負債証券ポートフォリオは、長期HQLAポートフォリオ（「LTHP」）、短期財務ポートフォリオ（「TMP」）、有価証券流動性ポートフォリオ（「SLP」）および代替貸付金ポートフォリオにより構成されている。

負債証券ポートフォリオの2023年および2022年12月31日現在の詳細は、以下のとおりである。

	2023年12月31日	2022年12月31日
中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券	35,436,709	20,349,770
確定利付証券を含む負債証券	10,718,254	9,923,484
負債証券合計(*)	46,154,963	30,273,254

(*) うち非上場分は、2023年12月31日現在17,483,015千ユーロ（2022年：6,664,380千ユーロ）であった。

	購入価額	帳簿価額	評価損益	未償却 プレミアム/ディス カウント	償還価値	時価(**)
2023年12月31日現在						
LTHP	4,791,606	4,771,796	0	17,240	4,789,036	4,498,835
TMP	17,287,530	17,638,945	0	217,566	17,856,511	17,657,410
SLP	4,879,413	4,855,797	0	0	4,944,514	4,855,797
代替貸付金（注D）	18,930,045	18,888,425	4,289	23	18,892,737	18,746,259
負債証券合計(*)	45,888,594	46,154,963	4,289	234,829	46,482,798	45,758,301

(*) うち現金および現金同等物49,891千ユーロ

(**) 時価には経過利息は含まれない。

	購入価額	帳簿価額	評価損益	未償却 プレミアム/ディス カウント	償還価値	時価 ^(**)
2022年12月31日現在						
LTHP	2,716,467	2,692,420	0	-56,400	2,636,020	2,263,503
TMP	6,964,454	6,995,106	0	33,930	7,029,036	6,986,325
SLP	3,329,029	3,172,836	0	0	3,328,249	3,172,836
代替貸付金（注D）	17,449,652	17,412,892	1,289	-3,126	17,411,055	16,800,313
負債証券合計^(*)	30,459,602	30,273,254	1,289	-25,596	30,404,360	29,222,977

(*) うち現金および現金同等物552,038千ユーロ

(**) 時価には経過利息は含まれない。

LTHPポートフォリオのすべての商品はHQLAの基準を満たしており、厳しい制限を通じて定期的に監視されている。2023年および2022年12月31日現在、ポートフォリオの信用格付けの著しい悪化はなく、また、満期時に帳簿価額の全額が回収されないといういかなる兆候もない。ポートフォリオの時価は、現在の金利環境および対応する長期の満期により影響を受ける（帳簿価額を下回る）。

代替貸付金は、証券化取引に関連する貸付金または債権のプールにおける持分の取得を表しており、貸付金総額（注D）の一部とみなされる。こうした取引の一部は、与信またはプロジェクト関連の救済措置を付加した上で組成されているため、追加的な償還請求手段が備わっている。代替貸付金ポートフォリオの評価損益について詳細にレビューした結果、1件の取引（2022年：1件の取引）について個別の評価損益が計上された。ウクライナにおける戦争に関連して、2023年に代替貸付金ポートフォリオの集合的な評価損益4,285千ユーロ（2022年：27千ユーロ）が計上された。

債券保有における欧州連合加盟国ソブリン債に対するエクスポージャー

EIBの優先債権者の地位およびEIB定款による保護を考慮し、また評価調整要件の詳細な見直しの結果、EIBは、期末現在の満期保有目的EU加盟国ソブリン債およびEU加盟国ソブリン保証債のエクスポージャーに関して、2023年および2022年に評価損益を計上しなかった。

下表は、2023年および2022年12月31日現在のEIBの負債証券ポートフォリオ（代替貸付金を含む）における、EU加盟国またはその政府機関が発行または保証する負債証券に対するエクスポージャーを示したものである。

2023年12月31日現在	購入価額	帳簿価額	償還価値	時価
EU加盟国ソブリン債				
オーストリア	1,049,891	1,058,747	1,085,318	1,027,612
ベルギー	185,797	184,865	177,000	158,054
チェコ共和国	302,312	264,111	262,902	263,648
クロアチア	9,053	9,045	9,050	9,045
デンマーク	108,556	108,940	108,597	109,712
フィンランド	593,372	600,389	607,624	573,412
フランス	2,481,636	2,527,908	2,620,946	2,522,461
ドイツ	1,695,075	1,716,736	1,721,004	1,713,145
イタリア	6,367,539	6,466,428	6,587,329	6,476,957
ラトビア	7,991	8,246	8,000	8,246
ルクセンブルク	49,473	49,495	50,000	52,854
オランダ	154,941	151,926	148,457	150,791
ポーランド	611,930	612,324	612,000	638,024
ルーマニア	13,946	14,026	13,575	14,026
スペイン	971,014	1,000,962	1,009,050	1,001,699
	14,602,526	14,774,148	15,020,852	14,719,686
EU加盟国以外のソブリン債およびその他の債券	31,286,068	31,380,815	31,461,946	31,038,615
合計	45,888,594	46,154,963	46,482,798	45,758,301

2022年12月31日現在	購入価額	帳簿価額	償還価値	時価
EU加盟国ソブリン債				
オーストリア	206,873	205,999	222,451	154,085
ベルギー	158,851	158,294	150,000	121,080
チェコ共和国	309,932	273,865	269,530	269,567
フィンランド	98,135	98,214	100,000	60,753
フランス	1,817,992	1,825,653	1,878,755	1,795,256
ドイツ	1,158,153	1,151,824	1,145,133	1,129,927
イタリア	601,812	601,088	600,000	599,292
オランダ	414,241	407,125	403,000	398,225
ポーランド	1,734,097	1,734,097	1,734,097	1,671,754
スロベニア	10,049	10,002	10,000	9,995
スペイン	1,373,976	1,378,255	1,391,066	1,373,620
	7,884,111	7,844,416	7,904,032	7,583,554
EU加盟国以外のソブリン債およびその他の債券	22,575,491	22,428,838	22,500,328	21,639,423
合計	30,459,602	30,273,254	30,404,360	29,222,977

注C：金融機関および対顧客貸付金および預け金-その他の貸付金および預け金（単位：千ユーロ）

	2023年12月31日	2022年12月31日
定期預金 ^(*)	21,620,671	56,591,105
要求払預金	2,249	14,411
リバース・レボ	23,418,826	7,381,282
その他の金融機関貸付金および預け金	45,041,746	63,986,798
その他の対顧客貸付金および預け金	55,581	125,883
その他の貸付金および預け金合計	45,097,327	64,112,681
うち現金および現金同等物	24,020,724	62,300,250

(*) 2023年12月31日現在、ルクセンブルク中央銀行への預け金149億ユーロ（2022年12月31日：539億ユーロ）を含む。

注D：貸付金明細表

D.1. 貸付金総額（単位：千ユーロ）

貸付金総額は貸付金の実行済金額と未実行金額で構成されている。分析は以下のとおりである。

	金融仲介機関に対し て実行される貸付金	最終受益者に直接 実行される貸付金	2023年12月31日	2022年12月31日
実行済金額	91,322,045	335,194,482	426,516,527	419,968,197
未実行金額	30,888,083	99,325,526	130,213,609	124,649,553
貸付金総額	122,210,128	434,520,008	556,730,136	544,617,750
分割貸付債権	25,078	140,640	165,718	167,093
代替貸付金ポートフォリオ			18,892,714	17,414,181
代替貸付金ポートフォリオを含む貸付金総額（注D.3）			575,788,568	562,199,024

D.2. 貸付金に係る評価損益（単位：千ユーロ）

評価損益の推移の詳細は、以下のとおりである。

	2023年	2022年
1月1日現在	391,748	439,008
当期取崩額	-60,969	-147,677
当期目的使用額 ⁽²⁾	-27,398	-16,587
当期繰入額 ⁽¹⁾	240,249	114,772
為替調整額	-978	2,232
12月31日現在⁽³⁾	542,652	391,748

(1) 2022年に、EIBはウクライナにおける戦争を背景に集合的引当金を認識し、この事象の影響とポートフォリオに対するより広範な経済的影響を捉えるEIBの必要性に対処している。この危機が顧客に与えると予想される影響を考慮し、ポートフォリオ内に減損しているが特定されていない金融資産、または発生しているが報告されていない損失が存在する可能性が高いとみなされた。EU会計指令の健全性のコア原則に従い、これらの潜在的な損失はEIBの財務書類に反映された。

その結果、損失が発生した可能性があるが、まだ個別には特定されていないエクスポージャーの一部の集団を特定するために、EIBは脆弱性評価を実施した。これらの一部の集団に関して、基礎となるエクスポージャーに対する集

合的引当金が算出されている。EIBは2023年には、貸付金について87,190千ユーロの集合的引当金を計上した（2022年：76,020千ユーロ）。

(2) 2023年、EIBは以下を実施した。

- ・ 期首に個別引当金が計上されていた貸付金事業3件を償却し、既存の引当金23,898千ユーロが目的使用された（2022年：貸付金事業3件に対し6,872千ユーロ）。
- ・ 2023年中に個別引当金が計上された貸付金事業の償却は0件であり、目的使用された既存の引当金はなかった（2022年：貸付金事業1件に対し8,015千ユーロ）。
- ・ 期首に個別引当金が計上されていた貸付金事業について完了したリストラクチャリングは0件であり、目的使用された既存の引当金はなかった（2022年：貸付金事業1件に対し1,700千ユーロ）。
- ・ 不良債権の貸付金1件の売却取引を完了し、既存の引当金3,500千ユーロが目的使用された（2022年：売却取引0件）。

(3) 評価損益は、延滞を含む実行済貸付金のみに関連している。また、EIBは「前払金および未収収益」に計上されている未収利息について、総額17,142千ユーロ（2022年：10,788千ユーロ）の評価損益を追加的に計上している。

D.3. プロジェクトが行われている国別に表示した貸付金の地域別内訳（単位：千ユーロ）

D.3.1. 欧州連合内のプロジェクトに対する貸付金

プロジェクトが実施されて いる国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2023年 貸付金 合計額に 対する割合	2022年 貸付金 合計額に 対する割合
スペイン	76,991,813	65,214,527	11,777,286	13.38%	13.42%
フランス	73,363,670	55,164,728	18,198,942	12.75%	12.24%
イタリア	66,083,033	54,039,460	12,043,573	11.48%	11.45%
ポーランド	48,111,877	38,634,451	9,477,426	8.36%	8.08%
ドイツ	48,027,407	36,998,375	11,029,032	8.34%	8.22%
ギリシャ	19,327,727	14,854,794	4,472,933	3.36%	3.49%
ベルギー	18,164,756	13,322,119	4,842,637	3.16%	2.97%
オランダ	16,475,184	12,208,543	4,266,641	2.86%	2.95%
オーストリア	14,971,273	13,595,177	1,376,096	2.60%	2.74%
スウェーデン	13,494,570	10,130,532	3,364,038	2.35%	2.16%
ポルトガル	12,864,376	10,028,925	2,835,451	2.23%	2.43%
フィンランド	10,571,051	9,185,856	1,385,195	1.84%	1.92%
ハンガリー	9,290,239	8,039,973	1,250,266	1.61%	1.77%
チェコ共和国	8,717,804	5,707,772	3,010,032	1.51%	1.40%
ルーマニア	8,171,407	4,387,281	3,784,126	1.42%	1.28%
アイルランド	8,096,111	6,320,284	1,775,827	1.41%	1.43%
デンマーク	4,594,100	3,108,822	1,485,278	0.80%	0.69%
スロバキア	4,116,589	3,836,965	279,624	0.72%	0.79%
クロアチア	3,127,700	2,740,261	387,439	0.54%	0.62%
リトアニア	2,986,219	2,784,368	201,851	0.52%	0.49%
スロベニア	2,721,471	1,988,065	733,406	0.47%	0.47%
キプロス	2,667,996	1,979,725	688,271	0.46%	0.47%
ブルガリア	2,387,569	1,755,454	632,115	0.41%	0.41%
エストニア	1,860,408	1,413,617	446,791	0.32%	0.27%
ラトビア	1,001,685	836,314	165,371	0.17%	0.17%
ルクセンブルク	735,847	195,386	540,461	0.13%	0.15%
マルタ	413,834	313,759	100,075	0.07%	0.07%
小計	479,335,716	378,785,533	100,550,183	83.27%	82.55%

D.3.2. 欧州連合域外のプロジェクトに対する貸付金⁽¹⁾

D.3.2.1. 候補国

プロジェクトが実施されて いる国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2023年 貸付金 合計額に 対する割合	2022年 貸付金 合計額に 対する割合
トルコ	7,453,119	6,914,919	538,200		
ウクライナ*	5,749,837	3,144,289	2,605,548		
セルビア	3,876,576	2,408,931	1,467,645		
ボスニア・ヘルツェゴビナ	1,975,031	1,285,071	689,960		
モルドバ共和国	1,045,211	474,535	570,676		
北マケドニア	702,662	345,224	357,438		
モンテネグロ	628,419	463,172	165,247		
アルバニア	305,018	217,018	88,000		
小計	21,735,873	15,253,159	6,482,714	3.78%	4.02%

* 2023年のウクライナの実行済エクスポージャー総額は3,144百万ユーロ（2022年：3,085百万ユーロ）である。この金額のうち、2,963百万ユーロ（2022年：2,852百万ユーロ）は域外貸付マンデートの下での欧州連合の包括保証でカバーされる。残額の181百万ユーロは自己リスクを負うが、うち167百万ユーロはEU域外貸付マンデートの下でのEU政治リスク保証でカバーされる。さらに2,606百万ユーロが未実行の契約済事業において確約されている。この金額のうち、2,433百万ユーロは域外貸付マンデートの下での欧州連合の包括保証でカバーされる。残額の173百万ユーロは自己リスクを負うが、うち138百万ユーロはEU域外貸付マンデートの下でのEU政治リスク保証でカバーされる。

(1) 貸付金合計額に対する割合は、表示された年の関連するそれぞれの構成比を反映している。

D.3.2.2. アフリカ、カリブ海および太平洋地域（「ACP」）諸国

プロジェクトが実施されている 国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2023年 貸付金 合計額に 対する割合	2022年 貸付金 合計額に 対する割合
アフリカ地域	1,953,689	347,694	1,605,995		
セネガル	720,422	317,866	402,556		
ベナン	493,233	99,003	394,230		
ギニア	434,551	156,377	278,174		
マダガスカル	411,919	251,132	160,787		
ザンビア	407,767	140,244	267,523		
タンザニア連合共和国	398,908	254,781	144,127		
ナイジェリア	374,753	14,753	360,000		
ケニア	359,544	194,666	164,878		
ガーナ	272,448	22,675	249,773		
マラウイ	216,556	150,676	65,880		
ルワンダ	187,000	0	187,000		
モザンビーク	178,013	68,013	110,000		
ウガンダ	171,044	96,044	75,000		
コートジボワール	168,800	130,426	38,374		
カーボベルデ	164,745	44,745	120,000		
チャド	156,200	15,000	141,200		
カメルーン	153,237	47,237	106,000		
ニジェール	150,675	33,994	116,681		
アンゴラ	149,852	10,921	138,931		
レソト	139,467	57,467	82,000		
西アフリカ地域	122,100	76,600	45,500		
ブルキナファソ	95,254	42,254	53,000		
マリ	86,689	35,739	50,950		
ACP地域	80,000	0	80,000		
ジブチ	79,200	0	79,200		
ドミニカ共和国	76,982	29,070	47,912		
ブルンジ	70,000	70,000	0		
フィジー	67,364	7,130	60,234		
ガンビア	65,000	43,911	21,089		
モーリタニア	61,926	18,802	43,124		
バルバドス	59,755	10,000	49,755		
リベリア	53,855	33,855	20,000		
パプア・ニューギニア	52,927	45,051	7,876		
エチオピア	40,000	40,000	0		
エスワティニ王国	36,400	31,729	4,671		
セーシェル	35,741	23,241	12,500		
サントメ・プリンシペ	32,940	12,000	20,940		
コンゴ	26,000	0	26,000		
コンゴ民主共和国	19,769	19,769	0		
セントルシア	13,500	0	13,500		
トーゴ	12,973	12,973	0		
ナミビア	6,483	6,483	0		
モーリシャス	1,571	1,571	0		
ドミニカ	980	980	0		
ベリーズ	830	830	0		
小計	8,861,062	3,015,702	5,845,360	1.54%	1.29%

D.3.2.3. アジア

プロジェクトが実施されて いる国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2023年 貸付金 合計額に 対する割合	2022年 貸付金 合計額に 対する割合
インド	3,998,653	1,983,317	2,015,336		
中国	2,033,238	1,038,966	994,272		
バングラデシュ	982,800	211,800	771,000		
アジア地域	443,000	0	443,000		
ウズベキスタン	401,774	180,107	221,667		
ネパール	285,907	53,291	232,616		
カンボジア	232,893	93,231	139,662		
ラオス人民民主共和国	175,226	89,704	85,522		
カザフスタン	162,006	4,712	157,294		
ベトナム	143,086	113,086	30,000		
スリランカ	134,171	84,171	50,000		
モンゴル	119,240	55,319	63,921		
キルギス	112,000	71,250	40,750		
タジキスタン	105,088	75,088	30,000		
モルディブ	104,242	67,972	36,270		
パキスタン	50,000	0	50,000		
中央アジア地域	20,000	0	20,000		
小計	9,503,324	4,122,014	5,381,310	1.65%	1.58%

D.3.2.4. 潜在的候補国

プロジェクトが実施されて いる国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2023年 貸付金 合計額に 対する割合	2022年 貸付金 合計額に 対する割合
ジョージア(*)	1,708,291	1,220,291	488,000		
コソボ	150,800	53,632	97,168		
小計	1,859,091	1,273,923	585,168	0.32%	0.04%

(*) ジョージアは2023年には「潜在的候補国」に分類されているが、2022年には東欧諸国および南コーカサス諸国に分類されていた。「2022年貸付金合計額に対する割合」欄の比較数値は、表示された年の関連するそれぞれの構成比を反映している。

D.3.2.5. ラテンアメリカ諸国

プロジェクトが実施されて いる国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2023年 貸付金 合計額に 対する割合	2022年 貸付金 合計額に 対する割合
ブラジル	2,070,061	1,682,468	387,593		
ラテンアメリカ地域	1,262,498	800,000	462,498		
エクアドル	860,496	503,655	356,841		
アルゼンチン	781,602	203,183	578,419		
ニカラグア	284,047	186,358	97,689		
チリ	197,575	197,575	0		
メキシコ	197,119	197,119	0		
パラグアイ	148,239	103,401	44,838		
パナマ	130,800	85,551	45,249		
ボリビア	108,057	101,795	6,262		
ペルー	101,357	101,357	0		
コロンビア	95,928	0	95,928		
ホンジュラス	65,440	65,440	0		
コスタリカ	56,757	56,757	0		
エルサルバドル	36,200	18,100	18,100		
小計	6,396,176	4,302,759	2,093,417	1.11%	1.11%

D.3.2.6. 欧州自由貿易連合（「EFTA」）加盟国

プロジェクトが実施されて いる国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2023年 貸付金 合計額に 対する割合	2022年 貸付金 合計額に 対する割合
ノルウェー	864,012	717,512	146,500		
アイスランド	550,761	550,761	0		
スイス	87,928	17,928	70,000		
小計	1,502,701	1,286,201	216,500	0.26%	0.28%

D.3.2.7. 地中海沿岸諸国

プロジェクトが実施されて いる国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2023年 貸付金 合計額に 対する割合	2022年 貸付金 合計額に 対する割合
エジプト	6,957,010	4,488,234	2,468,776		
モロッコ	5,182,767	3,267,812	1,914,955		
チュニジア	2,471,686	1,525,872	945,814		
イスラエル*	1,856,002	768,198	1,087,804		
ヨルダン	1,648,931	725,564	923,367		
レバノン	843,583	276,983	566,600		
パレスチナ*	368,965	104,812	264,153		
アルジェリア	234,950	234,950	0		
地中海沿岸地域	82,505	40,505	42,000		
北アフリカ地域	38,500	0	38,500		
シリア・アラブ共和国	36,621	36,621	0		
小計	19,721,520	11,469,551	8,251,969	3.43%	3.56%

* 2023年のイスラエルの実行済エクスポージャー総額は768百万ユーロ（2022年：708百万ユーロ）である。この金額のうち、299百万ユーロ（2022年：324百万ユーロ）はEU域外貸付マンドートの下でのEU政治リスク保証でカバーされる。さらに1,088百万ユーロが未実行の契約済事業において確約されている。この金額のうち、20百万ユーロは、イノベーターのためのEU資金提供（InnovFin）マンドートの下でのリスク・シェアリング・マンドートでカバーされる。

2023年のパレスチナの実行済エクスポージャー総額は105百万ユーロ（2022年：90百万ユーロ）である。この金額のうち、96百万ユーロ（2022年：78百万ユーロ）は域外貸付マンドートの下での欧州連合の包括保証でカバーされる。さらに264百万ユーロが未実行の契約済事業において確約されており、この金額は域外貸付マンドートの下での欧州連合の包括保証でカバーされる。

D.3.2.8. 海外の属国および属領（「OCT」）

プロジェクトが実施されて いる国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2023年 貸付金 合計額に 対する割合	2022年 貸付金 合計額に 対する割合
ニューカレドニア	47,992	47,992	0		
シント・マールテン	45,249	45,249	0		
仏領ポリネシア	9,535	9,535	0		
小計	102,776	102,776	0	0.02%	0.02%

D.3.2.9. 東欧諸国および南コーカサス諸国

プロジェクトが実施されて いる国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2023年 貸付金 合計額に 対する割合	2022年 貸付金 合計額に 対する割合
アルメニア	365,219	261,891	103,328		
ベラルーシ*	356,667	6,667	350,000		
アゼルバイジャン	3,190	3,190	0		
小計	725,076	271,748	453,328	0.13%	0.44%

* 2023年のベラルーシの実行済エクスポージャー総額は7百万ユーロ（2022年：45百万ユーロ）である。この金額は、EU域外貸付マンドートの下でのEU政治リスク保証でカバーされる。さらに350百万ユーロが未実行の契約済事業において確約されており、この金額は域外貸付マンドートの下での欧州連合の包括保証でカバーされる。

D.3.2.10. 英国

プロジェクトが実施されて いる国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2023年 貸付金 合計額に 対する割合	2022年 貸付金 合計額に 対する割合
英国	25,289,073	25,197,413	91,660		
小計	25,289,073	25,197,413	91,660	4.39%	5.00%

D.3.2.11. 南アフリカ

プロジェクトが実施されて いる国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2023年 貸付金 合計額に 対する割合	2022年 貸付金 合計額に 対する割合
南アフリカ	590,462	328,462	262,000		
小計	590,462	328,462	262,000	0.10%	0.11%

欧州連合域外のプロジェクト に対する貸付金合計	96,287,134	66,623,708	29,663,426	16.73%	17.45%
2023年貸付金合計⁽¹⁾	575,622,850	445,409,241	130,213,609	100.00%	
2022年貸付金合計⁽¹⁾	562,031,931	437,382,378	124,649,553		100.00%

(1) 代替貸付金（注B.2およびD.1）を含み、分割貸付債権（2023年：166百万ユーロ、2022年：167百万ユーロ）を除く。

D.4. 保証業務に係る引当金

EIBが付与した保証に係る引当金は、受益者に対して支払義務を負うと見込まれる損失に対応して認識されている。2023年12月31日現在、こうした引当金は77,139千ユーロにのぼる（2022年：86,584千ユーロ）。

注E：株式およびその他の変動利付証券、参加持分ならびに関係会社株式（単位：千ユーロ）

E.1. 株式、その他の変動利付証券および参加持分

	参加持分	株式およびその他の変動利付証券				合計 ⁽³⁾
	プライベート・ エクイティ および ベンチャー・ キャピタル 事業 ⁽¹⁾	プライベート・ エクイティ および ベンチャー・ キャピタル 事業 ⁽¹⁾	EBRD持分 ⁽²⁾	持分投資基 金および インフラ 基金 ⁽¹⁾	その他の 持分投資	
取得原価：						
2023年1月1日現在	373,721	5,617,599	157,500	3,617,881	1,294	9,394,274
当期取得額 ⁽⁴⁾	88,558	1,142,783	0	821,927	0	1,964,710
売却／満期 ⁽⁴⁾	-624	-726,712	0	-607,346	-46	-1,334,104
2023年12月31日現在	461,655	6,033,670	157,500	3,832,462	1,248	10,024,880
評価損益：						
2023年1月1日現在	-20,259	-373,198	0	-78,471	0	-451,669
当期取得額	-3,872	-100,085	0	-64,258	0	-164,343
当期減少額	2,422	73,095	0	22,141	0	95,236
2023年12月31日現在	-21,709	-400,188	0	-120,588	0	-520,776
純帳簿価額：						
2023年12月31日現在	439,946	5,633,482	157,500	3,711,874	1,248	9,504,104
2022年12月31日現在	353,462	5,244,401	157,500	3,539,410	1,294	8,942,605

(1) オフ・バランスシートで開示されている契約済の未実行額は、それぞれ次のとおりである。

「株式およびその他の変動利付証券」および「参加持分」に関連して：

- ・ プライベート・エクイティおよびベンチャー・キャピタル事業に対して4,781,500千ユーロ（2022年：4,495,437千ユーロ）
- ・ 持分投資基金およびインフラ基金に対して3,312,394千ユーロ（2022年：3,435,704千ユーロ）
- ・ プライベート・エクイティおよびベンチャー・キャピタル事業全体の99%は、注A.2.7.1に定義されているカテゴリーIおよびIIに分類される。

(2) 157,500千ユーロ（2022年：157,500千ユーロ）は、欧州復興開発銀行（「EBRD」）の資本金に対するEIBの応募額900,440千ユーロに係る2023年12月31日現在のEIBの払込資本である。

(3) 合計額は、株式およびその他の変動利付証券のみを含む。

(4) 「当期取得額」および「売却／満期」の金額には為替変動が含まれている。

2023年12月31日現在、EIBは、EBRDの応募済資本金の3.03%（2022年：3.03%）を所有している。国際財務報告基準に準拠して作成されたEBRDの監査済2022年度財務書類に基づいた、EBRDにおけるEIBの正味資本持分は585百万ユーロである。

	(単位：百万ユーロ)			
	持分比率(%)	自己資本合計	純損益合計	資産合計
EBRD（2022年12月31日）*	3.03	19,336	-1,117	71,625

* データはEBRDの最新の監査済財務書類に基づいている。

E.2. 関係会社株式

欧州投資基金

残高1,579,962千ユーロ（2022年：1,549,444千ユーロ）は、登記上の事務所所在地が、ルクセンブルクにある欧州投資基金（「EIF」または「ファンド」）の資本金に対するEIBの応募額4,406,000千ユーロ（2022年：4,336,000千ユーロ）に係るEIBの払込済額に相当する。

2023年4月に、EIBは2021年EIF増資の結果として未割当のまま残されていたEIF株式70株を約31百万ユーロで追加引受した。この結果、2023年12月31日現在、EIBは、EIFの応募済資本金74億ユーロ（2022年：73億ユーロ）の59.78%（2022年：59.40%）を保有している。

2023年度に、EIBはEIF株式の他の投資家からの購入も、他の投資家への売却も行わなかった。その結果として、2023年12月31日現在、EIBはEIFの株式を4,406株（2022年：4,336株）保有している。

EIFの少数株主が引き受けたEIF株式774株に関するリブレースメント・シェア・パーチェス・アンダーテイキング（「RSPU」）の条件に従い、EIBはこれらの株式をRSPUに基づいて、現在1株当たり596,674.00ユーロで随時買い取る旨申し入れている。この価格は、EIF払込請求済資本金に、資本剰余金勘定、法定準備金、留保利益、公正価値準備金および当期純利益を加えて当期配当金を調整した値の1株当たり金額に相当する。合意された算式が、オプションが行使される会計年度のEIFの承認済かつ監査済年次財務書類に適用されている。

オフ・バランスシートに表示されているEIFの少数株主グループに付与されたプット・オプションの名目金額461,826千ユーロ（2022年：419,763千ユーロ）は、国際財務報告基準に準拠して作成された2022年度のEIFの監査済法定決算書に基づいて計算されている。

(単位：千ユーロ)

	持分比率(%)	自己資本合計	純損益合計	資産合計
EIF(2022年12月31日)*	59.40	4,368,892	70,414	5,495,946
EIF(2023年12月31日)**	59.78	4,595,206	233,743	6,554,026

* データはEIFの最新の監査済財務書類に基づいている。

** データはEIFの未監査財務書類の速報に基づいている。

注F：無形・有形資産(単位：千ユーロ)

	土地	ルクセンブルクの建物	家具備品 および設備	有形資産合計	無形資産合計
取得原価：					
2023年1月1日現在	20,145	422,034	65,996	508,175	101,789
当期取得額	0	32,083	35,383	67,466	61,673
当期除却額	0	0	-26,974	-26,974	-27,813
2023年12月31日現在	20,145	454,117	74,405	548,667	135,649
減価償却／償却累計額					
2023年1月1日現在	0	-225,926	-32,948	-258,874	-32,693
当期減価償却／償却額	0	-9,792	-25,329	-35,121	-35,824
当期除却額	0	0	26,974	26,974	27,774
2023年12月31日現在	0	-235,718	-31,303	-267,021	-40,743
帳簿価額：					
2023年12月31日現在	20,145	218,399	43,102	281,646	94,906
2022年12月31日現在	20,145	196,108	33,048	249,301	69,096

ルクセンブルクの建物には、新棟の建設に係る原価111,253千ユーロ(2022年：79,305千ユーロ)が含まれており、新棟は、2026年に完成予定である。無形資産に計上された進行中の自己創設プロジェクトは、2023年末現在で56,153千ユーロ(2022年：31,202千ユーロ)である。

注G：その他の資産およびその他の負債（単位：千ユーロ）

その他の資産	2023年12月31日	2022年12月31日
未収金およびその他債権	217,441	93,314
保証履行請求債権	141,597	55,811
デリバティブの公正価値	55,747	128,737
インベストEU債権	35,201	0
未収EGF管理報酬	6,376	53,555
前払給与および手当	1,256	972
その他	2,382	2,076
合計	460,000	334,465

その他の負債	2023年12月31日	2022年12月31日
英国への資本の未払戻金 ^(*)	2,295,904	2,595,904
任意補足年金制度（注L）	791,070	753,701
貸付金の未達勘定	670,778	99,031
EIF年金制度	341,189	294,164
ファースト・ロス一部負担金 ^(**)	340,821	233,227
未払金およびその他債務	127,158	98,542
未払人件費	75,711	74,705
デリバティブの公正価値	35,232	576
HIPCイニシアチブ ^(***) に係る未払費用	13,596	13,596
西バルカン諸国のインフラ基金	97	97
その他	154,621	96,468
合計	4,846,177	4,260,011

(*) グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国の欧州連合および欧州原子力共同体からの離脱協定の第150(4)条および2020年6月10日付理事会決定(EU)2020/769による修正に従い、EIBは払込請求済資本金の35億ユーロを2020年10月15日より開始する12回の分割により毎年英国に支払う（最初の11回の分割払いは各300,000,000ユーロで最終回の支払いは195,903,950ユーロ）。2020年10月15日、2021年10月15日、2022年10月14日および2023年10月13日に期日を迎えた分割金は全額が決済された。

(**) 負担金はファースト・ロス（「FLP」）に関連している。FLPはポートフォリオベースの担保の一形態であり、それが完全に使い果たされるまで、エクスポージャーのポートフォリオで発生したすべての損失は、FLPによって吸収される。その時点以降においてのみ、より上位のトランシェにも損失が発生する可能性がある。

(***) 重債務貧困国（「HIPC」）イニシアチブ

注H：EIB応募済資本金、自己資本および前年度利益の処分

H.1. EIB応募済資本金明細表（単位：ユーロ）

2023年12月31日および2022年12月31日現在

（単位：ユーロ）

加盟国	応募済資本金	払込未請求資本金 ^(*)	払込請求済資本金
ドイツ	46,722,369,149	42,555,081,742	4,167,287,407
フランス	46,722,369,149	42,555,081,742	4,167,287,407
イタリア	46,722,369,149	42,555,081,742	4,167,287,407
スペイン	28,033,421,847	25,533,049,371	2,500,372,476
ベルギー	12,951,115,777	11,795,972,691	1,155,143,086
オランダ	12,951,115,777	11,795,972,691	1,155,143,086
ポーランド	11,366,679,827	10,352,856,629	1,013,823,198
スウェーデン	8,591,781,713	7,825,458,763	766,322,950
デンマーク	6,557,521,657	5,972,639,556	584,882,101
オーストリア	6,428,994,386	5,855,575,961	573,418,425
フィンランド	3,693,702,498	3,364,251,741	329,450,757
ギリシャ	3,512,961,713	3,199,631,688	313,330,025
ポルトガル	2,263,904,037	2,061,980,655	201,923,382
チェコ共和国	2,206,922,328	2,010,081,290	196,841,038
ハンガリー	2,087,849,195	1,901,628,594	186,220,601
アイルランド	1,639,379,073	1,493,158,667	146,220,406
ルーマニア	1,639,379,073	1,493,158,667	146,220,406
クロアチア	1,062,312,542	967,562,174	94,750,368
スロバキア	751,236,149	684,231,479	67,004,670
スロベニア	697,455,090	635,247,290	62,207,800
ブルガリア	510,041,217	464,549,338	45,491,879
リトアニア	437,633,208	398,599,585	39,033,623
ルクセンブルク	327,878,318	298,634,014	29,244,304
キプロス	321,508,011	292,831,891	28,676,120
ラトビア	267,076,094	243,254,895	23,821,199
エストニア	206,248,240	187,852,433	18,395,807
マルタ	122,381,664	111,466,131	10,915,533
合計	248,795,606,881	226,604,891,420	22,190,715,461

(*) 理事会の決議により、EIBの債務弁済に必要な金額の範囲内で、請求が行われうる。

H.2. 自己資本および前年度利益の処分（単位：千ユーロ）

自己資本変動計算書	2023年	2022年
資本金：		
- 応募済資本金 ⁽²⁾	248,795,607	248,795,607
- 払込未請求資本金 ⁽²⁾	-226,604,892	-226,604,892
- 払込請求済資本金	22,190,715	22,190,715
準備金および当期純利益：		
準備基金：		
- 期首残高	24,879,561	24,879,561
- 期末残高	24,879,561	24,879,561
その他準備金：		
- 期首残高	16,579,738	12,258,631
- 前年度利益処分額 ⁽¹⁾	1,707,546	4,321,107
- 期末残高	18,287,284	16,579,738
特別活動準備金：		
- 期首残高	10,303,216	12,152,954
- 前年度利益処分額 ⁽¹⁾	891,385	-1,849,738
- 期末残高	11,194,601	10,303,216
一般貸倒準備金：		
- 期首残高	2,115,966	2,021,337
- 前年度利益処分額 ⁽¹⁾	-232,594	94,629
- 期末残高	1,883,372	2,115,966
当期純利益	2,274,404	2,366,337
自己資本合計	80,709,937	78,435,533

(1) 2023年4月25日、総務会は、2022年12月31日終了年度のEIBの当期純利益2,366,337千ユーロをその他準備金、特別活動準備金および一般貸倒準備金に繰り入れることを決定した。一般貸倒準備金または特別活動準備金からの取崩しへの繰入れが生じているが、これは基礎的業務のリスクの動きに伴うものである。

(2) 注H.3を参照のこと。

H.3. 払込請求済だが払込未済の応募済資本金および準備金（単位：千ユーロ）

2020年3月1日、応募済資本金はポーランドおよびルーマニアからの拠出（それぞれ、5,386,000,000ユーロおよび125,452,381ユーロ）により、243,284,154,500ユーロから248,795,606,881ユーロへと増加した（非均衡的増資）。払込請求済の応募済資本金および準備金への拠出は、それぞれ0.5百万ユーロおよび1.1百万ユーロであった。当該加盟国から支払われる総額は、10回の均等分割により半年ごとに支払われ、2020年12月31日、2021年6月30日、2021年12月31日、2022年6月30日、2022年12月31日、2023年6月30日、2023年12月31日、2024年6月30日、2024年12月31日および2025年6月30日に支払期日を迎える。

2023年12月31日までに期日を迎えた分割金は全額が決済された。

	2023年12月31日	2022年12月31日
払込請求済だが払込未済の応募済資本金 （ポーランドおよびルーマニア）	147,474	245,790
払込請求済だが払込未済の準備金 （ポーランドおよびルーマニア）	332,074	553,458
合計	479,548	799,248

注I：前払金および未収収益ならびに未払金および繰延収益（単位：千ユーロ）

前払金および未収収益	2023年12月31日	2022年12月31日
未収利息および手数料	8,612,559	7,064,823
通貨スワップ契約に係る外国為替変動の影響	6,450,972	9,479,121
繰延借入およびスワップ費用	1,031,051	723,463
委託の受取手数料	79,015	99,222
スワップに係る未収償還プレミアム(*)	14,355	21,581
その他	1,149	1,412
合計	16,189,101	17,389,622
未払金および繰延収益	2023年12月31日	2022年12月31日
未払利息および手数料	8,903,289	7,826,213
通貨スワップ契約に係る外国為替変動の影響	7,045,385	8,813,681
繰延借入およびスワップ収入	1,152,243	1,410,707
スワップに係る未払償還プレミアム(*)	341,936	322,653
貸付金および保証に係る繰延収益	324,519	297,451
前受利子補助金	177,969	128,426
繰延運用報酬	0	2,192
その他	387	1,433
合計	17,945,728	18,802,756

(*) スワップの未収および未払に係る償還プレミアムは、そのような特性が盛り込まれた契約に係る原スワップ契約の最終支払額を示す。

注J：金融機関および顧客に対する債務（単位：千ユーロ）

J.1. 金融機関に対する債務

	2023年12月31日	2022年12月31日
要求払	1,094,567	2,371,014
- 翌日物預金	1,094,567	2,371,014
期日払または通知払	1,051,719	3,071,084
- 短期預かり金	0	6,003
- 金融機関とのレポ取引	1,051,719	3,065,081
合計	2,146,286	5,442,098

J.2. 顧客に対する債務

	2023年12月31日	2022年12月31日
要求払	1,917,903	1,437,246
- 翌日物預金	81	46
- 欧州連合および加盟国口座		
- 特別部門業務および関連未決済金額に係るもの	414,924	395,981
- 預金口座	1,502,898	1,041,219
期日払または通知払	159,477	57,543
- 短期預かり金	159,477	57,543
合計	2,077,380	1,494,789

注K：債務証券借入（単位：千ユーロ）

財務活動におけるEIBの目標の1つとして、特に通貨に関し、その資金調達戦略を貸付金供与に要する資金と合致させることが挙げられる。「債務証券借入」の項には、「負債証券」（一般投資家に対して公募した有価証券）および「その他」（私募）が含まれる。下表は、2023年12月31日および2022年12月31日現在の債務残高の通貨別内訳、ならびに平均利率と満期日（最短／最長）をまとめたものである。

支払通貨	2023年 12月31日 現在残高	平均利率 2023年 ^(*)	満期日	2022年 12月31日 現在残高	平均利率 2022年 ^(*)
ユーロ	261,675,719	1.62	2024/2061	251,275,921	1.29
米ドル	97,159,685	2.70	2024/2058	100,421,872	2.11
英ポンド	34,889,117	3.73	2024/2054	37,274,935	2.97
豪ドル	9,600,389	2.90	2024/2040	10,025,515	2.32
ポーランド・ズロチ	8,950,340	3.62	2024/2043	6,868,484	4.05
スウェーデン・クローナ	4,685,022	1.97	2025/2040	5,094,499	1.58
カナダ・ドル	4,382,496	2.27	2024/2045	5,325,718	2.15
ノルウェー・クローネ	3,474,045	2.87	2024/2037	4,118,397	2.64
スイス・フラン	3,370,086	2.10	2024/2036	3,918,655	1.96
南アフリカ・ランド	2,054,012	8.01	2024/2035	2,138,328	8.00
日本円	1,158,921	2.29	2024/2053	1,374,409	2.27
メキシコ・ペソ	996,096	6.36	2024/2033	1,219,817	6.00
デンマーク・クローネ	781,461	0.99	2024/2031	783,185	0.87
人民元	570,635	2.80	2024/2026	499,851	2.82
ニュージーランド・ドル	414,191	3.27	2027/2028	550,661	3.21
チェコ・コルナ	204,612	5.16	2025/2034	362,397	4.18
トルコ・リラ	137,218	9.83	2024/2027	248,852	10.59
ロシア・ルーブル	66,310	3.89	2024/2026	85,960	3.89
ブラジル・レアル	65,276	9.25	2027/2027	0	0
ハンガリー・フォリント	55,643	9.06	2024/2025	53,134	9.06
インド・ルピー	43,523	7.40	2033/2033	0	0
香港ドル	34,757	0.53	2025/2025	36,074	0.53
エジプト・ポンド	29,242	14.00	2026/2026	0	0
ルーマニア・レイ	20,701	2.23	2026/2026	20,810	2.23
合計	434,819,497			431,697,474	

(*) 貸借対照表日現在の加重平均利率

仕組借入の中には、その元本および利息が株価指数に連動しているものもある（実行時の価額：2023年は500百万ユーロ、2022年は500百万ユーロ）。かかる借入金はすべて、仕組スワップ・オペレーションにより十分にヘッジされている。

下表は、2023年度および2022年度の債務証券借入の変動を示したものである。

(単位：百万ユーロ)	2023年	2022年
1月1日現在の残高	431,698	440,115
当期発行額	112,248	84,649
契約に基づく償還	-106,053	-96,370
期限前償還および買戻し	-202	-679
為替差額	-2,872	3,983
12月31日現在の残高	434,819	431,698

注L：引当金 - 年金制度および健康保険制度（単位：千ユーロ）

EIBの主な年金制度は職員とEIBからの拠出金を原資とする確定給付年金制度で、全職員が対象とされている。EIBおよびその職員の全拠出額がEIBの資産へ投資されている。

年金制度および健康保険制度の引当金は、以下のとおりである（単位：千ユーロ）。

	2023年	2022年
職員年金制度：		
1月1日現在の引当額	3,826,889	3,643,155
期中支給額	-110,021	-91,564
保険数理損失の認識	91,560	55,374
年間の拠出金および利息	313,781	219,924
職員年金制度小計	4,122,209	3,826,889
経営委員会年金制度		
経営委員会年金制度	44,916	40,750
保険数理損失の認識	1,716	1,528
年間の拠出金	2,697	3,313
経営委員会年金制度小計	49,329	45,591
健康保険制度：		
1月1日現在の引当額	495,989	471,669
期中支給額	-34,674	-30,965
保険数理損失の認識	24,392	14,778
年間の拠出金および利息	51,211	40,507
健康保険制度小計	536,918	495,989
12月31日現在引当金合計	4,708,456	4,368,469

上記金額は、任意補足年金制度（確定拠出年金制度）加入者への債務を含んでいない。それに対応する債務791百万ユーロ（2022年：754百万ユーロ）は、「その他の負債」（注G）に分類されている。

確定給付債務の見積りに用いる主な仮定の詳細は以下のとおりである。

将来の退職給付および健康保険給付に対する引当金は、2023年9月30日現在の加入者データ（2023年の残り3ヵ月間の勤務発生額を見積もることによる2023年12月31日現在への調整後）および2023年12月31日までのキャッシュ・フローに基づいて、2023年12月31日付で、独立した保険数理士により、

予測単位積立方式を用いて評価された。この保険数理評価は、2023年12月31日現在の実勢市場金利および以下の（職員年金制度および健康保険制度に関する）仮定に基づいて2023年12月31日付で更新された。

- ・ 21.07年（2022年：21.04年）の期間に対応する年金制度および健康保険制度における未払給付の保険数理上の現在価値を算定するための割引率 3.66%（2022年：3.88%）
- ・ EIBは、退職給付準備金の報酬率を上記割引率3.66%に1.5%（2022年：1.5%）上乗せしたものに設定されると見込んでいる。
- ・ 55歳から65歳までの間に段階的退職が予想され、NRA（通常の退職年齢）に依存する（2022年：同一の仮定）。
- ・ 物価および賃金の平均的上昇率 3.3%（2022年：3.3%）
- ・ 予想年間退職率 27%から1%（2022年：27%から1%）で、年齢とともに低下
- ・ 年金調整率（年） 2.3%（2022年：2.3%）
- ・ 2023年まで予測したICSLT生命表 2018年度版を使用（2022年：2022年まで予測したICSLT生命表2018年度版）
- ・ 医療費上昇率（年） 4.3%（2022年：4.3%）

このようなスキームのための引当金は、上記の表のとおり、保険数理評価に従って、必要に応じて調整される。

2023年12月31日現在の年金制度および健康保険制度の数理計算上の評価額は1,425,286千ユーロ（2022年：1,034,924千ユーロ）の未認識損失であり、そのうち823,678千ユーロ（2022年：501,752千ユーロ）は10%の回廊を超えて計上され、2023年の損益計算書に計上された償却費総額は117,668千ユーロ（2022年：71,679千ユーロ）となった。

注M：当期純利益

2023年12月31日終了年度の損益計算書に計上された当期純利益2,274,404千ユーロの処分案は、承認を受けるため2024年4月26日までに総務会に提出される。当事業年度の剰余金の処分案は以下のとおりである。

- その他準備金405.3百万ユーロ
- 特別活動準備金 1,471.0百万ユーロ
- 一般貸倒準備金 398.1百万ユーロ

注N：受取利息および類似収益ならびに支払利息および類似費用

N.1. 正味受取利息（単位：千ユーロ）

	2023年	2022年
受取利息および類似収益：		
現金、中央銀行および郵便局預け金	2,459	404
中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券ならびに確定利付証券を含む負債証券	1,303,397	344,903
金融機関および対顧客貸付金および預け金	14,411,708	7,693,706
デリバティブ	10,352,382	10,490,333
有利子負債に係るマイナス金利	161	135,574
合計	26,070,107	18,664,920
支払利息および類似費用：		
金融機関および顧客に対する債務	-89,904	-12,972
債務証券借入	-8,838,886	-7,483,457
デリバティブ	-13,650,646	-7,766,282
利付資産に係るマイナス金利	-359	-251,650
その他	-299,723	-172,746
合計	-22,879,518	-15,687,107
正味受取利息	3,190,589	2,977,813

N.2. 受取利息および類似収益の国別分析（単位：千ユーロ）

	2023年	2022年
欧州連合加盟国		
スペイン	1,457,072	819,323
イタリア	1,325,307	524,472
ポーランド	1,237,887	838,559
フランス	1,223,203	576,209
ドイツ	701,179	366,919
ギリシャ	479,218	426,007
ハンガリー	428,516	233,410
オーストリア	391,181	274,321
ベルギー	323,479	172,338
スウェーデン	321,869	159,803
オランダ	290,689	189,118
ポルトガル	233,259	137,956
フィンランド	221,819	71,792
チェコ共和国	187,964	114,166
アイルランド	133,049	92,695
ルーマニア	118,162	80,383
スロバキア	89,327	70,406
デンマーク	81,863	31,281
クロアチア	56,093	49,791
キプロス	55,448	15,833
スロベニア	52,203	40,042
ブルガリア	42,204	38,055
エストニア	38,443	7,049
ラトビア	24,390	16,023
リトアニア	23,007	17,462
マルタ	8,319	8,088
ルクセンブルク	4,840	2,231
欧州連合加盟国の合計	9,549,990	5,373,732
欧州連合域外	2,859,348	2,046,685
国別分析の対象の収益合計	12,409,338	7,420,417
国別分析の対象外の収益 ⁽¹⁾	13,660,769	11,244,503
受取利息および類似収益の合計	26,070,107	18,664,920

(1) 国別分析の対象外の収益：

・ 長期HQLAポートフォリオおよび代替貸付金ポートフォリオからの収益	666,359	247,044
・ 有価証券流動性ポートフォリオからの収益	84,879	36,832
・ 短期金融市場証券からの収益	552,148	61,022
・ その他有価証券からの収益	11	5
・ 短期投資およびその他の事業からの収益	2,004,990	409,267

・ デリバティブからの収益	10,352,382	10,490,333
	13,660,769	11,244,503

注0：受取手数料および支払手数料（単位：千ユーロ）

	2023年	2022年
受取手数料：		
保証手数料	140,533	179,758
インベストEUの手数料	57,601	2,002
貸付金手数料収益	35,056	32,589
Jaspersの手数料	31,064	28,688
インベストメント・ファシリティ「コトヌー」の手数料	27,529	36,994
EGFの手数料	24,373	51,140
DFIsの手数料（2014年から2020年、2021年から2027年）	13,803	9,995
EFSIの手数料	12,026	17,974
近代化基金の手数料	11,935	12,080
グループ内サービスからの受取手数料	10,391	7,889
信託基金管理報酬に係る手数料	9,581	5,172
イノベーション基金の手数料	8,668	4,639
Fiコンパスの手数料	7,590	5,463
RRFの手数料	6,094	10,709
JESSICA（保有基金）の手数料	3,452	3,841
NDICI EFSI+ ACP信託基金手数料	3,060	0
EUウクライナ基金の手数料	2,205	0
近隣インベストメント・ファシリティの手数料	1,496	2,232
ヤウンデ/ロメ協定の手数料	1,060	1,150
コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティの手数料	415	4,581
InnovFinの手数料	332	6,834
その他の委託に係る手数料	33,597	27,301
受取手数料合計	441,861	451,031

	2023年	2022年
支払手数料		
保証人へのリスク報酬	-330,302	-357,519
グループ内サービスからの支払手数料	-71,898	-53,100
その他の支払手数料	-33,479	-26,489
支払手数料合計	-435,679	-437,108

注P：金融業務損益（単位：千ユーロ）

	2023年	2022年
負債証券ポートフォリオの純損益	113,618	-203,344
貸借対照表上のポジションの換算に係る純損益	2,449	-2,131
債務証券借入の買戻しに係る純損益	0	253
株式およびその他の変動利付証券に係る純損益	-39,067	-35,408
デリバティブの純損益	-84,122	197,575
金融業務損益合計	-7,122	-43,055

注Q：その他の業務収益および費用の純額（単位：千ユーロ）

	2023年	2022年
賃貸料収益	13,305	11,918
過年度未使用引当金の戻入れ	0	4,179
その他	1,768	410
その他の業務収益および費用の純額合計	15,073	16,507

注R：一般管理費（単位：千ユーロ）

	2023年	2022年
給与および手当 ^(*)	-565,465	-526,278
福利厚生費および其他人件費	-397,058	-305,986
人件費	-962,523	-832,264
その他の管理費	-342,542	-306,074
一般管理費合計	-1,305,065	-1,138,338

(*) このうち経営委員会委員に対する金額は、2023年12月31日現在で3,626千ユーロ、2022年12月31日現在で3,753千ユーロである。

EIBの職員数は、2023年12月31日現在で4,273名（2022年12月31日現在で4,020名）であった。

注S：オフ・バランスシートの借入債務支払に係る特別預け金

この項目は、EIBが支払代理人に支払ったが、EIBが発行した債券の保有者による支払いのための呈示がなされていない期日の到来したクーポンおよび債券の金額に相当する。

注T：金融商品の公正価値^(*)

EIBは貸借対照表日において、（有価証券流動性ポートフォリオを除き）負債の場合は受領額、資産の場合は取得のための支払額を示す外貨建ての取得原価に基づき、貸借対照表の金融商品を計上している。下表は、資産または負債に計上されている金融商品（主として貸付金、財務、有価証券、借入）の公正価値と帳簿価額とを比較したものである。

2023年12月31日現在（単位：百万ユーロ）	帳簿価額	公正価値 ^(**)
金融資産：		
現金、中央銀行および郵便局預け金	210	210
金融機関および対顧客貸付金および預け金（代替貸付金を除く）	471,936	445,762
短期国庫証券および負債証券ポートフォリオ （代替貸付金を含む）	46,155	45,937
株式、その他の変動利付証券および参加持分	9,944	18,088
金融資産合計	528,245	509,997
金融負債：		
金融機関および顧客に対する債務	4,223	4,224
債務証券借入	434,819	422,653
金融負債合計	439,042	426,877

(*) デリバティブはこの表には含まれていない。注Vを参照のこと。

(**) 経過利息を含めた公正価値

2022年12月31日現在（単位：百万ユーロ）	帳簿価額	公正価値 ^(**)
金融資産：		
現金、中央銀行および郵便局預け金	113	113
金融機関および対顧客貸付金および預け金（代替貸付金を除く）	484,515	461,177
短期国庫証券および負債証券ポートフォリオ （代替貸付金を含む）	30,273	29,297
株式、その他の変動利付証券および参加持分	9,296	17,242
金融資産合計	524,197	507,829
金融負債：		
金融機関および顧客に対する債務	6,937	6,938
債務証券借入	431,698	406,993
金融負債合計	438,635	413,931

(*) デリバティブはこの表には含まれていない。注Vを参照のこと。

(**) 経過利息を含めた公正価値

注U：リスク管理

本注記は、EIBのリスクに対するエクスポージャーならびにその管理および統制についての情報を、特に金融商品の使用に関連した主なリスクについて記載している。それらは以下のとおりである。

- 信用リスク - 決済リスク⁽²⁾等、顧客またはカウンターパーティーのデフォルトにより発生する損失のリスクで、あらゆる形式の信用エクスポージャーから発生する。
- 市場リスク - 不利な価格変動によって引き起こされる金融投資に係る損失のリスク。市場リスクの例としては、株価やコモディティ価格の変動、金利の変動、為替の変動などがある。
- 銀行勘定における金利および信用スプレッド・リスク（IRRBBおよびCSRBB） - EIBのポジションから、金利および市場信用スプレッドに感応的な金融商品にそれぞれ影響を及ぼす金利および市場信用スプレッドの不利な変動から生じる経済価値または正味受取利息に対するリスク。IRRBBは、ギャップリスク、ベシスリスクおよびオプションリスクを含む。
- 為替レートリスク - 為替レートの不利な変動による、EIBのポジションから得られる経済価値または収益に対するリスク。
- 流動性および資金調達リスク - EIBが合理的な価格により、あるいは、極端な状況下ではいかなる価格によっても、資金調達または義務の履行ができないリスク。
- オペレーショナル・リスク - 不十分もしくは機能不全の内部プロセス、人員もしくはシステム、または外部事象⁽³⁾に起因する損失リスク。

(2) 決済リスクとは、受渡期日を過ぎても未決済の取引や、取引の決済が該当する市場基準よりも遅れることにより被る潜在的な損失のリスクと定義される。グループの業務の性質上、決済リスクの影響を最も受ける商品は、EIBが締結している外国為替取引を伴うデリバティブ取引である。決済リスク管理については、「金融リスク・ガイドライン」に記載されている。

(3) 外部事象の定義からは、顧客の倒産や不利な市場の動き、または類似の事象は除外されており、これらは信用リスクおよびそれぞれの市場リスクのトリガーである。

2023年には、リスクの管理とモニタリング専任のチームを含む職員は一部の期間テレワークで勤務していた。このような業務に関連して、ポジション管理システムは、通常の状況下と同一の機能性で、フロント・オフィス、ミドル・オフィスおよびバック・オフィスの職員に加えて、リスク管理の職員もリモートモードで利用が可能であった。

リスク管理組織

EIBの目的は、その資産、財務的業績、ひいては自己資本を可能な限り最大限に守るため、リスクを分析・管理することにある。EIBは一般にEUの機関、機構および局によって発令または採択される商業銀行に適用される法や指針（「EU法および指針」）の適用を受けないが、EIBはその任意の決定により、EIBが公表しているベスト・バンキング・プラクティスの指針的原則を含むベスト・バンキング・プラクティスの枠組みで特定されるEU法および指針を遵守することとしている。

グループ・リスク・コンプライアンス部門（GR&C）は、EIBがさらされている信用リスク、市場リスク、流動性および資金調達リスク、オペレーショナル・リスクを独立した立場から特定、評価、モニタリングおよび報告する。GR&Cは、職務分掌を維持するために、そして3つの防衛線の原則に従って、独立した組織となっており、リスクに関するすべての提案に対して、セカンド・オピニオンを提供する。グループは、グループ最高リスク責任者（「GCRO」）の管理下となるグループ・リスク課を設置している。総裁およびEIB経営委員会のそれぞれの法定責任が影響を受けることなく、GCROはグループ・リスクについて、リスク担当の経営委員会委員の監督の下、EIB経営委員会に報告する。GCRO

は、GCR0の権限内の事項に関して、EIB経営委員会および他のEIBの統治機関の関連するすべての会議に参加する。

EIBのリスク選好

リスク選好とは、EIBがその公的使命と目的との関連において、業務の遂行の中で進んで負担し、かつ負担できるリスクの水準である。EU加盟国（さらにはパートナーシップ参加国）全体に魅力的な条件でEUの目的に合う長期資金を提供するEIBの能力が、リスク選好の鍵となる。EIBのビジネスモデルの主たる柱は、主要格付機関による長期格付でAAA格を維持することである。EIBがリスク選好を管理するために実施するプロセスおよび業務は、理事会によって承認されたEIBリスク選好の枠組み（「RAF」）において正式に決定されている。RAFは、主要な財務リスク（信用リスク、流動性リスク、市場リスク、株価リスクを含む）および以下の非財務リスクのカテゴリーを取り扱っている。そのカテゴリーとは、(i) オペレーショナル（例：人、情報セキュリティ、金融犯罪、テクノロジー、コンダクト、不正、コンプライアンス、モデルリスク）及び(ii) その他（例：気候変動および環境、ならびに風評リスク）である。RAFには、測定可能なリスク選好指標の導入およびモニタリングを通じてEIBに健全なリスク文化を根付かせる作用があり、このリスク選好指標には限度額（財務リスク指標の限度額）が適用され、（場合により）EIBの下位組織へと落とし込まれる。EIBのRAFは、自己のリスク負担およびリスク・シェアリング契約に基づく貸付業務、EIFに委託された業務、資金調達および財務活動を対象としている。

EIBは公的金融機関として、リスクに対する投機的エクスポージャーにより収益を獲得することを目指していない。その結果、それぞれに業績目標が定められていても、EIBは財務活動や資金調達・提供活動を利益の最大化を図る中心的業務とみなしていない。投資活動は、投資資本の保護という主目的の範囲内で行われる。よって、EIBの貸付業務、借入業務および財務管理業務で生じるエクスポージャーに関しては、すべての重要な市場リスクのヘッジを確保することが、EIBの主要な財務リスク管理の原則とされている。

以下の項では、EIBがさらされる信用リスク、市場リスク、流動性および資金調達リスク、オペレーショナル・リスクについて開示している。詳細については、EIBグループ・リスク管理開示報告書を参照のこと。

リスクの測定および報告システム

EIBは、変化する経済情勢や進化する規制当局の基準に合わせて、リスク管理システムを調整している。市場慣行が発達するにつれ、EIBも継続的にそれらを適応させている。EIBの業務に内在する主なリスク、すなわち、信用リスク、金利リスク、流動性および資金調達リスク、為替レートリスクならびにオペレーショナル・リスクを統制し、報告するため、管理システムを導入している。

リスクは、EIBの支払能力、流動性、利益および業務への影響を定量化することを目的として、通常的环境下および起こり得るストレス状態で、評価・測定される。リスク測定では、資本構成、利益、流動性、ならびに市場リスクおよびオペレーショナル・リスクに対するエクスポージャーに関連した適切な指標を考慮する。

信用リスク、市場リスク、流動性リスク、財務リスクおよびオペレーショナル・リスクに関する情報は、経営委員会および理事会に対して毎月報告される。かかる情報は、経営委員会および理事会のリスク方針委員会に対して定期的に報告・説明される。

EIBは、金利（IR）リスクおよびFXリスクを管理するための枠組みを整備している。EIBはIR（ギャップリスクおよびベーススリスク）ならびにFXのポジションを日次でモニターし、事前承認された限度内で管理している。

オペレーショナル・リスクや財務リスクを招く新しい種類の取引はすべて、新商品委員会の承認を受けた上で改めて経営委員会の承認を取得することが義務付けられている。

収益の持続可能性および自己資金力

EIBの金利リスク戦略は、EIBの全体的な財務リスク管理で不可欠な部分を占めている。この方針は、利益の安定性、自己資本の経済価値の保持、EIBの長期成長資金の自力調達に関する、EIBの主要利害関係者の期待を反映した内容になっている。

これらの目標を達成するため、金利リスク戦略は、一段の収益安定と全体的なリターンの拡大のために、EIBの自己資本投資に関して、中・長期を対象期間とみなしている。実際には、このことはEIBの自己資本投資について3.0年から4.0年の目標デュレーションを生み出す投資プロファイルを定義することによって達成される。

この関連において、資産・負債委員会（「ALCO」）は、金利リスク戦略の枠組みに関連する投資プロファイルについて定期的なチェックポイントを実施する。

U.1. 信用リスク

信用リスクは主にEIBの貸付業務および負債証券、譲渡性預金、銀行間の定期預金等の財務商品ならびにEIBのデリバティブおよび保証取引に関するものが含まれている。デリバティブの使用に関する信用リスクについては、「デリバティブ」のセクション（注V）で分析する。

信用リスクは、詳細な行内指針に沿って管理されている。こうした指針の目的は、信用リスクの慎重な管理が確実に行われるようにする点にある。ある事業体がEIBの貸付業務のカウンターパーティーとして認められるか否かは、定量的および定性的指標を用いた当該事業体の注意深い分析および評価に基づくだけでなく、経験および専門家の判断にも依拠して決定される。同指針は、貸付業務の債務者、保証人双方について最低限の信用の質の水準を定めており、許容される取引構造も特定している。また、EIBの地位が十分に保護されるように、主要な法的条項や他の契約条件の点で貸付契約が満たしていなければならない最低基準も、細かく定めている。貸付金ポートフォリオの分散は、カウンターパーティー別限度額の枠組みおよび主要産業の業種別限度額によって支えられている。複雑な貸付取引または仕組貸付取引に含まれる追加的なリスクの十分な分析、計量および軽減が確実になされるように、特定の種類の業務に関して具体的で詳細な指針が策定され、これが一般指針を補完している。リスクの分析にあたっては、EIBは内部格付制度を適用し、カウンターパーティーに内部格付を付与している。

信用リスク管理指針は、進化している業務環境および適用されるベスト・バンキング・プリンシプルの変更を盛り込み、EIBが受領する新たなマンドートに対応できるよう、定期的に調整されている。

最近の世界的なショックにもかかわらず、貸付金ポートフォリオの信用の質は現在のところ安定しており、目に見えるシステム的な影響はないと考えられている。EIBは厳格なデューデリジェンス・プロセス、十分な水準の担保および保証に基づくリスク管理戦略や貸付金契約に含まれる標準的な保護条項に依拠している。EIBの一部のエクスポージャーは、その貸付金エクスポージャーに対して提供される担保や保証に加え、様々なマンドートの一環として提供される信用補完も享受している。

いずれの時点においても、EIBが供与する貸付金および保証の総額は、定款で定められたギアリング比率（定款第16.5条）で制限されている。この比率を算出するために、EIBは欧州連合会計指令（「AD」）の枠組みによるデータを使用している。2023年度末時点で、EIBの定款で定められたギアリング比率は、EU会計指令準拠の個別財務書類に基づく208.6%（2022年：204.0%）、EU会計指令準

抛の連結財務書類に基づくと212.4%（2022年：207.8%）であった（定款第16.5条に基づく上限は250%）。

U.1.1.1. 貸付金

貸付金に関する信用リスクを測定・管理するために、EIBは一般に認められた基準に基づいて、債務者の質および取引の構造、そして適当な場合は差し入れられた担保の質に応じて貸付業務の格付を行っている。

未実行分も含めた2023年12月31日現在の貸付金ポートフォリオの債務者と保証人の構成を以下に分析する。

下表は、EIBが供与するプロジェクトに対する締結済貸付金を表示している。ただし、域外貸付マンドート（ELM）、持続可能な開発のための欧州基金（EFSD）、近隣・開発・国際協力手段投資第1ウィンドウ（NDICI IW 1）/ 持続可能な開発のための欧州基金プラス（EFSD+）⁽⁴⁾ およびコトヌー協定に基づいて供与された欧州連合域外の貸付金のうち、欧州連合予算または加盟国（ACP諸国およびOCTにおける貸付金の場合）の保証^(*)によりEIBが最終的に保護されるものを除く。

(4) EFSD+契約の1件は、自己リスク・ポートフォリオの一部である。

(*) こうした保証は、包括型（すべてのリスクが対象）か、または定義された政治リスク（送金の停止、収用、戦争または市民暴動、契約違反時の裁判拒否）に限定されているかのいずれかである。

(単位：百万ユーロ)

債務者	保証人	国	公共機関	銀行	企業	無保証 ⁽¹⁾	2023年の 合計	2022年の 合計
国		0	0	0	0	58,626	58,626	59,287
公共機関		31,458	24,456	488	203	95,473	152,078	147,238
銀行		36,590	18,908	12,913	9,907	37,958	116,276	117,218
企業		8,229	5,810	6,159	38,607	121,332	180,137	170,034
2023年の合計 ⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾⁽⁵⁾		76,277	49,174	19,560	48,717	313,389	507,117	
2022年の合計 ⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾⁽⁵⁾		77,577	49,187	20,723	47,990	298,300		493,777

- (1) これらの金額には、債務者の支払能力自体が妥当な担保となっているため、債務者および貸付金自体以外の正式な保証が不要な貸付金も含まれている。所定の事由が発生した場合には、適切な契約条項により、EIBが独立した担保を請求できる権利が確保されている。
- (2) 2023年12月31日現在のリスク・シェアリング業務（加盟国保証または政治リスク保証の形でのEU予算により信用補完されている）における貸付金は、1,769百万ユーロ（2022年：2,193百万ユーロ）であった。
- (3) この金額に、契約済代替貸付金（2023年：18,893百万ユーロ、2022年：17,414百万ユーロ）は算入されていない。
- (4) これらの金額は、現在の欧州連合加盟国が欧州連合への加盟を認定される前に供与された貸付金であって、欧州連合予算または加盟国により保証されているものを除いている。
- (5) EIBは、EFSI SMEウィンドウおよび欧州保証基金に関連して、コミットメント総額が9,187百万ユーロ（2022年：9,187百万ユーロ）を超えない資金供与枠を締結した。EIBは、確定的なコミットメントがそれぞれの基礎的なリスクを伴うカウンターパーティーとの間で締結され、資金供与枠の引出が予期される場合に、未実行エクスポージャーを認識する。

EIBの優先債権者の地位およびEIB定款による保護は、満期時におけるEIB資産の全額回収を保証すると思われるため、EIBは、期末現在の欧州連合加盟国ソブリン債および欧州連合加盟国ソブリン保証債のエクスポージャーに関して、2022年においても、2023年においても、評価損益を計上しなかった。

下表は、EIBが全額の自己リスクまたは信用補完による残余リスクを負担する貸付金に係るソブリン信用リスクに関する情報を開示している（欧州連合予算またはELM、EFSD、NDICI 1W1 / EFSD+⁽⁵⁾およびコトヌー協定に基づくMS保証の恩恵を受ける欧州連合域外への貸付金を除く）。

- (5) EFSD+契約の1件は、自己リスク・ポートフォリオの一部である。

(単位：百万ユーロ)

国名	2023年			2022年		
	債務者となっているもの		保証人となっ ているもの	債務者となっているもの		保証人となっ ているもの
	実行済金額	未実行金額		実行済金額	未実行金額	
オーストリア	0	0	133	0	0	190
ベルギー	0	0	265	0	0	272
ブルガリア	1,012	0	297	1,060	0	119
クロアチア	765	0	2,089	806	0	2,242
キプロス	930	519	1,052	928	509	1,033
チェコ共和国	1,160	1,314	0	915	1,009	0
デンマーク	0	0	242	0	0	242
エストニア	642	90	77	500	0	84
フィンランド	0	0	105	0	0	113
フランス	0	0	3,946	0	0	3,986
ドイツ	0	0	1,583	0	0	2,002
ギリシャ	7,059	1,659	9,007	7,379	1,210	9,262
ハンガリー	5,948	573	908	5,647	1,351	1,080
アイルランド	1,665	240	1,186	1,665	240	1,095
イタリア	5,852	1,105	6,798	4,989	2,560	6,941
ラトビア	454	0	3	258	200	6
リトアニア	2,215	0	51	2,035	0	55
ルクセンブルク	0	9	230	0	9	231
マルタ	72	0	295	0	72	280
オランダ	0	0	281	0	0	294
ポーランド	6,113	330	19,074	6,631	330	17,925
ポルトガル	1,296	900	2,895	1,299	830	3,426
ルーマニア	2,402	2,613	51	2,113	2,258	0
スロバキア	2,499	72	95	2,499	441	94
スロベニア	491	400	1,352	512	400	1,242
スペイン	3,213	0	19,881	3,741	0	21,502
スウェーデン	0	0	543	0	0	199
非EU加盟国	2,007	3,007	3,838	2,013	2,878	3,662
合計	45,795	12,831	76,277	44,990	14,297	77,577

下表は、ELM、EFSD、NDICI IW 1 /EFSD+およびコトヌー協定に基づきEU予算または加盟国の保証の恩恵を受ける、EU域外のプロジェクトに対する締結済み貸付金を示している（単位：百万ユーロ）。

	2023年12月31日	2022年12月31日
以下による保証：		
加盟国	3,640	3,867
欧州連合予算 ⁽¹⁾	47,742	49,167
合計⁽²⁾⁽³⁾	51,382	53,034

- (1) このうち1,769百万ユーロ（2022年：2,193百万ユーロ）は、上記で説明したリスク・シェアリング業務（加盟国保証または政治リスク保証の形でのEU予算により信用補完されている）による。
- (2) 現在の欧州連合加盟国が欧州連合への加盟を認定される前に供与された貸付金であって、欧州連合予算または加盟国により保証されている貸付金を含む。
- (3) EIBが供与した総額470.6百万ユーロ（2022年：487.5百万ユーロ）の金融保証は、加盟国または欧州連合予算によって保証されている。上記の保証は上記の表に示されている内訳には含まれていない。

EU予算または加盟国保証に基づくEU域外プロジェクトに対する貸付金（単位：百万ユーロ）
（新規加盟国で加盟以前に実行された貸付金を含む。）

契約済貸付金の保証形態別内訳

協定	2023年12月31日	2022年12月31日
加盟国による75%保証		
- コトヌー・パートナーシップ協定	161	185
- 第2次コトヌー・パートナーシップ協定	1,017	1,108
- コトヌー議定書3 - OR/ACP	2,369	2,480
- コトヌー議定書3 - OR/OCT	93	94
加盟国による75%保証合計	3,640	3,867
加盟国による保証合計	3,640	3,867
欧州連合予算による100%保証		
- ロシア - 100百万・2001年 - 2005年	0	14
- ロシア - 500百万・2004年 - 2007年	99	114
EFSD	93	93
欧州連合予算による100%保証合計	192	221
欧州連合予算による70%保証		
- 南アフリカ - 375百万・1997年1月29日決定	4	9
- ボスニア・ヘルツェゴビナ - 100百万・1999年 / 2001年	5	8
- ユーロメッド (EIB) - 2,310百万・1997年1月29日決定	3	7
- 北マケドニア - 150百万・1998年 / 2000年	2	5
- CEEC - 3,520百万・1997年1月29日決定	14	32
欧州連合予算による70%保証合計	28	61
欧州連合予算による65%保証		
- 南アフリカ - 825百万・2000年7月 - 2007年1月	17	73
- 南アフリカ - 2007年2月 - 2013年12月決定	84	102
- ALA III - 2,480百万・2000年2月 - 2007年7月	49	60
- ALAデシジョン - 2007年2月 - 2013年12月	1,077	1,327
- ユーロメッド II - 6,520百万・2000年2月 - 2007年1月	536	710
- 南東近隣諸国 - 9,185百万・2000年2月 - 2007年7月	2,020	2,272
- トルコ・スペシャル・アクション - 450百万・2001年 - 2006年	85	92
- トルコ - TERRA - 600百万・1999年11月 - 2002年11月	201	223
- PEV EE/CAS/RUS 2007年2月1日 - 2013年12月31日	1,646	1,755
- PEV MED 2007年2月1日 - 2013年12月31日	4,233	4,630
- 加盟候補国 - 9,048百万・2007年 - 2013年	4,266	4,713
- 気候変動マנדート・2011年 - 2013年	929	1,031
- ELMアジア2014年 - 2020年	1,260	1,289
- ELM中央アジア2014年 - 2020年	348	355
- ELM東ロシア2014年 - 2020年	6,670	6,996
- ELMラテンアメリカ諸国2014年 - 2020年	2,527	2,906
- ELM MED2014年 - 2020年	8,373	9,121
- ELM加盟候補国2014年 - 2020年	3,769	4,018
- ELM RSA2014年 - 2020年	121	140
- ELM ERI民間マンドート	851	1,160
- ELM ERI公共機関マンドート	1,344	1,403
- グローバル欧州NDICI IW 1	7,116	4,509
欧州連合予算による65%保証合計	47,522	48,885
欧州連合予算による保証合計	47,742	49,167
合計(1)	51,382	53,034

(1) EIBが供与した総額470.6百万ユーロ（2022年：487.5百万ユーロ）の金融保証は、加盟国または欧州連合予算によって保証されている。上記の保証は上記の表に示されている内訳には含まれていない。

貸付金に付する担保（単位：百万ユーロ）

その他の信用リスク軽減手段の中のひとつとして、EIBは、金融有価証券に質権を設定する手法を使用している。これらの質権は、関連する法域で執行可能な質権設定契約によって設定される。質権設定契約により受け取った担保のポートフォリオは8,958百万ユーロ（2022年：8,215百万ユーロ）であり、その内訳は以下のとおりである。

2023年12月31日現在	貸付金融担保（単位：百万ユーロ）						現金	合計
	債券							
	政府債	国際 機関債	政府 機関債	担保付債券 （カバード・ボ ンド）	銀行債 および社債			
同等のムーディーズ格付								
Aaa	126	157	0	428	30	0	741	
Aa1からAa3	1,184	9	31	766	146	0	2,136	
A1	0	0	0	0	20	0	20	
A1未満	5,144	0	2	0	583	0	5,729	
格付なし	0	0	0	0	99	233	332	
合計	6,454	166	33	1,194	878	233	8,958	

2022年12月31日現在	貸付金融担保（単位：百万ユーロ）						現金	合計
	債券							
	政府債	国際 機関債	政府 機関債	担保付債券 （カバード・ボ ンド）	銀行債 および社債			
同等のムーディーズ格付								
Aaa	234	65	0	68	9	0	376	
Aa1からAa3	1,000	10	167	142	194	0	1,513	
A1	0	0	0	0	6	0	6	
A1未満	4,969	0	3	602	518	0	6,092	
格付なし	40	0	0	0	29	159	228	
合計	6,243	75	170	812	756	159	8,215	

12月31日現在の実行済貸付残高の債務者の契約業種別明細（単位：百万ユーロ）は以下のとおりである。

	2023年	2022年
業種		
運輸	128,499	126,633
エネルギー	67,564	64,590
グローバル・ローン ⁽¹⁾	60,626	64,600
医療・教育	37,075	36,901
工業	35,498	31,438
その他インフラ	34,358	33,346
上下水道施設	27,999	28,324
サービス	18,903	18,262
電気通信	10,930	10,913
農業・漁業・林業	5,065	4,961
合計⁽²⁾	426,517	419,968

- (1) グローバル・ローンとは、金融仲介機関または銀行に提供する融資枠で、その後にそれらの機関または銀行が、自らリスクを負担してその資金を官民が請け負う中小規模のプロジェクトに転貸するというものである。
- (2) この金額に、実行済代替貸付金（2023年：18,893百万ユーロ、2022年：17,414百万ユーロ）は算入されていない。

貸付金に係る延滞

延滞額の特定、監視、報告は、全行的な「財務的監視ガイドラインおよび手続き」に定義される手続きに従って行われている。こうした手続きは、ベスト・バンキング・プラクティスに従っており、EIBが管理するすべての貸付金について適用される。

2023年12月31日現在、自己資金源からの貸付金で90日超の延滞が生じている額は82百万ユーロ（2022年：78百万ユーロ）であった。

2023年12月31日現在、自己資金源からのもので90日を超える延滞が生じ、欧州連合または加盟国の包括保証により担保されていないものについては、その名目元本残高は529百万ユーロ（2022年：150百万ユーロ）である。これらは、貸倒引当金177百万ユーロ（2022年：70百万ユーロ）によりカバーされている。

2023年中、131百万ユーロの延滞が欧州連合による保証に基づき履行請求され、2.5百万ユーロが加盟国保証に基づき履行請求された。2022年における応当額は、それぞれ156百万ユーロおよびゼロであった。

また、当年度中に、以前に欧州連合または加盟国による保証に基づき履行請求された延滞額のうち、124百万ユーロ（2022年：4百万ユーロ）が弁済された。

2023年に、請求払民間保証に基づき1.3百万ユーロの履行請求が1回行われた（2022年：ゼロ）。

貸付金の再交渉と支払猶予

EIBは、支払猶予措置がとられた貸付金を、支払猶予貸付金（すなわち、貸付金、負債証券およびローン・コミットメント）とみなしている。支払猶予措置はEIBの「譲歩」によるもので、財務困難により契約上の債務返済条項を遵守できないとみなされる債務者に対して、債務返済または契約の全部もしくは一部の借換えができるようにするために、EIBが決定するものである。エクスポージャーは、延滞の有無、または当該エクスポージャーが債務不履行に分類されているか否かに関わらず、譲歩が行われた場合には支払猶予として取り扱う。債務者が財務困難に陥っていない場合には、当該エクスポージャーは支払猶予として取り扱わない。

再交渉された場合、EIBは、当該貸付金を厳格に監視し続けることとなる。再交渉による支払条件では当初の簿価が回収できない場合、EIBは損益計算書に評価調整額を計上することを検討する。貸付金格付（「LG」）が「E-」まで低下した貸付金はすべて、定期的に評価損計上の必要性が検討される。

EIBの再編チームが報告期間中に着手した支払猶予措置および手続きには、返済期限の延期、元本返済のみの繰延、元利返済の繰延、重大な財務制限条項の破棄および延滞金の元本算入が含まれるが、これらに限定されるわけではない。

支払猶予措置の対象である貸付金は、下表のとおりである。

（単位：百万ユーロ）

	2023年12月31日		2022年12月31日	
	正常債権	不良債権	正常債権	不良債権
支払猶予措置の対象となった契約件数	45	69	53	79
帳簿価額（金利および延滞金額を含む）	1,844	1,723	2,256	2,054
うち評価調整の対象となった貸付金	0	1,169	0	1,418
認識された評価損益	0	283	0	307
支払猶予された契約に係る受取利息	66	92	75	70
認識中止されたエクスポージャー （リストラクチャリング、償却 / 貸付金売却後）	0	89	0	3

（単位：百万ユーロ）	支払猶予措置							2023年12月 31日
	2022年12月 31日	返済期限 の延期	元本のみ の繰延	元本 および 利息の 繰延	重大な 財務制限 条項の 破棄	その他	契約上の 返済 およ び契約 終了 ⁽¹⁾	
公共機関	1,020	0	0	0	146	23	-166	1,023
銀行	135	0	0	0	0	0	-108	27
企業	3,155	509	0	3	16	13	-1,179	2,517
合計	4,310	509	0	3	162	36	-1,453	3,567

(1) 減少は、2022年12月31日現在で支払猶予貸付金とみなされていた取引に関して当年度中に発生した元本、利息および延滞金額の返済ならびに償却、ならびに当期中の契約終了による。

U.1.2. 財務管理

財務商品（有価証券、コマーシャル・ペーパー、定期預金等）関連の信用リスクは、健全なカウンターパーティーおよび発行体を選択することにより管理されている。

有価証券ポートフォリオの構成および財務商品残高に適用される限度枠は、経営陣が設定している。この限度枠は、グループ・リスク・コンプライアンス部門により定期的に見直しが行われる。

下表は、財務ポートフォリオの有価証券および短期金融市場商品（預金およびリバース・レポ）に係る信用リスク構成比を、適宜、カウンターパーティーの信用格付別、最終的な債務者格付別または発行体格付別に示したものである。

同等のムーディーズ格付	有価証券ポートフォリオ (単位：%)		短期金融市場商品 (単位：%)	
	2023年 12月31日	2022年 12月31日	2023年 12月31日	2022年 12月31日
Aaa	30	34	34	89
Aa1からAa3	33	39	30	4
A1からA3	13	21	33	5
A3未満	24	6	3	2
合計	100	100	100	100

2023年12月31日現在、EIBの満期まで1年超で格付が下限のAa3である財務ポートフォリオ資産の名目金額合計は、8,241百万ユーロ（2022年：4,399百万ユーロ）であった。

財務取引に供する担保

EIBは、取引のカウンターパーティーが契約債務を履行できなかった場合に信用リスクにさらされる可能性のある有担保リバース・リパーチェスおよびリパーチェス契約取引を行っている。EIBは、カウンターパーティーの信用リスクおよび担保の価値を日次でモニターし、必要とみなされる場合には、EIBに追加担保を差し入れるよう要求することで、これらの業務に関連した信用リスクを統制している。

三者間レポおよびリバース・レポ取引は、第三者保管機関と共同で行われる。第三者保管機関は、枠組み契約に従って特に以下に関する契約条件の遵守を保証する。

- 支払引替渡し
- 担保の検証
- 貸手が要求する担保マージン。これは常に充分かつ充当可能であることが必要であり、保管機関は、当該有価証券の時価を日々検証しなければならない。
- 契約要件をすべて満たす代替担保の組成。

受取担保

財務取引には、23,419百万ユーロ（2022年：7,381百万ユーロ）の二者間および三者間リバース・リパーチェス契約が含まれており、EIBはこの全額について財務担保を受領している。

財務担保ポートフォリオの時価は、2023年12月31日現在、23,207百万ユーロ（2022年：7,000百万ユーロ）であり、以下のように分類される。

リバース・リパーチェス契約財務担保（単位：百万ユーロ）							
2023年12月31日現在	債券					現金	
同等のムーディーズ格付	政府債	国際機関債	政府機関債	担保付債券（カバード・ボンド）	銀行債および社債		合計
Aaa	228	38	262	11,377	627	0	12,532
Aa1からAa3	763	12	120	1,211	1,157	0	3,263
A1	0	0	0	0	0	0	0
A1未満	1,885	0	358	56	5,065	0	7,364
格付なし	26	0	0	18	0	4	48
合計	2,902	50	740	12,662	6,849	4	23,207

リバース・リパーチェス契約財務担保（単位：百万ユーロ）							
2022年12月31日現在	債券					現金	
同等のムーディーズ格付	政府債	国際機関債	政府機関債	担保付債券（カバード・ボンド）	銀行債および社債		合計
Aaa	319	23	51	1,310	2,354	0	4,057
Aa1からAa3	241	0	29	8	215	0	493
A1	8	0	233	0	343	0	584
A1未満	217	0	44	4	1,169	0	1,434
格付なし	425	0	0	0	6	1	432
合計	1,210	23	357	1,322	4,087	1	7,000

預託有価証券

二者間および三者間リパーチェス契約は、2023年12月31日現在1,052百万ユーロ（2022年：3,065百万ユーロ）であった。この残高は全額について担保が供されており、原契約に従い、その後に追加担保の請求または担保の返還が行われる。

二者間および三者間リパーチェス契約の下で差し入れられている担保（ルクセンブルク中央銀行への差入れを除く）の時価は、2023年12月31日現在、1,056百万ユーロ（2022年：3,195百万ユーロ）であった。

U.1.3. 第三者が供与した貸付金に関してEIBが付与した保証

自己資金を原資とするEIBの保証取引および証券化取引から生じる信用リスクは、専用の行内指針に従って管理されている。

2023年末現在、EIBにより保証された契約済エクスポージャーは269億ユーロ（2022年：244億ユーロ）であり、このうち157億ユーロ（2022年：101億ユーロ）は保証された実行済貸付金に係るエクスポージャーで、その保証引当金は77.1百万ユーロ（2022年：86.6百万ユーロ）であった。

EIBの保証型業務の一部は、リスク・シェアリング業務から発生しており、EIBは、確立された委託モデルに基づいて、金融仲介機関が組成したローン・タイプのエクスポージャーをローンごとに保証している。EIBがリスクを負う原リスク・エクスポージャーを組成する金融仲介機関は、EIBが当該金融仲介機関に信用管理業務を委託できることを確認するための、詳細なデューデリジェンスの対象となる。一方、残りのEIBの保証型業務は通常、合成取引として行われ、EIBは通常、既存のポートフォリオのリスクを特定の金融仲介者に対して保証する。

EIBは、このような取引における原エクスポージャーのタイプの集中リスクを制限するための専用の枠組みを確立している。取引の特異性に依拠して、これには、最低適格格付区分、特定のセクター、債務者および／または債務者グループのエクスポージャーを含むが、これらに限定されない適格基準の確立が含まれる。信用リスクは金融仲介機関が組成する原エクスポージャーにあるため、金融仲介機関のカウンターパーティー・リスクは限定的である。すなわち、カウンターのパーティー・リスクは、(1) 保証料の支払い、および(2) EIBが保証・支払いを行う原エクスポージャーが債務不履行となった場合の潜在的な回収額のEIBに対する返済に限定される。いずれにしても、EIBは、いくつかの軽減措置（詳細なデューデリジェンス、担保権、介入権、包含を中止させるためのトリガー事由、原リスク・エクスポージャーの重大な修正に関する同意権または解約権を含むがこれらに限定されない）を確立している。

U.2. 市場リスク

U.2.1. 銀行勘定における金利リスクおよび信用スプレッド・リスク

EIBのポジションからは、金利リスクまたは信用スプレッド・リスクは、金利および市場信用スプレッドに感応的な金融商品にそれぞれ影響を及ぼす金利または市場信用スプレッドの不利な変動から生じる経済価値または正味受取利息に対するリスクである。異なる資産、負債、ヘッジ商品の間で金利更改特性や満期特性に差異があると、金利リスク・エクスポージャーが生じる。

EIBの金利リスクの管理

金利リスクの測定および管理にあたり、EIBはEUにおいて導入されたバーゼル銀行監督委員会（「BCBS」）の関連する主要原則および欧州銀行監督機構（「EBA」）によって発行された規制指針を参考にしている。金利リスクの主要な源泉は、ギャップリスク、ベシスリスクおよびオプションリスクである。ギャップリスクとは、EIBにとって最も関係が深い金利リスクであり、EIBの貸借対照表上の金利感応商品の期間構造の差異から生み出される経済価値または正味受取利息に対するリスクと定義される。

EIBは規制当局の指針に従い、経済価値に対する最大リスクと利益に対する最大リスクの両方の観点から、EIBがとる用意がある（同時に、該当する場合には、両方の観点についてEBAの監督上の異常値テストで定義されている最大閾値を遵守する）金利リスクに対する選好度を明示した。EIBの自己資金の投資戦略である「金利リスク戦略」は、こうした金利リスク選好に沿ったものである。

EIBは、市場の信用スプレッドの不利な変動が自己資本の経済的価値および正味受取利息に与える影響を示すストレス・テスト（それぞれのEBAガイドライン⁽⁶⁾に準拠）を適用することにより、CSRBBを測定している。CSRBBは個別の運用管理限度額の対象ではない。しかし、そのエクスポージャーはリスク選好の枠組みに反映される。

(6) EBA/GL/2022/14。

IBOR改革：

ロンドン銀行間金利（LIBOR）などの指標金利は金融契約で広く用いられていた。代替指標金利への世界的な移行は、金融市場において着手された最も困難な課題を含んだ改革の一つであった。他の銀行と同様に、EIBは、これらの市場全体の取り組みの一部であるIBORに対して重要なエクスポージャーを有していた。

金融商品クラス別の移行状況

貸付活動および資金調達活動の一環として、EIBは主に顧客および金融機関への変動金利貸付金ならびにEIBの活動に資金提供するための発行債券に関して、IBOR改革へのエクスポージャーを有していた。金利リスクおよび為替リスクへのエクスポージャーを管理するために、EIBはデリバティブ商品を利用している（固定金利貸付金や借入業務のヘッジなど）。

デリバティブは、対応するキャッシュ・フローの大部分がIBOR金利を参照しているため（すなわち、「変動金利」）、IBORレートの影響を直接的に受ける最大の金融商品クラスである。EIBは、2021年にISDAのIBORフォールバック・プロトコルおよびサプリメントを遵守した。このプロトコルは、デリバティブの従前のポートフォリオの円滑な移行を確保するために、金利指標の廃止時に適用される強固なフォールバック条項をカウンターパーティーが組み込むための修正メカニズムを提供するものである。LIBORに連動するスワップにおけるEIBのすべてのカウンターパーティーも、このプロトコル

およびサプリメントを遵守している。このプロトコルおよびサプリメントの適用を通じて、EIBは2022年末までにLIBORを参照するデリバティブの想定元本エクスポージャー（英ポンド、スイス・フラン、日本円および米ドル建て）のすべてをシステムにおいて移行した。

変動金利貸付金は、IBOR金利の影響を直接的に受ける金融商品の中で2番目に大きなクラスである。2023年12月31日現在、当初にスイス・フラン、日本円および英ポンドに連動していた変動金利契約はもはやLIBORに連動していない。2023年中に、EIBは米ドルLIBORに連動する貸付金の移行を進め、そのエクスポージャーの大部分が移行されている。残り（現在合成米ドルLIBORを使用しているカウンターパーティー6社で、エクスポージャー総額329百万ユーロ）は2024年に移行される予定である。

資金調達面では、EIBは2018年より貸借対照表で新たなRFRを参照する債券商品を発行している。加えて、優先市場構成の設定に基づいて、EIBは必要な流動性を備えた関連するRFR市場の支援に重点を置いている。

2023年12月31日現在、米ドルLIBOR連動の債券は、2026年に満期を迎える80百万米ドルの「タフレガシー」を除いてすべて移行された。

自己資金/資本の経済価値に対する金利リスク

EIBの金利リスク戦略は、EIBの経済価値に対するリスクを抑制しながら、バランスが良く持続可能な収益特性を維持することを目指している。また、将来の成長のための資金の自力調達という目標を踏まえて、こうした収益特性に明確な選好が定められている。この全体的な目的は、中長期的な投資プロファイルに従って自己資金を投資することによって達成される。言うまでもなく、金利リスクのRAF指標についての限度額を遵守する必要がある。

EIBの自己資金の投資を支える金利戦略とは別に、金利リスクに関しては、EIBの貸借対照表上マッチファンドされるべきである。EIBの貸借対照表上で完全にマッチファンドすることは運用上実務的に可能ではないため、ギャップリスクおよびベーススリスクでの小幅の逸脱は容認される。これらの正味の残存金利リスク・ポジションは、事前に承認された限度内で管理され、後者は個々のリスクがリスク選好の境界内にとどまることを確実にするために範囲が設定される。

金利リスク制限の枠組みに加えて、EIBはEBAの標準化されたショックシナリオ⁽⁷⁾および行内で定義されたシナリオに基づき、予想利益と経済価値に対して定期的なストレス・テストを実施している。このテストは、金利環境の深刻な変化から生じる潜在的な悪影響を特定する目的に役立つ。

(7) EBA/RTS/2022/10。

2023年12月31日現在、EBAの監督上の異常値テストシナリオの最悪の影響は、自己資金の経済価値を42.4億ユーロ（2022年：53.7億ユーロ）減少させる⁽⁸⁾。

(8) ストレス・テストは、保険数理計算人によって計算される年金および健康保険債務（確定給付債務、DB0）を含む、リスク感応度の高いすべての銀行帳簿商品に対して実施される。

EIBのポートフォリオに組入れられている金融商品のうち、一部の取引（借入れおよび関連するスワップ）には償還オプションが規定されており、満期前に償還される場合があるため、最終満期日については不確実性が組み込まれている。

しかし、これらのパッケージ（借入金とそれに伴うスワップ）は完全にバックツーバックで（キャッシュ・フローのレベルまで）取引が行われるため、最後に関連する指標金利に連動し、限定的な金利リスクを負う単純な合成変動利付債とみなすことができる。

下表は、2023年12月31日現在および2022年12月31日現在のEIBの任意償還条項付借入金ポートフォリオの特性をまとめ、想定元本合計、平均の契約上の満期日、平均予想償還日（双方とも、当該取引の想定元本で加重）を資金調達通貨別と関係する主要リスク・パラメーター別に表示したものである。

資金調達通貨別（スワップの影響考慮後）：

2023年12月31日 （単位：百万ユーロ）	ユーロ	米ドル	合計
ユーロ建想定元本	-2,460	-1,061	-3,521
平均満期日	2046年7月29日	2037年11月25日	2043年12月17日
平均予想償還日	2038年8月1日	2034年8月6日	2037年5月19日

2022年12月31日 （単位：百万ユーロ）	ユーロ	米ドル	合計
ユーロ建想定元本	-2,467	-1,149	-3,616
平均満期日	2046年4月5日	2037年6月9日	2043年6月17日
平均予想償還日	2039年4月1日	2033年10月21日	2037年7月8日

関係するリスク・パラメーター別：

リスク・パラメーター			
2023年12月31日 （単位：百万ユーロ）	為替レートの 水準	金利カーブの 水準	合計
ユーロ建想定元本	-239	-3,282	-3,521
平均満期日	2037年12月30日	2044年5月23日	2043年12月17日
平均予想償還日	2033年1月28日	2037年9月11日	2037年5月19日

リスク・パラメーター			
2022年12月31日 （単位：百万ユーロ）	為替レートの 水準	金利カーブの 水準	合計
ユーロ建想定元本	-283	-3,333	-3,616
平均満期日	2035年7月18日	2044年2月17日	2043年6月17日
平均予想償還日	2032年5月21日	2037年12月15日	2037年7月8日

利益に対する金利リスク

利益に対するリスク⁽⁹⁾は、金利カーブ全体が2パーセンテージ・ポイント低下した場合の向こう36ヵ月間で変動しうる正味受取利息の金額を定量化する。このようなエクスポージャーは、主に資産と負債の金利更改期間のミスマッチから生じ、リスク選好の枠組みで定められた限度内にとどまらなければならない。

(9) EIBはまた、「正味受取利息の大幅減少」と名付けた正味受取利息の監督上の異常値テストを通じて、正味受取利息に対するリスクも管理している。

2023年12月31日現在のポジションでは、金利が200ベース・ポイント低下すると、正味受取利息が1,216.5百万ユーロ（2022年：920.5百万ユーロ）減少する計算である。正味受取利息の分析を拡充し、金利が200ベース・ポイント上昇すると、正味受取利息は、1,280.7百万ユーロ（2022年：937.3百万ユーロ）増加する計算である。

EIBは、案件ごとに利益の感応度のシミュレーションを可能にする専用のソフトウェアを使用している。このような利益の感応度は発生主義で測定され、分析対象期間にわたり、EIBは（基礎となるシナリオの中で定められている市場金利で）業務計画の中で予想されている新規業務を実現し、承認を受けた限度枠内にエクスポージャーを維持し、資金不足の補充または余剰現金の投資を目的とする短期金融市場取引を執行するという「現行」の仮定に基づいて算出される。EIBの現行実務に従い、モデルでは、シミュレーション上の利益は株主には配分されず、EIB業務の資金補充に当てられると仮定している。管理費は、業務計画の予想に応じて見積られる。

U.2.2. 為替リスク

為替（「FX」）リスクは、為替レートの不利な変動による、EIBのポジションの経済価値の変動、または同ポジションから得られる収益に対するリスクを指す。資産、負債およびヘッジ手段の間で通貨のミスマッチがある場合に、EIBは為替リスクにさらされる。

EIBは定款を遵守して、貸付業務を遂行するため、またはEIBが供与する貸付金もしくは保証から発生するコミットメントを履行するために、直接必要でない為替業務には従事しない。

EIBの資産・負債構造における通貨のミスマッチは、事前承認された厳しい限度額内に維持されている。

為替ポジション（単位：百万ユーロ）

2023年12月31日現在の通貨	ユーロ	英ポンド	米ドル	その他の通貨	ユーロ以外の通貨合計	2023年の合計
資産：						
現金、中央銀行および郵便局預け金	210	0	0	0	0	210
中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券	26,228	1,289	7,920	0	9,209	35,437
その他の貸付金および預け金：						
- 当座預金	555	71	49	24	144	699
- 金融機関	40,665	0	0	4,377	4,377	45,042
- 対顧客	56	0	0	0	0	56
	41,276	71	49	4,401	4,521	45,797
貸付金：						
- 金融機関	68,885	649	12,871	8,940	22,460	91,345
- 対顧客	277,163	24,807	10,317	22,508	57,632	334,795
	346,048	25,456	23,188	31,448	80,092	426,140
確定利付証券を含む負債証券	5,871	95	2,984	1,768	4,847	10,718
株式、その他の変動利付証券および参加持分	8,276	442	835	391	1,668	9,944
関係会社株式	1,580	0	0	0	0	1,580
その他の資産	12,861	1,542	2,069	1,033	4,644	17,505
資産合計	442,350	28,895	37,045	39,041	104,981	547,331
負債：						
金融機関に対する債務	2,126	0	20	0	20	2,146
顧客に対する債務	1,958	1	85	33	119	2,077
債務証券借入：						
- 負債証券	255,469	34,774	96,841	39,551	171,166	426,635
- その他	6,206	115	319	1,544	1,978	8,184
	261,675	34,889	97,160	41,095	173,144	434,819
応募済資本金、準備金および利益	80,710	0	0	0	0	80,710
その他の負債	22,762	1,485	2,299	1,033	4,817	27,579
負債合計	369,231	36,375	99,564	42,161	178,100	547,331
オフ・バランスシートの通貨スワップポジション（純額）						
	-73,181	7,559	62,475	3,147	73,181	
	-62	79	-44	27	62	

為替ポジション（単位：百万ユーロ）

2022年12月31日現在の通貨	ユーロ	英ポンド	米ドル	その他の 通貨	ユーロ以外 の通貨合計	2022年の 合計
資産：						
現金、中央銀行および郵便 局預け金	113	0	0	0	0	113
中央銀行担保適格国庫証券 およびその他短期証券	16,205	653	3,492	0	4,145	20,350
その他の貸付金および預け 金：						
- 当座預金	444	67	53	94	214	658
- 金融機関	59,442	0	36	4,509	4,545	63,987
- 対顧客	75	0	0	51	51	126
	59,961	67	89	4,654	4,810	64,771
貸付金：						
- 金融機関	70,970	757	13,483	8,061	22,301	93,271
- 対顧客	270,031	27,231	9,404	19,807	56,442	326,473
	341,001	27,988	22,887	27,868	78,743	419,744
確定利付証券を含む負債証 券	5,274	34	2,547	2,068	4,649	9,923
株式、その他の変動利付証 券および参加持分	7,690	488	770	348	1,606	9,296
関係会社株式	1,549	0	0	0	0	1,549
その他の資産	14,993	1,379	1,605	865	3,849	18,842
資産合計	446,786	30,609	31,390	35,803	97,802	544,588
負債：						
金融機関に対する債務	5,425	0	11	6	17	5,442
顧客に対する債務	1,217	21	98	159	278	1,495
債務証書借入：						
- 負債証券	245,409	37,162	100,100	39,853	177,115	422,524
- その他	5,868	113	322	2,871	3,306	9,174
	251,277	37,275	100,422	42,724	180,421	431,698
応募済資本金、準備金 および利益	78,435	0	0	0	0	78,435
その他の負債	23,385	1,319	1,783	1,031	4,133	27,518
負債合計	359,739	38,615	102,314	43,920	184,849	544,588
オフ・バランスシートの 通貨スワップ ポジション（純額）	-87,076	8,020	70,938	8,118	87,076	
	-29	14	14	1	29	

U.3. 流動性および資金調達リスク

流動性リスクは、資産の増加に対応して資金を調達し、期限の到来した債務を弁済することを、受入不能な損失を負担することなしに行うEIBの能力に関するリスクである。それは、さらに資金流動性リスクと市場流動性リスクに分けることができる。

資金流動性リスクとは、貸借対照表の資産を支え、容易に利用できる流動リソースから期限どおりに債務を全額返済することができなくなるリスクに関するものである。資金流動性リスクは、支払義務の履行に関する差し迫ったリスクおよびこれに伴う不利な条件での借入を増加させうるため、EIBのポジションの経済価値あるいはEIBのポジションから生み出される収益の変動性に影響を与える可能性がある。

市場流動性リスクとは、ポジション残高を相殺、解消、または削減するための取引を合理的な市場価格で執行できないかもしれないという理由で、EIBのポジションの経済価値の変動、または同ポジションによる収益の変動が激しくなることを指す。取引を執行できないことにより、清算を避けた方が良いと思われる場合でも好ましくない価格で早い段階に当該資産を清算せざるを得なくなるおそれがある。このリスクは、取引される証券の流動性と比較したポジションの規模、ならびに市場のアベイラビリティおよび効率性の悪化と密接に関連している。

EIBの中核業務活動を妥当なコストで正常に機能させるため、流動性リスクの管理が行われている。流動性リスク管理方針の主な目的は、EIBが常に期限内に支払債務を満額履行できることの確保にある。商業銀行とは対照的に、EIBは個人預金を保有しておらず、顧客に貸し付ける資金の調達を資本市場に依存している。

EIBは慎重に流動性バッファを維持するため、新規発行予定を管理している。流動性維持計画では、EIBの債務返済上のニーズ、貸付金の実行、および貸付金ポートフォリオからのキャッシュ・インフローを考慮している。また、流動性維持計画では、一般的に債務者の要請に応じて実行される多額の契約済未実行貸付金も考慮している。

EIBは、短期流動資産を十分な水準に保つこと、および資金需要予測に応じて自行の募集有価証券の償還日を分散することによって、流動性リスクの管理を一層確実にしている。流動性リスク方針には財務ポートフォリオの水準の下限が組み込まれており、EIBの全体的な流動性比率（翌12ヵ月間の見積ネット・キャッシュ・フローに対する比率としての流動性）は、常に25%を上回っていることが、義務付けられている。

EIBはグループ非常時資金調達計画（「グループCFP」）を定めており、そこでは適切な意思決定手続とそれに対応する責任分担が定められている。グループCFPは定期的に、欧州銀行監督機構がこの件に関して発行した関連するガイドラインを含む該当するベスト・バンキング・プラクティスを基準に、テストおよび評価されている。グループCFPはEIB理事会によって毎年承認される。

定期的なストレス・テスト分析は、流動性リスク・モニタリングの一環として実施され、EIBの流動性バッファの規模を決定する。

2009年7月8日にユーロ・システムの金融政策オペレーションにおける適格カウンターパーティーとなったことから、EIBも欧州中央銀行の金融政策オペレーションに参加できることとなった。EIBは、最低預金準備率およびその他の業務ニーズを充足するために預け金を置いているルクセンブルク中央銀行を通じて金融政策オペレーションを実施する。

流動性カバレッジ比率（「LCR」）は、欧州連合CRRに沿って、EIBの機能通貨（ユーロ）だけでなく、他の重要な通貨についても日次で計算されている。EIBは、過度の通貨のミスマッチを防止するために、流動性資産の通貨と正味流動性の流出の通貨の整合性を継続的にとることを確実にしている。2023年末現在、EIBのLCRは423.7%（2022年は348.0%）であった。

また、安定調達比率（「NSFR」）も欧州連合CRRに沿って、EIBの機能通貨（ユーロ）だけでなく、他の重要な通貨についても計算されている。2023年末現在、EIBのNSFRは118.3%（2022年は124.6%）であった。

EIBは、主にEIBの流動性管理に対する慎重なアプローチの結果として、引き続き強固な流動性ポジションおよび必要な流動性リソースへの柔軟なアクセスを維持している。その結果、2022年に発生し、2023年にも続いた地政学的・金融的混乱の、流動性および資金調達への影響は極めて限定的であった。

下表は、貸借対照表日から契約上の満期日までの残存期間別にEIBの資産および負債を示している。契約によって定められた満期日のない資産および負債は、「満期日未確定」に区分されている。

流動性リスク（単位：百万ユーロ）

2023年12月31日時点における満期	3 ヶ月以内	3 ヶ月超 1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超	満期日 未確定	2023年の 合計
資産：						
現金、中央銀行および郵便局預け金	210	0	0	0	0	210
中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券	9,233	9,405	9,737	7,062	0	35,437
その他の貸付金および預け金：						
- 当座預金	699	0	0	0	0	699
- 金融機関	42,162	2,880	0	0	0	45,042
- 対顧客	56	0	0	0	0	56
	42,917	2,880	0	0	0	45,797
貸付金：						
- 金融機関	1,979	10,364	38,513	40,464	25	91,345
- 対顧客	4,833	22,973	116,935	189,957	97	334,795
	6,812	33,337	155,448	230,421	122	426,140
確定利付証券を含む負債証券	153	1,407	3,813	5,345	0	10,718
株式、その他の変動利付証券および参加持分	0	0	0	0	9,944	9,944
関係会社株式	0	0	0	0	1,580	1,580
その他の資産	1,163	1,465	3,128	1,443	10,306	17,505
資産合計	60,488	48,494	172,126	244,271	21,952	547,331
負債：						
金融機関に対する債務	2,146	0	0	0	0	2,146
顧客に対する債務	2,077	0	0	0	0	2,077
債務証券借入	26,809	59,167	180,636	168,207	0	434,819
応募済資本金、準備金および利益	0	0	0	0	80,710	80,710
その他の負債	587	1,644	4,539	2,914	17,895	27,579
負債合計	31,619	60,811	185,175	171,121	98,605	547,331

借入金および関連するスワップの一部は、ヘッジ・スワップの契約相手に期限前解約条項もしくはコール・オプションを認めており、EIBにも関連債券を期限前償還する権利を与えている。EIBが債券に係るすべてのコール・オプションを契約で定められた次回権利行使日に行使した場合、2024年から2026年の期限前償還累計額は16.9億ユーロとなる。

2022年12月31日時点における満期	3 ヶ月以内	3 ヶ月超 1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超	満期日 未確定	2022年の 合計
資産：						
現金、中央銀行および郵便局預け金	113	0	0	0	0	113
中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券	3,132	5,518	7,141	4,559	0	20,350
その他の貸付金および預け金：						
- 当座預金	658	0	0	0	0	658
- 金融機関	63,787	200	0	0	0	63,987
- 対顧客	126	0	0	0	0	126
	64,571	200	0	0	0	64,771
貸付金：						
- 金融機関	2,913	11,446	40,885	38,004	23	93,271
- 対顧客	5,595	18,108	115,010	187,671	89	326,473
	8,508	29,554	155,895	225,675	112	419,744
確定利付証券を含む負債証券	1,304	480	2,508	5,631	0	9,923
株式、その他の変動利付証券および参加持分	0	0	0	0	9,296	9,296
関係会社株式	0	0	0	0	1,549	1,549
その他の資産	615	1,859	6,181	1,881	8,306	18,842
資産合計	78,243	37,611	171,725	237,746	19,263	544,588
負債：						
金融機関に対する債務	5,442	0	0	0	0	5,442
顧客に対する債務	1,495	0	0	0	0	1,495
債務証券借入	20,747	48,006	200,968	161,977	0	431,698
応募済資本金、準備金および利益	0	0	0	0	78,435	78,435
その他の負債	981	1,698	5,425	3,630	15,784	27,518
負債合計	28,665	49,704	206,393	165,607	94,219	544,588

U.4. オペレーショナル・リスク

EIBグループのオペレーショナル・リスク方針に定義されているように、オペレーショナル・リスクとは、不十分もしくは機能不全の内部プロセス、人員もしくはシステム、または外部事象に起因する損失リスクを意味する⁽¹⁰⁾。

(10) 外部事象の定義からは、顧客の倒産や不利な市場の動き、または類似の事象は除外されており、これらは信用リスクおよびそれぞれの市場リスクのトリガーである。

EIBのすべての活動はオペレーショナル・リスクの影響を受ける可能性があり、したがってEIBはオペレーショナル・リスクを体系的に特定、評価、監視および報告し、オペレーショナル・リスクへのエクスポージャーを限定するために十分な統制とリスク軽減策を確実に実施することを目標としている。

グループ・リスク・コンプライアンス部門のオペレーショナル・リスク・ユニット、ならびにファイナンシャル・コントロールにおける内部統制およびアサーション部門が、オペレーショナル・リスクの枠組みおよび関連する方針および手続きを決定する責任を有し、その枠組みの実施責任はEIBのすべての部署が担う。EIBは、オペレーショナル・リスク管理業務を、適用されるベスト・バンキング・プラクティス（「BBP」）に準拠して編成している。

報告については、EIBグループのオペレーショナル・リスク報告書が、EIBにおけるオペレーショナル・リスクの管理とモニタリングのすべての側面について責任を有するグループ最高リスク責任者（「GCRO」）によって承認され、経営委員会（「MC」）、監査委員会（「AC」）およびディレクター・ジェネラル（「DG」）に提出される。加えて、0.25百万ユーロを超える損失／利益は、即座に総裁に報告される。

2023年7月の取締役会の承認を受け、EIBは、更新されたオペレーショナル・リスクの（重要）指標を用いた、改訂後の非財務リスク選好の枠組み（「NFR RAF」）を導入した。最初のグループNFR RAFダッシュボードが作成され、2023年度第2四半期のデータとともに上級経営陣に配布された。

EIBは、専用の制裁コンプライアンス・プログラムを含む強固なコンプライアンス統制を有し、EIBの活動がEIBグループに適用されるすべての制裁を遵守することを確実にしている。特にロシアによるウクライナ侵攻を対象とした制裁に関しては、EIBの事業活動への重大な影響は確認されていない。

EIBは欧州連合の重要な機関であるため、サイバー攻撃の標的となる可能性が高い。ウクライナにおける現在進行中の危機に伴い、直接的なサイバー攻撃やスピルオーバー攻撃のリスクが高まっており、EIBはEUの機関・団体・組織のコンピュータ緊急対応チーム（「CERT-EU」）と協力して、このリスクを注意深く監視している。業務の安全性と健全性を確保するために、EIBはサイバー攻撃に対する強固なセキュリティ対策を実施している。

注V：デリバティブ

EIBは、将来に決済する約定済取引から発生するエクスポージャーを含む金利リスクおよび為替リスクへのエクスポージャーを管理するため、ならびに流動性管理の一環として、デリバティブ商品を資産負債管理活動の一環として使用している。デリバティブは金融商品であり、その損益は、原資産の価格、利率、為替そして種々のインデックスに左右される。

EIBのスワップの大部分は、借入金、貸付金および保有債券のヘッジのため、またはグローバルな資産負債管理（「ALM」）ポジションのために締結されており、したがって長期的な性質のものである（注V.1を参照）。

EIBは、基本通貨であるユーロに関連してその運用財務の通貨ポジションを調整するため、また貸付実行に伴う通貨需要を満たすために、短期通貨スワップも行っている（注V.2を参照）。

先物契約（先物）は、一部の政府債投資から生ずるエクスポージャーをヘッジするため、財務活動の一環として使用することができる。先物は、規制市場において取引される標準化されたデリバティブであり、カウンターパーティー・リスクの測定と統制に関する一般方針の対象外となっている。

V.1. ヘッジおよびALMデリバティブ

ヘッジおよびALMヘッジとの関連で使用されるデリバティブには以下のものがある。

- 通貨スワップ
- 金利スワップ
- ストラクチャード・スワップ

V.1.1. 通貨スワップ

通貨スワップは、ある通貨における元本および利息の支払を、もう一つの通貨と交換することに合意した契約である。EIBは、主に借入金および貸付金のヘッジのために通貨スワップを締結している。

下表は、想定元本および公正価値に基づいて分類した通貨スワップ（ストラクチャード・スワップ（注V.1.3を参照）を含み、短期通貨スワップ（注V.2.を参照）を除く）の満期を示している。想定元本はオフ・バランスシートにて開示されている。

2023年12月31日現在の為替 スワップ (単位：百万ユーロ)	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超	2023年の 合計
想定元本（受取）	48,884	126,706	38,144	25,126	238,860
公正価値 (すなわち、CVA、DVAおよびCoIIVA を含む割引価値（純額）） ^(*)	803	13	-619	277	474

2022年12月31日現在の為替 スワップ (単位：百万ユーロ)	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超	2022年の 合計
想定元本（受取）	43,783	136,262	36,102	27,198	243,345
公正価値 (すなわち、CVA、DVAおよびCoIIVA を含む割引価値（純額）） ^(*)	221	1,816	-744	26	1,319

(*) 2023年12月31日現在739百万ユーロ（2022年：2,530百万ユーロ）となっているマクロ・ヘッジ通貨スワップの公正価値を含む。

V.1.2. 金利スワップ

金利スワップは、概して、変動金利の利払いと固定金利の利払い、または異なった金利に連動する変動金利の利払い（ベシス・スワップ）を同一通貨で交換することに合意する契約である。

金利スワップにより、EIBは借入金、貸付金、および保有債券の金利リスクをヘッジし、貸借対照表の金利構造を修正することができる。

下表は、金利スワップ（ストラクチャード・スワップ（注V.1.3を参照）を含み、外貨建てで計算された利息を合成的にユーロ建てに交換するシンセティック・スワップを含む）の満期を想定元本および公正価値に細分して示したものである。想定元本はオフ・バランスシートにて開示されている。

2023年12月31日現在の金利 スワップ (単位:百万ユーロ)	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	2023年の 合計
想定元本	86,963	225,450	146,702	139,543	598,658
公正価値 (すなわち、CVA、DVAおよびCoIIVA を含む割引価値(純額)) ^(*)	-410	-1,021	-3,551	-106	-5,088
2022年12月31日現在の金利 スワップ (単位:百万ユーロ)	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	2022年の 合計
想定元本	75,935	230,220	131,299	135,571	573,025
公正価値 (すなわち、CVA、DVAおよびCoIIVA を含む割引価値(純額)) ^(*)	-700	-5,269	-4,092	993	-9,068

(*) 2023年12月31日現在マイナス289百万ユーロ(2022年:マイナス349百万ユーロ)となっているマクロ・ヘッジ金利スワップの公正価値を含む。

V.1.3. ストラクチャード・スワップ

EIBは、金利、為替レート、インフレ率および株価指数に関するオプションを含む借入契約および貸付を行う。このようなストラクチャード借入金および貸付金は、関連する市場リスクをヘッジするためのスワップ契約により完全にカバーされている。

下表は、ストラクチャード・スワップの取引件数、公正価値および想定元本の詳細を示している。

12月31日現在のストラクチャード・スワップ (単位:百万ユーロ)	期限前解約が組み込まれているもの	ストラクチャード・クーポン		
	2023年	2022年	2023年	2022年
取引件数	109	119	153	156
想定元本 (単位:百万ユーロ)	4,103	4,909	9,236	10,413
公正価値 (すなわち、CVA、DVAおよびCoIIVAを含む割引価値 (純額)) (単位:百万ユーロ)	-459	-774	-2,231	-2,310

ストラクチャード・スワップ取引の公正価値は、オプションの利用可能な市場価格に調整されたオプション価格モデルを用いて算出される。デリバティブ取引の一部に関しては、市場インプットを直接入手できない場合には、内部見積りや仮定が評価技法に取り入れられることもある。

借入れに組込まれている、もしくは借入れに関連するオプション契約は、すべて店頭取引で行われる。

V.1.4. デリバティブ取引における信用リスクの軽減方針

デリバティブ取引の信用リスク管理方針は、スワップ・カウンターパーティーの資格条件と格付制限の定義に基づいている。信用エクスポージャーを削減するため、EIBはその大半を取引量の多いスワップ・カウンターパーティーとクレジット・サポート・アネックスを交わしており、エクスポージャーが契約で定められている信用極度額を上回った場合に担保を受け取る。

デリバティブに関する信用リスクは、カウンターパーティーが契約債務を履行できない場合にEIBが被りうる損失に関連する。

デリバティブ取引の特殊な性質および複雑さを考慮し、当該金融商品の利用から生ずる損失に対してEIBを保護するための一連の手続きが整備されている。

- ・ **取引契約の枠組み：**

EIBのデリバティブ取引はすべて、ISDAスワップ取引契約と、該当する場合にはエクスポージャーに対する担保差入条件が明記されているクレジット・サポート・アネックスの取引契約の枠組みの中で行われる。これらは一般的に採用され、実施されている契約の様式である。新規契約の最低条件はリスク・ガイドラインに規定されている。

- ・ **カウンターパーティーの選択：**

取引開始時の格付は、A3以上とリスク・ガイドラインに定められている。カウンターパーティー格付がある一定のレベルを下回った場合には、EIBは大半の場合に期限前に契約を解除する権利を有する。

- ・ **担保設定：**

- （一部の場合に限度枠が適用される）エクスポージャーに対しては、現金および債券による担保が差入れられる。
- 一定の取引に対しては、現在の市場価値を上回る担保が差し入れられている。
- 個々のカウンターパーティーとのデリバティブ・ポートフォリオと受取担保は定期的にモニターされて評価され、それを受けて追加担保が請求されるか、担保の引出しが行われる。

ISDA契約の一環として、EIBは、売却または再担保が認められている有価証券や現金を受け取っている。そのような条件の下で受け取った有価証券の公正価値は、2023年12月31日現在、4,708百万ユーロ（2022年：6,902百万ユーロ）で、担保の性質および同等のムーディーズ格付に基づいた詳細は、以下のとおりであった。

同等のムーディーズ格付	スワップ担保（単位：百万ユーロ）			
	債券			2023年の 合計
	政府債	政府機関債、 国際機関債、 カバード・ ボンド	現金	
Aaa	12	438	0	450
Aa1からAa3	997	0	0	997
A1からA3	3	0	0	3
Baa1からBaa3	2,166	0	0	2,166
格付なし	0	0	1,092	1,092
2023年の合計	3,178	438	1,092	4,708

同等のムーディーズ格付	スワップ担保（単位：百万ユーロ）			
	債券			2022年の 合計
	政府債	政府機関債、 国際機関債、 カバード・ ボンド	現金	
Aaa	780	546	0	1,326
Aa1からAa3	254	0	0	254
A1からA3	0	0	0	0
Baa1からBaa3	2,951	0	0	2,951
格付なし	0	0	2,371	2,371
2022年の合計	3,985	546	2,371	6,902

EIBは、ITシステムである担保管理システム（「CMS」）の使用を開始した。CMSの主な目的は、EIBがレポ目的で資産と有担保市場の受入担保のリアルタイムの一覧を確実に利用できる点にある。貸付金、デリバティブ、リバース・レポおよびレポに対する担保として受け入れた有価証券は、市場価格サービス・プロバイダー（すなわち、ブルームバーグ）から提供された活発な市場の相場価格を用いて、または相場価格が入手不可能な場合は市場ベースの評価額を使用して、CMSで日次評価される。

デリバティブの信用リスクの測定：

デリバティブ関連の信用リスクは様々なパラメーターにより変化し（例えば金利や為替レート）、一般的に想定元本のごく一部に相当するに過ぎない。

EIBは、内部目的上、財務報告と限度枠のモニタリングにはカレント無担保エクスポージャーとポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを使用して、スワップ取引およびデリバティブ取引に関する信用リスク・エクスポージャーを測定している。自己資本要件規則（CRR）に従った資本配分については、EIBはカウンターパーティー信用リスクに係る標準的手法（SA-CCR）を用いている。

EIBは、カレント無担保エクスポージャーを、ゼロと、カウンターパーティーとのネットिंग・セットに含まれている取引ポートフォリオの時価から受入担保の価値を差し引いた数値のいずれか大きな方の値で測定している。これは、カウンターパーティーが不履行を起こした場合に生ずる損失に相当する金額で、受領した担保を相殺に充当し、破綻取引の回収価値をゼロとした上で、すべての取

引につき直ちにスワップ・カウンターパーティーの代替を行うことを想定している。2023年12月31日現在のカレント無担保エクスポージャーは128百万ユーロ（2022年12月31日現在：165百万ユーロ）であった。

さらにEIBは、リスクのマージン期間である20営業日にネットティング・セットに生ずる可能性のあるエクスポージャーの増加を考慮した、ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを計算している。EIBは、保守的な見積りを出すため、ストレス下の市場パラメーターに基づき、また信頼区間を90%として、ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを計算している。これは、重要な市場参加者の不履行があった場合に生じるであろう状況を考慮するための規制当局の勧告に沿ったものである。2023年12月31日現在の初期ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーは2,325百万ユーロ（2022年12月31日現在：2,266百万ユーロ）であった。

・ **限度枠：**

銀行向け限度枠システムは、ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを3種の期間グループ（1年未満、1年以上5年以下および5年超）と2種の格付シナリオ（現状維持およびA3格未満への格下げ）でカバーする。

デリバティブ・ポートフォリオは毎日評価され、限度枠との比較が行われる。

下記の表は、カウンターパーティーの内部格付別内訳を示している。

格付グループ	額面価額割合		カレント無担保 エクスポージャー (単位：百万ユーロ)		ポテンシャル・フュー チャー・エクスポージャー (単位：百万ユーロ)	
	2023年	2022年	2023年	2022年	2023年	2022年
同等のムーディーズ格付						
Aaa	0.40%	0.47%	0	0	8	0
Aa1からAa3	14.39%	18.10%	0	4	483	370
A1からA3	83.24%	75.46%	71	146	1,602	1,783
A3未満	1.97%	5.97%	57	15	232	113
合計	100.00%	100.00%	128	165	2,325	2,266

V.2. 財務管理の一環として

EIBは、SLP債券ポートフォリオの金利エクスポージャーを修正するために、長期先物も使用している。2023年12月31日現在、長期先物の想定元本は21,312百万ユーロ（2022年：8,804百万ユーロ）、公正価値はマイナス26百万ユーロ（2022年：29百万ユーロ）であった。

EIBはまた、基本通貨であるユーロに関連してその運用財務ポートフォリオの通貨ポジションを調整するため、また貸付実行に伴う通貨需要を満たすために、短期通貨スワップを行っている。

短期通貨スワップ（受取）の想定元本は、2023年12月31日現在で26,212百万ユーロ（2022年：21,412百万ユーロ）であった。短期為替予約取引の公正価値は、2023年12月31日現在マイナス338百万ユーロ（2022年：マイナス366百万ユーロ）であった。

短期為替予約取引の想定元本は、2023年12月31日現在127百万ユーロ（2022年：267百万ユーロ）であった。短期為替予約取引の公正価値は、2023年12月31日現在0百万ユーロ（2022年：4百万ユーロ）であった。

注W：換算レート

2023年12月31日現在および2022年12月31日現在の貸借対照表の作成にあたり使用されている換算レートは、以下のとおりである。

	2023年12月31日	2022年12月31日
欧州連合加盟国のユーロ以外の通貨		
ブルガリア・レフ(BGN)	1.9558	1.9558
チェコ・コルナ(CZK)	24.7240	24.1160
デンマーク・クローネ(DKK)	7.4529	7.4365
クロアチア・クーナ(HRK)*	-	7.5365
ハンガリー・フォリント(HUF)	382.8000	400.8700
ポーランド・ズロチ(PLN)	4.3395	4.6808
ルーマニア・レウ(RON)	4.9756	4.9495
スウェーデン・クローナ(SEK)	11.0960	11.1218
欧州連合加盟国以外の通貨		
豪ドル(AUD)	1.6263	1.5693
アゼルバイジャン・マナト(AZN)	1.8762	1.8103
ブラジル・レアル(BRL)	5.3618	5.6386
カナダ・ドル(CAD)	1.4642	1.4440
スイス・フラン(CHF)	0.9260	0.9847
中国人民元(CNY)	7.8509	7.3582
コロンビア・ペソ(COP)	4,286.2500	5,170.0000
ドミニカ・ペソ(DOP)	64.0779	59.8400
エジプト・ポンド(EGP)	34.1970	26.4223
エチオピア・ブル(ETB)	61.9830	56.9660
英ポンド(GBP)	0.8691	0.8869
ジョージア・ラリ(GEL)	2.9486	2.8462
香港ドル(HKD)	8.6314	8.3163
インド・ルピー(INR)	91.9045	88.1710
ヨルダン・ディナール(JOD)	0.7845	0.7581
日本円(JPY)	156.3300	140.6600
ケニア・シリング(KES)	173.2000	131.6800
カザフスタン・テンゲ(KZT)	501.9600	494.0400
モロッコ・ディルハム(MAD)	10.9113	11.1556
モルドバ・レウ(MDL)	19.0900	20.3700
メキシコ・ペソ(MXN)	18.7231	20.8560
ノルウェー・クローネ(NOK)	11.2405	10.5138
ニュージーランド・ドル(NZD)	1.7504	1.6798
セルビア・ディナール(RSD)	117.1600	117.2000
ロシア・ルーブル(RUB)	99.6831	76.8960
チュニジア・ディナール(TND)	3.3866	3.3055
トルコ・リラ(TRY)	32.6531	19.9649
台湾ドル(TWD)	33.9221	32.7869
タンザニア・シリング(TZS)	2,772.5300	2,487.3700
ウクライナ・グリブナ(UAH)	42.1175	39.4092
米ドル(USD)	1.1050	1.0666
中央アフリカCFAフラン(XAF)	655.9570	655.9570
西アフリカCFAフラン(XOF)	655.9570	655.9570
南アフリカ・ランド(ZAR)	20.3477	18.0986

* クロアチア・クーナは2022年12月31日に廃止され、ユーロが公式通貨として置き換わった。

注X：関連当事者取引

X.1. 関係会社株式および参加持分（単位：千ユーロ）

欧州投資基金（「EIF」）との関連当事者取引は、主として、EIBによるEIFの株式保有、EIFの財務、IT、EIFの年金基金の管理・運営、およびEIFのために提供するその他のサービスに関する取引である。また、EIFはEIBのプライベート・エクイティ/ベンチャー・キャピタル業務およびインフラ基金業務（参加持分を含む）を管理し、EIBの保証および証券化ポートフォリオの一部についてフロンティングおよびモニタリング・サービスを提供している。

EIBの関連当事者取引に関連して、本財務書類に計上されている金額は、次のとおりである。

	2023年12月31日	2022年12月31日
資産：		
関係会社株式	1,579,962	1,549,444
参加持分	439,946	353,462
金融機関貸付金および預け金：c) 貸付金	873,549	157,740
前払金および未収収益	21,355	25,129
その他の資産	54,673	38,852
資産合計	2,969,485	2,124,627
負債：		
顧客に対する債務	-5,323	-4,129
その他の負債	-435,228	-355,092
負債合計	-440,551	-359,221
損益計算書：		
受取利息および類似収益	17,275	294
支払利息および類似費用	-1,614	-649
関係会社株式からの収益	7,824	9,305
受取手数料	10,315	7,580
支払手数料	-71,643	-53,892
その他の業務収支	13,121	11,817
一般管理費	-1,281	-42
固定金融資産として保有される譲渡可能有価証券、参加持分および関係会社株式に係る（再）評価損益	-1,450	-1,405
損益計算書計上額合計	-27,453	-26,992
オフ・バランスシート：		
EIF払込未請求資本	3,524,800	3,468,800
EIF資金の管理	2,237,137	2,334,013
EIFの少数株主に付与されたプット・オプション	461,826	419,763
参加持分未実行額	666,685	410,831
EIFに供与された保証	18,787,891	17,729,471
オフ・バランスシート項目合計	25,678,339	24,362,878

X.2. 主要経営陣（単位：千ユーロ）

EIBは、理事会、監査委員会、経営委員会の委員およびGCRO、EIBの各種組織部門の責任者であるディレクター・ジェネラル、ならびに内部統制独立部署の責任者を主要経営陣とみなしている。

「一般管理費」（注R）に算入されている主要経営陣の当該報告期間の報酬は、下表のとおりである。

	2023年	2022年
短期給付 ⁽¹⁾	11,203	11,342
退職後給付 ⁽²⁾	912	874
退職手当	556	315
合計	12,671	12,531

- (1) 短期従業員給付は、経営委員会委員、GCRO、ディレクター・ジェネラルおよびその他ディレクターの給与および手当、賞与、社会保障負担金、ならびに理事会および監査委員会の委員に支払われた給付である。
- (2) 退職後給付は、経営委員会委員、GCRO、ディレクター・ジェネラル、およびその他ディレクターに支払われた年金および退職後健康保険費である。

主要経営陣に対して前渡金も信用供与行っており、またいかなる種類の保証の形態でも主要経営陣の利益のための契約を締結していない。

2023年12月31日現在の主要経営陣との間の未決済残高は、強制および任意の補足年金制度および健康保険制度に関する負債、ならびに期末現在の未払残高で構成されている。

	2023年12月31日	2022年12月31日
年金制度および健康保険制度（注L）	98,205	100,113
その他の負債（注G）	17,628	15,288

注Y：後発事象

2023年12月31日現在の財務書類の修正や開示を必要とする、貸借対照表日以後に発生した重要な事象はなかった。

現在の地政学的環境および経済環境に関連して、EIBは、後発事象のレビューの一環として、状況を継続的に注意深く監視している。

注Z：第三者資金の管理

Z.1. イノベーション基金

イノベーション基金は、指令2003/87/ECの第10a条(8)により設立され、気候変動の緩和に著しく寄与する環境上安全な二酸化炭素回収・有効利用（「CCU」）および生産された炭素集約的なものに代わる製品を含む、低炭素技術およびプロセスにおけるイノベーションを全加盟国で支援し、環境上安全な二酸化炭素の回収・貯留（「CCS」）ならびに革新的な再生可能エネルギーおよびエネルギー貯蔵技術を目的とするプロジェクトの建設および運営を振興することを支援する。EIBは、イノベーション基金の個別財務書類を作成している。

Z.2. 近代化基金

改正EU排出量取引制度（ETS）指令第10d条に基づき設立された近代化基金は、エネルギーシステムを近代化し、次のEUの受益加盟国（「MS」）10カ国のエネルギー効率を改善することを目的としている。ブルガリア、チェコ共和国、クロアチア、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ポーランド、ルーマニアおよびスロバキア。近代化基金は、再生可能エネルギー源からのエネルギーの生成と利用、エネルギー効率、エネルギー貯蔵、地域暖房、パイプラインおよびグリッドを含むエネルギーネットワークの近代化、労働者の再配置、技能再教育およびスキルアップ、教育、求職活動ならびに起業への投資を支援している。EIBは、近代化基金の個別財務書類を作成している。

Z.3. インベストメント・ファシリティ・コトヌー

EIBが管理するインベストメント・ファシリティは、アフリカ・カリブ海および太平洋地域諸国と欧州連合および加盟国との間における協力・開発に関する2000年6月23日付（その後改正済）のコトヌー協定に基づき設立されたものである。EIBは、インベストメント・ファシリティの個別財務書類を作成している。

Z.4. EIF資金

EIF資金は、EIBとEIFとの間で2000年12月に締結された資金管理契約に従い、EIBによって管理されている。

Z.5. イノベーターのためのEU資金提供（InnovFin）

InnovFinまたは「InnovFin - イノベーターのためのEU資金提供」は、EUの新規の2014年 - 2020年の研究プログラムである「ホライズン2020」に基づくEIB、EIFおよび欧州委員会の共同の取組みである。2013年12月11日、研究およびイノベーションのための包括プログラム（2014年 - 2020年）であるホライズン2020を確立し、決定事項No1982/2006/ECを廃止する欧州議会および理事会規則（EU）No1291/2013（「ホライズン2020規則」）が採択された。2014年6月12日、欧州委員会、EIBおよびEIFは、金融商品であるInnovFinを設定する委任契約を締結した。InnovFinは、EIBグループによって提供される包括的かつ補完的な一連の金融ツールおよびアドバイザー・サービスで構成され、零細企業から巨大企業までの企業による投資を支援するために研究およびイノベーション（「R&I」）のバリュー・チェーン全体を対象としている。EIBは、InnovFinの個別財務書類を作成している。

Z.6. インベストEU

2022年3月7日、EU、EIBおよびEIFはインベストEUの下でEU保証を設定する保証契約（「本契約」）を締結した。インベストEUプログラムは、欧州における持続可能な投資、イノベーション、社会的包摂、雇用創出をさらに後押しすることを目的としている。インベストEUは、262億ユーロのEU予

算保証を利用して官民投資を促進することが期待されており、このEU予算保証の75%がEIBとEIFに別々に付与される。2022年4月1日、EFSI債務標準ポートフォリオとEFSIハイブリッド・ポートフォリオのすべての事業がインベストEUに移管された。当初EFSI協定に基づいて保証されたこれらの事業は、「2021年以前の業務」として定義されている。EIBは、インベストEUの個別財務書類を作成している。

Z.7. NER300

EIBは、NER300イニシアチブ（炭素回収・貯蔵実証プロジェクト、および革新的再生可能エネルギー技術のための資金調達プログラム）を遂行する際、エージェントとしてECをサポートする。当該ファシリティには、i) EUの割当量単位（EUA）の収益化、ii) EUA収益化活動を通じて受け取る資金の管理および支出、といった2つの活動が含まれる。EIBは、NER300のために個別財務書類を作成している。

Z.8. コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティ（「CEF」）

コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティ（「CEF」）は、運輸、電気通信およびエネルギーのインフラストラクチャー・セクターにおける共益プロジェクトを支援するために、欧州横断的なネットワークに欧州連合の財政支援を提供することを目的とした、EIBと欧州委員会の間の共同協定である。欧州委員会は、CEFに基づく負債性金融商品の業務および管理をEIBに委託しており、これにより、欧州横断交通網プロジェクト融資保証手段（「LGTT」）およびプロジェクト債券イニシアチブ（「PBI」）の試験段階への連続性が確保される。LGTTとPBIは、CEFの下で2016年1月1日に統合された。CEF委任契約は、最新かつ共通のリスク・シェアリングの取決めを定めている。EIBは、CEFの個別財務書類を作成している。

Z.9. 資金パートナーシップ・プラットフォーム（「PPF」）

PPFはEIBが運用する複数地域、複数拠出者、かつ複数セクターの、複数のファンドを組み込んだプラットフォームであり、持続可能な発展のために資金フローを増加させる必要性を考慮し、また欧州投資銀行の成功体験を基礎として設立された。PPFに基づく基金は、プラットフォーム規則に従って導入された。EIBは、PPFの個別ベースの合算財務報告を作成している。

Z.10. 汎ヨーロッパ保証基金（「EGF」）

EGFは2020年4月23日に欧州理事会により、EU全体のCOVID-19対応パッケージの一部として承認された。2021年7月現在、22カ国の加盟国が約244億ユーロと見込まれる保証枠で参加を確認しており、参加国の事業体のみに支援適格が付与される。EGFは、金融仲介機関の商業的資金供与の要件を満たすが、COVID-19のパンデミックの経済的影響により苦戦している高リスク事業と最終的な受益者に資金提供を行うことを目的としている。この理由から、EGFはSMEに焦点を当てており、SMEはEGFが支援する資金供与の少なくとも65%の恩恵を受けることとなる。EGFはEIBとEIFによって共同で実施されており、それぞれが約半分の金額を担当するが、商品構成は異なっている。EIFは、上限付きおよび上限なしのポートフォリオ保証と間接的な株式型投資（ファンド）を想定していたのに対して、EIB側では、展開されている商品は、連動型リスク・シェアリング、ベンチャー債、合成資産ベース証券である。EIBは、EGFの個別財務書類を作成している。

Z.11. EU - アフリカ・インフラ（「EUI」）信託基金

EUI信託基金は、創設・援助組織としての欧州連合を代表するECと、運用者としてのEIBとの間の、信託基金協定に基づき創設され、創設後は、欧州連合加盟国もこの協定に資金提供者として参加できる。2006年2月9日、ECとEIBは、EU - アフリカ・インフラ・パートナーシップを共同で推進し、特にそれを支援するEU - アフリカ・インフラ信託基金を設立する旨の覚書を交わした。EIBは、EUI信託基金の個別財務書類を作成している。

Z.12. 地域金融商品（「DFI」）（旧ファンド・オブ・ファンズ（「JESSICA II」））

地域金融商品（「DFI」）は、欧州構造投資基金（「ESIF」）が、それぞれ2014年から2020年までの間および2021年から2027年の間に加盟国運用プログラムにより資金供給するファンド・オブ・ファンズ（「FoF」）および保有基金（「HF」）で構成されている。DFIは、選定された金融仲介機関と協力して、貸付、出資および保証の実行を通じて、最終受領者の資金調達を促進している。

EIBは、ファンド・マネージャーとして、関係運営当局から資金供給（拠出）の取りまとめを行い、拠出者と合意した投資戦略に従って、金融仲介機関を介して当該資金を投資している。

Z.13. ACP信託基金ECコンパートメント

アフリカ・カリブ海・太平洋（ACP）信託基金は、民間セクター業務のためにEIBに委託された活動であり、ACP投資ファシリティからの資金還流に基づき、NDICIの下で欧州連合の一般予算から資金を調達している。これは、NDICI - グローバル・ヨーロッパの一般的な目的に貢献するものであり、株式、準株式、現地通貨建て融資、脆弱国向け融資、EFSD+保証付き協調融資など、高リスクを特徴とし、高い効果が期待される適格国の民間セクター業務に焦点を当てている。それは金融商品と技術支援サービスの両方に影響を及ぼす。EIBは、ACP信託基金の個別財務書類を作成している。

Z.14. 特別部門

特別部門は、総務会によって1963年5月27日に設定された。1977年8月4日の決議に基づき、その目的は見直され、第三者の勘定で第三者の委託に基づいてEIBが実行した金融業務を記録するためとされた。特別部門には、FED、MED/FEMIPおよび欧州開発金融機関民間部門開発ファシリティの保証部分が含まれる。

Z.15. 復興・強靱化ファシリティ - 金融商品 (「RRF-FI」)

EIBは、EIBと委任者との間の資金調達協定で合意された投資戦略および事業計画に従って、それぞれのEU加盟国に代わってRRF資源を管理および投資する。さらに、EIBは資金管理業務を行う(監視、報告、財務管理を含む)。EU加盟国から要請がある場合、このマンデートはEIBの助言による支援を組み込むこともできる。

RRF-FIは、(i) EIBが直接基礎となる業務を選択して評価する直接実施、(ii) 金融仲介機関を介した間接実施、(iii) これらの混合、という3つの実施方法の下で展開することができる。

Z.16. リスク・シェアリング・ファイナンス・ファシリティ (「RSFF」)

RSFFは、欧州連合を代表するECとEIBとの間で締結され、2007年6月5日付で発効した協力協定に基づき設立された。RSFFは、研究、技術開発と実証プロジェクトおよび技術革新への投資を育成することを目的としている。RSFFの一環として、EIFは、技術革新および研究を中心とする中小企業(SME)および中堅企業のためのリスク・シェアリング・インスツルメント(「RSI」)を用意した。RSIは、研究を推進する中小企業(「SME」)や中堅企業の借入やファイナンス・リースのため、銀行やリース会社に保証を提供している。EIBは、RSIを含めたRSFFの連結財務書類を個別に作成している。

Z.17. EUフォー・ウクライナ(EU4U)基金

この基金は、マクロ金融支援を補完する形で、ウクライナの復旧・復興に対するEUの支援のうち、プロジェクト関連部分を強化することを目的としている。それは、同国の経済を再活性化し、EU加盟への道を前進させるウクライナの取組みを支援するという観点から、経済的および社会的強靱性ならびに持続可能なインフラを促進することを目指している。この基金は、高リスクかつ高インパクトの一時的な措置となるように設計されている。EIBは、この基金の個別財務書類を作成している。

Z.18. エネルギー効率関連プライベート・ファイナンス(「PF4EE」)商品

エネルギー効率関連プライベート・ファイナンス(「PF4EE」)商品は、エネルギー効率関連投資向けの十分かつ低価格の商業金融の利用可能性が限定的であることに対処することを目的とした、EIBと欧州委員会の協定である。この商品は、EU加盟国の国別エネルギー効率行動計画、またはその他のエネルギー効率プログラムの実施を支援するプロジェクトを対象としている。2014年12月、欧州委員会およびEIBは、金融商品であるPF4EEを設定する委任契約を締結した。EIBは、PF4EEの個別財務書類を作成している。

Z.19. 欧州近隣パートナーシップ枠組み(「ENPI」)

欧州近隣政策の対象国における欧州連合の一般予算から資金調達される事業の実施について定めた欧州連合とEIBとの間の枠組み協定は、ENPIを通じて実施される。EIBは、ENPIの個別財務書類を作成している。

Z.20. 深化した包括的自由貿易協定地域（「DCFTA」）

欧州投資銀行および欧州連合は、2016年12月19日に、深化した包括的自由貿易協定地域（「DCFTA」）の委任契約に署名した。東部諸国向けDCFTAイニシアチブは、EUと協力協定を締結した国であるジョージア、モルドバおよびウクライナに対し、的を絞った金融および技術的支援を中小企業（「SME」）向けに提供することによって、これら3国の経済発展を強化することを目的としている。DCFTAの一環として、EIFは保証枠ウィンドウの実行および管理を行う。EIBは、保証枠ウィンドウを含めたDCFTAの連結財務書類を個別に作成している。

Z.21. 近隣インベストメント・ファシリティ（「NIF」）リスク資本ファシリティ

近隣インベストメント・ファシリティ（「NIF」）リスク資本ファシリティは、欧州連合の一般予算を財源とする。主な目標として、民間セクターの開発、包括的な成長および民間セクターの雇用創出を支援するため、南方の近隣地域のSMEにエクイティ・ファイナンスおよびデット・ファイナンスへのアクセスを提供することに注力している。このファシリティは、エクイティ・ファイナンスおよびデット・ファイナンスの手段から成る金融商品ウィンドウと、技術支援サービスから成る付加的任務ウィンドウで構成される。EIBは、金融商品ウィンドウの個別財務書類を作成している。

Z.22. GF ギリシャ

同ファンドは、ギリシャ共和国、ECおよびEIBによる共同イニシアチブで、設立の目的は、ギリシャの中小企業に対する融資を支援することである。同ファンドは、ギリシャのために用意された構造基金の未使用部分を使って設立されており、ギリシャのパートナー銀行経由で、EIBの中小企業向けローンの保証を行う。EIBは、GF ギリシャの個別財務書類を作成している。

Z.23. 国際開発協力機構（AECID）

このパートナーシップ契約は、スペイン王国（スペインの国際開発協力機構（「AECID」））とEIBとの間で調印されたもので、モーリタニアおよびFEMIPによってカバーされる諸国（「南地中海沿岸地域」）の活動に投資するために設立された。地域の零細企業や中小企業に関してリスク資本を提供すること、および民間セクターの幅広い発展に従事することを主目的としている。EIBは、AECIDの個別財務書類を作成している。

Z.24. 欧州戦略投資基金（「EFSI」）

適用されるEFSI規則に基づき、欧州委員会およびEIBは、EFSIの管理・運営、EUの保証提供に関する契約（「EFSI契約」）、および欧州投資アドバイザー・ハブ（「EIAH」）の実施に関する契約（「EIAH契約」）を締結した。

EFSI契約に基づき、ECは、EFSIが支援するプロジェクトに関して、EIBにEUの保証を提供した。EUの保証に充当する資産は、欧州委員会が直接管理する。EFSIが支援するプロジェクトは、通常のEIBのプロジェクトのサイクルおよびガバナンスに従う。また、EFSIは自己専用のガバナンス構造を有している。当該構造は、EFSIの下で行う投資において、欧州に対する投資の妨げとなる市場のリスク負担の失敗に対処するという特別の目的に、確実に重点が置かれ続けるようにするために設置されている。

EIAHは、プロジェクトおよび投資に対し、財務以外の支援を拡充することを目的としている。EIAHは3つの補完的な構成要素（すなわち、a) 公共受益者および民間受益者向けの広範なアドバイザー技術支援プログラムおよびイニシアチブへの足掛かり、b) パートナー機関の間での専門知識の活用、交換および普及を目的とした協同プラットフォーム、およびc) 既存のアドバイザー・サービスの強

化もしくは拡大または未対処のニーズに対応する新規のサービスの創出)で構成される。EIBは、EIAHの個別財務書類を作成している。

Z.25. JESSICA保有基金

JESSICA(都市部への持続可能な投資に対する欧州共同支援)は、欧州委員会とEIBが欧州評議会開発銀行と共同で策定したイニシアチブである。

JESSICA保有基金はJESSICAイニシアチブに関連して使用される。新しい手続きに基づき、関係運営当局は、持続可能な総合都市開発計画の一部を形成するプロジェクトへの有償投資を行うために、自身のEU助成金の一部を使用する選択権を付与される。EIBは、運用者として、関係運営当局から受領した資金を取りまとめ、拠出者と合意した投資ガイドラインに従って都市開発基金に投資している。

Z.26. グローバル譲許的資金ファシリティ(GCFF)

グローバル譲許的資金ファシリティ(GCFF)の目的は、国際開発金融機関(MDB)への譲許的融資と協調強化を通じて、難民流入の影響を受けている中東・北アフリカ地域の中所得国を支援することである。EIBは、GCFFヨルダン民間セクター保証ファシリティを実施した。このファシリティは、現地の金融仲介機関(銀行またはマイクロファイナンス機関)に対する部分的なポートフォリオ保証で構成されている。ファシリティは、零細企業・中小企業にポートフォリオベースで付与された原デット・ファイナンスに対する保証という形で、金融仲介機関に対して部分的なリスク・プロテクションを提供する。

Z.27. 欧州地中海投資パートナーシップ制度(FEMIP)信託基金

EIBが管理するFEMIP(ユーロ地中海投資パートナーシップ・ファシリティ)信託基金は、多数の援助国の支援を得て、地中海パートナーシップ・ファシリティ参加国におけるEIBの既存業務を強化するために設立された。当基金は、技術援助とリスク資本の提供を通じて、特定の優先分野の事業に資源を投入することを目指している。EIBは、FEMIP信託基金の個別財務書類を作成している。

Z.28. 加盟候補国向け支援制度II/III (「IPA II / IPA III」)

加盟候補国向け支援制度 (「IPA」) に係る協定は、EUが「拡大国」の改革を財政面および技術面で援助する支援措置である。EU加盟候補国向け基金は、拡大地域とEU双方の将来に対する健全な投資でもあり、EUが持続可能な経済回復、エネルギー供給、輸送、環境、気候変動などに関するEU自身の目標の達成を支援する。IPA I、IPA IIおよびIPA IIIの後継はEIBにより履行され、様々な「特別供与契約」の締結により、DG NEARからの財源が配分される。IPA II規則の適用は2020年12月31日までだったが、実施は依然として継続している。EIBは、個別の供与契約の財務書類を作成している。

Z.29. EPTA信託基金

EPTA (東方パートナーシップ技術支援) 信託基金は、技術支援のための多分野向けの多目的融資枠を提供し、EIB東方パートナーシップ事業の質を高め、かつ開発効果を増幅させることに重点的に取り組んでいる。同基金は、近隣インベストメント・ファシリティを補完する。EIBは、EPTA信託基金の個別財務書類を作成している。

Z.30. 近隣インベストメント・ファシリティ (「NIF」) 信託基金

EIBが管理するNIF信託基金は、欧州近隣政策 (「ENP」) の戦略的目標を達成するために設立された。当基金は、SME向け、人的資源育成を含む社会セクター向け、および地方自治体のインフラストラクチャー開発向けの支援を通じて、より適切で持続可能性の高いエネルギーおよび輸送の相互接続性を確立し、エネルギー効率の向上および再生可能エネルギー資源の利用促進を進め、気候変動およびより広い意味での環境への脅威に対処し、スマートで持続可能かつ包括的な成長を促進することに重点を置いている。EIBは、NIF信託基金の個別財務書類を作成している。

Z.31. 自然環境保護資金調達ファシリティ (「NCFF」)

自然環境保護資金調達ファシリティ (「NCFF」) は、EIBと欧州委員会との共同契約であり、自然環境保護資金の保全のための収益創出またはコスト削減プロジェクト (気候変動適応プロジェクトを含む) に係る市場の格差および障壁に対処することにより、生物多様性分野および気候変動への適応に関するEUおよび加盟国の目標の達成に貢献することを目的としている。EIBは、NCFFの個別財務書類を作成している。

Z.32. EUサポート・ブースト・アフリカ

「EUサポート・ブースト・アフリカ」は、EIBとアフリカ開発銀行の共同イニシアチブである。その中核的な目的は、スキル開発と組み合わせたアーリーステージのベンチャー・キャピタルを提供することによって、商業的に存立可能な方法でアフリカ全体にわたって起業家精神とイノベーションを可能にし、強化すること、およびサブサハラ市場における現在のギャップに対処することである。このファシリティは、資本商品および準資本商品から成る金融商品ウィンドウと、技術支援サービスから成る付加的任務ウィンドウで構成される。EIBは、金融商品ウィンドウの個別財務書類を作成している。

Z.33. 第4投資ウィンドウ (IW 4)

近隣諸国・開発・国際協力手段 (NDICI) - グローバル・ヨーロッパ規則は2021年6月14日に発効した。これは、EUの既存の外部資金調達手段のほとんどを、単一の広範な規則に統合することによって置き換え、統合するものである。ELM、コトヌー・マンドート (ACP投資ファシリティおよびEU加盟国

の包括的保証に支えられたEIB資金からのACP諸国における貸付金を含む）、および対外投資計画/EFSDの下で過去に行われた金融業務は、EFSD+に完全に統合される。この規則は、2021-2027年MFFの下でのEU域外におけるEIB業務の全体的枠組みを定めており、特に近隣諸国、サハラ以南アフリカ、アジア太平洋、南北アメリカおよびカリブ海諸国におけるEUの政策を支える。

NDICI第1投資ウィンドウ（「IW 1」）および第4投資ウィンドウ（「IW 4」）は、個別の保証契約で正式に定められた専用ウィンドウであり、これらの下でEUはアフリカ、カリブ海諸国および太平洋地域における保証付きEIB融資業務に対してリスク・カバーを提供する。EIBは、NDICI IW 1およびIW 4の両方の個別財務書類を作成している。

Z.34. インベストEUアドバイザー・ハブ

インベストEU規則は、EU経済の持続可能な発展と競争力に貢献する資金調達および投資業務を通じてEUの政策目標を支援することを目的として、インベストEUプログラムを定めている。インベストEUアドバイザー・ハブによる支援は、プロジェクトの助言、能力開発、市場開発支援をプロモーターや仲介者に提供し、インベストEUプロジェクトのパイプラインを構築する。欧州委員会とEIBは、「持続可能なインフラ・ウィンドウ」、「研究・イノベーション・デジタル化および中小企業ウィンドウ」、「社会投資・スキル・ウィンドウ」、「インベストEUアドバイザー・ハブのセクター横断的ウィンドウ」の下で、政策と投資の優先事項を対象とする11のテーマ別アドバイザー・サポート・イニシアチブの提供に関するアドバイザー協定に調印した。EIBは、インベストEUアドバイザー・ハブの個別財務書類を作成している。

Z.35. JASPERS

JASPERS（欧州地域のサポート計画に対する共同支援）は、EIBと欧州委員会の間の技術援助ファシリティである。戦略的目標は、パイプラインの特定、選択と優先順位付け、結束政策基金、コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティおよび公正な移行基金プロジェクトの開発と承認に始まるプロジェクトのライフサイクル全体を通じて、関連するカウンターパーティーに的を絞った助言支援を提供することにより、結束政策、コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティ、加盟候補国向け支援制度および公正な移行におけるプロジェクトの質の高いタイムリーな実施、ならびにプロジェクトの財務的終了およびその後の実施と完了を支援することである。EIBは、JASPERSの個別財務書類を作成している。

Z.36. fiコンパス

「fiコンパス」は、欧州委員会がEIBと協力して提供する、より一般的には共同管理基金と呼ばれる結束基金の下でのアドバイザー・サービスのためのプラットフォームである。このプラットフォームは、金融商品の実施と加盟国間への優良事例の普及を目的として、必要な知識ベースと行政能力の育成においてステークホルダーを支援する技術援助を提供する。

Z.37. グローバル環境ファシリティ - 国連環境プログラム（GEF-UNEP）

これは、国連環境プログラム（UNEP）と協力して、地中海の汚染の除去の長期的な結果に間接的に寄与する栄養物の削減につながる成果を伴う主に設備投資プロジェクトである将来の投資の特定、選択および設計を支援する技術援助を実施するためのグローバル環境ファシリティ（GEF）である。

Z.38. EU貿易振興・競争力向上プログラム（「EUTCP」）

経済成長を加速させ、民間セクターの発展を支援し、地域統合ならびに気候変動の軽減および適応を強化するというEUの政策目的に沿って、EIBはEUTCPを展開するためにECと協力している。EUTCPでは、(i) バリュー・チェーン向けのEIBの長期貸付金、(ii) 保証手段（リスク・シェアリング・ファシリティ）および (iii) 選別された国における市場の機能不全に対処するための技術的支援（専門家支援ファシリティ）を組み合わせる。EUTCPはまた、EIBにとってそれぞれの国におけるポジショニングについて戦略的に重要な取組みを表す。このプログラムは、EIBの伝統的な商品を補完する新たな保証商品を可能にするため、選択された対象国におけるバリュー・チェーンに沿ってSMEに対する多額の投資をもたらすことが見込まれる。EIBは、EUTCPのリスク・シェアリング・ファシリティの個別財務書類を作成している。

Z.39. EUフォー・ビジネス保証ファシリティ

NIPの下でEUの一般予算から資金提供されるEUフォー・ビジネス保証ファシリティは、東方パートナーシップ諸国（ウクライナ、ジョージア、モルドバ）の経済発展を支援することを目的としたDCFTAイニシアチブの第1段階の延長（フェーズII）である。このファシリティは、次の輸出セクターで事業を展開する中小企業に焦点を当てている。農業、製造業または情報技術。これは、現地の銀行やその他の金融仲介機関に中小企業ポートフォリオ保証を提供することで、取引条件を改善し、中小企業の金融へのアクセスを改善することを可能にし、選択された国における市場の失敗に対処することを目的としている。EIBはEIFに保証ファシリティの実施と管理を委託した。

Z.40. アフリカ投資プラットフォーム（AIP）マラウイ農業促進（Kulima）

アフリカ投資プラットフォーム（「AIP」）の下で開発された「マラウイ農業促進（Kulima）の金融アクセス支援プログラム」は、マラウイにおける適格な民間農業食品セクター投資への転貸しのための仲介ファシリティから成る。このプログラムは、気候変動を背景としての持続可能な農業の成長を促進し、所得、雇用および食糧安全保障を向上させることを目的としている。EIBは、このプログラムの個別財務書類を作成している。

Z.41. アフリカ投資プラットフォーム（AIP）ザンビア

AIPの下で開発された「ザンビア農業バリュー・チェーン・ファシリティ・プログラム」は、農村の貧困と栄養不良を削減し、農村の民生を向上させるというザンビア政府の政策目標を支援することを目的としている。EIBのプロジェクトは、金融仲介機関を通じて民間の農業バリュー・チェーン関係者の金融へのアクセスを支援するとともに、これらの関係者に対する金融仲介機関の融資能力を強化することによって、農業バリュー・チェーンにおける市場の不備に対処することを目的としている。EIBは、このプログラムの個別財務書類を作成している。

Z.42. 持続可能な開発のための欧州基金（EFSD）保証「金融イニシアチブへのアクセス」

EFSD保証「SMEの金融イニシアチブへのアクセス」は、特に特定の対象国の若い起業家、女性起業家、スタートアップ企業、その他の特定のグループに焦点を当て、人口移動の根本原因のいくつかに対処することを最優先の目的とした、中小企業、十分なサービスを受けていない起業家を対象とした保証制度である。このプログラムは、EIBが選定した各国の銀行や金融機関に対し、各国の金融機関がより高いリスクレベルを付与しているために他の起業家よりも金融へのアクセスが少ない、これらの十分なサービスを受けていない起業家によって経営または所有されている中小企業や零細中小企業に対して、融資された貸付金ポートフォリオ、および銀行保証と開設された信用状のファースト・ロス

信用保護を提供することを目的としている。対象国は、欧州の東部および南部の近隣に所在する国となる。EIBは、このプログラムの個別財務書類を作成している。

Z.43. 東方パートナーシップ・コネクティビティ投資のための技術支援（EPIC）

EPIC（東方パートナーシップ・コネクティビティ投資のための技術支援）は、近隣投資プラットフォーム（NIP）の下での技術支援制度であり、東方パートナーシップ地域内および東方パートナーシップ諸国とEUとの間の接続性の向上に貢献する。EIBは、EPICの個別財務書類を作成している。

Z.44. TARGET

TARGET（グリーン・エネルギーへの移行中の地域に対する技術支援）は、クリーンエネルギー・プロジェクトとエネルギー効率化プロジェクトの特定と開発、および投資と地上での持続可能な雇用の創出により石炭等の採鉱に依存する地域を支援することを目的とした技術支援ファシリティであり、石炭等の採鉱をベースとした活動から脱却するためのものである。EIBは、TARGETの個別財務書類を作成している。

特別部門計算書⁽¹⁾

2023年12月31日および2022年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

資産	2023年12月31日	2022年12月31日
地中海沿岸諸国		
欧州連合の財源によるもの		
実行済貸付残高	3,415	4,550
リスク資本業務		
- 未実行金額	21,523	21,523
- 実行済金額	26,319	27,783
	47,842	49,306
合計⁽²⁾	51,257	53,856
・ ロメ協定		
リスク資本による業務		
- 実行済金額	67,964	74,631
合計⁽³⁾	67,964	74,631
合計	119,221	128,487
負債	2023年12月31日	2022年12月31日
受託管理資金		
欧州連合の委託によるもの		
- 地中海沿岸諸国金融議定書	29,734	32,333
- ロメ協定	67,964	74,631
受託管理資金の合計	97,698	106,964
未実行金額		
地中海沿岸諸国における貸付業務およびリスク資本業務	21,523	21,523
未実行金額の合計	21,523	21,523
合計	119,221	128,487

付記：

欧州連合の委託に基づきEIBが元利回収を引き受けた、欧州委員会提供の特別条件付貸付金の実行済・未返済残高合計：

a) 2023年12月31日現在における第1次、第2次および第3次ロメ協定に基づくもの：172,152千ユーロ
(2022年：191,538千ユーロ)

b) 2023年12月31日現在における地中海沿岸諸国との間で署名した金融議定書に基づくもの：21,004千ユーロ
(2022年：25,216千ユーロ)

欧州連合 - 欧州開発金融機関民間部門開発ファシリティとの関連において、保証部分の導入契約が2014年8月20日に締結された。EU保証の総額は、2023年12月31日現在で38,920千ユーロ(2022年：38,920千ユーロ)である。

注(1)：特別部門は、総務会によって1963年5月27日に設定された。1977年8月4日の決議に基づき、その目的が見直され、第三者の勘定で第三者の委託に基づいて欧州投資銀行が実行した金融業務を記録するためとされた。ただし、コトヌー協定、欧州連合-アフリカ・インフラ信託基金、近隣インベストメント・ファシリティ信託基金（「NIF」）およびFEMIP信託基金に基づくインベストメント・ファシリティについては、個別財務書類に表示されている。また、EIBは2005年より他の委託について異なる種類の財務書類を作成している。

特別部門計算書は、欧州連合および加盟国の委託に基づく実行済金額もしくは未実行金額から解約額および返済額を控除した金額を示している。実行済金額および未実行金額ならびに受取済および受取予定資金は、額面価額で計上されている。特別部門計算書では、これらの業務に付随するリスクを補填するために必要となりうる引当金もしくは評価損益は、確定的な償却を除き、考慮されていない。外貨建ての金額は、12月31日現在の実勢為替レートで換算されている。

注(2)：欧州連合の委託に基づき、欧州連合の勘定により、またそのリスク負担の下に、マグレブおよびマシュレク諸国、マルタ、キプロス、トルコならびにギリシャにおけるプロジェクト資金（1981年1月1日の欧州共同体加盟前に10百万ユーロ融資）のため締結された契約の実行時の金額：

実行時の金額：		840,457
減算：	為替差額	57,287
	解約額	179,322
	返済額	552,591
		<u>-789,200</u>
		<u>51,257</u>

注(3)：欧州連合の委託に基づき、欧州連合の勘定により、またそのリスク負担の下に、アフリカ・カリブ海および太平洋諸国ならびに加盟国の属国および属領（ACP-OCT）におけるプロジェクト資金のため締結された契約の実行時の金額：

リスク資本による貸付金：		
条件付劣後貸付金	3,116,097	
出資	121,002	
実行時の金額：		3,237,099
加算：	資産計上された利息	9,548
減算：	解約額	746,373
	返済額	2,376,485
	為替差額	55,825
		<u>-3,178,683</u>
		<u>67,964</u>

【EU会計指令に基づく連結財務書類とIFRSに基づくものとの差異】

EU会計指令に基づき作成されたEIBグループの2023年12月31日現在の連結貸借対照表および2023年12月31日終了年度の損益計算書ならびにIFRSに基づき作成されたそれらとの間における差異

連結貸借対照表

2023年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

資産	EU会計指令	調整		IFRS
		影響	参照	
1 現金、中央銀行および郵便局預け金	210,008	0		210,008
2 中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券	37,012,900	-41,580	A.1, B.1, C	36,971,320
3 金融機関貸付金および預け金				
a) 要求払	1,145,899	0		1,145,899
b) その他の貸付金および預け金	45,526,023	533,345	A.2, B.4	46,059,368
c) 貸付金	90,503,892	-314,214	A.2, B.4	90,189,678
d) 貸付金および預け金の減損（戻入れ控除後）	-2,392	-65,541	C	-67,933
	137,173,422			137,327,012
4 対顧客貸付金および預け金				
a) その他の貸付金および預け金	55,581	77	A.2, B.4	55,658
b) 貸付金	335,335,122	96,686	A.2, B.4	335,431,808
c) 貸付金および預け金の減損（戻入れ控除後）	-540,260	61,244	C	-479,016
	334,850,443			335,008,450
5 確定利付証券を含む負債証券				
a) 公共機関による発行	5,362,444	11,084	A.1, B.1, C	5,373,528
b) その他による発行	6,538,875	-17,834	A.1, B.1, C	6,521,041
	11,901,319			11,894,569
6 株式およびその他の変動利付証券	11,005,196	9,284,137	B.2, B.3	20,289,333
7 参加持分	493,709	-493,709	B.3	0
8 デリバティブ資産	0	28,657,496	B.5	28,657,496
9 有形固定資産	281,796	111,067	G	392,863
10 無形資産	96,045	0		96,045
11 その他の資産	415,158	16,540	B.5, H	431,698
12 応募済資本金および準備金（払込請求済払込未了分）	479,548	8,044	I	487,592
			A.1, A.2, A.4,	
13 前払金	16,368,090	-16,108,621	B.1, B.4, B.5	259,469
資産合計	550,287,634			572,025,855

連結貸借対照表

2023年12月31日現在
(単位：千ユーロ)

	EU会計指令	調整		IFRS
		影響	参照	
負債および資本				
1 金融機関に対する債務				
a) 要求払	1,094,567	0		1,094,567
b) 期日払または通知払	1,051,719	1,083	A.3	1,052,802
	2,146,286			2,147,369
2 顧客に対する債務				
a) 要求払	1,912,580	0		1,912,580
b) 期日払または通知払	159,477	83	A.3	159,560
	2,072,057			2,072,140
3 債務証書借入				
a) 負債証券	426,635,480	-4,353,441	A.4	422,282,039
b) その他	8,184,017	1,278,979	A.4	9,462,996
	434,819,497			431,745,035
4 デリバティブ負債	0	34,337,466	B.5	34,337,466
5 その他の負債	4,660,811	844,796	A.2, B.5, E, G, H	5,505,607
6 繰延収益	18,227,759	-17,561,088	A.1, A.2, A.3, A.4, B.1, B.4, B.5, F	666,671
7 引当金				
a) 年金制度および健康保険制度	5,131,484	1,341,517	D	6,473,001
b) 保証引当金	88,891	-26,779	C	62,112
	5,220,375			6,535,113
負債合計	467,146,785			483,009,401
8 資本金				
a) 応募済資本金	248,795,607	0		248,795,607
b) 払込未請求資本金	-226,604,892	0		-226,604,892
	22,190,715			22,190,715
9 準備金				
a) 準備基金	24,879,561	0		24,879,561
b) その他準備金	18,973,074	5,284,339	A-H	24,257,413
c) 公正価値準備金		973,274	A.4, B.2, B.5	973,274
d) 特別活動準備金	11,194,601	0		11,194,601
e) 一般貸倒準備金	1,883,372	0		1,883,372
	56,930,608			63,188,221
10 当期純利益	2,407,059	-135,009	A-I	2,272,050
11 非支配持分	1,612,467	-246,999	E	1,365,468
資本合計	83,140,849			89,016,454
負債および資本合計	550,287,634			572,025,855

連結損益計算書

2023年12月31日終了事業年度
 (単位：千ユーロ)

	EU会計指令	調整		IFRS
		影響	参照	
1 受取利息および類似収益	26,126,190	-746,762	A.1, A.2, B.1, B.4, B.5 A.4, B.5, D,	25,379,428
2 支払利息および類似費用	-22,895,420	348,583	E, G, I	-22,546,837
3 株式およびその他の変動利付証券からの収益	681,570	0		681,570
4 受取手数料	681,029	7,382	F	688,411
5 支払手数料	-365,321	0		-365,321
6 金融業務損益	-13,799	252,516	A.1, A.2, A.4, B.1, B.2, B.3, B.4, B.5, G, H	238,717
7 その他の業務収益および費用の純額	2,283	0		2,283
8 貸付金および預け金の減損ならびに保証引当金の変動(戻入れ控除後)	-172,051	-60,384	C, H	-232,435
9 固定金融資産として保有される譲渡可能有価証券、株式およびその他の変動利付証券の減損の変動(戻入れ控除後)	-5,809	4,581	C, B.3	-1,228
10 一般管理費				
a) 人件費	-1,082,473	53,158	D	-1,029,315
b) その他の管理費	-388,586	20,835	G	-367,751
	-1,471,059			-1,397,066
11 減価償却費および償却費：有形固定資産および無形資産				
a) 有形固定資産	-35,167	-34,994	G	-70,161
b) 無形資産	-35,854	0		-35,854
	-71,021			-106,015
12 当期純利益	2,496,592			2,341,507
少数株主に帰属する当期利益	89,533	-20,076	E	69,457
EIB株主に帰属する当期利益	2,407,059			2,272,050

評価および収益認識におけるIFRSおよびEU会計指令の間の差異

A 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたまたは償却原価で計上される金融資産および負債（ヘッジ会計を含む。）

1 負債証券ポートフォリオ

EU会計指令において、負債証券ポートフォリオは、購入価格で計上され償却原価で測定される（有価証券流動性ポートフォリオを除く。）。経過利息は、連結貸借対照表の「前払金および未収収益」の項目に計上される。未収割戻金およびアップフロント・フィーは、連結貸借対照表の「未払金および繰延収益」の項目に計上される。

IFRSに基づき、グループは、適格なヘッジ対象の負債証券にヘッジ会計を適用している。これらの有価証券の帳簿価額は、ヘッジの対象となるリスクに起因する公正価値について調整される。ヘッジ会計に含めることのできない経済的ヘッジ対象の負債証券は、当初認識時に取消不能で公正価値オプションに指定され、純損益を通じて公正価値で測定される。

経過利息（未収割戻金控除後）および未償却のアップフロント・フィーは、連結貸借対照表上で関連する金融商品の残高として報告される。

ヘッジ対象負債証券の公正価値変動およびヘッジの公正価値は、連結損益計算書の「金融業務損益」に認識される。

2 貸付金および預け金

EU会計指令において、すべての貸付金および預け金は、償却原価で計上されている。経過利息は連結貸借対照表の「前払金および未収収益」または「未払金および繰延収益」の項目に計上される。貸付金に係るアップフロント・フィーは償却され、連結損益計算書の「受取利息および類似収益」に認識される。

IFRSにおいては、グループは、適格なヘッジ対象の貸付金に公正価値ヘッジ会計（「FVH」）およびキャッシュ・フロー・ヘッジ会計（「CFH」）を適用している。FVH関係にある貸付金の帳簿価額は、ヘッジの対象となるリスクに起因する公正価値について調整される。ヘッジ会計に含めることのできない経済的ヘッジ対象の貸付金は、当初認識時に取消不能で公正価値オプションに指定され、純損益を通じて公正価値で測定される。

FVH関係にある貸付金の公正価値変動およびヘッジの公正価値は、連結損益計算書の「金融業務損益」に認識される。

経過利息は、連結貸借対照表上で関連する資産の残高として報告される。

信用減損している貸付金および預け金に係る経過利息は、「受取利息および類似収益」に戻入れがなされる。

IFRSにおいては、貸付金に係るアップフロント・フィーは、

- ・ 公正価値オプションに指定された貸付金に関して連結損益計算書上の「金融業務損益」の項目で即時認識される。
- ・ 貸付金の満期までの期間にわたり償却され、公正価値ヘッジ会計および／または償却原価で測定に指定された貸付金については、連結貸借対照表の「金融機関および対顧客貸付金および預け金」の項目で認識される。

IFRSにおいては、償却原価で測定される金融資産のキャッシュ・フローについて大幅な契約の変更がなされた場合、新たな金融資産をその公正価値で計上し、条件変更に係る損益の影響額を連結損益計算書の「金融業務損益」に計上する。

貸付金の仮勘定は、「その他の負債」から当該貸付金仮勘定が関連する貸付金残高に再分類される。

3 金融機関および顧客に対する債務

EU会計指令において、「金融機関および顧客に対する債務」は、連結貸借対照表において償還額で表示される。

金融機関および顧客に対する債務の利息は、発生主義により、連結損益計算書の「支払利息および類似費用」または利息がマイナスの場合には「受取利息および類似収益」に計上される。経過利息は、「未払金および繰延収益」に含まれる。

IFRSにおいては、「金融機関および顧客に対する債務」は、当初は取得原価で計上され、連結貸借対照表では償却原価で表示される。

金融機関および顧客に対する債務の利息は、実効金利法を用いて連結損益計算書の「支払利息および類似費用」または「受取利息および類似収益」に計上される。

経過利息は、連結貸借対照表上で関連する金融商品の残高として報告される。

4 債務証券借入

EU会計指令において、債務証券借入は償却原価で計上される。経過利息は連結貸借対照表の「未払金および繰延収益」の項目に計上される。「前払金および未収収益」または「未払金および繰延収益」に計上される発行手数料および償還プレミアムまたはディスカウントは定額法で償却され、その後連結損益計算書の「支払利息および類似費用」の項目に認識される。

IFRSにおいては、グループは、適格である場合は常にそのヘッジ対象の発行債務の大部分に公正価値ヘッジ会計を適用する。これらの債務証券借入の帳簿価額は、ヘッジの対象となるリスクに起因する公正価値について調整される。ヘッジ会計に含めることのできない経済的ヘッジ対象の債務証券借入は、当初認識時に取消不能で公正価値オプションに指定され、純損益を通じて公正価値で測定される。

債務証券借入の公正価値変動およびヘッジの公正価値は、連結損益計算書の「金融業務損益」に認識される。

経過利息は、連結貸借対照表上で関連する負債性金融商品の残高として報告される。

発行手数料および償還プレミアムまたはディスカウントは、連結貸借対照表で関連する金融商品の項目において報告され、実効金利法を用いて関連する債務証券借入の満期までの期間にわたって償却される。ただし、債務証券借入が純損益を通じて公正価値で測定され、発行手数料、プレミアム/ディスカウントおよび償還プレミアムが連結損益計算書の「金融業務損益」に即時認識される場合を除く。

公正価値オプションに指定された債務証券借入については、IFRS第13号に従い自己信用リスクを反映した自己信用調整（「OCA」）が計算され、それぞれの変動額が「公正価値準備金」として「その他の包括利益（「OCI」）」に計上される。

IFRSにおいて、グループは金融資産および金融負債の相殺基準を充たす1件の取引を有している。

B 強制的に純損益を通じて公正価値で分類されるまたはその他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産および金融負債

1 負債証券ポートフォリオ

EU会計指令においては、有価証券流動性ポートフォリオを除く負債証券ポートフォリオは、購入価格で計上され、償却原価で測定される。有価証券流動性ポートフォリオの負債証券は、公正価値で計上される。公正価値変動は、連結損益計算書の「金融業務損益」に直接反映される。経過利息は、連結貸借対照表の「前払金および未収収益」および「未払金および繰延収益」の項目に計上される。

IFRSにおいては、一部の負債証券は償却原価で測定することができないため公正価値で計上しなければならず、公正価値変動は直接損益に反映される。

これらの負債証券の公正価値変動は、連結損益計算書の「金融業務損益」に認識される。

経過利息は、連結貸借対照表上で関連する金融商品の残高として報告されるが、関連手数料は、連結損益計算書の「金融業務損益」に即時認識される。

2 株式およびその他の変動利付証券

EU会計指令においては、株式およびその他の変動利付証券は、当初は取得原価で計上され、返済による資金の還流額が減額される。これらの帳簿価額は、その後取得原価または各貸借対照表日現在の時価のいずれか低い方の額に調整される。

個々の評価損益は「金融業務損益」に計上される。

IFRSにおいては、株式およびその他の変動利付証券は公正価値で計上され、公正価値変動は連結損益計算書の「金融業務損益」に直接反映される。ただし、公正価値変動が「公正価値準備金」としてOCIに反映されている欧州復興開発銀行（「EBRD」）に対する投資を除く。

3 参加持分

EU会計指令においては、「参加持分」は、グループの会計方針と一致した手法に基づき、EU会計指令に定める持分法を用いて会計処理されている。個々の評価損益は、「固定金融資産として保有される譲渡可能有価証券および参加持分に係る（再）評価損益」に計上される。

IFRSにおいては、参加持分は「株式およびその他の変動利付証券」に含められ、個々の公正価値調整は「金融業務損益」に計上される。

4 貸付金および預け金

EU会計指令においては、すべての貸付金および預け金は償却原価で計上される。経過利息は、連結貸借対照表の「前払金および未収収益」または「未払金および繰延収益」の項目に計上される。貸付金に係るアップフロント・フィーは償却され、連結損益計算書の「受取利息および類似収益」に認識される。

IFRSにおいては、償却原価での測定に適格でない貸付金は、純損益を通じて公正価値で測定に分類される。これらの貸付金に係るアップフロント・フィーは、契約時に連結損益計算書の「金融業務損益」に認識される。

貸付金の公正価値変動は、連結損益計算書の「金融業務損益」に認識される。

5 デリバティブ資産および負債

a 財務デリバティブ

EU会計指令において、有価証券流動性ポートフォリオに含まれるデリバティブ金融商品は、時価で評価され、「その他の資産」または「その他の負債」に計上される。

デリバティブ金融商品について発生する利息は、「前払金および未収収益」または「未払金および繰延収益」に表示される。

IFRSにおいては、すべてのデリバティブ資産および負債は連結貸借対照表で認識され、純損益を通じて公正価値で測定される。

経過利息は、連結貸借対照表上で関連する金融商品の残高として報告される。

信用評価調整（「CVA」）、債務評価調整（「DVA」）および担保評価調整（「CollIVA」）は、デリバティブの公正価値評価に含まれている。

デリバティブの公正価値変動は連結損益計算書の「金融業務損益」に認識される。

b デリバティブおよびヘッジ活動

EU会計指令において、ヘッジ・デリバティブ金融商品は貸借対照表で認識されない。これらはオフ・バランスシートにおいて額面価額で報告される。

デリバティブ金融商品について発生する利息は、「前払金および未収収益」または「未払金および繰延収益」に表示される。

アップフロント・フィー、償還プレミアムまたはプレミアム/ディスカウントは、「支払利息および類似費用」として、関連するデリバティブの満期までの期間にわたり償却される。

IFRSにおいては、すべてのデリバティブ資産および負債は貸借対照表で認識され、純損益を通じて公正価値で測定される。

経過利息は、連結貸借対照表上で関連する金融商品の残高として報告される。

CVA、DVAおよびCoIIVAは、デリバティブの公正価値評価に含まれている。

デリバティブの公正価値変動は、連結損益計算書の「金融業務損益」に認識される。

為替スワップおよび外国為替予約のプレミアムおよびディスカウントの償却は、「金融業務損益」に計上される。

公正価値ヘッジ会計（「FVH」）におけるデリバティブについては、ヘッジ手段に指定された部分の利得または損失が連結損益計算書に認識される。加えて、グループは、通貨ベース・スプレッド（「CBS」）の公正価値をヘッジ手段指定から分離し、特定の会計処理を適用している。当初ヘッジ手段の指定日に測定されたCBSの金額はOCIに計上され、連結損益計算書においてヘッジ期間にわたり定額法で償却される。CBSのその後の公正価値変動は、OCIに直接認識される。

キャッシュ・フロー・ヘッジ会計（「CFH」）におけるデリバティブについては、ヘッジ手段の有効部分に係る利得または損失はOCIに認識される。ヘッジ対象に係るキャッシュ・フロー（例えば、受取利息）が損益計算書に計上される際に、OCIの金額は連結損益計算書に振り替えられる。

公正価値ヘッジ会計におけるデリバティブのアップフロント・フィーまたは償却プレミアムは、実効金利法を用いて関連するデリバティブの満期までの期間にわたり償却される。ただし、これらのデリバティブがヘッジ会計に指定されておらず、「金融業務損益」に即時認識される場合を除く。

IFRSにより、グループは、金融資産および金融負債の相殺基準を充たす2件の取引を有している。

c 償却原価で測定される金融資産および貸付コミットメントの減損

EU会計指令において、貸付金および預け金の評価損益は、()それらの金額のすべてもしくは一部が回収できないリスクが存在する場合、または()減損しているがそのように認識されていないポートフォリオの貸付金もしくは発生しているが報告されていない損失を捕捉するために計上される。これらの評価損益は、連結損益計算書の「貸付金および預け金ならびに偶発債務引当金に係る（再）評価損益」として会計処理され、連結貸借対照表上の適切な資産項目から控除される。

負債証券の評価損益は、それが一時的でない場合に、または減損しているがそのように認識されていない負債証券もしくは発生しているが報告されていない損失を捕捉するために計上される。これらの評価損益は、連結損益計算書の「固定金融資産として保有される譲渡可能有価証券および参加持分に係る（再）評価損益」として会計処理され、連結貸借対照表上の適切な資産項目から控除される。

IFRSにより、グループは、償却原価で測定されるすべての貸付金および負債証券の損失引当金に加え、オフ・バランスシートの貸付コミットメントの損失引当金を認識することが要求されている。この引当金

は、当初認識以降に信用リスクが著しく増大した場合、または当該金融商品が信用減損していると判断された場合は全期間予想信用損失（「ECL」）に基づき、そうでない場合は12ヵ月ECLに基づき計上される。

金融商品の性質に応じて、ECL引当金は、連結貸借対照表の適切な資産項目から控除される。オフ・バランスシート項目については、貸倒引当金は「引当金 b) 保証および契約債務引当金」の項目で報告される。

ECL引当金の変動は、連結損益計算書の以下のいずれかの項目に計上される。

- ・ 貸付金および貸付コミットメントについては、「貸付金および預け金の減損ならびに保証引当金の変動（戻入れ控除後）」
- ・ 負債証券については、「固定金融資産として保有される譲渡可能有価証券、株式およびその他の変動利付証券の減損の変動（戻入れ控除後）」

D 年金基金

EU会計指令においては、10%回廊方式が採用されており、退職給付債務の10%を超過する当年度の数理計算上の差異の累積額は、7年の期間にわたり定額法で「一般管理費 a) 人件費」に認識される。

IFRSにおいて、グループは、退職後確定給付制度に関連する収益または費用を決定するために改訂されたIAS第19号を適用している。

数理計算上の差異の累積額は、全額が「その他準備金」としてOCIで認識される。人件費の調整は、連結損益計算書の「一般管理費 a) 人件費」で、利息費用の調整は「支払利息および類似費用」で認識される。

E 非支配持分の調整

EIBおよび欧州投資基金（「EIF」）は総称して「グループ」と定義されている。

EIBはその子会社の1つであるEIFのECを除く少数株主の全所有株式を対象としてプット・オプションを付与した。

EU会計指令において、非支配持分は連結貸借対照表上、「非支配持分に帰属する資本」として別に計上される。プット・オプションは、グループの連結オフ・バランスシートに計上される。

IFRSにおいては、非支配持分は組み替えられ、対応する金融負債がオプションの行使価格の公正価値により「その他の負債」に認識されて親会社の株主に帰属する。その後、当該金融負債はIFRS第9号に従って測定される。すなわち、取得日後の金融負債の公正価値変動は、連結損益計算書の「支払利息および類似費用」に認識される。非支配持分の合意価格に対する超過額または不足額は「連結準備金」に戻入れがなされる。

F 受取手数料

グループは、EU会計指令およびIFRSに基づき、一定期間にわたり履行義務が充足される収益からの受取手数料を、サービス期間にわたり発生主義で認識している。一時点でのサービスの提供またはその履行により稼得した受取手数料（例えば業績連動）は、サービスが完了した時点で認識される。

グループは、一定のマンデートについて、収入を受領する時期と各マンデートの全期間にグループにおいてサービス/コストが発生する時期との間のずれに対応するために、繰延収益方針を確立している。対応する調整が「受取手数料」に対して連結貸借対照表の「繰延収益」に計上される。

EU会計指令において、一定の期間にわたりこの繰延メカニズムを将来に向かって適用し当会計年度の繰延収益を認識したが、IFRSにおいては、グループは修正遡及アプローチを使用し、IFRS第15号への移行時に累積的影響額を資本に認識した。

この結果、繰延収益とそれに対応する個々の年度に計上される収益に差異が生じた。

G リース

EU会計指令に基づき、賃借料は「一般管理費 b)その他の管理費」に計上される。

IFRS第16号に従って、グループは、契約がリースに該当するかを評価する。リースに該当する場合、グループは使用权資産およびリース負債を認識する。ただし、免除規定の対象となるもの（短期リース資産および新規の取得原価を基準とした少額リース）を除く。上記の使用权資産は「有形固定資産」に認識され、対応するリース負債は「その他の負債」に認識される。

その後、グループは、原価モデルを適用して使用权資産を計上し、使用权資産を開始日からリース契約終了時まで減価償却するとともに毎年減損評価を行う。使用权資産の減価償却は、「減価償却費および償却費：有形固定資産および無形資産 a)有形固定資産」に計上される。リース負債の帳簿価額は、リース料およびリース負債に係る割引の巻戻しによる利息を反映して調整され、再評価またはリースの条件変更を反映するため再測定が行われる。リース負債に係る割引の巻戻しによる利息は、連結損益計算書の「支払利息および類似費用」に計上される。再評価の金額は、連結損益計算書の「金融業務損益」に計上される。

H 金融保証契約

EU会計指令に基づき、金融保証による負債純額は、連結貸借対照表の「引当金 b)保証業務に係る引当金」に表示されている。将来の予想プレミアムの正味現在価値が予想支払義務を超過する額を表す未実現利益は、引き続き認識されていない。

純負債の増加または減少は、連結損益計算書の「貸付金および預け金ならびに偶発債務引当金に係る（再）評価損益」で認識される。

IFRSにおいて、金融保証による未実現利益は、金融保証契約の測定の結果として正味資産ポジションとなった場合、連結貸借対照表の「その他の資産」に計上される。金融保証契約の測定の結果として正味負債ポジションとなった場合、償却後の当初NPVが12ヵ月ECLまたは全期間ECLよりも高い契約については、「その他の負債」に表示される。信用減損があり、全期間ECLに基づいた損失引当金が認識されている保証契約については、「保証および契約債務引当金」に表示される。金融保証に関連する「その他の資産」または「その他の負債」の増加または減少は、連結損益計算書の「金融業務損益」に認識される。保証履行請求に対する決済以外の金融保証に伴う「保証および契約債務引当金」の増加または減少は、連結損益計算書の「貸付金および預け金の減損ならびに保証引当金の変動（戻入れ控除後）」に認識される。

I 応募済資本金および準備金（払込請求済払込未了分）

EU会計指令に基づき、「応募済資本金および準備金（払込請求済払込未了分）」の項目には、2020年3月1日のポーランドおよびルーマニアの増資に伴う両国からの将来の支払額が含まれる。

IFRSにおいて、当該支払額は、割引キャッシュ・フロー法を用いて割り引かれる。

割引の影響は、当初「受取利息および類似収益」として計上され、その償却額は「支払利息および類似費用」に計上されている。

(6) 【その他】

欧州の安保防衛産業に対するEIBの支援に関するアップデート

2024年5月8日、EIB理事会は、EIBグループの融資の対象となる軍民両用の物資およびインフラに関する定義の改定を承認し、専用仲介融資を解禁して安全保障・防衛産業の中小企業（SME）に対する融資を促進することに合意した。

EIBのナディア・カルヴィーニョ総裁は2024年2月、EU諸国の財務大臣に対し、欧州の平和と安全保障の保護に向けたEIBグループによる支援の強化が最優先課題の1つであると説いた。EIBの株主、金融市場および主要関係者との集中協議を経て、また欧州の安保防衛関連企業の金融アクセスの一層の改善について欧州理事会から委託を受け、カルヴィーニョ総裁はEU経済財政閣僚理事会（ECOFIN）の2024年4月12日の前回会合において安保防衛産業のための緊急アクション・プランを発表し、この取組みは幅広く支持された。

同アクション・プランは、2024年5月8日のEIB理事会で正式に採択された。EIBは今後、安保防衛分野の軍民両用プロジェクトの融資適格について、予想収益の稼得先の50%超を民生利用で占めるという旧来の要件を免除する。軍または警察が利用するプロジェクトやインフラのうち、民生需要にも対応できるものは、EIBグループの融資適格を備えることになる。予想収益の民生稼得額や民生利用者の比率に関する下限要件は廃止される。

EIBグループは、安保防衛分野のSMEファイナンスに関する規則も改定する。この改定により、小規模企業や革新要素の高い新興企業の軍民両用プロジェクト向けの専用与信枠が認められ、これらはEU加盟国の銀行やその他の仲介機関により管理される。業務内容が部分的に防衛に関わるEUの企業は、EIBが担保する仲介与信枠を用いることで融資適格が与えられる。EIBグループの融資適格基準および活動や分野に関する除外指定のリストについて、上記以外の変更点はない。

EIBグループは、安保防衛投資に関する網羅的なサービスの提供に特化した安全保障・防衛課を設置し、2024年5月1日に業務を開始した。同課は、欧州の安保防衛能力の強化を目的として、合理的な資金援助および専門家による支援を提供する。

今回の改定は欧州の安保防衛分野への投資の加速およびEIBグループの同分野向け融資のアクセス向上を想定したものであり、これにより戦略的欧州安全保障イニシアティブ（SESI）に基づき利用可能な60億ユーロの資金の投入および欧州投資基金（EIF）の防衛エクイティ・ファシリティの活用、ならびに欧州の安保防衛産業に対するEIBグループの一層の支援強化を行っていく。

EIFを含むEIBグループは2017年以降、欧州の防衛安保産業を強化するための投資を積極的に支援している。EIBグループの融資の受け手は、防衛セクターの著名企業から革新的な新興企業まで多岐にわたる。

ロシアによるウクライナ侵攻を受けてSESIが直ちに拡充され、その利用可能資金は現時点で60億ユーロが確保されている。さらに、2024年1月にはEIFが1億7,500万ユーロの防衛エクイティ・ファシリティを設定し、サイバーセキュリティ分野などの防衛分野の中小企業や新興企業の支援が可能となっている。

SESIの適格プロジェクトには、軍事移動、宇宙、サイバーセキュリティ、グリーン安全保障、重要インフラ、国境警備、およびその他の軍民両用投資（ドローンなど）が含まれる。

EIBの総務会がEIBの定款変更プロセスを開始

2024年6月21日、EIBの総務会は、EIBの定款（「定款」）の一部を変更するためのプロセスを開始した。この定款変更案は、他の国際金融機関に倣い、EIBの負債比率（ギアリング・レシオ）に関

する決定（すなわち、EIBの応募済資本、準備金、未充当の引当金および当期利益の和を分母として、EIBが提供する貸付金および保証の残高総額がいかなる時点においても超えてはならない比率の上限の設定）に関する権限を、EIBの総務会に与えるものである。

この定款変更に向けた法的手続は欧州連合機能条約（「TFEU」）第308条で定められており、EIBの統治機関および欧州連合理事会が、欧州議会、欧州委員会およびEU加盟国の一部の国会と協議しながらこの手続を進めることになる。

EIBの総務会はまた、この定款変更案がTFEU第308条に従い採択されることを条件として、負債比率の上限を250%から290%に引き上げることに合意した。これによりEIBは、信用格付け、レバレッジ比率および自己資本比率を落とすことなく、2024年の予定年間融資額を維持し、マンドートやEU予算保証を追加的に実施することができるようになる。この引き上げにより、EIBグループの戦略ロードマップの実施や、クリーンエネルギー、バッテリー、社会・地域的な結束および安保防衛などの分野への不可欠な投資について十分な余力がもたらされ、それが欧州の戦略的自律性を高めることになると期待している。新しい負債比率規制のもと、EIBは高い中核的自己資本（コアTier 1資本）比率を維持し、効率性と収益性の向上に向けた社内の取組みによりさらに強くなると考えており、この定款変更案により欧州の納税者に影響が生じることはないと予想している。負債比率の上限の改定は、定款変更の効力発生日と同日に効力を生じる。ただし、この定款変更案の最終的な採択、および採択の時期は、まだ確定事項ではない。

(7) 【発行者の属する国等の概況】

該当なし